

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



Home Office

# イラン 出身国情報 (COI) 報告書

COI 公式資料局

2013年9月26日

# 目次

## 序文

## 基本情報

1. 地理 .....	1.01
地図 .....	<b>1.05</b>
イラン .....	1.05
テヘラン .....	1.06
カレンダー .....	<b>1.07</b>
国民の祝祭日 .....	1.08
週末 .....	1.09
2. 経済 .....	2.01
為替レート .....	<b>2.10</b>
3. 歴史 .....	3.01
1978 年以前：王権統治 .....	<b>3.01</b>
1979 年から 1999 年まで：イスラム革命から初の地方選挙まで.....	<b>3.04</b>
2000 年から 2008 年まで：議会選挙および大統領選挙.....	<b>3.06</b>
2009 年から 2010 年 5 月まで .....	<b>3.07</b>
大統領選挙－2009 年 6 月 12 日 .....	3.07
2010 年の政府の弾圧に対するデモおよび選挙の影響 .....	3.12
2011 年から 2012 年 5 月まで.....	<b>3.21</b>
議会選挙：2012 年 3 月および 5 月 .....	3.24
4. 最近の進展（2013 年 6 月から 8 月 31 日） .....	4.01
2013 年 6 月 14 日の大統領選挙 .....	<b>4.01</b>
5. 憲法 .....	5.01
6. 政治制度 .....	6.01
政党 .....	<b>6.06</b>

## 人権

7. はじめに .....	7.01
8. 犯罪 .....	8.01
麻薬密輸 .....	<b>8.01</b>

9.	治安部隊 .....	9.01
	治安部隊および情報部隊の概要 .....	<b>9.01</b>
	情報治安省 (Ministry of Intelligence and Security (MOIS)) および Vezarat-e Ettela'at va Aminat-e Keshvar (VEVAK) (ベザラット・エッテラート・ヴァ・アミナット・ケシヴァール)、別名 Ettela'at (エッテラート) .....	<b>9.04</b>
	法執行部隊 (含む警察) .....	<b>9.05</b>
	イラン革命防衛隊 (Iranian Revolutionary Guards Corps (IRGC、別称 'Pasdaran (パスタラン)') .....	<b>9.07</b>
	Qods (コッズ) / Quds (クッズ) 部隊 .....	9.13
	Basij (バシジ) .....	9.16
	Ansar-e Hezbollah (アンサール・ヒズボラ) (Helpers of the Party of God (神の党の追随者)) .....	9.23
	<b>国軍</b> .....	<b>9.26</b>
	<b>政府軍による人権侵害</b> .....	<b>9.28</b>
	恣意的逮捕および拘留 .....	9.28
	拘置所 .....	9.34
	拷問 .....	9.44
	切断およびむち打ち .....	9.55
	裁判外殺害 .....	9.61
10.	兵役 .....	10.01
11.	司法 .....	11.01
	<b>組織</b> .....	<b>11.01</b>
	裁判所構造 .....	11.06
	<b>独立性</b> .....	<b>11.09</b>
	<b>公正裁判</b> .....	<b>11.16</b>
	欠席裁判 .....	11.24
	二重の危険 (一事不再理 (ne bis in idem)) .....	11.26
	保釈 .....	11.27
	<b>刑法</b> .....	<b>11.34</b>
	治安法 .....	11.46
	判事の見識 .....	11.47
	イラン国外での犯罪 .....	11.52
	<b>裁判関連書類</b> .....	<b>11.53</b>
	召喚状 .....	11.53
	逮捕令状 .....	11.59
	報告 .....	11.62

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

iii

裁判評決および判決の宣告／施行 .....	11.63
12. 逮捕および拘留 — 法的権利.....	12.01
13. 刑務所の環境 .....	13.01
14. 死刑 .....	14.01
<b>投石の刑</b> .....	<b>14.13</b>
15. 政治的所属 .....	15.01
<b>政治的表現の自由</b> .....	<b>15.01</b>
2009 年の大統領選挙期間中およびそれ以降の出来事 .....	15.07
イラン国外にいる政治的反体制活動家とその家族 .....	15.19
政治犯および良心の囚人 .....	15.30
<b>結社と集会の自由</b> .....	<b>15.37</b>
<b>反体制グループおよび政治活動家</b> .....	<b>15.44</b>
グリーン運動.....	15.49
学生運動家.....	15.56
Mojahedin-e Khalq Organisation (MEK/MKO) (モジャヘディン・カールク組織) (別名 People's Mojahedin Organisation of Iran (PMOI) (イラン人民モジャヘディン組 織) または Holy Warriors of the People (人民聖戦士)) .....	15.67
People's Resistance Movement of Iran (PMRI) (イラン人民抵抗運動) 別名 Jundallah [Jondallah] (ジュンダッラー) .....	15.79
クルド族政党.....	15.87
Kurdish Democratic Party of Iran (KDPI、別称 DPIK) (イラン・クルド民主党) Komala [Komalah, Komaleh] (コマラ) .....	15.89
Komala [Komalah, Komaleh] (コマラ) .....	15.92
Partiya Jiyana Azada Kurdistan (PJAK) 別名 Kurdistan Free Life Party または Party of Free Life of Iranian Kurdistan (クルドの自由な生活党) .....	15.98
16. 言論と報道の自由 .....	16.01
<b>概観</b> .....	<b>16.01</b>
<b>出版報道</b> .....	<b>16.08</b>
<b>テレビ・ラジオ</b> .....	<b>16.12</b>
<b>ジャーナリスト</b> .....	<b>16.14</b>
<b>インターネット</b> .....	<b>16.22</b>
<b>ブロガー</b> .....	<b>16.40</b>
<b>学問の自由</b> .....	<b>16.47</b>
17. 人権組織、団体および活動家.....	17.01
<b>人権および非政府組織 (NGO)</b> .....	<b>17.01</b>
<b>人権活動家および法律家</b> .....	<b>17.06</b>

18. 汚職 .....	18.01
19. 信教の自由 .....	19.01
<b>概観</b> .....	<b>19.01</b>
宗教人口 .....	19.09
<b>法的枠組み</b> .....	<b>19.11</b>
<b>背教（イスラム教からの改宗）</b> .....	<b>19.18</b>
背教に関する法案 .....	19.21
背教者の告訴 .....	19.23
<b>キリスト教徒</b> .....	<b>19.31</b>
イスラム教徒のキリスト教への改宗 .....	19.48
<b>スンニ派イスラム教徒</b> .....	<b>19.61</b>
<b>ユダヤ教徒</b> .....	<b>19.67</b>
<b>ゾロアスター教徒</b> .....	<b>19.73</b>
<b>サビアン・マンダヤ教徒</b> .....	<b>19.76</b>
<b>バハーイ教徒</b> .....	<b>19.77</b>
<b>スーフィ教徒</b> .....	<b>19.83</b>
20. 民族グループ .....	20.01
<b>概観</b> .....	<b>20.01</b>
<b>クルド族</b> .....	<b>20.11</b>
背景 .....	20.11
差別予備人権侵害 .....	20.14
<b>アラブ系部族</b> .....	<b>20.27</b>
<b>バルーチ族</b> .....	<b>20.37</b>
<b>アゼリー人</b> .....	<b>20.46</b>
21. レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルおよびトランスジェンダーの人々 .....	21.01
<b>法的権利</b> .....	<b>21.02</b>
<b>政府当局による扱い、態度</b> .....	<b>21.10</b>
罪、判決および処罰 .....	21.10
逮捕および虐待 .....	21.25
政府当局の見解 .....	21.39
兵役 .....	21.48
<b>社会の扱い、態度</b> .....	<b>21.51</b>
<b>レズビアン</b> .....	<b>21.59</b>
<b>トランスジェンダーの人々</b> .....	<b>21.60</b>
22. 障害者 .....	22.01
23. 女性 .....	23.01

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

v

概観 .....	23.01
法的権利 .....	23.11
政治的権利 .....	23.25
社会的・経済的権利 .....	23.30
中絶 .....	23.31
結婚 .....	23.33
Sigheh (シゲー) (臨時結婚) .....	23.39
Mehriyeh (メフリエー) (婚姻の贈り物／婚姻継承財産設定) .....	23.46
姦通 .....	23.47
離婚 .....	23.52
子供の親権 .....	23.57
服装規定および性差別 .....	23.61
職場の女性 .....	23.68
教育 .....	23.74
女性に対する暴力 .....	23.78
名誉殺人 .....	23.90
女性保護団体に対する政府の抑圧 .....	23.99
保健と福祉 .....	23.112
24. 児童 .....	24.01
概観 .....	24.01
基本的な法的情報 .....	24.07
法的権利 .....	24.11
司法制度および刑罰制度 .....	24.13
児童に対する死刑 .....	24.20
児童に対する暴力 .....	24.29
児童労働およびストリート・チルドレン .....	24.32
人身売買 .....	24.39
女性器切除 (FGM) .....	24.43
児童ケアおよび保護 .....	24.45
家族捜索 .....	24.48
教育 .....	24.49
保健と福祉 .....	24.56
書類 .....	24.60
25. 人身売買 .....	25.01
26. 保健医療状況 .....	26.01
医学的治療と薬品の利用可能性についての概観 .....	26.01

エイズ-抗レトロウイルス治療 .....	26.13
メンタルヘルス .....	26.20
27. 移動の自由 .....	27.01
28. 外国人難民 .....	28.01
身分証明書 .....	28.13
29. 市民権と国籍 .....	29.01
身分証明書 .....	29.10
30. 偽造文書と不正入手文書 .....	30.01
31. 出入国 .....	31.01
合法出入国 .....	31.01
違法出入国 .....	31.13
難民申請を却下された人 .....	31.15
32. 就業の権利 .....	32.01

## 附属書

附属書 A - 主要出来事年表

附属書 B - 政治団体

附属書 C - 著名人

附属書 D - 略語集

附属書 E - 出典文献の参考資料リスト

附属書 F - 英国外務省 (Foreign and Commonwealth Office) からの通信

# 序文

i 出身国情報（COI）レポートは英国内務省の COI サービスが作成しており、難民および人権の判定手続きに係る職員が使用することを目的とする。本レポートには、英国での難民および人権の請求において広く提起される問題についての一般的な基本情報を記載している。本レポートの本文に盛り込まれている情報は 2013 年 8 月 31 日までのものである。本レポートの刊行日は 2013 年 9 月 26 日である。

ii 本レポートは、英語で公開されている広範な外部情報源により作成した資料をもとに編集されたものである（内務省が原資料を他言語から英語に翻訳する場合もある。このような場合、こうした事実は本文中に明記される）。本レポートの情報は全文にわたりすべて原資料に帰属している。

iii 本レポートの目的は、認定された原資料の概要を記載することであり、英国における難民および人権の申請において提起される主たる問題点に重点を置いている。よって難民および人権の請求において生じうるすべての問題に関しての包括的な調査を目的とするものではない。当局はさらなる詳細について元となる原資料を精査することが推奨される。詳細な説明については、関連する原資料を直接精査されたい。

iv COI レポートの構成および書式は内務省の政策決定担当者が使用する様式に沿ったもので、特定問題の情報への迅速な電子的閲覧を必要とし、必要な項目に直接進むために目次のページを使用する現職の職員を対象としている。難民および人権の請求において提起される重要な問題は通常、特定項目内で取り上げられているが、他の複数の項でも言及されている場合がある。従って本レポートの構成上、一部重複する箇所がある。

v 本 COI レポートに盛り込まれている情報は、原資料から確認できる情報に限定される。難民および人権の請求に関係する題目についての範囲の情報を取り上げるよう努めているものの、すべての問題に関する情報の入手が常に可能なわけではない。こうした理由から、本レポートの記載情報が実際に述べている以上の何らかを示唆するものと受け取らないよう注意することが大切である。例えば、ある特定の法律が可決されていると述べていても、記述がない限り施行されていると受け止めてはならない。同様に、情報の欠如は、例えば特定の出来事または措置が生じなかったことを必ずしも意味するものではない。

vi 上述の通り、本レポートは数多くの情報源で作成された引用を編集したものである。編集にあたっては、様々な原資料に記載されている情報同士に食い違いがあっても解決は試



みていない。例えば、原資料が異なれば個人、場所および政党などの名称や綴りも異なった形式で記載されていることが多い。COI レポートの目的は、綴りの整合性をとることではなく、原資料で使用されている綴りを忠実に反映させることである。同様に、原資料が複数あると数値に時折相違があるが、これらはただ原文通りに引用するだけである。本文書では「sic」という用語が使われているが、これは単に引用文の綴りの間違いか印刷ミスを示すものであるゆえ、資料の内容についてのコメントを示唆する目的はない。

vii 本レポートは、実質的に過去 2 年間に発行された原資料に基づいている。ただし、それ以前の一部の原資料も盛り込まれている可能性がある。というのも、そこには最近の資料にない関連情報の記載があるからである。すべての資料には、本レポートの刊行時点で関連性があると考えられる情報が載せられている。

viii 本 COI レポートおよび添付の原資料は公文書である。COI レポートはみな、内務省のウェブサイトで公開されており、原資料の大部分は公に入手できる。本レポート中で識別される原資料が電子的形態で取得できる場合、リンク先も過去の閲覧日とともに示してある。官庁または購読サービスで提供される原資料など、入手しにくい原資料の写しは、本レポートの附録として添付されているものもあり、さもないと、申請すれば COI サービスから入手できる。

ix COI レポートは、英国への難民請求を生み出している上位 20 カ国について刊行されている。業務上特に必要であれば、その他の国についてのレポートが刊行される場合もある。さらに、内務省の職員はレポートに記載されていない案件に関して、または特定の問題について更新が必要とされる場合には、情報申請サービスを閲覧する。

x 本 COI レポートを作成する上で、COI サービスは難民の意思決定プロセスに関連する主要な問題についての原資料を正確に、最新の内容で、バランスよく、かつ公平に編集するよう努めてきた。本レポートに関するコメントまたは原資料の追加提案は非常に歓迎すべきことであり、下記の通り内務省に提出していただきたい。

Country of Origin Information Service (出身国情報サービス)

英国内務省

Lunar House

40 Wellesley Road

Croydon, CR9 2BY

United Kingdom

E メール: [cois@homeoffice.gsi.gov.uk](mailto:cois@homeoffice.gsi.gov.uk)

ウェブサイト: <http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi/>

各国の情報に関する独立諮問グループ (Independent Advisory Group on Country Information)

xi 各国の情報に関する独立諮問グループ (Independent Advisory Group on Country Information (IAGCI)) は、2009 年 3 月に英国国境局の主任調査官により設立され、UKBA の COI 資料の内容について、同主任調査官に勧告を行っている。IAGCI は、UKBA の COI レポートおよびその他の COI 資料に関するフィードバックを歓迎している。IAGCI の職務についての情報は、次の主任調査官のウェブサイトで参照できる。

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

xii 職務を遂行する過程で、IAGCI は UKBA の COI 文書を選び出して内容を見直し、それらの文書に特化した勧告のほか、より一般的な性質の勧告も行っている。次のリンク先には、現在までに IAGCI あるいは Advisory Panel on Country Information (UKBA による COI 文書の検査を、2003 年 9 月から 2008 年 10 月まで担当した独立機関) で見直しを実施した COI レポートおよびその他の文書のリストがある。

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

xiii 注意 : IAGCI は、UKBA の資料または手続を承認する機能を持たない。本諮問グループが精査した資料の一部は、控訴非猶予 (NSA) リストへの記載を指定された国または指定を提案された国と関わっている。こうしたケースで、本諮問グループの職務が、特定の国を NSA に指定する決定または提案を承認したり、NSA 手続きそのものを承認したりするものであると受け止めてはならない。IAGCI には以下により連絡されたい。

各国の情報に関する独立諮問グループ (Independent Advisory Group on Country Information)  
の連絡先

Independent Chief Inspector of Borders and Immigration

5th Floor, Globe House

89 Eccleston Square

London, SW1V 1PN

E メール : [chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk](mailto:chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk)

ウェブサイト : <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

## さらなる情報についての役立つニュース・ソース

本レポートに示した補足に追加の最新情報が必要となる場合に役立つニュース・ソースのリストをウェブリンクとともに下に示す。本レポートにおいて用いられる情報源の完全なリストは、付録 E—出典文献の参考資料リストで見つけることができる。

英国放送協会 (British Broadcasting Corporation (BBC))

[http://www.bbc.co.uk/news/world/middle\\_east/](http://www.bbc.co.uk/news/world/middle_east/)

ガーディアン (Guardian) <http://www.guardian.co.uk/world/iran>

イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran (ICHRI))

<http://www.iranhumanrights.org/>

ラジオ・フリー・ヨーロッパおよびラジオ・リバティー (Radio Free Europe/Radio Liberty (RFE/RL)) <http://www.rferl.org/section/Iran/156.html>

ペイヴァン・イラン・ニュース (Payvand Iran News) <http://payvand.com/news/>

# 基本情報

## 地理

1.01 2013年8月22日に更新された米国中央情報局(Central Intelligence Agency (CIA))のワールド・ファクトブック、イラン (World Factbook, Iran) には、以下の記載がある。「イランは中東にあり、オマーン湾、ペルシア湾およびカスピ海によって国境を隔てられ、イラクとパキスタンに挟まれている。」[111a] (位置) イランは、アフガニスタン、アルメニア、アゼルバイジャン本国、アゼルバイジャンの飛領土 Naxcivan (ナヒチェヴァン) 自治共和国、トルコ、およびトルクメニスタンとも国境を接している。面積は1,648,195平方キロメートルである(米アラスカ州よりやや小さい)。イランの首都は人口719万人のテヘランである。他の主要な都市は、Esfahan (イスファハン) (170万4000)、Tabriz (ダブリーズ) (145万9000)、Mashhad (マシャド) (259万2000)、および Karaj (カラジ) (153万1000) である。2013年7月におけるイランの推定人口は79,853,900人であった。(CIA ワールド・ファクトブック (World Factbook)、2013年8月22日) [111a] (地理/民族および社会)

1.02 2013年8月22日に更新されたCIAのワールド・ファクトブック (World Factbook) によれば、イランのエスニック・グループの推計は次の通りである。「ペルシア人61%、アゼリー人16%、クルド人10%、ロル族6%、バルーチ族2%、アラブ人2%、トルクメンとチュルク諸語の種族2%、その他1%」。[111a] (民族および社会)

1.03 同じ情報源によれば、イランで使用される言語の内訳は次の通りである。「ペルシア語(公用語)53%、アゼリー系チュルク諸語およびチュルク諸語の方言18%、クルド語10%、ギーラキー語およびマーザンダラーニー語7%、ルーリ語6%、バルーチ語2%、アラビア語2%、その他2%」。[111a] (民族および社会) しかし、「人口の約半分のみが…自国語としてペルシア語を話すとされるものの、事実上、教育を受けたすべてのイラン人がペルシア語に精通している」。[131a] (Roshan Institute for Persian Studies、日付不明、2013年5月8日に閲覧)

1.04 2013年5月20日に刊行された米国国務省の2012年国際信教の自由報告書 (International Religious Freedom Report for 2012) には、以下の記載がある。

「イラン統計センター (Statistical Center of Iran) の2011年全国人口・住宅センサス (2011 National Population and Housing Census) によれば、人口は7520万である。イスラム教徒は人口の99パーセントを構成している。そのうち90パーセントがシーア派であり、9パーセントがスンニ派 (そのほとんどは南西部、南東部、および北西部にそれぞれ居住するトル

12 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

クメン、アラブ人、バルーチ族、およびクルド人) である。スーフィ教イスラム教徒人口の規模についての入手可能な公式統計はない。しかし、一部のレポートは、200 万～500 万人の人々がスーフィズムを信仰しているものと推定している。」

「人口の残り 1 パーセントを共に構成している集団として、バハーイ教徒、キリスト教徒、ユダヤ教徒、サバ系マンダヤ教徒、およびゾロアスター教徒が挙げられる。非イスラム系の 2 大マイノリティはバハーイ教徒とキリスト教徒である。バハーイ教徒の数は約 300,000 人にのぼり、テヘランとセムナーンに著しく集中している。国連の数値によれば、イランには 300,000 人のキリスト教徒がいるとされるが、一部の NGO [非政府組織] はその数が 370,000 人であると推計している。イラン統計センター (Statistical Center of Iran) はその数が 117,700 人であると報告している。キリスト教徒の大多数はテヘランとイスファハンに集中するアルメニア系少数民族である。アッシリアのキリスト教人口は、非公式の推計によれば、10,000 人から 20,000 人の間であるとされる。福音派のグループを含めて、プロテスタント系の教徒も存在する。国外のキリスト教グループは、プロテスタント系キリスト教徒コミュニティの規模を 10,000 人未満であると推定しているが、伝えられるところでは、多くのプロテスタント系キリスト教徒は信仰を秘密にしている。サバ系マンダヤ教徒は 5,000 から 10,000 人にのぼる。イラン統計センター (Statistical Center of Iran) は、主にペルシア系少数民族のゾロアスター教徒が 25,271 人にのぼると推定している。しかし、ゾロアスター教グループは、自らの構成員数が 60,000 人であると報告している。」 [4e] (セクション 1、宗教人口統計学)

民族および宗教グループに関してのさらなる詳細については、「信教の自由」と「民族グループ」に関するセクションを参照。

## 地図

### イラン

#### 1.05 国連 (UN) Cartographic Section による 2004 年版のイランの地図 [10i]



## テヘラン

1.06 この 2012 年の テヘランの衛星地図 は同都市のさまざまな区域を示している。(Maplandia.com) [72a]

## 暦

1.07 2013 年 5 月 8 日に閲覧したイラン・チェンバー・ソサイアティ (The Iran Chamber Society) のウェブサイトには、日付がないが、以下の記載がある。「イラン暦 (ペルシア暦または Jalaali 暦としても知られる) は現在イランとアフガニスタンで使用されている太陽暦である。これは規則に基づくというよりも観測に基づく暦であり、テヘランでの天文観測によって正確に決められた春分の日に一年が始まる」。[58a] 「Nowruz (ノールーズ) [または Norooz] は、イラン暦におけるイランの新年の名称であり、対応する伝統的な祝祭で

14 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ある。Norooz は、「ペルシアの新年」を指す言葉としても広く用いられている。Nowruz はイラン暦で春の最初の日であり、一年の最初の日である。Nowruz は天文学上の春分点の日  
に祝われるが、春分点は通常、どの場所で観察されるかによって、3月21日か、またはその  
前後の日に生じる。」(Taghvim.com、2013年5月13日に閲覧) [92a] Taghvim.com のウェブ  
サイトには、テヘランで2013年3月20日にイラン年1392年が始まったと記載されていた。  
同サイトでは、世界の他の地域で、2013年3月20日または21日に新年が始まったこと  
についての情報も提供していた。 [92a]

イラン・チェンバー (The Iran Chamber) のウェブサイトには、イラン暦とグレゴリオ暦の  
間で日付を換算するための イラン暦コンバーター も含まれている。 [58a]

## 公的祝日

1.08 2013年9月9日に閲覧した Timeanddate.com のウェブサイトには2013年におけるイ  
ランの国民祝祭日が記載されていた。 [1a]

## 週末

1.09 2013年5月13日に閲覧した Kwintessential のウェブサイトにおける日付のない情報に、  
以下の記載がある。「金曜日はイスラム教の聖日である。すべてが休みになる。多くの会社  
も木曜日には休業し、木曜日と金曜日が週末となる」。 [132a]

## 2. 経済

2.01 2013年9月11日に閲覧した、2013年8月22日更新の米国中央情報局 (Central  
Intelligence Agency (CIA)) によるワールド・ファクトブック、イラン (World Factbook, Iran)  
には、以下の記載がある。

「イラン経済は、制度の全体にわたって大きな歪みを生み出す国家統制政策と非効率的な  
国家部門、および政府収入の大部分をもたらす石油への依存によって特徴づけられる。価  
格統制、補助金、およびその他の硬直性は、民間部門の主導による成長の可能性を徐々に  
蝕み、経済を圧迫している。民間部門の活動は、一般に小規模のワークショップ、農業、  
一部の製造、およびサービスに制限される。巨大な非公式の市場活動が繁栄し、汚職は広  
範囲に及んでいる。1990年代の初期以来、テヘラン政府はこのような非効率性を緩和する  
必要性を認識しており、2010年12月には、食糧とエネルギーに対する国の補助金を削減す  
るために、Majles (イラン国会) はMahmud Ahmadinejad (マハムード・アハマディネジャ

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

15

ド) 大統領の標的補助金法 (Targeted Subsidies Law (TSL)) を可決した。これは、同国政府が 2007 年にガソリンの配給制を実施して以来、最も広範囲に及ぶ経済改革であった。この法案は 5 年間にわたって、それまでテヘラン政府に毎年 600 億～1000 億ドルを支出させ、イランの上流および中流階級に利益をもたらしていた補助金を段階的に廃止することを狙ったものだった。イランの全世帯の 90%以上に対して一人あたり 45 ドルの現金を支給したことにより、TSL プログラムに対して当初広範囲に及んで生じた抵抗が緩和された。しかし、2012 年のインフレはこうした現金支給の価値を損ない、過去 4 年間で最高のレベルに達したため、Majles (イラン国会) が 2012 年の後半から少なくとも 2013 年 3 月までについて計画した物価上昇を停止させる要因となった。イラン中央銀行 (Iran's Central Bank) と石油輸出に対する 1 月の国際的制裁に続く、テヘラン政府への新たな財政・金融上の制約は、イランの石油収益を大幅に削減させ、財政支出のカットを強制し、通貨の 20%下落の要因となった。経済成長は 20 年ぶりにマイナスに転じた。イランは 2 桁の失業率と不完全雇用にも苦しみ続ける。イランの教育を受けた若者の間に広がる不完全雇用は多くの若者を海外での求職に駆り立てており、その結果深刻な「頭脳流出」を生じさせている。」[111a] (経済)

2.02 CIA のワールド・ファクトブック、イラン (World Factbook, Iran) には、さらに、イラン政府からのデータによれば、失業率は 2011 年に 15.3 パーセント、2012 年に 15.5 パーセントと推定されるとの記載がある。[111a] (経済) しかし、2012 年 9 月 19 日のロイター (Reuters) 記事は、イラン出身で英国を本拠地としている欧州連合の経済顧問、Mehrddad Emadi が、「見出しに書かれた失業者数は 20 パーセント強に過ぎないと思う」と述べていることを伝えた。[5c]

2.03 ドバイ・イニシアチブ (Dubai Initiative) による 2010 年 9 月のレポート「経済危機に瀕するイランの若者」には、イランの若者の失業が「記録上最高のレベルに」とあると記載していた。[90a] (はじめに) 2010 年 9 月に刊行されたイラン・プレミア (Iran Primer) のレポートも、「若者の失業者数は 1990 年と比べてほぼ二倍になっている」と伝えた。「15 歳から 29 歳までの若者は人口の 35 パーセントに当たるが、全失業者の 70 パーセントを占めている。男性では、約 4 人に 1 人が職を見つけることができない。高等教育を受けた女性では、失業率は約 50 パーセントと推定される。」[31f]

経済状態がイランの若者にどのような影響を及ぼしたかという議論については、2010 年 9 月の ドバイ・イニシアチブ (Dubai Initiative) のレポート を参照のこと。

2.04 2012 年 7 月 31 日に更新された外交問題評議会 (Council on Foreign Relations (CFR)) による背景レポート、「イラン制裁の延長リスト」 (“The Lengthening List of Iran Sanctions”)

16 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



には、以下の所見が示された。「国連安全保障理事会は、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency [IAEA]）の要求事項とその継続的なウラン濃縮活動を遵守することにイランが従わなかったため、2006 年以来イランに制裁を課すことに取り組んできた」。[64a] 同レポートは以下のように続けた。

「2010 年以来、米国および国際的なパートナーは、さまざまなレポートが潜在的な核武装能力についてのイランの進歩を明るみに出したことから、イラン政権がそのような目的を常に否定しているにもかかわらず、制裁を段階的に引き上げてきた。2011 年 11 月の国際原子力機関（International Atomic Energy Agency）のレポートは、イランが核兵器を求めているという同機関の最も強い指摘を発表した。これを受けて、米国はイランの石油化学・石油・ガスの部門に対する締め付けを強めた新しい制裁を課した。米国はまた、愛国者法に基づきイランの金融部門全体--その中央銀行を含めて--を「主要なマネーロンダリングの懸念」として指定した... 一方で EU も、2012 年 7 月 1 日にすべての契約を終了させることによってイランからの石油購入品に制裁を課した」。[64a]

2.05 国連、米国、および EU によってイランに課された制裁に関する詳細な情報については、2013 年 6 月 13 日に更新された議会調査部（Congressional Research Service (CRS)）のレポートを参照。[78b]

2.06 BBC ニュースは 2012 年 10 月 2 日に次のように報告した。

「イランに対する国際的制裁が強まったため、イラン通貨の価値は下落した... 過去 7 日間に、イランのリアルはその価値の 25%を失った。現在では、18 ヶ月前と比べてせいぜい 4 分の 1 の価値にまで落ちている。そして、この急速な下落は止まる所を知らないように見える。」

「イランでは最近、外貨と金についての取付が見られるようになっている - 資産が国内市場で容易に液化化したり、海外に移転しやすくなったりしている。」[21t]

2.07 2013 年 8 月 22 日に更新された CIA のワールド・ファクトブック（World Factbook）には、以下の基本的な経済的事実についての記載がある。

国内総生産(GDP) (購買力平価)	1 兆 160 億米ドル(2012 年推定)
部門別の GDP 構成	農業: 11.3% 工業: 37.6% サービス: 51% (2012 年推定)

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

17

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

国民一人当たりの GDP	13,300 米ドル (2012 年推定)
貧困ラインを下回る人口	18.7% (2007 年推定)
農業 - 生産物	小麦、米、他の穀物、テンサイ、サトウキビ、果物、ナッツ類、綿花； 乳製品、羊毛； キヤビア
工業	石油、石油化学製品、肥料、苛性ソーダ、織物、セメント、および他の建設材料、食品加工(特に砂糖精製と植物油生産)、鉄と非鉄金属の組立品、軍備

[111a] (経済)

2.08 2013 年 4 月 19 日に刊行された米国国務省の 2012 年人権慣行に関するカントリーレポート、イラン (Country Reports on Human Rights Practices for 2012, Iran) (USSD レポート 2012) には、以下の記載がある。

「政府は、利益とボーナスを含めずに、最低賃金を 1 ヶ月あたり 389,700 トマーン (約 318 ドル) に設定した。政府の競争力評議会 (Competitiveness Council) の関係者によれば、それを下回ると 3.7 人の成員の家族が貧困状態で暮らしているとみなされる全国平均所得水準は、2011 年に 1 ヶ月あたり 580,000 トマーン (473 米ドル) であった。テヘランにおける 2011 年の貧困所得水準は、1 ヶ月あたり 946,000 トマーン (771 米ドル) あった。」 [4a] (セクション 7d)

2.09 経済、インフレ、失業、貧困ラインおよび最低賃金を下回る生活を送る人々に関するさらなる情報については、2013 年 6 月に刊行された国際人権連盟 (International Federation for Human Rights (FIDH)) および人権擁護のためのイラン同盟 (League for the Defence of Human Rights in Iran (LDDHI)) によるレポート、「イラン：貧困の増加と労働者の権利の減退」 も参照。 [56h] (セクション 8)

## 為替レート

2.10 2012 年 10 月 10 日に、ケイトー研究所 (CATO Institute) は次のように報告した。

「[2012 年] 9 月 24 日に、イラン政府は 3 層の複数為替レート体制を採用する予定であると発表した...

「現在、イランには 3 つの為替レートがある。すなわち、

18 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

・公式な為替レート：12,260 IRR [イラン・リアル]/USD [米ドル]

穀物、砂糖、および医薬品などの必需品の輸入業者のみが利用可能

・「非標準」レート：25,480 IRR/USD

うわさによればブラックマーケットレートより 2%低い

家畜、金属、および鉱物などの重要ではあるが必須でない商品の輸入業者が利用可能

・ブラックマーケット為替レート：約 35,000 IRR/USD

最新の自由報告によるブラックマーケットレートは 35,000 IRR/USD (2012 年 10 月 2 日) であった。最近の事例報告はこの値が現在の為替レートであると確認している。

「イラン政府（読み：警察）は最近為替トレーダーを取り締まり、また、ブラックマーケットの IRR/USD 為替レートについて報告するウェブサイトを検閲した」。

「この複雑な通貨制度は、経済活動を歪める偽りの価格を結果として招いている。さまざまな種類の輸入品に異なる為替レートを提供することによって、イラン政府は事実上、ある種の商品に助成金を与えている - 真正の価格を歪めていることになる。結果として、ブラックマーケットの為替レートおける--また、したがって価格水準における--いかなる変動も、さまざまな商品に関してさまざまな度合で増幅されるであろう。」 [133a]

2.11 イラン・リアルへの英ポンドの公式な為替レートについては [xe.com](http://xe.com) 為替コンバーターを参照。[40a]

2.12 経済および為替レートに対する制裁効果のさらなる情報については、イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran (ICHRI)) による 2013 年 4 月のレポート、「[高まる危機](#)」を参照。[52aa] (p101-107)

イランの経済、汚職、および雇用権へのイラン革命防衛隊 ([Iranian Revolutionary Guards Corps \(IRGC\)](#)) の関与に関する情報については IRGC も参照。

### 3. 歴史

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

19

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

以下は、1979年の革命以来の近年の出来事に焦点をあてたイランの小史を提供する。同国の歴史に関する詳細はこれらの情報源において見出すことができる：

米国国務省、背景に関する注記：イラン、2012年2月1日に更新、2013年6月3日に閲覧。

[4c]

<http://www.state.gov/outofdate/bgn/iran/196733.htm>

イラン・チェンバー・ソサイアティ (The Iran Chamber Society) のウェブサイト[58c]

[http://www.iranchamber.com/history/historic\\_periods.php](http://www.iranchamber.com/history/historic_periods.php)

## 1978年以前：王権統治

3.01 2012年2月1日に更新され、2013年6月3日に閲覧した米国国務省 (USSD) のバックグラウンドノート：イランには以下の記載がある。「歴史上、ペルシアとして知られる歴史ある国イランは、この地域において伝統的に主要勢力であった。アラブ人たちやセルジューク トルコ、モンゴルなどの侵略を受けつつも、イランは常に自らの国としてのアイデンティティを保ち、独自の文化的・政治的伝統を誇りとしてきた」[4c] (歴史)

3.02 同じ情報源は次のように続ける：

「イランの近代史の出発点を、1905年に国家主義者がシャー (イラン国王) に対して蜂起し、1906年に制限的な立憲君主政体を確立したことに求める歴史家が多い。1908年の石油発見はのちにイランの歴史と発展における主要因となる。

“1921年、ペルシア・コサック部隊のイラン人指揮官、レザー・ハーン (Reza Khan) は、政府を支配下におさめた。1925年に最終的にカジャール朝を倒すと、自らをシャーと宣言してパーレビ朝を成立させた

「レザー・シャーはイランの近代化と脱宗教化の方針を強制的に実行に移し、政府は種族や地域に対する権限をさらに強化した。1935年に、レザー・シャーのパーレビ朝は、ペルシアのアーリア人としてのルーツを強調するために国名をイランに変更した。第2次世界大戦中、連合国は王朝がナチス・ドイツと緊密な関係を結んでいるため、ソビエト連邦の石油供給源ならびに不可欠な物資供給線であったイランが枢軸国側につくのではないかと懸念していた。1941年9月、ソ連と英国がイラン西部を占領したことを受け、レザー・シャーは退位を余儀なくされた。彼の息子、モハマド・レザー・パーレビ (Mohammad Reza Pahlavi) が帝位につくことになる」[4c] (歴史)

3.03 2012年2月1日に更新され、2013年6月3日に閲覧した USSD のバックグラウンド

20

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ノートには以下の記載がある。「1978年、国内の騒乱はいくつかのばらばらな勢力による革命へと発展した。この革命は、国家主義者、イスラム主義者、マルクス主義者、そして学生たちが団結してシャーに敵対することで、実現した。1979年1月に、シャーはイランから脱出してエジプトに向かい、後にがんの治療を受けるために米国へと移った。彼は1年後にエジプトへの亡命中に亡くなった。」 [4c] (歴史)

## 1979年から1999年まで：イスラム革命から初の地方選挙まで

3.04 2013年4月10日発行のフリーダム・ハウス (Freedom House) による「Freedom in the World 2013 - Iran (世界の自由 2013 - イラン)」という報告書は、2012年までの出来事をカバーしている。この報告書には、以下の記載がある。

「1979年の革命により、広範囲に及ぶ汚職、誤った近代化政策、および西側寄りの外交方針に色塗られたイランの王朝が倒れた。この革命にはイラン国民の多くが参加、多様な政治勢力が集結した。だがその指導者であったのは、それまで国外に逃亡していたアヤトラ・ルホラ・ホメイニ (Ayatollah Ruhollah Khomeini) であり、世俗的・民主的勢力は大幅に抑圧された。新たに起草された憲法には民主的な制度や価値観が盛り込まれていたが、ホメイニはイスラム法に従う者の後見人的職務を意味する *velayat-e faqih* (ヴァリ・エ・ファキーフ) という宗教的概念に基づいて最高指導者に任命された。ホメイニは治安ならびに情報サービス、軍部、司法機関、および国家メディアを統括する権限を与えられた。イランが政治的混乱に陥ったことで、イラクの独裁者サダム・フセインは、イスラム革命の拡大を阻止し、長年の国境紛争を決着させる機会を手に入れた。1980年から1988年まで続いたイラン・イラク戦争は、100万人以上の人々の生命を奪った。」

「1989年にホメイニが死去、その後に最高指導者の職位はアヤトラ・アリ・ハメネイ (Ayatollah Ali Khamenei) が継いだ。ハメネイは中位の聖職者であり、ホメイニのような宗教的権威も民衆からの人気もなかった。彼の権力を固めるために憲法が改正され、外交ならびに国内政治のすべての問題で、彼に最終的な決定権を与えられた。」 [112f]

3.05 フリーダム・ハウス (Freedom House) の報告書 2013 は次のように続ける。

「イスラム共和国は、うわべだけの宗教的高潔さの下で、不透明かつ責任の所在の不明な方法によって富を蓄える新しいエリートを生み出した。基本的な自由は撤回され、特に女性はその地位と権利を著しく制限された。1990年代の中頃までに、停滞する経済情勢と人口統計上の低年齢化の傾向が、政権に対する民衆の多大な不満に拍車をかけた。改革主義

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 21

者は、政変、経済の自由化、および外部世界との関係の正常化のゆるやかなプロセスが、既存の政治システムを改善するように計画されはしたものの、根本的に変更するように計画されなかったと主張して、連立の形を取ってリーダーシップの中に姿を現し始めた。」

[112f]

## 2000 年から 2008 年まで：議会選挙および大統領選挙

3.06 フリーダム・ハウス (Freedom House) の報告書 2013 には以下の記載がある。

「2000 年の国会選挙は強硬な聖職者による反発を促した。その後の 4 年間に、保守的な司法制度によって 100 を超える改革派の新聞が廃刊に追い込まれ、数百人のリベラルなジャーナリストと活動家が拘留される一方で、治安部隊が学生の抗議活動を取り締まった。ハタミ (Khatami) は 2001 年に 78 パーセントの得票によって再選されたが、改革の達成度が不十分なことから民衆の不満が高まり、保守派の護憲評議会によってほとんどの改革派の候補者が資格剥奪の上で排除されたことも併せて、2003 年の市議会選挙と 2004 年の国会選挙で強硬派が勝利する結果を招いた。これらの選挙の勝利は、2005 年の大統領選挙戦における強硬派のテヘラン市長、マハムード・アハマディネジャド (Mahmoud Ahmadinejad) の勝利に向けた道を開いた。アハマディネジャドは、エリート層の汚職と戦い、イランの石油による富を貧困層や中流層に再分配することを約束してキャンペーンを展開したが、彼の極端に保守的な行政機関は市民の自由の取り締まりと政権の厳格な道徳法のより厳密な施行を監督した。

「新政府はまた、表面上は発電専用とされたその拡大ウラン濃縮活動が実際には武器生産を目的としているのではないかという疑惑を生み出しながら、外交政策問題においてより対決的なトーンを採用した。ウラン濃縮の停止をイランに強制する取り組みの中で、2006 年に初めて、国連安全保障理事会は同国に複数のラウンドから成る制裁を課した。しかし、外交交渉は行き詰まりを打破することに失敗した。

「2006 年の地方自治体および専門家会議 (Assembly of Experts) 選挙においてより穏健な議員を支持することで、有権者は政府のパフォーマンスに対する不賛成を表明した。慎重に吟味された保守系の候補者は 2008 年の議会選挙において議席の約 70 パーセントを勝ち取ったが、その多くはアハマディネジャドの、そして特に彼の経済政策の批判者とみなされた」。 [112f]

国際的制裁に関するさらなる情報については [Economy \(経済\)](#) も参照。

## 2009年から2010年5月まで

### 大統領選挙—2009年6月12日

3.07 2013年5月28日付の議会調査部 (Congressional Research Service (CRS)) の報告書、「イラン：米国の懸念と政策反応 (Iran: US Concerns and Policy Responses)」には以下の記載がある。

「アハマディネジャドの最初の任期に、彼と他の保守派 (原理主義者) との間に分裂が広がった。保守派の一部は反アハマディネジャド・ブロックとして2008年3月のイラン国会 (Majles) 選挙に出馬した。改革派は保守陣営の分裂を、2009年2009年6月12日の大統領選挙においてアハマディネジャドを排除する好機ととらえた。アハマディネジャドへの主要な挑戦者は、1980年～1988年のイラン・イラク戦争の間に首相を務めた改革主義者、ミール・ホセイン・ムサビ (Mir Hossein Musavi) であった。COG [監督者評議会 (Council of Guardians)] は、申請のあった500人の候補者のうち、マハディ・カルビ (Mehdi Karrubi) と革命防衛隊の元最高司令官、モホセン・レザーイ (Mohsen Reza'i) の立候補を許可した。」 [78a] (p9)

3.08 2009年12月10日付のアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) (AI) レポート、「議論を呼ぶ選挙、複合的な抑制 (Election contested, repression compounded)」には、候補にノミネートされたすべての女性が、選挙への出馬から除外されたとの記載がある。 [9t] (p16) 同じ情報源にはさらに以下の記載がある。

「国家当局による抑圧の強化にもかかわらず、投票の数週間前から、4人の公認候補者による生放送のテレビ討論を含めて、活発な選挙運動が見られた。これに触発されて、イラン国民は、予想以上にキャンペーンに対して大きな関心を抱くようになった。キャンペーンは討論に数百万人の人々を引き込み、候補者が集会で演説するのを聞くために街頭には数千人の聴衆が集まった。グリーン運動 (Green Movement) —ミール・ホセイン・ムサビ (Mir Hossein Musavi) の支持者を象徴する色で、社会的・政治的改革を推進する—として知られることになる運動が誕生した。」 [9t] (p15)

グリーン運動 (Green Movement) に関するセクションも参照。

3.09 同 AI レポートには以下の記載もあった。「選挙まであと数日に迫り、テヘランその他の場所で大規模なミール・ホセイン・ムサビ (Mir Hossein Musavi) の集会が開かれた後の6月8日に、革命防衛隊政治局の長官は、彼が警告し、成功しなかった、イランにおけるビ

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 23

ロード革命に参加したとの理由で、ミール・ホセイン・ムサビの支持者を告発した。][9t] (p16)

3.10 2013年5月28日のCRSレポートには以下の記載がある。

「選挙結果は常に予想することが困難であり、投票には一貫性がなかった。テヘランで大規模な集会を組織するために、ムサビの若く、都会の支持者は Facebook や Twitter などのソーシャルメディアを利用したが、アハマディネジャド支持派の集会も同じく大規模なものになった。投票率は約 85% と高かった。3910 万個の有効（および無効）票が投じられた。イラン内務省は、かつては結果を翌日に発表するとしていたものの、投票の終了から 2 時間後にアハマディネジャドの当選を発表した。2009 年 6 月 13 日に公表された投票の合計数において、アハマディネジャドは約 2500 万票（63%）を獲得、ムサビは約 1300 万票を獲得して、レザーイとカルビは共に 100 万票未満だったことが示された。

「2009 年 6 月 13 日に選挙結果が発表された後で、ムサビの支持者は、それほど迅速に票を集計することは不可能だとして、抗議をはじめた。ハメネイ（Khamene'i）は、この結果が「神の評価」であり、正式な手続は 3 日の申し立て期間を必要とするものの、結果を保証するものになるだろうと宣言した。何人かの外部アナリストは、この結果が、農村地域や都市の貧困層でアハマディネジャドへの強い支持を示した選挙前の世論調査を裏付けるものであると述べた。」 [78a] (p9)

3.11 アハマディネジャド大統領は 2 度目の 5 年間の任期について 2009 年 8 月 5 日に宣誓した。しかし、政府当局と聖職者はイラン議会での式典に出席したものの、多くの野党指導者と穏健派の政治家はこの式典への参加をボイコットした。（ガーディアン（Guardian）、2009 年 8 月 5 日） [16m]

## 2010 年の政府の弾圧に対するデモおよび選挙の影響

3.12 2013 年 5 月 28 日の CRS レポートには以下の記載がある。

「ソーシャルメディアの利用は続き、2009 年 6 月 13 日から 19 日にかけて、デモは主としてテヘランで、そしてその他の都市でも高まりを見せた。治安部隊が様々な規模の部隊を投入した結果、後に反体制側のシンボルとなる 19 歳の女性 Neda Soltani を含めて、抗議活動に加わった者の死者は 27 人に上った（反政府グループは 100 人以上が殺されたと報告した）。2009 年 6 月 19 日に、ハメネイは広がりを見せる不正の主張に反論し、取り締まりを強めると警告したものの、抗議は続いた。2009 年 6 月 29 日に、COG [監督者評議会（Council of Guardians）] は、テヘランの各地区の票と一部の地方の投票の 10% についてテレビ放映による再集計を実施することによって不満に対処しようとした。いかなる不規則性も見出

24 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。



されず、COG は結果を認定した。2009 年が進むにつれて、反対派は「希望と変化のグリーン運動」に集結していったが、この運動は後に選挙問題を越えて政権に対する反対運動へと進展した...」 [78a] (p9)

3.13 選挙後の抗議活動は 2009 年 6 月 22 日までには収まりはじめたものの、散発的な抗議活動はその後も続いた。(2009 年 12 月 11 日の下院ライブラリレポート) [18a] (p38)

2009 年 6 月以降の抗議に関する情報については Green Movement (グリーン運動) のセクションを参照。

3.14 2009 年 9 月 23 日付の事務総長の報告書には以下の所見が示されていた。[2009 年] 8 月 1 日に、騒乱への参加から、暴動の主導、国家の治安に反する行動、公的秩序の攪乱、公共および国有財産の破壊、および反革命グループとの関係にまで及ぶさまざまな罪について、約 100 人の被告の裁判が始まった。」 [10g] (p8-9)

3.15 2009 年 10 月 29 日に、ザ・タイムズ (the Times) は、イラン人の英国大使館上級職員、ホセイン・ラッサム (Hossein Rassam) が「イギリス政府の命令による暴動の扇動」という理由で懲役 4 年の判決を受けたと報道した。[15b] 2010 年 10 月 4 日に、英国放送協会 (British Broadcasting Corporation (BBC)) ニュースは、ラッサム氏の判決が「…既成支配層に対する宣伝のために、懲役 1 年、執行猶予 5 年」に減刑されたと報じた。[21b]

3.16 デモは 2009 年 12 月 7 日にも報告された。同日の the Telegraph (テレグラフ) の記事では以下のように報じられた。

「若者が同国の公式の「学生の日」(Students Day) に反政府抗議活動の新たな波をスタートさせた際に流血を伴う衝突が生じた。警察は威嚇射撃、警棒での攻撃、および催涙ガスを使用した。... イランの学生は、国家主義者のモハメッド・モサデグ (Mohammed Mossadegh) 首相の解雇に抗議して、1953 年 12 月 7 日にシャー・モハメド・レザー・パーレビ (Shah Mohamed Reza Pahlavi) の治安部隊によって殺害された 3 人の学者を記念していた。」 [43b]

3.17 2010 年 9 月 15 日付の「イラン・イスラム共和国における人権の状況 (The situation of human rights in the Islamic Republic of Iran)」に関する国連総会への事務局長の報告書には、以下の記載がある。

「[2009 年] 11 月に、法務省は選挙後の出来事に関連する 89 件の訴訟についての評決のリス

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 25

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

トを発行した。5人に死刑判決が下された一方で、81人が6ヶ月から15年に及ぶ刑期を宣告された。主に拘留期間に関係する22人に対してのさらなる評決が12月に最終決定された。[2009年]12月27日のAshoura（アーシューラー）の抗議活動を受けて、上級聖職者と上位の政府高官は繰り返し、抗議者に死刑を伴う mohareb（神への敵意）の罪で厳しく対処することを要求したと述べた。

「2010年1月30日に、Ashouranoの騒乱への関与により16人の被告がテヘランで裁判にかけられた。5人の被告に mohareb を犯した罪が科される一方で、その他の被告は違法な抗議活動に加わり、国家の治安を脅かし、支配層に反対する宣伝を広めたことで告発された。公判の前日に、護憲評議会（Guardian Council）事務局長のアヤトウラ・アフマド・ジャンナティ（Ayatollah Ahmad Jannati）は、moharebの罪に対して厳しい刑罰を科すよう裁判官を説得した。2010年3月に、当局は、6人がAshoura騒乱において果たした役割のために死刑を宣告されて、控訴裁判所からの執行確認を待っていることを確認した。2010年4月に、控訴裁判所は反政府抗議活動において果たした役割によって、2人に対する死刑判決を支持した。「選挙後の騒乱に関連して逮捕された、さらに217人についての法廷評決は[2009年9月から2010年9月までの]審査期間に最終決定されたと伝えられる。」 [10u] (p13)

3.18 2010年1月5日に、ガーディアン（the Guardian）は以下を報じた。

「イラン当局は最近、60を超える国際機関との接触を禁止することによって、同国の政治的な混乱の責任を外国人に負わせるためのキャンペーンを強めた。」

「情報省は、イランのイスラム制度を標的とした「ソフトな戦争」を行っている」と認定されたシンクタンク、大学、および放送機関をブラックリストに載せたと発表した。」

「同省は、イラン国民が、昨年ペルシア語の衛星放送チャンネルを開局したBBC、並びに、ともにペルシア語での放送を行っていて、米国政府の資金拠出によるアウトレット、Voice of America と Radio Farda を含む禁止対象機関に話をする、またはそうした機関から援助を受けることを禁じた...」

「情報大臣 Heydar Moslehi が[1月4日]月曜日、先月の Ashura（アーシューラー）式典の際に勃発した暴動での逮捕者に外国人や二重国籍者が含まれていたと発言した後、ブラックリストが公表された。拘束された外国人の氏名は公表されなかったが、話によると1名は英国のパスポートを所持していた。」 [16g]

3.19 2010年12月7日の英国放送協会（British Broadcasting Corporation (BBC)）ニュースは

26 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

次のように報じた。学生は、「国じゅうで反政府抗議活動を行うために治安上の厳しい取り締まりに反抗したと、証人および反体制グループは述べている。未確認の報道は、首都のテヘラン大学にいた者も含めて、約 12 人が逮捕されていると伝えている。... 1953 年の反米抗議活動の間に殺害された 3 人の学生についてのイランの年間記念行事である学生の日には、毎年恒例の抗議活動が行われる。」 [21u]

3.20 2013 年 4 月 10 日に公開されたフリーダム・ハウス (Freedom House) の報告書、「世界の自由 2013－イラン (Freedom in the World 2013 – Iran)」には次の記載がある。「2010 年を通して… 政府は事実上、反対勢力が大規模なデモを行うことを不可能にさせた。」 [112f]

デモの余波に関する詳細については、[「公正な裁判」](#)、[「政治的表現の自由」](#)、[「言論・メディアの自由」](#)、および [「グリーン運動」](#) の項目も参照。

## 2011 年から 2012 年 5 月まで

3.21 2013 年 4 月 10 日に公開されたフリーダム・ハウス (Freedom House) の報告書、「世界の自由 2013－イラン (Freedom in the World 2013 – Iran)」には次の記載がある。「選挙後の対立の後で、基本的な自由は悪化し、政治的問題はさらに安全保障化された。」 [112f]

3.22 2012 年 2 月に刊行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の報告書、「[「弾圧命令」](#)、イランにおける反対意見抑制の拡大 (“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran)」には以下の報告がある。

「2011 年 2 月 14 日に、北アフリカから中東までを席卷する大規模な抗議活動に刺激を受けた数千人のイラン国民が、テヘランや他の都市でデモを行って政府の禁止措置に反抗した。準軍事的な Basij 民兵組織や他の治安部隊は、抗議活動への参加者に対し、彼らの多くを逮捕する前に銃撃し、催涙ガスを発射し、警棒で殴打することで対応した。チュニジアとエジプトの独裁政権が倒れた後で、イラン当局は万全の警備を行った。」

「反対派のリーダー Mehdi Karroubi と Mir Hossein Mousavi は、チュニジアやエジプトの人々との団結によるデモを呼びかけた。このデモは、2009 年 6 月の議論を呼んだ大統領選挙の結果に続く 6 ヶ月間に噴出し続けた広大な抗議活動をイラン当局が悪意をもって粉砕して以来、反体制の動きが初めて大々的に公の場に姿を現したものだ。そして、2009 年 12 月の Ashoura の宗教フェスティバルにおいてデモは最高点に達する。」

「イランの最高指導者、アヤトラ・アリ・ハメネイ (Ayatollah Ali Khamenei) は、皮肉を込

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

27

めてではなく、チュニジアとエジプトの暴動をイランの1979年革命に基づいた「イスラムのめざめ」を反映するものだと述べて称賛した。イランの指導者らは、バーレーン人が自らの権利を求めてデモを行っていることにも支持を表明した。それでも2009年に、イランは無情にも、政治的権利と社会正義を求めてデモを行っているチュニジア人、エジプト人、およびバーレーン人と同じ欲望を表明しているイラン国民を抑圧した。2011年2月に、イランは、団結デモの単なる呼び掛けに対する対応として、数百人の政治活動家やその他を妨害し、逮捕して、マハディ・カルビ (Mehdi Karroubi) とミール・ホセイン・ムサビ (Mir Hossein Mousavi) を自宅監禁の状態に置いた。

「2011年にイランの様々な都市で続いたデモは強制的に追い払われ、反対派を抑えて批評家を黙らせるためにさらなる措置が講じられた。1年後、マハディ・カルビ (Mehdi Karroubi) とミール・ホセイン・ムサビ (Mir Hossein Mousavi) は自宅監禁下にとどまっていた、数百人の人々が、単に自らの意見を翻していないという理由でいまだに収監されていると考えられる。一方、治安部隊、特に Basij 民兵組織は、彼らの犯した犯罪について事実上何のともめもなしに活動を続けている。」 [9x] (p5)

「政治的同盟」、「2009年の大統領選挙期間中およびそれ以降の出来事」、および「グリーン運動」の項目も参照。

3.23 2013年5月28日のCRSの報告書には、以下の記載がある。

「2010年にグリーン運動の騒乱が解消に向かうに連れて、アハマディネジャド (Ahmadinejad) 大統領は、彼の忠臣--特に首席補佐官の Esfandiar Rahim Mashai、大統領が彼の子供の結婚を通して親戚となっている--の利益を促進し、批判者の発言はイランの聖職者の権限を制限するイスラム教の国家主義者バージョンであると宣伝するよう求めた。反アハマディネジャドの強硬論者は、最高指導者 Khamene'i--彼自身がアハマディネジャドの味方の野心とイデオロギーに疑いを向けていると信じられている--の周りに結集した。」

「2011年4月に、アハマディネジャド大統領が MOIS [情報治安省 (Ministry of Intelligence and Security)] の長 (情報大臣) である Heydar Moslehi を解任したものの最高指導者が彼を復帰させた際に、内紛はエスカレートした。アハマディネジャドは2011年の4月24日から5月4日まで閣議に出席することを拒否して抗議の意を示した。その年のもっと遅い時期に、Mashai の25人の忠臣が魔法または魔術を操るとして告発された。2011年9月には、不正な信用状に関連した26億ドルの横領計画が Mashai によって進められたとの疑惑によって分裂が続いた。(2012年7月30日に、疑惑の計画にからんだ訴訟で有罪宣告を受けた39人のうち、最初に4人が死刑を宣告された。) 2012年2月7日に、概して最高指導者への忠誠を表明している Majles は、公式尋問のためにアハマディネジャドを喚問することを可決した—

28 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

このようなことが起きたのはイスラム革命以来初めてである。2012年3月2日のMajlesの選挙後の3月14日に彼は姿を現したものの、この会は予想したほど議論を巻き起こさなかったと伝えられている。」 [78a] (p10)

横領計画の詳細については「汚職」に関するセクションも参照。

## 議会選挙：2012年3月および5月

3.24 2012年3月19日に更新された「国際選挙制度財団（The International Foundation for Electoral Systems (IFES)) のイランのための選挙ガイド」には、イスラム諮問評議会（Majles-e-Shura-ye-Eslami）の290議席をめぐる議会選挙の第1ラウンドが2012年3月2日に行われたとの記載がある。第2ラウンドは2012年5月4日に行われた。 [106b]

3.25 2012年3月20日付の「イラン・イスラム共和国の人権状況に関する事務総長報告書」には以下の記載がある。

「2012年3月2日に予定されていたイランの第9回議会選挙には、428人の女性を含む5,395人が登録していた。2008年の議会選挙と比べて、登録した候補者の数は30パーセント減少したが、当局はその原因を、修士号保有の基準などの選挙法に対して行われた改正にあるとした。選挙に立候補するために登録した候補者には、260人の現職議員が含まれていた。2012年2月11日に、護憲評議会は3月の選挙に立候補する3,400人の候補者の承認を発表した。公認候補は8日間の選挙運動を行ったが、このことは選挙民に候補者の政策と課題を示す上での能力を制限し、また、情報を得た上で選挙の意思決定を行うのに必要な情報の有権者による閲覧を制限した。」

「当局は3月2日の選挙の全体投票率が、前回の議会選挙と比較して投票率が10%増加したことにより64.2%になったと評価した。3,467人の候補者が選挙戦を争ったと伝えられており、4,800万人の国民が全国の47,000を超える投票所で投票する資格を有した。850,000人のオブザーバーが選挙プロセスを監督したと伝えられ、1,300人の現地記者と350人の外国人記者が報道を提供した。この選挙の候補者の審査については重大な懸念が残っている。第一次報告書は、政府に対して積極的に発言する批判者のAli Motahari氏、Majlisエネルギー委員会委員長で2009年の大統領選挙では野党候補者のMir Hussein Mousaviを支持した保守派のHamidreza Katozian氏、Majlis少数派閥のスポークスマンのDariush Qanbari氏、そして労働者の代表と見なされるAlireza Mahjoub氏を含む、30～50人の現職議会議員が失格とされたことを示した。一部の議会議員は彼らの資格剥奪の合法性に挑んだが、これらの議員のほとんどは復帰しなかったということである。大統領の喚問を要求していた少なく

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 29

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

とも 28 人の議会議員は資格を失ったか、または立候補を拒絶されたと伝えられる。さらに、護憲評議会は選挙日の数日前に多くの候補者を復帰させて、候補者が支持を訴えるために適切な選挙運動を実施する機会を奪ったと報告された。政府高官と聖職者は、改革派の候補者を弾劾し、また投票のボイコットを促した反政府陣営の動きへの対応として高い投票率を呼び掛けたと伝えられる。メディアレポートによると、司法側も、選挙のボイコットを要求する声明や治安を危険にさらすような声明は犯罪であると発表した。[10ai] (p10-11)

3.26 2012 年 7 月 16 日付の「エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (Economist Intelligence Unit (EIU))」には以下の報告があった。「現在の Majlis は 4 年の任期に対して 2012 年 3 月に選挙が行われて、大統領に反対する政党の保守連合は 182 議席を得た。Ali Larijani 議会議長の率いる原理派統一戦線 (United Fundamentalists Front) は単独で最大の議席数を獲得し、このアヤトラ・ハメネイ (Ayatollah Khamenei) の同盟者に力を与えた。」[24b]

3.27 2012 年 5 月 5 日に、ガーディアン (Guardian) は、アハマディネジャド大統領が…彼の支持者がイランの議会選挙においてうまく事を進められなかったせいで大きな敗北を味わったと報じた。[16a] 記事は以下のように続けた。

「ポピュリスト的な大統領の支持者は最高指導者アヤトラ・アリ・ハメネイ (Ayatollah Ali Khamenei) と密接に結び付いた保守派よりも大幅に数が少なくなり、議会の少数派の地位に追いやられた…」

「第 1 ラウンドと同様に、アハマディネジャドと直接同調する政党は良い結果を得られなかった。大統領の反対勢力が 20 議席を得たのに対し、大統領の支持者は 8 議席しか得られなかった。独立派はこれまで 11 議席を得て強さを見せていたが、任期の最終年が難しいものになると予想されている中で大統領を助けることになるかもしれない…」

「保守派はかつてアハマディネジャドを支えていたが、彼が上級聖職者の権限に挑もうとしていることに気づいてから離反した。彼の同盟者は重要なポストから追い出されそうになっており、彼の経済政策は難問に直面しそうである。」

「アハマディネジャドの反対勢力は、3 月に投票が行われる第 1 ラウンドにおいてすでに 290 議席を占めて立法府における圧倒的多数を獲得した。」

「アハマディネジャドと保守派の両方に反対するイランの主要な革新政党は候補者をほとんど立てなかった。」[16a]

3.28 BBC は 2012 年 3 月 14 日に、議会選挙に続いて、アハマディネジャド大統領が MP からの質問に答えるために議会に現れたと報じた。「アハマディネジャド大統領は、彼の国外および国内の政策決定に関する質問の長いリストに対応するのに 1 時間かかった。大統領は、政策決定が法を遵守していることを強く主張し、彼が最高指導者、アヤトラ・アリ・ハメネイ (Ayatollah Ali Khamenei) の権限に挑んではないと否定した。イラン議会が大統領を喚問したのは、1979 年のイスラム革命以来はじめてのことであった。」 [21m]

重要な出来事の年代記については、2013 年 6 月 17 日に更新された「[BBC タイムライン：イラン](#)」も参照。 [21p]

## 4. 最近の進展 (2013 年 6 月から 8 月 31 日)

### 2013 年 6 月 14 日の大統領選挙

4.01 2013 年 6 月 18 日に最後に更新された国際選挙制度財団 (International Foundation for Electoral Systems (IFES)) のイラン・プロフィールには、大統領選挙の第 1 ラウンドが 2013 年 6 月 14 日に実施されたとの記載がある。 [106c] 翌日、BBC ニュースは、改革派に支えられた聖職者のハサン・ロウハニ (Hassan Rouhani) が票の 50% 強を確保し、それによって決戦投票の必要性を避けてイランの大統領選挙に勝利したと報じた。...Mostafa Mohammad Najjar 内務大臣は、ロウハニ氏が 36,704,156 票の総投票数のうち 18,613,329 票を獲得したと発表した。これは票の 50.71 % に相当した。Mohammad Baqer Qalibaf テヘラン市長は 6,077,292 票を獲得して 2 位となった (16.56 %)。 [21v]

完全な選挙結果については 2013 年 6 月 18 日の [IFES プロフィール](#) を参照。 [106c]

4.02 2013 年 8 月 5 日付のガーディアン (Guardian) は以下のように報じた。

「ハッサン・ロウハニ (Hassan Rouhani) は、イランの新しい大統領として正式に宣誓を受けたが、穏健路線と透明性を約束しつつも、彼の国からの「正しい対応」を望む人々に、制裁の代わりに「敬意の言葉を用いる」よう要請している...」

「1979 年のイスラム革命以来、イランの第 7 代大統領となるロウハニは土曜日 [2013 年 8 月 3 日] に彼の 4 年間の任期を正式に開始したが、この時イランの最高指導者、アヤトラ・アリ・ハメネイ (Ayatollah Ali Khamenei) は別の式典において、6 月の大統領選挙におけるロウハニのセンセーショナルな勝利を承認した。」

「日曜日の宣誓就任式典の最中にロウハニは Majlis (国会) で演説を行ったが、その際、彼の出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 31

は「穏健路線に投票した人々」について言及し、彼の「希望と慎重さのある政府」が、貧困、汚職、および差別と戦うことに努めるであろうと述べた。」 [16i]

4.03 ラジオ・フリー・ヨーロッパ/ラジオ・リバティ (Radio Free Europe/Radio Liberty) は、2013年8月6日に、「[就任] 式典の際に、ロウハニ (Rohani) は、前国連大使のモハマド・ジャヴァド・ザリーフ (Mohammad Javad Zarif) の外務大臣への任命、前石油大臣の Bijan Zanganeh の再任を含めて、彼の新しい内閣に任命された人々を初公開した。任命された者は議会によって承認される必要がある」と報じた。 [42i] 2013年8月15日に、BBC ニュースは以下のように報じた。

「イラン国会--イスラム強硬論者によって支配される--は、新大統領ハッサン・ロウハニ (Hassan Rouhani) によって彼の内閣に指名された 18 人のうち 3 人を拒絶した。教育、スポーツ、および科学省に指名された者は革新陣営と同盟関係にあった。彼らは西洋式の教育を受けたことで批判を招いた。教育相への被指名者 Mohammad Ali Najafi と科学相への被指名者 Jafar Milimonfared は、2009年の紛糾したイランの総選挙後に騒乱を助長したと批判された... Masoud Soltanifar (ロウハニ大統領によって青年・スポーツ大臣に指名された) は経験が足りないと批判された... ロウハニ大統領は最長で3ヶ月までの代理の大臣を指名する必要がある。」 [21f]

4.04 2013年8月29日に、ガーディアン (Guardian) は、イランが初の外務省スポークスマンを任命したと報じた。モハマド・ジャヴァド・ザリーフ (Mohammad Javad Zarif) 外務大臣は、Marzieh Afkham が「同国の外交組織のスポークスマン」に任命されたと述べたと報じられた。」 [16j] ガーディアンの同記事には、「ハッサン・ロウハニ (Hassan Rouhani) 大統領は女性により多くの機会を与えることを約束した」とも記していた。先週、彼は法務を担当する副大統領として別の女性、Elham Aminzadeh を任命した。」 [16j]

## 5. 憲法

5.01 2013年6月20日に閲覧したイラン・チェンバー・ソサイアティ (Iran Chamber Society) のウェブサイトには以下の記載がある。

「イラン憲法によれば、最高指導者は「イラン・イスラム共和国の総合政策」の描写と監督に責任を負うが、このことは、最高指導者がイランの国内政策と外交政策の基調と方向性を設定することを意味している... 大統領は、イランで第2の地位に位置づけられる高官である。しかし、大統領は高い公的特徴を備える一方で、大統領の権力は憲法によって多くの点で調整されており、憲法上、行政機関全体が最高指導者に従属している。実際、イ

32 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。



ランは行政機関が軍隊を統括しない唯一の国家である。[58d]

イラン憲法の英語版は、イラン・チェンバー・ソサイアティ (Iran Chamber Society) のウェブサイトで入手可能である。[58e]

5.02 2009年9月23日付の「イラン・イスラム共和国における人権の状況 (The situation of human rights in the Islamic Republic of Iran)」に関する国連総会への事務局長の報告書には、次の記載がある。「...1979年イラン・イスラム共和国憲法は、様々な人権と基本的自由を保証している。しかし、実際には、人権の完全な保護と国家の様々な機関の独立的機能については多くの重大な障害が存在する。」[10g] (p3)

5.03 2010年10月に発行された国際人権連盟 (International Federation for Human Rights (FIDH)) と人権擁護のためのイラン同盟 (Iranian League for the Defence of Human Rights (LDDHI)) によるレポート、「イランの隠された一面：民族・宗教マイノリティに対する差別 (Hidden Side of Iran: Discrimination against ethnic and religious minorities)」には以下の記述がある。

「憲法がイラン国民のために認知しているものと思われる多くの権利は、「イスラム教の基準に従って」文言を追加することによって著しく制限された形で資格を付与されている。このことは、例えば第4条、第10条、第14条、第20条、第24条、第26条、第27条、および第28条について特に言えるかもしれない。最悪の例の1つは、おそらく、イスラム教とイラン・イスラム共和国に対する共謀または敵対する活動に従事する者の権利を、明確に、かつ著しく否定している第14条である。[56c] (p8-9)

「刑法」と「治安法」の項目も参照。

5.04 2013年4月30日に刊行された、2012年4月1日から2013年3月31日までの期間をカバーする「国際宗教自由に関する米国委員会 (United States Commission on International Religious Freedom (USCIRF)) の2013年次報告書」には次の記載がある。「イラン・イスラム共和国憲法は、イスラム教の十二イマーム宗ジャファリ派 (Twelver (Shi'i) Jaafari School) が同国の公式な宗教であると宣言している。憲法自体を含むすべての法律および規則はイスラムの基準に基づかなければならない。」[88a] (イランの章、p3) ゴロアスター教徒、ユダヤ教徒、およびキリスト教徒は憲法の下で宗教少数派と認識される。(フリーダムハウス (Freedom House) 2013) [112f]

5.05 2010年10月のFIDHおよびLDDHIレポートは次のように述べている。「憲法は多く

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

33

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

の信仰、例えばバハーイ教 (Baha'i faith) やスーフィ教徒の様々な宗派を認識していない。無信仰者と無神論者は、既存する権利を全く有していない。」 [56c] (p8)

5.06 2013年4月10日に刊行された、2012年の出来事をカバーしているフリーダムハウス (Freedom House) のレポート、「世界の自由 2013—イラン (Freedom in the World 2013 – Iran)」には次の記載がある。「憲法と法律はすべての民族のために平等の権利を要求しているものの、実際には、これらの権利は当局によって制限される... クルド少数民族、アラブ人、バルーチ族、およびアゼリー人は差別に不満を抱いている。」 [112f]

宗教集団と民族集団が実際にはどのように扱われているかに関する詳細については、「信教の自由」と「民族グループ」に関するセクションも参照。

## 6. 政治制度

6.01 2013年4月19日に刊行された米国国務省の「人権慣行に関するカントリーレポート 2012—イラン (Country Reports on Human Rights Practices 2012 – Iran)」には、以下の記載がある。

「イラン・イスラム共和国は、1979年の国民投票による憲法の採択後に建国された立憲神政共和国である。1989年に改正された憲法は、「velayat-e faqih」、すなわち「法学者の保護」または「法の専門家による支配」というイスラム教シーア派の概念に基づいた政治システムを創造した。シーア派の聖職者と聖職者によって吟味された政治指導者は、その多くが同国の治安部隊とますます連携するようになり、重要な権力機構を支配している。」 [4a] (要旨)

6.02 2013年4月10日に刊行されたフリーダムハウス (Freedom House) のレポート、「世界の自由 2013—イラン (Freedom in the World 2013 – Iran)」には次の記載がある。

「イランは選挙制民主主義ではない。政府の中で最も強力な存在は、最高指導者、現在はアヤトラ・アリ・ハメネイ (Ayatollah Ali Khamenei) である。最高指導者は、護憲評議会 (Guardian Council) によって吟味された候補者リストから一般投票によって選ばれる 86人の聖職者集団から成る、任期 8年の専門家会議 (Assembly of Experts) によって選出される。任期の存在しない最高指導者は、軍隊の最高司令官であり、司法制度の上層部、国営放送メディアの長、公益判別会議、および護憲評議会委員の半数を任命する。大統領と議会は、ともに 4年の任期であり、閣僚を指名することに責任を負うものの、最高指導者は防衛、内務、外務、および情報の各省に対する任命に関して事実上の統制権を発揮する。」

34 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

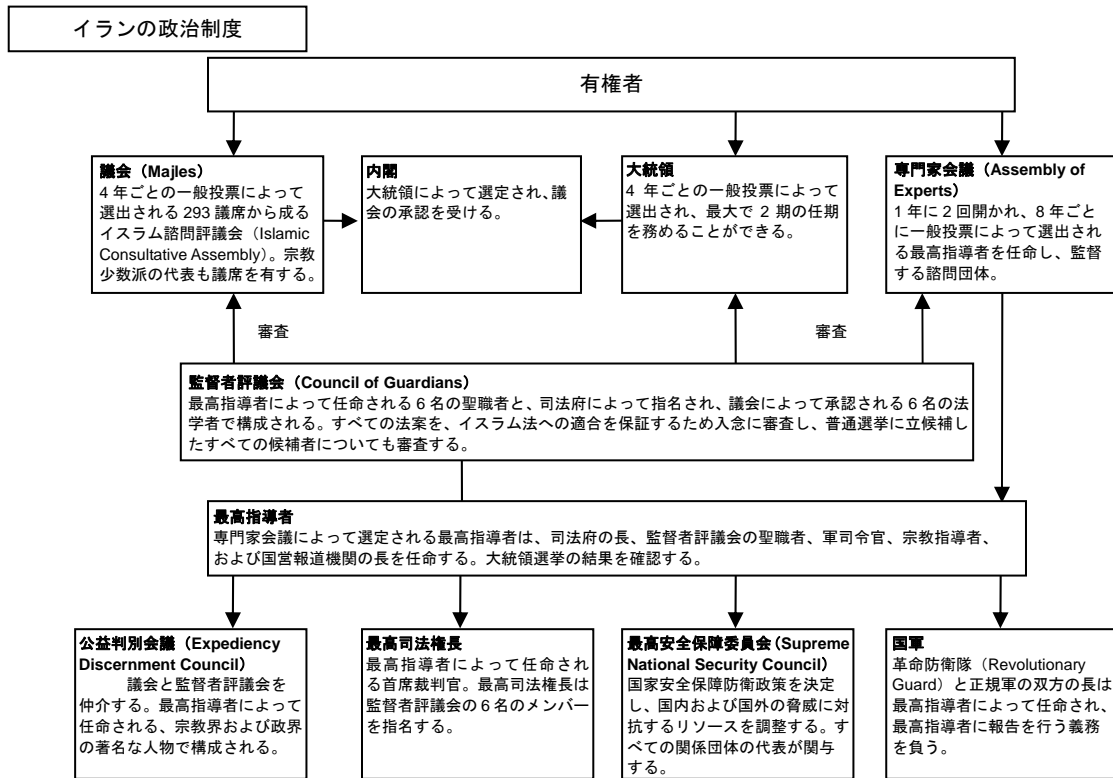
「大統領候補と 290 議席の一院制議会のすべての候補者は、最高指導者によって任命される 6 人のイスラム神学者と司法組織のトップによって指名されて議会によって認定される 6 人の法学者から成る、全員が任期 6 年の護憲評議会によって吟味される。護憲評議会是一般に議会の候補者の約 3 分の 1 を失格させる。ただし、上訴においてこれらの判決を破棄することが可能な場合もある。同評議会は、議会によって承認された立法を拒否する権限も有する。2つの団体間の紛争は、現在アリ・アクバル・ハシェミ・ラフサンジャニ (Ali Akbar Hashemi Rafsanjani) 前大統領が長を務める、別の、選出によらずに、保守派の支配する機関である公益判別会議によって裁定される。[112f]

6.03 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「憲法は国民に、自由かつ公正な選挙を通して平和裏に大統領とイスラム諮問評議会議員を交代させる権利を提供するものの、実際には、選出されたのではない団体による候補者審査と選挙プロセスの監督がこの権利を著しく制限している... 国家と宗教の分離がまったく存在せず、一部の聖職者は政府の中で大きな影響力を持っていた。最高指導者はまた、すべての大統領候補を承認した。有権者は普通選挙権に基づき、直接的な一般投票によって大統領を選出する。」 [4a] (セクション 3)

6.04 2013 年 6 月 3 日に閲覧した、2012 年 2 月 1 日更新の USSD バックグラウンドノートは、選挙権は 18 歳以上の者が有すると記載している。[4c] (政府)

6.05 2012 年 6 月 25 日に更新されたジェーンの安全保障監視評価 (Jane's Sentinel Security Assessment) には、イランの政治システムがどのように機能するのかを詳説する以下の図が記載されている。[61a] (国内問題):



## 政党

6.06 2012年10月27日に最終更新された「グローバルセキュリティに関する情報 (Information on the Global Security)」のウェブサイトには以下の記載がある。

「1987年に政党が禁止されるまで、イスラム共和党は第一党であった。政党は1998年に再び公認された。しかし、公式な政治活動は、「velayate faqih」、直訳すると「信仰の保護者」(宗教法学者)として知られる、または「最高指導者」としてよりよく知られている政治支配の原則を受け入れるグループにだけ許された。いまだに特別な利害と愛顧に基づいている忠誠は、流動的な状態であり続ける。[70a]

6.07 2012年6月25日に更新されたジェーンの安全保障監視評価 (Jane's Sentinel Security Assessment) には、イランの政治は、改革主義者と保守主義者の間の分裂と論争を反映しており、短期間の間出現し、消滅する政党によって非常に動的かつ流動的であるとの記載がある。[61a] (国内問題)

6.08 2012年6月25日に更新されたジェーンの安全保障監視評価 (Jane's Sentinel Security Assessment) には、以下の記載がある。

36 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

「イラン憲法の第 26 条は次の事を許可する。「イスラムかまたは認定されている宗教少数派のいずれかに関するものかどうかにかかわらず、宗教団体と同様に、政党、団体、政治的または専門的協会の結成... ただし、彼らが独立、自由、全国的統一、イスラム教の基準、またはイスラム共和国の基礎の原則に違反していないことを条件とする。」政党に関する 1981 年の法律は、政党が何であるかを指定し、それが活動することができて、それが内務省から許可を得ることによって党を結成するための条件を定義した。」 [61a] (国内問題)

6.09 第 26 条に言及して、2010 年 10 月の国際人権連盟 (International Federation for Human Rights (FIDH)) および人権擁護のためのイラン同盟 (Iranian League for the Defence of Human Rights (LDDHI)) のレポート、「イランの隠された一面 (The Hidden Side of Iran)」には次の記載がある。「...それ [第 26 条] が次のように規定しているのは注目に値する:「党の結成は... 宗教団体と同様に、イスラムかまたは認定されている宗教少数派のいずれかに関するものかどうかにかかわらず、許される。」したがって、イスラム教または 3 つの認定宗派のいずれかの信奉者を除いて他の結社は許容されない。」 [56c] (p9)

6.10 2012 年 3 月 6 日付の「イラン・イスラム共和国における人権状況についての特別報告者レポート (The Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in the Islamic Republic of Iran)」には以下の記載がある。

「政党・結社法改革案 (Parties and Associations Law Reform Plan)」という表題の新しい法案は、作動するか、イスラム共和国に反対する行動を取っているか、以前に行動を取っていた敵対団体の信奉者および提携者が政党の黨員になることを禁じるとの規定によって、すべての政治団体の成員資格を定義する。不適格であるとみなされる者は運営ライセンスを拒否され、したがって政党または結社を結成することを禁止される。 [10d] (p6)

6.11 2012 年 2 月に刊行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の報告書、「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大 (“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran)」には次の記載がある。「政党、特に反対派の指導者マハディ・カルビ (Mehdi Karroubi) とミール・ホセイン・ムサビ (Mir Hossein Mousavi) に関係する一部の政党は、裁判所命令によって 2009 年以来活動を停止させられており、1979 年以来活動を禁止されている他の政党と合流している。 [9x] (p19)

1980 年以來の政党の歴史と大統領選挙の結果を含むイランの選挙制度に関する包括的な議論については、2011 年 3 月に刊行された国際選挙制度財団 (International Foundation for Electoral Systems (IFES)) によるレポート、「意図的な二重性：イラン選挙制度 (Duality by Design: The Iranian Electoral System)」を参照。 [106a]

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

37

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

政治団体のリストは付録 **B** に記載されている。実際の政治的権利に関する情報については「政治的同盟」の項目も参照。

# 人権

## 7. はじめに

7.01 米国平和研究所 (US Institute of Peace (USIP)) と研究者のためのウッドロウ・ウィルソン国際センター (Woodrow Wilson Center for International Scholars) のジョイントプロダクト、イラン・プレミア (Iran Primer) の「イランの人権侵害のパターン 2010 (Patterns of Iran Human Rights Abuses 2010)」という表題が付いた 2010 年 12 月 16 日付の記事には、以下の記載がある。

「イランは、論議を呼んだ 2009 年 6 月の大統領選挙後の政情不安に続いて、2010 年に人権と市民社会の広範な取り締まりに乗り出した。行政府、革命防衛隊、およびセキュリティサービスは以前にも増して権力を任意的に行使するようになった。イランがより独裁的になるにつれて、人権条件は劇的に悪化した。軍隊による取り締まりが公的なデモ活動を阻止した一方で、有罪判決と処刑の波はほとんど絶対的な国家権力の姿を示した。イランの残忍性は、自国の国民、民主主義、および政府への反対者に対する政権の恐怖をなおも明るみに出した。」 [31a]

7.02 国連人権理事会 (UN Human Rights Council) のイランの普遍的定期的審査 (Universal Periodic Review (UPR)) は 2010 年 2 月に実施され、行われた勧告とイランの反応について詳説している ワーキンググループのレポート は 2010 年 3 月 15 日に出版された。 [10ab]

7.03 2011 年 9 月 23 日付の「イラン・イスラム共和国における人権状況」についての特別報告者レポート (The Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in the Islamic Republic of Iran) には以下の記載がある。「人権理事会の委員長は 2011 年 6 月 17 日にイラン・イスラム共和国における人権状況についての特別報告者を任命した。Shaheed 氏は 2011 年 8 月 1 日に彼の指令を正式に開始し、その際、指令の遂行への協力を求めるために、同氏はイラン・イスラム共和国当局に書簡を送付した。」 [10e] (p3)

7.04 2013 年 2 月 28 日付の国連特別報告者による最新のレポートにおいて、報告者は、「対話を行って、さらには最近の 2012 年 5 月 9 日の人権侵害疑惑の真相を調査するためにイラン・イスラム共和国を訪問したいとの希望を伝えたことを報告した。しかし、政府はこのような活動への従事と彼の要求について何も返答していない。」 [10n] (p3) さらに、イランの継続的な招待にもかかわらず、「...同国を訪問したいとの複数の要求は未処理のままであり、2005 年以来、特別報告者としての指令を受けたどの人物にも訪問の機会是与えられて

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

39

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

いない。」 [10n] (p4)

7.05 2013年4月に刊行された「人権と民主主義：2012年英国外務連邦省 [FCO] レポート、イラン (Human Rights and Democracy: The 2012 Foreign & Commonwealth Office [FCO] Report, Iran)」において、FCOは以下のように報告している。

「イランの人権状況は2012年に極めて劣悪な状態が続いた。政府は、抑圧と統制の道具として、威嚇と独断的な逮捕を利用し、言論の自由を厳しく抑制した。反体制派の上級指導者はほぼ2年に及ぶ拘留後に自宅監禁の状態に置かれた。一部のマイノリティグループは、自らのコミュニティに対する組織的抑圧と人権侵害に抗議する者を標的とした威嚇について説明した。何人かの著名な人権活動家が収監され続けている一拷問や彼らが適正な治療を受けることを許されずに重大な健康問題を被っていると非難する向きもある。死刑は特に麻薬犯罪に関して、そして国際法違反の多くのケースにやはり広く適用された。2010年の国連人権理事会のイランに関する普遍的定期的審査 (UN Human Rights Council Universal Periodic Review for Iran) における勧告の大部分は実施されないままに留まった。」 [26f] (p175)

7.06 2013年1月31日に刊行された「ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch (HRW)) ワールドレポート2013、イラン」には以下の報告があった。

「2012年に、イラン当局は、野党候補者が議会選挙に参加することを禁止した。当局は1年半以上にわたって著名な野党指導者を自宅監禁の状態に置いた。処刑は、特に麻薬関連の違反に関して高い割合で続いていた。政府は市民社会活動家、特に弁護士、人権活動家、学生、およびジャーナリストを標的とし、ハラール (合法) インターネットの第1段階に関する計画を発表した。」 [8a] (p537)

7.07 2013年5月23日に刊行された、2012年の出来事をカバーするアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の年次報告書2013 - イラン (AI レポート2013) には以下の記載がある。

「当局は表現、結社、および集会の自由に対して厳しい制限を維持していた。少数者の権利および女性の権利の活動家を含む反体制者と人権活動家は、恣意的に逮捕されて、監禁および拘留されて、不公平な裁判の後で投獄されて、外国を旅行することを禁止された。多数の良心の囚人と政治犯がいた。拷問や他の虐待は普通のことであり、とがめなしに委任された。女性、宗教および民族マイノリティ、そして LGBTI [レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、およびユニセックス] コミュニティの成員は法律および慣行上の差別を受けた。むち打ちや切断という残酷な司法上の処罰が用いられ続けた。当局筋は314件の処刑を認めたが、合計で544件が記録されていた。実際の件数ははるかに多

40 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。



いかかもしれない。[9h]

7.08 2013年4月10日に刊行されたフリーダムハウス (Freedom House) のレポート、「世界の自由 2013－イラン (Freedom in the World 2013 – Iran)」には次の記載がある。

「2012年に、イラン政府は政治的自由を制限し、ジャーナリスト、市民活動家、人権活動家、女性、および少数民族に対して特に厳しい条件を課して、市民的自由に違反し続けた。当局はインターネットに対する制限を引き上げて、悪化する経済状態に関連するデモ行為を抑圧した。イランを対象とする国連特別報告者は、その年の間に再び同国への入国を許されず、反対勢力の指導者らは拘留され続けた。」[112f]

7.09 2013年2月28日付の国連特別報告者 (Special Rapporteur) による最新のレポート、「イラン・イスラム共和国における人権状況 (situation of human rights in the Islamic Republic of Iran)」には以下の記載がある。

「特別報告者はレポートの中で、イラン・イスラム共和国では広範囲に及ぶ組織的な人権侵害が継続していると結論する。彼ら自身の人権または他人の権利の侵害について非政府組織、人権活動家、および個人によって伝えられたレポートは、市民の、政治的、経済的、社会的、および文化的な権利が法律および慣行上、徐々に蝕まれて、侵害されている状況を示し続けている。さらに、政府による調査と矯正の欠如は、概して、イランが批准した人権法律文書の影響をさらに弱めて、刑罰免除の風潮を助長している。」[10n] (p3)

7.10 2012年3月20日付の国連事務総長の報告書は、イランが以下の5つの主要な国際的人権条約を批准したことに言及している。

- ・ 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights (ICESCR))
- ・ 市民的および政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights (ICCPR))
- ・ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (International Convention on the Elimination of Racial Discrimination (ICERD))
- ・ 児童の権利に関する条約 (Convention on the Rights of the Child (CRC))

7.11 同報告書にはさらに次の言及があった。イランは「...児童の売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書 (Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children, child prostitution and child pornography) も批准

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 41

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

している。イランは武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書（Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of children in armed conflict）にも署名している。」 [10ai] (p14)

上記の実際上の効果、特に少数民族と児童における効果に関する情報については、本レポートの「人権」セクションに属する個々のセクションを参照。

7.12 2013年2月28日の特別報告者レポートは以下のように結論する。

「特別報告者は、過去2年間の彼の指令および彼の現在のレポートについての考察において、イラン・イスラム共和国では深刻なレベルの人権侵害が明白に増加していたと結論づける。市民社会の様々な成員に対する国家の刑罰措置に関する頻繁かつ狼狽させるようなレポート、女性、宗教少数派および少数民族による人権の完全な享受を徐々に蝕む措置についてのレポート、そして、国連特別手続に連絡した疑いをかけられている個人に対する国家の報復的措置についての警告レポートは、同国において人権の尊重を促進するという政府の決意に関しての重大な懸念を生じさせる。」

「特別報告者はまた、特に重罪基準を満たしていない犯罪に関して、そして特に被告人に自白を強要するために広範囲に及んで進行していると疑われる拷問に直面して、同国における処刑の割合に驚かされ続けている。多くの人権法律文書と人権理事会によって取り上げられた問題に意味をなすように対処するための同国政府の能力は、有意義な協力の欠如によって、同国での人権侵害の存在についてのその妥協しない立場によって、そしてその国際的かつ国内的な人権義務を徐々に蝕む法律上および実際上の習慣によって抑制される。」 [10n] (p23)

7.13 2013年2月5日に、イラン裁定委員会からの最終的な判断が発表されたが、それはイラン・イスラム共和国が適用可能な国際法に違反して、自国民に対して1980年～1989年の期間に非人道的犯罪を犯したと結論づけた。 [135a] 「イラン裁定委員会では、イラン・イスラムの共和国における以下の5つの形式の人権侵害について告発がなされた。

(i) 1988年の5,000人を超える政治犯、および1981年から1984年までの期間における12,000人を超える政治犯を含めた殺人、

(ii) 肉体および精神の両方に対する拷問、

(iii) 政治的な反体制者と民族および宗教マイノリティに対する迫害、(iv) 男性と女性の両方

42 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

への性的虐待、および

(v) 裁判のない拘留、人民裁判の使用、および残酷で、非人道的で、劣悪な扱いへの服従を含む違法な懲役。受刑囚の家族が従わせられる残酷な扱いについての訴状からなる起訴。これは広範囲に及び、必然的に現在まで持続する虐待の遺産を残すものである。(Payvand Iran News、2013年2月7日)[134a]

7.14 2013年8月21日に、イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran (ICHRI)) は、2013年6月の大統領選挙を受けて、「約束を果たす：イランの新大統領のための人権ロードマップ (Fulfilling Promises: A Human Rights Roadmap for Iran's New President)」と題するレポートを刊行した。同レポートは、選挙運動中になされた、人権を尊重し、人々の権利を支持するというロウハニ大統領の約束に言及している。[52m] (p7)

ICHRI レポートはイランにおける現在の人権状況についての包括的で最新の情報を提供しており、さらなる情報のために直接参照されるべきである。[52m]

7.15 英国外務省 (FCO) はイランにおける人権状況についての頻繁な更新も公開している。本レポート執筆時の最も新しい更新は2013年6月30日付であり、処刑、刑法、宗教少数派、切斷、刑務所条件、および表現の自由についての情報を含んでいた。[26g]

様々な集団についての人権状況は、以下のセクションで詳述されている。すなわち、「政治的同盟」、「言論・メディアの自由」(ジャーナリストとブロガーを含む)、「宗教の自由」、「人権組織および活動家」、「民族グループ」、「レズビアン、ゲイおよびバイセクシュアルの人々」、「女性」および「児童」。

このレポートの草稿が書かれた時に、大統領によって法律への署名がされておらず、まだ運用されていなかった新しい刑法に関する情報については、「刑法」のセクションも参照。

## 8. 犯罪

### 麻薬密輸

8.01 2013年3月に刊行された、2012年1月1日から12月31日までの期間をカバーするこの出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 43

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

米国国務省の「国際麻薬統制戦略報告書 2013 (International Narcotics Control Strategy Report (INCSR) 2013)」には以下の記載がある。

イランは、国内市場と国際市場の両方において成長を遂げているメトアンフェタミンの供給源であると同時に、アフガニスタン原産のアヘン剤とハシーシの重要な経由国であり消費者国となっている。国連薬物犯罪事務所 (UN Office on Drugs and Crime (UNODC)) に提供されたイランの所有物統計によると、同国は、統計が入手可能な最終年である 2011 年におけるアヘン押収件数で世界をリードしていた。イラン警察は 2011 年 3 月から 2012 年 3 月まで (イラン暦年) の間に約 430 トンの違法薬物を押収したが、こうした押収の約 70 パーセントがイラン東部の 1,147 マイルにわたるアフガニスタンおよびパキスタンとの国境に沿って生じたものであると、2012 年のメディアレポートは指摘する。アヘンとヘロインの押収量は横ばいであるか、または減少傾向にある一方で、メトアンフェタミンの押収は劇的に増大しているようである (2008 年から 2011 年までの間の 11 倍以上)。

政府の公式推計によれば、イランは違法薬物の売買の阻止に毎年約 10 億ドルというかなりの資金を費やしている。イランの強制戦略は国境での阻止に大きく依存しており、国土の東の境界に沿って堀、障壁、および望楼を建設することを含んでいる。...イランを拠点とするメトアンフェタミン取引ネットワークは、同国内および中東とアジア太平洋地域を横断する市場への主要な供給源になっている。麻薬関連の不正は、上級レベルの当局者が麻薬取引を許している証拠は全くつかめていないものの、重要な問題であるように見受けられる。[4b]

8.02 2011 年 12 月 15 日に刊行されたアムネスティ・インターナショナル (AI) のレポート、「死に至る中毒：イランの麻薬犯罪に関する処刑 (Addicted to Death: executions for drugs offenses in Iran)」は以下のように報告している。

「2010 年に、当局は麻薬取締戦略の新しいアプローチを発表したが、これには数年間にわたって保留中であつたとされる、UNODC が助言を与えた麻薬取締法 (Anti-Narcotics Law) の改正も含まれていた。公益判別会議も承認した改正法は 2011 年 1 月に発効した。同法は、30g を超える指定された合成の非医薬用向精神薬を売買するかまたは所有することについて、および同法の下での何らかの犯罪に関与した者を募集するかまたは雇用することについて、もしくは犯罪が終身刑による処罰に値する場合に、こうした活動を組織するか、運営するか、財政的に支援するか、または活動に投資することについて、死刑を導入した。同法はギャングまたはネットワークの首領に、ギャングまたはネットワークがどのようなものかという定義は存在しないものの、強制的死刑判決も与える。[9k] (p14-15)

44 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

2011 年の麻薬取締法に基づいて死刑となる 17 の違反についての要約は、AI レポートの附録 1 に示されている。[9k] (p43)

8.03 同 AI レポートには、さらに次のように記載されている。

「改正された法律はまた、麻薬常習者を有罪にすることよりも彼らに社会復帰と矯正のための手段を提供することに重点を置く。第 15 条および第 16 条によれば、麻薬常習者は、認可されたりハビリテーション・危害緩和センターでの治療を要求される。リハビリテーション・センターでの治療の証明書を持つ者は法律の下での違反に対する処罰を免除される。そのような証明書を所有していない常習者は、司法命令によって 6 ヶ月間にわたりそのようなセンターに送致される。この期間は、センターのまたはセンターの承認を得た人物の要求により、さらに 3 ヶ月だけ延長することができる。この間、当該常習者の起訴は中断される。もし当該常習者がリハビリテーションを受けて成功したことをセンターが報告すれば、起訴は取り下げられる。しかし、以前の法律とは異なり、社会復帰に失敗した常習者については起訴が検討される。刑罰には懲役、罰金、またはむち打ちが含まれる。[9k] (p15)

8.04 2013 年 4 月 10 日に刊行された AI レポート、「2012 年の死刑判決と処刑 (Death sentences and executions in 2012)」には、「2012 年に公式に認められた処刑の総数は少なくとも 223 件にのぼり、そのうちの 71% は麻薬犯罪に関するものであった」と記載されている。[9k] (p31)

8.05 国連薬物犯罪事務所 (United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC)) による イラン・イスラム共和国麻薬取締法 (Anti-Narcotics Law of the Islamic Republic of Iran) (1997 年成立) の翻訳文は、2010 年 12 月以前の同法の完全な詳細 [10q] を示しているが、上で詳述した法律に対する変更については示していない。2011 年 4 月 21 日に、英国外務省 (FCO) は、UNODC によってペルシア語から翻訳された 2010 年 12 月の新しい反ドラッグ法の公式の英訳を英国国境局に提供した。[10k]

8.06 ハーム・リダクション・インターナショナル (Harm Reduction International (HRI)) のレポート、「麻薬犯罪に関する死刑: 世界総覧 2012 (The Death Penalty for Drug Offences: Global Overview 2012)」は、麻薬犯罪に関する処刑について以下のような統計を示している。[84a] (p26)

年度	総処刑数	麻薬犯罪に関する処刑
2012 年度上半期	少なくとも 140 件	大多数
2011 年	少なくとも 676 件	少なくとも 540 件 (記録され

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

45

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

		た全体の 80 %以上)
2010 年	650 件以上	約 590 件
2009 年	少なくとも 346 件	少なくとも 172 件
2008 年	少なくとも 317 件	少なくとも 96 件
1979-2011 年における麻薬犯罪に関する処刑		10,000 件以上
麻薬犯罪に関する強制的死刑		有

8.07 2011 年 12 月 15 日に刊行された AI レポート、「死に至る中毒：イランの麻薬犯罪に関する処刑 (Addicted to Death: executions for drugs offenses in Iran)」は、麻薬犯罪に関して処刑された者についての情報を含めて、イランの麻薬取締戦略に関する詳細な情報を提供している。[9k]

「死刑」および「刑法」、「イラン国外での犯罪」、「二重の危険 (一事不再理 (ne bis in idem))」のセクションも参照。

## 9. 治安部隊

### 治安部隊および情報部隊の概要

9.01 2010 年 11 月 29 日付のワールド・セキュリティ・ネットワーク (World Security Network (WSN)) によるイランの情報および保安機関に関する論文には以下の記載がある。

「この国のリーダーシップは外国のオブザーバーにとってまったく不明瞭であり、したがって、イランの情報機関、付随事実および現職者はより有能である。イランの情報機関の一つ、イスラム革命防衛隊 (Islamic Revolutionary Guards Corps (IRGC)) はグローバルなレベルでの意味を持つ陸軍部隊、情報機関、秘密および特殊作戦部隊、警察、予備軍、およびビジネスグループの複合的な組み合わせから成る機関である。イランのもう一つの情報機関である情報治安省 (Ministry of Intelligence and Security (MOIS)) はより伝統的な機関であり、国外および国内の両方の情報活動に責任を負う。イランの政権と組織を特徴付けている「秘密主義」は情報機関に特有でもある。IRGC がイランの最高指導者のリーダーシップの下で全国的な組織になったのに対して、大統領は政府の省の 1 つである MOIS についてより多くの権限を有している。外交および軍事の決定を下す国の公式機関であるイラン最高安全保障委員会 (Iran's Supreme National Security Council (SNSC)) と最高指導者の情報部隊 (Supreme Leader's Intelligence Unit) は、すべての情報官庁を集約する 2 つのセミコラテラルな組織である。両機関の決定は最終的に最高指導者によって承認されなければならない。[45a]

46 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

9.02 WSN の論文は、「…イランの情報および治安部隊は、その責任が相補的であり、これらのサービスのどれ一つとして領域を超えた完全な統制下には置かれないという考えを導きうる、非常に大きな範囲にわたって一致しているところの、文民的、軍事的、および準軍事的組織の複合体を現している」と結論づけている。[45a]

9.03 2013年4月19日に発表された米国国務省の「人権慣行に関するカントリーレポート2012、イラン」(USSD レポート2012)には以下の記載がある。

「MOIS、内務省に属する部隊、最高指導者に報告を行う IRGC を含めて、複数の機関が法の執行と命令の維持に関する責任を共有した。国内各地の都市と町の地方組織に備わる自発的準軍事団体である Basij は、時には IRGC 陸上部隊よりも下位の予備的法執行部隊として活動した。Basij 部隊はしばしば上からの正式な指示または監督がなくても政治的反対分子の取り締まりに従事した。」

「治安部隊は犯罪との闘いにおいて完全に有効であるとみなされたわけではなく、不正と刑罰免除は問題となっていた。Basij のような正規の準軍事的治安部隊は、抗議者や公然のデモ活動に対する暴力行為を含めて、多くの人権侵害に携わった。治安部隊による虐待を調査したり罰したりする透明性のある機構は存在せず、虐待者を懲罰に付するような政府の措置に関する報告は何もなかった。」[4a] (セクション 1d)

(国外での治安部隊の活動に関する情報については)「治安部隊による人権侵害」および「イラン国外の政治的反対体制者」も参照。

## 情報治安省 (Ministry of Intelligence and Security (MOIS)) および Vezarat-e Ettela'at va Aminat-e Keshvar (VEVAK) (ベザラット・エッテラート・ヴァ・アミナット・ケシヴァール)、別名 Ettela'at (エッテラート)

9.04 2013年1月30日に更新されたジェーンの安全保障監視評価 (Jane's Sentinel Security Assessment) には、以下の記載がある。

「情報治安省 (Ministry of Intelligence and Security (MOIS)) はイランの情報および国家の安全保障サービスを担当する。同省は、国内だけでなく国外についても政権への反対勢力と戦うことに責任がある。イランの情報部員の中には、イラン国外で活動しているイランの反体制分子に関する情報を収集する活動の一環として、外交的口実の下で外国の場所で任務に当たる者もいた。MOIS は Mujahideen e-Khalq (MEK) 反体制武装グループとその同盟関

係にある政治団体、イラン国民抵抗評議会（National Council of Resistance of Iran (NCRI)）を特に注視している。君主制主義者、イランのクルド族反体制者、および左翼グループも MOIS による精密な調査の対象となっている...」

「かつては SAVAMA（情報・国家安全保障省（Ministry of Intelligence and National Security; Szaman-e Ettela'at va Amniyat-e Melli-e Iran）の頭字語でよく知られていた MOIS は、王権（Shah）の下で活動し、1979 年のイスラム革命の時に解散した情報機関、SAVAK（国家情報安全保障機関（National Intelligence and Security Organisation; Szazeman-e Ettela'at va Amniyat-e Keshvar）の後継機関である。ホメイニ（Khomeini）政権が権力を掌握した後で、SAVAK の高官は処刑された。しかし、アナリストの中には、元 SAVAK の人員が左翼グループやイラク・バース党と親密な関係にあったことから、新しい機関に雇用されたケースもありそうだと考える向きもある...」

「MOIS の現在の大臣は Heydar Moslehi であり、彼は Yunesi の後継を務めた Gholam Hossein Mohseni Ejei の代わりに、アハマディネジャド（Ahmadinejad）大統領下の 2009 年 8 月に情報治安大臣のポストに任命された。Moslehi は 1956 年イスファハン生まれの保守主義者であり、IRGC 陸上部隊で最高指導者アヤトラ・ハメネイ（Ayatollah Khamenei）の代理を務めた。Moslehi と情報相としての彼の前任者、Mohseni Ejei は、「深刻な人権侵害」で彼らを告発したアメリカ財務省によって 2010 年 9 月にブラックリストに載せられたイラン高官グループに含まれていた。2011 年にアハマディネジャドは Moslehi を解任したが、彼はハメネイによって直ちに復帰させられた。」

「2012 年 2 月に、「イラン市民に対する人権侵害において果たしているその中心的な役割と、シリアの人々に対して人権侵害を継続しているシリアの政権への支援におけるその役割、同様にテロリストグループに対するその支援のために」、アメリカ財務省は MOIS をブラックリストに載せた。同省は、イランにおけるアルカイダのスパイ活動を支援し、彼らに文書、身分証明書、およびパスポートを提供するだけでなく、ヒズボラ（Hizbullah）とハマス（Hamas）にも支援を行ったとの理由で MOIS を告発した。同省はまた、MOIS のエージェントが、イランでの 2009 年 6 月の選挙に続いて、「受刑囚、特に政治犯への殴打、性的虐待、長期にわたる尋問、および自白の強要」に責任があったと述べた。2012 年のさらなる開発において、財務省は、反体制グループに向けられたプログラムの一部としてインターネットとソーシャルメディアを監視するためにシリア総合情報局に技術と分析面での支援を提供したとの理由で MOIS を告発した。」

テヘランの本部における MOIS 総局の下に 5 つの主要な部局がある。



- ・分析・戦略局 - イランの指導者に情報分析を提供する役割を担う。
- ・治安局 - 国の組織を保護する役割を担う。国際通過施設 - 空港、海港、および国境横断地点 - を管理する任務も課される。
- ・国家安全保障局 - 反対運動についての監視を維持する役割を担う。
- ・保全局 - 国内外でスパイ活動と戦うことに責任がある。
- ・国外情報局。国外の情報収集や調査の実施とは別に、この局はまた情報分析の役割を担う。同局は、特定の地域を扱う多くの部門を持つ。国外でのイスラム教運動を支援する局や国外でのイランの外交指令において外務省の MOIS 監督ステーションを拠点とする局などの特定の特色を持つ部門もある。

「これらの主要な局の他にも、それぞれに特有の責任を負う多くの部門がある。すなわち、外務、国内情報、オープンソース情報、宗教研究、計画策定、テヘラン情報、司法長官、作戦； 訓練； 管理； 金融サービス； 貯蔵。[61d] (治安および外国部隊)

「汚職」のセクションも参照。

## 法執行部隊（含む警察）

9.05 2013年1月30日に更新されたジェーンの安全保障監視評価（Jane's Sentinel Security Assessment）には以下の記載がある。

「(法執行部隊 (Law Enforcement Forces) (Niruha-ye Entezami-ye Jomhuri-ye Islami)) LEF は、警察、憲兵隊および革命委員会の合併を通して 1991 年に創設されて、結合された職務を課されている、すなわち法の執行、国境管理、および公的秩序の維持。名目上内務省の指導下にあるものの、最高指導者は、大統領が LEF の長に推薦する被指名者を承認する必要がある...」

LEF 内のユニットは二重の責任を負う。LEF の社会的不正ユニットは「不道德」であるとみなされた社会的行動に対処する。しかし、LEF には、人々が聞く音楽のタイプ、公共の場での異性どうしの相互行為、およびみだらであると認められた様々な形式の振る舞いに関する Edareyeh Amaken Omumi（公共施設室）と呼ばれる同様のユニットがある。後者のグループは、ジャーナリストを逮捕および尋問した後に目立った存在となった...」

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

49

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「LEF にはスパイ防止活動ユニットがあり、これは不正の調査にも関係している...治安問題について情報治安省 (MOIS) と協力することは LEF の役割の一部である。」

「イランの国境に沿って治安を維持することは LEF の重要な役割である。LEF 長官の Brig Gen Moqaddam は、2008 年 8 月に、公安に次いで、イラン国境の管理が LEF の最大の懸念であると述べた。イランは、麻薬取引、密輸、および国家安全保障にとって脅威になると考えられる個人の活動に対抗するために「現代的テクノロジー」と評されるものを使用する LEF によって、その国境の治安を強化している。」

「米国財務省は、2011 年 6 月に、シリア総合情報局に物資の支援を提供し、シリア政府がシリア国民を抑圧するのを補助するために人員をダマスカスに派遣したとの理由で LEF を告発して、Moqaddam と彼の副官である Ahmad-Reza Radan をブラックリストに載せた。同省は、2011 年 4 月にダマスカスを訪れて、シリア政権による国民の取り締まりを援助するためにシリアの治安部門に専門知識を提供したとの理由で Radan を告発した。」

「2012 年に、アメリカ財務省は、情報技術によって人権侵害を行ったと判断されたイランとシリアの個人および団体に対して取った行動の一部について LEF をさらにターゲットとした。」 [61d] (治安および外国部隊)

9.06 2013 年 9 月 2 日に閲覧した 2013 インターポールのウェブサイトは、イランにおける様々な作戦警察部隊ユニットについての情報を提供している。[75a]

## イラン革命防衛隊 (Iranian Revolutionary Guards Corps (IRGC、別称 ‘Pasdaran (パスダラン)’)

9.07 2009 年 10 月 18 日付の BBC ニュース・プロフィールではイランの革命防衛隊 (IRGC) を取り上げた。それには、以下のように報じられている。

「イランのイスラム革命防衛隊 (IRGC) は、イランのイスラム教体制を守るため、また正規軍に対する対抗バランスとして、1979 年のイラン革命直後に設立された。それ以来防衛隊は、イランにおける主要な軍事的・政治的・経済的勢力に発展、最高指導者のアヤトラ・アリ・ハメネイ (Ayatollah Ali Khamenei) やマフムド・アフマディネジャド (Mahmoud Ahmadinejad) 大統領とも親密な関係を有している。大統領は、この防衛隊の出身である」

「さらに防衛隊は民兵組織であるバシジ抵抗部隊、それに強力な“ボニアズ”つまり慈善  
50 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

活動の基金も管理している。ボニアズはイランの経済の中でかなりの位置を占める」 [21i]

9.08 2012年3月26日に更新されたグローバルセキュリティに関する情報のウェブサイトには以下の記載がある。

「125,000人の強力なイラン革命防衛隊（IRGC または Pasdaran）は革命政権の安全を保障し、国内および外国でテロリストグループに訓練支援を提供する。正規軍（Artesh）と IRGC はともに国防軍需省（MODAFL）より下位である…」

「IRGC は正規軍から独立して活動するが、イランの防衛におけるその重要な役割のため、しばしばそれ自体が軍事部隊であるとみなされた。IRGC は陸上、海上、および航空の軍隊から成り、正規軍の構成と同等である。 [70b]

9.09 2013年1月30日に更新されたジェーンの安全保障監視評価（Jane's Sentinel Security Assessment）には以下の記載がある。

「一般に Pasdaran（護衛）として知られるイスラム革命防衛隊（IRGC）は次のような多くの主要な分隊から構成されている - 陸上部隊、空軍（航空宇宙部隊と称される）、海軍（海兵隊を含む）、Basij 民兵組織および Qods 部隊特殊作戦分隊…」

「IRGC の準軍事的組織、Basij は、国内の騒乱の抑圧にますます重要な役割を果たしている...Basij は、2009年の大統領選挙の後で起きた抗議活動を弾圧するために展開された部隊に含まれていた。」 [61d] (治安および外国部隊)

9.10 2012年9月20日に刊行されフリーダムハウス（Freedom House）のレポート、「岐路に立つ国 2012：イラン」は次のように報告している。

「国内政治における IRGC の役割は、防衛隊の元隊員であるアハマディネジャド（Ahmadinejad）の2005年の選挙以来増大している。彼の閣僚の何人かと多くの議員も IRGC の退役軍人である。2011年7月に、イランの司法組織の長、Sadegh Larijani は、IRGC が軍隊以上のものであると述べて、政治の分野における IRGC の多大な影響力を公然と支持した。IRGC は選挙後の取り締まりに積極的に関与していたと見られ、伝えられるところでは大学生への攻撃を計画して、平和的な抗議者に対する暴力や受刑囚の拷問にも従事していた。IRGC は多くの政治活動家が収監されている Evin 刑務所の監房の1つを管理している。政府監視団体である同国の刑務所機構は、その監房に収容されている受刑囚と接触することはできない。」 [112a]

9.11 2012年3月26日に更新されたグローバルセキュリティに関する情報のウェブサイトには以下の記載がある。

「イラン抵抗ネットワークが作成した2008年7月後半のレポートでは、IRGCがその編成を劇的に変更している最中であると述べられている。2008年9月のイラン革命防衛隊(Pasdarans)は部隊の刷新において、31の部門と自動ミサイルコマンドを設立した。報告された新しい編成では、イラン31州の各州に、州内で以前よりもはるかに大きな役割を果たすことが可能な部隊を31の州隊に分割した状態で大規模に配置した。[70b]

9.12 2013年5月28日付の議会調査部(Congressional Research Service (CRS))の報告書、「イラン：米国の懸念と政策反応 (Iran: US Concerns and Policy Responses)」には以下の記載がある。IRGCは、「それが設立した Ghorb の名で知られる(ペルシア語で「予言者のシール」という意味の「Khatem ol-Anbiya」とも呼ばれる)請負業者のネットワークを通じた活動によってイラン経済にますます関係するようになっていく。IRGCの現役の上級司令官が Ghorb の取締役会の一員になっていると伝えられており、その司令官、Rostam Ghasemi は2011年8月に石油大臣になった。」[78a] (p23)

## Qods (コッズ) / Quds (クッズ) 部隊

9.13 2013年1月30日に更新されたジェーンの安全保障監視評価 (Jane's Sentinel Security Assessment) には以下の記載がある。

「IRGCの Sepah-e Qods (Qods 隊またはエルサレム隊、あるいは Qods 部隊としても知られる)は、パキスタン、アフガニスタン、イラク、レバノン、およびボスニアといった本国から遠く離れた国で秘密作戦を実行したと報告される。Qods 部隊の全国本部はアフワーズ (Ahvaz) という南西部の都市にあり、同部隊は Qasem Soleiman 准将が率いている。」

「2007年10月に、米国政府は、タリバン (Taliban)、レバノン・ヒズボラ (Lebanese Hizbullah)、ハマス (Hamas)、パレスチナイスラム聖戦機構 (Palestinian Islamic Jihad)、およびパレスチナ解放人民戦線総司令部 (Popular Front for the Liberation of Palestine - General Command (PFLP-GC)) に物資の支援を提供したとの理由で Qods 部隊を告発して、同部隊への制裁を公表した。声明の中で、米国財務省は、Qods 部隊がイラン政権の「タリバンに致命的な支援を提供するための主要な手段」であると述べた。」

アメリカ財務省はさらに、2011年4月に、シリアにおける騒乱の取り締まりの際にシリア総合情報局に支援を提供したとの理由で告発した Qods 部隊に対して制裁措置を取った。翌

52 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

年 10 月に、同省はイランによる駐サウジアラビア米国大使の暗殺計画に関与したとして告発した Qods 部隊司令官の Soleimani 代将、およびその他 3 人の政府高官をブラックリストに載せた。」 [61d] (治安および外国部隊)

9.14 ジェーンの評価はさらに記載する。

「IRGC の Qods 部隊はすべての外国テロリストの活動を統制していると非難されている。Qods は多くのイラン大使館にオフィスまたは「セクション」を持っており、それは閉鎖したセクションとして機能する。これらがイランの情報収集活動に統合されているかどうか、あるいはそのような大使館の大使が Qods スタッフの活動を統括しているか、または活動に関する詳細な知識を得ているのかは明らかになっていない。しかし、ほとんどの活動が IRGC とイラン情報治安省 (Ministry of Foreign Affairs and Ministry of Intelligence and Security (MOIS)) 内のオフィスとの間で調整されていることを示す徴候がある。 [61d] (治安および外国部隊)

9.15 2013 年 2 月 28 日に、イラン追跡者のウェブサイトの記事は以下を報告している。

「イスラム革命防衛隊 Quds 部隊 (Islamic Revolutionary Guards Corps Quds Force (IRGC-QF)) の一員、Hassan Shateri 准将が 2013 年 2 月 13 日にシリアで暗殺された。...Shateri は、同組織の 30 年の歴史においてイラン国外で殺害されたことが知られている Quds 部隊の最年長の隊員である。彼はレバノン・ヒズボラ (Lebanese Hezbollah) およびイランのグローバル部隊プロジェクトネットワークと深い関係を持っていた。彼の死は Quds 部隊にとって重大な打撃であり、北シリアにおける彼の存在そのものが同地での衝突におけるイランの関与の深さを示している。 [82a]

## Basij (バシジ)

9.16 2013 年 1 月 30 日に更新されたジェーン的安全保障監視評価 (Jane's Sentinel Security Assessment) には以下の記載がある。「抑圧された者の動員」として知られる Basij 義勇軍は、イスラム革命防衛隊 (Islamic Revolutionary Guards Corps (IRGC)) の後見の下でイラン全国に設立された準軍事的民兵組織である。Basij の人員はイスラム政権の目と耳であり、極めて忠実であると考えられる。」 [61d] (治安および外国部隊) 2010 年 10 月 21 日付のイラン・プレミア (Iran Primer) 紙の記事は、「Basij は事実上イランのすべての都市および町に分隊を配置している」と報じている。(イラン・プレミア、2010 年 10 月 21 日) [31b]

9.17 ワールド・セキュリティ・ネットワーク紙の 2010 年 11 月 29 日付の記事には以下の

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

53

記載がある。

「Basij 部隊は、国内の治安対策を実施するために IRGC によって用いられた手段である。Basij 部隊は情報収集活動にも寄与している。その名称は「動員と抵抗力」を意味する「Niruyeh Moghavemat Basij」に由来しており、同部隊は 1980 年に設立された。」

「Basij の構成はある全体主義国家の共産党の構成にやや似ている。その中にはいくつかのレベルの社会がある。すなわち、規模が大きいすべてのイランの都市が 2 つの「エリア」または「地域」に分けられるのに対して、小規模のイランの町と村には、社会的、宗教的、および政治的団体として組織された「細胞」がある。また、学生、労働者、および種族の成員のための Basij ユニットがある。Basij は男性のための「アーシューラー旅団 (Ashura Brigades)」と女性のための「al-Zahra 旅団」も設立した。」 [45a]

9.18 米国平和研究所 (US Institute of Peace (USIP)) と研究者のためのウッドロウ・ウィルソン国際センター (Woodrow Wilson Center for International Scholars) のジョイントプロダクト、イラン・プレミア (Iran Primer) の Basij に関する 2010 年 10 月 21 日付の記事には、以下の記載がある。

「Basij の全隊員の推計は多様である。IRGC 司令官の Yahya Rahim Safav 将軍は部隊には 1000 万人の隊員がいると主張していたが、2002 年にイランの報道機関は、Basij には 500 万人から 700 万人の隊員がいると報告した。IRGC 人的資源長官の Masoud Mousavi は、2009 年までに隊員を 1120 万人にすると主張したが、この人数は元来ホメイニによって要求された数の半分強にしかすぎない。しかし、ワシントンのシンクタンク、戦略国際問題研究所 (Center for Strategic and International Studies) による 2005 年の研究は、常勤の制服を支給される活動的隊員の数が 90,000 人、別に 300,000 人の予備兵と必要時に動員される約 100 万人がいると推定した。ペルシア語で書かれたオープンソース資料は、部隊の何パーセントが常勤であるか、予備兵であるか、または組織の有給隊員であるかについて、いかなる情報も示していない。

隊員には老若男女が含まれている。イラン・イラク戦争の間、Basij 自警団には 12 歳から 60 歳以上の隊員がいた。今日では、高校生から 30 代半ばまでの隊員が最も多いと考えられている。隊員の特典として、大学への進学、官庁関係の仕事への就職、および優遇措置を受けることができる。 [31b]

9.19 同じ情報源には以下の記載が続く。

「Basij 規則は隊員を3つのタイプに区別している。

- ・戦時に動員されて、平時に発展的活動に従事する正規隊員。正規隊員はボランティアであり、彼らが戦時義務に従事しない限り、給料は支払われない。
- ・広範なイデオロギー的および政治的教化を受けていて、また、平時の業務に対して給料が支払われる活動的隊員。
- ・Basij と IRGC の二重隊員として給料を支払われて、IRGC 陸上部隊として勤務している特別隊員。

「Basij 規則は、隊員が「地域の聖職者と信頼される市民および地域の法的連合」の監督の下で選出または募集されると述べている。地域のモスクは各ボランティア志願者に予備知識を提供する。地方のモスクは地域の Basij 本部としても機能する。常勤で有給の隊員になるには、志願者は Basij の州本部で Basij の中央本部への申請を行わなければならない。」[31b]

9.20 2013年1月30日に更新されたジェーンの安全保障監視評価 (Jane's Sentinel Security Assessment) には以下の記載がある。

「Basij はイラン国内の保証業務において非常に活発な役割を演じた。同部隊はすべての官庁、大学、学校、業界団体、病院、および工場においてフォーマルな存在を維持している。米国大使館包囲攻撃の後の1979年11月にアヤトラ・ホメイニ (Ayatollah Khomeini) の命令で組織された Basij 民兵組織は、国内の敵と外国の介入からイスラム共和国を防衛するように定められている。」

「現在、全国の70,000を超える場所に拠点を置いているものと思われる Basij の隊員は、5つの主要な要素、すなわち生徒 Basij、学生 Basij、大学生 Basij、公務員 Basij、および部族 Basij へと組織される。これらの多様なユニットは、民兵組織の様々な役割と Basij の目的が準軍隊を作り上げるだけでなくイデオロギーの浸透を通して政権への支持を補強することであるという事実を示している。結果として、1260万人の人数は両方のジェンダーの460万人の学童を含む。生徒 Basij を構成している隊員は12歳から18歳までであり、poyandegan (捜索者) を形成する年少の新隊員 (12歳から15歳まで) と peeshmargan を形成する年長の新隊員がいる。」

「治安の維持は Basij の主要な役割である。多数の隊員が配置されたイラン・イラク戦争の場合のように、同部隊は名目上外部への防衛に寄与するために存在しているものの、その規模と準軍事的な性質に鑑みれば、政府にとっての Basij 隊員の主要な有用性は、イスラム共和国の目と耳となって活動することである。彼らのイデオロギーに基づく義務を実行する場合に、Basij 隊員はヒジャーブを強制し、服装規定に違反した女性を逮捕し、男性と女

性の親密な振る舞いを禁止し、市民の活動を監視し、「みだらな」ものと衛星通信アンテナを押収し、情報を収集し、かつ悩ましている政府の批判者と知識人に嫌がらせまですることによって諸都市の「道徳警察」としての役割を果たす。Basij ボランティアは地方裁判所のために土地管理人としても行動する。[61d] (治安および外国部隊)

9.21 2010年10月21日付のイラン・プレミアの記事には、「Basij は紛糾した2009年の選挙以来重要さを増した」との記載がある。しかし、

「2009年6月の選挙以来、Basij の成果は複雑なものになっている。Basij は地方警察部隊の助けによって地方での街頭抗議活動をどうにか抑制したものの、主要な都市中心部、特にテヘランに秩序を維持することはより困難になった。そして、彼らの行動は反発に直面した。2009年6月15日に、Basij の隊員は、地方民兵組織の駐屯地に押し入った Azadi Square の抗議者を銃撃し、殺害したと伝えられている。2009年6月22日以降、Basij は抗議者を取り締まる部隊の中で少数派を構成していたのに過ぎない。Basij の司令官で、hojatoleslam の地位にあるシーア派聖職者の Hossein Taeb は、Basij の8人の隊員が反政府抗議活動の間に殺害されて、300人が負傷したと主張した。」

「政権は Basij の成果について不満を示していた。2009年10月に、Taeb は Basij の長官を解任された。数日後、民兵組織は新しい長官である Mohammad Naghdi 准将によって革命防衛隊陸上部隊に正式に組み込まれた。2010年に、Basij は、インターネットからの政権に対する脅威と認められた行動に注目し、その抑制に大々的に乗り出すことになった。数千人の隊員が反体制側のウェブサイトのブロッキングとフィルタリングについての教育を受けたことを Basij の幹部は認めた。」 [31b]

9.22 2010年9月に発表された、マサチューセッツ州にあるブランダイス大学 (Brandeis University) の「中東研究のためのクラウンセンター (Crown Centre for Middle East Studies)」によるレポートは、Basij の隊員構成と思想的および政治的訓練について、さらに詳細な情報を含んでいる。[80a]

## **Ansar-e Hezbollah (アンサーール・ヒズボラ) (Helpers of the Party of God (神の党の追随者))**

9.23 2010年6月8日付の米国平和研究所 (United States Institute of Peace (USIP)) の発表では、「Ansar-e Hezbollah または「神の党の追随者」は広範な Basij ネットワークの中でゆる

56 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。



やかに同盟した武装集団の 1 つである。この自警団グループは武力を行使するものの、正式な法執行部隊の一部ではない。団員は平服を着用している。Ansar-e Hezbollah は抗議者に対してしばしば抑圧行動を取っており、特に 1999 年のイラン学生暴動の抗議者に対するものが有名である。」と述べられている。[100a]

9.24 2013 年 1 月 30 日に更新されたジェーンの安全保障監視評価 (Jane's Sentinel Security Assessment) には以下の記載がある。

「Ansar-e Hezbollah は過激派のイスラム自警団グループである。同グループはイスラム神政システムへの反対者に対して厳しい方針を要求しており、イスラム共和国の創始者、アヤトラ・ホメイニ (Ayatollah Khomeini) によって伝えられた理想に完全に従って行動することを促す草の根運動であると主張する。事実、その幹部団員と活動家の大部分は、強硬な統制下で国家機関と連携し、資金援助を受けている。」

「Ansar-e Hezbollah の幹部はアハマディネジャドに忠誠を誓い、支配政権と既存の政治および社会的規律の合法性を疑う人々を引き合いに出しながら、「偽善者を根絶すること」を誓約した。最高指導者アヤトラ・アリ・ハメネイ (Ayatollah Ali Khamenei) に極めて忠実なこのグループは、2005 年 11 月にその機関紙に、イランの「女性に蔓延する不適切なベール着用のウイルスと誠実さの不足」が「イランへの核攻撃の脅威」よりも危険であると書いた。同グループの公式機関紙、「Ya-Lesarat」は毎週出版されている。2007 年に、同グループは「不適切な服装」に対する LEF の取り締まりを声高に応援した。[61d] (治安および外国部隊)

9.25 Ansar e-Hezbollah の推定総勢力は 5,000 人である (ジェーンの安全保障監視評価、2013 年 1 月 30 日)。[61d] (治安および外国部隊)

## 国軍

9.26 2013 年 3 月 11 日に更新されたジェーンの安全保障監視評価 (Jane's Sentinel Security Assessment) には、「国軍の総勢力は 523,000 人であり、陸軍 350,000 人、空軍 30,000 人、海軍 18,000 人および IRGC 125,000 人で構成されている」との記載がある。[61c] (国軍)

9.27 2013 年 8 月 22 日に更新された米国中央情報局 (CIA) のワールド・ファクトブック (World Fact Book) には、軍の分隊は以下を含むと記載されている。

「イラン・イスラム共和国正規軍 (Artesh) : 陸軍、海軍、空軍 (IRIAF)、Khatemolambia 防空本部。イスラム革命防衛隊 (Sepah-e Pasharan-e Enqelab-e Eslami, IRGC) : 地上抵抗部隊、

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 57

海軍、航空宇宙部隊、Quds 部隊（特別任務）。法執行部隊（2011）」 [111a] (軍事)

上述の「イラン革命防衛隊」も参照。

## 政府軍による人権侵害

### 恣意的逮捕・拘束

公式な文書を含む法的権利の詳細については、「逮捕および拘束 — 法的権利」を参照。

9.28 2012年2月に刊行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の報告書、「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大 (“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran)」には以下の記載がある。

「公判前の拘留について規定しているイランの国内の法的枠組は、欠陥があるものの、[ICCPR (市民的および政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights))] の第9条および第14条の下で禁止されている、独断的な逮捕と拘留に対してある程度の保護を提供するはずである。この事実や同国の国際的義務にもかかわらず、2009年以来数千人に及ぶ人々が恣意的に逮捕されており、その多くが、強制的な失踪や拷問、または他の虐待に相当する条件のもとでの拘留監禁を含めて、その他の重大な人権侵害を受けている。」 [9x] (p20)

9.29 2012年3月2日に発表された、2010年11月13日から2011年11月11日までの期間をカバーする国連人権理事会 (UN Human Rights Council) の「強制的または非自発的失踪に関する作業部会報告書 (Report of the Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances)」には、「その設立以来、作業部会は [強制的または非自発的失踪の] 536件のケースについて [イラン] 政府に伝達してきた。そのうち、5件については情報源から提供された情報に基づいて解決済みであり、14件については政府から提供された情報に基づいて解決済みであるが、517件は未解決のままとなっている。」 [10f] (p62)

9.30 イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) による2011年3月のレポートには以下の記載がある。

「イラン当局は、2009年6月の大統領選挙の後に治安部隊が6,000人を超える人を逮捕したことを明らかにした。同キャンペーンは、特に平和的な活動や自由な表現の行使のために当局によって拘留された385人の人々の名前を文書に記載した。この数には、52人のジ

58 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

ジャーナリスト、65 人の人権活動家、74 人の学生、および 15 人のキャンペーンスタッフが含まれている。多くは、具体的な容疑がない状態で、または国際的な人権基準を満たさない根拠のない告発において、そして令状のない状態かまたは当局が何人をも拘留することを可能にする一般許可書に基づいて拘留された。多くの人は未確認の人物によって拘留され、未知の場所に移転されて、長期間にわたって監禁されていると報告されている。[52o] (p13)

9.31 USSD レポート 2012 には、「憲法が恣意的な逮捕および拘留を禁止しているにもかかわらず、これらは 2012 年の間に頻繁に起こった」との記載がある。[4a] (セクション 1d) さらに、

「当局は、非難すべき違法な反政権活動を阻止するために、恣意的な逮捕を普通に行っていた。私服の警察官がしばしば前触れなく家やオフィスにやってきて人を逮捕し、急襲を行い、私的な文書、パスポート、コンピュータ、電子メディア、およびその他の個人の所有物を令状や正当な法的手続きがないまま没収した。個人はしばしば告訴または裁判なしで長期間にわたって拘留所に拘留され、時々、数日の間彼らの所在を他に教えることを妨げられた。当局は多くの場合、このような期間に法律相談を求めて連絡を取ることを被拘留者に許さず、彼らが裁判の係争中に保釈された場合には、その個人に対する旅行禁止を課した。[4a] (セクション 1d)

9.32 2013 年 4 月 10 日発行のフリーダム・ハウス (Freedom House) のレポート、「世界の自由 2013 - イラン (Freedom in the World 2013 - Iran)」には、次の記載がある。「憲法は恣意的な逮捕と拘留を禁止しているものの、そのような乱用は以前にも増して行われるようになっており、被拘留者の家族には数日間または数週間にわたって何も知らされないことが多い。反体制者と疑われる人は、多くの場合、非公式で、違法な拘留所に収容される。刑務所の条件は一般に劣悪であることで悪名高く、収監中の虐待、レイプ、拷問、および処刑が日常的に申し立てられている。」 [112f]

9.33 2013 年 5 月 23 日に刊行された、アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の年次報告書 2013 - イラン (AI レポート 2013) には以下の記載がある。

「政府の批判者と反対者は治安部隊によって恣意的に逮捕されて、拘留された。彼らは長期間にわたって監禁され、施療を拒否された。多くは拷問されるか、さもなければ虐待された。Tens は不公平な裁判を受けてから刑期を宣告された。」

「2009 年～2011 年に大規模な抗議活動に関連して拘留された数十人の平和主義的な政府批

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

59

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

判者は年間を通して収監または自宅監禁の状態に置かれた。多くは良心の囚人だった。」[9h]

「拷問」、「政治的所属」および「言論と報道の自由」も参照。

## 拘置所

9.34 2012年2月に刊行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の報告書、「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大 (“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran) には以下の報告がある。

「法律の下で、拘留者は刑務所機構によって管理される施設に収容されなければならない。しかし実際には、逮捕された者は、特に、政府に反対した疑いをかけられている逮捕者の多くは、令状なしで、または氏名によって逮捕者を指定しない、もしくは十分に逮捕の理由を説明しない一般逮捕状に基づいて逮捕されて、情報治安省または革命防衛隊の情報分隊などの情報機関によって運営される拘置所に連行される。拘留者は、強制的失踪に相当する可能性のある条件において、逮捕後に彼らの拘留について理解したり異議を唱えたりする機会を与えられずに、数日間、数週間、または数か月にわたって監禁され続けるのが普通である。拘留者の家族は、多くの場合拘留者の所在についてどのような情報も得ることができず、彼らの親族が当局の手の内にあるのかどうかを知ろうとする場合にさえ、たらい回しにされてしまう。」 [9x] (p21)

9.35 同じ情報源には以下の記載もある。

「イランの刑務所と少年院に入るはめになった者に対する拷問や他の虐待は、依然として日常的で、かつ広範囲に及んでいる。かつての拘留者は - 男性か女性かを問わず - 国中の監房から公開状を書いている受刑囚と同様に、足の裏への場合や、時には逆さ吊りの状態にされながらの場合も含めて、殴打されたことを詳しく話している。タバコや熱した金属によってやけどさせられることもあるという。模擬処刑を受けた時の様子について説明する者もいる。強姦された経験 - 時には器具を用いて - 他の受刑者によるものも含めて - や、強姦すると脅された経験について話す者もいる。適切な食物や水を許されないことについて不満を述べる一方で、治療がしばしば遅らされるか、拒否されたことさえあると述べるものもいる。多くの例において、拷問や他の虐待は、強迫的な状況下で「自白」を引き出すために行われており、法廷は拷問に対する不満を日常的に無視し、そのように違法な方法を用いて引き出された「自白」を証拠として認めている。」 [9x] (p7)

9.36 イラン人権記録センター (Iran Human Rights Documentation Center (IHRDC)) によって

60 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

刊行された、イラン人弁護士の Behnam Daraeizadeh による 2010 年 11 月のレポートでは、以下のように報告されている。

「政治的／報道関連の告発における告訴についての調査者は、被告人を最高 4 ヶ月までの間、情報省の拘留所に拘留する権限を持っている。この期間が過ぎてからも被告人が刑務所に留まっているならば、各自の拘留は不法監禁を構成するものとなり、司法当局（告訴についてのセキュリティ調査者）が拘留期間を延長しない限り、指定の処罰を伴う。Since the イランの司法制度は独立でなく、適切に機能していないので、セキュリティブランチの調査者は、しばしば政治的／報道関連の被告人の拘留を延長させようとする地方の情報局からの要求を承認する。一時的な拘留命令が延長される場合、被告人は - 一般裁判所・革命裁判所設立法（Law of the Formation of Public and Revolutionary Courts）によれば - 10 日以内にそれを控訴することができる。しかし、残念なことに、この規定に関する受刑囚の知識の不足のため、この法的権利についての被告人の運動はめったに起こらなかった。」

「独房での拘留の長期間にわたる延長、衛生サービスの利用の欠如、目隠し布の使用、取り調べ班やただの管理従業員にさえよる不適切な振る舞い、調査における不確実性や引き延ばし、完全なニュースの禁止（または代わりに誤報や困惑させるようなニュースの転送）、新鮮な空気の禁止、および家族との電話による会話や訪問の拒絶は、すべてイランの刑務所における心理的拷問の明確かつ明白な例であると認められる。」 [51b] (p8-9)

9.37 2011 年 3 月 14 日の国連事務総長による中間報告には、「国連特別手続は関係者に、正当な法手続きの権利の広範囲に及ぶ欠如と拘留者の権利の尊重の不履行を示唆するさまざまなケースについて、イラン当局に複数の通信を発するように命じる。監禁拘留の日常的慣行、拘留中の拷問および虐待の使用、容疑のない個人の独房監禁および拘留の使用については特別な懸念が表明される」と記載されている。 [10aa] (p14)

9.38 2010 年 6 月のアムネスティ・インターナショナルのレポートには以下の報告がある。

「拘留者の尋問が終わったら - 彼らが「自白」したか、またはそうすることを断り、当局が彼らの訴訟を終わらせることを望むため - 彼らは通常、裁判を待つ間、正規の刑務所制度内で監房または刑務所に移送される。この裁判を待つ期間は何ヶ月も続く場合がある。彼らは保釈される場合もある。」

「有罪宣告を受けて、懲役刑を宣告されたならば、拘留者は、特に彼らの判決が追放において執行されるべき懲役の追加の刑罰を含むならば、拘留者の自宅から遠く離れた別の刑務所に移送されるかもしれない。」

「テヘランの外で確保された人々も、逮捕後に並行して拘置所に収容される。[9o] (p30-31)

9.39 同レポートには以下の記載もある。

「多くの人々にとって、北テヘランの Evin 刑務所は、現在、非常に多くのイラン人が経験する恣意的な拘留と同義である。元来拘置所として設立された同刑務所は、拘留者はまだそこに拘束されているけれども、現在では宣告を受けた受刑囚を収容している。」

「数多くの他の非公式な拘置所が、MOIS または革命防衛隊の管理下で、テヘランやイランの他の場所に存在すると信じられている。それらは刑務所として登録されていない。そのような拘置所のうち、テヘランの Sarbaaz Street にある革命防衛隊の基地、Vali Asr (別名 Eshratbad) Garrison にあると言われる「第 59 プリズン (Prison 59)」などは閉鎖されていると伝えられる。しかし、Ashoura デモの発生時など、大量に逮捕者が出る期間には一部が再開されるかもしれない。すべてではないにしても、ほとんどの町と都市には MOIS の事務所があり、アムネスティ・インターナショナルは拘留者が最初に逮捕された時にはそのような建物に拘束されるという報告を日常的に受けている。」 [9o] (p31-32)

9.40 2013 年 4 月 10 日に発行されたフリーダム・ハウス (Freedom House) のレポート、「世界の自由 2013 - イラン (Freedom in the World 2013 - Iran)」には、以下の記載がある。

「反体制者と疑われる人は、多くの場合、非公式で、違法な拘置所に拘束される。刑務所の条件は一般に劣悪であることで悪名高く、収監中の虐待、レイプ、拷問、および処刑が日常的に申し立てられている。2012 年 10 月に、婦人看守による無通告査察、即席のボディチェック、および暴言と殴打に抗議するために、少なくとも 9 人の女性政治犯がハンガーストライキに入った。2012 年 11 月には、35 歳のブロガー、Sattar Beheshti が、警察留置場にいる間に死亡した。取り調べの最中に Beheshti が死亡したとの疑惑が浮上した後で、テヘランのネット犯罪ユニットの責任者が解任された。」 [112f]

9.41 2012 年 3 月 6 日付のイラン・イスラム共和国における人権状況についての特別報告者レポート (The Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in the Islamic Republic of Iran) には以下の記載がある。

「伝えられるところでは、2009 年 7 月の Kahrizak 拘置所の閉鎖を受けて、2010 年 1 月に疑惑の調査を委任された議会の委員会が、Kahrizak での虐待に関してテヘランの元検察長官、Saeed Mortazavi の責任を証明し、看守が手による殴打を加えた後に 3 人の受刑囚が死亡し

62 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

ていたことを確認した。2010年6月30日に、イラン国軍の司法組織は、Kahrizak 刑務所の11人のスタッフと1人の民間人が上記の犯罪への関与を理由に起訴されたことを発表した。テヘランの軍事裁判所のトップに提出された告發文書は、「憲法で認められた権利を拘留者に許していない」や「彼らの市民権を侵害している」を含めて、被告をいくつかの罪で告発するものだった。有罪を宣告された者のうち、2人は Amir Javadifar, Mohsen Rooholamini、および Mohammad Kamrani の死に関して死刑を宣告され、9人は職務を停止されて、罰金刑に処せられて補償金を支払わされ、さらにむち打ちと懲役を宣告された。被告のうち1人は無罪となった。」

「共同声明の中で、国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) と人権擁護のためのイラン同盟 (Iranian League for the Defence of Human Rights) は、法廷の調査が包括的なものではなく、拘置所から釈放された直後に拷問の結果として死亡した少なくともあと2人の他の拘留者 (Ramin Aqazadeh Qahremani および Abbas Nejati-Kargar) の死亡についての調査に怠慢があったと主張した。インタビューを受けた原告全員が、特別報告者にとって都合がよい形に名前が変えられた多くの高官が、何人かの拘留者に対する虐待から、そして Kahrizak における犯罪への共犯から罪を逃れていると述べた。」 [9x] (p11-12)

拘留者が受けた扱いについての証言を含む Kahrizak 拘置所訴訟に関してのより詳細な情報については、特別報告者のレポートに関する付録のセクション1を参照。 [9x] (p22)

9.42 2010年6月のアムネスティ・インターナショナルのレポートには次の記載がある。警察が運営する Kahrizak 拘置所の閉鎖後に、「...警察署長は、警察が Kahrizak の代わりに標準的な拘置施設を建設中であり、1ヶ月以内にはオープンできると述べた。2010年5月のレポートは、新しい施設が別の名称 - Soroush 111 - でそこに開設していることを示唆する。」 [9o] (p31-32)

9.43 イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) による2013年7月3日のレポートには以下の記載がある。

「昨日下午された Kahrizak 事件における下級裁判所の判決は、この事件における3人の容疑者が司法上の役職から恒久的に解任されて、さらに政府による雇用から5年間追放されることを示している。オブザーバーにとって驚きだったのは、Saeed Mortazavi ([テヘランの前検察長官] この事件における重要な容疑者) が「殺人への加担」の罪から無罪となって、「虚偽の報告」のために罰金約60ドルを宣告されたことだった。」

「Kahrizak 裁判の判決は、裁判所の11回の開廷で証言するために喚問された原告側の証人

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

63

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

が一人も同席せずの下されて、すべての詳細を公衆が知りえないように隠したまま、審理全体が非公開で行われた。」

「司法組織のスポークスマン **Mohseni Ejei** は、彼の 7 月 1 日月曜日の記者会見の際に、被告は 20 日間の間に法廷の判決について控訴することができると述べて **Kahrizak** 訴訟における下級裁判所の判決に言及したが、判決のどのような詳細についても発言しなかった。」[52ab]

「**Vozara** 拘置所の条件に関する直接的な説明については、2010 年 4 月 19 日付の **IHRDC** による文書、**Mahdis** の証人供述書 (**Witness Statement of Mahdis**) を参照。[51d] 2010 年 6 月の **Amnesty International** のレポート、「抗議から刑務所まで (**From protest to prison**)」は、様々な拘置所と刑務所に拘束された個人の具体例を、彼らが拘束された条件を含めて記録している。[9o] 個人が拘置所と刑務所に拘束される条件のさらなる詳細については、2012 年 2 月の **AI** レポート、「我々はあなたたちを弾圧するように命じられている (**“We are ordered to crush you”**)」も参照。」[9x]

「**刑務所の環境**」、「**政治犯**」、「**拷問**」以下のセクションおよび「**ブロガー**」(2012 年 11 月の警察留置場におけるブロガー、**Sattar Beheshti** の死に関する情報について) も参照。

## 拷問

9.44 2010 年 12 月に発行された **Human Rights Watch** (Human Rights Watch) のレポート、「葬られた世代 (**“We are a buried generation”**)」には以下の記載がある。

「イランの法律は、特に自白を引き出すために使われる場合の拷問の実行を禁止しており、武力行使を通して得られた証拠は法廷で認められない。さらに、拷問に責任がある者は起訴と処罰を受ける。しかしながら、自白を引き出すために受刑囚を拷問する慣行はイランでは比較的普通のことであり、強要された自白は刑事裁判における証拠としてしばしば認められる。」

「2002 年 6 月に、イランの監督者評議会 (**Council of Guardians**) - 12 人の上級聖職者からなる委員会 - は、拷問の使用に一定の制限を設け、強要によって得られた自白の司法上の利用を制限する、**Majlis** (議会) によって可決された法案を拒否した。イラン政府が拷問に対する初歩的な予防手段さえ制定することを拒絶したことは、裁判官によって特に是認されるか、警察と治安部隊によって委任されるかどうかにかかわらず、逮捕者からいかなる手段によっても自白を得ることができるというメッセージになった。[8m] (p22)



9.45 2012年2月に刊行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) のレポート、「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大 (“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran) には以下の記載がある。

「イランの法律の枠組は拷問からの限定的保護を提供する」

「しかし、実際には、拷問は日常的に広く行われている。イラン当局は、特別なケースにおいて情報または自白を得るために、法執行機関高官または他の政府高官がそうするように命令した場合、法執行当局が肉体的または精神的な痛みもしくは苦しみを起こすかもしれない尋問と取り調べの技術を用いることを許可したと認めている。」

「多くの例において、拷問や他の虐待は、強制下で「自白」を引き出すために用いられる。拘留者によって頻繁に報告される方法としては、激しい殴打、電気ショック、狭いスペースへの閉じ込め、長時間にわたる足を縛っての逆さ吊り、および器具を用いる場合を含む男女両方への強姦または強姦による脅迫が挙げられる。拘留者はまた、模擬処刑を含む殺害の脅迫、家族を逮捕して拷問するという脅迫、家族の実際の逮捕、光の遮断または絶え間ない光の照射、および食物と水の剥奪を頻繁に受ける。強要によって引き出された「自白」が証拠として認められる一方で、拷問の告発は法廷で日常的に無視されて、調査されない。」 [9x] (p21)

9.46 2012年3月6日付の「イラン・イスラム共和国における人権状況についての特別報告者レポート (The Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in the Islamic Republic of Iran)」は、報告者に提出された報告において「何人か [のインタヴュー] は、独房監禁の過度な使用、電気ショック、激しい殴打、強姦による脅迫、友人や同僚、家族を拘留したり危害を加えたりするとの脅迫といった、拷問に等しい強迫的な扱いを受けたと述べた。人々はまた、申し立てによると、撮影カメラに向かって告白をすることを強制された」と記している。 [10d] (p10-11)

9.47 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「憲法は「自白を引き出すため、または情報を得るための」あらゆる形の拷問を禁止しているものの、治安部隊や刑務所員が拘留者や受刑囚を拷問し、虐待したという数多くの信用できる報告があった。拷問または残酷で、冷酷な、または劣悪な扱いもしくは処罰についての報告に係るいくつかの注目を浴びた出来事の後で、政府は調査に乗り出す意向を発表した。そのような調査において特定の当局者が示唆されることや、拷問または侮辱的な扱いが起きたことが立証されることはまずなかった一方で、政府はその時々調査の後で

当局者を解任したりアルいは再配置したりした。めったになかったものの、それらの調査の調査結果は公表された。政府は、そのむち打ちと切断の利用を拷問ではなく「処罰」であると弁解した。」 [4a] (セクション 1c)

9.48 2011年3月のイラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran (ICHRI)) のレポート、公式な歪曲と虚報: イランの人権危機についてのガイド (Official distortion and disinformation: a guide to Iran's human rights crisis) には以下の記載がある。

「イラン人権国際キャンペーンはイラン政府によって行われた拷問についての数十人の目撃者と個人的な証言を集めた。自白を強要するために選挙後の抗議活動の後で実施された拘留者への取り調べの間に、治安部隊は拷問という手段を取ったと伝えられている。これらの自白は多くの場合、拘留者に有罪宣告するために用いられた唯一の証拠であった。」

「Kahrizak 拘置所に拘留されていた4人の抗議者が、拷問によって負傷を負った結果、死亡した。報告された拷問の方法としては、強姦、激しい殴打、睡眠の剥奪、家族に危害を加えるとの脅迫、心臓病を抱える受刑囚を高熱にさらした後に氷の入った冷水を浴びせる行為、長期間にわたる独房への監禁、および施療、基本的必需品、およびトイレ使用の剥奪が挙げられる。イランは、拷問についてのイランの文化に関連している定義と国内の異なる法律の定義を引用しながら、2010年2月のUPR [普遍的・定期的レビュー (Universal Periodic Review)] の期間に拷問等禁止条約 (Convention Against Torture) を批准する勧告をはっきりと拒絶した。」 [52o] (p9-10)

9.49 2011年3月のICHRI レポートには、「革命防衛隊の上級司令官 Abdolhussein Rouharamini の息子が Kahrizak 拘置所での拷問によって殺害された者の一人であるとのニュースが公になった後で、当局は2009年7月28日に、同拘置所における拷問と残酷な扱いの広範囲に及んだ使用を認め、この施設を閉鎖した」との記載がある。 [52o] (p11-12) さらに、同レポートには、「...当局は、革命防衛隊と情報省によって管理されている複数の秘密拘置所と同様に、Evin 刑務所、Rajae Shahr 刑務所、および諸州のその他の刑務所を含む他の刑務所での広範な拷問と虐待についての信用できる申し立てを適正に調査することを無視するか、怠ってきた」と記されている。 [52o] (p11-12)

Kahrizak 拘置所に関する詳細については「拘置所」も参照。

9.50 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「刑務所における拷問と虐待の一般的方法としては、極端な感覚遮断を伴う長期間の独房

への監禁（「白い拷問」と呼ばれる場合もある）、殴打、強姦および性的な屈辱、屈曲した姿勢での長時間の監禁、軍用ブーツによる拘留者への蹴撃、腕や足を縛った拘留者の宙吊り、処刑を口実とする脅迫、タバコの火の押し付け、排泄物の飲食の強要、足指の爪を剥がす行為、睡眠の剥奪、および背中や足の裏へのケーブルやその他の器具を用いた激しく繰り返し行われる殴打が挙げられる。虐待を強めるために、加害者は電気ケーブルによって受刑囚を殴打する前に受刑囚をびしょぬれにしたと伝えられており、性器に電気ショックを与えたとの報告もいくつか上がっている。受刑囚が耳を殴打されたせいで部分的にまたは完全に聴覚障害となったり、目の周囲への殴打のせいで部分的にまたは完全に視覚障害となったり、毒物を使用されたせいで病気になったりしたと報告されている。多くの刑務所における深刻な過密状態や 受刑囚に対する施療の再三の拒否についての報告が増加する傾向にあった。」

「テヘランの Evin 刑務所を含むいくつかの刑務所施設は、政府に対する政治的反对者への残酷で長時間にわたる拷問によって有名であった。虐待が起きたと伝えられる全国の刑務所システムの外に、当局は申し立てによると非公式の秘密刑務所と拘置所も維持していた。報道機関と人権団体が、国の情報機関の管理下にあったとしばしば報告した Evin 刑務所の 209 の監房を含む刑務所当局の管轄外の拘置所で、政府は特に政治犯に対して白い拷問を行ったと言われている。[4a] (セクション 1c)

9.51 2013 年 5 月 24 日に発行された、2012 年の出来事をカバーしているアムネスティ・インターナショナルのレポート 2013 (AI レポート 2013) には以下の記載がある。

「治安部隊は、罰せられることなく拘留者を拷問し、さもなければ虐待し続けた。一般的に報告された方法は、殴打、模擬処刑、脅迫、狭いスペースへの閉じ込め、および適正な医学施療の拒絶などであった。」

「• Saeed Sedeghi (麻薬犯罪のために死刑を宣告された店員) は、予定されていた彼の処刑が国際的な抗議を受けて延期された後に、Evin 刑務所で拷問を受けた。彼は 2012 年 10 月 22 日に絞首刑に処された。」

「留置場で少なくとも 8 人が拷問の結果死亡していたかもしれないが、誰一人として独立的に調査されなかった。」

「• Sattar Beheshti (ブロガー) は、自分が拷問を受けていたとの申し立てを行った後で、2012 年 11 月にサイバー警察の留置場で死亡した。当局によるつじつまの合わない説明は司法調査の公平さに疑問を投げかけた。彼の家族は、治安部隊によって沈黙を保つよう圧力をか

けられた。」 [9h]

9.52 Sattar Beheshti の死についての政府の調査に関して、2013年2月28日付のイラン・イスラム共和国における人権状況についての特別報告者レポート (The Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in the Islamic Republic of Iran) (特別報告者レポート 2013) には、「2013年1月に Majles の国家安全保障および外交政策委員会 (National Security and Foreign Policy Commission) によって発表された国内レポートは、テヘラン・サイバー犯罪警察ユニット (Tehran Cyber Crimes Police Unit) について、独自の (未確認の) 拘置所に Beheshti 氏を拘束したとの理由で批判したが、彼の死における直接的な犯罪行為についての申し立てや、イランの法律に違反して、情報機関の部門によって運営された違法な拘置所の明白な広範囲に及ぶ維持についての調査の要求に関しては不十分なものだった」と記されている。 [10n] (p9)

9.53 特別報告者レポート 2013 には以下の報告もある。

「この[特別報告者の]レポートのために実施された 169 のインタビューで、報告された拘留のうち 81 件が拷問の疑いのために調査された。被面接者の約 76% が拷問の申し立てを報告し、56% が強姦と性的虐待を含めた拷問を報告し、被面接者の 71% が心理的拷問を報告したことが判明した被面接者によって報告された拷問の方法をさらに調査するために、特別な報告者は、イスタンブールプロトコル基準に従って拷問の証拠を調査し、法医学的に文書化している、世界最大の拷問治療センターの 1 つ [フリーダム・フロム・トーチャー (Freedom from Torture) ] によって実施されたイランに関する研究を精査した。収集されたデータは量的にも質的にも、詳細な「拘留歴、具体的な拷問の開示、および拷問の肉体的・心理的結果に関する裁判所の証拠書類」であった。この研究において提出された医学的・法的証拠は、拷問の申し立てについて報告している、特別報告者に提出されたかなりの数に上る供述書の内容と一致しているように見受けられる。」

「同研究は、1985 年以来イラン人によってセンターに報告された約 5,000 件にのぼる拷問の文書化された事例のうち 50 件を精査している。この研究のために事例が調査された個人のうち 29 人が 2009 年に、14 人が 2010 年に、そして 7 人が 2011 年に拘留された。事例の 56 パーセントが 2009 年～2011 年に一度だけ拘留されたのに対し、44% がイランから出国する前に 2 回および最高で 3 回拘留されていた。」

「研究は、含まれた 50 の事例において拷問の方法が説明されると結論づけた：殴打、むち打ち、および暴行を含む鈍的外傷 (100% の事例)。研究は、「鈍的外傷は、蹴り、殴り、平手打ちによる、および職杖、ケーブル、むち、バトン、プラスチック・パイプ、金属棒、

銃床、ベルト、および手錠を含むさまざまな鈍器での殴打による、再三にわたっての持続的な暴行で形成された。調査対象者は、最も一般的には頭と顔、腕と足と背中に対するものであるが、体のすべての部分に暴行もしくは殴打を加えられていると報告した。ほとんどは目隠しされた状態で殴打されており、多くの者は身体を拘束された状態であったが、これは彼らが自らを防御し、保護することができなかったことを意味する。」

「研究はさらに精査した事例の中で次に挙げるような拷問の方法がよく見られることを見出した: 強姦、痴漢、性器への暴力、および器具による貫通を含む性的な拷問(事例の 60%)、宙づりと圧迫のかかる姿勢 (64%)、水の使用 (32%)、刃物、針、爪切りの使用を含む鋭的外傷 (18%)、火傷 (12%)、電気ショック (10%)、窒息 (10%) および薬学的または化学的拷問 (8%)。サンプリングされた事例のうち、強姦は女性の 60% および男性の 23% で報告された。」 [10n] (p9-10)

9.54 特別報告者 (Special Rapporteur) が上で言及したフリーダム・フロム・トーチャー (Freedom from Torture) のレポート、「私達はあなたにすべてを後悔させる」、2009 年選挙以来のイランの拷問 (“We will make you regret everything”, Torture in Iran since the 2009 elections) は 2013 年 3 月に発行されており、イランにおける 2009 年から 2011 年までの拘留および拷問の報告された 50 の事例に関する詳細な情報を含んでいる。同レポートでは以下の所見を示している。

「50 の事例グループは、2009 年の選挙期間の前に当人に政治的またはその他の活動の経歴または反体制活動の家族プロフィールがまったくなかった 26 のケース、2009 年選挙に先立って当人に反体制活動の経歴があった 11 のケース (クルド運動への支援または反体制学生運動への関与へを含める)、および 2009 年選挙の期間中およびその後でさえ拘留前に当人に政治活動または反体制活動への関与の経歴がまったくなかった 13 のケースに分けられる。」

「この研究に含まれる事例のうち 5 件は、当人が拘留と拷問を受ける前のある時点で英国の居住者であって、そのうち 3 人が短期間の実家への帰省のためにイランに戻ってきていたものであり、拘留時に普段は学生として英国に居住していた。これらの 3 件のケースのうち 2 件で、当人が英国での結びつきおよび携わっていた活動について、拷問による取り調べを受けていた。」 [105a] (p9)

彼らが調べた事例に関する詳細については、フリーダム・フロム・トーチャーの 2013 年 3 月のレポートを直接参照。 [105a]

次の「切断およびむち打ち」のセクションも参照。

## 切断およびむち打ち

9.55 2011年3月14日の事務総長の中間報告書には以下の記載がある。

「イランの刑法は、窃盗、Mohareb（神に対する敵意）、およびある種の性的な行為を含む範囲の犯罪に切断とむち打ちを許している。イラン当局は、この種の処罰がイスラム法によって禁止されており、拷問または残酷な、冷酷な、または劣悪な扱いであるとは考えられないと主張する。当局は、この種の処罰の適用が犯罪阻止に効果的であり、拘置の代わりになるものであると主張する。」 [10aa] (p5)

9.56 2012年5月21日-25日に経済的、社会的および文化的権利委員会会期前作業部会（Committee on Economic, Social and Cultural Rights Pre-Sessional Working Group）に提出された子どものあらゆる体罰に終止符を・グローバルイニシアチブ（Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children）による2012年4月のブリーフィングには、「Ta'azirat 体罰（むち打ち）は侮辱、罵倒、または不敬な言葉の使用、国の職員への侮辱、姦通を除く未婚の男性または女性による公衆道徳に反する罪、宗教上のタブーについての公然たる違反、公衆道徳に違反するメディアの出版または受領、名誉毀損、虚偽の情報の発表に関して規定される（第608条、第609条、第637条、第638条、第640条、第697条、および第698条）。」 [13a]

9.57 2009年4月の国際人権連盟（International Federation for Human Rights (FIDH)）のレポート、「イラン・死刑：国の恐怖政策（'Iran/Death Penalty: a State Terror Policy'）」には、「法律の下で、はじめての [窃盗に対する] 処罰は右手の4本の指の切断であり2度目には左足の切断である」との記載がある。 [56b] (p12) 同レポートは、「最初に右手の、次に左足の切断」が mohareb または mofsed-e fel-arz で有罪宣告を受けた者に対して可能な処罰であると付け加えている [人々に恐怖心を起こさせて自由と安全を人々から剥奪するために武器を取る者、イラン刑法第183条]。 [56b] (p12)

9.58 事務総長の2012年3月20日のレポートには以下の記載がある。

「切断およびむち打ちなどの体罰の事例が報告され続けている。2011年12月11日に、Shirazの当局は2人の人間の手と足を切断したということである。公式通信社 INSA によると、足の切断は、すでに手を切断されていた武装盗賊に対して Adel Abad 刑務所で実行された。手

70 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

の切断は強奪で告発されたもう一人の人物に対して同時に実行された。メディアの圧力にさらされた Shiraz の検察官は犯罪の抑止におけるシャリア (Sharia) 法の有効性について報告し、司法組織が重罪に対して決然と対処することを決意しているとも述べた。2011 年 10 月 29 日に、また別の盗賊の手足の切断が Yazd 中央刑務所で実行されたとの報告があった。」

「特に公衆の面前での体罰の事例が増大したことは、いまだ最大の懸念原因である。2011 年 12 月 24 日に、「禁止行為」を理由に告発された人物が Masjid Soleiman 州において公衆の面前でむちで打たれたと伝えられている。2011 年 12 月 20 日に、猥褻行為のために告発された 3 人の人物に対し、Shiraz の当局は公共の場でのむち打ちの刑を執行した。さらに、メディアレポートは、誘拐のために告発された 3 人の人物が Shahrod 州において 2011 年 10 月 31 日に 99 回のむち打ちによってそれぞれが公然と罰せられたことを示唆する。[10ai] (p4)

9.59 AI レポート 2013 は、noted that, during 2012 年を通して「むち打ちと切断の刑は、科されて、執行され続けた。ジャーナリストでブロガーの Siamak Ghaderi とその他 13 人の政治犯は 8 月に Evin 刑務所でむちで打たれたと伝えられている。彼は 2007 年に自分のブログに LGBTI [レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、およびユニセックス] の人々へのインタビューを投稿したことを理由の一つに。「大統領を侮辱し」て「嘘を広め」たとされて禁固 4 年を宣告され、60 回のむち打ちの刑に処された。」 [9h]

9.60 2013 年 1 月 25 日に、フランス 24 (France 24) は、イランが切断機械を「初公開」したことについて以下のように報告した。

イランの公式通信社の 1 つは、水曜日 [2013 年 1 月 23 日] に窃盗犯の指を公開で切断している様子を示している写真を公表した。これらの写真には、窃盗犯の指が回転式のこぎりに似た機械によって切り落とされている様子が写されている。

INSA [ISNA - イラン学生通信社 (Iranian Students News Agency)] 通信によれば、自分の指が切り離されるのを見せられた男は南西部の都市 Shiraz の裁判所によって強奪と姦通の罪に問われた。彼はまた犯罪組織のトップにあったことで告発された。片方の手の指先を失ったこの男は、禁固 3 年と 99 回のむち打ち刑を宣告された。」 [136a]

## 裁判外殺害

9.61 2009 年 12 月 10 日付のアムネスティ・インターナショナル(AI)のレポートは、選挙後の騒乱の間に報告された死者数についてコメントを寄せながら、以下のように述べている。

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

71

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「当局は、Basij の人員を含む 36 名の人々が選挙後の騒乱の間に死亡したと述べた。一方、反体制側は[2009 年]9 月 5 日時点でその数を 72 名と推計した。Norooz のウェブサイトによれば、当局は、抗議活動の後で行方不明となった人々の家族に、臨時の死体安置所での数百人の死体の写真を含むアルバムを見せた。反体制派が収集して英国の新聞社タイムズ (The Times) に見せた証拠書類は、テヘランで少なくとも 200 人のデモ参加者が殺害され、他の都市では 173 人が殺害されたことを示唆している。これらの人々の半分以上は街頭で殺害された。その他に 50 人以上が行方不明となった。」 [9t] (p34)

#### 9.62 AI レポートはなおも続ける。

「レポートはまた、44 体の遺体が夜間にテヘランの Behesht-e Zahra 墓地の第 302 区画にある匿名の墓にひそかに埋葬されたことを示唆した。墓の暴露を受けて、墓地の責任者である Mahmoud Rezayan は、検死官が、遺体は自動車事故や薬物の過剰服用で亡くなった身元不明者のものであると保証したと述べた。しかし、タイムズ紙に示された文書はこれに反論する検死官の声明を記載している。」

「にもかかわらず、治安部隊、特に Basij による違法な殺害に関するかなりの証拠が出現した。通常の証人証言に加えて、携帯電話は、出来事のいくつかを撮影するためにデモ参加者と傍観者によって広く使用された。2009 年 6 月 14 日のテヘラン大学の寮への襲撃の映像は、黒い服を着用し、棒やその他の武器で武装した集団が学生を追い立てて攻撃を加えている様子を映し出している。彼らは後に、Basij に所属する者たちであると認定された。2009 年 6 月 15 日に撮影されたビデオは、Basij の使用する建物から Basij のメンバーがデモ隊に向けて発砲する様子を映し出している。この日、少なくとも 7 人の人々が殺害された。[9t] (p35)

#### 9.63 2010 年 6 月 10 日に、Roos オンラインは Ramin Pourandarjani (Kahrizak 拘置所の常駐医師) の 2009 年における死亡について報告した。

「Ramin Pourandarjani の死をめぐって、イスラム共和国の司法当局がいくつかのつじつまの合わない声明を出した後で沈黙に転じたのに対し、Roos は、当局の主張に反論して、テヘランの Kahrizak 刑務所の若い医師は実際には自殺したのではなく、服毒以外の手段によって死亡したのだと断定した。この結論は、この件と密接に関係している情報源と、この件に関連した文書から得られた情報に基づいている。」

「Kahrizak 刑務所の常駐医師だった Ramin Pourandarjani は、刑務所内で処刑された受刑囚の何人かを検査したが、その後、彼自身が死亡したと発表された。当局は最初彼の死因を心

72 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。



臓発作としていたが、その後、Pourandarjani は自殺したと述べた。結局、検死官の事務所は、若い医師が中毒で亡くなったと発表した。しかし、Roos が入手した文書は、Ramin Pourandarjani の死に関する公式説明が真実でないことを明らかにする。これらの文書によれば、第 129 警察署の警官 Sotvan Noorian は、犠牲者の遺体について、彼の報告書の中で次のように書いている。「打撲傷の徴候と血斑が [犠牲者の] 首周辺に見受けられる。」この重要な証拠は、何らかの理由で検死官事務所から完全に無視された。」 [63b]

9.64 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「拷問、施療の拒絶、および殴打によるものを含めて、政府とそのエージェントが恣意的な、または違法な殺害行為を犯したとの報告が多数寄せられた。政府は事件の調査を制限しようとした。同国の少数民族コミュニティに属する者は、そのような虐待の被害者になる割合が著しく高かった。」

「過去の違法な殺害からの刑罰免除は深刻な問題となっていた。[2012 年] 3 月 18 日に、マハムード・アハマディネジャド (Mahmoud Ahmadinejad) 大統領は前テヘラン検察長官 Saeed Mortazavi を同国の社会保障基金の理事長に任命した。Mortazavi は 2009 年の Kahrizak 刑務所における 3 人の大学生と抗議者の拷問と死に関係しており、彼に対する刑事事件は年末時点で係争中となっていた。」 [4a] (セクション 1a)

報告のあった裁判外殺害事件に関するさらなる詳細については、[USSD レポート 2012](#) を参照。 [4a] (セクション 1a)

Kahrizak 刑務所事件に関する更新された情報については「[拘置所](#)」も参照。

9.65 2012 年 8 月に発行されたイラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran (ICHRI)) のレポート、「危険な国境、無感覚な殺人 (“Dangerous Borders, Callous Murders”)」は以下のように報じている。

「2006 年に、イラン当局は、テロリストと密輸品が国境を越えて侵入してくるのを阻止する目的で国境セキュリティプログラムを実施しはじめた。2011 年 3 月から 2012 年 4 月までの間に、国境を越えたクーリエとして働いている少なくとも 74 人の低所得層のイラン市民が国境地域で殺害されたが、別の少なくとも 76 人が主として治安部隊のせいを負傷した。」

「西アゼルバイジャン (West Azerbaijan)、クルジスタン (Kurdistan)、およびケルマーンシャー (Kermanshah) の北西部諸州で、国境治安部隊がしばしば kulbar と呼ばれるクーリエ

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

73

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

（急使）を殺害する事件が多数発生しており、殺傷力の高い武器の過度な使用が増加する傾向を表している。」 [52q] (p7)

さらなる情報と殺害された人々のリストについては、[ICHRI レポート](#)を直接参照のこと。  
[52q]

[「死刑」](#)および[「拘置所」](#)のセクションも参照。

## 10. 兵役

10.01 コンシエンス・アンド・ピース・タックス・インターナショナル (Conscience and Peace Tax International (CPTI)) によって 2010 年 12 月に作成された国連自由権規約人権委員会 (United Nations Human Rights Committee) の第 101 回会議への付託書には以下の記載がある。

「イランの兵役についての最近の情報は入手が容易ではない… イラクとの戦争中に、兵役の期間は 28 ヶ月であった。これは 1988 年に 24 ヶ月に短縮された。その後再び短縮されて、2006 年には 18 ヶ月になった。2009 年 6 月に、Majlis は、学位をもつ者については 2 ヶ月から博士号をもつ者については 10 ヶ月までの範囲に及ぶ、高等教育資格をもつ徴集兵の兵役期間のさらなる段階的短縮を承認したと報告された。これは 2011 年から有効になる。」  
[30a]

10.02 2009 年 7 月 1 日に、戦争抵抗者インターナショナル (War Resisters' International (WRI)) も、2011 年から有効となる兵役の短縮について報告した。

「最新の Majlis 批准によれば、PHD をもつ徴集兵の兵役は 10 ヶ月[まで]短縮される。修士号と学士号の修了者はそれぞれ 8 ヶ月と 6 ヶ月短縮されて兵役に就くことになる。準学士と学位の保持者の場合、兵役はそれぞれ 4 ヶ月と 2 ヶ月 [まで] 短縮された。

「新規則は最長兵役期間を 24 ヶ月までと定義しており、最高司令官は期間を変更する権限を持っている。」 [25b]

10.03 2012 年 5 月に発表されたスモール・メディア・ファウンデーション (Small Media Foundation (SMF)) による研究プロジェクトには、ゲイと性転換者の人々に関する兵役免除についての情報が含まれていた。SMF レポートはまた、「強制的な兵役は通常 18~24 ヶ月続き、免除規則は厳密である。場合によっては免除を購入することが可能であるものの、これはリスクが高く、高価で、違法性も高い。免除は高く評価されている。兵役免除の様々

74 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

なカテゴリーと免除理由に関する公式情報は、イラン警察のオフィシャルサイト、<http://www.police.ir> [ペルシア語] で入手可能である。[108a]

10.04 2013年8月22日に更新された中央情報局（CIA）ワールド・ファクトブックには、イランの兵役年齢と義務は「強制的兵役については18歳、ボランティアについては16歳、法執行部隊については17歳、Basij部隊（民間動員軍）については15歳、徴集兵役義務は18ヶ月である。女性は兵役を免除される（2012）」との記載がある。[111a]（軍事）

10.05 2010年12月付のCPTI付託書には以下の記載がある。

「軍は130,000人の常備軍に加えて220,000人の徴集兵を維持している。これは毎年「軍事的に重要な年齢」に達する600,000人以上の若者に匹敵する。明らかに、健康診断と「革命の殉教者」（すなわちイラク戦争の戦没者）の唯一の家族の稼ぎ手と息子および兄弟の子供の免除の後でさえ、利用可能な人的資源は過剰に存在する。実際に兵役に就く者の選択は、したがって投票によって決められるが、1990年代には、学生などの選ばれなかった者が免除というよりも徴兵猶予を与えられており、これは彼らが例外的な状況においてのみ、そして手付金の支払いによって3ヶ月間国を離れることができることを意味すると考えられたと報告された。このような背景において、イランは、兵役身分の証明がパスポートや運転免許証の取得または公共部門における雇用を得ることのような目的のための必要条件になる国の1つであると考えられている。国外に住むイラン人は、1000ドルから3000ドルまでの間の料金で免除を購入することができる」と報告された。1990年3月以前に国を離れた者の場合、この選択肢は16,600ドルの料金を支払った学位保有者のみが利用可能であった。」 [30a]

10.06 2011年6月9日付の、ダラム・ロー・スクール（Durham Law School）のMohammad M. Hedayati-Kakhki博士による英国イラン大使館のウェブサイトの英訳情報には、徴集兵が医学的理由による兵役免除の資格を有することができる条件について、以下のような記載がある。

「条件：徴集兵が罹患しているならば、徴兵年齢に達すると同時に国家兵役機構（National Military Service Organisation）にその旨を通知して、病状を証明する有効な証拠を提出しなければならない。徴集兵は、そのような免除の付与に責任を負う委員会の委員である兵役局の信頼できる医師による検査を受けるために、テヘラン兵役局に自ら出頭しなければならない。委員会がこの問題を調査して、十分な形で証明された場合にのみ、徴集兵は医学的免除を付与される。」

「徴集兵の疾病の種類を識別することは医療コンサルタント団体の責任であり、医学的免除を付与されなければならないと主張する徴集兵は、これらの規制施設の資格を認定して、使用することができるようにするために、兵役開始期日の少なくとも 2 ヶ月前に用紙に必要な事項を記入して、関係書類を提出しなければならない。」 [76a]

10.07 Hedayati-Kakhki 博士による英国イラン大使館のウェブサイトの英訳情報は、徴集兵の父親が 60 歳を超えていて、徴集兵が父親の唯一の男性の子供であり、徴集兵の年齢が 18 歳を超えている場合の免除に関する規定である「Kefalat 免除」の存在にも言及している。申請に際しては検討資料として、徴集兵と彼の父親の両方の出生証明書原本とパスポートを含む様々な文書を国家兵役機構 (National Military Service Organisation) に提出する必要がある。 [76b]

10.08 イランにおける良心的兵役拒否に関して、1998 年の戦争抵抗者インターナショナル (War Resisters' International (WRI)) のレポート、「武力行使の拒否：徴兵と良心的兵役拒否に関する世界調査 (“Refusing to bear arms: a world survey of conscription and conscientious objection to military service”）」には、「良心的参戦拒否の権利は法律上認識されておらず、代わりになる用役に関する規定も存在しない。」 [25a] 2010 年 12 月の CPTI レポートでは次のように述べている。「イランでは、良心的兵役忌避者を兵役に適応させるためのいかなる規定が存在することも記録されていない。個人の事例に関する報告はまったく存在しなかったが、これは、そのような拒否が未知であることの証明にはならない。良心的兵役忌避者が、特に募集当局に対して拒否を表明することが危険であると感じたためである可能性が高い。」 [30a]

10.09 2013 年 2 月に発行された、デンマーク移民局 (Danish Immigration Service)、ノルウェーLANDINFO (Norwegian LANDINFO)、およびデンマーク難民評議会 (Danish Refugee Council) によって 2012 年 11 月 9 日から 20 日まで、および 2013 年 1 月 8 日から 9 日まで実施されたイラン、トルコおよびロンドンについての事実調査任務の結果 (デンマーク事実調査レポート 2013) には、パスポート・ビザ局 (Passport and Visa Department) 長官の Hossein Abdy 氏による発言として、「...イランには、若者が 18 ヶ月の兵役を勤めなければならない兵役義務がある。兵役の完了時に、若者はイラン国外を旅行することができる。しかし、若者は教育目的のためのサービスの完了前または治療のために外国を旅行する必要がある場合に旅行許可を申請し、取得することができる」との報告がある。 [86a] (p69-70)

10.10 デンマーク事実調査レポート 2013 には以下の報告もある。

「アンカラ (Ankara) の米国大使館領事官は、2009 年夏の選挙後の政治的な混乱の後で、

76 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

イラン政府は、兵役を完了する前に同国を離れることを望んでいる若者が、12,000 米ドルの保証金を預けることができれば、勉強のために外国に旅行することが許されるという意味では、人民が国を離れることを許すための要件を和らげるたかのようなようであると述べた。もし当人がイランに戻ってこなければ、保証金は当局のものとなる。若く不満を抱える個人が、当局によって騒乱の潜在的な発生源と見なされている可能性があるという。若者の出国を許すことによってそれと考えられて、当局は異議を取り除いているように思われた。  
[86a] (p70)

10.11 1998 年の WRI レポート は、回避と逃亡に対して可能な処罰を含めて、兵役についてのさらなる情報を盛り込んでいる。可能な刑罰についてのより最近の情報は、本書の執筆時には認められなかった。

10.12 2013 年 5 月 20 日に発行された米国国務省の「2012 年の国際宗教自由レポート、イラン (International Religious Freedom Report for 2012, Iran)」には以下の記載がある。

「憲法は、軍隊が、それがイスラムの理想を約束しなければならず、イスラム革命の目的を約束する個人を募集しなければならないという意味でイスラム的であらねばならないと定めている。しかし、実際には、宗教マイノリティグループに属する者は誰一人として兵役を免除されていない。法律は、非イスラム教徒が軍隊の中でイスラム教徒よりも上位の地位を保持することを禁じる。大学での教育を受けた、憲法によって保護される宗教マイノリティの者は彼らの義務的兵役の間に将校として勤務する可能性があるものの、キャリア組の陸軍将校にはなれないかもしれない。[4e] (セクション 2)

兵役に関連している制約の情報については「出入国」に関するセクション、および免除規則に関する情報については「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルおよびトランスジェンダーの人々」も参照。

## 11. 司法

### 組織

11.01 2012 年 6 月 25 日に更新されたジェーンの安全保障監視評価 (Jane's Sentinel Security Assessment) には、以下の記載がある。

「1979 年の憲法はイスラム法 (sharia : 法典) に基づいた法律制度を確立し、1985 年 11 月に新刑法が導入された。司法上の権限は最高裁判所と 4 人の委員からなる高等司法評議会  
この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 77

に与えられる。これらはともに、すべての法律の施行を監督することについて、そして司法と法律の方針を定めることについて責任を負う。最高指導者は16の支部をもつ最高裁判所の裁判官と長官を任命する。モハマド・ハタミ (Mohammad Khatami) が大統領任期(1997年-2001年)の最初の期間に国の情報省を追放した時に、司法府は、Ayatollah Sadeq Larijani (2009年以来の最高司法権長) と最高指導者に対してのみ責任を負う独自の情報機関を設立した。[61a] (国内問題)

11.02 2013年4月19日に発行された、米国国務省の「人権慣行についてのカンントリーレポート2012、イラン (Country Reports on Human Rights Practices 2012, Iran)」(USSD レポート2012) は、「憲法は、司法府が「独立した権力」であると規定する。実際には、法廷制度は政治的な影響に左右され、裁判官は「宗教上の基準に従って」任命された。最高指導者は最高司法権長を任命し、実際には、司法府と最高裁判所の長官、および検事総長は聖職者であった。」と述べている。[4a] (セクション 1e)

11.03 イラン人権記録センター (Iran Human Rights Documentation Center) によって発行された、イランの弁護士 Behnam Daraeizadeh による2010年11月のレポートは、「イランの司法制度が無効で、多くの弱さを抱えていることを認めた。政治的思惑はこの制度において主要な役割を果たす一方、それは多くの認められた国際的原則をまったく念頭に置かない。[51b] (p2) 議論を呼んだ2009年の大統領選挙以来、反体制派、抗議者、および活動家のメンバーに対する集団的見せしめ裁判と同様に、両方の秘密の革命裁判所裁判によって開始された恐怖時代は、イスラム共和国における政治的現状を体現し続けている。」(ジェーン、2012年6月25日) [61a] (国内問題)

11.04 2012年6月21日に閲覧したイラン・プレミア (Iran Primer) の日付のない記事の中で、イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) の事務局長、Hadi Ghaemi は、「異議を抑圧し、しばしば「国家安全保障に反対する行動」の罪で反体制者を起訴することで、裁判官は最高の役割を果たすと認めている。情報機関と密接に作業する司法府は、数十年にわたって学生と街頭抗議者から市民社会活動家と政治改革者までの様々な相手を裁判にかけてきた。」[31d]

11.05 2013年3月11日にダラム大学 (Durham University) ロー・スクールの Mohammad Hedayati Kakhki 博士によって国別情報に関する独立諮問グループ (Independent Advisory Group on Country Information (IAGCI)) のために作成された、イランに関する2013年1月の出身国情報 (COI) レポートについての論評 (Commentary on the January 2013 Country of Origin Information (COI) Report on Iran) (IAGCI レビュー2013) には以下の記載がある。

78 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

「...司法府はその時々、非常に特殊なタイプの犯罪または具体的な出来事から生じる犯罪に対処するためにタスク・フォースを創設する。結果として生じる司法府の分団は、「公安／治安部」として知られている。これらのタスク・フォースが一般的な手続に準拠せず、彼らの任務を果たすために彼ら独自の手続を構築するかもしれないことに注意を向けることが重要である。公安部の最近の例としては、イランにおける 2009 年の抗議に対処するものと、横領／詐欺のスキャンダルに関連する別のものが挙げられる。」 [6a] (p15)

## 裁判所構造

11.06 イラン・プレミア (Iran Primer) の日付のない記事の中で、イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) の事務局長、Hadi Ghaemi は以下のように述べている。

「イランの法律制度には重層的な法廷の仕組みがある。憲法は軍事裁判所と同様に民事裁判所と刑事裁判所を要求している。起訴は下級裁判所に端を発し、上級裁判所に上訴することができる。最高裁判所は死刑に相当する罪の訴訟と死刑判決における裁定を審理する。また、最高裁判所は法律の適切な実施と訴訟手続の均一性を保証する任務を課される。

しかし、イスラム共和国は聖職者のために革命裁判所と特別裁判所も設けている。両方の裁判所の設立は革命の指導者、アヤトラ・ホメイニ (Ayatollah Ruhollah Khomeini) による命令に基づいた。これらの裁判所は、その役割を定義する憲法の条文や司法府の構造に一度も組み入れられたことがない。これらの裁判所に批判的な法律の専門家は、これらの裁判所の法的地位に繰り返し挑んだ。聖職者のための特別裁判所は、改革を駆り立てて、政権を批判するか、または最高指導者の役割に異議申し立てをする聖職者に対しての政治的手段として使われている。 [31d]

11.07 2011 年 2 月に更新された「イラン・イスラム共和国の法律制度ガイド (A Guide to the Legal System of the Islamic Republic of Iran)」と題する Globalex (ニューヨーク大学ロー・スクールの Hauser グローバル・ロー・スクール・プログラム (Hauser Global Law School Program at New York University School of Law) によって発行された国際・外国法研究専門の電子法律出版物) は、イランの裁判制度に関して以下のような情報を提供する。

「裁判所は、民事上または刑事上の司法権における裁判所の領分に従って、そして犯罪または訴訟の重大さ (例えば紛争下における財産の価値または関係する処罰行為のレベル) に従って機能的に分類される。」

「イランの司法府はイスラム法に従う。イランには基本的に 3 タイプの法廷がある - (a) -

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

79

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

般法廷、(b) 聖職者法廷、および (c) 革命法廷。

「一般法廷として知られているイランの通常裁判所は次のように分類される。」

1. 民事法廷、
2. 特別民事法廷
3. 第 1 級刑事法廷、および
4. 第 2 級刑事法廷。

「これらの法廷は主にイランの一般人の民事訴訟と刑事訴訟を扱う。最初の例において、結婚、離婚、および保護を含む家庭の問題は家庭問題に割り当てられた特別民事法廷の管轄下にある。これに対して、市民権や遺言検認証などの個人の地位に係る案件は一般民事法廷の管轄下にある。これらの法廷から 2,000,000 RI [リアル] 以上で評価されたすべての非金融案件と財務問題は上訴裁判所に控訴することができる。刑事法廷は 2 つのカテゴリーに分かれる。すなわち第 1 級および第 2 級刑事法廷である。第 1 級法廷は重罪に関する起訴に対しての司法権を有する一方、第 2 級法廷は、より軽い処罰行為に関係している訴訟を審理する。イランには約 600 の一般法廷がある。」

「聖職者法廷は、一般人が関与した訴訟も取り扱うものの、聖職者による悪行を審理し、処罰する任務を委任される。通常の司法制度からは独立した職務を抱え、イランの最高指導者の決定を担う聖職者特別法廷がある。聖職者法廷によって言い渡された判決は最終的なもので、上訴することができない。」

「国家の安全保障、麻薬取引などに関連した重罪において革命法廷は判決を下す。イランには 2 つの革命法廷がある。これらの法廷によって与えられた判決はイランのどのような法廷でも問題にすることができない。革命法廷はこれらの法廷によって取り扱われた様々な法律の問題と関連する公判への弁護人の関与を考慮しない。」

「これらの法廷の裁判官は検察および調停者としての追加的役割を果たす。法廷のすべての裁判官はイスラム法において高等教育を受けており、彼らのほとんどは、聖職者を支配するグループのメンバーでもある。」

「さらに、行政公正裁判所があり、司法府の長の監督の下で、政府当局、関係機関、および法令に関する一般人の不満または異議を調査する権限を与えられている。裁判官規律裁判所は 1987 年に設立された。」

「公開裁判が公衆道徳または公の秩序に対して有害であると法廷が判断しない限り、もし



くは私的な紛争の場合に両当事者が公開審議を実施しないように要請するならば、憲法はすべての裁判が一般大衆に開かれていることを要求する。」 [67a]

11.08 2008年6月3日付の、BioInfoBank Library のウェブサイトで公開されている、イランのケルマーンシャー弁護士協会 (Kermanshah Bar Association) の弁護士、Ehsan Zarrokh の論文は、革命裁判所、紛争解決評議会、一般裁判所、控訴裁判所、軍事裁判所、聖職者特別裁判所、行政公正裁判所、最高裁判所、および特別民事裁判所の構造と機能を含めて司法制度に関する詳細な情報を提供する。 [95a]

Evin 刑務所の政治犯のための法廷の 2010 年 3 月における設立に関する情報については、「政治犯」のサブセクション、「政治的同盟」も参照。

## 独立性

11.09 イラン憲法の第 XI 章第 156 条には、「司法府は独立した権力であり、個人および社会の権利の保護者であり、かつ公正の実現に責任を負う...」と定めている。(イラン・チェンバー・ソサイアティ (Iran Chamber Society) のウェブサイト、2011 年 8 月 17 日に閲覧) [58e] しかし、USSD レポート 2012 は、「UNHRC [国連人権理事会 (UN Human Rights Council)] を含む国際的オブザーバー、独立的な法律の専門家、および AI [アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) ]、HRW [ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) ]、および国境なき記者団 (Reporters without Borders (RSF)) を含む [人権 NGO 非政府組織] は、同国の司法制度と裁判官の独立の不足を批判し続けており、同国の裁判は公正についての国際標準を無視している」と述べている。 [4a] (セクション 1e)

11.10 2008 年 10 月 1 日付の「イラン・イスラム共和国の人権状況」に関する国連総会への事務総長レポートには以下の記載がある。

「憲法は、行政、立法および司法の機能間での三権分立について規定する一方で、それらの独立した機能と人権を保護する能力については、制度上の多くの制約がある。」

「憲法第 57 条に規定する三権分立にもかかわらず、最高指導者、現職のアヤトラ アリ・ハメネイ (Ayatollah Ali Khamenei) は、行政、立法、司法の支部や他の重要な組織を監督する (E/CN.4/2006/61/Add.3, para. 12)。これは憲法の規定する諮問機関の制度によって補強される。護憲評議会は最高指導者によって任命された 6 人のイスラム法学者と司法府によって指名された 6 人の法律家から構成されている。同評議会は、議会によって可決された法案が憲法および法典法と一致していないとみなすならば、そのような法案を拒否する権限

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

81

を有している。公益判別会議は、議会と護憲評議会との間の立法をめぐる紛争に最終的な判定を下す権限もつ最高指導者のために諮問機関としての役目を果たす。専門家会議は、総選挙を通して選ばれた聖職者から成っており、最高指導者を任命し、解任する権限を有している。」 [10a] (p4)

11.11 米国平和研究所 (United States Institute of Peace (USIP)) によって発行されたイラン・プレミア (Iran Primer) の「イランの人権侵害のパターン 2010 (Patterns of Human Rights Abuses 2010)」という 2010 年 12 月 16 日付の報告書には、以下の記載がある。

「法の原則の最後の痕跡と 2010 年に著しく減退した司法の独立性。情報省と革命防衛隊は、調査、逮捕、拘留、尋問、裁判、文、および保釈決定において高まる役割を担っていた。拘留者は弁護士、家族、彼らの書類、および彼らに対する容疑にさえ近づくことを日常的に拒絶される。拘留者の何人かは、彼らの裁判日について何も知らされず、裁判で彼らが発言する権利を拒否された。拷問と強要の後で複数の被告が公然と犯罪容疑を自白するような見せしめ裁判が当たり前になっている。」 [31a]

11.12 2011 年 10 月 17 日～11 月 4 日の「国連人権規約委員会の最終報告書」 (Concluding Observations of the United Nations Human Rights Committee (UN HRC)) には以下の記載がある。

「委員会は、司法の独立性が完全に保証されているわけではなく、裁判の前に上級聖職者および政府当局と同様に、裁判官監督評議会を含む執行権からの過度の圧力によって損われることを懸念している。委員会は、裁判官が、規約[市民的および政治的権利に関する国際規約](第 14 条)に定めるような権利および原則に違反している評決に達するためにイスラム法典法と法的決定を用いることも懸念している。」 [10t] (パラグラフ 22)

11.13 2013 年 2 月 28 日付の国連特別報告者 (Special Rapporteur) によるレポート、「イラン・イスラム共和国における人権状況 (situation of human rights in the Islamic Republic of Iran)」には以下の記載がある。

「特別報告者は、イラン・イスラム共和国の法律専門家と弁護士協会の独立性の侵害に関する国際法曹協会の懸念を共有している。イラン弁護士協会 (Iranian Bar Association) に対する政府の監督を増大させる正式な代理権の草案の承認などの法的措置は代表的な例である。特別報告者は、「司法府の法律顧問 (Legal Advisors of the Judiciary)」として知られる弁護士の並行団体を創設した第 3 次経済・社会・文化発展計画法 (Law of the Third Economic, Social and Cultural Development Plan) の第 187 条にも懸念を抱いている。同法は一見したと

ころ、部分的に煩雑さを緩和した認可手続きを通して同国における法律の専門家の数を増大させた一方で、司法府はすべての第 187 条法律顧問の認可手続きを最終的に管理する。特別報告者は、第 187 条[による]法律顧問が良心の囚人の代理人になった後で免許を取り消されたという報告も受け取った。」

「さらに、弁護士免許を得るための条件に関する法律は、弁護士協会の会員が協会の理事会の委員を選出することを許しているが、その理事会への潜在的な候補者を調べるために、司法府の権限の下にある団体、最高刑事規律法廷 (Supreme Disciplinary Court for Judges) が情報省、革命裁判所、および警察と協議することを義務づけている。何人かのイランの弁護士は、実際に、人権活動家の代理人を務める候補者が、結果として理事会の委員になろうとすることを禁じられていると報告した。」 [10n] (p7)

11.14 2013 年 4 月 10 日発行のフリーダム・ハウス (Freedom House) のレポート、「世界の自由 2013 - イラン (Freedom in the World 2013 - Iran)」には、次の記載がある。

「最高指導者が最高司法権長を直接任命し、次には司法権長が首席判事を任命するように、司法制度は独立的ではない。容疑者は弁護士の立ち合いを受けることができないまま、多くの場合非公開審問において裁判にかけられる。政治的事件やその他の機密事件は革命裁判所で審理されるが、そのような場合、正当な法手続きの保護は日常的に無視されており、裁判は多くの場合要約である。裁判官は弁護士への連絡を拒絶し、強要された自白を当たり前に受け入れて、拘留期間における拷問または虐待を無視する。」

「政治的および社会的拘留者の事件を放棄するよう弁護士に圧力をかける政府の慣行は、イランの広い範囲に及んでいる。そのような圧力に抵抗する弁護士は、嫌がらせ、尋問、および拘置に直面する可能性がある。2009 年以来、著名な人権派弁護士である Nasrin Sotoudeh, Mohammad Seyfzadeh, Abdolfattah Soltani、および Mohammad Ali Dadkhah を含めて少なくとも 42 人の弁護士が起訴されている。これらの弁護士は長期の懲役刑を受け、弁護士業を営むことを禁止された。数年来、政府は、弁護士に免許証を発行して彼らの行動を監督し、彼らを法律上保護することに責任を負う独立機関であるイラン弁護士協会の業務に徐々に介入するようになってきている。2012 年の初頭に、司法府は、同協会を司法府自体が任命する弁護士で構成されるような国家管理団体に生まれ変わらせるための草案を議会に提出した。そのプロセスは 2012 年の年末まで続いた。」 [112f]

「人権活動家および弁護士」に関するセクションも参照。

11.15 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

83

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「憲法によれば、行政公正裁判所（Court of Administrative Justice）は、司法府の長の監督の下で、政府当局、関係機関、および法令についての市民の不平を調査する。実際には、市民は、政府を訴える能力を制限された。市民は、市民権または人権の侵害に関して政府に対する訴訟を起こすことができなかった。紛争解決評議会（Dispute resolution councils）は、法廷への照会の前に調停を通して小規模な民事事件や刑事事件を解決するために利用できた。」 [4a] (セクション 1e)

## 公正裁判

11.16 2010年9月15日付の「イラン・イスラム共和国の人権状況」に関する国連総会への事務局長のレポートには以下の記載がある。

「イラン・イスラム共和国の憲法、刑法、および刑事訴訟法は、法の前の平等を含む正当な法手続き、弁護士への相談の権利、推定無罪、拷問の禁止、違法な逮捕の禁止、判決に対して控訴する権利、および公開裁判を保証するために、幅広い手続きの保証を提供する。これらの手続が特に政府への反対者の裁判に関連して実際にどの程度認められるかについては、国連人権高等弁務官（United Nations High Commissioner for Human Rights）と特別手続命令保持者が年間を通して懸念を抱くことになった。」 [10u] (p14)

11.17 2011年3月14日付の国連事務総長の中間報告には以下の記載がある。

「憲法第 35 条は、弁護団の面前での聴聞と公判を実施することをすべての法廷に要求し、弁護人の存在なしに下された判決を無価値かつ無効であるとみなしているものの、実際には、多くの被告はこの中核的権利を拒否されている。刑事訴訟法の第 128 条は、裁判官に、秘密訴訟における量刑手続きについての聴聞から弁護士を除外するという恣意的権限を与えることによって、または弁護士の立ち合いを許しても裁判が結審するまで発言することを許さないことによって、この憲法の保証の範囲を限定する。さらに、拘留者の釈放に関する過度に高額な保釈金支払いの設定や、公判において承認されている強制的な方法を通して引き出された自白の使用を示唆する報告も寄せられた。」 [10aa] (p14)

11.18 2011年10月17日～11月4日の UN HRC の最終報告書は、「委員会は、規約 [市民的小および政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights）] の下で規定されている公正な裁判の保証に対しての、特に革命裁判所と Evin 刑務所法廷における頻繁な違反に関して深い懸念を抱いている。また、委員会は、司法官が彼らの判決において「mahdoor-ol-dam」（死に値する）の定義（第 14 条 6）を実現させようとする

84 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

にも懸念を抱いている。」 [10t] (パラグラフ 21)

11.19 2012年2月に刊行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の報告書、「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大 (“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran) には以下の記載がある。

「イランの裁判の大多数は、特に革命裁判所および聖職者特別法廷 (SCC) のような特別裁判所での裁判は著しく不公平である。革命裁判所は、国家安全保障違反と麻薬取締法に基づく違反を起訴するために用いられるのに対して、SCC は、イスラム教聖職者またはその追従者が関与した事件を裁判する。革命裁判所による裁判は多くの場合非公開で行われる。被告は刑事訴訟法第 128 条に対する注釈の限定的な解釈に基づいて、予備審問前の調査段階において、そしてしばしば裁判の最中に弁護士との接触を日常的に拒絶される。数十人の被告が、アムネスティ・インターナショナルに対し、彼らがいかにして、弁護士に頼まないほうが彼らにとって「都合のよいことになる」と言われたかを語った。裁判はほとんどの場合わずか数分で終わってしまい、受刑囚は、場合によっては、裁判官が評決と判決について彼らの尋問を監督した情報機関から指示を受けると主張する。 [9x] (p23)

11.20 司法の不正について、Payvand ニュースは 2010 年 12 月 9 日に次のように報じた。

「司法権長の Ayatollah Sadeq Amoli Larijani は、すべての裁判官が不正を働いていると言うのはフェアでないと述べた。Larijani は、最近ある MP が、すべての裁判官が賄賂を受け取っていると発言したに対応して、水曜日に意見を述べた。」

「我々は「不正の存在」を否定しないが、それは人間が過ちを犯しやすいからである。けれども、すべての裁判官が不正に手を染めていて、立法者は自ら主張を証明するために証拠を示すべきであると言うのはフェアでない」と彼は付け加えた...

「我々は、司法制度の中にいくつかの問題があることを知っているけれども、司法府と行政府を批判するべきでない」と彼は述べた。 [130d]

11.21 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「憲法および刑事訴訟法によれば、主要な刑罰に関係するほとんどの事件において、被告は公正な裁判を受ける権利、推定無罪、各自の選択による弁護士、および控訴の権利を有している。これらの権利は実際には尊重されなかった。判事団は裁判の判決を下す。民事

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

85

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

法廷と刑事法廷には陪審制度がない。公判は通常「見せしめ裁判」であった。被告はめったに、彼らの告発者に立ち向かう機会を与えられず、まれに政府が保有する証拠物件へのアクセスを許された。」

「政府は「反革命的な行動」、「道徳的腐敗」、「グローバルな傲慢さへの同調」、「神への敵意」(moharebeh)、および「イスラム教に対する犯罪」などの漠然とした犯罪で人民を告発した。検察は政府への批判者に対し、軽微な違反で厳しい刑罰を科した。革命後の法令が状況に対応していなかった場合、政府は裁判官に、彼らのイスラム法(法典)に関する知識と解釈に優位を認めるように助言した。法典法の下では、裁判官は、裁判官自身の「神の見識」に基づいてある人が有罪であると認めることができ、または、犠牲者が何か重大な、法典に反することをしたと考えられることを意味する「死に値する」を考慮して、他者を殺害した者により寛大な判決を下すことができる。AIや数多くのその他のNGO [非政府組織(non-governmental organisations)] は、わずか5分ほどで終わる秘密の即決裁判が頻繁に行われていると報告した。その他の裁判は、強要された自白を公表するように計画された。」

「[2012]年を通して複数の人権保護グループが、刑事裁判には手続上の予防手段が存在しないと報告した。AIによれば、検察がねつ造した証拠、自白の強要、および非公開裁判についての多くの例があった。法廷は強制または拷問の下で引き出された告白を証拠として認めた。」[4a](セクション1e)

11.22 アムネスティ・インターナショナル(AI)のレポート、「2012年の死刑判決と処刑(“Death sentences and executions in 2012”)」には以下の記載がある。

「イランの審理手続きは一般に欠陥がある。イランの多くの死刑判決は著しく不公平な裁判の結果として生じる。このような裁判において、イランの法廷は頻繁に拷問や他の虐待を通して引き出された疑わしい「自白」を証拠として認める。テレビ放送された「自白」は、被拘留者を有罪にするために、彼らの裁判の間に繰り返し当局によって使われている。多くの者は、拷問されている状況で強要されたものだとして述べて、後からこれらの「自白」を撤回した。」...

「イランの刑事訴訟法の下で、被告弁護人は、手続きに数ヶ月かかるかもしれない正式な告訴が行われるまで完全に彼らのクライアントの代理人になることを許されない。結果として拘留者は、時には隔離監禁されて、つまり弁護士や親族への連絡が取れない状態で数ヶ月にわたって拘留される。国選弁護士は、クライアントのために適正な保護措置を設けることがめったにできない。国選弁護士が第一回目の審理のわずか数日前に、あるいは数

時間前に割り当てられるという場合さえある。[9y] (p34)

11.23 2013年2月に発行された、デンマーク移民局 (Danish Immigration Service)、ノルウェーLANDINFO (Norwegian LANDINFO)、およびデンマーク難民評議会 (Danish Refugee Council) によって2012年11月9日から20日まで、および2013年1月8日から9日まで実施されたイラン、トルコおよびロンドンについての事実調査任務の結果 (デンマーク事実調査レポート 2013) がアムネスティ・インターナショナルの国際事務局 (Amnesty International's International Secretariat (AIIS)) に報告されたが、その中では次のように述べられている。「...彼ら [AIIS] が保持している情報は、全国で見れば裁判権が実施される方法はかなり異なるけれども、現在のところ法の支配の遵守が劣っていることを示唆する。」さらに、「彼らは、訴訟の結果は、訴訟のタイプ、つまり関係者と様々な形の権限、または所与の訴訟についての客観的なメリットというよりも、むしろ問題の当事者がもつかもされない影響力により多く依存するようであると示唆した。地方での裁判権はテヘランでの裁判権よりもいっそう脆弱であるという事例証拠がある。」[86a] (p64)

法の支配に関するさらなる情報については、デンマーク事実調査レポート 2013を直接参照のこと。[86a] (p64)

「刑法」および「政治的所属」のセクションも参照。

## 欠席裁判

11.24 2009年5月6日付のカナダ移民難民委員会 (Immigration and Refugee Board of Canada (IRBC)) による回答書は、ロンドンの弁護士からの2008年12月の通信における助言によるものとして、不在判決について次のように述べている。

「被告人が審理または公判の間に常に出席していないような場合、その判決は *absentium* (第217条) において下されたものと考えられるであろう。その後、被告人は、実際に判決が与えられてから10日以内に再審を請求する権利を与えられる。判決が被告人の最後に知られている住所に送達されるならば、被告人は、送達の知らせを受けてから10日以内に再審を請求する権利を与えられる。いずれにしても、法廷の判決は控訴裁判所への控訴の対象となる。」[2a]

イラン人権記録センターのウェブサイトにて、「一般法廷および革命法廷の訴訟手続に関するイラン・イスラム共和国の刑事訴訟法の英語訳 (“English Translation of the Islamic Republic of Iran’s Criminal Code of Procedure for Public and Revolutionary Courts”)」第217条および第236条も参照。[51i]

11.25 デンマーク事実調査レポート 2013 は以下のように報告している。

「刑法についての経験が豊かな 2 人のイラン人弁護士は、もしある者が保釈の間に国を離れるならば、当人の不在中に審理が行われるかもしれないと述べた。その後当人が帰国して、その間に保釈の没収のための法的手続きが完了するならば、当人は帰国時に所与の懲役判決に服するはずである。保釈の保証金は返還されない。もしある人が不在中に審理されるならば、当人は当該訴訟を控訴する権利を有すると付け加えられた。[86a] (p62-63)

## 二重の危険（一事不再理（*ne bis in idem*））

11.26 イラン刑法における二重の危険（*ne bis in idem*）原則の可能性について論じた、テヘランの弁護士 Mansour Rahmdel による 2004 年の論文は、次のように指摘している。

「1982 年 10 月 12 日に、イランの立法者は刑法を採用した（後の 1991 年に改正）。刑法の第 3 条には、立法者は外国で犯された罪に関する司法権の問題を扱ったけれども、「*ne bis in idem*」の原則に関連している越境刑法の規則については除外し、また、いかなる例外もない積極的属人主義に言及している第(d)項では、被告人が外国で起訴されて、罰せられたか否かにかかわらず、イラン国民が外国で犯したすべての犯罪は処罰に値するとしている。」

「1991 年 7 月 29 日に、立法者は刑法の一部の条項を改正し、1982 年法の第(d)項を、条文の内容を変更せずに第 7 条に変更した。このコードと変更された項のいくつかの記事を改良した。」

「この条は、外国で罪を犯し、これまでに罰せられた者にとっていくつかの問題を起こした。彼らがイランに帰国する時、特に、私的な告訴人が存在する場合、法廷は被告人を起訴する。イランの法律における処罰の種類と他の刑罰制度における処罰の種類、特に非イスラム国家の種類との違いから多くの問題が生じるのは、イスラム国家では多くの類似の行為が有罪とされるけれども、非イスラム国家で犯されたこれらの行為の一部は有罪とされないか、またはより刑期の短い判決とされるからである。」

「イランの革命後の立法者は *ne bis in idem* 規則だけでなく処罰規則の緩和も承認していない。なぜなら、外国の判決をまったく妥当性のないものとみなしているからであり、「外国で罪を犯したすべてのイラン国民は」、当人がすでに処罰を受けたか否かにかかわらず、および当人が自発的にイランに帰国したか否かにかかわらず、および被告人が 2 度にわたって処罰される可能性がある場合にも、「帰国時にイラン刑法に従って処罰される」...



「イラン刑法第 7 条の曖昧さは、裁判官によって異なる解釈を導いている。一部の裁判官は、被告人が外国で有罪宣告されたかどうかにかかわらず、いまだに彼をイランで起訴して処罰することができるかと信じている。」 [22a]

## 保釈

11.27 保釈について、2009 年 5 月 6 日付のカナダ移民難民委員会 (Immigration and Refugee Board of Canada) の回答書は、アムネスティ・インターナショナルのロンドン国際事務局 (Amnesty International's International Secretariat in London) による以下の情報を引用していた。

「保釈の最も一般的な形式はペルシア語の *kefalat* または保護（最初の例における保証金の価値を伴わない形式）として知られており、指定された人が指定された時間に法廷に出頭することのような保護者の「言葉」または「名誉」を指す。また、刑事訴訟法（1999 年）の第 131.1 条に定められた規定に該当する。」

「この取り決めに基づき、保証人は、被告人が召喚された時はいつでも被告人を法廷に出頭させることに個人的に責任を負う。保証人が「出頭させる」約束を履行できなければ、*Kefalat* は、遡及的に支払われる特定の金銭価値を構成する。保証人は「前もって」現金を提出することを要求されないが、しばしば、必要とあらば指定された合計が支払われるという保証として、財産証書または別の資産ないしは証拠を提出する。」

「刑事訴訟法は保釈金が提供される場合と提供されない場合について、および経験上保釈金が定められるべき仕方について規定している一方で、我々が報告するところの保釈金は申し立てられた「犯罪」の点から見て、およびイランの平均所得の点から見てしばしば過剰なものに見受けられ、とりわけ、犯罪容疑の深刻さ（ペルシア語：*sheddatt*）に相応することを保釈保証書または保証金に求める 1999 年刑事訴訟法の第 134 条と相容れないように見える。保釈金は、AI が調べている主に政治的訴訟に関しては、財産証書の形式を取っており、一般に家族の成員に帰属するいくつかの特徴に関係する可能性がある。

「保釈金がどのようにして徴収されるか、または没収されるかについて、つまり、人民がどのようにして彼らの住居の場所から立ち退かせるかについて、および財産を取り上げられるかについて、そしてまたどのような方法において保釈金が処分されないかについて、我々はまったく情報を得ていない。」 [2a]

11.28 2010 年 8 月に発行されたイラン人権記録センター (Iran Human Rights Documentation Cente) (IHRDC) のレポートによれば、イラン刑事訴訟法の第 134 条は、保釈金の金額を、

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

89

「犯罪の重大性、処罰の深刻さ、告発の理由および手段、被告人の逃亡および犯罪の痕跡の破壊の可能性、被告人の背景、被告人の健康状態、年齢およびコミュニティにおける尊敬に従って」定めるべきであると要求している。[51c] (p47)

11.29 IHRDC レポートは以下のように続ける。

「この法律は、何が重要な犯罪にあたるのか、およびどれだけの金額がそうした犯罪に見合うのかについての指針を提供していない。しかしイランの人権擁護派の弁護士らは、「裁判官は政治犯に権力の軍事的および経済的中心にいる指導者の要求に注意を払わせようと試みているつもりになっていたり、提案された保釈金の金額が、被告人の健康状態、年齢、およびコミュニティにおける尊敬と同様に、関与が申し立てられた犯罪の重大性とは不釣り合いなほど危険な人物として被告人を描き出そうとしたりしている」と述べている。」

「2009 年の選挙に続いて拘留された女性の権利の活動家らは、自分たちを処罰し、活動の継続を放棄させるために、あえて高額な保釈金が設定されたのだと信じている。拘留者が保釈金を全額支払うことができなかった場合、当局はしばしば被告人の家族と一緒に、第三者の財務保証人と交渉した。このような保証人は、拘留者とその家族に沈黙を守らせるよう、重い経済的圧力をかけた。この方法は、特にイランの弱い経済においては効果的である。[51c] (p47)

11.30 2012 年 2 月に刊行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の報告書、「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大 (“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran) には以下の記載がある。

「刑事訴訟法は、拘留者が裁判官に保釈を請求することができると定めている。それには、保釈金または保証金が被告人の地位や背景と同様に問題になっている犯罪および処罰にとって適切で見合っていることが必要となる。」

「にもかかわらず、保釈金は多くの場合、極めて不釣り合いなほど高額に設定され、複数の財産証書を引き渡すことを拘留者の家族に強いるかもしれない。2009 年 6 月の選挙以来、逮捕された者の多くには数十万米ドルに相当する金額の保釈金がかけられてきた。場合によっては、拘留者とその家族は単純にそのような高額な要求を満たすことができないため、そうした拘留者は拘留された状態のままで衰弱し続けている。」 [9x] (p20)

11.31 USSD レポート 2012 は、「法廷は軽微な犯罪にさえ法外に高い保釈金を設定し、また、多くの訴訟において法廷は保釈金を定めなかった。当局はしばしば、保釈金を納める

ために財産証書を提出することを拘留者と彼らの家族に強制した。保釈された当人は、当人の財産がどれくらいの期間にわたって保留されるのか、または当人の裁判がいつ行われるのかを必ずしも知っていたわけではなかった。このことが、家族の財産を失うことへの恐れから、当人や家族を効果的に沈黙させることにつながった。」 [4a] (セクション 1d)

11.32 IHRDC のウェブサイトにおける「一般法廷および革命法廷の訴訟手続に関するイラン・イスラム共和国の刑法の英語訳 (“English Translation of the Islamic Republic of Iran’s Criminal Code of Procedure for Public and Revolutionary Courts”）」は、「犯罪の調査と起訴、審理手続きと判決の発表、および控訴のガイドラインを扱う。保釈に関して、刑法の第 140 条は次のように定めている。

「誓約または保釈を与えられた被告人が正当な弁解なくして必要な時に出頭しない場合はいつでも、誓約預託金は地方裁判所の長官によって回収され、誓約は没収される。もし誰かが被告人を保釈してもらうために保釈金を支払っても、被告人が出頭しなければ、証書保証人または保証人は、20 日以内に被告人を引き渡すようにと警告されるであろう。もしこれに従わなければ、地方裁判所長官の実際の通知に基づき、誓約預託金は回収され、誓約は没収される。」 [51i]

刑事訴訟法の第 141 条から第 147 条までは保釈についてのさらなる情報を記載しており、直接閲覧されるべきである。 [51i]

11.33 保釈の利用および保釈期間中にイランから出国した者の結果に関するさらなる情報については、2013 年 2 月に発行された、デンマーク移民局 (Danish Immigration Service)、ノルウェーLANDINFO (Norwegian LANDINFO)、およびデンマーク難民評議会 (Danish Refugee Council) によって 2012 年 11 月 9 日から 20 日まで、および 2013 年 1 月 8 日から 9 日まで実施されたイラン・テヘラン、トルコ・アンカラおよびロンドンについての事実調査任務による共同報告書、「法的問題および出国手続、並びにキリスト教への改宗、クルド族に関する問題、および 2009 年の選挙後の抗議者について (On Conversion to Christianity, Issues concerning Kurds and Post-2009 Election Protestors as well as Legal Issues and Exit Procedures)」(デンマーク事実調査レポート 2013) を参照。 [86a] (セクション 3、p60-64)

保釈および法廷文書に関するさらなる情報については、「逮捕および拘束 — 法的権利」 も参照。

## 刑法

本セクションおよび他のセクションにおいて参照される情報源の一部は、新刑法を参照している。しかし、本レポートの草稿の執筆当時に現行（または前）法律はまだ効力を有していたことに注目すべきである。新刑法は大統領による署名を待っており、まだ効力を有していない。

11.34 2010年3月16日に閲覧したイラン人権確立監視団（MEHR Iran）（Mission for Establishment of Human Rights in Iran (MEHR Iran)）のウェブサイトは、現行のイラン刑法についての詳細を記載している。[66a] イスラム刑法は1991年7月30日にイスラム諮問議会（Islamic Consultancy Parliament）によって承認されて、1991年11月28日に高等臨時評議会（High Expediency Council）によって批准された。刑法の第5巻「Ta'azirat」は1996年の5月22日に批准されている。（MEHR Iran）[66a]

11.35 2012年8月に発行されたヒューマン・ライツ・ウォッチ（The Human Rights Watch (HRW)）のレポート、「抑圧の成文化（Codifying Repression）」には以下の記載がある。

「1991年に発効したイスラム刑法は、犯罪（および私犯）行為に対する処罰および補償を扱う法規のいくつかの異なる断片の成文化である。刑事訴訟法および一般・革命法廷設立法（Law Establishing General and Revolutionary Courts）とともに、刑法はあらゆる犯罪問題に対する司法行政と関連した手続法および実体法として役立つ。」

「イスラム刑法は全729条から成っており、一般的な罰則とイスラム法典において参照される処罰の4つの具体的なカテゴリーを扱う5つの「巻」または主節に分かれている。これらのカテゴリーは以下の通りである。a) 「神に対する犯罪」と定義されるフドゥード (hadd または hodud (複数形) [hodood])。程度、タイプ、および施行を含む、イスラム法典法において指定される処罰。b) キサス (qesas)。殺人などの死亡または負傷の原因となる犯罪に関する報復主義的処罰（「報復犯罪」）。c) ディヤフ (diyeh)。死亡または負傷の原因となる故意によるものではない行為、または qesas に包摂されない意図的な犯罪に関する金銭的科料または「殺人賠償金 (blood money)」の形式における被害者への賠償（「賠償犯罪」）。および d) タジール (ta'zir)。法典法の下では具体的な、または固定された刑または刑罰がないものの、宗教または国家の利益に矛盾すると考えられる犯罪行為に関する処罰（「任意的犯罪」）。」 [8j] (p8)

11.36 2009年4月28日付の国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) (FIDH) のレポート、「イランにおける死刑：国家によるテロの政策 (Iran/death penalty: A state terror policy)」には以下の記載がある。

「死刑はその多くが hodood の区分に分類され、殺人事件の場合には qesas の区分に該当す

る。ta'zirat に分類される犯罪の中でも、死刑が適用される場合があるのは、「預言者を呪う行為」である。しかし、イランの法律制度は、唯一の「アラーの権利」であるとみなされる処罰と「人民の権利」であるとみなされる処罰も区別している。前者には「公共的な相 (public aspect)」があり、告訴の取り消しは、例えば密通に対する処罰のような処罰に及ぶ影響も及ぼすものではない。「人民の権利」の例は qesas または報復的処罰である。刑法の下で hodood の処罰に分類されない事件に該当する犯罪が「アラーの権利」を侵害した場合に、最高指導者は大赦を与えることができる。しかし、「人民の権利」を侵害する犯罪については、最高指導者は大赦を与えることができない。イランでは、数多くの極めて多種多様な犯罪に死刑判決が下される。」 [56b] (p10)

11.37 2010年5月11日に英国外務省 (Foreign and Commonwealth Office) は次のように助言した。「殺人事件の場合、qysas [qesas]の判決が宣告されることは一般的である。qysas の判決は、犠牲者の家族への殺人賠償金の支払い (この時点で被告人は釈放される) または死刑判決のいずれかを意味している。いずれかを決定するのは犠牲者の家族次第である。一家族は第3の選択肢 (例えば刑期の延長) を選ぶことはできない。」 [26c]

11.38 2013年4月10日発行のフリーダム・ハウス (Freedom House) のレポート、「世界の自由 2013 - イラン (Freedom in the World 2013 - Iran)」には、「イランの刑法は法典 (イスラム法) に基づいており、社会的および政治的犯罪の範囲については、むち打ち、切断、および投石または絞首刑による処刑を規定している。これらの処罰は実際に実行されている」との記載がある。 [112f]

「死刑」と「切断およびむち打ち」も参照。

11.39 しかし、2012年2月に刊行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の報告書、「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大 (“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran)」には次の記載がある。

「刑法の最初の4巻については、2007年以来国会で改正作業が進められている。2012年1月に、立法における憲法およびイスラム法の遵守を調べる護憲評議会が、草稿においてはどの規定もイスラム法に違反していないと述べたため、法案は批准のために大統領に送られることになった。アムネスティ・インターナショナルが調べたより早い段階の法案は、国際的な人権関連法に基づくイランの義務に相応しくない、多数の既存の規定を維持していた。特に、法案はむち打ちと切断を依然として処罰として規定している。同性愛または異性愛のいずれかにかかわらず、法案は婚外での合意による性的関係に依然として罰を科している。法案は、裁判官が自らの「見識」(主観的な見解であつてもよく、多くの地域で

女性と宗教少数派を差別する)に基づいて判決を下すことを依然として可能にしている。法案はまた、裁判官の判断による未成年の犯罪者の処刑について依然として規定しているように見受けられ、裁判官がイスラム法を引用して、既婚者の姦通に対する刑罰として投石を許可することを可能にしている。」 [9x] (p12-13)

11.40 イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) は、2012年2月27日に次のように報告している。イランの新刑法は、2012年2月に、立法の承認を担当する聖職者および弁護士から成る団体である、護憲評議会 (Guardian Council) によって最終的に承認された。新刑法がマハムード・アハマディネジャド (Mahmoud Ahmadinejad) 大統領によって署名されて、官報において発表されると、それは現在の刑法と公式に置き換えられる。」 [52t] ICHRI はさらに、「新刑法は犯罪の分類を同じカテゴリーにおおむね維持しており、新しい処罰はかつてのものとはほぼ同じである。しかし、姦通と男色を含む一部の犯罪の要素が変更された」と述べている。 [52t]

11.41 2012年3月20日の国連事務総長のレポートには以下の記載がある。

「事務総長は、2012年1月にイラン議会によって可決された [ただしまだ効力を発していない] 新イスラム刑法における投石の刑罰とこの方法による処刑についての詳細の省略を歓迎する (HRW、2012年8月[8j])。しかし、事務総長は、新しい法律が、死刑を廃止完全にするか、またはその施行を ICCPR[市民的および政治的権利に関する国際規約(International Covenant on Civil and Political Rights)]の第6条(2)において規定されるような「最も深刻な犯罪」のみに限定することを怠っているとして、遺憾の意を表明した。新刑法は依然として、「国家安全保障に反する行動」、Moharebeh(神に対する敵意)、Mofsid-Fil-Arz(現世での腐敗)、麻薬取引、レイプ、Qisas(同罪での報復)、およびその他の一定の hudud 犯罪で告発された人々に死刑を与えている。」 [10ai] (p4-5)

11.42 2012年3月31日に更新された「外務・連邦」(Foreign and Commonwealth) には以下の記載がある。

「イランの人権状況には、はっきりと見極められる改善がまったく生じなかった。死刑判決は多数にのぼるとの報告が続いており、ジャーナリスト、人権擁護者、および宗教・民族マイノリティを標的とした動きはペースを速めて継続している。新刑法の可決は改善の見かけを呈する一方で、条文は国際的な懸念に対応しておらず、投石を許し続けており、多くの犯罪について判決の深刻さを増大させている。」 [26h]

11.43 2012年8月のレポート、「抑圧の成文化 (Codifying Repression)」において、HRW は

94 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

以下のように報告している。

「新刑法の最も深刻な問題として、以下が挙げられる。

- 1) 子供の犯罪者に対する死刑の保持
- 2) 国際法の下で「深刻」であるとはみなされない犯罪に対する死刑の保持
- 3) 死刑を含む重大な処罰に関連した法律を成文化することの不履行
- 4) 基本的権利の行使を有罪とする、広義の、または漠然とした言葉遣いで表現された国家安全保障法の使用
- 5) 拷問または投石、むち打ち、および切断などの残酷で劣悪な扱いに相当する処罰の継続的使用、および
- 6) 処罰、報復、および賠償の施行と法廷での証拠の使用に関連する、女性や宗教マイノリティに対する以前の差別的な規定の保持。

改正された刑法には若干の重要な進歩が認められる一方、上で挙げた規定は、基本的自由、残酷で恣意的な処罰からの自由、および差別からの自由についての国際法に基づく基本的な権利をイランの人々から奪い続けている。」 [8j] (p11)

11.44 HRW の 2012 年 8 月のレポート、「抑圧の成文化 (Codifying Repression)」は新刑法についての詳細な評価を掲載しており、また、以下の記載がある。

「新刑法が完全に効力を発するため、マハムード・アハマディネジャド (Mahmoud Ahmadinejad) 大統領は法律化のための署名をしなければならず、そのことはイランの官報で発表されなければならない。しかし、アハマディネジャド大統領はまだ法案に法律化のための署名をしていない。大統領が法案に署名を行えば、同法は 3 年の試用期間を受ける。2012 年 4 月に、イラン司法府の長、Ayatollah Sadeh Larijani は、その期間には彼が旧刑法を適用するよう法廷に指示するものの、アハマディネジャドができるだけ早く法律化のために新しい法案に署名するようとの希望を表明したと発表した。」 [8j] (p9)

「判事の見識」、「背教に関する法案」、「姦通」、「児童に対する死刑」、「レズビアン、ゲイ、バイセクシャルの人々」、および 「投石」 も参照。

11.45 2013 年 6 月 3 日に、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) は以下のように報告した。

「イランの半官民のメヘル通信社 (Mehr News Agency) は、護憲評議会 (Guardian Council) が刑法草案を審査して変更を加え終えたこと、並びに法律が間もなく施行されるであろう

ということを 2013 年 4 月 27 日に報告した。護憲評議会は、イラン憲法および法典またはイスラム法との適合性を保証するためにすべての立法を調べる権限を与えられた非選出団体である。同評議会は、初期版の刑法草案を承認したものの、施行前にこの草案を改正するために、2012 年後期にその承認を撤回した。」 [8o]

本レポートの執筆時に、新刑法はまだ施行されていなかった。

## 治安法

11.46 2012 年 8 月に発行されたヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) (HRW) のレポート、「抑圧の成文化 (Codifying Repression)」には以下の記載がある。

「[刑法の]新しい規定は、その多くが基本的権利の行使を有罪にする、広義で、または漠然と表現された「国内および国際的安全保障に対する違反」(国家安全保障法)に基づいて定義された他の犯罪を変更していない。これらの明らかに政治的犯罪の例には、「国家安全保障に対する共謀と集会」、「政権に反対する宣伝」、「公的秩序の妨害」、「違法なグループへの加入」、「違法な集会への参加」、「最高指導者に対する侮辱」、および「虚偽の発表」が含まれる。法廷は一般に、これらの罪に対して、最長 25 年までの重い懲役刑、むち打ち、国内追放、および労働の禁止を含む判決を宣告する。」

「事実、新刑法に盛り込まれた改正の影響を受けないままとなっている治安法について記載した刑法の部分は、政府にとって異議を抑制するための主要な法的道具を構成している。これらの法律は、政府が国家安全保障を保護しているという法的覆いによって、政府が広範囲にわたる平和的な活動と自由な表現を罰することができることを非常に露骨に明記している。治安犯罪を取り締まる規定は 1996 年以来変わっておらず、政府は認知した批判者を逮捕および攻撃するのにこうした規定に頼ってきた。」

「治安法の条項は、様々な形式の演説、集会、および表現を禁止し、国家が国またはその安全保障に「反対している」者を恣意的かつ主観的に判断することを可能にする。」 [8j] (p41-42)

(治安法を含む) 現在の刑法および、まだ効力を発していないものの、同法に対する改変案に関してのさらなる情報については、2012 年 8 月の HRW レポートを直接参照のこと。

## 判事の見識



11.47 2010年12月に発行されたヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) のレポート、「葬られた世代 (“We are a buried generation”）」は、イラン刑法第120条が「…犯罪が起こったかどうかを判断するのに、判事が希薄な状況証拠に依存することを可能にする「慣習的な方法に由来する」ような、イスラム法判事の見識のみに基づいて導き出された、同性間の行為に関連するものを含む有罪判決」を許していると述べている。[8m] (p7)

11.48 2010年7月9日付の文書において、アムネスティ・インターナショナル(AI) は、「判事の見識」とは、「…告発された人が明らかな証拠または確証の不在においてさえ有罪であるかどうかにかかわらず、判事が彼ら自身の主観的な、場合によっては恣意的な判断を下すことを可能にするイランの法律の規定」であると述べている。[9g]

11.49 2009年4月28日付の国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) (FIDH) のレポート、「イランにおける死刑：国家によるテロの政策 (Iran/death penalty: A state terror policy)」には次の記載がある。「判事は…様々な場合に彼ら自身の「見識」に基づいて判決を下すための権限を与えられる。それゆえ、他の判決同様、かなり多数の投石刑が、「判事の見識」に基づいて宣告される。これはイスラム刑法の文言に準じてさえ違法である。」[56b] (p39)

11.50 2013年4月10日に刊行された AI レポート、「2012年の死刑判決と処刑 (Death sentences and executions in 2012)」には、「[2012年]1月に、改訂された刑法は議会によって提出されたそのまま護憲評議会によって承認されたものの、その年の間に効力を生じなかった。新刑法は、判事が主観的な「判事の見識」 (elm-e qazi) (Sakineh Mohammadi Ashtiani の[投石] 有罪判決における重要な要素) に基づいて訴訟の本案を決めることを可能にし続けるであろう。」との記載がある。[9y] (p33-34)

11.51 2012年8月に発行されたヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) (HRW) のレポート、「抑圧の成文化 (Codifying Repression)」は改正刑法を評価して以下のように述べている。

「旧刑法のように、適用法との関連で問題を解決する場合だけでなく事実と証拠によって問題を判断する場合でも、改正された刑法はやはり判事が自らの「見識」に頼ることを可能にする。新刑法の第210条は、「判事の見識」は判事の当面の問題に関連した人前に提示しうる証拠から引き出される確信を構成すると記載している。自白または目撃者による他の入手可能な証拠が不在である場合、判事は自らの「見識」に基づき一定の犯罪に関して有罪判決を導入することができる。…しかし、法律は、判事の「見識」に基づいた判決が、被告が犯罪について有罪であるという単に個人的な確信ではなく状況証拠を含む証拠から

派生していることを必要とする。」

「ヒューマン・ライツ・ウォッチは、刑法がそのような事件のために規定した厳密な証拠のガイドラインを判事が無視したために被告が即決裁判を受けた例について文書を作成した。その代わりに、判事は、拷問と極度の心理的圧力の使用を通して引き出されたことを示す非常に強い証拠があった自白を含めて、有罪の証拠としては認められないはずの証拠を含めるために、あるいはそのような証拠に依存した証拠を除くために、この一見して無制限と思える権限を用いた。」 [8j] (p35)

「刑法」、「レズビアン、ゲイ、およびバイセクシュアルの人々」 「投石」 および 「女性：姦通」 も参照。

## イラン国外での犯罪

11.52 刑法の第1巻、第1章は、イランの国外で犯された犯罪を参照する条項を含む。その一部は以下の通りである。

### 第4条

犯罪の一部がイランで生じ、その結果がイランの領域の外で生じたならば、または犯罪の一部がイランにおいてまたはその外で生じ、結果がイランで生じたならば、裁定は、犯罪がイランで生じたということである。

### 第5条

1. 以下の犯罪の1つに関与し、イランで発見されるか、イランに引き渡されるいかなるイラン国民または外国人も、イラン・イスラム共和国の刑法に従って罰せられる。すなわち、イラン・イスラム共和国政府、国内および国外の治安、領土の保全、またはイラン・イスラム共和国の独立に反対する一切の行為…

### 第6条

イラン・イスラム共和国の国家のために働いている外国籍の者、またはイラン・イスラム共和国の領土外で働く国の職員が関与したいかなる犯罪も、また、外交官特権を利用しているイラン国の政治当局者、領事当局者、および文化当局者が関与したいかなる犯罪も、イラン・イスラム共和国の刑法に従って処罰に値する。

### 第7条

第5条および第6条における上記の規定に加えて、イランの領土外で犯罪に関与して、イ

ランで発見されるどのイラン国民も、イラン・イスラム共和国の刑法に従って罰せられる。  
[10x]

## 裁判関連書類

### 召喚状

11.53 2009年5月6日付のカナダ移民難民委員会 (Immigration and Refugee Board of Canada (IRBC)) による回答書は、アムネスティ・インターナショナルのロンドン国際事務局 (Amnesty International's International Secretariat in London) による以下の情報を引用していた。

「法廷召喚状は検察局または以下を含む様々な裁判所の判事によって発行される場合がある。すなわち、革命裁判所および一般刑事裁判所 (Dadgah-ha-ye Enghlab va Omomi dar Omour-e Keyfari)、民事裁判所 (Dadgah-ha-ye Omomi)。また、政府職員法廷、家族法廷、軍事法廷などの専門法廷。そして特別法廷、特に聖職者特別法廷。」

「アムネスティ・インターナショナルの経験では、検察と判事は、質問を含めて、(容疑者または証人としてのいずれかにかかわらず) 捜査に参加するため、(容疑者または証人としてのいずれかにかかわらず) 裁判に参加するため、保釈に対処するため、または評決の送達または執行のための法廷への出頭といった様々な理由から法廷召喚状を発行することができる。」

「評決(Qazi-ye Ejra)を施行することに責任がある判事は、有罪宣告された者が、特に刑期を開始するためにあてがわれた処罰について上申する目的で召喚状を発行することができる。」

「A 召喚状は郵便でも送付することができるものの、通常は、ペルシア語の *zabeteyn* にあたる「保安官 (sheriffs)」と呼ばれることもある法廷執行吏によって送達される。個人は、(ペルシア語で *lebas shakhsi* と呼ばれる) 私服の職員による場合を含めて、召喚状がなくても強要されて法廷に連行される場合もある。ただし、アムネスティ・インターナショナルは、そのような職員の官庁における所属を認識しておらず、彼らにそのような正式な所属があるのかも認識していない。後者の頻度を判断することは不可能である。」

「ここで言う召喚が「有罪判決の通知」を意味するようにも意図されているならば、これは検察局の施行または *Ejra* 部門からの召喚に関連しているかもしれない。」 [2a]

11.54 同 IRBC 回答書には次の記載もある。「アムネスティ・インターナショナルは、法律の存在が、法廷または他の司法職員が司法文書を書き上げて、そのような文書（保釈、証人、容疑者、弁護士、他の司法官の形式を示している文書）から影響を受ける者に対して発行することを要求しているにもかかわらず、そのような文書は作成されない場合があり、また、影響を受ける者は通知されていないせいで下された決定に気づかない場合もあると指摘した。」 [2a]

11.55 デンマーク事実調査レポート 2013 には次の記載がある。「召喚状の発行手続に関して、刑法の経験豊かな 2 人のイランの弁護士が、これは管轄裁判所によって行われるものだとして述べている。召喚状は法廷によって発行されて、警察によって当該者に転送される。召喚状は、当該者が近い将来法廷に出頭するよう要求するが、場合によっては出頭が 3 日以内とされることもあるという。 [86a] (p60)

11.56 デンマーク事実調査レポート 2013 にはさらに次の記載もある。

「召喚状を送達するための手続に関しては、情報源によれば、警察が当該者の住所または職場に召喚状を送達すると事業場で呼び出しを問題の人に配達するという。もし本人がその場にいれば、召喚状は本人に手渡される。本人は召喚状の原本を受け取り、法廷に戻す写しに署名しなければならない。（注意 デンマークレポートの脚注 34 は、「前の情報は、法廷に召喚された人が召喚状の写しを受け取ることになると示唆した。しかし、新しい「テクノロジー」のおかげで、召喚状は現在ではほとんどコンピュータ化されていて、正副 2 部で発行される。召喚された本人は召喚状 1 部を受け取り、本人が署名したもう一方の 1 部は法廷に戻される。この情報は（2013 年 2 月 1 日に）テヘランのデンマーク大使館の顧問弁護士から教えられた。」 [86a] (p60)

11.57 デンマーク事実調査レポート 2013 は以下のように続ける。

「当該者がその場にいないければ、家族の者が本人の代わりに召喚状を受け取ってもよい。召喚状を受け取る場合の同じ手続きが適用されるため、法廷に戻す方の 1 部には家族の者が署名しなければならない、原本の方を受け取る。被告人が法廷に出頭しなくても、家族の者にはいかなる結果も生じない。」

「住所の場所に本人も家族の者もいなければ、召喚状は郵便受けに入れておいてもよく、このことは法廷に戻す方の 1 部に記録される。情報源は、ここで述べた手続きがイラン国内のどこでも同じであることを確認したものの、時々経験不足の警察官が原本の方を法廷に持ち帰ってしまい、当該者のところに写しの方を置いてきてしまうこともあるという。殺人容疑者のケースでは、警察がその場で本人を逮捕することになると付け加えられた。」

100 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「弁護士は、容疑者の代わりに隣人が召喚状を受け取ることを了承する場合があると認めた。その場合、隣人は、法廷に戻す召喚状の写しに署名し、彼の ID カードを提示しなければならない。弁護士によれば、容疑者が後で法廷で出頭しなくても、隣人が罰せられることはないという。」

「情報源は、住所がなければ、召喚状は新聞に掲載される場合もあると付け加えた。召喚状が新聞に掲載されるならば、裁判が当人不在のまま始まるまでに、少なくとも 1 ヶ月の間が置かれる。被告人に住所があれば、普通は召喚状が新聞に掲載されることはない。数回にわたって召喚されたで、裁判は当人不在のまま始まるかもしれない。」

「法廷に召喚されている人物が出国する可能性について、情報源は、重大な詐欺事件においては、容疑者は出国を禁止されるであろうと述べた。」

「私人の原告も、訴訟が進行中の間、容疑者が出国することを禁止するように要請することができる。しかし、例えば訴訟が窃盗に関係するもので、被告人が保釈されているならば、被告人は出国することができる。」 [86a] (p60-61)

11.58 IAGCI レビュー2013 には次の記載がある。「いかなる「法廷召喚状」も、郵便、テキストメッセージ、または E メールによって送付されるのではなく司法府の執行吏事務所によって国内に送達される。犯罪訴訟における次の段階へ進行する前に、関連資料が対象者に送達されることを法廷が保証する必要があるためである。」 [6a] (p17) しかし、同じ情報源には次の記載もある。「…治安部隊はある個人を部隊の事務所に召喚することを望むならば、代替りの方法を選択することができる。」 [6a] (p17)

召喚状に関するさらなる情報については、「イラン・イスラム共和国の一般法廷と革命法廷の訴訟手続に関する刑事訴訟法の英語訳 (English Translation of the Islamic Republic of Iran's Criminal Code of Procedure for Public and Revolutionary Courts)」、第 4 部第 112 条から第 131 条までを参照。 [51i]

「欠席裁判」も参照。

## 逮捕令状

11.59 2006 年 6 月 20 日付の IRBC によるレポートには以下の記載がある。

「イギリス・ロンドンにあるイラン法専門の法律事務所、Sabi and Associates との通信によ

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 101

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

り以下の情報が得られた。」

「ほとんどの状況において、法廷の事務局は召喚状や他の関連した通知などの法廷文書を発行する。逮捕令状は、判事によって署名される必要がある。また、被告人の有罪判決に結果する法廷のいかなる判決についても、判事自身が署名すべきである。さもなければ（具体的な規定がない限り）、法廷職員（通常は無資格の事務員）が通知に署名する。通知は法務省のサービス局を通して、および執行吏を通して送達される。執行吏は政府によって雇用されており、商業訴訟または刑事訴訟の手続のいずれにおいても私人の執行官は存在しない。商業訴訟の場合でさえ、すべての関連書類と通知は、法務省のサービス局を通して送達される必要がある。」

「逮捕令状は被告人の最後に確認された住所宛で被告人に送達されるべきである。住所が未知であるか、または最後に確認された住所で被告人の所在が認められなければ、広く配布されている新聞や被告人が居住する地方の地方紙への令状の掲載を通して適切なサービスが講じられる。被告人の代わりにその家族に向けて送達を行うことは禁じられているが、ただし、家族が被告人の所在場所を知っていて、被告人への通知や召喚状を被告人に届けることを請け合う場合はその限りではない。原則として、刑事事件の場合には、家族の者を通しての代理送達は認められない。もし被告人を発見することができなければ、逮捕令状は、被告人をいつどこで発見しても逮捕できるように、法執行官に手渡されることになる。」 [2d] (p1)

11.60 2009年5月6日付のカナダ移民難民委員会 (Immigration and Refugee Board of Canada (IRBC)) による回答書は、1979年にイランを離れたが、「同僚や仲間との連絡を通して」イランでの出来事に接し続けているロンドンの弁護士事務所所属の弁護士による2008年12月の書簡に示された情報を引用している。この弁護士は以下のように述べている。

「刑事訴訟法 (Criminal Procedure Code) (CPC) の第34条に従って、予審判事 (examining magistrate) (検察官または地方検事としての効力を発揮する) は刑事事件を扱う際、審査中にいつでも被告人の逮捕令状を発行することができる。逮捕令状は24時間以内に裁判官に提出されなければならない、裁判官の承認が得られれば、被告人逮捕の臨時命令が発行される。(前掲書)」

「臨時逮捕命令は関連地区 (第33条) の司法部門の責任者による承認が必要であり、その発行から10日以内に控訴裁判所への上訴が可能である。控訴裁判所は、直ちに被告人の異議について検討する必要がある、被告人の逮捕日から1ヶ月以内に異議について裁定を下さなければならない。(前掲書)」

「さらに、法執行官（警察、政府民兵組織、軍隊、および憲兵隊を含む）は、犯罪[に]関与した]者を逮捕する資格を与えられる（第 21 条）。(前掲書)」

「…情報省のエージェント（シークレットサービス）が、CPC に定められている手続きを経ずに多くの人々を拘留していることはよく知られている。[弁護士]が個人的に関与した特定の事件において、[彼]は、そのような人々の逮捕後何ヶ月も経ってから、多くの被告人は、彼らが毎月臨時逮捕令状を受け取っ[てい]て、その受領を認識していたという供述書に署名するように強制されたことに気付いた。一部の拘留者は…有罪とされずに釈放 [されてお]り]、彼らの逮捕記録も残されていない。(前掲書)」 [2a]

11.61 USSD レポート 2012 には次の記載がある。「IRGC の情報部門はその年に時々令状なしで逮捕を実施したということである。さらに、治安部隊は、抗議者または政府への反対者と見なされた者を逮捕するための一般逮捕状を作成した。これらの一般逮捕状を用いることにより、個別の令状は必要とされなくなった。[4a] (セクション 1d) 2011 年 10 月 17 日から 11 月 4 日までの国連人権規約委員会の最終報告書には、次の記載がある。「委員会は、被告人の名前が記載されておらず、判事による証拠審査に基づかない、一般的で包括的な逮捕令状の使用に関する報告について懸念している（第 9 条）。」 [10t] (パラグラフ 17)。

「逮捕および拘留 – 法的権利」も参照。また、イラン国外への出国については、「出国と帰国」も参照。

## 報告

11.62 2013 年 3 月 11 日付の IAGCI レビュー 2013 には次の記載がある。「報告条件はイランの司法／法律執行手続の一部として確立されており、どのようなタイプの容疑者にも適用されうる。個人がさらなる尋問と判決に応じられることを保証するのに適すると考えられるすべての条件および制限を課すことは、判事の裁量の範囲内にある。この権限はイラン刑法の第 19 条に基づいて付与される。」 [6a] (p17)

## 裁判評決および判決の宣告／施行

11.63 イラン人権記録センター (Iran Human Rights Documentation Center) によって発行されたイラン人弁護士 Behnam Daraeizadeh による 2010 年 11 月のレポートには以下の記載がある。

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 103

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「法律は、判事が1週間以内に被告人についての評決を出さなければならないと定めているが、判決が裁判の結審から1週間以内に下されることはめったにない。政治的および報道関連の訴訟では、調査を中断することや個人を不確実な状態に留め置くことは、行政の管轄する治安上の問題である。政治的理由で告発された者に深刻な精神的苦痛を与えることは別として、この違法な方針は政権に反対する個人を守勢的かつ受動的な立場で対抗させるものであり、この期間にどのような断固たる行動を取る能力をも個人から奪ってしまう。」

「いかなる場合でも、法廷による評決には十分な根拠があり、文書化されなければならない。このことは、判事が自らの意見を表明する場合に、法的聖典と同様に彼の理性の基礎および彼の宣告が基礎を置く条項の両方に言及しなければならないことを意味している。一般裁判所・革命裁判所設立法第9条、並びに憲法第166条は、この点について同様の規則を定めている。」

「法廷評決は被告人や彼の弁護士に対して公式に下されなければならない。評決の言い渡しは重要な問題であるが正式な手続ではない。法廷評決は、特別な妥当性を保持する国の公文書とみなされるだけでなく、評決が発行される日付は、それが評決を控訴するための限られた期間の最初の日を意味する場合には極めて重要である。」 [51b] (p15)

11.64 しかし、同レポートには以下の記載もある。

「政治的および報道関連の訴訟では、評決は通常下されない。イスラム共和国当局は反人権的な評決の出版を恐れており、被告人またはその弁護士が法廷評決の写しを保持することを許さない。1つ2つの例は別として、私が革命法廷でクライアントの代理人になった際には、法廷の意見または決定の写しを得ることが決してできなかった。イランには自らの禁固刑の判決または期間を示す文書を決して得ることができない政治犯が数百人いる。一方で、法廷のすべての判決については上訴することが可能であり、このような訴えの可能性とこの権利を行使する方法は評決の本文の中で述べられる。」 [51b] (p15)

イランの刑事訴訟に関するさらなる情報については 2010年11月のIHRDCレポート を参照。  
[51b]

11.65 法廷評決の内容に関して、2013年6月26日に閲覧した「一般法廷および革命法廷の訴訟手続に関するイラン・イスラム共和国刑事訴訟法の英語訳 (“English Translation of the Islamic Republic of Iran’s Criminal Code of Procedure for Public and Revolutionary Courts”)」第

104 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



213 条には以下の記載がある。

「判決が形成されたら、正式文書[評決]は神の御名によって始まるよう編集されることとし、以下の注が明記された後で両当事者に分与される。

- A- 日付のある正式文書の参照番号とファイル番号。
- B- 審問法廷および判事の指定。
- C- 訴訟の当事者の指定。
- D- 証拠および判決の関連書類。
- E- 判決の性質および判決が参照する法律の条項。」 [51i]

11.66 上訴に関して、2013年6月26日に閲覧した「一般法廷および革命法廷の訴訟手続に関するイラン・イスラム共和国刑事訴訟法の英語訳 (“English Translation of the Islamic Republic of Iran’s Criminal Code of Procedure for Public and Revolutionary Courts”)」第236条には以下の記載がある。「イラン国内に居住する人々の上訴請求の期限は20日間であり、国外に居住する人々については、通知日から2ヶ月間または本人が上訴を行うことが可能な所要時間である。本法第(235)条第(A)項、第(B)項、および第(C)項、並びに第(240)第(D)項における上述の訴訟を除く。」 [51i]

判決および上訴に関するさらなる情報については、刑事訴訟法第3章 - 判決の見直し、第1部—一般法則、第232条から第250条までを参照。 [51i]

## 12. 逮捕および拘留 — 法的権利

12.01 2013年4月19日に発行された、米国国務省の「人権慣行についてのカントリーレポート2012、イラン (Country Reports on Human Rights Practices 2012, Iran)」(USSD レポート2012) には、以下の記載がある。

「憲法および刑法は逮捕に関して令状または召喚状を要求しており、逮捕された者には24時間以内に罪状を知らせなければならないとしている。実際には、当局はしばしばこれらの手続に違反した。当局は、多くの場合逮捕者に彼らの家族への即時の連絡または法定代理人への適時の接触を禁止して、場合によっては告訴または裁判なしに数週間から数ヶ月間にわたって拘留者を監禁していた。実際には、拘留のタイムリミットも、拘留の合法性を決定する司法の方法のどちらも存在しなかった。法律によれば、国は一定のタイプの犯罪についてのみ、無資力被告人に弁護士を提供することを義務づけられている。法廷は法外に高い保釈金を軽微な犯罪にさえ設定し、また、多くのケースで法廷は保釈金を設定し

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 105

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

なかった。当局はしばしば、保釈金を納めるために財産証書を提出することを拘留者とその家族に強制した。保釈された当人は、当人の財産がどれくらいの期間にわたって保留されるのか、または当人の裁判がいつ行われるのかを必ずしも知っていたわけではなかった。このことが、家族の財産を失うことへの恐れから、当人や家族を効果的に沈黙させることにつながった。」

「隔離された逮捕と拘留は一般的であった。テロへの対抗における密の拘留に関する[2012年]2月23日の国連人権理事会（UN Human Rights Council）（UNHRC）の研究は、秘密のまたは非公式な収容所における政治犯の隔離された拘留のパターンを特定した。この報告は、政治犯が、Evin 刑務所の 209 の監房でしばしば拘留期間を引き延ばされて、独房に入れられ、隔離された監禁状態に置かれていたと告発した。」 [4a] (セクション 1d)

12.02 2012年3月6日付の「イラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連特別報告者（Special Rapporteur）レポート」には、以下の記載がある。

「憲法第 32 条は、その刑事訴訟に従って逮捕された者に罪状についての即時の提示を要求している。刑事訴訟を統制する規則も恣意的な拘留を禁止しており、被拘留者の家族への通知を要求している。法律は弁護士への連絡と弁護士による代理を保証しており、逃亡の恐れがない限り、非暴力的犯罪に関しての一時的な拘留を禁止している。」

「しかし、最近特別報告者に伝えられた報告は、これらの法律の規定にもかかわらず、正当な法手続きの権利の侵害が、公正な裁判の確率を低下させ、慢性化していることを示唆する。例えば、現在のレポートのためにインタビューを受けてもらった人の大多数は、取り調べ中に逮捕状または理由を示されなかったと主張した。何人かの被面接者は、彼らが不法な捜査と押収に耐えて、罪状を教えられないまま独房に数週間、あるいは数ヶ月も監禁されていたことを報告した。すべての被面接者は、護送や取り調べの間に目隠しされたことと述べており、ほとんどの者は家族に連絡して彼らの所在を知らせることができず、彼らの逮捕後と彼らの拘留中または捜査中に弁護士と接触することができなかった。」 [10d] (p10)

12.03 2012年2月に刊行されたアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）（AI）のレポート、「『弾圧命令』、イランにおける反対意見抑制の拡大（“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran）」には次の記載がある。

「イラン憲法、刑事訴訟法、および 2004 年合法的自由の尊重および市民の権利保護法（2004 Law on Respect for Legitimate Freedoms and Safeguarding Citizens' Rights）はすべて、逮捕が、

召喚状の理由を含み、現行犯で逮捕されたの限り被告人に読んで聞かせなければならない令状に基づいて行われなければならないと規定する。イランの刑事訴訟法は警察と Basij および革命防衛隊に逮捕を実行する権限を付与している。イランの最高安全保障委員会 (Supreme National Security Council) は、逮捕の権限を他の団体または機関にも与えることができるが、その基礎および機構は法律に明記されておらず、逮捕権と拘留権がどの団体に与えられるのかについて当局が一般に周知させるための要件はまったく存在しないように見受けられる。例えば、情報省の人員は法律上逮捕の権限を有するようには見受けられないが、これらの規定の下では権限を与えられるだろう。」

「イラン憲法は、「告発の理由との罪状は遅延なく書面にて被告人に伝達されて、説明されなければならない、また、臨時の関係書類は最大 24 時間以内に管轄司法当局に転送されなければならない」と定めている。そのような 24 時間期限を繰り返す刑事訴訟法は、判事が最長 2 ヶ月の一時的な拘留命令を発することによって、当局に罪状なしでも 24 時間を越える拘留者の拘束を許可できると述べる。同法は被告人に、10 日以内に拘留命令に対して抗告する権利を与えており、また、拘留者の訴訟は 1 ヶ月以内に解決されなければならないと述べているけれども、それは判事が一時的な拘留命令を更新することも可能にする。この命令が何回更新されるかについて、同法は限度をまったく定めていない。」 [9x] (p20)

#### 12.04 同 AI レポートには以下の記載もある

「刑事訴訟法は現在もイランで審議されている。現在の同法の一部の規定は、恣意的な逮捕や拷問または他の虐待に対してある程度の保護を提供するように見受けられるものの、実際には、一部の注では、例えば、逮捕の時から尋問が終わる時までのように弁護士との接触を拘留者に許さないために制限的な解釈が使われている。改正法の草案も、イランにおいてどの官庁が逮捕の権限を有するのかを完全に明確化するように見受けられない。」

「どの官庁が逮捕を実行する権利を有するのかについての透明度の不足は、虐待と刑罰免除を容易にする。法律の下で、拘留者は刑務所機構によって統制された施設に拘束されなければならない。しかし実際には、逮捕された者、特に、政府に反対した疑いをかけられている者の多くは、令状なしで、または名前によって当該者を指定したり逮捕の理由を十分に説明したりせずに済む一般逮捕令状に基づいて逮捕され、情報省または革命防衛隊情報分隊などの情報機関によって運営される拘留施設に連行される。 [9x] (p20-21)

法的な過程における虐待については、「治安部隊」、「恣意的逮捕および拘留」、および 「拘留所」 を参照。(保釈、召喚状、および逮捕令状については) 「公正裁判」 と 「裁判関連書

類」の司法関連のサブセクション、および「刑務所の環境」も参照。

## 13. 刑務所の環境

13.01 2013年7月11日に閲覧した国際刑務所研究センター（International Centre for Prison Studies）の「イランの刑務所の概要（Prison Brief for Iran）」は、「公判前の拘留者と再拘留受刑囚を含む在監者数は「2012年12月25日時点で217,000人（全国刑務所管理）」であった。刑務所システムの公式収容能力は、113,000人であると言われる。[87a]

13.02 2012年2月に刊行されたアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）（AI）の報告書、「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大（“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran）」には以下の記載がある。

「2011年6月の末に、議会の司法委員会の委員である Younes Mousavi は、一部の刑務所で過密化が進み、受刑囚が階段の上で眠っているほど非常に厳しい状態にあると議会で述べたということである。彼はまた、受刑囚に衣服を着せて食事を与えるには刑務所機構の予算が不十分であるため、ある刑務所では受刑囚が毛布を共有しており刑務所の建物はもはや目的に適合しておらず、ある刑務所では一部の受刑囚が収監中に「不適切な病状」を経験する可能性があるほど保健システムが貧弱であるとも発言したと伝えられる。」

「2011年にテヘランの近くの Gharchak（または Qarchak）刑務所に移送された何人かの政治犯を含む約 600 人の女性グループの一部の家族は、2011年5月にイスラム人権委員会（Islamic Human Rights Commission）の長に手紙を書いた。手紙は受刑囚たちが拘束されている状態について説明し、看守が不満を言った受刑囚を殴打したと主張していた。」

「…刑務所当局は、受刑囚に食物と水を与えることを拒否しており、受刑囚によると、定期の食事時間は存在せず、刑務所当局は彼らの都合の良い時に食事を出す。600人の女性受刑囚は4つの浴室しか利用できず、シャワーを浴びて、衣服を洗い、皿などの他のものを洗うのにみんなで同じ浴室を使われなければならない。さらに、給水は一日のほとんどの時間止まっている。」 [9x] (p22)

13.03 2013年4月19日に発行された、米国国務省の「人権慣行についてのカントリーレポート2012、イラン（Country Reports on Human Rights Practices 2012, Iran）」（USSD レポート2012）は、以下の記載がある。

「刑務所条件はしばしば厳しく、致命的であったという。受刑囚が受けた過酷な条件、独

房監禁、および拷問の結果、何人かの受刑囚が自殺したと報告された。刑務所当局は、しばしば彼らの拷問と獄中生活の劣悪な衛生状態のせいで苦しむ受刑囚の負傷の治療を拒絶した。そのような扱いに抗議する受刑囚のハンガーストライキは普通のことであった。こうした扱いを明るみに出して、抗議するために、受刑囚とその家族はしばしば当局に、そして場合によっては国連の諸機関に手紙を出した。手紙への反応として、刑務所員は時々受刑囚を殴打し、彼女らの面会と電話の特権を取り消した。

「健康状態： [2012年]7月に、いくつかのメディア関係筋は、同国には約220,000人の受刑囚がいるという同国の刑務所機構の長、Gholamhossein Esmailiによる声明について報告した。Esmailiは、いくつかの刑務所が、設計上の収容能力の6倍にあたる数の受刑囚を収容していると主張した。活動家やNGO[非政府組織]は、主として過去3年間に麻薬関連の犯罪の起訴が増加したために、同国の収監者数が35パーセント上昇するという劇的な増加を示したことに注目した。伝えられるところでは、過密化により多くの受刑囚が床の上や廊下や刑務所の庭で眠ることを強いられているという。

「未成年の犯罪者が成人の犯罪者と一緒に拘留されているというレポートがあった。公判前の拘留者は時々既決囚と一緒に拘留された。女性は男性とは別々に拘束されており、多くの場合、女性の刑務所条件は男性のそれよりも悪かったという。CHRR[人権報告者委員会 (Committee of Human Rights Reporters)]によれば4月に、Evin刑務所の女性政治犯は不適切な医療と劣悪な条件による病気と体調不良に苦しんでいた。受刑囚はCHRRに、健康上の懸念に加えて、女性監房の貯蔵室への果物、肉、および他の物品の搬入が停止されて、女性政治犯が前の2ヶ月間にそのような物品を奪われたと語った。CHRRはまた、家族の者が受刑囚に個人用の衛生用品を提供することを禁じられていたと報告した。」[4a] (セクション1c)

13.04 2013年4月10日発行のフリーダム・ハウス (Freedom House) のレポート、「世界の自由2013 - イラン (Freedom in the World 2013 - Iran)」は、「一般の刑務所条件は劣悪なことで悪名高く、拘留中の虐待、レイプ、拷問、および死亡が日常的に告発されている」との主張に同意している。[112f]

13.05 2011年6月に発行されたイラン人権記録センター (Iran Human Rights Documentation Cente) (IHRDC) によるレポート、「イランの刑務所で存続するレイプ (Surviving Rape in Iran's Prisons)」には以下の記載がある。

「当局による政治犯のレイプと性的暴行の疑惑は、イラン・イスラム共和国が1979年に設立された後に明らかになり、様々な程度に、現在まで続いてきた。しかし、驚くことでは

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 109

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ないが、イスラム共和国の刑務所で強姦された受刑囚の数については信頼できる見積りが存在しない。これまでに、イランの刑務所における性的暴行の全体像を暴き出すようなデータまたは包括的な報告は蓄積されていない。理由は簡単である：(1)政府の圧力と黙認、および(2)社会的烙印のせいで自らの経験について快く話すレイプ被害者は少ない。イラン当局は、拘留者の心を傷つけるためにレイプを使い、屈辱を与えて、拘留者の異議を抑制し、犯罪を白状することを強要し、最終的に拘留者その他を威嚇するために、看守と取調官による受刑囚のレイプを黙認し続ける必要がある。[51h] (p1)

2人の女性および3人の男性の元受刑囚の証拠を含めて、詳細については2011年6月の [HRDC レポート](#) を直接参照のこと。[51h]

13.06 2012年3月6日付の「イラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連特別報告者レポート (The report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in the Islamic Republic of Iran)」には、以下の記載がある。

「イランの9つの刑務所の環境に関する特別報告者に提出された受刑者へのインタビュー、公式声明書、および手紙をまとめた文書は、深刻な過密化、水を十分に利用できないこと、不十分な受刑囚分離の慣行、極めて劣悪で非衛生的な設備、危険な換気条件、医療サービスを十分に受けられないこと、劣悪な食事情、処罰を容易にする受刑囚の暴力と使役の永続化といった、国連によって宣言された最低限の基準を大幅に下回る条件を描き出した。特別報告者は、2009年の大統領選挙の翌日に逮捕されて、Kahrizak 拘置所に拘留された4人の拘留者と話した。彼らの証言は、現在のレポートに示した刑務所条件に関する告発の多くを裏付けた。」 [10d] (p11)

13.07 特別報告者のレポートで言及された9つの刑務所は、「Evin 刑務所、Gohardasht 刑務所、Qezelhesar 刑務所、Mashhad の Vakil Abad 刑務所、Qarchak 刑務所、Hassan Abad、Khorin 刑務所、Lakan 刑務所、および Yazd 中央刑務所である。」 [10d] (p11, 脚注 22)

13.08 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「受刑囚についての記録の管理は不適切で、国の在監者数に関する統計は公に入手可能ではなかった。記録管理を改善するために講じられた措置、不満に対応するため、刑罰システムに刑務所行政監察官を採用したかどうか、または当局が非暴力的犯罪者に対して別の判決を用いたかどうかについてのレポートはまったく存在しなかった。」

「当局は暴力的犯罪者と非暴力的犯罪者とをごちゃ混ぜにして収監していた。受刑囚は一

般に毎週訪問者と面会できたが、この特権は電話や他の通信上の特権とともにしばしば取り消された。受刑囚が拘留中にイスラム教以外の宗派を信奉することを許されたかどうかはわからなかった。受刑囚は、司法当局に不満を提出することができたが、そうした場合しばしば検閲と処罰が伴った。当局は非人道的な条件の告発について信用できる調査を開始しなかった。処刑された受刑囚の家族は必ずしも彼らの死亡通知を受け取ったわけではない。」

「監視： 政府は、国連の機関または特別報告者を含めて、外部の独立したオブザーバーによる刑務所条件の監視を許可しなかった。[4a] (セクション 1c)

投獄された個人の条件に関するより詳細な情報については、USSD レポート 2012 を直接参照のこと。[4a] Evin 刑務所の条件に関する直接的な説明については、2010 年 4 月 19 日付のイラン人権記録センター (Iran Human Rights Documentation Center) (IHRDC) の文書、「Mahdis の証人供述書」を参照。[51d]

13.09 2010 年 6 月 29 日に、イランの人権と民主主義についてのオンライン・フォーラムである Gozaar は、以下のように報告している。

「イランでは、刑務所と市民の市民権を支配している法律に従って、彼らのアイデンティティと人格、教育、年齢、および社会的な地位に基づいた受刑囚の分離は一般に認められた原則である。しかし、政治犯はこれらの法律でまったく言及されていないため、常習犯罪者との政治犯の分離は議題ですらない。既存のシステムの下では、法律の見地から、そのような分離のまさしくその概念は明晰さを欠く。したがって、政治犯と良心の囚人については、男性であるか女性であるかにかかわらず、一般的に認められた人権の原則の下で彼らの権利は役に立たない。その理由は、表向きはイランの指導者が原則として政治的な犯罪者および犯罪をそのようなものと認識せず、その時の出来心に従って彼らを定義しているからであり、その方が為政者にとって都合が良いとわかっているからである。[94a]

13.10 2011 年 3 月 27 日の イラン・ヒューマン・ライツ・ボイス (Iran Human Rights Voice) の記事 は、Kanoon 刑務所とテヘランの Ahvaz 刑務所および Evin 刑務所における一部の「普通の」「政治犯」の条件を説明している。[11a]

13.11 2010 年 6 月 9 日に発行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) (AI) のレポート、「抗議から刑務所へ (From Protest to Prison)」は、以下のように報告している。

「特に集団逮捕があった後で、多くの拘留者は悪い衛生状態、食べられない食物、および

過剰な過密といった劣悪な刑務所条件について不満を言う。新鮮な空気と運動へのアクセスは極めて制限されていると言える。多くの人は、「かご」または「棺」または箱に似ていると評される、横になるだけでいっぱいになってしまうようなスペースしかない極めて小さな独房に収容されることについて不満を述べた。」

「国家刑務所機構 (State Prisons Organizations) の手順マニュアルの第 102 条は、すべての受刑囚が 1 ヶ月に少なくとも 1 回、診療所で健康診断を受け取ることを要求している。第 103 条は、刑務所の外での治療が刑務所医療スタッフによる推薦に依存しており、そのような場合には認可を刑務所長に要求し、承認を判事に要求すると定めている。しかし、実際には、治療の拒絶は頻繁に報告されている。刑務所医療スタッフによって勧められた時ですら拒絶されることから、それは、拘留者に「自白させる」ため、または拘留者にさらに罰を与えるために圧力をかけるという特別な方法にまでなっているようである。[9o] (p40-41)

イランの刑務所と、2009 年に政府に反対するデモをした人々を含めて、そこに拘束されている人々の個別のケースに関する詳細については、同じ アムネスティ・インターナショナル のレポートを参照。[9o]

イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) (ICHRI) のウェブサイトは、イランで投獄された個人と彼らが拘留される条件についての日常的に更新される情報を含む。

「政治的所属」、「政治犯」 および 「治安部隊」、「恣意的逮捕および拘留」 のサブセクション、「拘置所」 および 「虐待」 も参照。

## 14. 死刑

刑法および同法の解釈と施行に関する情報については、上記の「司法」、「刑法」 のサブセクションを参照。

14.01 2009 年 9 月 23 日付の「イラン・イスラム共和国の人権状況 (The situation of human rights in the Islamic Republic of Iran)」に関する国連 (UN) 総会への事務総長レポートには、死刑を科せられる犯罪について以下の記載がある。

「イラン・イスラム共和国では、死刑は、姦通、近親相姦、レイプ、未婚者による 4 回目の密通、3 回目の飲酒、男色、貫通力のない人どうしの間の 4 回目の性的行為、4 回目のレ

112 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。



ズビアン、非イスラム教徒男性によるイスラム教徒女性との密通、4回目の姦通または男色の誣告を含む、一定の hudud [hodood] 犯罪に科せられる。さらに、死刑は4つの可能な処罰のうちの一つとしての神への敵意(mohareb)および現世での腐敗(mofsed filarz)の犯罪に適用することができる。ta'zir 犯罪のカテゴリーの下で、死刑は、「予言者を呪う」(刑法の第513条)に科すことができる。死刑は、麻薬の密輸または取引、殺人、スパイ活動、および国家安全保障に対する犯罪のような犯罪にも適用することができる。[10g] (p10)

14.02 米国平和研究所 (US Institute of Peace) によって発行された2010年12月16日付のイラン・プレミア (Iran Primer) のレポートには、以下の報告がある。イランでは、

「死刑の使用は驚くほどの比率に達した。2010年における最も著しい傾向の1つは、政府が Moharabeh(または「神に対する敵意」)、つまり死罪の定義を広げていることであった。それは武装暴動のケースにだけ応用されるべきである。政治活動家は日常的にこの犯罪で告発されているけれども、当局は現在、「神に対する敵意」を武装した盗賊と非武装のフリーガンにさえ科すとも述べている。[31a]

14.03 2009年3月16日に発行された国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) (FIDH) のレポート、「イラン・死刑：国の恐怖政策 (Iran/Death Penalty: a State Terror Policy)」には、以下の記載がある。

「適用可能な IPC[イスラム刑法 (Islamic Penal Code)] についてイランの司法府と立法者は、moharebeh と mofsed fel-arz の概念を政府のある種の反対者に適用するためにシーア派法典 (Shiite sharia) を狭義に解釈した。Moharebeh は、文字どおりに、「戦い」を意味するアラビア語用語である。それゆえ、mohareb は戦闘者または戦士である。IPC と同様に従来の法典の規定の下で、厳密に言えば、mohareb は人々にテロを行うために武器を使用する人である。IPC は、武器を使って恐怖を引き起こすことに失敗する人は mohareb ではないとさえ規定する(第183条)。法典の規定は、したがって、それらの概念を、彼らは個人的に武器を使わなかったかもしれないけれども、イスラム政府に対する武装蜂起を遂行した政治団体のメンバーと支持者に適用するために過剰に拡大されている。[56e] (p3)

14.04 2013年4月10日に発行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) (AI) のレポート、「2012年の死刑判決と処刑 (Death sentences and executions in 2012)」には以下の記載がある。

「イランにおける死刑の範囲は広く存続しており、「神(moharebeh)に対する敵意」および「現世での腐敗」(ifsad fil-arz) の漠然と言葉で表現された違反と同様に、とりわけ「既婚者の姦

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 113

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

通」、「背教」、「男色」を含めていた。[2012年]6月に、3回目の飲酒についてやましいところがあるとされた2人の人物に関して、イラン最高裁判所は死刑判決を支持した。」

「「神に対する敵意」(moharebeh)の犯罪は武装暴動か、またはより一般的な武装した暴力的な活動に対するリゾートを標的としている。犯罪の目的のためかまたは国家に反対するためかどうにかかわらず武器を取ることに、または国家に反対して武器を取る組織にさえ所属することに関与していると認められた人はみな「神に対する敵意」について有罪であるとみなすことができる。」

「しかし、規定は、被告人が武器を取りえなかったケースに適用可能であり、適用されているけれども、申し立てによると、むしろイランで禁止されている組織のメンバーやその同盟者であったと言われる。これは、Ahwazi アラブ人、バルーチ族、またはクルド族少数民族などのイランの民族マイノリティの1つを代表すると主張している政治団体と結び付いた組織を含む。」 [9y] (p31-32)

14.05 同 AI レポートは、「[2012年]1月に、議会によって提出された通りに改正された刑法は監督者評議会 (Council of Guardians) によって承認されたけれども、その年の間に効力を生じなかった」と述べている。 [9y] (p33-34)

14.06 2012年8月に発行されたヒューマン・ライツ・ウォッチ (The Human Rights Watch) (HRW) のレポート、「抑圧の成文化：イランの新刑法の評価 (Codifying Repression: An Assessment of Iran's New Penal Code)」には、まだ効力を発していない新刑法についての意見を述べた、以下の記載がある。

「全く犯罪を構成するはずのない活動について、または「最も重大な」犯罪に当たるとはみなされないため、死刑が国際法の下で厳密に禁止される活動について、改正刑法は死刑を保持している。死刑が新法の下で義務となる犯罪は、一般に「神に対する犯罪」のカテゴリーに分類される。国際法に反して、旧法および新法の両方下で有罪宣告されて、「神に対する犯罪」(死刑を含む)に対する必至の処罰を宣告された者は、彼らの判決の赦免または減刑を受けることができない。これらの犯罪は、姦通、男色、および同性間の関係、および予言者モハマドへの侮辱を含むが、それに限定されない。個人を死刑に適させる他の罪状は、少量の麻薬の所持と販売をも有罪とする厳しい麻薬取締法と関連している。」 [8j] (p24)

現行の刑法に対する修正案に関するより詳細な情報については、HRW のレポート、「抑圧の成文化：イランの新刑法の評価 (Codifying Repression: An Assessment of Iran's New Penal

Code)」を直接参照のこと。

「犯罪：麻薬密輸」、「姦通」および「レズビアン、ゲイ、バイセクシャルの人々」のセクションも参照。

14.07 2013年4月10日に発行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) (AI) のレポート、「2012年の死刑判決と処刑 (Death sentences and executions in 2012)」には以下の記載がある。

「毎年実行される処刑の数においてイランは中国に次いで世界で2番目である。特に少数民族のメンバーと政府の反対者に対する死刑判決の政治化された使用とともに麻薬関連の犯罪のために、そして国際法の下で「最も重大である」とは考えられない他の犯罪のために、処刑の数は2012年に高いままに留まった。死刑判決は、一般に、麻薬取締法の下での強制された証拠としての「自白」の使用を含めて、公正な裁判の基準に違反する裁判手続きに続いて科されて、被告はすべての例において控訴の権利を事実上許されなかった。イランは国際法に違反して、未成年の犯罪者に死刑判決を科し続けた。」

「イラン当局は彼らの死刑の使用に関する公式な統計を提供せず、多くの処刑がひそかに実行されるという信用できる証拠がある。314件の処刑がイラン当局または国家に規制または是認されたメディアによって公式に認められたけれども、信頼すべき筋は少なくともあと230件の処刑について報告した。これで2012年の合計は少なくとも544件になる。[9y] (p31)

14.08 同 AI レポートにはさらに以下の記載がある。

「48時間の事前通知の法的要件があるにもかかわらず、弁護士は彼らのクライアントの処刑を常に事前に知らされるわけではなく、また、家族は常に最後の面会の機会を与えられるわけではなく、または執行後に彼らの親族の遺体と遺品を受け取れるとは限らない。多くの場合、処刑が差し迫っているという唯一の合図は、死刑囚監房の受刑囚が、彼らの監房から連行されて、テヘランの Evin 刑務所のような場所に移送される時である（これはスケジュール化された実行日の48時間前に起こるであろう）。受刑者の家族が最後の面会のために刑務所に呼ばれる時も、執行のわずか1日前に通告されることが多い。死刑囚の家族は、死刑囚が体重を減らし、健康状態が悪化し、うつ病と記憶喪失を経験し、肉体的および心理的な拷問を受けていたとしばしば報告している。報告された虐待の例は、むち打ち、激しい殴打、目隠し、沸騰している熱湯を注ぎかけられること、およびレイプの脅威を含む。」 [9y] (p34)

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

115

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

14.09 AI レポート、「2012 年の死刑判決と処刑 (Death sentences and executions in 2012)」には以下の記載がある。

「少なくとも 79 件の新たな死刑判決が下されて、当局によって公式に認められたけれども、信頼すべき筋は少なくともあと 37 件の追加分について報告した。真実の件数はほぼ確実に  
はるかに多い。」

「少なくとも 3 人の女性が処刑された。…少なくとも 63 件の処刑が公開で実施され、再び上昇した。2011 年には、そのような処刑が 50 回記録された 2010 年には 14 回だった。当局は、公開処刑を目撃する人々に恐怖を広げることによって犯罪と抗議を防止できると信じているようであった。」 [9y] (p31)

「レズビアン、ゲイ、バイセクシャルの人々」、「キリスト教徒」、および「背教者の告訴」  
も参照。

14.10 2012 年と 2013 年の上半期をカバーする、ハンズ・オフ・ケイン (Hands off Cain) の「ワールドレポート 2013」には以下の記載がある。

「イランでの死刑に関するイラン・ヒューマン・ライツ (Iran Human Rights) (IHR) の第 5 回年次報告書によると、2012 年に、イスラム共和国は少なくとも 580 件の処刑 (15 年以上で最も多い数) を執行した。ヒューマン・ライツ・アクティヴィスト・イン・イラン (Human Rights Activists in Iran) によれば、少なくとも 587 人の人々が 2012 年に処刑された。

「イラン・ヒューマン・ライツは、処刑の実数はおそらくその年次報告書に記載されているデータよりもはるかに高いと強調する。少なくともあと 240 件の処刑が、詳細を確認することが困難であるためレポートに含まれていなかった。事実、Vakilabad 刑務所での推定 325 件の秘密処刑のうち、2012 年のレポートにはわずか 85 件しか含まれていなかった。2011 年に、これらの同じ情報源に基づいて、イラン・ヒューマン・ライツは処刑の件数を少なくとも 676 件であると推計した。」

「イランにおける 2009 年の選挙後抗議以来、処刑、特に公開処刑の数は劇的に増えた。イラン・ヒューマン・ライツによれば、2012 年には、少なくとも 60 回の公開処刑 (少なくとも 12 人の人々が公の場で絞首刑に処された 2009 年の件数の 6 倍) が行われた。2010 年には、少なくとも 19 人の人々が公開で絞首刑に処された。2011 年には、少なくとも 65 人の人々が公然と処刑されて、公開処刑は 3 倍以上になった。この傾向は 2013 年になっても続

いている。2013年1月と2月だけで、少なくとも20人の人々が公の場で絞首刑に処された。6月30日までに少なくとも37件の公開処刑が実施された。」

「児童犯罪者の処刑は2012年と2013年にも続いていた。イランも共同署名国に名を連ねる「子どもの権利条約」への明白な違反である。アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)によれば、2012年3月には未成年の犯罪者が公開で処刑された。別に2人の微々たる罪を犯した犯罪者が2013年に処刑された(1月と2月)。」

「純粋に政治的な動機による死刑の利用は2012年と2013年にも続いた。しかし、普通の犯罪のために、または「テロ」のために処刑された人々の多くが、イランのアゼルバイジャン人、クルド人、バルーチ族、およびアラブ人を含めて、イランの特定の民族マイノリティの一員であり、事実上の政治的敵対者である可能性が高い。Mohareb - アラーの敵 - として逮捕された被告人は、しばしば死刑の宣告をもって終了する、性急で厳しい裁判を受ける。イラン刑法によれば、Moharebeh に対する処罰は死刑または右手と左足の切断である。イラン・ヒューマン・ライツによれば、イランの関係筋による話として、2012年に処刑された294人の人々のうち少なくとも23人(3%)は、Moharebeh(神に対する戦争)の罪で有罪宣告されていた。[60a]

14.11 2013年2月28日付の国連特別報告者(Special Rapporteur)によるイラン・イスラム共和国の人権状況に関するレポートには以下の記載がある。

「特別報告者は、特に公正な裁判基準の不在において処刑の割合がエスカレートしていることと、国際法に合致する「最も深刻な犯罪」の基準に適合しない違反への死刑の適用に、依然として驚かされている。これには酒類の消費、姦通、および麻薬の密売が含まれる。約297件の処刑が政府によって公式に発表されたと報告されており、また、約200件の「秘密処刑」が処刑された者の家族、刑務所職員、司法府に所属する人物などによって確認されている。2012年の一年間を通した処刑の合計件数は489~497件に上るものとみられる。

「今年になって、少なくとも58回の公開処刑が実行されたとの報告がある。「公開処刑を禁止する巡回状が司法府の長によって2008年1月に発行されたにもかかわらず」公開処刑を行っているとの人権高等弁務官の非難に、特別報告者も同意する。また、「公開処刑は、死刑のすでに残酷で、非人道的で、卑劣な性質に付け加わるものであり、犠牲者の人間性抹殺という効果と執行を目撃する人々を残忍にする効果があるだけのものでしかない」という国連事務総長の見解にも同意する。特別報告者は、新刑法の規定はまだ採用されていないものの、一見したところ死による処罰に値する犯罪の範囲を拡大させていることに、依然として懸念を抱いている。」 [10n] (p11)

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

117

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

14.12 イラン人権記録センター(IHRDC)は、2013年1月以降のイランにおける処刑を記録したグラフを公表した。このグラフは定期的に更新される予定である。グラフの最終更新日は2013年7月9日であったが、その時までイラン政府によって発表された処刑の数は154件であったのに対し、グラフは2013年のその時点までの非公式な合計が262件であったことを示している。[51k]

「刑法」、「児童に対する死刑」、「政治的所属」、「反体制グループおよび政治活動家」のサブセクション、および「麻薬密輸」も参照。

## 投石の刑

14.13 2012年2月23日に更新されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) (AI) のウェブページにおける情報、「投石による処刑」には以下の記載がある。

「投石刑は、イランの法律の下で、「既婚者の姦通」の罪で有罪宣告された男性と女性の両方に対して強制される。」

「死刑を宣告される者はたいてい貧困者か、さもなければ社会の周縁層に属している。死刑を宣告された者のほとんどは、刑事司法制度の中で不利な立場にあり、特に結婚と離婚について法律において広範囲にわたる差別に直面しているという簡単な理由から、女性である。しかし、ここ数年、女性よりも男性の方が、投石による死刑に数多く処されているという。」 [9aa]

14.14 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) (HRW) は2013年6月3日に次のように報告している。「公式な統計によるものではないが、人権団体は、イラン当局が現在、姦通の罪で投石によって処刑される可能性のある、少なくとも10人の男女を拘留していると推定している。1980年以来、イランでは少なくとも70人の人々が投石によって処刑されている。投石による処刑で最後にわかっているものは2009年であった。」 [8o]

14.15 2013年4月10日に発行された AI レポート、「2012年の死刑判決と処刑 (Death sentences and executions in 2012)」には以下の記載がある。

「[2012年]1月に、改正刑法は議会が提出した通りに監督者評議会によって承認されたものの、その年の年内には効力を発しなかった。投石の処罰への明示的な言及は2012年に削除された（しかし2013年の初頭に復活した）。婚外の性的関係は依然として犯罪のままであ

118 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

った。刑法草案の下でも、また、イラン憲法の第 167 条を含めて、判事はいまだに投石刑の判決を下すことができる。このことは、判事に、成文法に記載のない事件を支配するためにイスラム法を用いるよう導くものである。新刑法は、判事が彼らの主観、「判事の見識」(elm-e qazi)、すなわち Sakineh Mohammadi Ashtiani の信念における主要な要素 - に基づいて訴訟の本案を決定することも可能にし続ける。」 [9y] (p33-34)

14.16 2013 年 6 月 3 日に HRW は以下のように報告している。

「改正刑法の草案は、投石を婚外での姦通または性交で有罪宣告された人々に対する処罰の形として明示的に認定する。第 225 条の下では、法廷と司法府の長が、投石刑を実行することが特定の場合に「可能でない」と判断するならば、当局が目撃者の証言または被告側の自白に基づいて犯罪を証明した場合、被告人は別の方法によって処刑されることもありうる。」

「改正刑法はまた、姦通の罪で被告に有罪宣告する法廷が、「判事の見識」(確実な証拠の代わりに信念に基づいた判決を許している、悪名高く漠然とした主観主義)に基づき、投石による処刑ではなく 100 回のむち打ち刑の判決を科してもよいと規定する。密通または未婚者に関係した婚外の性交で有罪宣告された人々に対する刑罰は 100 回のむち打ちである。」 [8o]

14.17 同 AI レポートはさらに以下のように述べている。

「[2012 年] 7 月に、未確認の報道が、イラン当局は「既婚者による姦通」に関して 2006 年に Sakineh Mohammadi Ashtiani に申し渡された投石刑の判決をもはや実施するつもりはなく、彼女は釈放される可能性がある」と示唆した。しかし、彼女の法的地位は、彼女の夫の殺人における彼女の疑わしい役割に対して科された懲役がいまだに存続するのかどうかを含めて、不明瞭であった。彼女の投石刑は以前に判決執行室 (Office for the Implementation of Sentences) に送られていたので、まだ有効ならば、いつでも執行が可能であった。さらに、彼女の最後の弁護士 (2010 年に逮捕された Javid Houtan Kiyan) は、彼女の代理人を務めたせいで少なくとも禁固 4 年を宣告されたと信じられており、5 年間法律業務に携わることを禁止された。」 [9y] (p33)

14.18 2012 年 7 月 25 日更新のより早い時期の AI は次のような所見を述べている。「Sakineh Mohammadi Ashtiani は 44 歳で 2 人の子供の母である。…イランのアゼルバイジャン人マイノリティの出身である Sakineh Mohammadi Ashtiani の母国語はアゼルバイジャン・テュルク語 (Azerbaijani Turkic) であり、どの時点でも彼女にペルシア語からの翻訳が提供されなかったため、彼女は自分が係った訴訟を十分に理解していなかったかもしれない。」 [9z]

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 119

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

その他の弁護士への扱いに関するさらなる情報については、「人権活動家および法律家」を参照。

14.19 投石刑および刑法に関するさらなる情報については、2012年8月に発行されたヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）（HRW）のレポート、「抑圧の成文化（Codifying Repression）」を参照。[8j] (p33-34)

14.20 イランでの投石反対キャンペーンに関する情報と投石刑を宣告された人々のより早い時期の訴訟に関する詳細情報については、2010年12月のAIレポート、「イラン：投石による処刑」を参照。[9b]

「女性：姦通」、「司法」、「刑法」および「背教に関する法案」も参照。

## 15. 政治的所属

本セクションについては、「言論と報道の自由」および「人権組織、団体、および活動家」と関連させて読むように勧める。政府機関が一般的に関与した人権侵害についての情報は、治安部隊のセクションに示している。

## 政治的表現の自由

15.01 2012年6月25日に更新されたジェーンの安全保障監視評価（Jane's Sentinel Security Assessment）には、以下の記載がある。

「イラン憲法の第26条は以下を許可する：「イスラム教徒か否かにかかわらず、または認められている宗教少数派の1つについて、宗教組織と同様に、党、会、政治的または専門的の結成…ただし、それらが独立、自由、国内の統一、イスラム教の基準、またはイスラム共和国の基礎の原則に違反しないことを条件とする。政党に関する1981年の法律は、政党が何であるかを指定し、それが活動することができて、内務省から許可を得ることによって党を結成しうる条件について定義した。」 [61a] (国内問題)

15.02 2013年4月10日発行のフリーダム・ハウス（Freedom House）のレポート、「世界の自由2013 - イラン（Freedom in the World 2013 - Iran）」には以下の記載がある。

「憲法は、政党、職業的シンジケート、および他の市民組織の設立を許可するが、ただしそれらが「自由、主権、および国内の統一」の原則に違反したりイスラム共和国の基礎を

120 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



疑ったりしないことを条件とする。人権に関する対話と草の根行動主義はイラン社会の不可欠な部分である。しかし、非政府組織(NGO)を規制するための広範囲に及ぶ作業の一部として、セキュリティサービスは非宗教活動家を日常的に逮捕して攻撃する。」 [112f]

15.03 2013年6月3日に閲覧した、2012年2月1日更新の米国国務省(USSD)のバックグラウンドノートは、選挙権は18歳以上の者には誰にも与えられるとしている」 [4c] (政府)

15.04 2013年5月23日に、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) は以下のように報告している。

「革新政党的の党員やその他の政府に反対する数十人のメンバーは、2009年の選挙後の取り締まりによって刑に服している。その多くは、革命法廷において、担当判事が基本的かつ正当な法手続き基準を保証することを怠るような不公平裁判を受けていた。彼らが「国家安全保障に敵対する行動」、「政権に敵対する宣伝」、「違法なグループへの加入」、および「公的秩序の擾乱」などの明らかに政治的に動機づけられた罪で起訴された集団見せしめ裁判の後で、法廷は何人かに判決を言い渡した。」 [8p]

選挙後に関する詳細な情報については、以下のセクションを参照。

15.05 2012年6月28日に発行されたマイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (Minority Rights Group International) のレポート、「世界の少数民族と先住民の状態 2012 (State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2012)」には以下の記載がある。

「2011年に政府の批判者と野党議員による大規模な抗議がイランで行われたが、治安部隊による激しい取り締まりにあった。2月14日に、反対グループはテヘランや他の都市で「憤怒の日 (Day of Rage)」の抗議活動を行った。その間に、チュニジアとエジプトでは、多くの治安部隊が出動したにもかかわらず、数千人の人々が抗議と団結のために集まった。警察は抗議者に向けて催涙ガスを発射し、2人を殺害した。」 [46c] (p197)

15.06 2012年2月に刊行されたAIレポート、「「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大 (“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran)」には次の記載がある。「2011年2月のデモ行動よりも前の [次のセクションを参照] 2009年の選挙後に、イスラム・イラン参加戦線 (Islamic Iran Participation Front) (IIPF) およびモジャヘディン・イスラム革命組織 (Mojahedin of the Islamic Revolution Organization) (MIRO) および国民信託党 (National Trust Party) といった政党に活動禁止が課された。この禁止令は今なお有効であり、他の政治活動家はその後彼らの平和的な政治活動のみを理由に逮捕されている。」 [9x] (p40) 「当局は、自由運動党 (Freedom Movement party) のような他の反対グループのメンバ

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 121

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ーが集会を開くのを妨げた。(ヒューマン・ライツ・ウォッチ、2013年5月24日)[8p]

表現の自由を支配する法律については、「刑法」とそのサブセクション、「治安法」も参照。

## 2009年の大統領選挙期間中およびそれ以降の出来事

15.07 2013年4月10日に発行されたフリーダムハウス・レポート2013(FHレポート2013)には以下の記載がある。

「人権および女性の権利活動家の取り締まりと2009年6月の大統領選挙の数ヶ月前からのインターネットに対する閲覧制限にもかかわらず、すべての候補者の支持者は、相対的にリラックスし、政治的に活気のある雰囲気を楽しんでいるようであった。」

「世論調査は選挙戦が接戦になっていることを示していたが、アハマディネジャドは63パーセントを超える票を得て信任され、選挙の直後に勝者と宣言された。3人の候補者はみな不正の主張を申し立て、有権者が公式結果を拒絶したため、国中のいたるところで巨大な規模の抗議活動が発生した。治安部隊は民衆のあらゆる異議の表明を取り締まり、オンラインメディアと従来のメディアの両方に対する政府の統制を強化した。抗議者は、虐待を記録して外の世界と通信するために携帯電話のカメラとインターネットを利用し、周期的なデモ活動を仕掛け続けた。しかし、2010年のうちに、政府は反対者が大規模なデモを仕掛ける能力を効果的に損なわせた。[112f]

15.08 2010年6月9日に発行されたAIレポート、「抗議から刑務所へ：選挙の1年後」には以下の記載がある。

「2009年6月以来、発表された選挙結果に、または生じた人権侵害に抗議するために街頭へと飛び出した普通の市民 - 女性と男性、労働者と失業者、学生と就業者 - が数多く逮捕され、その数は5,000人以上にもものぼった。そのほとんどは数日から数週間後に釈放されたが、一部は何ヶ月にもわたって拘留された。一部の人はいまだに拘留されており、イランの、特に地方の刑務所のほとんどに蔓延している過酷な条件の中で衰弱している。これらは「無名の受刑囚(gomnam)」 - その訴訟がメディアにほとんど注目されず、世間に知られていない人々である。」

「逮捕の標的となったのは、政治および人権保護の活動家、ジャーナリスト、女性の権利の擁護者、および学生などである。時が経つに連れて、聖職者、学者、元政治犯および彼らの親族、禁止されたグループへの家族のつながりを持つ人々、イランの民族および宗教

122 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

マイノリティ、特に Baha'is のメンバー、しかしそれだけでなくキリスト教徒、イスラム修道派、アゼルバイジャン人、スンニ派イスラム教徒（その大部分はバルーチ族とクルド人である）、および政治的拘留者を擁護する弁護士などが疑惑の囿いの中に入れられるようになってい

ている。」 [9o] (p9)

2010 年 6 月の AI レポートは、イラン当局によってターゲットとされた個人についての詳細な例を含んでおり、詳細については直接相談することができる。 [9o]

15.09 2011 年 3 月 4 日にイラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) (ICHRI) は 2009 年 6 月以降に逮捕された者についての以下のような統計を提供した。

「イラン当局は、治安部隊が、2009 年 6 月の大統領選挙に続いて、6,000 人を超える個人を逮捕したことを明らかにした。我々キャンペーンは、特に平和的活動または彼らの自由な表現の運動のために当局によって拘留された 385 人の人々の名前を文書化した。この数には 52 人のジャーナリスト、65 人の権利擁護活動家、74 人の学生、および 15 人のキャンペーンスタッフが含まれている。その多くは、具体的な罪状がないまま、または国際的な人権基準に適合しない根拠のない非難において、そして令状がないまま、または当局が誰でも拘留することを可能にしている一般令状に基づいて拘留された。多くの人が正体不明の人物によって拘留されたと報告されており、未知の場所に移転させられ、長期間わたって監禁状態に置かれている。」 [52k]

15.10 2011 年 3 月の ICHRI Report、「公式な歪曲と虚報：イランの人権危機についてのガイド (Official distortion and disinformation: a guide to Iran's human rights crisis) には以下の記載がある。「イランの司法組織は一般に国の治安確立の道具になっている。」 [52o] (はじめに) さらに、「2009 年から 2010 年にわたって、当局は数百人の活動家、反対数値、ジャーナリスト、および人権擁護者の多くを「見せしめ裁判」で審理し、彼らに「国の治安に敵対する行為」、「イスラム教の侮辱」、および「神に対する敵意」などの漠然とした言葉で表現された罪についての長い判決文を与えた。」 [52o] (はじめに)

15.11 2009 年の出来事をカバーするヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) のイランに関する 2010 年のレポートには以下の記載がある。

「物議をかもした選挙に続き、普通の抗議者と著名な反体制派の重要人物の両方が、裁判なしでの拘留、性的暴力などの過酷な扱い、および彼らが選ぶ弁護士と接見する機会が与えられないことといった正当な法手続きの拒絶に直面した。ヒューマン・ライツ・ウォッチ

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 123

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

チは、拘留者が拷問を受けたり、虚偽の自白を強要されたりした、少なくとも 26 のケースを文書化した。現地の活動家は、そのような事例はさらに数多くあったと信じているのだが。何人かの釈放された拘留者は、ヒューマン・ライツ・ウォッチに、彼らが独房に監禁されて、食物と適切な医療を奪われたと語った。治安部隊は殴打、家族への脅迫、不眠の強制、および模擬処刑を使って拘留者を威嚇し、拘留者が選挙後の暴動を扇動して「ベルベット・クーデター」をたくらんでいたと白状するように強要した。政府は、元副大統領の Mohammad Ali Abtahi, Mohamed Atrian Far, Saeed Hajarjian, Saeed Shariati, Abdullah Momeni, Hedayat Aghaie といった著名な大物政治家、並びに Maziar Bahari, Amir Hussein Mahdavi, および Hussein Rassam などのジャーナリストとアナリストがこれらの罪について公の場で「白状する」、一連の見せしめ裁判を行った。」[8k]

15.12 2010 年 2 月 11 日に発行されたヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) (HRW) のレポート、「31 年目のイスラム共和国」には、2009 年 6 月の選挙以来拘留されてきた人々が受けた扱いについての詳細情報と HRW レポートが発行された日付が記載されている。[8l]

15.13 2012 年 2 月に刊行された AI レポート、「「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大 (“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran)」には次の記載がある。

「2009 年の取り締まり以来、当局は法律と慣行において着実に抑圧を始動させ、メディアに対する当局の支配力を強めた。当局は、デモ行動、公開討論、および「国家安全保障」への脅威と考えられているグループや協会の結成に対し、長期の懲役または死刑にさえよって処罰するというイラン刑法の条項を用いて民衆の抗議活動を止めた。弁護士らは彼らのクライアントとともに収監されている。外国の衛星放送チャンネルは塞がっている。新聞は禁止されている。新聞にまたはウェブサイト上に書くか、メディアと話す反体制者と批評家は、「体制に反対する宣伝を広める」、「当局に対する侮辱」、「国の安全保障を損なわせる意図をもって嘘を広める」、また、場合によっては、死刑をもたらさうる「現世での腐敗」や「神への敵対」の「罪」といった罪状で告発されるリスクを負う。」[9x] (p6)

15.14 同 AI 情報源には次の記載もある。「このレポートは先行する 2 つのアムネスティ・インターナショナル・レポートに続いている - 2009 年 12 月に発行された「イラン：議論を呼ぶ選挙、複合的な抑制 (Iran: Election contested, repression compounded)」[9t]、および 2010 年 6 月に発行された「抗議から刑務所へ：選挙から 1 年後のイラン (From protest to prison: Iran one year after the election)」。[9o] このレポートは、先の 2 つのレポートで概説された虐待が続いていただけでなく、場合によっては、より広範囲に及ぶか、法律においてもっと確立

124 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

されたことを示す。」 [9x] (p7)

15.15 2012年2月のAIレポートには次の記載がある。

「当局は2011年2月に、数百人の政治活動家やその他を、彼らがチュニジアとエジプトで抗議運動を支持するデモに参加することを妨げるために逮捕した。デモ活動は、許可されていないにもかかわらず、テヘラン、イスファハン (Esfahan)、ケルマーンシャー (Kermanshah)、シーラーズ (Shiraz)、および他の都市で強行された。デモ隊は治安部隊によって激しく拡散させられた。治安部隊は多数の参加者を逮捕し、少なくとも2人 - Sane' Zhaleh (26歳) と Mohammad Mokhtari (22歳) が死亡した。」

「逮捕された者のほとんどは釈放されたと考えられているが、2011年2月14日にデモを撮影している間にテヘランで逮捕された有名なテレビ俳優の Ramin Parchami などの何人かは、不公平な裁判の後に刑期を宣告された。彼は後に、「違法集会への参加」と「公的秩序の擾乱」を含む罪で有罪判決を受けた後で禁固1年を宣告された。」 [9x] (p39)

15.16 2011年3月14日の国連事務総長の報告は以下のように告げている。

「選挙後騒乱の後で逮捕された反体制活動家は、重い判決を受け続けている。2011年1月のイランの報道によれば、テヘランの控訴裁判所は改革主義の自由運動党 (Freedom Movement party) の青年支部長、Emad Bahavar 氏に対する10年間の禁固刑と別の10年間における政治活動の禁止の判決を支持した。2009年12月に逮捕された Bahavar 氏は、自由運動、共謀および集会、そして政権に反対する宣伝活動で告発された。」 [10aa] (p13)

15.17 2013年2月に発行された、デンマーク移民局 (Danish Immigration Service)、ノルウェーLANDINFO (Norwegian LANDINFO)、およびデンマーク難民評議会 (Danish Refugee Council) によって2012年11月9日から20日まで、および2013年1月8日から9日まで実施されたイラン・テヘラン、トルコ・アンカラおよびロンドンについての事実調査任務による共同報告書、「法的問題および出国手続、並びにキリスト教への改宗、クルド族に関する問題、および2009年の選挙後の抗議者について (On Conversion to Christianity, Issues concerning Kurds and Post-2009 Election Protestors as well as Legal Issues and Exit Procedures)」 (デンマーク事実調査レポート2013) には、2009年の大統領選挙後の抗議活動への参加に対する処罰についての情報が含まれており、以下の記載がある。

「2009年の逮捕者数について質問すると、ある西側の大使館職員 (4) は、逮捕者数は不明のままであると述べた。」

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 125

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「先の下位の抗議者はどのような種類の処罰を受ける危険性があるかと尋ねると、ある西側の大使館職員 (3) は、処罰の程度は信じられないほど多様であり、この問題について一般化することが可能ではないと述べた。それは刑務所で死ぬまで拷問されるほかないような 12 時間の尋問から導き出された答え以外の何物でもないかもしれない。さらに、誰かが大統領選挙後の抗議活動に関係していたとしたら、その人が積極的に参加していたか、それとも間違った時間にまさに間違った場所にいたかは必ずしも重要ではないだろう。」

「何人の控えめな抗議者が逮捕されているか、そして彼らがどんな処罰を受けたかについて、大使館職員 (3) は、そのような情報は一般には知られていないと述べた。しかし、多くが阻止されて、いくつかが遂行されたことは良く知られている。2009 年のデモ活動の結果として多くの者がいまだに刑務所にとどまっております、逮捕されたおよそ 500 人から 1000 人のうち、一部はまさに消え失せてしまった。」

「ある西側の大使館職員 (2) によれば、数百人の政治活動家がいまだに鉄格子の向こう側にいる - 彼らの多くは 2009 年の後で再逮捕された。鉄格子の向こう側にいるのは、ジャーナリスト、改革主義政治家、学生活動家、人権活動家、および有力な政治家、例えばかつてのハタミ支持者である。正真正銘の統計が得にくいいため、国中で投獄された者の正確な人数を言うのは不可能である。2009 年の間に逮捕された普通のデモ参加者のほとんどが 10 日後には解放されたという。しかし、これらの人々の何人かが後で徐々に政治活動家になり、そのことに関連して再逮捕されたかもしれない。2009 年のデモ活動への普通の参加者がまだ投獄されているかどうかについての情報は、ほとんどあるいはまったくない。」 [86a] (p51)

2009 年の抗議活動とデモ参加者に対する継続的なリスクの可能性に関する詳細については、[デンマーク事実調査レポート 2013](#) を参照。 [86a] (p48-51)

15.18 FH レポート 2013 には以下の記載がある。

「選挙後の対立の後で、基本的な自由は悪化し、政治的な問題はさらに安全保障化された。改革主義の反対者をサイドラインまで押した状態で、アハマディネジャド (Ahmadinejad) とハメネイ (Khamenei) の権力闘争は 2011 年 4 月に、後者が、大統領によって解雇された情報大臣を復帰させた時に、公開のながめの中にこぼれ落ちてきた。アハマディネジャドの 1 ダースの仲間と彼のスタッフの物議を醸すチーフ、Esfandiar Rahim-Mashaei は、国のリーダーシップの中に「逸脱した流れ」を構成したとの理由で後に告発された。

「改革主義的の反体制派が除外された 2012 年 3 月の議会選挙は保守勢力の間の深い溝を明るみに出した。体系的な選挙違反の申し立てはまったくなかったものの、何人かの現職議員は、IRGC[イラン革命防衛隊]を不正投票の理由で告発した。公式な結果は、アハマディネジャドよりもハメネイの支持者に好意的であるように見受けられた。3 月の後半に、イスラム共和国の歴史において初めて、議会は大統領に、経済、閣僚の任命、国の資源の浪費、および最高指導者の不服従という不始末に関する質問に答えるように命じた。[112f]

「議会選挙：2012 年 3 月および 5 月」、「人権組織、団体および活動家」、「グリーン運動」、「言論と報道の自由」 および 「公正裁判」 も参照。

## イラン国外にいる政治的反体制活動家とその家族

15.19 2009 年 6 月の大統領選挙結果に対するデモはイランを越えてまで発生した。2009 年 7 月 11 日付のタイムズ紙の記事は、ロンドンのイラン大使館前で抗議活動があったと報じている。この記事には以下の記載がある。

「ロンドンのイラン大使館の屋根から、無人のビデオカメラはナイトブリッジ (Knightsbridge) に集まった、怒りを浮かべた群衆の顔を記録している。彼らは、不正が行われたと信じている選挙に対する憤激に駆り立てられていた。彼らが 6 月半ばの投票の終了から 3 日後に開始して以来、デモ活動をパトロールしていたロンドン警視庁の警察官は、タイムズに次のように語った：「彼らはとてもたくさん撮影している。少し聡明な人は、彼らがイランに映像を送り返すものと推測するだろう。」 [15d]

15.20 タイムズの記事はまた、ロンドンのデモ参加者の多くが、イランで認知されることを避けるためにサングラス、帽子、かつら、およびペイントによって彼らの顔を覆うか、変装したと報じた。さらに、「現地の活動家は、彼らの故郷の仲間との秘密の通信方法を作り上げることによって政権の異議への探知を避ける斬新な方法を開発している。彼らの最大の武器は、ウェブサイトと個人的な電子メールを監視するイラン政府の試みにもかかわらずサイバースペースであった。」 [15d]

15.21 2009 年 12 月 4 日にウォールストリート・ジャーナル (Wall Street Journal) は以下のように報じている。

「イランの元議員とプログラムに関する知識を持つイランのエリート治安部隊、革命防衛隊の元隊員によれば、ここ数ヶ月で、イランは、政権を批判する父祖の地を離れた世界的な--単に著名なだけではない反体制者--のメンバーを攻撃し、威嚇するキャンペーンを実施

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 127

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

している。こうした取り組みの一部は、世界中のイラン人の Facebook、Twitter、および YouTube の活動を追跡し、外国での反体制抗議活動において彼らを識別することに係っていると、これらの人々は言う。」

「外国の約 90 人の普通のイラン人とのインタビュー（大学生、主婦、医師、弁護士、実業家と - ニューヨーク、ロンドン、ドバイ、スウェーデン、ロサンゼルス、および他の場所）は、オンラインでまたは公のデモ活動において、イランの政権を批判する人々が、彼らを沈黙させることを意図した脅威に直面していることを示す。彼らの主張を独自に確認することは可能ではなかったものの、被面接者は一貫して、世界的な嫌がらせ技術について同様の説明をした。」

「Facebook 上または Twitter 上でイランを批判した米国とヨーロッパの数十人の人々は、イランに帰国している彼らの親族が尋問されるか、または彼らの投稿のせいで一時的に拘留されると語った。インタビューを受けた約 3 ダースの人々は、この夏にイランに帰国するため旅行する時に、彼らが外国のパスポートを所持しているかどうか、彼らが Facebook アカウントを所有しているかどうか、そして彼らがなぜイランを訪問したかについて質問されたと言った。彼らは、質問はテヘランのイマームホメイニ (Imam Khomeini) 国際空港で彼らの到着時のパスポートコントロールで行われたと述べた。

「ここ数ヶ月でイランに旅行した 5 人の被面接者は、彼らが、警察によって、彼らの Facebook アカウントにログインすることをテヘランの空港で強制されたと述べた。何人かは、彼らが、イラン政府が今年早く [2009 年 6 月] にその物議をかもし選挙を処理した方法についてオンラインで投稿した厳しい批判のせいで彼らのパスポートを没収されたと報告した。[91a]

15.22 2010 年 1 月 4 日に、クリスチャン・サイエンス・モニター (Christian Science Monitor) (CSM) は、2009 年 12 月 27 日の Ashura デモ活動を受けて、イランの法執行当局は、個人を特定するために当局を手助けするよう読者に頼んで親アハマディネジャドの Raja News のウェブサイト上で約 165 人の反政権抗議者の写真を公表した。CSM の報告には、さらに以下の記載がある。

「英国と米国が、容疑者の自動識別と追跡を可能にする先進的な顔認識対応の CCTV ネットワーク所有している一方、イランは、そのような能力を取得したとは知られていない。」

「情報省のお粗末なファイル管理や他のセキュリティ習慣は、選挙後のデモの 1 で夏の間には拘留されたドバイに本拠地を置く活動家によって裏付けられた。この活動家は、彼の事前の期間が登録されたのではとさえ推測していたが、異なる情報ブランチ間の貧弱な情報



共有のおかげで彼が発見されずに済んだことに気がついた後で、以前の拘留がより厳しい処罰を引き起こすであろうという心配を解消した。先月彼は、Ashura で行われる予定だったデモに参加するためにイランに帰国して、妨害されずに出国できた時に、首尾よくこの理論をテストした。[68b]

15.23 上記の CSM 記事の執筆者は、彼が 2009 年の夏に 3 週間テヘランの Evin 刑務所に拘留された時に、次のように報告した。「彼は、デモの際に情報省から金を受け取った写真家が撮影した、鮮明にプリントされた画像の中の顔にマーカーペンを使って顔を丸で囲みながら反政権デモ参加者の名前を挙げるよう情報部職員に強要されて、証言させられた。」[68b]

15.24 2010 年 2 月 7 日に、イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) (ICHRI) は、「テヘランのイマームホメイニ (Imam Khomeini) 国際空港の当局は国外での抗議集会に参加したイラン人の写真を収集している」と報告した。ICHRI は、テヘランのイマームホメイニ空港から戻った何人かの人々が知らせたところによれば、出発の前に、彼らの顔は、彼らが行く予定であった国でのラリーに参加している人々の写真と照合されていたと述べている。「目撃証言によれば、参加者の写真を撮影するために、およびそのようにして写した写真をイラン当局に転送するために、イスラム共和国当局はイラン国外での様々な集会に人々を送り出しているという。」[52]

15.25 2011 年 3 月 1 日に国境なき記者団 (Reporters without Borders) は以下の報告をした。

「何人かのジャーナリストや亡命生活を送る他のイラン人は電話、テキストメッセージ、または E メールによって、「イスラム共和国に対するあなたの行動を停止しろ。さもないと、あなたは究極の処罰を被るであろう」や「我々はあなたに停止するように命じる、さもなければ、あなたは代償を払うであろう」といった匿名の脅威を受け取った。」

「情報省エージェントからの脅迫、召喚状、および匿名の電話に関する多くの報告が、過去 1 年間に国境なき記者団に寄せられた。いくつかのヨーロッパ諸国でイラン人は警察の保護を与えられている。彼らは名前が出ないように頼んだ。組織は、イランの彼らの家族が当局から嫌がらせを受けていたと指摘する。」

「1979 年の革命の後で、イラン政府は外国に住む 200 人を超える政敵（彼らのほとんどはヨーロッパにいる）を処刑した。殺人者はイラン政府による脅迫状のため決して裁判にかけられなかった。」[38d]

15.26 2012 年 2 月に刊行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International)

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 129

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

の報告書、「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大 (“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran)」には以下の記載がある。

「2009年6月の大統領選挙の後で、外国のイラン人居住者への嫌がらせと脅迫がますます多くなっているとの報告がある。」

「Ebrahim Mehtari は2009年に選挙後のデモに参加した。彼は逮捕されて、レイプを受けることを含めて、拷問された。釈放後に、彼はイランから逃亡して、フランスで難民として再定住している。2011年3月24日の夕方遅く、彼は2人の人間によって攻撃されたが、そのうち少なくとも1人はイラン人であった。彼は繰り返し、足、胸、および腕を刺された。加害者が輪縄を彼の首のまわりにやっとのことで巻き付けた時にサイレンが鳴り、加害者は逃げ出した。彼は、どうにかしてホテルに戻ってきた時には、すでにスタッフが警察を呼んでいた。彼らは今度は彼を病院に連れて行った。」

「わずか数日前、Ebrahim Mehtari は国連人権理事会でのイベントに参加したが、そこでは人権活動家がイランにおける劣悪な人権状況を非難するための加盟国投票で賛成票を投じるようキャンペーンを行っていた。彼は、性的虐待や彼が耐えていた他の拷問の形式についての詳細を説明した。彼は、攻撃がイベントに彼が登場したことに対する報復であったと信じている。

「他の人々は、彼らが外国で政治的な、または人権関連の活動を続けることを妨げようとする明らかな意図によって、イランにいる家族が逮捕されていると報告した。これは最近では外国にいるイランのジャーナリストにまで拡大している。」 [9x] (p55)

15.27 Rooz Online は2012年2月10日に以下のように報告した。

「Rooz が受け取ったレポートに基づけば、多くの著名なイラン人反体制派の重要人物の暗殺が、イラン・イスラム共和国の情報・治安機関の行動計画に含まれている。それに関連した進展において、外国にいる2人の外国国民が、最近、その国でのイラン人反体制派人物に関する情報収集活動に対して現地の警察官によって拘束されて、尋問を受けたと報告されている。」

「Rooz は、Shirin Ebadi、Abdol-Karim Soroosh および離脱した元イラン高官がテヘランの政権と結びついた個人による殺害の脅迫を受けた者に含まれているとの情報を受け取った」

「さらに、国外にいる多くのイランの政治活動家とジャーナリストも威嚇的な E メールを受け取った。これらの E メールの一部は、活動家が居住する国のイラン大使館が発信源だ

った。Eメールは、沈黙したままでいるか、さもなければ彼らの行動と声明の結果に直面するかと活動家を脅迫している。」

「解説者は、テヘランと西側諸国との関係が悪化し、イランの軍事施設に対する軍事攻撃の可能性がメディアを飛び交っている時に、外国に住む反体制者に対するそのような脅威が増加し、強くなったと述べた。」 [63a]

15.28 デンマーク事実調査レポート 2013 には以下の記載がある。

「アンカラの国際機関は、2009 年の集団デモの直後に、当局が、逃亡者にたどり着くために、両親、姉妹、および兄弟を含む家族を脅迫したケースがあったことを代表団に知らせた。情報機関がイランの様々なエリアで異なった反応をすることが説明された。家族が標的とされるいくつかの例において、当局は、他の者に対する例を作るためにこれを行っており、これは非常に効果的である。テヘランの家族も危険な状態にあり、彼らは拘束されて恣意的に拘留され、虐待される可能性がある。2009 年の選挙後デモに続く取り締まりの後にそのようなケースの数が減少した一方で、これらのタイプのケースはやはりまだ現れる可能性があるものと考えられる。

「出国した活動家の家族が当局によって召喚される場合もあると付け加えられた。これは、政治活動を行っていたブロガーの家族が召喚されて何時間も拘留された Tabriz のケースに関するものであった。拷問は関係していなかったかもしれないが、その人は脅迫を受けており、拘留は当然当人に恐怖心を引き起こし、家族と外国にいる家族の一員の両方に圧力をかける点で効果的であった。組織によると、これは恐怖をしみ込ませて、家族の一員にその活動をやめるように伝える目的で、家族に圧力をかけるためにも行われる。」

「選挙後の抗議に参加した人々の家族が危険な状態にあるかどうかと訊かれて、ある西側の大使館職員 (2) は、家族が影響を受けたようなケースについては承知していないと述べた。しかし、特に注目すべき人物に係る例では、このようなケースが起こりうる。現在亡命中の政治活動家らのいくつかの例では、その家族が当局から圧力をかけられている。BBC ペルシアのジャーナリストらに関係する最近のケースでは、彼らの家族が当局による嫌がらせや威嚇を受けた。」

「アンカラの国際機関が確認した 2011 年のケースでも、[政治活動家の] 家族が標的にされたが、2012 年に、情報源である同機関はその家族についての身体的な虐待の報告をまったく受けなかった。」 [86c] (p51-52)

15.29 同じ情報源には以下の記載もある。

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

131

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「2009年のデモに積極的に係った者の家族がその反動を感じたかどうかという問題について、ある西側の大使館職員(4)は、著名な活動家に対し、その家族を通じて当局が圧力を加えようとしたケースがあったと指摘した。これが、広く拡散したものであるかどうかを判断するのは難しい。一般に、大使館は、メディアで描き出される有名なケースを後追いつることしかできない。大使館は、現在刑務所に入っている著名な人権弁護士 Nasrin Soutoudeh の事件を参照した。しかし、他のケースの状況について何か正確なことを言うことは難しい。あまり知られていないケースを含めて、大使館にとっては関係する問題の種類を正確に後追いつることが極めて難しく、やや複雑なのである。」

「亡命中の政治活動家の家族に対するリスクに関して、ロンドンにある米国大使館のイラン・ウォッチャー (Iran Watcher) は、このような話について、BBC ペルシアのジャーナリストらに圧力をかけるために彼らの家族が嫌がらせや威嚇を受けたケースしか聞いたことがないと述べた。」

「ロンドンにある米国大使館のイラン・ウォッチャーによれば、一般論としてだが、出国した人々は、彼らがイランを去ったために家族が嫌がらせを受けているとの不平をあまり口にしていない。それはどちらかと言えば、そのような問題に直面しうる人目を引く立場の人物、ジャーナリスト、そして特に人権および政治活動家として、より切実な問題であるように思われる。」 [86c] (p51-53)

「恣意的逮捕および拘留」「言論と報道の自由」「刑法：イラン国外での犯罪」および「難民申請を却下された人」も参照。

## 政治犯および良心の囚人

15.30 2012年2月に刊行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) (AI) の報告書、「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大 (“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran) には以下の記載がある。「新しい逮捕の波は2009年の大量逮捕に続いて起きた。政治活動家は、人権擁護者、ジャーナリスト、ブロガー、宗教および民族マイノリティの一員、および労働者権利活動家とともに、一番の標的に数え上げられた。それ以来、弁護士と映画製作者は膨張し続ける受刑囚の身分の仲間入りをしている。その多くは裁判を受けられずに拘束された、または不公平な裁判を受けた良心の囚人または政治犯である)。 [9x] (p25)

2012年2月の AI レポートはイラン当局によって標的とされている人々のカテゴリーについ

132 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

での詳細情報を含み、さらなる詳細のために直接参照されるべきである。[9x]

15.31 2010年4月14日に、イラン人権国際キャンペーン(International Campaign for Human Rights in Iran) (ICHRI) は次のように報告している。「2010年3月7日に、Abbas Jafari Dolatabadi (テヘランの検事総長) は Evin 刑務所内の特別法廷の設立を報告した。この法廷は、訴訟が不確定の状態にある多くの政治活動家と身元不明の受刑囚の訴訟ファイルを受容する。[52f]

15.32 ICHRI は同法廷の閉鎖を要請し、次のように述べた。この法廷は「判事と予審判事を刑務所複合体に閉じ込めて、弁護士と家族に訴訟手続へのいかなる接触も許さない。」[52f] ICHRI レポートは続ける。「容疑者が拘留されて、罪状を告げられて、裁判を受けて、宣告される Evin 刑務所の領域内における政治犯向けの法廷の設立は、1980年の法廷を思い出させる。その法廷では、数千人の政治犯が公正な捜査が行われずに裁判にかけられ、受刑囚の家族と弁護士は、どのような点でも事件に影響することを許されなかった。数百人の人々がそのような法廷によって下された判決に基づいて処刑された。[52f]

15.33 2012年7月12日に、ICHRI は以下のように報告している。

「2012年7月8日に、イランの高等人権評議会 (High Council for Human Rights) の長、Javad Larijani はイランにおける政治犯の存在を公然と否定する。「政治犯とは、法の枠組みの中で政治的に活動している者であるが、主権者と国家当局が、彼が行っていることを快く思わなかったため、彼は不公平に収監されている。この定義によれば、イラン・イスラム共和国には政治犯が一人もいない」と、彼は ISNA (イラン学生通信 : Iranian Student News Agency) とのインタビューにおいて述べた。」

「Larijani の発言にもかかわらず、イランは現在政治的に動機づけられた罪状で数百人の人々を投獄している。」 [52n]

15.34 2013年4月19日に発行された、米国国務省の「人権慣行についてのカントリーレポート 2012、イラン (Country Reports on Human Rights Practices 2012, Iran)」 (USSD レポート 2012) は、以下の所見を述べている。

「政治信条のために投獄された市民の数についての統計は入手可能ではなかった。米国に拠点を置いてイランのために結成された人権 NGO である ICHRI、および国連特別報告者は、平和活動または自由表現の実行を理由に恣意的に拘留された者を含めて、同国に約 500 人の政治犯がいると各自で推計した。他の人権活動家は、宗教上の信仰のために拘留された者を含めれば、1,000 人を超える良心の囚人がいるかもしれないと推計した。」

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 133

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「2012年1月10日に、CHRR [人権報告者委員会 : Committee of Human Rights Reporters]は、Evin 刑務所の第350監房にいる159人の政治犯リストを公開した。国際NGO、ジャーナリスト保護委員会 (Committee to Protect Journalists) (CPJ) は、2012年3月1日時点で少なくとも48人のメディア関係者が収監されていた一方、学生活動家グループは、2012年7月1日現在で50人を超える学生が収監されていたと推計した。2012年10月10日に、FIDH [国際人権連盟 : The International Federation for Human Rights] は、弁護士、女性の権利擁護者、労働組合員、および民族・宗教マイノリティの保護に取り組む活動家を含む、この年に収監されていた69人の人権擁護者のリストを公開した。」

「[2012]年に、政府は学生、ジャーナリスト、弁護士、政治活動家、女性の活動家、アーティスト、および宗教マイノリティに属する者を逮捕して、国家安全保障裁判のように訴訟を扱い、その多くを「政権に敵対する宣伝」や「政権の侮辱」などの罪で告発した。反体制派報道機関の報告によれば、政府は麻薬取引などの罪を犯した者も逮捕し、有罪宣告して、処刑したものの、彼らの実際の罪状は政治的なものであったと伝えられる。政府は何人かの人々を、テロリストと疑われるグループへの共感といういいかげんな罪状で、何年もの間、刑務所に拘留していたと伝えられる。当局はしばしば政治犯に対して正当な法手続きと法的代理人への接触を禁止し、長期間にわたって独房監禁の状態で拘留した。政治犯は拘留中、他の受刑囚よりも拷問と虐待の危険性が高かった。政府はしばしば政治犯を家と家族から遠く離れた刑務所に収容した。政府は国際的な人道主義組織または国連代表に政治犯との接触を許さなかった。」

「当局は時々政治犯に執行猶予を与えたり、判決の完了に先がけて短期間または延長付きの休暇のために政治犯を釈放したりしたが、いつでも刑務所に戻るように命じることができた。執行猶予はしばしば個人の口封じをするために用いられた。政府は政治活動家を、当局が彼らに対するいいかげんな公判を一時的に停止し、その後の再逮捕を許可することによってコントロールした。さらに、政府は、尋問のため繰り返し活動家を召喚することによって威嚇しようと試みた。政府は元政治犯に対する旅行禁止令を発し、他の者には強制的国内追放を科した。」 [4a] (セクション 1e)

個々の政治犯に関するより詳細な情報については、[USSD レポート 2012](#) を直接参照のこと。  
15.35 2012年9月13日付の国連特別報告者 (Special Rapporteur) によるイラン・イスラム共和国の人権状況に関するレポートには以下の記載がある。

「Orumiyeh 拘置所と Rajai Shahr 刑務所につながりのある数名の関係者は、政治犯が医療サービスを適切に受ける機会を奪われ続けていると報告した。これにより、Mansour Radpour

を含めて少なくとも 2 人の拘留者が **Rajai Shahr** 刑務所で死亡したと伝えられる。彼らはまた、劣悪な衛生条件に直面しているとされる政治犯の健康状態の悪化、適切な食事の剥奪、および家族との接触の制限についても報告した。多くの拘留者は権利の侵害に関する不満を当局に提出したものの、イランの法律に従って調査が実施されなかったと報告した。」 [10p] (パラグラフ 52)

15.36 2013 年 8 月 15 日に閲覧したガーディアン (**The Guardian**) のウェブサイトは、2013 年 5 月 21 日付のイランの良心の囚人についての インタラクティブガイド を掲載していた。これは「数年来の拘留または有罪宣告された活動家、学生、ジャーナリスト、女性の権利運動家、弁護士、アーティスト、前の政治家、およびイランの宗教・民族マイノリティのメンバーの一部に関する詳細を示している。」 [16o]

男女の政治犯が拘留される条件の詳細については「恣意的逮捕および拘留」、「刑務所の環境」、および「拷問」を、並びに「言論と報道の自由」も参照。

## 結社と集会の自由

15.37 イラン憲法第 27 条には、「イスラム教の根拠についてのいかなる違反にも関係していなければ、非武装の集会および行進を自由に組織してもよい。」(2013 年 8 月 27 日に閲覧したイラン・チェンバー・ソサイアティ (**Iran Chamber Society**) のウェブサイト) [58e]

15.38 フリーダムハウス・レポート 2013 には以下の記載がある。

「憲法は、「イスラム教の根本原理を損なう」公のデモ活動を禁止している。これは 2009 年の大統領選挙後にデモの許可請求を拒否するために頻繁に発動された漠然とした規定である。政府によって公式にまたは暗黙に是認される自警団と準軍事組織 - 最も著名なのは **Basij** および **Ansar-i Hezbollah** - は、デモ隊を解散させるのに主要な役割を日常的に演じている。平和的かつ非政治的なデモは、残忍な暴力にますます遭遇するようになっている。」[112f]

15.39 2009 年 6 月の選挙後に起きた結社と集会の自由の権利の侵害に関するより詳細な情報については、2009 年 9 月 21 日付のイラン人権国際キャンペーン (**International Campaign for Human Rights in Iran**) (**ICHRI**) のレポート、「独裁権への地滑りの加速 (Accelerating Slide into Dictatorship)」を参照。 [52a]

15.40 2010 年 6 月 9 日に発行されたアムネスティ・インターナショナル (**Amnesty International**) (**AI**) のレポート、「抗議から刑務所へ (**From Protest to Prison**)」には以下の記

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 135

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

載がある。

「集会の自由に関連して、刑法は「国家の内部または外部の安全保障に対立する行為に関与するか、または容易にするために、「集まり、共謀する」2人以上の者は2年以上5年以下投獄されるが、ただし彼らの「罪」が moharebeh[神に対する敵意]にあたるほど重大なものである場合はその限りではない」と定めている。同法はまた、「無秩序を招くことおよび平和を妨害すること」 - 当局が許可しないデモに参加する人々に対してしばしば科される罪 - について、3ヶ月以上6ヶ月以下の懲役と最高74回までのむち打ちと規定する。デモ参加者は、抵抗するために武器を使用したかどうかによって、時々、「政府当局への抵抗」(3ヶ月以上3年以下の懲役刑を伴う)で告発される。[9o] (p47)

15.41 2011年10月17日～11月4日の国連人権規約委員会 (UN Human Rights Committee) の最終報告書には以下の記載がある。「委員会は、集会と結社の自由の権利が厳しく制限されていることを懸念しており、また、結社の設立と同様に公的な集まりおよび行進の開催が、国の立法の下で定義されない「イスラム教の原則」への服従を条件としていることに注目する。」[10t] (パラグラフ 26)

15.42 2012年2月に刊行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の報告書、「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大 (“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran) には以下の記載がある。

「集会の自由は…当局がデモの発生を望む場合を除いて非常に制限され続ける。内務省による許可証の発行に関して、当該デモ行為は政党法の第10条委員会によって「イスラム教の根本原理に違反しない」とみなされなければならない。政党に関する法案は第10条委員会によるデモ行為の事前審査に関するこの要件を保持している。内務省はまた、他の理由によって許可証を拒絶する権限を有している。デモの許可証を私人が求めることができるのか、それとも政党、NGO、または他の登録された組織のみが求めることができるのかも明確ではない。現在の状況では、異議を表明していると見なされるデモ行為を認可することを、当局は事実上拒絶している。したがって、2009年以來行われてきた少数のデモの大部分は認可されていない。許可証を得ていないデモ隊に対する取り締まりの方法は残忍で、しばしば、過度な武力行使という手段を取り、時には命が奪われることもあるかもしれない。[9x] (p19)

2010年2月以降の抗議に関する詳細については、「グリーン運動」のセクションも参照。

15.43 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

136 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



「政府は、実際には、反政権抗議活動を防止するために集会の自由を制限し、集会を厳密に監視した。そのような集会は、公のエンターテインメントと講義、学生や女性の会合と抗議活動、マイノリティ宗教グループの会合と礼拝、労働者の抗議活動、オンライン上の集会とネットワーキング、葬列、および金曜日の礼拝集会などである。活動家によれば、政府は恣意的に、許可証が出されたかどうかを問わず、まれにしか困難を経験しない保守的グループと嫌がらせを経験している政権に批判的であるとみなされたグループに、集会を開く許可証を規制する規則を適用した。政府は時々、インターネットの通信速度を遅くしたり、することを含めて、予定されている公の集会やデモの前に電子メールやテキストのメッセージング・サービスを閉鎖したりして、通信テクノロジーの使用を制限した。」

「政府はその年、平和的集会を禁止し、強制的に解散させ続けた。[2012年]2月14日に、当局は反体制派の指導者 Mousavi と Karroubi の自宅監禁の記念日を迎えて、テヘランや他の都市での非暴力デモを解散させた。国際的な報道機関に、そして反体制メディアやソーシャルメディアのウェブサイトに投稿された疑わしい目撃者の証言によれば、集会を防止するために、治安部隊は計画された抗議活動の前に街の通りにあふれていた。レポートには、警察が街路で人々を立ち止まらせて、デモ関連の資料を探る目的で彼らの携帯電話を検査したとの指摘があった。治安部隊は、テヘラン大学の近くの書店を強制的に閉店させたとのことである。市内の主要な広場で民間人と治安部隊と衝突が起こり、Azadi 広場では抗議者を退散させるために警察が催涙ガスを使用したとの報告がいくつかあった。ある国内ニュースウェブサイトが「非常に大規模な」逮捕について報告し、いくつかの目撃者証言は、拘留されたデモ隊でいっぱいのバスがあったと主張した。治安部隊はまた、2011年2月の抗議活動の間に殺害された反体制支持者 Mohammad Mokhtari の追悼式をキャンセルするよう命令した。」

「5月21日に、3年連続で、ダブリーズ (Tabriz) とウルミア (Urmia) の非暴力的なデモ参加者は、ウルミア湖 (Lake Urmia) の乾燥化の原因となっている、ダムと環境に有害な橋の建設に関する政府の政策に抗議した。アゼルバイジャン政治犯弁護協会 (Association for the Defense of Azerbaijani Political Prisoners) (ADAPP) によれば、群衆を分散させるために、警察は警棒、ゴム弾、および催涙ガスを使用した。レポートは、警察が一時的に約 100 人の人々を拘留したと指摘している。」 [4a] (セクション 2b)

「就業の自由」、「学生運動家」 および 「非政府組織 (NGO)」 も参照 (結社と NGO の自由に影響する新しい法案に関する情報について)。

## 反体制グループおよび政治活動家

15.44 2013年6月3日に閲覧した、2012年2月1日更新のUSSDバックグラウンドノートには以下の記載がある。

「イスラム共和党(IRP)は1987年のその解散までイランの唯一の政党であった。イランでは現在さまざまなグループが政治的な活動に従事している。一部はイデオロギー、または民族という路線の方向性を備えている一方、他は党員を求めて、候補者を官職に推薦しているプロフェッショナルな政党により近い性質を備えている。保守主義者はハタミ(Khatami)時代に一貫して改革主義者の努力を妨害し、2004年の第7回Majles選挙と大統領アフマディネジャド(Ahmadi-Nejad)の2005年の勝利以来、権力に基づく統制を統合している。[4c] (政治的状況)

ロウハニ(Rouhani)大統領の誕生をもたらした2013年の大統領選挙に関する情報については、「2013年6月14日の大統領選挙」も参照。

15.45 2013年5月28日付の議会調査部(Congressional Research Service)(CRS)の報告書には以下の記載がある。「…1982年から2009年までの間、指導部の中には意見の多様性があり、政権はマイノリティ、知識人、学生、労働者グループ、および女性による挿話的な騒乱にしか直面していなかった。2009年6月の大統領選挙以来、政権は、民衆の不满を封じ込めるために奮闘してきた。[78a] (p2)

15.46 同CRS報告書は以下のように続ける。

「2009年の大衆暴動は、政権が1979年のその発足以来直面してきた中で最も深刻な騒乱と言えた。政権はその後、一つには2013年の大統領選挙を取り巻く別の暴動を防止するために、逮捕と威嚇によって反体制派をおびえさせた。イランの指導部はまた、厳しい経済の難題と同様に2011年以降のアラブ世界の暴動が政権への反対意見をかき立てることを恐れていると言われる。すべての反体制派がグリーン運動の旗の下で活動するわけではない。いくつかの反体制グループは亡命先から長らく政権に挑んでいる一方、他のグループはさらに少数民族または他の利益のために活動する。」[78a] (p12)

15.47 同じ情報源には以下の記載もある。「一部のグループはその発足以来、事実上政権交代を公約としており、それらの目的を達成するために暴力を用いた。グリーン運動に対するそれらのグループの現時点での結びつきリンクは、もしあるとしても、希薄であり、こうした運動が政権を倒す可能性のあるどのような連立でも支配したいと望んでいることを示唆するような兆候がある。」[78a] (p13)

138 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

15.48 2013年6月3日に閲覧した、2012年2月1日のUSSDバックグラウンドノートには以下の記載がある。

「イラン・イスラム共和国は、Mujahideen-e Khalq (1997年に合衆国政府外国テロ組織リスト (U.S. Government's Foreign Terrorist Organizations list) に追加) [しかし、2012年9月に削除(BBC ニュース[21c])], People's Fedayeen、イラン・クルド民主党 (Kurdish Democratic Party of Iran)、クルドの自由な生活党 (Party for a Free Life in Kurdistan) (2009年に合衆国政府外国テロ組織リストに追加)、および Baluchi グループ Jundallah (2010年に合衆国政府外国テロ組織リストに追加)などの多くのグループによる武力抵抗に直面してきた。」 [4c] (政治的状況)

上述のグループに関するより詳細な情報については下のセクションを参照。

## グリーン運動

15.49 2010年6月8日付の米国平和研究所 (US Institute of Peace) (USIP) の刊行物には以下の報告がある。

「グリーン運動は、不正投票疑惑を生んだ2009年6月12日の大統領選挙の投票後に自発的に起きた非公式な運動である。Mirhossein Mousavi 元首相と2009年の大統領候補で元議会会長の Mehdi Karroubiare が非公式な指導者であったが、若者と女性は、初期の抗議活動の組織、6ヶ月間にわたる公の反対行動の維持、多面的な市民の不服従キャンペーンの計画に批判的だった。彼らの活動は、国営メディアで宣伝される消費財のボイコット、国の通貨への反政府的な落書き、そして取り締まりに関与している治安部隊を識別するウェブサイトキャンペーンなどであった。グリーン運動に緩やかにつながった多くの若者は、いかなる学生グループまたは政党のメンバーでもなかった。」 [100a]

15.50 別のUSIPの刊行物、イラン・プレミア (Iran Primer) 日付のない報告には以下の記載がある。

「[グリーン] 運動は、人民の街頭パワーとともに21世紀のインターネットテクノロジーを注入された、非暴力的で、非ユートピア的で、そしてポピュリスト的な新しい革命の方法論として広く認められた…」

「次の6ヶ月間に、グリーン運動は、怒れる有権者の大衆グループから、1979年の革命で本来求められた民主的権利 (過激な聖職者によってハイジャックされた権利) を要求する

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 139

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

全国的な力へと発展した。数週間ごとに、政権とその指導力に異議申し立てをするために、抗議者は街頭に出た。しかし、2010年の初期までに、政権は反体制派の公の誇示を抑え込んだ。自己反省し、再組織化する期間へとグリーン運動は退却した。」 [31c]

15.51 2013年5月28日付の議会調査部 (Congressional Research Service) (CRS) のレポートは以下のように付け加える。

「2009年は今までのグリーン運動の「最高水位」であった。初期の選挙後の毎日の抗議活動の後で、グリーン運動のメンバーは主要な休日を中心に抗議活動を組織し、公然と、政権の改革というよりも転落を要求していた。2009年後期の抗議活動のいくつか、例えば Ashura 祝祭日(2009年12月27日)のものなどは、もう少しで政権の治安部隊を圧倒するところであった。2010年2月11日のイスラム共和国設立(1979年)記念日のために計画されたデモが抑制された後で、運動の外見上の活動は低下していた。小さな抗議は2010年に何度か行われたものの、それらは容易に制圧された。反体制派は2011年の初頭におけるアラブ暴動の開始後に、多くの人々は2009年のイラン暴動がそうした運動を引き起こしたと信じたものの、再起を果たせなかった。グリーン運動の有名無実のリーダーで敗北した2009年の大統領候補、Mir Hossein Musavi、および Mehdi Karrubi は2011年の初頭に自宅監禁の状態に置かれた。この2年間に相対的な停止を見せているにもかかわらず、イランのオブザーバーは、グリーン運動が地下で活動を続けていると述べている。それは2011年2月14日の2012年2月14日の記念日、抗議上の抗議を実施した。 [78a] (p13)

15.52 2013年5月24日にヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) は、Mousavi、彼の妻 Zahra Rahnavard および Mehdi Karroubi がいまだに自宅軟禁下にあると報告した。さらに、

「Karroubi の家族に近い消息筋がヒューマン・ライツ・ウォッチに語ったところによると、情報省当局は20ヶ月にわたって彼をアパートに監禁し、ほんの数回しか建物から出ることを許可しなかったが、それもたいていは近くの病院で治療を受けるためだった。すべての家族訪問は、治安および情報当局の立ち合いのもとで実施されなければならない。」

「当局は、Mousavi と Rahnavard が自宅監禁の下で彼らの私邸内に留まることを許可した。3人のうち誰も罪に問われておらず、法廷または独立裁判所で彼らの抑留に異議申し立てをするためのいかなる手段も持っていなかった。」 [8p]

15.53 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「当局は事実上のグリーン運動の指導者である Mehdi Karroubi と Mir Hossein Mousavi の子

供に嫌がらせを続けた。国際的な報道機関によれば、[2012年]2月11日に、MOIS [情報治安省 (Ministry of Intelligence and Security)] 当局は、子供らの住居から財産を没収し、questioned Mousavi の2人の娘と Karroubi の息子が親を自宅軟禁状態から解放されるのを支援してくれるようイラン市民に頼む手紙を書いた後で数時間にわたって尋問した。Mousavi の娘の1人は Al-Zahra 大学での教職を後に解雇された。Kaleme も、2月後半に Mousavi の最も若い娘が情報省のエージェントと思われる者にハイウエーで「しつこく」追われた後に重大な自動車事故に関与したと報告した。[4a] (セクション 1f)

15.54 2012年2月28日に、BBC は、「2012年のグリーン運動はそのゴールを定義するのに苦闘している。イラン政府は、反体制派に同情的な誰一人として各自の声を上げることがほとんどできないようにした。」[21a]

15.55 グリーン運動に関するさらなる議論については、イラン人学者 Ramin Jahanbegloo が ユーロ圏の日刊紙 に発表した2012年9月5日付の記事を参照。[103a]

グリーン運動の指導者、Mehdi Karroubi と Mir Hossein Mousavi に関する詳細については、「附属書 C - 著名人」を参照。

「学問の自由」、「学生運動家」、「人権活動家」、「政治的表現の自由」、および「結社と集会の自由」に関するセクションも参照。

## 学生運動家

15.56 2010年6月8日の米国平和研究所 (US Institute of Peace) (USIP) の刊行物には以下の記載がある。

「イラン最大の学生運動、統一統合オフィス (Office for Consolidating Unity) または Daftar-e Tahkime Vahdat は1979年に設立され、ほとんどの大学に支部を持っている… 2002年に、Daftare Tahkim-e Vahdat は改革問題のせいで2つの派閥に分裂した。少数派の派閥は独自の指導部を選出したが、それは現在では Shiraz 派として知られている。多数派は…Allameh 派として知られる。Allameh 派は政治への覚醒のため2005年の大統領選挙のボイコットに賛成した。Shiraz 派はアハマディネジャド (Ahmadinejad) を支持した。」

「Allameh 派はソーシャルネットワークを通して街頭に人々を呼び集め、キャンパスでの抗議活動を組織しているグリーン運動抗議の最前線にあった。選挙以来、9人の中心的な委員のうちの少なくとも4人を含む数百人のそのメンバーが様々な期間にわたって拘留されて

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 141

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

いる。何人かは拷問と性的虐待の被害者であったということである。政府の取り締まり以来、学生の活動は個々のキャンパスから地方のリーダーにますます依存するようになった。」 [100a]

15.57 2010年6月9日に発行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) (AI) のレポート、「抗議から刑務所へ：イラン、選挙の1年後 (From Protest to Prison: Iran one year after the election)」は、以下のように報告している。「学生団体のメンバー、統一統合オフィス (Office of the Consolidation of Unity) (Daftar-e Tahkim-e Vahdat, OCU) および学士協会 (Graduates' Association) (Advar-e Tahkim-e Vahdat) は、逮捕の標的となっている。両方の組織は、人権を促進し、人権侵害を報告し、近年政治改革を要求することで著名であった。」 [9o] (p10)

15.58 フリーダムハウス・レポート 2013 には以下の記載がある。「学問の自由は制限される。学者は政治的な見解を表明した場合、頻繁に拘留されて、脅迫されて、退職を強制される…抗議活動を組織することに関与した学生は刑事処分に加えて停学または除籍に直面する。2009年の大統領選挙以来、IRGCに指導された Basij 民兵組織は、キャンパスでその存在を増しており、政権に対して積極的に発言する批判者は迫害の増大と起訴に直面する。」 [112f]

15.59 2011年12月に発行された国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) (FIDH) のレポート、「イラン：自由の抑圧、刑務所、拷問、処刑…弾圧の国策 (Iran: Suppression of freedom, prison, torture, execution...A state policy of repression)」には以下の記載がある。

「私服着用の治安諜報員、警察の特別チームとイスラム革命防衛隊の特別チームのメンバーは、2009年6月の大統領選挙の余波において、テヘラン、イスファハン (Isfahan)、およびシーラーズ (Shiraz) で情け容赦なくいくつかの大学寮を攻撃し、荒らし回った。結果として5人の学生がテヘランで殺害され、イスファハンで2人、およびシーラーズで2人が殺された。テヘランの寮では100人の学生が逮捕された。しかし、軍事裁判所は2011年5月に、攻撃と殺害について捜査するのではなく、司法組織に苦情を申し立てた者のうち約40人について審理を行い、罰金刑、むち打ち、および懲役3ヶ月から10ヶ月に及ぶ範囲の処罰を彼らに宣告した。何人かの学生は抗議デモにおいてまたは拘留中に命を失った。全国で数百人の学生が大学から退学させられ、彼らの研究を続けることを禁止されている。

「Daftar Tahkim Vahdat (統一統合オフィス) のような独立学生グループと学生運動家は、特に2009年6月の大統領選挙以来、過酷な迫害と取り締まりに直面している。」

142 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「政権に対する学生運動の抵抗の拡大と政権による運動への高圧的な取り締まりは、すべての詳細を記録することを難しい仕事にした。[56g] (p46-47)」

15.60 同 FIDH レポートには、2011 年 12 月の出版時に懲役に服していた 18 人の学生の名前を記載しており、彼らは「現在懲役に服している一握りの学生だけ」にしか過ぎないと記述されている。[56g] (p46-47)

15.61 2013 年 4 月 19 日に発行された USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「当局は、大学懲戒委員会が、社会的および政治的行動主義、反政権と考えられた学生出版物への関与、または改革主義者ないしは野党と提携した学生団体への参加に基づいて学生を停学させるか、転学させるか、退学させることを信用していた。学生グループは、政治活動に関与している学生をランク付けするために 2005 年に政府によって開始された「星」システムがまだ使用されていたと報告した。伝えられるところではこのシステムを通じて反政権と考えられている学生は、将来の学期に登録することを妨げられた。このメカニズムを通じて繰り返し停学にさせることにより、標的とされた学生は結果として研究を完成させたり、続けたりする能力を事実上否定されることになった。数多くの学生活動家が、非暴力的な抗議を含めて、政治的な活動に参加したせいでその年の間に除籍された。[4a] (セクション 2a)

星評価システムに関するさらなる情報については、「学問の自由」を参照。

15.62 2012 年 2 月に刊行された AI レポート、「「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大 (“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran)」には以下の記載がある。

「政府またはその政策に反対する見解を表明した学生活動家は、嫌がらせ、逮捕、および彼らの学業の継続の一時的および永続的禁止に直面した。2009 年 6 月の前から、そしてそれ以降、不公平な裁判の後で宣告された長期の判決に服し続けている者もあれば、または残酷で、非人道的で、劣悪な扱い相当する処罰であるむち打ちを宣告される者もいる。2011 年 9 月に、学生活動家の Peyman Aref は、「大統領に対する侮辱」で有罪を宣告された後に 74 回むちで打たれた。[9x] (p44)

15.63 2012 年 2 月の AI レポート にも、2009 年以降の個々の学生の扱いに関する詳しい情報が含まれている。[9x] (p44-45) 2009 年 6 月 12 日の大統領選挙に至る数ヶ月の、そして選挙後の騒乱の間の学生の扱いに関する情報については 2009 年 12 月 10 日に発行された AI

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 143

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

レポート、「イラン：議論を呼ぶ選挙、複合的な抑制 (Iran: Election contested, repression compounded)」[9t] を、そして個々の学生の扱いに関する詳細については 2010 年 6 月 9 日に出版された AI レポート、「抗議から刑務所へ：イラン、選挙の 1 年後 (From Protest to Prison: Iran one year after the election)」も参照。[9o]

15.64 2012 年 5 月 31 日に、イラン人権国際キャンペーン(ICHRI)と他の 16 の学生組織や人権組織が、「…2009 年 6 月の大統領選挙以来急激に増大している大学生と教員への公の攻撃」に注意を引き付けようとする声明を発表した。[52d] その声明は次のようなものである。

「2009 年以来、何人かの大学講師に加え、600 人を超える学生が逮捕され、その多くは後に投獄されており、政治的な活動の結果として数百人が教育の機会を奪われた…」

「イランの Daftar-e Tahkim Vahdat で最大の独立学生団体によると、2009 年 3 月から 2012 年 2 月までの間に、学生が平和的で政治的な、またはその他の異議申し立てを行った結果、科学技術省によってその後研究から締め出されてしまったというケースが少なくとも 396 件あった。さらに、少なくとも 634 人の学生が治安および情報機関に逮捕され、254 人の学生が同じような理由のために有罪を宣告された。このことは、彼らが学業を続ける能力に関して影響を及ぼした。科学技術省は 2009 年に、Daftar-e Tahkim-e Vahdat を「国家安全保障を危険にさらす活動に従事した」との理由で「違法な」組合であると宣言した。」

「同組織は、イラン当局が政府の政策に対する穏健な批判を理由に学生活動家を日常的に脅迫し、停学処分にし、逮捕し、起訴し、有罪宣告したとの情報を収集していると述べた。当局はまた、数百もの学生の集會り、出版物、および独立な組織を日常的に閉鎖に追い込んでいる。イランでは 30 人以上の学生が、意見の表明、デモへの参加、あるいは政府の政策に批判的な独立学生団体への加入によって表現の自由、結社の自由、および集會の自由の権利を行使しただけで、現在長期の懲役刑で服役している。これらの学生の刑期を合計すると 130 年以上にもなり、最長では 15 年の懲役を宣告されている者もいる。[52d]

15.65 2013 年 2 月 28 日付の国連特別報告官レポートには以下の記載がある。

「イランの学生団体、Daftar Tahkim Vahdat 人権委員会は、特別報告者への手紙の中で、学生組織、出版物、および行動主義と向かい合い、学究的生活を向上させ、学生と人権を守るための学生による平和的努力に反応して、処罰行為が増えていると強調した。」

「委員会は、ニュース・ソースから集めた情報に基づく統計を引用しながら、2005 年 3 月以来、1 学期またはそれ以上にわたって学生が教育の機会を奪われたというケースが少なくとも 935 件、また、大学から免職とされた教授のケースが少なくとも 41 件あったと主張

144 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。



する…さらに、3つの学生出版物または団体が強制的に終了されている。「このレポートでインタビューした個人は、政治的活動の結果、より高い学歴のための大学入学試験でトップの成績を収めたにもかかわらず、大学への入学を許可されなかったと主張した。」 [10d] (p20)

15.66 2013年8月21日に発行された ICHRI レポート、「約束の実行：イランの新しい大統領の人権ロードマップ (Fulfilling Promises: A Human Rights Roadmap for Iran's New President)」には以下の記載がある。

「2009年6月以来、イランの政治犯の多くは学生活動家である。現在、少なくとも29人の学生が彼らの行動主義のために刑務所に収監されている。現在イランの刑務所に収監されている何十人も学生活動家のうち、4年から10年に及ぶ懲役に服している Majid Dorri、Zia Nabavi、Bahareh Hedayat、Majid Tavakoli などの学生は、イランの法律に基づいた要件であるにもかかわらず1日の休暇が許されていない。」 [52m] (p28)

学生活動家と学問の自由に対する制限に関するさらなる情報については、ICHRI レポート を直接参照のこと。 [52m]

「学問の自由」、「人権活動家と弁護士」、「政治的表現の自由」 および 「結社と集会の自由」 も参照。イラン人権国際キャンペーン (ICHRI) のウェブサイトは、逮捕および拘留された学生についての情報を定期的に更新している。

### **Mojahedin-e Khalq Organisation (MEK/MKO) (モジャヘディン・カールク組織) (別名 People's Mojahedin Organisation of Iran (PMOI) (イラン人民モジャヘディン組織) または Holy Warriors of the People (人民聖戦士))**

15.67 2013年6月17日のコングリゲーションナル・リサーチ・ペーパー (A Congregational Research Paper) (CRS) の紙面には以下の記載がある。

「一部のグループはその発足以来、事実上政権交代を公約としており、それらの目的を達成するために暴力を用いた… これらのグループのうち最も良く知られているのはイラン人民モジャヘディン組織 (People's Mojahedin Organization of Iran) (PMOI) [別名モジャヘディン・カールク組織 (Mojahedin-e-Khalq Organization) (MEK/MKO) および国民抵抗評議会 (National Council of Resistance) (NCR)] である。非宗教的で左翼路線の同組織は、イラン国権の打倒を目指して1960年代に形成されており、マルクス主義を提唱したことはない」と否定するものの、米国の報告では、マルクス主義、フェミニズム、およびイスラム教を

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 145

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

含むいくつかのイデオロギーを混合しようと試みていると見なされている。同組織は、イスラム革命の際には親ホメイニ勢力と同盟しており、また、国務省の報告によれば、1979年11月のテヘランの米国大使館乗っ取りをサポートしたという。同グループは1981年9月にホメイニ政権に対して蜂起したが失敗し、その後亡命を余儀なくされた。[78c] (p14)

15.68 2012年7月18日に更新された外交問題評議会（Council on Foreign Relations）のバックグラウンドレポートには以下の記載がある。

「1987年に、レバノンの親イラン派グループによって拘束されていたフランス人の人質を解放させたフランス・イラン取引（NYT）の一部として、シラク（Chirac）政権は Rajavi と MEK の多くを追放した。MEK はイラクに招き入れられ、そこで同組織は、サダム・フセイン（Saddam Hussein）が8年間にわたるイラン・イラク戦争を遂行するのを、また、北部でクルド族の暴動と戦うのを手助けした。」

「2003年のイラクの侵攻を受けて、米軍は重火器のグループを武装解除し、同国の北東部にある14平方マイルの元イラク軍事基地である Camp Ashraf にそれを隔離した。」 [64b]

15.69 2013年6月17日の CRS レポートも同組織について以下を記載している。

「同組織は配偶者の Maryam と Masud Rajavi によって指導されている。フランスを本拠地としている Maryam は PMOI が指導する反体制派の「次期大統領」である。彼女はヨーロッパの政治家と定期的に会い、イラン政権に対する抗議活動を組織する。PMOI の事務総長の地位に長く留まっている；彼の所在についてはわかっていない

「国務省は1997年10月に外国テロ集団(FTO)として PMOI を指定し、NCR は1999年10月の再指定で PMOI の別名として指名された。」 [78c] (p14)

15.70 2012年9月29日に BBC ニュースは次のように報じた。「米国はイランの反体制グループ、Mujahideen-e Khalq (MEK)をテロ組織のブラックリストから外した。国務省は、そのような決定が、MEK の武装闘争路線の公式的放棄、10年以上の間組織によるテロ行為が確認されていないこと、およびイラクにおける同組織の準軍事的基地の閉鎖を考慮して下されたものであると述べた。[21c]イラン政府は、MKO を外国テロ集団のリストから外すという米国の決定を非難した。(ラジオ・フリー・ヨーロッパ/ラジオ・リバティ (Radio Free Europe/Radio Liberty)、2012年9月30日)[42c]

15.71 2013年6月17日の CRS レポートにはさらに以下の記載がある。「2009年1月27日

146 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

に、欧州連合(EU)は同グループをそのテログループのリストから取り除いた。同グループは2002年にEUによってそのような指定を受けていた。2008年5月に、英国の控訴裁判所は、同グループをもはやテロ集団とみなすべきではないと判断した。[78c] (p14)

15.72 投獄された政治活動家サイド Sayed Ziaoddin (Zia) Nabavi のための2010年5月のアピールの中で、アムネ스티・インターナショナル(AI)は、「イラン当局は、PMOIや他のグループが、[2009年6月の]選挙後のデモ行為の組織に関与したと主張した」と述べている。[9c] Sayed Zia Nabavi の扱いに関する詳細については [AI](#) アピールを直接参照のこと。[9c]

15.73 2011年1月24日にイラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) (ICHRI) は以下のように報告している。

「政治犯の Jafar Kazemi と Ali Haji Aghae は、2011年1月24日の早い時間帯に絞首刑に処せられた。二人とも選挙後の抗議活動への参加と Mojahedin-e Khalgh 組織(MEK) の一員であるとの疑惑によって、Moharebeh [“神に対する敵意”] での有罪宣告を受けていた。」

「イランの法律では、Moharebeh の犯罪は国家に対して武器を取ることをはっきりと意味しているものの、そのような活動を裏付ける証拠は何も提出されなかった。二人について採用された証拠には、抗議活動の写真を国外の関係筋に送ったこと、イラクにある MEK のキャンプ Ashraf を訪問したことが含まれていた。」 [52e]

15.74 2012年1月25日の ICHRI レポートには以下の記載がある。

「55歳の受刑囚 Javad Lari の死刑判決は覆され、下級裁判所に送り返されている…彼の罪状は、違法に出国してキャンプ Ashraf に向かったこと、国家安全保障に敵対する行動を取ったこと、および2009年の大統領選挙後の集会に関与して政権に敵対する宣伝をしたことである。しかし、彼が死刑を宣告された理由である moharebeh の罪は、彼が Mojahedin-e Khalq(MEK)のメンバーであることとその活動に関連している。[52y]

15.75 BBC ニュースは2013年2月9日に次のように報じた。「Mujahideen-e Khalq の別名で知られる PMOI の約3,000人のメンバーが、イラク政府に強要されて昨年キャンプ Hurriya に移動した。イラク政府は同グループの長年の基地であるキャンプ Ashraf を閉鎖させたかったのである。国連が彼らを再定住させる間、同キャンプは一時的な住まいになるわけである。[21j] 同ニュースは、キャンプ Hurriya で多くの人々が、2月9日の同キャンプへのロケット攻撃によって死亡または負傷したことを報告した。PMOI は、6人の男性と1人の女性が死亡して、他に50人を超える人々が負傷し、その一部は重傷であるとも伝えた。」 [21j]

15.76 2013年2月に発行されたデンマーク事実調査レポート2013には以下の記載がある。

「ICRC [国際赤十字委員会 (International Committee of the Red Cross)] は、元 MKO のメンバーがイラクからイランに自発的に帰国することを促している。帰国後に彼らは、希望に応じて現地の帰還者組織から定期的な訪問を受けている。2003 年以来、600 人の MKO メンバーが本国へ帰っており、その中の 200 人が ICRC からの援助を受けている。」[86a] (p46-47)

15.77 同じ情報源は、トルコの 2 つの人権組織の代表者の見解を報告した。それによると、「代表者らは、イラクからイランへの MKO メンバーの帰国についても言及した。帰国時に、メンバーはイラン当局に対して活動をやめたと述べるようになっていた。帰国時にメンバーは尋問を受けるが、おそらくそのうちの何人かは拘留されて、その後釈放されていたものと考えられる。」[86a] (p46)

15.78 2012 年 3 月 6 日付のイラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連特別報告者レポートは、MEK への関与の罪で拘留された人々の詳細を記載している。[10d] (表 I および III) MEK の背景とイデオロギーに関する詳細については、2012 年 7 月 18 日に更新された外交問題評議会 (Council on Foreign Relations) の背景解説記事を参照。[64b]

## **People's Resistance Movement of Iran (PMRI) (イラン人民抵抗運動) 別名 Jundallah [Jondallah] (ジュンダッラー)**

15.79 2013 年 6 月 17 日の国会調査部(CRS)レポートには以下の記載がある。

「イランの国境付近ではいくつかの武装グループが活動しており、そうしたグループは一般に民族または宗教マイノリティで構成されている。これらのグループは、グリーン運動のほとんどのイラン人メンバーと協力しているとは判明していない。」

「そのようなグループのひとつ、Jundallah は、主にパキスタンと境を接しているバルチスタン (Baluchistan) 地域のスンニ派イスラム教徒で構成されている。この地域には少数民族バルーチ族 (Baluch) が居住しており、イランの他の地域よりも開発がはるかに遅れている。Jundallah がイランにおける激しい闘争の過程で民間人を攻撃したとの理由で、2010 年 11 月 4 日に国務省は正式に同グループを FTO[外国テロ組織]に指定した…」

「2010 年と 2011 年の国務省テロレポートの記載には、Jundallah はイランの安全保障機関および民間機関の幹部を狙ったテロのいくつかに成功しているとある。同組織による最も広く注目されたテロ攻撃の 1 つは 2009 年 5 月の Zahedan のモスク爆撃であった。その際に同

148 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

組織は、これはイランでのスンニ派に対するひどい扱いへの復讐であると主張した。2009年10月18日に同組織は、Sistan va Baluchistan 州の地方グループが開いていた会合の間に5人の革命防衛隊司令官を殺害したとの犯行声明を出した。2010年2月の後半に政権は Jundullah の最高指導者、Abdolmalek Rigi の身柄確保を発表して、同組織に対する大勝利を宣言した。政権は2010年6月に彼を処刑し、同組織は2010年7月に Zahedan の別の場所で大規模な爆撃を実施して報復した。この爆撃により、数名の革命防衛隊員を含めて、28人が死亡した。同組織は、2010年12月15日の Chahbahar におけるモスク爆撃と、38人が殺害されたバルチスタン地域での爆撃にも関与したと考えられている。[78c] (p16)

15.80 2010年12月22日付のオンライン Baloch 新聞「The Baloch Hal」の論説は、以下の情報を提供している。

「Jundullah は、シーア派が支配するイスラム共和国で暮らしている少数派のスンニ派の権利保護に取り組むイラン人組織である。様々な民族集団に所属しているスンニ派が大多数のシーア派からのほとんど同じ疎外と差別を共有している一方、Balochi 語を話す若者のグループは、その少数宗派に対するイランの抑圧的な態度に抵抗することに決めた。Abdul Malik Regi (1983-2010)が指導した Jundullah は、公然と、パキスタンで活動する Baloch 国家主義者のいとは分離して、スンニ派の権利のために立ち上がったと表明した。Jundullah はその要求を受け入れさせることを目指して、爆弾テロや自爆テロ、そして二重自爆テロなどの極めて暴力的な方法にたよった。」

「テヘラン政府が、米国とイギリスによって資金提供されており、パキスタンによってかくまわれていると強く主張する Jundullah は、イランの Sistan-e-Balochistan 州の外側にその活動を拡大することができなかった。ワシントン・タイムズ紙 (the Washington Times) によれば、年齢8歳のグループは、さまざまな作戦において少なくとも4000人のイラン人兵士を殺害したと主張する。」 [97a]

15.81 2011年2月に発行されたマイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (Minority Rights Group International) (MRGI) のレポート、「正義と無視の終焉を求めて：今日のイランのマイノリティ (Seeking justice and an end to neglect: Iran's minorities today)」には以下の記載がある。

「この暴力は政府軍による州の軍備化と国家による処刑および超法規的殺害の数の飛躍的な増加に口実を与えた。例えばアムネスティ・インターナショナルは、2007年1月から8月までの間にイランでは166人の人々が処刑されたと報告している。そのうち50人はバルーチ人 (Baluchis) で、1人を除いた他の全員が2007年2月の Jondollah によるテロ攻撃の

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 149

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

後で処刑された。ある国会議員による 2007 年 3 月の報告によれば、700 人の人々が Sistan-Baluchistan 州で処刑を待っていたとされるが、バルーチ人の情報筋によればこの数字は大げさで疑わしいものであり、州当局は処刑が行われる州外の場所まで Baluchi 人を移送しなければならなかったという。死刑を待つ人々のほとんどはおそらく麻薬取引に関連する犯罪で有罪宣告されている。しかし、Sistan-Baluchistan での死刑は、イランの他の地域と同様に、「政治的騒乱を鎮圧し、民衆を威嚇し異議の申し立ては許容されないとのシグナルを送る」ため用いられていたことに、ほとんどのオブザーバーが気づいていないわけではない。」 [46a]

15.82 2009 年 8 月 27 日に、イラン・マイノリティ人権組織 (Iranian Minorities' Human Rights Organisation) (IMHRO) は、13 人のバルーチ人男性がテロ活動の罪に問われ、Jundallah (Jondollah) のメンバーであったとして告訴された後に処刑されたと報告している。IMHRO の調査員 Reza Washahi は、次のように述べたとされる。

「我々がこうした事件の詳細を常に知っているわけではないように、バルーチ人の情報筋はこれらの人々が普通の人たちだった、あるいは彼らのうち何人かは政治的および文化的活動家だったと言っている。いつものように、イラン政府は、どの国際的オブザーバーにも公聴会に出席することを許可しなかった。彼らには弁護士との立ち合いもなく、判決に対して控訴する権利もなかった。イラン政府は過去のテロ活動に関連して多くの人々を処刑しており、その後に容疑者が無実であったことが判明しても遅すぎるのである。」 [109b]

15.83 2011 年 2 月 8 日にテヘラン・タイムズ (the Tehran Times) は次のように報じている。

「イランはテロリストグループ Jundallah を根絶するために重大な措置を講じると、内務省の Ali Abdollahi は月曜日に述べた。」

[2011 年 2 月 7 日] 月曜日に掲載されたインタビューの中で、Abdollahi は IRNA に「我々は Rigi の組織を壊滅させる計画を持っており、真剣に (我々の目的を) 追求する」と語った。」

「Rigi の組織に残っているメンバーは、アメリカ (CIA [中央情報局 (Central Intelligence Agency)]) を含む外国の情報機関とつながっている」と、安全保障問題担当の内務副大臣である Abdollahi はさらに述べた。」 [50a]

15.84 2011 年 2 月の MRGI レポートは次のように述べている。「2010 年の年末に、11 人のバルーチ族受刑囚が、2010 年 12 月 15 日に起きた Sistan-Baluchistan 州 Chabahar のモスクでの自爆テロを受けて、Jondollah のメンバーであるとの疑いで処刑された。その全員がテロ

150 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

よりも前に投獄されていた。」 [46a] (p5) 2011年3月28日に発行されたアムネスティ・インターナショナルのレポート、「2010年の死刑判決と処刑」は次のように付け加えている。「彼らはみな、警察と革命防衛隊を待ち伏せての殺害、Shi'a モスクへの爆撃テロ、そして誘拐と武装強奪を含む様々な行為に関して「神に対する敵意」と「現世における腐敗」で有罪宣告されていたが、地方司法官は、彼らの誰一人として12月15日のテロには参加していないと否定した。」 [9v] (p28)

15.85 2012年6月28日に発行されたマイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (Minority Rights Group International) のレポート、「世界の少数民族と先住民の状態 2012 (State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2012)」には以下の記載がある。

「イランの治安部隊は、2003年に結成されて、米国とイランの両方からテロ集団であるとみなされている、Jundallah の別名をもつ親 Baluch 武装集団、イラン人民抵抗運動 (People's Resistance Movement of Iran) (PRMI) のメンバー数名を逮捕または殺害したと伝えられる。2011年5月に Jundallah のメンバー9人が逮捕されて、同年7月に Jundallah の司令官2人がバルチスタン (Baluchistan) で治安部隊によって殺された。2011年8月後半には、4人のメンバーがバルチスタンで武装テロを計画した容疑で逮捕された。」 [46c] (p200)

15.86 ジェームズタウン財団 (Jamestown Foundation) のウェブサイト上で、中東問題が専門のアナリストおよび調査員である Chris Zambelis によって発表された2012年11月15日付の記事には以下の記載がある。

「2010年までに Jundallah の指導者のほとんどは拘束されたか、または死亡しており、このことによって Baloch 闘争の脅威が中立化されたと思われていた。しかし、Sistan-Balochistan の Harakat Ansar Iran (HAI - Movement of the Partisans of Iran (イラン・バルチザン運動)) を自称する未知のグループに所属すると主張する Baloch 過激派によって実行された [2012年] 10月の自爆テロは、イランの Baloch 国家主義者による闘争が地平線上に再び姿を現しはじめた可能性を示唆している。(ファーズ・ニュース・エージェンシー (Fars News Agency) [テヘラン]、2012年10月19日)」

「[2012年] 10月19日に、自爆テロリストが Sistan-Balochistan 州の港湾都市 Chabahar で、爆発物を搭載したベストを爆発させた。イランの Basij(動員)民兵組織の2人のメンバーが死亡し、多数の民間の傍観者が突風によって負傷したと伝えられる。(プレス TV [テヘラン]、10月21日、ボイス・オブ・イスラミック・リパブリック・オブ・イラン (Voice of the Islamic Republic of Iran) [テヘラン]、10月19日)…」

「Chabahar で確認されたテロ攻撃は、2010年12月以降ではじめての Baloch 武装勢力によ

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 151

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

る自爆テロである。この時 Jundallah は、同じ Imam Hussein モスクで自爆テロを実行した。これにより予言者ムハマドの孫でありシーア派が崇敬するフセインの死を記念する哀悼式典の間に 38 人が死亡し、数百人が負傷した。(プレス TV、2010 年 12 月 20 日、al-Jazeera [Doha]、2010 年 12 月 15 日。)

「作戦上または人員の問題において HAI が Jundallah と正式に結び付いたかどうかを結論付ける証拠はまったくない。創設者であり指導者である Abdelmalik Rigi の逮捕とその後の処刑を含めて、著名なリーダー陣やその他の重要なスパイのほとんどが拘束されたか、または死亡したことにより、暴力とテロによる示威行動を再編するための能力が Jundallah には衰えたものと広く信じられていた。Jundallah は、Rigi の逮捕とその後の処刑に続き、イランの Balochistan において一連の大規模な攻撃をなんとか実行した。オンラインで入手可能な HAI の政治的・イデオロギー的論述を熟読してみると、少なくとも、HAI がそのインスピレーションを Jundallah から得ていることは明らかである。[23d]

「民族グループ」、「バルーチ族」（イラン当局によるバルーチ族コミュニティの扱いに関する詳細について）および「死刑」も参照。

## クルド族政党

15.87 2012 年 3 月 6 日付のイラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者レポートには次のように記載されている。「2011 年 10 月 31 日時点で、15 人のクルド族活動家が「国家安全保障に敵対する行動」、「現世における腐敗」、およびスパイ活動を含む罪で死刑囚監房に収監されていたと伝えられる。[10d] (p18) 活動家に向けられた容疑と彼らの判決に関する情報については特別報告者レポートの表 2 を参照。[10d] (p29-30)

15.88 2013 年 2 月に発行された、デンマーク移民局 (Danish Immigration Service)、ノルウェーLANDINFO (Norwegian LANDINFO)、およびデンマーク難民評議会 (Danish Refugee Council) によって 2012 年 11 月 9 日から 20 日まで、および 2013 年 1 月 8 日から 9 日まで実施されたイラン・テヘラン、トルコ・アンカラおよびロンドンについての事実調査任務による共同報告書、「法的問題および出国手続、並びにキリスト教への改宗、クルド族に関する問題、および 2009 年の選挙後の抗議者について (On Conversion to Christianity, Issues concerning Kurds and Post-2009 Election Protestors as well as Legal Issues and Exit Procedures)」(デンマーク事実調査レポート 2013) には、クルド族の政治的活動、その家族およびクルド族の政治的資料文書の普及についての情報が含まれている。[86a] (セクション 3、p40-45)

## Kurdish Democratic Party of Iran (KDPI、別称 DPIK)

152 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



## (イラン・クルド民主党)

15.89 2009年1月9日付のヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) のレポート、「イラン：クルド族 Ardebil 地域における表現と結社の自由には以下の記載がある。

「1940年代に、左翼のクルド族活動家がマハーバード (Mahabad) で Komala 党を結成した。1945年7月に、Komala はその名前をイラン・クルド民主党 (Kurdistan Democratic Party of Iran) (KDPI) に変更した。1984年以來、同党はイラクを本拠地としている。1991年に、KDPI はイランにおけるその武装活動を中止したものの、その「自衛ユニット」はイラク・クルジスタンへのイラン軍による侵入の間にイラン軍と衝突した。KDPI の指導者によれば、同党はイラン国内で武装しての活動を行わない。この立場は、つい最近の 2008年7月、KDPI の事務総長、Mostafa Hejri が再確認した。」 [8h]

現在「Komala」として知られるグループに関する情報については、以下のサブセクションを参照。

15.90 2007年12月付のチャタムハウス (Chatham House) 中東プログラム報告資料、「クルド政策の責務 (Kurdish Policy Imperative)」には以下の記載がある。

「イランのクルド政党も相次いで分裂し、2007年の初期以降は KDPI と Komala の両方に大きく分かれている。2006年12月に、KDPI のかなりの数に上る党員が自らを KDP と名乗って党を割って出た。(「イラン」を党名から削除し、1945年の設立当時のオリジナル名に戻った。) 名称の変更は新しい党を古い党と区別するだけでなく、その拡大した国家主義的アプローチと関連している。 [73a] (p7)

イランのクルド政党に関するさらなる歴史的情報については、チャタムハウス中東プログラム報告資料を参照。

15.91 フリーダムハウス (Freedom House) レポート 2013 は、「イラン・クルド民主党 (KDPI) のような分離主義を熱望しているとの疑惑があるクルド族反体制グループは残酷に抑圧された。国家安全保障罪で有罪宣告された少なくとも 28 人のクルド人受刑囚は、2012年の年末にも死刑囚監房に留まっていた」と述べている。 [112f]

「民族グループ」、「クルド族」 も参照。

## Komala [Komalah, Komaleh] (コマラ)

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 153

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

15.92 2013年1月30日に更新されたジェーンの安全保障監視評価(Jane's Sentinel Security Assessment)は、「Komalehには、二つのはっきりと見分けがつく党派がある。すなわち、イラン Komalah 共産党 (Komalah-CPI) と、イラン・クルド Komala 党 (Komala-PIK) である。」[61b] (非国家武装グループ) 「Komalah-CPI の第一書記は Ebrahim Alizadeh である。Komala-PIK の事務総長は Abdullah Mohtadi である」と述べている。(ジェーン、2013年1月30日)[61b] (非国家武装グループ)

15.93 同じ情報源は以下のようにも述べている。

「Komaleh は 1969 年にイラン・クルジスタン・マルクス・レーニン主義者の国家主義組織として設立された。同グループは自身をプロレタリア階級の先兵で、クルド族の権利の保護者とみなし、王権の独裁的な治世において政治的敵対勢力となった。1979 年のイスラム革命の後で同グループは新しいイラン・イスラム共和国に対して武器を取ったものの、断固とした対テロ作戦に遭い、1983 年にはイラク・クルジスタンに転じることを余儀なくされた。1984 年に、同グループはイラン共産党 (CPI) の設立に参加したが、こうした動きは Komaleh の多くの幹部を疎外することにつながり、1980 年代の末期から 1990 年代の初期にかけて Komaleh は 2 つの別個の組織へと発展した。Komaleh の創設者 Ebrahim Alizadeh が率いるイラン Komalah 共産党 (Komalah-CPI) は同グループの原型であるマルクス・レーニン主義的姿勢を維持し、CPI の自治クルド部門として活動している。一方、Abdullah Mohtadi が率いる、離脱したイラン・クルド Komala 党 (Komala-PIK) はより穏健な社会主義的イデオロギーを採用して、より大きな派閥となった。イデオロギー上、教義上の違いにもかかわらず、両党の目的は広く同調している。すなわち、神政の中央政府を、イランの少数民族に自律性を提供する世俗的、連邦的、および民主主義的共和国へと置き換えることである。しかし、両翼は協力せず、Komala-PIK がイラン・クルジスタンの至るところで一連の不成功に終わった暴動に参加した 2005 年に、Komaleh によって実行された最後の主要な攻勢が生じた。それ以来、Komaleh の両翼は、イラン・クルジスタンで政治的および文民的行動主義を実行することに集中している。[61b] (非国家武装グループ)

15.94 2007年12月付のチャタムハウス (Chatham House) 中東プログラム報告資料、「クルド政策の責務 (Kurdish Policy Imperative)」は、「2007年10月に、多くの Komala の大物は離脱して「Komala」一改革と開発の派閥を形成した。両方のケースとも、様々な派閥の追従者の間で物理的な衝突があった。[73a] (p7)

チャタムハウスのブリーフィング・ペーパーは、イランにおけるクルド族政党についてより多くの歴史情報を与えてくれており、さらなる詳細のために直接閲覧するとよい。

154 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

15.95 2012年9月4日に閲覧した2009年付の Komala のウェブサイトは、組織について紹介しながら、同党の目的を概説している。

「進歩的な価値観を守りつつ、Komala 党はその政治路線の主要なテーマとして民主主義を掲げた。要するに、Komala 党はクルド族の権利のために、イランの政権交代のために、そして民主的、世俗的、多元的連邦国家イランのために戦う。Komala 党は普遍的な民主主義の価値、人権、信教の自由、表現、結社と組織、女性の平等の権利、および文化的、民族的、宗教的寛容と同様に社会正義を信じている。[119a]

15.96 2012年3月6日付のイラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者レポートには、「Komala への関与のために告発されて、現在拘留されて、死刑を宣告された1人のクルド人」についての言及がある。[10d] (セクション III、表 II, p29) 同じレポートは不特定のクルド野党への関与のために死刑を宣告された、全部で15人のクルド人拘留者にも言及した。[10d] (セクション III、表 II, p29)

15.97 2013年6月の大統領選の後に行われ、クルドネットで公開された2013年6月29日付の Komala の指導者 Abdullah Mohtadi への インタビュー は、同党についてのさらなる情報を提供している。[96a]

Komala や他の反体制クルド・グループに関与していると認められたクルド人の扱いの詳細については「民族グループ」、「クルド」も参照。

## **Partiya Jiyana Azada Kurdistan (PJAK) 別名 Kurdistan Free Life Party または Party of Free Life of Iranian Kurdistan (クルドの自由な生活党)**

15.98 2011年8月19日付のジェームズタウン財団 (Jamestown Foundation) のニュース記事には以下の記載がある。

「PJAK は、2004年により大きく、より古い Partiya Karkeren Kurdistan (PKK - クルジスタン労働者党) によって設立された。米国が2003年にイラクで Ba'athist 政権を倒した後のトルコ政府に対する PKK の反乱にイラン・クルドにおいて相当するものとしてである。KRG[クルジスタン領政府]に、同グループと敵対的に行動するように迫るために、イランは2006年に越境砲撃によって PJAK 攻撃に報復した。[23b]

15.99 2013年6月17日の議会調査部 (Congressional Research Service) のレポートには以この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 155

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

下の記載がある。

「イラク国外に出て活動している武装クルド・グループは、その頭字語 PJAK によって知られる自由な生活党 (Free Life Party) である。リーダーはドイツ国民であり、その国に住んでいる 1941 年生まれの Abdul Rahman Hajji Ahmadi であるとみられている。多くの PJAK メンバーは、同組織による女性の権利への献身的取り組みを支持する女性だと言われている。指定声明書は、決定が主にトルコ・クルド反体制グループの Kongra Ge、別称 PKK と PJAK との連携に基づくことを示唆するものの、PJAK は、大統領命令第 13224 号の下でテロ活動サポート団体として 2009 年 2 月初めに財務省によって指定された。2010 年 5 月にイラン政権によって処刑された 5 人のクルド人は PJAK のメンバーとされている。

「2010 年 6 月に、イランがイラク国内の有名な PJAK 基地を砲撃したことにより、クルド系民間人が複数死亡した。イランは 2011 年 7 月に砲撃活動を繰り返した。2011 年 9 月 26 日に、トルコのエルドアン (Erdogan) 首相は、イランとトルコがこれらのクルド反体制グループのイラク国内の潜伏所に対して共同作戦を計画していると述べた。2012 年 3 月のいくつかのレポートは、PJAK がイラン政権との停戦合意に達したかもしれないと伝えていた。[78c] (p16-17)

15.100 2010 年 5 月 10 日に、アジャンス・フランス・プレスは、5 人の人々がテヘランの Evin 刑務所で処刑されたと報じた。1 人のクルド人女性を含めて、そのうちの 4 人が PJAK のメンバーであると報告された。IRNA によると、彼らは「mohareb」または「神の敵」として、および「…イランの複数の都市で政府施設と公共財の爆撃を含むテロ行為を実行したこと」について有罪を宣告されたと検察局は述べたという。[14a]

15.101 イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) (ICHR) は、2010 年 5 月 9 日付の記事の中で処刑を非難した。ICHR は、処刑されたうちの一人、教員でありソーシャルワーカーである Farzad Kamangar が「証拠ゼロ」の、たった 7 分間の裁判の後で 2008 年 2 月に有罪宣告され、死刑を宣告された」と述べた ICHR はまた、処刑されたクルド人女性が容疑を否定したと報告した。Evin 刑務所から最近送られてきた何通かの手紙の中で、彼女は彼女に対するテロの告訴を否定し、テレビカメラの前で虚偽の自白を行うのを拒否したために拷問されたと述べた。[52g]

15.102 ジェームズタウン財団 (Jamestown Foundation) の 2011 年 8 月 19 日の記事は以下のように報じている。

「イランは最近、クルジスタン領政府 (KRG) に Partiya Jiyana Azad a Kurdistane (PJAK - イ

ラン・クルジスタン自由な生活党 (Party of Free Life of Iranian Kurdistan) の反イラン活動を止めさせるための圧力を高めるために、国境の村を砲撃し、国境を越えて北イラクへの侵略に乗り出した… [イラクの] Erbil のイラン領事、Sayed Azim Husseini によれば、「イランとイラクの間の共通の境界の上にイランに対する PJAK 武装勢力の活動がある限り、イランはこれらの地域において砲撃を停止しないであろう (Albawwaba.net、2011 年 8 月 17 日)。」 [23b]

15.103 ハイデルベルク国際紛争研究所 (Heidelberg Institute for International Conflict Research) (HIICR) の「紛争バロメータ (Conflict Barometer) 2011」は、2010 年 12 月 1 日から 2011 年 12 月 31 日までの期間における PJAK とイラン政府軍の間の紛争についての情報を提供している。[107a] (p97) HIICR の「紛争バロメータ 2012」は、「イランでは、クルド生活の自由党 (Party of Free Life of Kurdistan) (PJAK) との衝突が減少したものの暴力は依然として続いている」と述べている。」 [107b] (p99)

15.104 ロイター (Reuters) は 2012 年 4 月 25 日に次のように報じた。「クルド族反乱軍はイラン西部における攻撃でイラン革命防衛隊の高官 4 人を殺害したとイランの通信社 Mehr は水曜日に伝えた… Mehr によれば、別の 4 人の防衛隊員が [2012 年 4 月 24 日] 火曜日に Paveh の西地区での PJAK (クルド生活の自由党 (Party of Free Life of Kurdistan)) グループによる猛攻撃で負傷した。 [5a]

15.105 「2012 年 3 月 6 日付のイラン・イスラム共和国における人権状況についての特別報告者レポートは、PJAK への関与によって告発されて現在拘留中の 3 人のクルド人に死刑の判決が下されたと述べている。 [10d] (セクション III、表 II、p29)

15.106 Kurd Net に公開された 2013 年 8 月 26 日付の記事は、以下のように報じている。

「[2013 年 8 月 26 日] 月曜日に、イラク・クルジスタン(南クルジスタン)を本拠地とするイラン・クルド反乱軍は、イラク・クルジスタンとイスラム共和国との国境付近での衝突で 7 名のイラン軍兵士を殺害したと主張した。」

「クルド生活の自由党 (Party of Free Life of Kurdistan) (PJAK) は、同党の闘士 2 人が、東クルジスタンの Sardasht の境界エリアの付近における 8 月 22 日の衝突で死亡した。両陣営の間で死者が出るほどの戦闘が起きたのは、2012 年 4 月以来と見られている。」 [96b]

イラン政府と PJAK との紛争の分析については、ジェームズタウン財団 (Jamestown Foundation) のレポート、2011 年 9 月 22 日付の「クルド族反乱軍に対するイランの「先制」軍事攻撃の背景理由に関する精査」を参照 [23c]。

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 157

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

クルド反体制グループへの関与が認められたクルド人の扱いに関する詳細については、「民族グループ」、「クルド族」を参照。

## 16. 言論と報道の自由

本セクションについては、「政治的所属」および「人権組織、団体および活動家」と関連させて読むように勧める。

### 概要

16.01 2012年2月付のアムネスティ・インターナショナル(AI)のレポート、「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大 (“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran)」には以下の記載がある。

「イラン全国民の表現の権利を行使する権利を制限するために採用された新施策は、長年の政策と慣行にそのルーツがある。イランの刑法、報道倫理規定、および他の規則は、新聞記事についての数十年に及ぶ検閲、新聞の発行禁止、そしてノンフィクションとフィクションの文学、テレビ、演劇、および映画と絵画作品の審査の基礎となってきた。報道倫理規定は、インターネット上に公開された資料をカバーするために2009年4月に改正されたものの、下に示すその他の法的措置はよりいっそう立ち入った制限を課している。

「新聞またはウェブサイトに執筆する者、またはメディアのインタビューに応じる者は、「体制に反対した影響力のある宣伝」、「当局への侮辱」、「国家安全保障を損なう意図をもった嘘の普及」、また、時には「現世における腐敗」あるいは「神に対する敵意」などの「罪」によって報道倫理規定と刑法の下で告発される可能性がある。」 [9x] (p13)

16.02 2013年8月29日に発行されたフリーダムハウス(Freedom House)(FH)の2012年をカバーするレポート、「報道の自由 2013 – イラン」(FH報道レポート2013)には以下の記載がある。

「憲法の規定と法律は、報道で取り上げることができるものを制限し、メディアへの保護の提供が不十分である。反対意見を有罪とするために、政府は規則の中で漠然とした言い回しで表現された法律を発動する。憲法の第24条は報道の自由を保証しているけれども、「イスラム教の根本原理または一般大衆の権利にとって有害である」とみなされる内容に関する幅広い例外がある。1986年に最初の草案が作成され、2000年に改正された出版法は、

158 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「出版社と報道機関は、それらが世に送り出すものが民法のイスラム原則に違反しないならば、表現の自由を享受するものとする」と定めている。同法の第 3 条は、「報道機関は、イスラムの教えと共同体の最高の利益を正しく観察する一方で、公開情報に関しての個人および政府当局に反対する意見、建設的な批判、提案、および説明を公表する権利を有する」と定めている。刑法の第 500 条は、国家に反対するどのような形の宣伝であれ引き受ける者は 3 ヶ月以上 1 年以下の懲役を宣告される」と定めているものの、同法は「宣伝」については何も定義していない。第 513 条の下で、「宗教への侮辱」であるとみなされる一定の罪も、同じく定義されていない「侮辱」によって、軽犯罪については 1 年以上 5 年以下の懲役または死刑の処罰に値する。2010 年に、活動家とジャーナリストに有罪宣告するために、政府は *moharebeh* または「神に対する敵意」の犯罪の定義を拡大した。イランの法律は、意図的に「大衆の精神における心配と不安」を引き起こすこと、「虚偽の噂」を広めること、「真実でない行為」について書くこと、および国家当局を批判することについて有罪を宣告された者に、最長で懲役 2 年、最高で 74 回までのむち打ち刑、または罰金刑の判決を下すと規定している。しかし、多くの懲役は、6 年から 10 年以上に及ぶほど恣意的に厳しかった。2012 年 4 月に発行された政府命令は、報道機関が発表するいかなる情報についても、その発生源を明らかにすることを義務付けた。さらに、通信社は、ブロックされたウェブサイトまたは発禁処分となった新聞から内容を引用することを禁止されている。

[112b]

16.03 2012 年 9 月 20 日に発行された FH レポート、「岐路に立つ国家 2012: イラン」には以下のように記載されている。

「政権は、報道とインターネットを検閲し、出版物を禁止することによってのみならず、ジャーナリスト、ブロガー、およびオンライン活動家を逮捕することによって、異議を唱える意見はいかなるものも黙らせるという方針を維持している。憲法第 24 条は「イスラム教の基本原則または国民の権利が侵害されている場合を除き、出版社および報道機関は表現の自由を有する」と宣言しながら、表現の自由の制限について国家に自由裁量を与えている。「イスラム教の基本原則」と「国民の権利」は憲法において定義されておらず、当局が独自の解釈を用いて、思いのままに自由な表現を取り締まることができるのを意味している。これらの制限は、2009 年の選挙後の騒乱を受けて悪化した。」 [112a]

16.04 2013 年 3 月 19 日に更新された国境なき記者団 (Reporters sans Frontières) (RSF) のレポート、「2012 年に大量殺戮されたニュース供給者」は、その当時 26 人のジャーナリストと 17 のネチズンが収監されていたと報告している。同レポートには以下の記載もある。

「論議を呼んだマハムード・アハマディネジャド (Mahmoud Ahmadinejad) 大統領の再選後

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 159

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

に起きた抗議に対する取り締まりの結果として、メディアの自由状況は 2009 年にかなり悪化した。その時以来、政権は、許容ラインを越えたとしてニュース供給者を拘留し続けている。拘留者の何人かの健康状態は非常に悪化している。もし拘留者があえてメディアに何かを話したならば、追加の処罰として、拘留者の家族は頻繁な脅迫、嫌がらせ、および報復にさらされる。釈放された人々の何人かも脅迫の被害者であり、働くことを妨害されて、彼らを解雇するよう雇用者に圧力がかった。」 [38a]

16.05 2013 年 4 月 19 日に発行された、米国国務省の「人権慣行についてのカントリーレポート 2012、イラン (Country Reports on Human Rights Practices 2012, Iran)」(USSD レポート 2012) には以下の記載がある。

「憲法は、言葉が「イスラム教の根本原理または国民の権利にとって有害である」とみなされる場合を除き、表現および報道の自由について規定している。法律は、「いかなる形式であれ、国家に反対する宣伝に携わる者」は 1 年間投獄される可能性がある」と定める。ただし、法律は「宣伝」について定義していない。また、法律は、国家または国家安全保障に敵対する犯罪またはイスラム教を「侮辱」する犯罪を扇動した作家の起訴について規定している。後者の罪は死刑に値する。政府は言論および報道の自由を厳しく制限しており、政府を直接批判した者や人権問題を提起した者を威嚇または起訴するためにこうした法律を用いている。CPI [ジャーナリスト保護委員会 (Committee to Protect Journalists)] によれば、政府は 1 年を通して報道威嚇のキャンペーンを続けていた [2012] [4a] (セクション 2a)

16.06 言論の自由に関して、USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「個人は報復なくして公然とまたは私的に政府を批判することができず、政府は批判を妨害することに積極的に努めた。政府は野党議員、改革主義者、活動家、および人権擁護者の会合、運動、および通信を監視した。国家安全保障と手紙、電子メール、およびその他の公的および私的通信に基づいて政権を侮辱することに対して、政権はしばしば当該者を犯罪で告発した。2012 年の間に、刑務所ないでの扱いまたはその他の政府の慣行を批判する公開状を書いた受刑囚に対して政府が刑期を延長したケースが複数あった。」 [4a] (セクション 2a)

16.07 RSF の 2013 報道自由指数は、イランを 179 ヶ国中 174 位に格付けして、次のように述べた。「ジャーナリストとネチズンを投獄するだけでは満足せず、イランはジャーナリストの親族にも嫌がらせを行っており、それには外国にいるジャーナリストの親族も含まれる。」 [38c]

160 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



## 出版報道

16.08 2012年9月20日に発行されたFHのレポート、「岐路に立つ国2012: イラン(Countries at the Crossroads 2012: Iran)」には以下の記載がある。

「過去2年間の検閲は新しい高みに達した。ますます多くの政治的、社会的、文化的問題が立入禁止とみなされた。イランのジャーナリストは、同国の高等国家安全保障評議会(High National Security Council)がしばしばある種のテーマを取り上げることが新聞に禁止するガイドラインを発行していると述べている。匿名を条件に話したイラン国内の何人かのジャーナリストによると、イランの反体制運動に関連した人権侵害とニュースはタブーのトピックに含まれている。」[112a]

16.09 FH報道レポート2013は、「最も広い流通と影響を持つ新聞は保守的な編集上の立場を固守しているか、または政府によって直接運営されている」と述べる。[112b] 「少数の存続している改革派の新聞と出版物は高まる圧力を受けて、少なくとも2紙が休刊に追い込まれている。前年には改革派と独立派の出版物だけが標的とされていたのに対し、保守派の間で権力闘争が進行したことにより、政府と提携するいくつかの新聞を含めて圧力の状態の範囲が広がった。(FH、「岐路に立つ国家2012: イラン」、2012年9月20日)[112a]

16.10 FH報道レポート2013には以下の記載がある。

「厳しい検閲規則によって、2009年以来様々な時間をかけて40を超える新聞や他の出版物が閉鎖を余儀なくされており、当局は2012年の年間を通して出版社を閉鎖し続けた。マハムード・アハマディネジャド(Mahmoud Ahmadinejad)大統領の政策に批判的な記事を掲載した後で出版法の違反により2011年に閉鎖した改革派のニュース週刊誌、Shahrvand-e Emroozは2012年も閉鎖したままだった。2月に、主要な改革派の日刊紙Rouzegarは、反政権的宣伝を行ったとの疑いで6ヶ月間に2度、一時的に休刊とされた。別の改革派の新聞、Etemadは、アハマディネジャドの報道アドバイザー、Ali Akbar Javanfekrとのインタビューを掲載した後の2011年11月に2ヶ月間発禁処分とされた。このインタビューにおいてJavanfekrは、同大統領に反対する政権内の強硬派を批判した。当局は、同紙が「虚言の掲載と公務員に対する侮辱」のために休刊したと述べた。Etemadは、2012年に刊行を再開することを許されたけれども、そのウェブサイトへのアクセスはイラン国内では妨げられている。Javanfekrは、「イスラムの規範に反する資料の掲載」という別個の罪によって6ヶ月間懲役に服するために2011年9月に拘束された。彼は、2011年8月に女性に関するイランの服装規定を要求する記事を書いた。改革派の新聞Sharghは、イラン・イラクの戦争の退役兵を嘲笑する漫画を掲載したことを非難され、2012年9月に発行停止になった。Shargh

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 161

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

の騙取者、Mehdi Rahmanian は逮捕された後に保釈された。12月に法廷は Shargh と Rahmanian の両名を無罪にした。営業を継続させるために、多くの報道機関とジャーナリストは自己検閲を行い、公式な規制に従うように努めている。」 [112b]

16.11 2013年4月10日に出版された「FH世界の自由2013レポート、イラン」には、「アハマディネジャドの漫画を掲載したことにより出版法違反に問われた独立系新聞の Maghreb を含めて、数多くの定期刊行物が2012年に道徳上または安全保障上の違反を理由に発行停止とされた」との記載がある。 [112f]

下の「ジャーナリスト」も参照。

## テレビ・ラジオ

16.12 「FH報道レポート2013」には以下の記載がある。

「大都市以外の地域では活字メディアの流通に限界があることを考慮すれば、ラジオとテレビは多くの市民にとってニュースの主な入手先としての役割を果たしており、住民の80パーセント以上がテレビでニュースを見ている。憲法第175条は民間放送を禁じている。政府は国内のすべての放送メディアを独占し続けており、公式の政治的・宗教的観点のみを提供する。最も広い流通と影響を持つ新聞社は保守的な編集上の立場を固守しているか、または政府によって直接運営される。国営の英語による衛星放送ステーション、プレステレビは2007年に開始された。強力なイスラム革命防衛隊軍団 (IRGC) は主として Fars 通信社を管理する。衛星通信アンテナを所有する人が増えていることから、技術的に禁じられているにもかかわらず、国際的なニュース・ソースを利用する人の数も増えている。2009年の大統領選以来、政府は違法な衛星通信アンテナに対する規制を強化しており、アンテナの没収と所有者への罰金を科している。IRGCは、テヘランその他の都市の視聴者への外国衛星信号の妨害専用として1000万ドルの予算を計上していると伝えられる。イランは英国放送協会 (BBC) のペルシア・テレビ・サービスを、2009年の設立以来繰り返し妨害している。同チャンネルは、BBCペルシアのウェブサイトとデザイン上同一のウェブサイトがBBC職員に対する告発を拡大するために創設されたような脅威と考えられている。偽造サイトは.irのドメイン名を持っており、これは政府の許可なくして使用することができないものである。BBCペルシアに関する報告は、国内の政界とイランの対外関係の両方についての政府の描写に異議を唱えるものである。イラン当局はしばしば政権に敵対する外国のプロットの証拠として同チャンネルの仕事を挙げる。2012年の年間を通して、BBCペルシアの職員のイラン国内に住む親族は当局によって威嚇、嫌がらせ、および拘留を受けた。 [112b]

162 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

16.13 フリーダムハウス・レポート 2013 は、「衛星通信アンテナは違法であるにもかかわらず流行しており、アンテナの没収と法外な罰金についての報告が増え続けている」と述べている。[112f] 「[2012年] 10月にヨーロッパ最大の衛星プロバイダーは欧州連合によって課された制裁に呼応して、イランの19の国営衛星放送とラジオのチャンネルの放送を停止した。」(ジャーナリスト保護委員会(Committee to Protect Journalists)、2013年2月14日)[29a]

## ジャーナリスト

16.14 2013年2月14日に発行されたジャーナリスト保護委員会(Committee to Protect Journalists)(CPJ)のレポート、「2012年の報道への攻撃」は、「数十人のイランのジャーナリストは嫌がらせと懲役の脅威のため、ここ数年で亡命していることをCPJの研究は示している」と述べている。[29a] 同じレポートはまた、68人のジャーナリストが現在亡命生活を送っており、2012年12月1日時点で45人が刑務所にいたとも述べている。さらに、「当局は、批判的な声を沈黙させるための企てとして、休暇に一部の拘留者を解放し、同時に新しく逮捕を行うといったように、ジャーナリストを投獄する場合には回転ドア方式を維持していた。」[29a]

16.15 CPJ レポートは続ける。

「2009年のマハムード・アハマディネジャド(Mahmoud Ahmadinejad)大統領の議論を呼んだ再選以来、政権は、多数のジャーナリストを投獄し、その他に嫌がらせと威嚇を行い、改革派の出版物を日常的に禁止することによって報道に対するキャンペーンを続けていた。拘留されたレポーターは、独房監禁期間の延長、身体的虐待、および家族の面会と治療の拒絶を含む虐待的条件にさらされた。2003年以来イランでの拘留中に亡くなった3人目のジャーナリストとなる政治的ブロガーSattar Beheshtiは、国の保護下で11月に死亡した。Evin刑務所の仲間の囚人は、Beheshti(35歳)が拷問されたと言った。当局は、ニュースとソーシャルネットワークキングのサイトを含め、数百万のウェブサイトをブロックして、より厳密な規制を強制する国有インターネットの創設を発表しつつ、インターネットを検閲し続けた。2013年選挙の準備段階において、政権は国際報道機関に対する攻撃の度合いを増した。テヘランの陪審が、誤ったビデオの見出しに関する国家反逆罪でロイターに有罪宣告することを9月下旬に可決した後、政府は同機関の認定を停止し、そのジャーナリストに報告を禁止した。BBCのジャーナリストも年間を通して逮捕され、尋問されて、威嚇された。[2012年]3月に、同放送局は、同局の衛星を妨害する企てによる、イランに流れ込む同局のEメールとインターネットサービスに対する「洗練されたサイバー攻撃」について報告した。」[29a]

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

163

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

投獄されて判決を受けた個人のジャーナリスト、およびイランから逃亡した人々のケースに関する詳細については、「[CPJ レポート 2012](#)」を参照。[29a]

16.16 FH レポート、報道の自由 2013 には、「多数のジャーナリストが脅迫され、殴打され、逮捕され、不公平裁判を受けて、特に 3 月の議会選挙の準備段階で投獄されたように、政府は 2012 年にメディアの取り締まりを維持した。当局は威嚇と嫌がらせをジャーナリストの家族にまで広げた。」[112b]

16.17 同じフリーダムハウスのレポートには以下の記載がある。

「司法組織は告発されたジャーナリストの事件を、政権転覆を画策した疑いのある者を対象とする緊急裁判であるイスラム革命法廷 (Islamic Revolutionary Court) (IRC) に委託する正当な法の手続きによって、頻繁に彼らを否定する。IRC でのジャーナリストに対する訴訟は非公開の審問と弁護士または公正な陪審との接触の拒絶を特徴とした。2010 年に、強力な専門家集会 (Assembly of Experts) の一員である Ayatollah Mohammad Emami Kashani は弁護士が政治上の注意人物を弁護することを禁じて、法律の専門家が逮捕されたジャーナリストを支援することを困難にした。政治に関する訴訟でジャーナリストその他を弁護した何人かの著名な人権弁護士は、彼ら自身が数年来起訴されている。」[112b]

16.18 RSF は 2011 年 3 月 1 日に次のように報告した。「亡命生活を送る何人かのイランのジャーナリストと作家は 2 月 24 日以来イランの諜報機関から殺害の脅迫を受けている。…何人かのジャーナリストや亡命生活を送る他のイラン人は電話、テキストメッセージ、または E メールによって、「イスラム共和国に対するあなたの行動を中止せよ。さもないと、あなたは究極の処罰を被るであろう」や「我々はあなたに中止するように命じる。さもないければ、あなたは代償を支払うであろう」といった匿名の脅迫を受けた。」[38d]

16.19 フリーダムハウス・レポート 2013 には以下の記載がある。

「当局は頻繁に、国際的制裁の経済的影響、野党リーダーの運命、および国家の核政策に対する批判を含めて、具体的な話題とイベントについてのメディアの取材を禁止する特別命令を出す。外国に拠点を置くペルシア語の衛星ニュースチャンネルへの協力は禁止される。著名な経済アナリストの Fariborz Raisdana は、2012 年 5 月に 1 年間の懲役に服役しはじめた。彼は元々、英国放送協会(BBC)ペルシアの放送で政府の経済政策を批判したせいで 2010 年 12 月に逮捕されていた。前例のない動きにおいて、政府は、安全保障機関と情報機関によって嫌がらせを受け、尋問されて、拘留された BBC ペルシアの職員を含めて、外国

164 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

に住むジャーナリストの家族に圧力を加えた。」

「報道法廷は、「イスラム教に対する反乱」、「合法的に尊敬される侮辱的な法人または実在の人」、および「政権に反対する宣伝」のような漠然とした言葉で表現される罪のためにジャーナリストを起訴する広範な権限を有している。「怪しい情報源」または政府を批判する情報源の使用も禁じられる。」 [112f]

16.20 2013年2月28日付の国連特別報告者 (Special Rapporteur) によるレポート、「イラン・イスラム共和国における人権状況」には以下の記載がある。

「特別報告者は、「容認できない」内容の17のカテゴリーを含んでいるイランの1986年出版法の条項の下で、数十のジャーナリストとネチズンが相次いで逮捕、拘留、および起訴されたことを懸念している。特別報告者は、イランに対して直ちに最近のジャーナリストの大量逮捕を停止させて、逮捕直後からすでに拘留されている少なくとも17人のジャーナリスト（その大多数は独立報道機関で働く）を釈放することを求めるために、言論と表現の自由に関しての独立な専門家、人権擁護者、および2013年2月4日の恣意的拘禁に関する作業部会的主席報告者と合流した。人権専門家グループは、実行された17回の逮捕が、彼らが「反革命的である」外国の報道機関および人権組織と協力したという告発の下で独立的ジャーナリストおよび報道機関の取り締まりのより広範なキャンペーンの一部であったという彼らの恐怖を強調した。」

「前記の逮捕に先がけて、45人のジャーナリストがイランで拘留された。本レポートのために自らの逮捕と起訴についてのインタビューを受けてくれた5人のジャーナリストはみな、彼らがイランの出版法に従って陪審による公開裁判を受けられなかったと主張した。2人のジャーナリストは、告訴をされず、裁判にも一度もかけられずに、恣意的に拘留されたと報告した。1人のジャーナリストは数ヶ月間拘留されて、言葉による警告によって最終的には釈放されたと伝えられる。そしてその他は、伝えられるところでは、告訴や裁判も受けず、そして最終的に保釈での釈放もされずに、3年間拘留された。2人の女性ジャーナリストも、拘留中に受けた重大なセクシャル・ハラスメントについて報告した。」

「さらに、ネチズンの Mehdi Khazali 氏は2012年10月に、自分のフリーランスブログでの政府批判に対して懲役14年の判決を受けて現在服役中である。改革派の Shargh 出版のレポーターである Alireza Roshan 氏は、2012年11月に懲役1年の判決を受けて現在服役中である。イラン・ウィミンズ・クラブ (Iranian Women's Club) のウェブサイトのエディタである Zhila Bani-Yaghoub 女史は、「体制に反対する宣伝」と「大統領への侮辱」の罪による懲役1年の刑期で現在服役中である。そして彼女の夫でジャーナリストの Bahman Ahmadi Amouee 氏は「国家反逆罪」で5年の懲役に服役している。

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 165

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「特別報告者は、外国に居住して働いているジャーナリストの家族への嫌がらせについて詳しく述べた報告にも懸念を抱いている。公式供述書において、104人のジャーナリストは、BBC ペルシア、VOA、およびラジオ Farda のような通信社との仕事をやめるようにジャーナリストに圧力を加えるために行われる、彼らの家族への嫌がらせと威嚇をやめるように要求している。あるジャーナリストがこのレポートのためにインタビューに応じてくれたが、例えば、彼女の家族のうちの2人のパスポートが没収され、家族は、このジャーナリストが自分の仕事に固執するならば、家族の財産を差し押さえると言って脅迫されたと主張した。」 [10n] (p6)

特別報告者の2013年2月のレポートの附録IIには、イランで投獄されたジャーナリストについての詳細、彼らに対する告訴、および受けた判決が記載されている。 [10n] (附録 II)

16.21 CPJは2013年5月8日に以下のように報告している。

「2013年に、イラン政府が選挙前にジャーナリストを沈黙させることを目的として新しい拘留の動きを見せ始めた時、Heydar Moslehi 情報大臣は、600人のイランのジャーナリストが国家反逆ネットワークの一部であると発表した。同大臣は、逮捕が、「選挙に先がけて扇動の出現を防止する」試みであると述べた。当局は、拘留された作家と編集者の家族にも強烈に圧力を加えている。」

「CPJの調査では、イランで投獄されたジャーナリストはむち打ち、長期間の独房監禁、および家族の面会と医療の拒絶を含む虐待的扱いに日常的にさらされていることを示している。」 [29b]

投獄されたジャーナリストの扱いに関してのより詳細な情報については、CPJレポートを直接参照のこと。 [29b]

RSFおよびジャーナリスト保護委員会 (Committee to Protect Journalists) (CPJ) のウェブサイトは、2009年6月の大統領選挙以来、逮捕されて判決を受けたジャーナリストについての情報を頻繁に更新して公開している。イラン人権国際キャンペーン (ICHRI) のウェブサイトも、イランにおけるジャーナリストとブロガーについてのニュースと最新情報を公開している。

下の「ブロガー」と「刑務所の環境」も参照。

## インターネット

16.22 2012年2月付のアムネスティ・インターナショナル(AI)のレポート、「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大」には以下の記載がある。「2001年以来、イラン当局は、電子工学技術とメディアを経由した外部世界へのイラン人のアクセスを規制する手段を徐々に増やしてきた。彼らは帯域幅を制限し、国営サーバー、特殊なインターネットプロトコル(IP)、インターネットサービスプロバイダー(ISP)、およびサーチ・エンジンを開発している。」 [9x] (p13)

16.23 2010年9月15日付の「イラン・イスラム共和国の人権状況」に関する国連 (UN) 総会への事務総長レポートには以下の記載がある。「2009年11月17日に、政治犯を含めて「インターネット犯罪」を監視するために、および「侮辱行為と嘘」(政府に対する批判を説明する際に当局がしばしば用いる表現) に関してインターネットを取り締まるために、12人のメンバーから成る新しいウェブ犯罪ユニットがスタートされた。」 [10u] (p14)

16.24 2013年1月31日に発行されたヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) の「世界レポート 2013・イラン」には以下の記載がある。「政府は体系的にウェブサイトをブロックし、インターネット通信速度を遅くし、外国の衛星放送を妨害した。2011年3月に、当局は、社会的・道徳的に墮落したコンテンツからイランを保護するためにすぐに **halal** (合法的) インターネットを開始する予定であると発表した。9月に、彼らは第1段階がほとんどの州で実施されたと発表した。 [8a] (p540)

16.25 2012年12月11日に更新されたインターネット・ワールド・スタッツ (Internet World Stats) は、2012年6月30日現在、人口の53.3%に相当する推定42,000,000人のインターネット・ユーザーがいると報告した。イランの Facebook ユーザーの数についてのデータは入手可能ではなかった。 [81a]

イランのテレコミュニケーションに関する情報へのリンクのために、インターネット・ワールド・スタッツのウェブサイトを参照。 [81]

16.26 2012年9月25日に発行された FH レポート、「ネット上の自由 2012 - イラン」(ネット上の自由レポート 2012) には以下の記載がある。

「イランのインターネット・ユーザーは、彼らのオンライン活動(特に当局を批判する活動)を理由に日常的な監視、嫌がらせ、および懲役の脅威に苦しんでいる。憲法は言論と表現についての制限付きの自由について規定しているが、実際には、数多くの偶然施行された法律がこれらの権利を制限している。例えば、2000年出版法は、イスラムの原則に反

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 167

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

しているか、または国民の権利を損なうような思想の出版を禁じているが、そのいずれもはっきりとは定義されていない。批判的な意見を有罪とするために、政府と司法組織は日常的にこのような表現や他の漠然とした言葉で表現された法律を行使する。2009年コンピュータ犯罪法 (CCL) は、スパイ活動、ハッキング、海賊行為、フィッシング、名誉毀損、および「公衆道徳」を損うためまたは「嘘の普及」であると考えられている出版資料に関する処罰を識別する。CCL において命じられる処罰は厳しい。そのような処罰としては、長期の懲役、過酷な罰金、および政府によるコンテンツの制限を強制することを怠るサービスプロバイダーのための刑罰と同様に、公衆道徳と純潔の違反に対する死刑などが挙げられる。」 [112d]

16.27 フリーダムハウス (FH) 報道レポート 2013 には以下の記載がある。

「活字メディアに加えて、ブログとニュースウェブサイトは - 特にペルシア語のそれは - 2012 年の間に以前にも増して検閲の標的となった。政権はインターネットや他のデジタル技術に体系的な規制を設けている。オープン・ネット・イニシアチブ (OpenNet Initiative) によれば、イラン政府は世界のオンラインコンテンツの最も洗練されて、普及した審査員の 1 つになっており、独自の監視フィルタリング・ソフトウェアを生み出す技術的能力を持っている。2月の1979年革命の記念日または[2012年]3月の議会選挙までの準備期間といった、この年の中でも重要な節目には、接続速度が遅くなったり、インターネットサービスが完全に切断されたりした。イラン政府はその原子力計画への対応として国際社会がイランに加えた経済制裁について、いかなる報告を行うことも禁じており、また、為替レートを監視するウェブサイトをブロックした。さらに、政府は、YouTube、Twitter、および Facebook を含むソーシャルメディアのウェブサイトをブロックし、そのようなプラットフォームに苦勞の未到達するイラン人の活動を慎重に監視している。 [112b]

16.28 2012年に公開されたアールティクル 19 (Article 19) のレポートは、「イラン・イスラム共和国のコンピュータ犯罪法は国際的な人権法に著しく違反しており、表現の自由の原則に対する侮辱である… それは、電子メディア、すなわち、同国における表現の自由と政治的異議申し立てのための最後の利用可能な聖域を通して人権擁護者、ブロガー、およびジャーナリストを追跡するイラン政府の決意を示す。」 [65a] (要旨)

アールティクル 19 のレポートは、コンピュータ犯罪法（一部の関係筋がサイバー犯罪法[89a]と呼んでいる）や言論の自由を規制する他の法律についての詳細情報を含む。 [65a]

2013年2月に発行されたオープン・ネット・イニシアチブのレポート、「グリーン運動の後：イランのインターネット規制、2009年～2012年」も、これらの法律およびイラン政府によ

168 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。



る法律の使用に関する情報を含んでいる。[89a] (p19-24)

16.29 2012年9月25日に発行された「ネット上の自由レポート2012」にも、以下の記載がある。

「イラン政権はインターネットを、経済発展のための触媒とまたはイスラム国家の厳密な社会的、宗教的、そして政治的価値を脅かす侵略軍と交互にみなしながら、長い間インターネットとの曖昧な関係を保っている。過去3年以上にわたって、政府首脳がよりオープンな社会の恩恵に対する政治的コントロールを決定的に選択したため、バランスは後者のほうへ顕著に移行した。インターネットが、2009年6月12日の議論を呼んだ大統領選挙に続いて起きた反対運動で重要な役割を果たした後に、イラン当局は、単純なコンテンツのフィルタリングをはるかに越えて、より広範囲に及び、より洗練されたコントロール方法を用いて、インターネットの自由に反する積極的なキャンペーンを遂行した。政府はまた、メディアとオンライン活動を経由して政府が認知した敵によって政権に対して遂行されている「ソフト・ウォー」と呼ばれる戦闘の目的のために、2010年～2011年度の年間政府予算のうち5億米ドルを割り当てたと伝えられる。政権がインターネットを、「ソフト・ウォー」に対抗する脅威であり重要性和みならず傾向はますます高まり、2011年には様々な公式声明の中に反映された。」

「こうした状況は、2009年と2010年を特徴付けていた大量逮捕とサービス拒否攻撃はあまり顕著ではなかったものの、2011年と2012年の初頭のインターネットの自由な環境が全体に悪化するのに寄与した。代わりに、ネット上での自由な表現を破壊するために、政権はより微妙で繊細、かつ洗練された戦術へと切り替えた。そうした戦術には以下が含まれる。フィルタリング・テクノロジーをアップグレードして特殊なタイプのトラフィックをブロックするためにそれを使用すること、ユーザープライバシーを徐々に蝕むために2つの国際的企業のデジタル証明書をハッキングすること、そして国営インターネットの設立に向けての第1ステージを実施すること。これらの手段は一体となって、イランのインターネットユーザーを、ウェブサイトや国外に拠点を置くオンラインリソースからますます切り離そうとする政権の意図を示唆している。しかし、この技術的洗練性の強化と併せて、政権は、ブロガー、ジャーナリスト、および普通のユーザーを処罰し、威嚇するためにローテクの抑圧も使い続けた。過去2年間に、イランの司法当局は、3人のブロガーと情報技術(IT)のプロフェッショナルに死刑を科すことを含めて、オンライン活動に対して世界で最も厳しい判決のいくつかを配分した。」 [112d]

16.30 同じ情報源は以下のようにも報告している。

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

169

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「2011年から2012年初めにかけて、イラン当局は、数万のウェブサイト（特に国際的なニュース・ソース、反グリーン運動、民族・宗教マイノリティ、および人権団体のサイト）へのアクセスを制限し続けた。以前にアクセス可能であったいくつかのウェブサイトとブログも、ヤフーニュース（Yahoo News）やロイター（Reuters）のようなニュース・ソースを含めて、ブロックされはじめた。2012年3月の議会選挙の前に、総合検察局（Office of the General Prosecutor）は、投票をボイコットし、抗議するか、または投票の信用性を疑うように呼びかけるメッセージを公開したウェブサイトはすべてブロックすると脅した。この脅しは…に対して実行されたと伝えられる」

「2012年5月現在、ソーシャルネットワーキングサイト Facebook、ビデオ共有ポータル YouTube、マイクロブログサービス Twitter、および画像共有アプリケーション Flickr といった、すべての主要な国際的ソーシャルメディアツールはブロックされた。海外に拠点を置くサービス—Google の公正によく暗号化された E メールとブログプラットフォーム、Gmail と Blogger またはその新しいソーシャルネットワーク Google+—へのアクセスの周期的な分断は、ユーザーにフラストレーションを募らせ、結局、イランを本拠地としたより容易に監視された選択肢を捜すことを彼らに強制するように計画されているようである。多くのイラン人は、様々な無効化テクニックを使って、ブロックされたプラットフォームにアクセスすることができたけれども、当局は、そのような努力を混乱させ、常に新しい解決策を探すことをユーザーに強制するように活発に作業した。[112d]

16.31 2012年2月のAIレポートには以下の記載がある。

「イランの多様な、しばしば並行した安全保障組織は、現在、活動家が自宅にいてプライベートでパーソナル・コンピュータを使用する時に彼らを吟味することができるようになっている。ここ数年、革命防衛隊とつながりがあるとされる影の「サイバーアーミー（Cyber Army）」は、Twitter とボイスオブアメリカ（Voice of America）のサイトに対するものなど国内外でウェブサイトへの攻撃を実行した。2012年1月に、警察の責任者、Esma'il Ahmadi-Moghaddam 准将は、1年前に設立され、「インターネット犯罪と対決して、「スパイ活動と暴動」を拡大させるソーシャルネットワークに対抗すること」を目的とするサイバーポリス（Cyber Police）が、今や国中の至るところで任務に当たっていると発表した。」[9x] (p13)

16.32 2011年のイベントをカバーする、2012年3月12日に発行された、国境なき記者団（Reporters without Borders）（RSF）のレポート、「インターネットの的2012—イラン」には以下の記載がある。

170 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「政権は、ニューメディアこそが外国の利益に奉仕し、「転覆の方法」であると主張して、悪魔化し続ける。2011年7月29日に、Heydar Moslehi 情報大臣は「敵によって我が国に導入されたソーシャルネットワークに対する社会の脆弱性」を強調した。その2日前に、Mostafa Najjar 内務大臣は、「衛星と Facebook は、イランの家族の崩壊を起こそうと意図している西欧による「ソフト・ウォー」の電子工学的手段である」と述べた。」 [38b]

16.33 同じ RSF レポートには以下の記載もある。

「イランの「国営インターネット」開始の発表は、メディアで広く取り上げられている。一方、当局は、フィルタリングと密接に Web を監視する技術の能力を強化した。個人とグループは同じように、反体制のネットワークを識別して中立化し、ブロガーやジャーナリストと親密に結ばれているとの理由で逮捕されている。4人のネチズンが初めて死刑を宣告されており、そのうちの3つはいつでも執行されるかもしれない。イランのただでさえ厳しい抑圧は、よりいっそう残忍なものになった…」

「国境なき記者団 (Reporters Without Borders) は、2011年3月1日から2012年3月1日までの間に、29人のネチズンが逮捕されたものとみなしている。11人のネチズンが3年から6年に及ぶ判決を受けた。15人は仮釈放された。彼らは寛大な結果をほとんど望めない状態で、裁判と評決を待っている。 [38b]

16.34 RSF の「インターネットの敵レポート 2012」 [38b]、フリーダムハウスのレポート「ネット上の自由 2012-イラン」 [112d] および オープン・ネット・イニシアチブ (Open Net Initiative) レポート、2013年2月に発行された「グリーン運動の後：イランのインターネット規制、2009年～2012年」 [89a] は、さらに、インターネットサービスプロバイダー (ISP)、フィルタリング、および監視についての詳細情報を与える。

16.35 2013年4月に発行された「人権と民主主義：2012年外務省レポート、イラン」には、「2012年に、イランは、一般のインターネットカフェを規制する規則を含めて、さらにインターネット使用における制限を導入した。国営インターネットネットワークは情報の流れをコントロールするために導入されたものであり、ウェブサイトはフィルタをかけられ続けた。サイバー治安部隊は逮捕されて、インターネットユーザー、ブロガー、およびジャーナリストを逮捕して、威嚇する。 [26f] (p176)

16.36 2013年2月のオープン・ネット・イニシアチブのレポートには以下の記載がある。

「2012年1月に、イランのインターネット警察 (Iran's Internet Police) (FETA)は、インター

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 171

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ネットカフェのために直ちに実施されることになっていた新しい規則を発表した。新しい規則の下で、インターネットカフェは施設にカメラを装備し、顧客の情報を登録しなければならない。カフェのオーナーは、自らが訪問した日付、時間、IP アドレス、およびウェブサイトのアドレスと同様に、ユーザーの名前、人数、国民識別番号、郵便番号、および電話番号を記録することを要求される。新しいガイドラインはまた特にインターネットカフェのコンピュータ上の無効化ツールと VPN のインストールの使用を禁止する。これらの規則が補強される範囲はまだ知られていない。」 [89a] (p17)

16.37 2012年2月のAIレポートは以下のように報告している。

「政治的見解を理由にその後の教育から締め出された学生、Ashkan Delanvar は、ある個人がアンチフィルタソフトウェアを提供してその使い方を訓練したとの理由でサイバー犯罪関連法 (Law on Cyber Crimes) の下で禁固刑を宣告されるような、アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) によって記録された最初の訴訟で裁判にかけられた。彼はこれらの罪で有罪判決を受けた後で10ヶ月の懲役を宣告されたが、ただし彼の判決は後に控訴において増大した。判決に従って服役し始めるように命じられた時に、Ashkan Delanvar は身の安全を心配してイランから逃亡した。」 [9x] (p14)

16.38 BBC ニュースは2013年6月13日に以下のように報じた。

「Google は、[2013年]6月14日の大統領選挙の前にイランのユーザーのEメールアカウントを標的とした数千のフィッシング攻撃を検出し、くい止めたと言う。このタイミングと標的は、攻撃が「政治的に動機づけられること」を示唆した…」

「Google のセキュリティエンジニアリング担当の副社長、Eric Grosse は、フィッシング攻撃がイランの国内から起こったと述べた。フィッシングは、ユーザーに偽造のウェブサイトへ行く方法を教えることによってパスワードや他の私的なコンピューティング情報を得ることを試みる。」

「Grosse 氏は、「国が後押しする攻撃」からアカウントを保護するために特別な手段を講じるようにとイランのユーザーに警告した。」 [21x]

16.39 2013年6月の大統領選挙を受けて、ラジオ・フリー・ヨーロッパ/ラジオ・リバティ (Radio Free Europe/Radio Liberty) は、Mohammad Javad Zarif 新外務大臣が、彼と彼の家族が Facebook (イラン政府がブロックするソーシャルメディアサイト) 上のファンページを管理していると8月14日に認めたと報じた。さらに

172 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「イランの最高指導者 Ayatollah Ali Khamenei の Facebook ページでさえ、「一度も、ページがそのオフィスによって管理されていることを公然と認めたことがない」と述べるイランのソーシャルメディア活動家 Vahid Online によると、Zarif が彼自身のページを運営していたという Zarif の認識に多くは驚いた。」

「オンライン (Online) は、「Zarif は、Facebook (敵のツールという烙印を押されて、野党議員の裁判において言及されたサイト) を使っていることを自らタイプした手紙で知らせたイラン初の高級幹部である」と述べている。

「Facebook は、イランと政府がフィルタをかけるか、ブロックがアクセスする数千のウェブサイトのうちの 1 つにして最もポピュラーなソーシャルメディアサイトである。」

「多くのイラン人はさまざまなアンチフィルタリングツールを経由してインターネットにアクセスする。イラン当局は、ソーシャルメディアサイトのメンバーであることは犯罪ではないものの、迂回する国のフィルタリングは犯罪とみなしうると警告した。一部の当局、および国家によってコントロールされるテレビは、ソーシャルメディアプラットフォームにイランの敵と外国の情報機関の「シオニズムツール」というレッテルを貼った。

「それにもかかわらず、ハメネイ (Khamenei) を含む多くの幹部は、個人的な参加の主張がなくても、Facebook や Twitter のようなサイト上に存在感を示している。夏の大統領選挙戦の間に、すべての主要な候補者はツイートし、Facebook のページを維持して、写真を Instagram に投稿した。ソーシャルメディアアカウントは、候補者の支持者によって維持されていると言われた。」 [42j]

下の「ジャーナリスト」と「ブロガー」も参照。

## ブロガー

16.40 ネット上の自由レポート 2012 は以下のように報告している。

「2009 年 6 月以来、当局は様々な形式での司法による、および法律外の威嚇を通してオンライン行動主義を取り締まってきた。他の者は正式に裁判にかけられて、有罪宣告されたのに対し、多くのブロガーは脅迫を受けて、逮捕されて、拷問されて、独房監禁の状態で拘留されて、医療を許されていないというケースがますます増えている。2009 年と 2010 年に、少なくとも 50 人のブロガーとオンライン活動家が逮捕された。2011 年に新しく逮捕さ

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 173

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

れた者の数は減少したけれども、前の 2 年間に拘留された多くの個人にはしばしば厳しい判決が下された。3 人のブロガーと IT の専門家—Saeed Malekpour、Vahid Asghari および Ahmad Reza Hasempour—は、様々な疑問のつきまとう罪状により、2011 年 10 月から 2012 年 1 月にかけて死刑を宣告された。例えば Malekpour は、彼が設計したソフトウェアプログラムがポルノをアップロードするために使われたので起訴されたが、それは彼の知らないところで行われたものである。ジャーナリスト保護委員会 (Committee to Protect Journalists) は、3 人が、彼らの技術的知識と独立的ウェブサイトの構築およびホスティングを支援する能力を理由に標的にされたものと推測した。他のブロガーは最高 20 年の刑期を宣告されている。ブロガー Hossein Ronaghi-Maleki は、「政権に反対する宣伝の普及」と最高指導者への侮辱によって 2009 年 12 月に懲役 15 年の判決を受けて現在も服役中である。2011 年 6 月に、イランのブログ界の父と見なされた Hossein Derakhsan は、敵対的な国と協力し、政権に反対する宣伝を広めて、イスラムの教えと宗教上の象徴を侮辱した罪で懲役 19 年の判決を下され、控訴も退けられた。」 [112d]

16.41 「2012 年 12 月 2 日に、ロイター (Reuters) は、Saeed Malekpour の死刑判決が停止されたと報じた。Malekpour の弁護士、Mahmoud Alizadeh Tabatabaei が Mehr ニュースに語ったところによると、革命法廷によって下された彼の死刑判決がイランの最高裁判所によって承認された後に、彼のクライアントは自分の行動について懺悔していたという。」 [5b] ICHRI は 2013 年 8 月 29 日に、「Saeed Malekpour は…最高裁判所で懺悔した後に、終身刑を宣告された」と報告した。 [52p]

16.42 ネット上の自由レポート 2012 には以下の記載がある。

「新しい逮捕の相対的な減少にもかかわらず、何人かのブロガーとオンライン活動家は 2011 年に拘留されて、後に禁固刑を宣告された。2011 年 2 月に、情報省は、インターネット上でイスラム主義を批判的に議論していた 8 人のブロガーを逮捕した。2012 年 1 月に、彼らの全員が 5 年から 9 年に及ぶ懲役刑を宣告された。2012 年の初頭にまた逮捕者が出たケースがあり、治安部隊は少なくとも 6 人のジャーナリストとブロガーを拘留したが、これは 3 月の議会選挙を取り巻く抗議活動を妨げるために先手を打った措置であるかのよう

に映った。」

「与えられた厳しい処罰と同様にそのような逮捕の規模と恣意性はイランのインターネットユーザーの間に恐怖の環境を生み出した。結果として、多くのブロガー、ジャーナリスト、および活動家は、地下に潜伏するか、または近隣諸国、主にトルコへの政治亡命を求めてイランから逃亡した。一方、一般のユーザーは、オンラインでの通信に際して、どんな種類の活動が不用意に危険な状態を招くことになるのかが不明瞭であるため、慎重に行

174 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

動している。」 [112d]

16.43 ネット上の自由レポート 2012 には以下の記載がある。

「自己検閲は、特に政治的な問題については広範囲に及んでいる。監視が行き届いていることへの認識と同様に、2009 年の選挙の後にレポーターと活動家を対象にして行われた広範囲に及ぶ逮捕と厳しい判決は、オンラインジャーナリストとブロガーの恐怖心を高めた。彼らの多くはオンライン活動を放棄したか、または偽名を使うようになっている。結果として、国内に拠点を置くユーザーによって作り出されるオリジナルのコンテンツの量は明らかに減少した。」 [112d]

16.44 FH 報道レポート 2013 は以下のように報告している。

「脅威と制限の範囲を前提条件とするけれども、インターネットは多様なニュース報道と分析の重要な発生源であり続ける。オンラインでの異議申し立てを完全に沈黙させることは不可能であるとの認識に立って、政権は、外国に拠点を置くサイトを含めて、他の方法によって使用不可にすることができないサイトをハッキングして、政府寄りのブログ、論評、およびニュースコンテンツの大規模な創出を促すための取り組みを増強した。2012 年には、全人口の約 26 パーセントがインターネットに日常的にアクセスできた。」

「2012 年の年間を通して、政府は、Halal インターネットとして知られる全国的なイントラネットサービスのスタートに向けて前進した。Ali Agha Mohammadi 経済財政副大臣によれば、Halal インターネットはイラン当局によって広範に検閲および監視される。監視団体は、このプロジェクトが、グローバルなインターネットからイラン人を切り離すことを意図しているとの懸念を表明した。」 [112b]

16.45 2013 年 2 月に発行された、デンマーク移民局 (Danish Immigration Service)、ノルウェーLANDINFO (Norwegian LANDINFO)、およびデンマーク難民評議会 (Danish Refugee Council) によって 2012 年 11 月 9 日から 20 日まで、および 2013 年 1 月 8 日から 9 日まで実施されたイラン・テヘラン、トルコ・アンカラおよび英国・ロンドンについての事実調査任務による共同報告書、「法的問題および出国手続、並びにキリスト教への改宗、クルド族に関する問題、および 2009 年の選挙後の抗議者について (On Conversion to Christianity, Issues concerning Kurds and Post-2009 Election Protestors as well as Legal Issues and Exit Procedures)」(デンマーク事実調査レポート 2013) は、以下のように報告している。

「ある西側の大使館職員 (1) は、イランには、政権に批判的な者によって使われる活発な

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 175

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ブログシーンがあると付け加えた。VPN などのツールは、当局によるサイトのフィルタリングとブロッキングを出し抜くために使われる。一番上の言語の 1 つがインターネット上で最も多く使われる言語の一つである Farsi を引き合いに出しながら、多くのイラン人がいまだに活発であると述べた。」

「同職員 (1) はさらに、イラン当局にとってインターネットとモバイル・ネットワークの査察と監視は最も経験豊かな分野の 1 つであると説明した。SMS 通信のブロックは、「ドル・レート」から成るすべての SMS メッセージの事前ブロックなど、まったく独創的なものだと言える。」 [86a] (p58)

ブロガーによるインターネットの使用に関するさらなる情報については、デンマーク事実調査レポート 2013 を直接参照のこと。 [86a] (セクション 4.5)

16.46 2013 年 2 月 28 日付の特別報告者 (Special Rapporteur) によるレポート、「イラン・イスラム共和国における人権状況」には以下の記載がある。

「2012 年 11 月 15 日に、特別報告者は、超法規的、略式的または恣意的処刑、拷問、およびその他の残酷で、非人道的で、下劣な扱いまたは処罰に関して、そして言論および表現の自由の権利の促進と保護に関して、他の特別報告者と共同で、イランのブロガー、Sattar Beheshti 氏の死について調査することを政府に求めた。Beheshti 氏は「ソーシャルネットワークと Facebook 上の国家安全保障に反対する行動」の罪で 2012 年 10 月 30 日にイランサイバー警察部隊によって逮捕されたと伝えられる。彼の家族は、7 日後に彼の遺体を回収するように命じられたとのことである。Beheshti 氏は Facebook ユーザーネームとパスワードを自白させるための拷問を受け、尋問中に白状しなければ死ぬことになると繰り返し脅迫されて、顔や体を棒で打ちつけられたと言われると、このレポートのためのインタビューの相手をしてくれた消息筋は語った。消息筋は、Beheshti 氏が胸の痛みを他の受刑囚に訴えて、当局が彼のこうした訴えに気づいているのに何の措置もとられなかったとも語った。 [10n] (p8-9)

最新情報については、上述の「ジャーナリスト」、および RSF と ジャーナリスト保護委員会 のウェブサイトも参照。

## 学問の自由

学生の反対者の扱いについては、「政治的所属」、「学生の活動家」を参照。



16.47 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) は 2012 年 10 月 5 日に、「マハムード・アハマディネジャド (Mahmoud Ahmadinejad) 大統領が 2005 年に就任して以来、当局は、退職することを教授に強制し、社会科学コースを排除し、学生活動家を投獄したと運動家が語った」と報告している。[8e]

16.48 2013 年 4 月 19 日に発行された USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「政府は学問の自由と高等教育組織の独立性を大幅に制限した。当局は、独立的な学生団体を禁止し、学生活動家を投獄し、学部を一掃し、政治的または宗教的同盟もしくは行動主義に基づいて標的とした学生から教育を継続する機会を奪い、かつ社会科学および人文科学のカリキュラムを制限することによって、社会的および政治的行動主義を抑制するために大学のキャンパスを系統的にターゲットとした。女性は、いくつかの学習課程に入ることを制限された上に、制限されたプログラムの機会の制限、プログラムの許可に関する割当て、およびジェンダーによるクラス分けに直面した…」

「当局は、大学懲戒委員会が、社会的および政治的行動主義、反政権と考えられる学生出版物への関与、または改革派の政党ないしは野党と提携している学生団体への参加に基づいて、学生を停学処分にするか、転校させるか、または退学させることに信頼を寄せていた。学生グループは、政治活動に携わる学生をランク付けするために、2005 年に政府によって開始された「星」システムがまだ使用されていたと報告した。このシステムを通して反政権であるとみなされた学生は、将来の学期に登録することを妨げられたと伝えられている。このメカニズムを通して再三行われた停学処分は、標的となった学生の研究を完了させる、または続ける能力を事実上否定する結果を招いた。その年の間に、数多くの学生活動家が、非暴力的な抗議を含めて、政治的な活動に参加したとの理由で追放された。9 月 13 日に、国連特別報告者は、政治的活動による追放を原因とした教育の剥奪に関するケースが、年初以来 52 件あったと述べた。」

「当局は、女性、民族および宗教マイノリティ、薬物濫用、または家庭内暴力の状況といった話題について、政府によって是認されるパースペクティブから逸脱した世俗的な大学教授やその他の人々を取り除き、拒絶するという方針に従って、教授を解雇し続けた。結果として行われた威嚇と自己検閲は、教授らが独立的で学究的な研究を実施することを不可能にした。」 [4a] (セクション 2a)

16.49 フリーダムハウス・レポート 2013 には以下の記載がある。

「学問の自由は制限されている。学者は、政治的な見解を表すことで、頻繁に拘留されて、

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 177

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

脅迫されて、退職することを強制される。2009 年以来、50 人～150 人の大学教職員が、彼らの個人的および政治的な意見に基づいて、退職することを強制されたか、または解雇されている。2010 年の政府指令により、イランの学者と市民は、60 を超えるヨーロッパと米国を本拠とする財団法人、シンクタンク、および教育機関と接触することを禁止された。学者は、外国で自由に交流に参加することを妨げられる。2012 年 8 月に、政府はイランを本拠とする数十人の学者を威嚇して、イスタンブールでの国際イラン研究学会 (ISIS) の会議に出席する予定をキャンセルに追い込んだ。抗議活動の組織化に関与した学生は刑事処分に加えて停学または除籍に直面する。2009 年の大統領選挙以来、IRGC が率いる Basij 民兵組織はキャンパスにおけるその存在を増大させており、政権に対して積極的に発言する批評家は迫害と起訴の増大に直面している。イラン最大の学生団体によると、2009 年から 2012 年までの間に 396 人の学生が、政治的な活動への関与を理由に研究を続けることを禁止された。同じ期間に、634 人が、集会、結社、および自由な表現の権利を行使したのと理由で逮捕されて、そのうちの 30 人が現在長い刑期に服している。」

「2011 年に、カリキュラムを「宗教上の、そして先住民のイデオロギーと原則」と同調させる政府の努力の一部として、イランのトップの人文科学大学、Allameh Tabatabai は、政治学、歴史学、社会学、哲学、教育学、およびジャーナリズムを含む社会科学の 13 学科を取り除いた。2012 年に、女性のための新しい教育上の障壁が導入され、女性は 36 の大学で 77 の研究分野に登録することが不可能になったと伝えられている。[112f]

16.50 2010 年 12 月 4 日に出版されたイラン人権国際キャンペーン (ICHRI) によるレポートは以下のように報告している。

「マハムード・アハマディネジャド (Mahmoud Ahmadinejad) が 2005 年にイラン・イスラム共和国の大統領になった直後に、「星印が付いた学生」という用語がイランの高等教育の場で話題に上るようになった。星印付けは、政治信条、表現の自由の行使、そしてバハーイ教徒の学生の場合、宗教上の信仰といったものだけに基いて、学生に対して差別を行い、高等教育から学生を排除するためのメカニズムと同義になった。」[52c]

2010 年 12 月 4 日の ICHRI レポート は、「星印の付いたシステム、学生の供述書、および (入手可能ならば) 2005 年から 2010 年にかけて受けた扱いによって高等教育を奪われたことがわかっている学生のリスト」に関するさらに詳細な情報を記載している。[52c]

16.51 2013 年 6 月に Daneshjoonews によって発行された「イランの学生の教育についての権利の侵害に関するレポート: 2005 年 4 月から 2013 年 3 月」は、高等教育を奪われた学生についての最新情報を提供している。[47a]

178 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

16.52 2012年5月31日に、イランの学問の自由を懸念する17の人権団体と教育団体によって共同声明が出された。「彼らは…キャンパスで表現、結社、および集会の自由の権利が顕著に侵害されており、当局が対象者の政治的見解または活動に基づいて学生を恣意的に退学させ、または停学処分とし、指導教官を解雇することを可能にする手続きが制度化されている状況の中で、イラン・イスラム共和国における学問の自由が驚くほどの状態にあることに、深い懸念を表明した。」[8d] 声明は、「政治的な活動の結果として、何人かの大学講師とともに600人を超える学生が2009年以来逮捕されており、その多くは後に投獄されて、数百人が教育の機会を奪われている」と続けた。[8d]

学生と学者の扱いに関しての継続的に更新されている情報を含むイラン人権国際キャンペーンのウェブサイトの教育に対する権利のセクションも参照。

## 17. 人権組織、団体および活動家

本セクションは、「政治的所属」と「言論と報道の自由」との関連で読まれるべきである。

### 人権および非政府組織 (NGO)

17.01 2009年9月21日にヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) (HRW) は、「独立的な国際人権組織は、イラン国内で作業することを許されない。イランの人権組織は閉鎖されているか、または絶え間ない脅威と威嚇に直面している。国連の人権の専門家は、イランへの入国を再三要求したものの、政府はその要求を拒否した」と述べている。[8g] 「アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) は、1979年以来、人権調査を実施するためにイランを訪問することを許されていない。イラン当局は同組織からの通信にほとんど応じたことがなかった。」(アムネスティ・インターナショナル、年次レポート2013、イラン2013年5月23日) [9h]

17.02 2010年12月のHRWレポートには、「イランに存続している数少ない人権組織の1つであるCHRR [人権報告者委員会 (Committee of Human Rights Reporters)] が、今年[2010年]の前期に政府によって事実上閉鎖された。そのメンバーのすべては現在刑務所にいるかまたは亡命している」との記載がある。[8m] (p89) イラン人権国際キャンペーン (ICHRI) による2011年3月のレポートは、「死刑判決の理由となりうる moharebeh (神への敵意) の罪を追求する試みにおいて、テヘランの検察は、CHRR が戦闘的な反体制グループ、Mojahedin Khalq 組織と関係があるという極めて不確実な主張をした」と報告している。[52o] (p19-20)

17.03 2011年3月に発行された ICHRI レポートは、CHRR のメンバーに下された判決の詳細を含み、また、イランにおける人権組織の扱いについてのさらなる詳細を提供する。[52o]

17.04 2011年4月15日にアムネスティ・インターナショナル (AI) は、「独立的 NGO と市民社会組織の存在および活動を制限する法案はさらに3ヶ月の調査のために委員会に送り返されている。同法案が承認されるならば、イランのより多くの市民社会活動家は、結社と集会の自由についての彼らの権利を平和的に行使することによって起訴される可能性がある。[9j]

17.05 2012年8月22日付の国連事務総長のレポートには以下の記載がある。

「事務総長は、さらに、イランの多くの非政府組織の間に重大な懸念を引き起こした非政府組織の設立と監督に関して提案された新しい法律を審査し、改正するというイラン・イスラム共和国の議会による決定を歓迎する。初期の法案は過度に市民社会組織の独立を制限し、人権擁護者、女性の権利活動家、教員、および業界団体を含む様々な当事者の結社と平和的な集会の自由の権利を妨げている。」 [10ac] (p13)

## 人権活動家および法律家

17.06 2010年2月に発行されたヒューマン・ライツ・ウォッチのレポート、「31年目のイスラム共和国」には、2009年6月の選挙を受けて「…政府は、活動家、ジャーナリスト、および人権擁護者に嫌がらせと威嚇を行い、その多くを拘留して、何人かを、国際的な公正裁判の基準を満たしていない裁判にかけて、その他の者に平和的な異議申し立てにおいて彼らの権利を行使したというだけの理由で有罪を宣告した… ヒューマン・ライツ・ウォッチが文書化した Evin 刑務所における最も重大な虐待は、著名な政治家と人権擁護者に向けられたものだった」との記載がある。[8l]

17.07 2010年12月16日に米国平和研究所 (US Institute of Peace) (USIP)によって発行されたイラン・プレミア (Iran Primer) のレポート、「イランの人権侵害のパターン 2010」には、「人権コミュニティのリーダーの70パーセントまでが拘留されているか、または亡命している」との記載がある。[31a]

17.08 2012年2月26日に、イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) (ICHRI) は以下のように報告している。

「2009年6月以来、少なくとも42人の弁護士が、単に、彼らのクライアントを弁護し、人

180 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

権を促進したために、懲役、刑事訴追、および嫌がらせという形での政府による迫害に直面してきた。司法府は、本質的に人権に基礎を置いた弁護を有罪とし、快く良心の囚人の代理人になる者は誰であれ法曹界から追放しようとした。」

「さらに、その目的がまさしくテヘランで弁護士の権利を促進して擁護することであるイラン中央弁護士協会 (Iranian Central Bar Association) はこのテーマについて口を閉ざした。これは、最初の弁護士協会が法律上「独立的」になってから 58 年間経って、イランの弁護士協会がまだ政府によって多くの点で制限されているという事実を強調する。」 [52u]

17.09 同じ ICHRI の情報源には、「彼らの法的権利と人権の擁護のために、多くの弁護士がイラン当局の手で迫害に直面していた。Abdolfattah Soltani、Nasrin Sotoudeh、Mohammad Seifzadeh、および Javid Houtan Kiyani は、彼らの仕事をしたために現在イランで収監されている人権派弁護士である」との記載もある。[52u] ICHRI レポートには、2009 年 6 月 12 日から 2011 年 7 月 10 日までの間にイランで起訴された 32 人の弁護士のリストも記載されている。[52u]

17.10 2012 年 7 月 25 日の更新において AI は、姦通のために死ぬまで石を投げつけられる判決を受け、その訴訟が国際的な注目を集めた女性、Sakineh Ashtiani の最後の代理人を務めた弁護士である Javid Houtan Kiyani の扱いについて報告している。

「彼は、みなすでに釈放されていた Sakineh Mohammadi Ashtiani の息子と 2 人のドイツ人ジャーナリストとともに 2010 年 10 月に逮捕された。Javid Houtan Kiyani は、「体制に反対する宣伝の普及」と「国の安全保障を損なわせる意図をもつ集会と共謀」を含む罪状で少なくとも禁固 4 年を宣告されて、法律に携わることについて 5 年間の禁止を言い渡されたと信じられており、死刑が下される可能性のあるスパイ活動の罪で裁判に直面しているかもしれない。」

Javid Houtan Kiyani によって、彼が拷問されたと主張した収監中の期間に書かれたものと思われる手紙が 2011 年 3 月に明るみに出た。Javid Houtan Kiyani の弁護士で現在は国外へ逃亡中の Naghi Mahmoudi は、Tabriz 中央刑務所に拘留中の彼のクライアントによって最近書かれた 3 ページの手紙を得た。

「新しい手紙の中で、Javid Houtan Kiyani は、「蹴られたサッカーボールのような」肉体的および心理的拷問を経験し、逮捕以来毎日死ぬことを望んだと繰り返した。彼は、金融犯罪で有罪宣告を受けた者を収容している刑務所内の区域から麻薬常習者が収容される「メタドン」監房に移転させられたと述べた。彼は、自分が拷問を受け続けて、不満を述べるた

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 181

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

めに様々な司法官に手紙を書いたにもかかわらず、そうした手紙が何の変化も生じさせなかったため、すべての希望を失ったと述べた。彼は、自分の娘に会う機会も奪われていると言いつけている。」 [9z]

17.11 2012年3月6日付の「イラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連特別報告者 (Special Rapporteur) レポート」には、以下の記載がある。

「レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、およびトランスジェンダーコミュニティのメンバーを擁護する人権擁護者はしばしば政府による威嚇と起訴を受ける。Houtan Kian 博士(男色と姦通のために告発された個人を弁護した弁護士)は、イランの司法組織の中傷、スパイ活動、秘密の暴露、および機密情報(検出不可能な医学的方法を通じた政府による政治犯の殺人についての情報と関連する)、詐欺および身分証の偽造を含む11件の罪状で正式に起訴された。彼は、特に性器の周辺と足の上を中心に、体におよそ60カ所近いタバコによる火傷の跡を留めているのを含めて、過酷な拷問にさらされていると伝えられる。」 [10d] (p20)

17.12 2012年8月22日付の国連事務総長のレポートには以下の記載がある。

「人権擁護者および活動家への圧力は続いていた。国際的な人権機構は、表現と集会の自由に関する基本的権利の行使に関して、人権擁護者の逮捕とその後の起訴について重大な懸念を表明し続けた。人権擁護者の状況について、特別報告者は平和的集会の自由についての権利を行使する人々の肉体的および心理的完全性について、並びに著名な人権擁護者(特に弁護士、ジャーナリスト、学生活動家、および女性の差別に反対する人々)の系統的な逮捕を含む結社の自由についての権利を行使する人々の肉体的および心理的完全性について、そして言論および表現の自由についての人権擁護者の権利に加えられた違法な制限について、重大な懸念を表明した。(A/HRC/19/55/Add.2 [2012年2月23日の人権擁護者 Margaret Sekaggya の状況についての特別報告者レポート] および A/HRC/20/27/Add.3 [2012年6月19日の Maina Kiai の平和的集会および結社の自由についての権利に関する特別報告者レポート] を参照。) 特別報告者は、拘留、未知の場所での拘留、および監禁状態での拘留の期間における、人権擁護者に対する広範囲に及ぶ拷問の使用および劣悪な扱いの疑惑に関する懸念も表明した。[2012年]5月4日に、多くの特別報告者は人権擁護者の逮捕と厳しい判決を公然と非難した。」 [10ac] (p12)

個々の人権活動家の扱いの詳細については、事務総長の2012年8月22日のレポートを参照。 [10ac]

182 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

17.13 2013年2月28日付の特別報告者のレポート、「イラン・イスラム共和国の人権状況」には以下の記載がある。

「インタビューは、人権擁護者が、嫌がらせ、逮捕、尋問、および拷問にさらされており、定義のあいまいな国家安全保障犯罪で頻繁に告発されていることを伝え続ける。このレポートのためにインタビューされた人権擁護者の優勢は、彼らが、令状の不在において逮捕されて、署名され、テレビ放送される自白を求める目的で尋問の間に肉体的および心理的強制を受けたと主張したことである。被面接者の大多数は、1日からほぼ1年に及ぶ期間にわたって独房監禁状態で拘束されており、自らの選択で法律相談を利用することを許されず、不公平な裁判を受けて、場合によっては厳しい拷問、(男性と女性の両方の職員による男性と女性の両方の受刑者の)レイプ、電気ショック、手または腕を縛っての吊り下げや体をねじった姿勢の強制を受けたことを報告した。[10n] (p7)

17.14 同じ情報源は続ける。

「特別報告者は、弁護士を標的とした政府の行動についての報告に驚かされ続けている。2009年以來約40人の弁護士が起訴されており、Abdolfatah Soltani氏と Mohammad Ali Dadkhah氏を含めて、少なくとも10人が現在も拘留されているものとみられる。Soltani氏は2011年9月に逮捕されて、現在13年の刑務所刑に服している。2012年9月29日に、弁護士でCHRDの共同設立者である Mohammad Ali Dadkhah氏は、外国のメディアとのインタビューを通して、政府の打倒を求めている結社のメンバーであり、体制に反対する宣伝を広めたとして有罪宣告された後に9年の刑に服するためにEvin刑務所の第350監房に召喚された。Dadkhah氏は、背教で裁判にかけられた後に潔白が証明され、数週間早く刑務所から釈放された Pastor Youcef Nadarkhaniの弁護士の一人だった。」

「2012年10月17日に、Nasrin Sotoudeh女史(2010年9月以來投獄されている人権擁護者であり弁護士)は、2012年6月に彼女の12歳の娘に対して出された旅行禁止を含めて、彼女の家族に出された制限的な条件に抗議するためにハンガーストライキを開始した。Sotoudeh女史はとりわけ Shirin Ebadiを擁護した。2012年12月4日に旅行禁止が解除されると、彼女もハンガーストライキを終えた。Sotoudeh女史は、申し立てによって、彼女の許可をより長い期間か、または永久的釈放に延長する約束で、3日間の休暇に家族に会うために2013年1月17日に一時的に釈放された。彼女は2013年1月21日に引き続きEvin刑務所に戻った。[10n] (p7-8)

2009年以來の人権活動家の訴訟に関する詳細情報については特別報告者レポート2013の附録1を参照。[10n] (p26-29)

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

183

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

Mohammad Ali Dadkhah の扱いに関する詳細については「背教」のセクションも参照。

「女性保護団体に対する政府の抑制」、「学生活動家」も参照。

## 18. 汚職

18.01 2012年11月15日に発行された2012年腐敗認識指数(Corruption Perceptions Index) (CPI) において、トランスペアレンシー・インターナショナル(Transparency International) は調査した176ヶ国中の世界腐敗ランキングでイランを133位にランク付けた。イランの得点は28点だった。(国または領域の得点は0~100までの段階で公共部門の腐敗の認知度レベルを示す。この時、0は、ある国が非常に腐敗していると認識されていることを意味し、100は、非常にクリーンであると認識されていることを意味する。) [62a]

18.02 2013年4月10日に発行された、2012年の出来事をカバーするフリーダムハウス(Freedom House) のレポート、「世界の自由2013-イラン」には以下の記載がある。

「汚職は普及している。強硬な聖職者体制とそれが多くのつながりを持っている IRGC は、経済の多くの部門を支配する非課税基金の統制を通じて非常に裕福になった。マハムード・アハマディネジャド(Mahmoud Ahmadinejad) 大統領の政権は、独立金融監視機関の廃止と IRGC や他の半行政的な複合企業体への高収益を上げる国内企業の謎めいた移転を通じて財政の透明性に深いダメージを与えた。」 [112f]

18.03 2013年4月19日に発行された、米国国務省の「人権慣行についてのカントリーレポート2012」、イラン(USSD レポート2012) は、「法律は公式な汚職に対して刑罰を定めるけれども、政府は法律を効果的に実施せず、汚職は重大で、遍在する問題であった。政府の3つの全部門の職員は処罰されることなく頻繁に不正行為に携わった。日常のサービスを提供する場合でさえ、多くの職員は賄賂を期待した。違法建築に許可を得ようとする者は日常的に職員を買収した」と述べている。[4a] (セクション4) さらに、「治安部隊は犯罪との闘いにおいて完全に効果的であるとみなされていたわけではなく、汚職と刑罰免除は問題であった。」 [4a] (セクション1d)

18.04 AP 通信 (Associated Press) は2013年2月18日に以下のように報じた。

「イランの国家検察は、イランの歴史における最大の金融詐欺と評された26億ドルの銀行詐欺事件に関与した4人の容疑者に対する死刑判決を最高裁判所が支持したと述べてい

184 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



る。」

「Gholam Hossein Mohseni Ejehei は、4人は国の経済を「混乱させる」ための「現世の腐敗」の罪で有罪宣告されたと述べている。彼は、評決が実行されるように法廷は命令したと言うけれども、その日付は設定されていない。」

「公式な IRNA 通信社は、Ejehei の発言を引用して、2人の銀行関係者が終身刑を宣告された一方で、その他の19人は、そのほとんど全員が政府高官であるが、2年から20年までの範囲に及ぶ刑期を下されたと伝えている。」

「彼らの昨年行われた裁判は、イランの堅固な統制経済における高いレベルの腐敗について問題を提起した。」 [12a]

「治安部隊」および「偽造文書および不正入手文書」も参照。

## 19. 信教の自由

### 概観

宗教マイノリティ出身の女性の状況に関する情報について、このセクションは一般にイラン社会における彼女らの地位に関する情報についての「女性」のセクションと併せて読まれるべきである。

19.01 英国議会キリスト教徒超党派議員連盟 (Christians in Parliament All Party Parliamentary Group) (APPG) の2012年10月に発行された「イランのキリスト教徒迫害に関するレポート」には以下の記載がある。

「前革命期にイランは宗教マイノリティに同情的であると考えられており、イラン憲法は、言論の自由、および拷問と恣意的逮捕からの保護を含めて、基本的人権の保障を盛り込んでいる。イラン憲法第23条は次のように定めている。「個人の信念の調査は禁じられており、何人も、ただある種の信念を有するがために嫌がらせを受けたり、もしくは追及されたりしてはならない。しかし、これらの権利は、イスラム法が法律とのいかなる衝突においても優先するというより大きな一般原則に従うものであり、したがって、これらの憲法の規定は彼らの宗教上の信仰に純粹に基づいたイラン人の広範囲に及ぶ尋問と処罰を阻止するものではない。」 [137a] (セクション 2.5)

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

185

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

19.02 同じ APPG レポートにはさらに次の記載がある。「イラン憲法はキリスト教徒、ユダヤ教徒、およびゾロアスター教徒のために宗教の自由の保護を正式に記し、非イスラム教徒礼拝所への登録システムがある。しかし、実際には、公式に認知された教会でさえ、信仰の自由に対する厳しい制限に直面している。[137a] (セクション 2.3)

19.03 2013 年 4 月 10 日に発行されたフリーダムハウス (Freedom House) のレポート、「世界の自由 2013—イラン」(フリーダムハウス・レポート 2013) には以下の記載がある。

「イランでは宗教の自由が制限されている。宗教人口はイスラム教シーア派が主流であるが、スンニ派、バハーイ教、キリスト教、ユダヤ教、およびゾロアスター教のマイノリティを含む。」

「憲法はゾロアスター教徒、ユダヤ教徒、およびキリスト教徒を宗教マイノリティとして認識しており、彼らは一般に、改宗しない限り干渉なしで信仰を許される。イスラム教徒が非イスラム教宗派に改宗することは死刑に値する。2012 年に、当局は、ペルシア語でサービスを提供した (それによって改宗者に潜在的にアクセス可能にした) テヘラン、アフワズ (Ahvaz)、およびイスファハン (Esfahan) のいくつかの教会を閉鎖した。」

「非イスラム教マイノリティは、(5 つの議会議席がアルメニアのキリスト教徒、カルデア教会信徒キリスト教徒、ゾロアスター教徒、およびユダヤ教徒のマイノリティに割り当てられるものの) 代議員の選挙から排除されており、政府または軍の上級職に就くことができない。また、雇用、教育、および財産所有権において制約に直面している。」 [112f]

19.04 2012 年 2 月付のアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) (AI) のレポート、「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大」には以下の記載がある。

「憲法の平等の保障にもかかわらず - しばしば交差する - 宗教・民族マイノリティは、法律と慣行において広範囲に及ぶ差別に直面している。 ...」

「キリスト教への改宗者、バハーイ (Baha'i) 教徒、反体制シーア派聖職者、および Ahl-e Haq とイスラム修道僧 (Dervish) コミュニティのメンバーを含む宗教マイノリティの迫害は、2009 年の大統領選挙以来増大している。非イスラム教徒、特にバハーイ教のコミュニティは、イラン当局によって、そしてイラン国家にコントロールされたメディアの中でますます悪魔化されている。2011 年に、最高指導者と他の当局が「誤った信仰」と戦うようにと繰り返し呼び掛けた結果、福音主義キリスト教、バハーイ教、およびスーフイズムへのこうした言及は、宗教的迫害の増加をもたらしたようである。[9x] (p47)

186 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

19.05 2012年4月1日から2013年3月31日までの期間をカバーし、2013年4月30日に発行された国際宗教の自由米国委員会（United States Commission on International Religious Freedom）の2013年次レポート（USCIRF Report 2013）は以下のように結論する。

「イラン政府は、主にまたは完全に被告人の宗教に基づいて延長した拘留、拷問、および処刑を含めて、宗教の自由の体系的で、進行中で、言語道断な侵害に従事し続ける。イランは、宗教または信念に基づいてその市民を差別する立憲、神政の共和国である。過去1年間に、特に宗教マイノリティに関して、それもキリスト教徒とスーフィ教イスラム教徒だけでなくとりわけバハーイ教徒に関して、すでに乏しい宗教の自由条件は悪化し続けた。身体的攻撃、嫌がらせ、拘留、逮捕、および懲役が一段と強まった。イラン憲法の下で保護されるはずの認定された非イスラム宗教マイノリティ--ユダヤ教徒、アルメニアおよびアッシリア系キリスト教徒、およびゾロアスター教徒--さえ、嫌がらせ、威嚇、差別、逮捕、および懲役に直面している。異議を唱える聖職者を含む多数派のシーア派および少数派のスニ派のイスラム教徒は威嚇されて、嫌がらせを受けて、拘留された。反体制者と人権擁護者はますます虐待を受けるようになり、一部の者は死刑を宣告されて、「神に対する戦いの遂行」の死に値する罪のために処刑される場合さえあった。政府高官と聖職者によって高まった反ユダヤ主義と繰り返されるホロコーストの否定は、イランのユダヤ人コミュニティに恐怖の風潮を募らせ続けている。1979年の革命以来、少数民族の教団のメンバーは迫害を恐れ、かなりの数がイランから逃亡した。[88a] (要旨)

19.06 USCIRF レポート 2013 には、さらに以下の記載がある。

「議論を呼んだ2009年の選挙以後、イランの宗教の自由条件はイスラム革命の初期以来見られなかった地点まで後退した。殺害、逮捕、および拘留者への身体的な虐待は、政府の合法性に異議を唱えるかまたはそれを脅かすと判断される見解を表明する宗教マイノリティとイスラム教徒に対するものを含めて増大した。報告期間に、政府は、表現の自由と思想、良心、および宗教または信仰の自由についての国際的に保護された権利を行使した女性の権利活動家、ジャーナリスト、および弁護士を含めて、改革者と批判者を沈黙させるためにその宗教関連法を使い続けた。」[88a] (要旨)

19.07 2013年2月28日付の特別報告者のレポート、「イラン・イスラム共和国の人権状況」には以下の記載がある。

「(彼は) …イランの宗教マイノリティが直面している人権状況について依然として深い懸念を抱いている。バハーイ教徒、キリスト教徒、およびスニ派のコミュニティのメンバ

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 187

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

一によるレポートおよび彼らとのインタビューは、認定されている宗派と認定されていない宗派の支持者が法律において、および／または実際の場合で差別に直面している状況を描き出している。これは様々なレベルの威嚇、逮捕、および拘留を含む。多くの被面接者は自らの宗教上の信仰について繰り返し尋問されたと主張しており、被面接者の大多数は宗教活動のために国家に対する国家安全保障犯罪やプロパガンダで告発されたと報告している。何人かの被面接者は、心理的および肉体的に拷問されたと報告した。[10n] (p17)

19.08 2013年4月に発行された「人権と民主主義：2012 外務省 (Foreign & Commonwealth Office) レポート、イラン」には、「昨年 [2012年] 間違いなく、イランのマイノリティ宗教コミュニティに対する組織的な迫害が強化された」と記載されている。[26f] (p178)

宗教マイノリティグループの扱いに関するより詳細な情報については、以下のサブセクションを参照。

## 宗教人口

19.09 2013年9月11日に閲覧した、2013年8月22日更新の犯罪情報局 (Criminal Intelligence Agency) (CIA) ワールド・ファクトブックはイランの宗教グループについて以下の内訳を示している。「イスラム教徒(公式) 98% (シーア派 89%, スンニ派 9%)、その他 (ユダヤ教徒、キリスト教徒、ゾロアスター教徒、バハーイ教徒を含む) 2%」 [111a]

19.10 2013年5月20日に発行された USSD IRF レポート 2012 はやや異なる内訳について報告しながら、以下のように述べている。

「イラン統計センター (Statistical Center of Iran) の 2011 年全国人口・住宅センサスによると、人口は 7520 万人である。イスラム教徒は人口の 99 パーセントを構成している。90 パーセントはシーア派であり、9 パーセントはスンニ派 (ほとんどが南西部、南東部、および北西部にそれぞれ居住するトルクメン人、アラブ人、バローチ人、およびクルド人) である。スーフィ教イスラム教徒人口の規模については入手可能な公式統計がない。しかし、いくつかのレポートは、200 万~500 万人の人々がスーフィズムを信仰していると推計している。」

「人口の残りの 1 パーセントを一緒に構成しているグループにはバハーイ教徒、キリスト教徒、ユダヤ教徒、サビアン・マンダヤ教徒、およびゾロアスター教徒が含まれる。2 大非イスラム教徒マイノリティはバハーイ教徒とキリスト教徒である。バハーイ教徒は約 300,000 人を数えて、テヘランとセムナン (Semnan) に著しく集中している。UN 数値に

188 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

よると、300,000人のキリスト教徒が同国に住んでいるとされるが、いくつかのNGO[非政府組織]はちょうど370,000人であろうと推計している。イラン統計センターは、117,700人であると報告している。キリスト教徒の大多数はテヘランとイスファハン (Isfahan) に集中しているエスニック・アルメニア人である。アッシリア系キリスト教徒の人口の非公式な推計は10,000人から20,000人の間で変動する。福音主義グループを含めて、プロテスタントの宗派もある。国外のキリスト教徒グループはプロテスタント系キリスト教コミュニティの規模を10,000人未満であると推計しているが、多くのプロテスタント系キリスト教徒は秘密裏に信仰を實踐していると伝えられる。5,000人から10,000人のサビアン・マンダヤ教徒がいる。イラン統計センターは、主にペルシア人系少数民族から成る25,271人のゾロアスター教徒がいると推計している。しかし、ゾロアスター教グループは、自らの人口が60,000人であると報告している。」[4e] (セクション I)

## 法的枠組み

19.11 2013年5月20日に発行された米国国務省の「国際宗教の自由レポート2012」、イラン (USSD IRF レポート2012) には以下の記載がある。

「憲法や他の法律と政策は厳しく宗教の自由を制限する。憲法は、「公式な宗教はイスラム教であり、従うべき教義はJa'afari(十二イマーム派宗徒)シーア派の教義である」と宣言している。憲法は、すべての法律と規則が法典(イスラム法)の未定義の「イスラム基準」と公式な解釈に基づかなければならないと定めている。」

「憲法はスンニ派イスラム教徒にある程度の宗教の自由を許しており、「法律の範囲内」で、ゾロアスター教徒、ユダヤ教徒、およびキリスト教徒は、改宗しない限り、自由に礼拝を行い、宗教的社会を形成する自由を保護された唯一の認定宗教マイノリティである。サビアン・マンダヤ教徒は自身をキリスト教徒と見なさないけれども、政府は彼らをキリスト教徒とみなしているため、彼らは3つの認められている宗教マイノリティに含まれている。政府は他のいかなる非イスラム宗教も認めておらず、バハーイ教などの他の宗教団体の支持者は、彼らの信仰を實踐する自由を有していない。」[4e] (セクション II)

19.12 2009年9月23日付の「イラン・イスラム共和国の人権状況」に関する国連総会への事務総長レポートには次の記載がある。「第14条はまた非イスラム教徒にも、彼らがイスラム教とイラン・イスラム共和国に反する共謀または活動を控えるならば、保護を提供する。バハーイ教コミュニティは宗教マイノリティと認められないけれども、当局は、バハーイ教が他のすべてのイラン人に与えられた権利を享受すると断言する。」[10g]

下の「バハーイ教」に関するセクションを参照。

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

189

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

19.13 CSW2009年9月イラン宗教プロフィールには、憲法第13条および第14条についての肯定的な規定に加えて、以下の記載がある。

「...イラン憲法の第12条は、イスラム教を、国家の公式な宗教であると宣言する。国教の宣言は国際法の下での宗教の自由の規定と本来矛盾していないものの、司法組織は「イスラム教の基準に準拠して」機能するという憲法第168条のわかりづらい規定は、市民的および政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights) (ICCPR)、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination) (CERD)、および経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) (ICESCR)を含めて、イランが署名人である人権契約を否定する可能性に門戸を開く。」

「このことは、判事が、成文化した法律に関連する法が欠けている場合に「権威的なイスラム典拠と本物の *fatawa* に基づいて」評決を下すことを許している憲法第167条の中でより明確になる。例えば、イスラム教から別の宗派への改宗を有罪とする成文化した法律は現在のところ存在しない。しかし...イスラム教からの改宗者は伝統的なイスラム法学への憲法の依拠に基づいた背教罪と死刑に日常的に脅威を覚える。...」

「背教の処罰のほかにイラン憲法の第12条、第167条、および第168条に含まれている多くの微妙な意味がある。このことは、イスラム教徒の証人に比べて非イスラム教徒の証人の証言の妥当性または信頼性についての法廷の評価において、また、有罪宣告された犯人によってイスラム教徒と非イスラム教徒の犠牲者の家族に支払われる、必要な「殺人賠償」の異なる報酬において、およびイスラム教女性との結婚を非イスラム教徒男性に許可しないことにおいて、見て取ることができる。」 [116a] (p4)

さらなる情報については、イラン・チェンバー・ソサイアティのウェブサイト上にある[イラン憲法の英語版](#)を参照。[58e][「背教に関する法案」](#)も参照。

19.14 USCIRF レポート 2013 には以下の記載がある。

「イラン憲法は、自由に礼拝を実践し、個人の身分の問題（例、結婚、離婚、および相続）に関して自律性を保つことができる保護された宗教マイノリティとしてキリスト教徒、ユダヤ教徒、およびゾロアスター教徒を正式に認知する。それにもかかわらず、イスラム教とイスラム法および制度の優位は、こうしたマイノリティの権利と身分に悪影響を与えており、彼らは事実上二等市民として生きている。これらのグループのメンバーは、特に教

190 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

育、政府の職務とサービス、および軍事部門において法律上の、または他の形式の差別に左右される。さらに、彼らの礼拝所は落書きによって頻繁にその外観を損なわれる。イラン教育省は彼らの学校を管理しており、彼らは国家に承認された宗教カリキュラムを使用しなければならない。

「非イスラム教徒は公的な宗教の表現または説得においてイスラム教徒と協働することはできない。ペルシア語の宗教資料の出版に対する制限に直面している者もいる。法律は、イスラム教徒と非イスラム教徒の男性の死に等しい殺人賠償の回収を規定する。しかし、バハーイ教徒、サビアン・マンダヤ教徒の男性、およびすべての女性は除外されたままである。イランの法律によると、バハーイ教徒の血は *mobah* であり、これはバハーイ教に忠実なメンバーを殺害しても処罰を受けないことを意味する。」 [88a] (イラン章、p5)

19.15 USSD IRF レポート 2012 には以下の記載がある。

「非イスラム宗教マイノリティは、宗教マイノリティのために政府が予約した、290 議席のうちの 5 議席を除いて代議員に選出されたり、政府または軍において上級の地位を保持したりできない。アルメニア系キリスト教徒には 2 議席、アッシリア系キリスト教徒に 1 議席、ユダヤ教徒に 1 議席、およびゾロアスター教徒に 1 議席が確保されている。スンニ派は議会に指定席を持っていないが、議員に就任することは許される。スンニ派の *Majlis* 代議員は、より大きなスンニ派コミュニティの中から選ばれる傾向がある。政府は、宗教マイノリティが投票することを許可している。しかし、スンニ派イスラム教徒を含む宗教マイノリティは、大統領になる資格はない。」

「スンニ派イスラム教徒を除いた宗教マイノリティグループのメンバーは司法組織、安全保障サービス、または公立学校校長としては勤務できない。宗教マイノリティのメンバーは、バハーイ教を除いて、政府の下位のランクにおいて勤務することができるものの、当局は彼らのイスラム教への忠誠とそれに関する知識によって公共部門への志願者を選抜する。イスラムの原則と規則を守らない公務員には刑罰が科せられる。バハーイ教徒は政府と軍隊におけるすべての指導的地位から排除される。」

「1991 年の改正イスラム処罰法第 297 条は、イスラム教徒と非イスラム教徒の両方の死に関する家族への補償として同等の *diyeh* (殺人賠償) の回収を認可する。法律によれば、バハーイ教徒の血は「*mobah*」とみなされるが、それは処罰されることなく流されうるものであり、バハーイ教徒の家族には補償が与えられないことを意味している。[4e] (セクション II)

19.16 さらに

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

191

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「文化イスラム指導 (Ershad) 省と情報治安省は宗教の活動を密接に監視する。政府は、いくつかの認定されている宗教マイノリティのメンバーに登録することを要求しないけれども、当局は、学校を含めて、密接に彼らの共同社会、宗教、そして文化的イベントと組織を監視する。政府は、福音主義キリスト教会衆に会員名簿を編集し、提出するよう要求する。政府はバハイ教徒に警察へ登録するよう要求する。」 [4e] (セクション II)

19.17 USCIRF レポート 2013 は、「報告期間[2012年4月1日から2013年3月31日]に、政府は、表現の自由と思想、良心、および宗教または信仰の自由についての国際的に保護された権利を行使した女性の権利活動家、ジャーナリスト、および弁護士を含めて、改革者と批判者を沈黙させるためにその宗教関連法を使い続けた」と述べている。 [88a] (要旨)

宗教マイノリティに適用される制限の詳細については、以下の「背教」に関するセクションと「兵役」も参照。

## 背教 (イスラム教からの改宗)

19.18 2013年のイラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) (ICHRI)のレポート、「信仰の代償」には以下の記載がある。

「背教、すなわち誰かが信教を断念または放棄する行為は、イラン刑法には犯罪として成文化されていない。しかし、イランの法執行部、検察、および法廷はしばしばこの行為を犯罪として扱う。背教の禁止が成文化した形で存在しないことの裏をかくために、検察と判事は、法廷がイスラム法学を利用することを許しているイラン憲法の法的条項を行使する。イスラム法にはこの問題についての異なる解釈の余地がある一方で、イランの法廷は一般にイラン・イスラム共和国の創立指導者、Ayatollah Khomeini のような保守的聖職者が示す厳格な解釈に頼っている。Khomeini は、イスラム教から離れて他のいかなる宗教へ向かう行為も死刑に値する犯罪と見なす。」 [52ac] (p7-8)

19.19 2013年5月20日に発行された USSD IRF レポート 2012 には次の記載がある。「憲法は、彼らの宗教的信仰を選択し、変更し、放棄するイスラム教市民の権利について規定していない。政府はイスラム教徒の父親に誕生した子供を自動的にイスラム教徒であると考えており、イスラム教からの改宗を背教であると考えている。それは死刑に値する。」 [4e] (セクション II)

19.20 2011年7月7日付の Landinfo によるレポート、「イラン：キリスト教徒と改宗」

192 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



(Landinfo レポート 2011) には以下の記載がある。

「イスラム教の文脈において、改宗は背教の問題と関連する。歴史的・理論的な枠組の中で見ると、伝統的なイスラム法は世界を“dar-ar-islam”、イスラム教の領域と“dar-al-harb”、イスラム教徒に対する戦争の領域に分割する。したがって、改宗は何よりもまずイスラム単一性の断念であり、イスラム教の歴史において、これは反逆罪、政治的な謀反、または反対と比較される。この思考様式はまた、イスラム教徒に対するキリスト教伝道者の活動がなぜ禁止されるか、またはほとんどのイスラム教国で強い制限を受けるのかを説明する。

[33a] (p12)

報告のあった、背教に向けられた政府の無情なるスタンスに関する情報については、上の「法的枠組み」と次の「背教に関する法案」に関するセクションおよび「背教者の告訴」も参照。

## 背教に関する法案

19.21 2013 ICHRI レポート、「信仰の代償」には次の記載がある。「最終承認を待つ保留中の新しいイラン刑法でも、背教は成文化されないままである。しかし、同法は、犯罪または処罰が同法に包摂されていない場合にはイスラム法の典拠を利用するよう判事に対して明示的に指示するイラン憲法第 167 条に関する規定を含む。これはドアを、背教を死罪であるとする法学に依拠した慣行を継続させるために門戸を開け放つものである。[52ac] (p8)

19.22 2012 年 8 月に発行されたヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) (HRW) のレポート、「抑圧の成文化」には次の記載がある。「新刑法における重大な欠点は、それが、犯罪と処罰について個人に有罪を宣告し、判決を下すために判事が成文化されていない法律に依拠することを許していることである。」[8j] (p2) 同じレポートは以下のように続ける。

「例えば古い刑法とは異なり、新しい改正法は、判事が、地位の高いシーア派の聖職者が発行する shari'a と法的決定(宗教の布告)を含む宗教の典拠に依拠して、背教について個人に有罪宣告すること、または姦通について有罪宣告された被告に投石の判決を下すことを明示的に許している。刑法の下で背教が犯罪ではなくても、姦通に対する処罰の形としての投石が新しい規定から削除されていることは事実である。投石刑によって、または背教のために処刑された個人の数はこちら数年比較的少ないけれども、新しい規定は、そのような習慣を禁止しないままとなっている。[8j] (p2-3)

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 193

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「背教者の告訴」に関する次のセクションと「刑法」も参照。

## 背教者の告訴

19.23 背教者の告訴に関して Landinfo レポート 2011 は、「実際には、背教の罪で有罪宣告されることは極めてまれにしかない」と述べている。[33a] (p16-17) しかし、同じ情報源は以下のように続ける。

「背教の改宗者を罪に問うことは、より一般的になったようである。…改宗者に対する背教の正式な告訴はイランには比較的まれにしか存在しなかったものの、そのような罪の脅威は、彼らが後悔して、イスラム教に戻ることを望むと宣言するよう改宗者に強いる手段として裁判の場に持ち込まれている。多くの場合、法廷は、いかなる罪にも問わずに改宗者を釈放すると決めるか、違法なハウスチャーチへの参加または外国のメディアとの接触を持つことなどの罪状を持ち出している。」 [33a] (p21)

19.24 2013 ICHRI レポート、「信仰の代償」は以下のように報告している。

「我々キャンペーンは、背教で告発されたのキリスト教徒、Mehdi Dibaj、Youcef Nadarkhani、および Hossein Soodmand の 3 つのケース、そして Hossein Soodmand の 1 つのケースを文書にすることができた。後者では、キリスト教徒が国家によって背教のかどで処刑された。改宗者である牧師、Soodmand は 1990 年に逮捕された。刑務所に収監されてから 2 ヶ月後に（その間に彼は信仰を放棄することを断ったとされている）、Soodmand は、絞首刑によって処刑された。彼が裁判にかけられたかどうかはわかっていない。やはり改宗者の牧師、Nadarkhani は 2009 年に逮捕されてその後死刑判決を下された。控訴に基づいて与えられた彼の再審は国際的な注目を浴びた国連、欧州連合、国際的な人権組織、およびバチカン宮殿による圧力の後で、彼は背教罪については無罪となり、福音伝道に関与した罪のため、代わりに 3 年の懲役を宣告された。」 [52ac] (p8)

19.25 USCRIF 年次レポート 2013 は、Youcef Nadarkhani のケースを要約しながら、以下のように述べている。

「キリスト教牧師で 2009 年 10 月以来拘留されている Youcef Nadarkhani は、背教のために 2010 年 11 月に Gilan 州の法廷によって死刑を宣告された。検察は、彼が成人してからは一度もイスラム教徒であったことがなかったけれどもイスラム家系の出身なので、背教法がやはりあてはまると述べたことを認めた。法廷は 2011 年 6 月に彼の控訴を却下して、彼が

194 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

いったん拒絶した、信仰を改めることを条件として死刑判決を一時停止とした。国際的な圧力を受けたことにより、当局は2012年9月にNadarkhaniを釈放し、クリスマスに彼を再逮捕したが、わずか数日後の2013年1月初めには彼を釈放した。」[88a](イラン章、p8)

19.26 より詳細な情報については、2013年3月8日までのPastor Youcef Nadarkhaniseeの事件に関する世界キリスト教連帯(Christian Solidarity Worldwide)(CSW)のタイムラインを参照。[116c]

Youcef Nadarkhaniの弁護団の一人で現在イランにおいて収監されているMohammad Ali Dadkhahに関する情報については、「人権活動家および法律家」のセクションを参照。

19.27 CSWの2009年9月のイラン・プロフィールには次の記載がある。「背教について死刑を定める評決は、あったとしてもめったに実行されないけれども、強烈な圧力と重大な人権侵害は日常的に起きており、正式なイスラム民兵組織または急進的なグループによる裁判外殺人と攻撃は重大な懸念事由となっている。」[116a](p5)

19.28 2013 ICHRIレポートには、釈放後に当局によって背教の罪を科される者の裁判外殺害の可能性について、次のような記載がある。「プロテスタント改宗者が直面する生命に対するより一般的な脅威は、超法規的殺害であると広くみなされているものに由来する。事実、精査の不足に特徴づけられる未確認の加害者とその後の調査の不規則性がからんでいるキリスト教指導者の怪死が数多く報告されている。」[52ac](p8-9)

裁判外殺害の可能性のある事件の詳細については、ICHRI レポートを直接参照のこと。  
[52ac](p8-9)

19.29 別の牧師の状況について報告した2011年9月23日付の特別報告者のレポートには次のような記載がある。「シーラーズ(Shiraz)市にあるチャーチ・オブ・イランの牧師、Behrouz Sadegh-Khanjaniは2010年6月に拘束されて、約2ヶ月間にわたり独房で監禁されていたと伝えられる。当局は元来背教罪を彼に科したものの、その後告訴を取り下げて、代わりに「不敬罪」を彼に科した。」[10e](p17)2011年9月14日に、ICHRIは、「イスラムの神聖な義務を侮辱する、不敬に類する行為」[52s]のさらなる罪について、次のように報告している。「彼の弁護士によると、シーラーズの刑事裁判所第120支部はその罪についてSadegh-Khanjaniに無罪を言い渡したものの、被告は控訴し、訴えは保留のままとなっている。」[52s]

19.30 しかしながら、同じICHRIの記事には以下の報告もある。

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 195

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「被告らの弁護士 Mahmoud Taravatrooy によると、南部の都市シーラーズの控訴裁判所は先週、プロテスタント系キリスト教グループ、チャーチ・オブ・イランの牧師、Behrouz Sadegh-Khanjani と他の 5 人の教会信者、Parviz Khalaj、Amin Afshar Manesh、Mehdi Forutan、Mohammad Baliad、および Nazli Makarian に関する懲役 1 年の判決を支持した。Taravatrooy はイラン人権国際キャンペーンに、「政権に反対する宣伝」の罪で判決を受けた彼のクライアントらは、評決を控訴するための選択肢を持っておらず、刑に服しはじめることをすぐに革命法廷に報告するであろうと語った。」

「Taravatrooy は、法廷は、被告が彼らの宗教を促進したという事実に有罪判決の基礎を置いたと説明した。」 [52s]

次の「キリスト教」のセクションおよび「バハーイ教徒」も参照。

## キリスト教徒

本セクションは、「背教」、「背教者の告訴」、および「イスラム教徒のキリスト教への改宗」についてのセクションと併せて読まれるべきである。

19.31 イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) (ICHR) の 2013 年のレポート、「信仰の代償」には、以下の報告が記載されている。

「信頼できる投票を欠いていることから、キリスト教徒の数についての、特にイランでキリスト教徒の改宗者についての最終的な統計は存在しない。2010 年に、調査グループ、世界キリスト教徒データベース (World Christian Database) (WCD) は、イランで 270,057 人のキリスト教徒または 7470 万の全イラン人口の約 0.36 パーセントを記録した。イランにはキリスト教徒の 2 つの主要なカテゴリー、すなわちエスニック系と非エスニック系がある。多数派はエスニック系キリスト教徒であり、独自の言語と文化的伝統をもつアルメニア人およびアッシリア人 (またはカルデア教会信徒) を指す。ほとんどのエスニック系キリスト教徒は彼らのコミュニティの正統教会の信者である。非エスニック系キリスト教徒の大部分はプロテスタント教会の信者であり、すべてでないがほとんどは、イスラム教系出身の改宗者である。2010 年に WCD はイランに約 66,700 人のプロテスタント系キリスト教徒がいると報告した。これはイランのキリスト教コミュニティの約 25 パーセントに相当する。イラン政府は改宗者をキリスト教徒と認めず、多くの改宗者は告訴に対する恐怖により彼らの信仰を公然と報告しない。したがって、イランの改宗者の数はおそらく過少に計算されている。イランのいくつかのキリスト教組織が人権キャンペーンに示唆したところ

196 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

によれば、キリスト教への改宗者の数は 500,000 人にも上るかもしれないが、そのような推計を独自で確認することはできなかったという。[52ac] (p6)

19.32 同じ ICHRI レポートは以下のように続ける。

「市民的および政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights) (ICCPR) の第 18 条に基づき、イランは宗教の自由を保護することを義務づけられている。イラン憲法がキリスト教を認定して、様々な程度に、ICCPR において見出される権利の多くをキリスト教徒に付与している一方で、実際には、政府は同国のプロテスタントコミュニティに関して、これらの国際的な保護や憲法による保護を守っていない。イラン政府が組織的に講じている措置は、教会への参列の制限、新しい教会の編成の禁止、教会の閉鎖、聖書とキリスト教関連文献の配布の制限、教会グループへの嫌がらせと監視、教会指導者の逮捕、拘留、および起訴、福音伝道についての宣告、およびキリスト教徒に対するイスラム教への復帰の強制を含んでおり、こうした行為は ICCPR によって禁止されている。改宗者の生命を脅かす背教罪から、改宗に関連する教会の信者の懲役刑まで、当局は、その信仰と示威運動を有罪とする人権侵害のパターンに効果的に手を染めている。人権キャンペーンの調査では、尋問者、検察官、および法廷が標準的なキリスト教の慣行を犯罪行為または犯罪行為自体の証拠と一貫してみなしていることが明らかになった。ハウスチャーチへの入信、福音活動、そしてキリスト教会議への参加は、すべて当局によって犯罪行為とみなされており、治安担当の職員は逮捕の間に、聖書、宗教文献、および十字架などの標準的なキリスト教アイテムを日常的に没収する。必然的に、本レポートのためにインタビューに応じた個人のほとんどを含む多くのイランのキリスト教徒は、すなわち改宗者は、過去または未来の迫害からの保護を求めて、同国から逃亡した。[52ac] (p7)

19.33 2010 年 10 月に発行された国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) (FIDH) と人権擁護のためのイラン同盟 (Iranian League for the Defence of Human Rights) (LDDHI) によるレポート、「イランの隠された一面：民族・宗教マイノリティに対する差別」には以下の記述がある。

「一般的に言って、イランには、エスニック系および「非エスニック系」として分類されるキリスト教徒の 2 つのグループがある。エスニック系キリスト教徒はアルメニア人、アッシリア人、およびカルデア教会信徒を含む。それらの多くは正教会の追随者であるが、一部はカトリックまたはプロテスタントでもある。「非エスニック系」キリスト教徒は、ほとんどがプロテスタントと福音教会の追随者であり、多くはイスラム教からの改宗者である。」

「憲法によって承認された3つの非イスラム宗派のうちの1つであるキリスト教の認知は、エスニック系キリスト教徒のみに安全マージンを与えた。しかし、「エスニック系」キリスト教徒と違って、「非エスニック系」キリスト教徒は改宗に関係しているため、大きな圧力に直面していた。[56c] (p20-21)

より詳細な情報については、「イスラム教徒のキリスト教への改宗」および「背教」のセクションも参照。

19.34 2009年9月の世界キリスト教連帯 (Christian Solidarity Worldwide) (CSW) のイラン宗教の自由プロフィールにも以下の記載がある。

「アルメニア系、アッシリア系、およびカルデア教会信徒のキリスト教徒は相対的に平和な状態で生活しており、民族・宗教マイノリティとして公認を受けている。しかし、彼らは教育、政府および軍隊の地位への接近性という点で、他の認知されたマイノリティと同様の制限および差別を被っている。」

「福音派とペンテコステ派の教会には疑惑の目が向けられており、それらの信者はイランで迫害される。国家が主体の迫害に加えて、教会指導者や改宗キリスト教徒は群集または国家エージェントによっても攻撃され、誘拐され、殺害されている。そのような強烈的な迫害の主な理由の1つは、福音派とペンテコステ派の教会におけるイスラム教からの背教者の数が多いことであった。アルメニア系・アッシリア系コミュニティのエスニック系キリスト教徒とは異なり、プロテスタント教会は積極的に改宗に関与している。これらのグループのほとんどが私有地で会合を開くという事実も、地方当局による疑惑と反応に油を注いでいる…」

「ペルシア語のいかなる宗教資料の出版も禁じられる。これは、アルメニア人などの独自の言語を使用する民族マイノリティよりも、むしろペルシア語の背景を持つキリスト教徒の宗教上の習慣に直接影響する。」 [116a] (p12-13)

19.35 英国議会キリスト教徒超党派議員連盟 (Christians in Parliament All Party Parliamentary Group's) (APPG) による「イランのキリスト教徒迫害に関するレポート」には以下の記載がある。

「ほとんど例外なく、教会は、もはやペルシア語 (Farsi : イランのほとんどのキリスト教徒の母国語) で礼拝を行うことを許されず、金曜日 (イランの週末は木曜日と金曜日である) に礼拝を行うことを許されない。これは一般に、キリスト教徒が、日曜日に認知され

た教会で礼拝に出席したければ、彼らの労働日 1 日分が休暇扱いとなりその日の賃金が強制的に支払われないことを意味している。礼拝に出席するキリスト教徒は政府によって密接に監視される。政府は礼拝場に入出入りするキリスト教徒の写真を日常的に撮影している。教会指導者は、礼拝出席者を容易に追跡することができるように、身分証明書番号を含む詳細な個人情報を記載した信者のリストを提出するよう要求されている。」 [137a]

19.36 世界キリスト教連帯 (Christian Solidarity Worldwide) による 2012 年 6 月付のレポート、「イラン - 懸念と勧告の要約」(2011 年末から 2012 年にかけてのキリスト教徒と教会に関する状況の報告) も、ペルシア語 (Farsi) での礼拝の制限について報告している。

「公式に是認された教会によるペルシア語での礼拝は今や当局によって厳しく制限されている。5 月の AOG (アセンブリーズ・オブ・ゴッド : Assemblies of God) に対してのさらなる圧力について記したレポート : [2011 年] 5 月 6 日日曜日に、テヘランの AOG セントラル教会の指導者は、政府が、しばらくの間、身分証明書番号を含めて、会衆の信者についての侵害的な情報を要求していたと発表した。最初、会衆の信者は、これらの詳細を渡す気があるなら、自発的にそうすることができると伝えられた。しかし、さらに圧力を加えられたことで、教会は、これはもはや自発的な要求ではなかったと説明した。教会の信者の身分証明書を所有することで、情報省はすべての教会の信者を追跡することがより容易になるであろうし、イスラム教からの改宗者は弱みを増大させるであろう。この AOG 教会が、テヘランにあるペルシア語での礼拝を行う唯一の教会であることも注目値する。

「[2012 年] 5 月末と 6 月初めに、テヘランにあるエマニュエル長老派教会 (Emmanuel Presbyterian Church) の信者が拘束され、同教会は、その日曜日の礼拝を除いて毎週の活動をすべて停止するように命じられた。また、6 月に、西テヘランの Janat-Abad 地区にある AOG と提携している教会は、イラン革命防衛隊の情報分隊によって閉鎖するように命じられた。現地の関係筋によると、教会の牧師はすべての教会活動をキャンセルし、その財産を封印するように命じられた。閉鎖の強制に革命防衛隊 (Sepah) を利用することは憂慮すべき展開である。革命防衛隊は攻撃的な方法を用いることで知られており、通常、国家安全保障または国の安定を脅かすと考えられる状況において展開される。同組織は、情報省 (etela'at) の組織と同様の権限を有する、イランの 3 つの情報組織のうちの 1 つである。」 [116b]

19.37 2012 年 6 月 8 日に ICHRI は以下のように報告している。

「人権キャンペーンが受け取った情報によると、イラン革命防衛隊の情報組織は、最近突然、イランにおけるキリスト教教会の監督を引き継いだ。教会は以前には情報省と文化指

導省のエージェントによって監督されていた。」

「2012年5月の終わりに、イランのプロテスタントコミュニティに精通している現地の関係筋が人権キャンペーンに語ったところによれば、イラン当局は、Jannat Abad 近郊の西テヘランにあるアセンブリーズ・オブ・ゴッド教会に施設を閉鎖して礼拝をやめるよう強制したという。」

「過去6ヶ月間に、当局は、同教会の信者の多くを逮捕して、イランにある他のいくつかの伝統あるペルシア語教会を閉鎖したということである。南部の都市アフワズ (Ahvaz) にある別の集会教会は、クリスマス直前の2011年12月23日に閉鎖された。申し立てによると、当局は教会牧師の Farhad Sabok Rooh を、彼の妻と他の2人の教会信者とともに拘留して、結局彼らを保釈した。イランのキリスト教系通信社によれば、2012年2月22日に、当局は、イスファハン (Esfahan) にあるサンピエトロ大聖堂英国国教会 (St. Peter's Anglican church) の Hekmat Salimi 牧師を含む、少なくとも10人の信者を逮捕したという。78歳の女性拘留者は直ちに釈放された。残りは保釈によって釈放されるまで、約2ヶ月間拘留状態にあった。」

「いくつかの既存の教会がイランで閉鎖に直面している一方で、どの新しい教会も、1979年の革命以来、文化イスラム指導大臣から許可証を受けることができなかった。Jannat Abad アセンブリーズ・オブ・ゴッド教会はペルシア語で礼拝を行っていた。」

「まもなく発表される、イランのプロテスタント系キリスト教徒の迫害に関するレポートを人権キャンペーンが調べたところ、イラン政府は、主としてイスラム教徒がキリスト教について学ぶことや改宗することを防止するために、ペルシア語で活動し、伝道を行う教会を標的としたことがわかった。何人かのイランの教会指導者が人権キャンペーンに語ったところによれば、2005年のマハムード・アハマディネジャド (Mahmoud Ahmadinejad) 大統領 (その政権はプロテスタントグループに対する抑圧へと傾斜した) の選挙とほぼ同時期の頃に、また、2009年以来、教会の信者の逮捕と教会への制限が顕著に増大したという。」

「イランのキリスト教右派活動家が人権キャンペーンに語ったところによれば、彼らは Jannat Abad の閉鎖が国内のすべての定評のあるペルシア語教会にとって特定の脅威となるのを恐れているという。」 [52r]

19.38 2013年2月28日付の特別報告者のレポート、「イラン・イスラム共和国の人権状況」には以下の記載がある。

200 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



「[イラン] 政府は、その追随者にとって「憲法によるキリスト教の認知は…司法上の免責を構成しない」と強調した。特別報告者は、キリスト教徒が彼らの信仰を明示し、実践することを理由に制裁に直面するべきでなく、したがってキリスト教徒が彼らの信念を行使したことで漠然とした言葉で表現されている国家安全保障の罪を犯したとして逮捕され、起訴されていると伝えられることに懸念を抱き続けることを断言する。」

「情報源は、少なくとも 13 人のプロテスタント系キリスト教徒が現在イラン全国の拘置所に拘束されており、2010 年 6 月以来 300 人を超えるキリスト教徒が逮捕されていると報告した。現在刑務所に収監されている者には、「国家安全保障に反する活動」、「敵国と接触している」、および「宗教上の宣伝」などの罪によって、いずれも懲役 6 年の判決を受けて服役中である Behnam Irani 牧師と教会指導者の Farshid Fathi が含まれている。情報源は、Fathi 氏に対して用いられた証拠が、ペルシア語の聖書を配布し、教会の信者が国外での宗教セミナーと会議に出席するのに旅行を手配したことを含めて、彼の教会活動と関連していたと主張する。多数派のアッシリア語またはアルメニア語を話す会衆を抱えるいくつかのプロテスタント教会もペルシア語の礼拝を停止するよう強制されており、すべてペルシア語の礼拝を行っていたテヘランの Janat Abad アセンブリーズ・オブ・ゴッド教会は、最近の 2012 年 5 月 19 日に閉鎖されたと報告された。」 [10n] (p18)

19.39 USSD IRF レポート 2012 には以下の記載がある。

「政府は宗教の自由をキリスト教徒にあまり積極的に許さなかった。キリスト教徒、特に福音主義者はその年に嫌がらせと監視の増大を経験した。」 [2012].

「政府は、福音派キリスト教徒の活動を密接に監視し、イスラム教徒に、教会敷地内に入ることを思いとどまらせ、教会を閉鎖して、キリスト教改宗者を逮捕することによって改宗の禁止を強制した。当局は福音派教会の指導者に、イスラム教徒に伝道を行わない、またはイスラム教徒が礼拝に出席することを許可しないという内容の誓約書に署名するように迫った。福音派の礼拝のための集会は日曜日限定される。レポートは、当局が、イスラム教徒がキリスト教教会を訪問することを許す行為を、改宗にあたりとみなしていたことを示唆した。福音派の会衆の信者は、会員証を携帯するように要求され、その写真の複写は当局に提供しなければならなかった。会衆センターの外に派遣された当局者は、信者に身元確認を行うことに同意させた。」

「あらゆる宗派のキリスト教徒が、非キリスト教徒が礼拝に参加しなかったことを確認するためためだと言われる、教会の外での保安用カメラの存在について報告した。」

「サイバー警察部隊は個人宅を強制捜査し、何人かのキリスト教徒の所有物を没収した。例えば、彼らは 2012 年 11 月にブロガーのキリスト教改宗者 **Alireza Ebrahimi** の家を強制捜査した。**Ebrahimi** は自宅におらず、彼の所在は年末の時点でもわからなかった。11 月に、警察は「イスラム教に反する宣伝」と「国家安全保障に反する行動」の罪で他の 2 人のキリスト教改宗者、**Saeed Mirzaei**、および **Sadegh Mirzaei** も逮捕した。」

「公式報告とメディアは、キリスト教のハウスチャーチを「違法なネットワーク」および「シオニズム宣伝組織」とみなし続けた。逮捕されたハウスチャーチの信者は、しばしば敵国による支援を受けていたとの理由で告発された。2012 年 5 月にシーラーズ (Shiraz) において、ハウスチャーチの 5 人の信者がいくつかの罪状の中でもとりわけ「イスラム政権に反する宣伝」と「キリスト教の伝道を通じたイスラムの神聖な象徴に対する中傷」のために拘留された。彼らは年末時点で裁判を待ちながら刑務所に収監されていた。」[4e] (セクション II)

19.40 同じ情報源は以下のようにも述べている。

「当局は、福音派グループの信者を含めて、数百人のキリスト教徒を逮捕したということである。これらのケースの多くの状態は年末の時点でもわかっていなかった。当局はほぼすぐに何人かのキリスト教徒を釈放したものの、その他については弁護士への接触を許さず秘密の場所に拘留した。当局はまた、アルメニア使徒やアッシリア人などの「保護された」キリスト教グループの何人かの信者を逮捕した。人権団体によると、刑務所当局はそのような受刑囚に対して適切な医療を保留したということである。そのようなケースとして、**Behnam Irani** 牧師は刑務所内で血液感染したものの治療を受けられずに苦しんだ。」

「[2012 年] 9 月に、当局は Fars 州で 4 軒のハウスチャーチを強制捜査し、「イスラム政権の敵国と接触している」および「家庭内でのキリスト教礼拝の継続」の容疑で、40 人のキリスト教徒を逮捕したということである。これらのケースの状態は年末時点でもわかっていなかった。NGO の報告によると、そのうち何人かが、かなりの額の保釈金を支払って釈放された。情報省は、少なくとも 10 人の個人を拘留し続けたと言われる。」

「2012 年 10 月に、当局は、2011 年 12 月に逮捕された 4 人のキリスト教徒、**Farhad Sabokrouh** 牧師、**Shahnaz Jazan**、**Davood (David) Ali-Jani**、および **Naser Zamen-Dezfuli** に「キリスト教の拡大を通しての伝道活動と反政権宣伝」という罪状で懲役 1 年を宣告した。彼らの判決は保留中の控訴により停止された。」[4e] (セクション II)

19.41 世界キリスト教連帯 (Christian Solidarity Worldwide) (CSW) による 2012 年 6 月のレ

202 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ポート、「イラン - 懸念と勧告の要約」には以下の記載がある。

「イランでは 2011 年を通じて宗教マイノリティに対する迫害の急激な増加が見受けられたが、それは 2012 年初期の数ヶ月でさらに増大した。この抑圧のキャンペーンの最も厄介な面には次のものが含まれる。すなわち、逮捕と拘留の増加、教会集会に対する日常的な強制捜査、厳しい尋問、肉体的および心理的な拷問（信仰についての前言取り消し、および仲間のキリスト教徒の身元に関する情報についての要求を含む）、無罪での拘留延長、正当な法手続きの違反、不明確な犯罪についての、または偽造された政治的罪状による有罪判決、過大な保釈金の要求による経済的標的、および背教に関するハウスチャーチ指導者の差し迫った処刑の脅威である。標的を定めた迫害は、有力な政府高官による反キリスト教レトリックの増殖によって強化されている。」

「教会ネットワークの組織的な浸透を受けて突如浮上したこの迫害は、当初、認定されていないハウスチャーチネットワークに所属しているキリスト教徒を標的とした。しかし、それは是認された教会のキリスト教にますます影響を及ぼすようになっている。福音派キリスト教徒とペルシア語（Farsi）で礼拝または活動を実施する伝統的なアルメニア系またはアッシリア系教会のキリスト教徒の両方は、国家のイスラム完全性に対する脅威とみなされるようであり、ますます、不確実性の雰囲気の中にその存在を現すようになっている。最近、ペルシア語で話す教会は礼拝を終了するように命じられている。さらに、2012 年の最初の数ヶ月に、しばしば家宅への強制捜査に続いて、公式な教会の指導者の逮捕が見受けられるようになり、イスラム教からの改宗者の拘留に急激な増加が認められた。」 [116b]

19.42 同じ CSW レポートにはさらに以下の記載がある。

「2011 年の間に逮捕されたキリスト教徒の大多数は今では釈放されているが、それは裁判を待っている状態での、またはキリスト教活動へのさらなる参加に対する厳しい警告に続いての、いずれかの理由での保釈によるものである。多くの家族は、保釈金の支払いに応じるために彼らの家の権利証書を譲渡するよう強制されている。そのような保釈要求はイランの法律に違反しており、キリスト教コミュニティに経済的な損害を与え、拘留者の釈放を遅らせることを主に意図したものであるといえる。いったん釈放されても、彼らは密接に監視されており、彼らがなんらかのキリスト教活動に従事するか、または従事した疑いをかけられるならば、再逮捕と懲役を招く危険性がある。多くが厳しい法手続きに直面しており、訴訟が最終審問に至るまでそれは続く。この手続きには数年かかり、被告の人生は放置されたままとなる。裁判を待っている被告が国から逃亡した場合、裁判は被告欠席のままで行われる。」 [116b]

19.43 2013年4月に発行された「人権と民主主義：2012年外務省レポート、イラン」には以下の記載がある。

「2012年の年間を通して、我々はしばしば公正な裁判または法定代理人の介在しないキリスト教徒の逮捕と拘留についてのレポートを受け取った。教会会衆の監視の継続は、「ハウスチャーチ」として知られる自家での礼拝へと多くのキリスト教徒を促した。改宗者は特に標的とされた。キリスト教に改宗したことを当局によって発見された者は、イスラム教に戻るか、さもなければ逮捕と背教の罪に直面するように命じられた。2010年に背教のために死刑を宣告されたキリスト教牧師、Yousef Nadarkhaniの9月における釈放は、彼の刑を減じることへの国際社会からの持続的な圧力を受けてのまれな肯定的結果であった。Nadarkhani牧師はクリスマスの日に再逮捕され、短期間収監されたものの、本レポートの執筆時に再び釈放された。他のキリスト教徒は、Behnam Irani牧師とFarshid Fathiを含めて、刑務所の厳しい条件下で拘留されていた。」 [26f] (p178)

Yousef Nadarkhaniのケースのさらなる情報については、「背教者の告訴」を参照。

19.44 USCIRF レポート 2013 には以下の記載がある。

「報告期間[2012年4月1日から2013年3月31日]に、イラン当局は、礼拝場を強制捜査し、教会の信者に嫌がらせをし、脅迫し、信者と教会指導者を逮捕し、有罪宣告し、投獄し続けた。キリスト教徒（特に福音派やその他のプロテスタント）は嫌がらせ、逮捕、綿密な監視、および懲役にさらされる。多くの者がイランから逃亡したと伝えられている。アッシリア系およびアルメニア系キリスト教の宗教指導者も標的とされている。大統領への就任以来、マハムード・アハマディネジャド（Mahmoud Ahmadinejad）大統領はイランにおけるキリスト教の発展の終焉を要求していた。政府は、福音派キリスト教グループに信者の名簿を提出するよう要求している。」

「キリスト教改宗者は、宗教の実践と結社に対する厳しい制限、恣意的な逮捕、および信仰の実践を理由とする拘留、さらには背教を理由とする国家執行および超法規的殺害による生存権の侵害に直面している。2010年6月以来、少なくとも300人のキリスト教徒が、アラック（Arak）、バンドルアバス（Bandar Abbas）、Bandar Mahshahr、アルダビール（Ardabil）、ダブリーズ（Tabriz）、Khoramabad、マシャド（Mashhad）、ハマダーン（Hamadan）、ラシュト（Rasht）、シーラーズ（Shiraz）、イスファハン（Isfahan）、およびイーラム（Elam）を含めて、全国で恣意的に逮捕されて、拘留されている。イラン当局は一般に受刑囚を釈放するものの、将来にわたる再懲役によって彼らを脅迫するために、彼らに対する告訴または所定の有罪判決を放置している。報告期間の終了時に、少なくとも12名のキリスト教徒が

204 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

刑務所にとどまっている。」 [88a] (イラン章、p7)

19.45 同じレポートは以下のように続ける。

「2013年1月に、Saeed Abedini (イラン生まれのアメリカ人牧師) は、キリスト教ハウスチャーチ運動における2000年以來の彼の活動に関して、「イランの国家安全保障を脅かす」との理由で、正当な法手続きのない裁判において禁固8年を宣告された。孤児院を設立する活動を続けるために、Abedini 牧師は2012年6月以來イランに滞在しており、9月に逮捕されて、投獄された。彼は独房に監禁されて数週間を過ごし、Evin 刑務所の当局によって身体的および心理的に虐待されたということである。」 [88a] (イラン章、p8)

USCIRF レポート 2013 は2010年6月以來逮捕および拘禁されている個人のキリスト教徒についてのさらなる詳細を含んでいる。 [88a] (イラン章、p8)

19.46 2013年5月27日に、アイルランドに拠点を置く独立慈善団体であるチャーチ・イン・チェインズ (Church in Chains) は以下のように報告している。

「治安部隊は…2013年5月21日にテヘランで Robert Asserian 牧師を逮捕し、キリスト教徒の取り締まりが6月の選挙の前に強化された際に、彼の教会の閉鎖を発表した…」

「Asserian 牧師の教会は…わずかに残されたペルシア語 (Farsi) で礼拝を行う教会の一つであり、政府は、特にペルシア語の礼拝を日曜日限定することによってイランのイスラム教徒に救いをもたらすことを防止するために、その活動を制限した。ほとんどの国民が休みとなる金曜日の礼拝は取り消された。2013年5月19日の日曜日に、会衆は教会を閉鎖するかどうかを議論したが、指導者はアルメニア系などのイランにおけるエスニック系キリスト教マイノリティの言語の代わりに説教でペルシア語を用いているために情報省から不断の嫌がらせを受けることについて不満を述べた。当局は懲役、誘拐、および死によって教会指導者を脅迫したということである。」

「2012年6月に、当局は、テヘランにあるペルシア語教会、アセンブリーズ・オブ・ゴッド (Assemblies of God) (AoG) がイスラム教からの改宗者を信者として抱えるようになった後で、同教会を閉鎖した。」 [37a]

19.47 チャーチ・イン・チェインズは2013年7月4日に次のように報告した。「Asserian 牧師は2013年7月2日に保釈により刑務所から釈放された…収監から43日を経た後のことだった。釈放は、彼が事件について沈黙を守り続けることを条件としている。」 [37b]

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 205

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

## イスラム教徒のキリスト教への改宗

19.48 2013年5月20日に発行されたUSSD IRFレポート2012には次の記載がある。「憲法は、イスラム市民が宗教的信仰を選択し、変更し、放棄する権利について規定していない。政府はイスラム教徒の父親から誕生した子供を、自動的にイスラム教徒であるとみなしており、イスラム教からの改宗を背教であるとみなしている。改宗は死刑に値する。[4e] (セクションII) さらに

「イスラム教からキリスト教へ改宗者は、嫌がらせ、逮捕、および有罪宣告に直面している。政府が宗教的資産を没収した際にも、宗教集会への警察の手入れの間に多くの者が逮捕された。[2012年]2月にシーラーズ (Shiraz) で、10人のキリスト教改宗者が教会として使用されていた住居で逮捕された。10月に、治安部隊は4人のキリスト教改宗者 (Shahab Samimi, Fariba Karimkhani, Farshad Rahimdel, および Yasser Mirza Zanjani) の家を強制捜査し、彼らの財産の一部を没収し、宗教活動を理由に彼らを逮捕したと言われる。」[4e] (セクションII)

19.49 2010年10月のFIDH/LDDHIレポートには以下の記載がある。

「イスラム教から改宗した元イスラム教徒は頻繁に迫害され、虐待されて、彼らの信仰のために起訴される。イスラム主義によると、予言者モハマドは神とイスラム (現世における最終かつ究極の宗教) の最後の予言者であった。イスラム教から他の宗派へのどのような改宗も禁じられており、背教の行為とみなされる。ある人がイスラム教への改宗の前にイスラム教徒ではなかったけれどもイスラム教徒をあきらめて当人の元の宗教に戻るかまたは別の宗派に改宗すると決めても、その人は背教するとみなされるであろう。」

「福音派の聖職者と宣教師は、改宗を理由に、すなわちイスラム教徒をキリスト教に改宗させようと試みているとして、またも迫害されている。」[56c] (p20-21)

19.50 同じレポートは続ける。「...新たに改宗したキリスト教徒は日常的に拘留されて、長期間にわたって拘留状態のままにされる。彼らはその時々背教で告発されるものの、数年来、多くは拘留期間の後で釈放されるか、または懲役刑の判決を受けている。」[56c] (p21)

19.51 2012年6月28日に発行されたマイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (Minority Rights Group International) の2011年をカバーするレポート、「世界の少数民族と先住民の状態2012」には以下の記載がある。

206 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「キリスト教徒の改宗者は国家による嫌がらせと逮捕に日常的に直面している。多くは福音派プロテスタントのグループに属しており、「イスラムの神聖な義務への侮辱」と背教によって日常に罪を科される。主な標的の 1 つは、全国に信者がいる福音派の会衆、チャーチ・オブ・イラン (Church of Iran) である。2011 年 1 月に、テヘランの Morteza Tamaddon 知事は公然と拘留されたキリスト教徒を逸脱して、墮落していると称した。」 [46c] (p198)

19.52 2013 年 2 月 28 日付の特別報告者のレポート、「イラン・イスラム共和国の人権状況」には以下の記載がある。

「特別報告者は...イラン人が信仰を選択する権利がますます危険な状態にあることに懸念を抱いている。キリスト教徒の被面接者は一貫して、彼らの信仰を促し、多数の改宗者会衆と非公式なハウスチャーチに参加し、改宗者が彼らの礼拝と会衆に参加することを許した、および／またはイスラム教から改宗させたとの理由で当局によって標的にされていると報告する。自身を改宗者だと言った被面接者の大多数は、拘留中に背教の罪を犯しているとして脅迫されたこと、および他の多くのものは、釈放されるには教会活動を中止すると誓約する文書に署名するように迫られたことを報告した。」 [10n] (p19)

19.53 2012 年 6 月の CSW レポートには以下の記載がある。

「2012 年の初め以来イラン全国の様々な都市で、テヘラン、ケルマーンシャー (Kermanshah)、イスファハン (Esfahan)、およびシーラーズ (Shiraz) の個人とグループの特定の取り締まりもあって、キリスト教への改宗者に対する嫌がらせ、逮捕、裁判、および懲役が目立って増加している。これらの拘留者の何人かは、キリスト教の会合に出席することを防止する文書に署名するように要求された後で釈放されたものの、他の多くは、女性と年配者も含めて、拘留され続けている。2012 年 2 月には逮捕の特定の高まりがあり、3 月まで続いた。拘留されているキリスト教徒の一時的な釈放を確保するために、再び、過大な保釈金の支払いが要求されている。」

「抑圧の新たな波は、ハウスチャーチ運動と承認された宗派の両方に影響した。後者は、政府が、アフワーズにある是認されたアセンブリーズ・オブ・ゴッド(AOG)運動に属している教会を強制捜査し、日曜学校の子供を含むすべての出席者を投獄した 2011 年の終わりに起きた出来事と連続している。是認された教会への直接攻撃が 2011 年にはまれであったのに対して、今までのところ、2012 年はイランの 3 番目に大きな都市、イスファハンで聖ポールおよび聖ピーター英国国教会の指導者が逮捕された。[2012 年]5 月に、聖ポール教会の長、Hekmat Salimi 牧師が、約 40,000 ドルの保釈金で一時的に保釈されたとの報告があった。

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 207

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

[116b]

さらなる情報については CSW レポート を直接参照のこと。 [116b]

19.54 2012年9月8日に、ガーディアン(the Guardian)はキリスト教牧師 Youcef Nadarkhani の刑務所からの釈放を報じたが、「[2012年]4月に、別の牧師、Farshid Fathi、33歳は、革命法廷によって禁固6年を宣告された後に、キリスト教改宗者に対する国家の迫害の最も新しい犠牲者になったとイランクリスチャン通信社は報じた」と伝えている。[16b] USCIRF レポート 2013 は、「裁判で提出された証拠の一部は、Fathi がペルシア語聖書とキリスト教文献を所有し、違法に配布したことである。彼は独房に監禁された状態で何ヶ月も過ごし、現在も刑務所にとどまっている」と述べている。[88a] (イラン章、p8)

Youcef Nadarkhani 牧師のケースに関するさらなる情報については、「背教者の告訴」のセクションも参照。

19.55 2013年2月に発行された、デンマーク移民局 (Danish Immigration Service)、ノルウェーLANDINFO (Norwegian LANDINFO)、およびデンマーク難民評議会 (Danish Refugee Council) によって2012年11月9日から20日まで、および2013年1月8日から9日まで実施されたイラン・テヘラン、トルコ・アンカラおよび英国・ロンドンについての事実調査任務による共同報告書、「法的問題および出国手続、並びにキリスト教への改宗、クルド族に関する問題、および2009年の選挙後の抗議者について」(デンマーク事実調査レポート 2013) は、キリスト教への改宗者に対する迫害のリスクについて報告している。情報を提供してくれた関係筋のほとんどは、匿名にすることを望んだ。このレポートには以下のような所見が記載されている。

「アンカラの国際機関は、当局が福音伝道派のネットワークを一種の情報網と見なしており、福音者と改宗促進者をむしろ追跡していると述べた。当局は個人の改宗者を追跡しないが、そのことがより多くの組織的活動へと発展するならば、また違う問題となる。例えば、当局がキリスト教テレビを普及させるテレビ衛星チャンネルを切断していないことが追加された。関係筋によると、当局はハウスチャーチの信者を追跡していないが、「大物」、つまり社会にとっての脅威とみなされるような組織する者および改宗を促す者をむしろ追いかけている。関係筋によると、キリスト教情報を広める福音者は他の者より危険な状態にあり、最大の努力は、福音者、すなわち牧師を追跡することに注がれる。」

「キリスト教改宗者の迫害を引き起こす可能性があるものについて尋ねられた、ある西側の大使館職員(3)は、公共圏におけるキリスト教アイデンティティの福音の活動または活発な示威行動に従事することは当局による否定的な注目の危険を冒し、問題を生むであろう

208 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



と強調した。十字を身につけることはそれ自体問題ないであろう。しかし、例えば以前の活動が当局によって登録されているならば、個人が過去にしたことにも左右されるおそれがあると付け加えた。」 [86a] (p24)

19.56 上記に加えて、デンマーク事実調査レポート 2013 は、キリスト教への改宗の問題についてインタビューされた者からのさらなる観察を含んでいる。レポートはさらなる情報について直接参照されるべきである。 [86a] (セクション 1)

19.57 USCIRF レポート 2013 には以下の記載がある。

「2012 年 10 月に、5 名のキリスト教に改宗したイラン人—Mohammad Roghangir、Surush Saracee、Eskandar Rezaee、Shahin Lahooti および Massoud Rezaee—は、シーラーズ (Shiraz) のハウスチャーチでの礼拝集会に対する強制捜査において逮捕された。彼らは福音伝道を理由に告発されており、2013 年 3 月に裁判を受ける予定になっている。5 人はイラン最大のハウスチャーチ運動の一つ、チャーチ・オブ・イランの信者である。2012 年 2 月に、イラン当局はシーラーズでのハウスチャーチ集会を強制捜査して、宗教資料を没収し、10 人のキリスト教改宗者を逮捕した。報告期間の終了時に、Mojtaba Hosseini、Homayoon Shokoohi、Vahid Hakkani、および Mohammad-Reza Paroei の 4 人は告訴されずに拘留状態にとどまっている。 [88a] (イラン章、p8)

19.58 2013 年 6 月 16 日に Mohabat は次のように報告した。

「Mohabat ニュースによると、シーラーズの革命法廷は Mojtaba Seyyed-Alaedin Hossein、Mohammad-Reza Partoei (Koorosh)、Vahid Hakkani、および Homayoun Shokouhi の判決を彼らの弁護士に送達した。」

「4 人のキリスト教徒男性はみな、ハウスチャーチへの出席、キリスト教の布教、外国の省との接触、政権に対する宣伝、および国家安全保障の妨害をもって、有罪と認められた。それぞれが禁固 3 年 8 ヶ月を宣告された。」

「加えて、Homayoun Shokouhi 氏と Mojtaba Seyyed-Alaedin Hossein はさらに 8 ヶ月長い禁固刑を宣告された。Fariba Nazemina 女史と彼女の 17 歳になる息子、Nima Shokouhi も、それぞれ 2 年間の懲役刑を受けた。」

「これらのキリスト教徒が受けた判決文は、彼らが 20 日以内に判決について控訴する選択肢を有することを意味する、初頭の判決である。」

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 209

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「テヘランのセントラル・アセンブリーズ・オブ・ゴッド (Central Assemblies of God Church) 教会の閉鎖とその前の 2013 年 5 月 21 日に同教会の牧師、Robert Asseriyani が逮捕された事件は、イランでのこの重要な時期におけるこうした圧力の例である。」 [74a]

19.59 2013 年 7 月 8 日の ICHRI レポートには以下の記載がある。

「イスファハン (Isfahan) の 3 人のキリスト教改宗者の逮捕から 1 ヶ月経って、彼らの状態は依然としてわからないままであり、彼らがその後どうなったかについてのニュースはまったくくない…」

「私服の隊員がキリスト教改宗者による礼拝集会の最中に Hamidreza Ghanbari の家を強制捜査し、Mohammad Reza Farid、Saeed Safi、および Hamid Reza Ghadiri を逮捕した…」

「キリスト教改宗者と福音派キリスト教徒への圧力はここ数ヶ月間に再び増大し、逮捕に加えて、ペルシア語教会も情報省からの圧力によって閉鎖されている。[2013 年]5 月 26 日に、治安部隊と私服のエージェントが、テヘランのアセンブリーズ・オブ・ゴッド教会 (Assemblies of God Church) の指導者 Robert Asseriyani 牧師を礼拝式典の最中に逮捕した。テヘランで最も古いペルシア語教会であるアセンブリーズ・オブ・ゴッド教会も情報部隊からの圧力によって閉鎖した。」 [52i]

19.60 2013 年 8 月 15 日に、ICHRI は西テヘランのハウスチャーチに対する強制捜査によってさらに数名が逮捕されたと報告している。

「[2013 年]8 月 9 日金曜日に、治安部隊は、テヘランのこのハウスチャーチを強制捜査し、毎週の礼拝を行っていた人々を殴打し、虐待して、脅迫し、敷地や携帯電話および他の出席者の個人的な持ち物を搜索して、Parham Farazmand、Sedigheh Kiani、Sara Sardisiran、および Mona Fazli を含む 5 人のキリスト教改宗者を未確認の場所へ移送した」と、関係筋は人権キャンペーンに語った…」

「先週、ニュースウェブサイトは、イスファハンでの 3 人のキリスト教改宗者、Sedigheh Amirkhani、Mahnaz Rafiee、および Mohammad Reza Peymani の逮捕を報じた。人権活動家は人権キャンペーンに、イラン警察と司法当局は拘留者の家族に繰り返し尋問を行ったが、成果はなにも得られなかったと語った。拘留者の中でただ 1 人、Sedigheh Amirkhani だけは、保安機構の内側にいながら家族に電話をかけて、彼女の健康状態と拘留および尋問について伝えることができた。先週、JARAS ウェブサイトは収監されているキリスト教牧師、

210 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

Farshid Fathi の手記を公開した。彼は保安拘置所内での拘留中に受けた拷問について語り、独房監禁状態での拘留における侮辱行為、不名誉な行為、中傷、および脅迫について報告している」と関係筋は述べた。キリスト教徒の市民である Farshid Fathi は、懲役 6 年の刑を宣告されて、現在 Evin 刑務所に服役中である。」 [52j]

イランにおけるキリスト教への改宗者に関するさらなる情報については、2013 年 ICHRI レポート、「信仰の代償」を参照。 [52ac]

「背教」(イスラム教からの改宗) と 「背教者の告訴」 も参照。

## スンニ派イスラム教徒

19.61 2013 年 6 月に発行された国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) (FIDH) と人権擁護のためのイラン同盟 (Iranian League for the Defence of Human Rights) (LDDHI) によるレポート、「イラン：貧困の増大と労働権の低下」には以下の記載がある。

「クルド人、バローチ、トルクメン、および一部のアラブ人を含むイランの民族コミュニティは、スンニ派イスラム教徒が大多数を構成している。彼らは全国 31 州のうち少なくとも 16 州に居住しており、イランの総人口の 10~20% を構成するものと推定される。」

「人口においてかなりの割合を占め、イスラム教を信仰しているにもかかわらず、スンニ派イスラム教徒は少なくとも政府内で高い地位には就けず、やはり差別の矢面に立っている。憲法第 12 条は非イスラム教徒だけしか差別していないものの、スンニ派に関する「不文律」は、1979 年以来イランにスンニ派の大臣や副大臣、または総督が 1 人も誕生していないことに表れている。」 [56h] (p28)

個々のスンニ派イスラム教徒の扱いに関する情報については、2013 年 6 月の FIDH/LDDHI レポート を参照。 [56h] さらに背景情報と 2006 年から 2010 年までの「スンニ派宗教指導者の拘留、懲役、および処刑に関する不完全リスト」については、2010 年 10 月に発行された FIDH/LDDHI による早期のレポート、「イランの隠された一面：民族・宗教マイノリティに対する差別」も参照。 [56c] (p22)

19.62 2011 年 4 月 18 日に、ガーディアン (The Guardian) は以下のように報じた。

「イランのスンニ派マイノリティに所属すると考えられている少なくとも 12 人の人々が、金曜日 [2011 年 4 月 15 日] 以来、南西部の都市アフワーズでの治安部隊と反政府抗議者との

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 211

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

衝突において殺害されている。」

「月曜日に、イランのノーベル平和賞を受賞した詩人 Shirin Ebadi は、人権に関する内容の手紙を国連高等弁務官に送った。その中で彼女は、石油の産出地であり、アラビア語を話すスンニ派イラン人が多く居住するフージスタン (Khuzestan) 州で、「12 人以上の」スンニ派抗議者が殺害されたと述べている。」

「Ebadi によると、アフワーズではスンニ派マイノリティに対するイスラム政権の差別に抗議する平和的デモに数百人の人々が集まったという。」

「これらの衝突の最中に、12 人を超える人々が殺害されて、約 20 人が負傷し、数十人の抗議者が逮捕されていると、Ebadi は手紙に書いた。」

「彼女はスンニ派のイラン人に対する扱いを批判し、次のように述べた。「イスラム革命の 32 年の歴史に、アラビア語を話すイラン人は不平等と広い差別に苦しんだ。」 [16k]

19.63 フリーダムハウス・レポート 2013 は、「スンニ派は法律の下で平等の権利を享受しているものの、実際には差別に直面している。テヘランにはスンニ派モスクがまったくなく、高級官職に就いているスンニ派は少ない」と述べている。 [112f]

19.64 USSD IRF レポート 2012 には以下の記載がある。

「スンニ派牧師と会衆が嫌がらせを受けて逮捕されたとの報告があった。多くのスンニ派教徒は、彼らが差別されていると主張した。しかし、ほとんどのスンニ派は民族マイノリティの成員でもあるため、差別の原因が宗教的なものなのか、それとも民族的なものなのかを区別することは難しかった。スンニ派は顕著な例として、テヘランには 100 万人を超えるスンニ派教徒が居住しているにもかかわらず、スンニ派のモスクがないことを挙げた。スンニ派指導者は、スンニ派が優勢な地区でさえ、公立学校でスンニ派宗教文献と教義が禁止されていると報告した。スンニ派教徒は、政府の上級職を得るのが不可能なことに加え、クルジスタンやフージスタンなどスンニ派が大多数を占める州で、政府が任命する役職に就いているスンニ派が少ないことにも言及した。クルジスタン、フージスタン、およびシスタン-va-バルチスタンを含むスンニ派住民の多い州の居住者は、差別、基本的な政府サービスの不足、およびインフラストラクチャープロジェクトへの適正な出資について報告した。」 [4e] (セクション II)

19.65 2013 年 4 月 30 日に発行された USCIRF レポート 2013 には以下の記載がある。

212 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「イスラム教マイノリティは抑圧に直面し続ける。イランの民族マイノリティ--アラブ人、バルーチ族、クルド人、およびトルクメン--の一部はスンニ派イスラム教を信仰している。これらのグループは民族のアイデンティティと信仰の両方に基づいた差別的な政策にさらされている。スンニ派指導者は情報・治安部局によって日常的に威嚇され、嫌がらせを受けており、政府雇用における、特に行政および司法部門における指導的地位における、広範囲に及ぶ公式な差別について報告している。スンニ派イスラム教徒は約 8000 万人のイラン人口の約 9%を占めている。」

「スンニ派指導者は、スンニ派が優勢な地区でさえ、公立学校でのスンニ派教育とスンニ派宗教文献とが禁止されていることに加え、スンニ派牧師の拘留と虐待を含めて、広範囲に及ぶ虐待と宗教的実践に対する制限があると報告している。2011 年 12 月に、スンニ派議員は最高指導者に、スンニ派イスラム教徒に対する差別の撤廃とテヘランにモスクを建設する許可を要求する手紙を書いた。スンニ派コミュニティはいまだにテヘランにモスクを建設することができず、数年来、スンニ派モスクはザーボル、シスタンバルチスタン、およびマシャドに近い東イランで破壊された。数年来、数十人のスンニ派牧師が、クルジスタン、ケルマーンシャー、バルチスタン、ウエストアゼルバイジャン、アフワーズ、Tavalesh、および Khorassan 州などでスンニ派の教えを広めたとの理由で逮捕されたと伝えられている。」 [88a] (イラン章、p4)

19.66 イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) [ICHRI] は 2012 年 10 月 23 日に次のように報告している。「現地の関係筋がイラン人権国際キャンペーンに語ったところによれば、Evin および Rajaee Shahr 刑務所で何年もの間裁判を待っている数名のスンニ派クルド人が [2012 年] 9 月 29 日に裁判にかけられたという。スンニ派クルド人は弁護士を選択することを許されず、テヘラン革命法廷第 28 支部の Moghisseh 判事は彼ら全員に長期の判決を言い渡した。[52b] ICHRI は、「過激派宗教グループへの改宗、および彼らがそうしたグループの一員である」という罪を宣告された後で、ある者は懲役 15 年の判決を受け、他の 2 人はそれぞれ 8 年の判決を受けた」と述べている。[52b]

過去 3 年間にわたって逮捕された他のスンニ派クルド人に関するより多くの情報については、ICHRI の記事を参照。[52b]

また、スンニ派イスラム教徒である民族マイノリティの詳細については、アラブ人、クルド人、バルーチ族(Balochis)、および Jundallah に関するセクションも参照。

## ユダヤ教徒

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

213

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

19.67 2009年10月3日付のテレグラフ (Telegraph) の記事は以下のように報じている。

「イランはイスラエル以外の中東における最大のユダヤ人口拠点である。そのコミュニティが限定された差別に直面している一方で、イスラム教徒がイスラム共和国の中で享受するのと同じ権利を行使することはおおむね自由である。同国のアルメニア系、アッシリア系およびゾロアスター系マイノリティと同様、ユダヤ人も議会に指定の1議席を確保している。」

「イランには約25,000人[のユダヤ人]が残っている。テヘランでは20のユダヤ教礼拝堂が運営されている。しかし、イスラム神権国家が樹立されて以来、ユダヤ人口は急速に減少している。シャーの治世の終わりには、推定100,000人のユダヤ人がいた。」 [43a]

19.68 CSWの2009年9月のイラン・プロフィールには次の記載がある。「イランに住むユダヤ人は、宗教指導のためのヘブライ語の使用を含めて、宗教を实践するある程度の自由を与えられている。しかし、ユダヤ人は、旅行する権利と、イラン国外の（特にイスラエルの）ユダヤ人コミュニティと連絡を取り合う権利について様々な制限に直面している。」 [116a] (p13) USSD IRF レポート2012は、「ユダヤ人市民は自由に国外へ旅行することができ、政府は一般にユダヤ人市民のイスラエルへの旅行に法的規制を実施しない。他の市民はイスラエルへの旅行を禁じられている」と述べている。 [4e] (セクション II)

19.69 USSD IRF レポート2012には以下の記載もある。

「いくつかの例外はあるものの、ユダヤ人の宗教実践について政府はほとんど制限したり、または干渉したりしていない。しかし、ユダヤ人コミュニティは公の差別を経験した。政府高官は反ユダヤ主義の声明を出し、ホロコーストを否定するように企画されたイベントを組織し、反ユダヤ主義の宣伝を是認し続けた。そのような宣伝は公式声明、報道発信、出版物、および書籍に及んだ。同国のすべてのユダヤ人市民がシオニズムとイスラエル国家を支持しているという過激なイスラム教徒間の認識と同様に政府の反ユダヤ主義的レトリックは、ユダヤ人に対しての敵対的な雰囲気を生み出し続けた。言葉による攻撃は、シオニズムとユダヤ教とイスラエルとの輪郭線をさらにぼやけさせ、同国のユダヤ人コミュニティの将来的な安全保障に関する懸念を増大させるのに寄与した。アハマディネジャド (Ahmadinejad) 大統領は2012年8月の声明の中でユダヤ人とシオニストを融合させながら、「恐ろしいシオニズム一族が世界の政治、メディア、金融、および銀行組織において、巨大な権力の輪を背景に、主要な世界情勢を支配するようになってから今や約400年が経とうとしている」と述べた。最高指導者アヤトラ・ハメネイ (Ayatollah Khamenei) は8月

214 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

の演説において、シオニズム政権とシオニストを指して「癌性腫瘍」だとする同様の声明を出した。」

「アハマディネジャドは、ホロコーストの存在と範囲を疑い続けて、イスラエルの破壊を公然と要求した。大統領のレトリックは最高指導者のそれと結びついてユダヤ人コミュニティに対してより敵対的な環境を創った。2012年9月9日のフランスのジャーナリストとのインタビューにおいて、大統領は次のように述べた。「シオニズム政権はホロコーストに頼っており、もしそれが政権から取り除かれるならば、政権の存在哲学は消滅して、それに基づいた国際的な舞台でのすべての政治は取り消されるだろう。」 [4e] (セクション II)

19.70 2009年10月3日のテレグラフの記事は、「同国のユダヤ人 MP [代議士]、Maurice Motamed はマハムード・アハマディネジャドによるホロコーストの否定を批判したものの、その他の点では、大統領の過激な対外・安全保障政策の忠実なサポーターである。「私は第一にイラン人であり、第二にユダヤ人である」と彼は述べた」と伝えている。 [43a]

19.71 USSD IRF レポート 2012 には以下の記載がある。「政府はヘブライ語の指導を許可したものの、ヘブライ語のテキスト、特に非宗教的なテキストの配布を制限しているため、言語を教えることが難しくなっているという。政府はユダヤ人学校に対し、他の学校のスケジュールに対応するために、土曜日も開校するよう（ユダヤ宗教法違反）要求した。」 [4e] (セクション II)

19.72 2013年4月30日に発行された USCIRF レポート 2013 には以下の記載がある。

「ここ数年、イランでは公の反ユダヤ主義が急浮上しており、ユダヤ人コミュニティに属する者は、イスラエルとの現実の結びつき、または結びつきがあるとの憶測に基づいて標的とされている。アハマディネジャド大統領や他の指導者は、報告期間にホロコーストを否定して、イスラエル国家の排除を要求する意見を公表した。公式に是認された反ユダヤ主義の宣伝は、2012年に公式声明、報道発信、出版物、および書籍の中に出現し続けた。数年来、国の後押しによって強化されたキャンペーンに同調して、国営テレビで放送される多くの番組が反ユダヤ主義のメッセージを押し進め、有名新聞はホロコーストを否定する時事マンガのコンテストを開催し、イラン政府はホロコースト否定会議を後援した。ユダヤ教のシンボルとともにユダヤ人の悪魔のような、ステレオタイプのイメージを描き出している反ユダヤ主義的時事マンガも昨年出版された。」

ユダヤ人に対する政府の公式な差別は、約 20000~25000 人がいるユダヤ人コミュニティに対する威嚇的な雰囲気育て、広がり続ける。国務省によれば、ユダヤ教の宗教実践には

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 215

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

最小限の制限しか加えられていないにもかかわらず、ユダヤ人児童の教育はますます難しくなっており、ヘブライ語の宗教テキストの配布は強く抑制されている。[88a] (イラン章、p8-9)

## ゾロアスター教徒

19.73 2010年5月6日に閲覧した英国放送協会(BBC)のニュースウェブサイトは次のように報告している。「ゾロアスター教は今日でもいまだに信奉されている、最も古いが、おそらく最も誤解されている宗派の1つである。天国、地獄、および復活に基づくそのスピリチュアルな教義は、イスラム教とキリスト教に大きな影響を与えた。しかし、移住、イスラム教への改宗、および抑圧の世紀によって、イランにおける信者の数は約45,000人まで漸減している。」[21o]

19.74 CSWの2009年9月のイラン・プロフィールには以下の記載がある。

「ゾロアスター教は古代近東の宗派であり、ペルシア人がイスラム教に改宗する前にはペルシアの人々にとって支配的な存在だった。ペルシア人国家のアイデンティティとイスラム教に先行する宗派に対してイスラム教が示す相対的な敬意との密接な歴史的リンクは、結果としてイスラムの人々による公認と寛容さをもたらしていた。ゾロアスター教徒は、学校や慈善協会を開設する能力などの法律上の自由を享受しているものの、公共部門における雇用への接近において、彼らは他のマイノリティと同様の困難を共有する。」[116a] (p13)

19.75 USCIRF レポート 2013 には次の記載がある。「ここ数年、ゾロアスター教徒コミュニティ--30,000人~35,000人の人々を数える--のメンバーは増大する抑制と差別を受けてきた。ゾロアスター教徒の男性、Mohsen Sadeghipour はゾロアスター教信仰の宣伝を理由に2011年から4年半の刑期に服している。他の3人 - Mojtab Ahmadi, Pouria Shahpari、および Mohammad Javad Shahpari - は、不敬その他のでっち上げられた治安関連の罪で2010年に有罪宣告されて、収監された。4人全員が現在も収監されている。[88a] (イラン章、p8)

## サビアン・マンダヤ教徒

19.76 USCIRF レポート 2013 には次の記載がある。「ここ数年にわたって、未認定のサビアン・マンダヤ教団は、5,000人~10,000人の信者を数えており、公式な嫌がらせの増大に直面している。サビアン・マンダヤ教徒が社会的差別とイスラム教への改宗を迫る圧力に直面していて、高等教育へのアクセスを許されない現状についてのレポートが続出している。多くの家族は国外へ逃亡した。[88a] (イラン章、p8)

216 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



## バハーイ教徒

19.77 2010年10月に発行された国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) (FIDH) と人権擁護のためのイラン同盟 (Iranian League for the Defence of Human Rights) (LDDHI) によるレポート、「イランの隠された一面：民族・宗教マイノリティに対する差別」には以下の記述がある。

「「神性の」宗派に比べて「人造の」ものであるとみなされるバハーイ信仰は、イスラム共和国当局によって異端の最悪の形と考えられている。19世紀にイランで創始されたこの信仰は、創立者が自らを神の伝言者であると主張した。イスラム教はゾロアスター教、ユダヤ教、およびキリスト教を前者の神性の宗派と認識するけれども、イスラム教徒は、予言者モハマドが神とイスラム教、すなわち究極の神性の宗教の究極の予言者であったと信じている。バハーイ信仰などのその他は人造の宗派であり、したがって背教に等しい。おそらく、バハーイ教の追随者は、彼らの創立者がイスラエルに埋葬されており、彼らのセンターもそこにあるため、背教者であるとみなされて、イスラエルのためにスパイ活動したとの理由で頻繁に告発される。2009年の初頭に、Ayatollah Dorri Najafabadi 検事総長は、情報大臣への手紙の中でバハーイ教世界センターがイスラエルにあると述べて、次の点を強調した。「[バハーイ教徒は]シオニズム政権との長年にわたる、しかも固い関係を持っており、彼らは情報の収集、活動への浸透、人々のイデオロギーの基礎を取り払うことに従事している。」

「バハーイ教の信者は約 300,000 人を数えており、特に、1979年のイスラム革命以来厳しく扱われていると伝えられる。バハーイ教国際コミュニティ (Baha'I International Community) の推定によれば、1979年以來 200人以上のバハーイ教徒が殺害されたと信じられている。」

「殺害と処刑の波は1990年代の初期以来沈下しているけれども、バハーイ教コミュニティへの圧力は2005年のアハマディネジャド大統領の就任以来増大している。」 [56c] (p19)

19.78 アムネスティ・インターナショナル (AI) の2012年8月2日の国連経済社会理事会 (United Nations Economic and Social Council) (ECOSOC) の女性の地位委員会 (Commission on the Status of Women) への提出書には以下の記載がある。

「1979年のイラン・イスラム共和国の建国以来、バハーイ教コミュニティは組織的に嫌がらせを受け、迫害されている。イランには300,000人を超えるバハーイ教徒がいるものの、

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 217

彼らの宗教はイラン憲法の下で認められていない（憲法はイスラム教、キリスト教、ユダヤ教、およびゾロアスター教だけを認定している）。イランのバハーイ教徒は、イランが当事者国家である市民的および政治的権利に関する国際規約（**International Covenant on Civil and Political Rights**）の第 18 条(1)と第 27 条に定めるところの、彼らの宗教を自由に信奉する権利を侵害する差別的な法律および規則の対象となっている。イラン当局はまた、バハーイ教徒の教育に対する、就業に対する、そして年金などの雇用と便益への手段を制限することによって、適正な生活水準に対する平等な権利を否定する。彼らは会合を開くこと、宗教の式典を催すこと、または共同で宗教を信奉することを許されない。ここ数年、男性と女性の両方の数百人にのぼるバハーイ教徒が逮捕されている。[9p] (p4)

19.79 USCIRF 2013 年次レポートには以下の記載がある。

「バハーイ教コミュニティは長い間特に厳しい宗教の自由の侵害を受けている。イラン当局は、少なくとも 300,000 人を数えるバハーイ教徒を「異端者」とみなし、「背教」や他のいわれのない非難のために彼らを抑圧する 1979 年以来、政府は 200 人を超えるバハーイ教指導者を殺害し、10,000 人以上を政府と大学の仕事から解雇した。バハーイ教徒は礼拝場、学校、またはすべての独立な宗教団体の用地を確立できない。さらに、バハーイ教は、財産を継承する権利と同様に、軍隊および否定された官庁関係の仕事と年金制度から排除される。バハーイ教徒の結婚と離婚も認められておらず、死亡診断書を得るのにさえ苦勞している。バハーイ教の墓地、聖地、および夫婦共有財産はしばしば没収されるか、冒濫されて、多くの重要な宗教の現場は破壊されている。バハーイ教コミュニティは、公共部門と民間部門の両方における仕事、そしてビジネスライセンスの否定を含めて、厳しい経済的圧力に直面している。イラン当局はしばしば、雇用者にバハーイ教徒を民間部門の雇用から解雇するよう圧力をかける。」

「この 2 年間に、バハーイ教徒は、逮捕と拘留および私的な住居と動産への激しい攻撃の増大を含めて、ますます厳しい処遇に直面してきた。2005 年以来、650 人以上のバハーイ教徒が恣意的に逮捕されてきた… 2012 年から 2013 年初頭にわたって、バハーイ教徒の所有する企業と動産は、いくつかの都市で放火攻撃の標的とされており、警察は犯人を見つけるための措置を何も講じなかった。」 [88a] (イラン章、p5-6)

2011 年と 2012 年の個々のケースの詳細については [USCIRF 2013 年次レポート](#) を参照。 [88a]

19.80 2013 年 2 月 28 日付の国連人権理事会への特別報告者のレポートには以下の記載がある。

「第 67 回国連総会への特別報告者のレポートにおけるコメントで、イラン政府は、バハー

218 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

イ信仰は国から認定された宗派ではないものの、その追従者は法律の下で平等の権利を有しており、信仰への執着によって起訴されたり、収監されたりしてはならないと主張している。しかし、バハイ教信仰の伝播が「現行法と規則の違反」にあたり、その布教を構成する活動が公の秩序を混乱させて、ICCPR の第 18 条および第 19 条に従って制限されるかもしれないといった考え方も維持している。しかし、人権委員会は、宗教的信仰の教育が保護されて、「宗教または信念の実践と教育は、神学校または宗教系の学校を設立する自由と宗教テキストまたは出版物を作成し、配布する自由などの基本的な問題についての宗教団体による指導に不可欠な行為を含む」ことを強調する。」

「イランでは現在 110 人のバハイ教徒が、刑務所で幼児を看病しているとされている 2 人の女性、Zohreh Nikayin 氏 (Tebyanian) および Taraneh Torabi (Ehsani) 氏を含めて、自らの信仰を実践したために拘留されているとの報告がある。133 人のバハイ教徒が、自らの刑に服するために現在召喚を待っていると推定され、伝えられるところでは別の 268 人のバハイ教徒が裁判を待っているという。当局は 2012 年 8 月から 11 月にかけて少なくとも 59 人の信者を逮捕したと伝えられ、そのうち何人かは釈放されている。複数の関係筋からの報告によれば、2012 年 10 月以来、当局は少なくとも 24 人のバハイ教徒の自宅を強制捜査したといわれ、Gorgan 市とその周辺地域では 25 人の個人を逮捕した。このレポートの草稿執筆時には、そのうち 10 人は収監されたままとなっていた。また、北部の都市セムナーンのバハイ教徒は、過去 3 年間に広範囲に及んでエスカレートしている迫害の的になっているとも報告されている。この都市のバハイ教徒は身体的な暴力、逮捕、放火、および自宅と墓地への破壊行為に直面しているという。北部の都市セムナーンとハマダーンのバハイ教徒が所有する企業の大多数は閉鎖されていると伝えられる。」

「バハイ教コミュニティの成員は、高等教育へのアクセスを含めて、社会的および経済的の権利の範囲を組織的に奪われ続けていると報告される。消息筋は、3 つの異なる大学の当局が 2012 年 11 月に 5 人のバハイ教徒学生を退学させたと報告している。これらの学生の 4 人は、自らの宗教の習慣を否定するか、または放棄することを誓約するならば、引き続き就学を許可されたという。申し出を断った学生は、退学させられたと伝えられる。」[10n] (p17-18)

2013 年 2 月 28 日付の特別報告者レポートは、2013 年 1 月 3 日現在で収監されているバハイ教徒についての詳細も記載されている。[10n] (附録 III, p51)

19.81 2013 年 5 月 23 日に発行された AI レポート 2013 は、2012 年に「バハイ教徒の迫害は強化される。バハイ教徒は当局および国家に統制された報道機関により公然と悪魔化された。少なくとも 177 人のバハイ教徒が信仰を實踐する権利を否定された。2009 年

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 219

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

に逮捕された7人のコミュニティリーダーは、「イスラエルのためのスパイ活動」と「宗教の神聖な義務への侮辱」のために科された20年の刑に服し続けた。[9h]

19.82 USSD IRF レポート 2012 には以下の記載がある。

「多くの場合、それぞれ国の、そして広がる虚言に対する活動と関連して、イスラム刑法第500条と第698条に違反した罪で、政府は彼ら [バハーイ教徒] を告発した。一つには、バハーイ教世界本部がイスラエルに置かれているという理由で、政府はしばしば「シオニズムのためのスパイ活動」によってもバハーイ教を告発した。政府は、バハーイ教徒がバハーイ教本部と通信しているか、または寄付金を送っていたと気付いた場合、これらの告発はより重大なものとなった。しばしば、告訴は釈放時に取り下げられず、保留中の告訴を抱える者は常に逮捕を恐れていたということである。ほとんどの者は、多額の罰金を支払ったか、または高額の前納金を納めてはじめて釈放された。保釈は財産証書という形式で認められる場合もあった。その他は「保護者」から個人保証と交換に釈放を得た。これは犯罪者が法廷に出頭するか、さもなければ法廷または刑務所に召喚された時に出頭するための保証として、労働ライセンスを預けるためである。政府当局は、バハーイ教徒の宗教的所属を取り消すことと交換に、バハーイ教徒に虐待からの解放を提供したということである。拘置されたバハーイ教徒は、解放のための前提条件としてバハーイ教徒の宗教的所属を取り消すことを要求した。」 [4e] (セクション II)

USSD IRF レポート 2012 は、バハーイ教に申し渡された判決の詳細を含めて彼らについてのさらなる情報を含んでいる。 [4e]

バハーイ教徒が直面している差別に関する詳細については、the FIDH/LDDHI による 2013年6月のレポート、「イラン： 貧困の増大と労働権の低下」 も参照。 [56h] (p29)

上の「背教」(イスラム教からの改宗) も参照。

## スーフィ教徒

19.83 2010年10月のFIDH/LDDHI レポートには次の記載がある。「Nematollahi、Naqshbandi、Qaderi、Yazidi、およびその他を含めて様々なスーフィ教団が特にここ数年、抑圧の犠牲となっている。Nematollahi Gonabadi 教団は最近非常に厳しく迫害されている。」[56c] (p23) 2011年9月7日付のラジオ・フリー・ヨーロッパ (Radio Free Europe) /ラジオ・リバティ (Radio Liberty) (RFE/RL) によるニュース報道は、「Nematollahi 教団は、テヘランとイスファハンなどの主要な都市を含めて、全国に200万人以上の信者をもつイラン最大のスーフィ教団

220 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

であるとされる」と伝えている。[42g]

19.84 2010年10月のFIDH/LDDHIレポートには以下の記載がある。

「Nematollahi Gonabadi 教団の信者は自らをシーア派イスラム教徒であるとみなしている。同教団の礼拝センターは、Hossein（シーア派の第3の導師）にちなんで名付けられており、hosseinieh と呼ばれる。同教団の指導者、Noorali Tabandeh 博士は、重要な宗教イベント、特に第3のシーア派導師 Hossein の殉教を追悼する Tasua と Ashura の日を執り行う。にもかかわらず、どのような宗教の誰でも神と聖職者のヒエラルキーと教義の実際的拒絶を見出すことができるという同教団の信念はイスラム共和国当局にとって受け入れ難いものである。Nematollahi Gonabadi 教団は2005年のアハマディネジャド氏の就任以来、そして特にここ2、3年において、より厳しい圧力に直面してきた。同教団の指導者、Noorali Tabandeh 博士による2009年の改革指向の大統領候補、Mehdi Karrubi の支持は、同教団へのさらなる抑圧を招いていた。」[56c] (p24)

19.85 2011年9月23日付のイラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者のレポートは、「イラン・イスラム共和国のスーフィ教イスラム教徒は様々な形で彼らの宗教の自由に対する制限と宗教上の差別を受けている。これは特にシーア派スーフィ教団、Nematollahi Gonabadi の信者に当てはまる。当局は、禁止された慣行であるスーフィ教の墓地への埋葬を許可したことを理由に、Gonabadi の指導者、Gholam-Abbas Zare-Haqiqi に対し、2009年10月に懲役4年を宣告した」と述べている。[10e] (p17)

19.86 2012年6月28日に発行されたマイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (Minority Rights Group International) の2011年をカバーするレポート、「世界の少数民族と先住民の状態2012 (State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2012)」には以下の記載がある。

「スーフィ教イスラム教徒は、著名なスーフィ教指導者への嫌がらせと懲役、そして礼拝センターの破壊を含めて、彼らのコミュニティと宗教の実践に対する政府による抑圧の高まりに直面していた。[2011年]1月に、スーフィ教信者を弁護した3人の弁護士が裁判にかけられた。彼らは、「嘘を宣伝し、大衆の不安を引き起こした」ために6~7ヶ月の懲役を宣告されたということである。ほとんどが修道僧（スーフィ教修道会のメンバー）から成る60人を超える人々が9月に逮捕された。同じ取り締まりにおいて、Nematollahi Gonabadi スーフィ教団のメンバーは殺害されたということである。2012年までに、少なくとも11人は拘留されたままとなっていた。9月にも、拘留者の代理人になっていた4人の弁護士がまたも逮捕された。彼らは嘘を広め、かつ「逸脱集団」のメンバーであるために12月に告発

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 221

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

された。[46c] (p198)

19.87 USCIRF レポート 2013 には以下の記載がある。

「過去 1 年間 [2012 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日まで] に、スーフィ教イスラム教徒の逮捕と嫌がらせはかなり増大した。スーフィ教イスラム教徒--シーア派イスラム教の伝統に由来--は、著名なスーフィ教指導者への嫌がらせと懲役、そして礼拝センターと hussainiyas (礼拝所) の破壊を含めて、彼らのコミュニティと宗教の実践に対する政府の抑圧に直面している。数名のシーア派牧師によるスーフィ教徒への 2011 年のむち打ち以来、スーフィ教グループと礼拝所に対する政府の制限はより顕著になった。」

「ここ数年にわたって、当局は、数百人のスーフィ教イスラム教徒、特に Nematollahi Gonabadi 修道僧を拘留して、その多くに懲役、罰金、およびむち打ちを宣告した。2011 年 9 月と 10 月に、イラン南西部のファールス (Fars) 州での政府による取り締まりの間に Gonabadi 修道僧が殺害されて、何人かが負傷した。その間に、Basij 民兵組織は少なくとも 60 人のスーフィ教徒を逮捕した。Hamidreza Moradi、Mostafa Daneshjou、Reza Entesari、および法廷で修道僧を弁護した 4 人の弁護士--Farshid Yadollahi、Amir Eslami、Afshin Karampour、および Omid Behruzi--を含む 7 人が拘留されたままとされている。4 人の弁護士のうちの 3 人は Evin 刑務所に拘留され続けており、2011 年遅くに最高指導者への侮辱、「嘘の拡散」、および「逸脱集団」への入会によって告発された。人権団体によると、4 人目の弁護士、Amir Eslami は深刻な心臓病を患っており、治療のために病院に送致されている。2012 年 12 月に、拘留中の他の 6 人は革命法廷で裁判にかけられ、そのうちの何人かが「神に対する戦争の遂行」の罪で死罪とされた。報告期間の終了時まで彼らの裁判は進行中であった。」

「さらに、報告期間に、イランの国営テレビは、スーフィ教、特に Nematollahi Gonabadi 教団を誹謗し、悪魔化するように企画された一連の番組を放映した。2013 年 1 月に、Gonabadi 教団のいくつかの礼拝センターは、イラン当局によって取り壊されたか、または攻撃されている。政府はスーフィ教を禁止することを検討中であるという。[88a] (イラン章、p4-5)

19.88 2013 年 7 月 24 日のラジオ・フリー・ヨーロッパ (Radio Free Europe) /ラジオ・リバティ (Radio Liberty) (RFE/RL) は、イランにおける Nematollahi Gonabadi 修道僧についてのニュースをカバーするスーフィ教のウェブサイト、Majzooban-e Noor のブロッキングについて報じた。[42h] RFE/RL レポートは以下のように続ける。

「最近、当局がウェブサイトの背後にいる者を逮捕し、拘留した時に、ウェブサイト運営者はテヘランの完全な憤りを感じた。」

222 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「先週、編集長とフォトジャーナリストを含むウェブサイトのスタッフ7人は、7年半から10年に及ぶ拘留期間を宣告された。彼らは、国家安全保障に反対して活動し、体制に反対する宣伝を広めて、イランの指導者を侮辱したとの理由で - イランがしばしば政治活動家と知識人に対してもたらすものと同じ罪で - 有罪宣告された。」

「彼らはこの2年間にわたって拘留状態に置かれ、彼ら判決を待つ間に独房監禁を受けたということである。2011年以来約20人の人々がスーフィ教ウェブページに関連して逮捕されている。」 [42h]

19.89 2013年7月25日にヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) (HRW) はイランの司法組織に、「スーフィ教宗派の11人のメンバーに対する告発を放棄して、不公平裁判において有罪宣告され、2013年7月に知らせられた評決を無効にするよう」求めた。さらに、

「証拠は、11人全員が、イラン最大のスーフィ教団[Nematollahi Gonabadi スーフィ教団]のための、または教団のメンバーに対する権利乱用を暴露するに専念したニュースウェブサイトへの彼らの寄与に関連した、平和的な活動のためだけに起訴されて、有罪宣告されたことを示唆している。」

「スーフィ教裁判は古典的な魔女狩りのすべての証明を有した」と、ヒューマン・ライツ・ウォッチの中東における弁護ディレクター、Tamara Alrifai は述べた。「彼らがスーフィ教の権利の保護に声をあげようとしたので、当局はイランの最も無防備なマイノリティの1つのこれらのメンバーを標的としたようである。」 [8n]

宣告された個人の扱いに関するより詳細な情報については、[HRWの記事](#)を直接参照のこと。 [8n]

スーフィ教イスラム教徒に関するさらなる予備知識については、2010年10月付のFIDHレポート、「イランの隠された一面：民族・宗教マイノリティに対する差別」を参照。 [56c]

バハイ教徒が直面している差別に関する情報については、2013年6月のFIDH/LDDHIによるレポート、「イラン：貧困の増大と労働権の低下」も参照。 [56h] (p27)

## 20. 民族グループ

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 223

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

## 概観

本セクションは宗教の自由に関する前のセクションと連携して読まれるべきである。民族マイノリティの女性の状況に関する情報については、本セクションは一般にイラン社会における女性の地位に関する情報について「女性」のセクションと連携して読まれるべきである。

20.01 2013年9月11日に閲覧した2013年8月22日更新の犯罪情報局(Criminal Intelligence Agency) (CIA)のワールド・ファクトブックはイランの民族グループの次のような内訳を示している。「ペルシア人 61%、アゼリー人 16%、クルド人 10%、ロル族 6%、バルーチ族 2%、アラブ人 2%、トルクメンおよびチュルク諸語種族 2%、その他 1%。」 [111a]

20.02 マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (Minority Rights Group International) (MRGI)による2011年2月のレポートには次の記載がある。「イランは多くのマイノリティグループの拠点であり、その成員のアイデンティティは様々な民族、言語、および宗教の境界線を横断する。残念なことに、これらのグループのほとんどは様々な程度の国の認可を受けた差別を受けている。その一部は国連の人権機関、専門家のレポート、学術研究、およびメディア情報源による文書で十分に裏付けられている。」 [46a] (p1)

20.03 MRGI レポートは以下のように続ける。

「[憲法の] 第 19 条は次のように定める。「すべてのイラン国民は、いかなる民族または種族に所属していようとも、平等の権利を享受し、肌の色、人種、言語等にはいかなる特権も付与しない。」

「憲法第 19 条の精神は、言語および民族的特性のような指標に基づいて特権を置くことに反対するよう説得するものであるが、イランでは、民族的特性と宗教は、それらが境界を共有するため、しばしば結び付けられる。同国の言語的に（文化的にと同様）区別されるマイノリティのほとんど - 例えば、クルド人、アラブ人、バルーチ族およびトルクメン - はスンニ派イスラム教を信奉している。このことは、民族のアイデンティティに直接影響している差別的な政策に加えて、これらのグループが自らの信仰のために二重に影響されることを意味している。」 [46a] (p5-6)

20.04 2013年4月19日に発行された、米国国務省の「人権慣行についてのカントリーレポート 2012、イラン」には以下の記載がある。

224 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



「憲法は平等の権利をすべての民族マイノリティに与えており、マイノリティの言語がメディアと学校で使用されることを許可している。実際には、マイノリティは平等の権利を享受しておらず、政府は一貫して、学校でマイノリティが自らの言語を使用する権利を否定した。さらに、1985年の法、Gozinesh(選択)法は、非シーア派民族マイノリティが市民生活に完全に参加することを禁止する。この法律と関連する規定は、雇用、教育、および他の分野への接近をイスラム共和国とシーア派イスラム教の主義への愛着を条件とさせる。」

「政府は不均衡に、クルド人、アラブ人、アゼリー人、およびバルーチ族を含むマイノリティグループを恣意的な逮捕、拘留期間の延長、および身体的な虐待の標的とした。これらのグループは、特に、経済援助、ビジネス許可証、大学への入学、書籍を出版する許可、および住宅と土地の権利への彼らのアクセスにおける政治的・社会経済的差別について報告した。政府は、民族騒乱のいくつかを扇動したとして、多くの外国の政府を含む外国企業体を非難した。[4a] (セクション 6)

20.05 2012年をカバーしているハンズ・オフ・ケイン (Hands off Cain) の世界レポートは、2013年前期の6ヶ月間について以下のように述べている。

「まったく政治的な動機による死刑の使用が2012年から2013年にかけて続いていた。しかし、普通の犯罪または「テロ」のために殺された人々の多くが、イラン・アゼルバイジャン人、クルド人、バルーチ族、およびアラブ人を含めて、イランの民族マイノリティの特定のメンバーであることから、実際には政敵として扱われた可能性が高い。Mohareb、すなわち「アラアの敵」として告発され、逮捕された者は、多くの場合死の宣告をもって終了する、急速かつ過酷な裁判にかけられる。イラン刑法によると、Moharebehに対する処罰は、死または右手と左足の切断である。イラン・ヒューマン・ライツ (Iran Human Rights) によると、イランの公式な関係筋の話では2012年に処刑された294人のうち少なくとも23人(3%)はMoharebeh(神に対する戦争)の罪状で有罪宣告されたという。」 [60a]

20.06 2013年5月23日に発行されて、2012年の出来事をカバーするアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の「年次レポート2013 - イラン」(AIレポート2013)には以下の記載がある。

「Ahwazi アラブ人、アゼルバイジャン人、バルーチ、クルド人、およびトルクメンを含む民族マイノリティの成員は、他のイラン人と同等の雇用、教育、および他の経済的、社会的、文化的な権利を享受する機会を許されず、法律と慣行において差別されている。政府官庁において、また、学校での授業に、マイノリティの言語の使用は禁止され続けている。マイノリティの権利のためにキャンペーンを行っている活動家は公の脅威、逮捕、および

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 225

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

懲役に直面している。」 [9h]

20.07 2012年5月24日に発行されたMRGIレポート、「脅威にさらされる人々2012」には次のような同様の記載がある。「…反体制活動家抑圧の組織的なキャンペーンは、クルド族民兵組織との対立が激化した同国北西部において継続され、新しい段階に達した。[2011年]6月にはイランの戦車と大砲の砲撃によって、数千人が行き場を失った。バルーチ族、Ahwaziアラブ人、およびアゼルバイジャン人も長年の抑圧と政治参加の否定について政府を告発している。」 [46b] (p3)

20.08 2012年2月に発行されたアムネスティ・インターナショナルのレポート、「「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大」には以下の記載がある。

「権利の拡大に向けた民族マイノリティの権利活動家による要求は、いくつかのグループ、特に Ahwazi アラブ人、クルド人、およびバルーチ族のコミュニティによる武力抵抗の背景の中で抑制されている。イランで法律上および慣行上の差別に直面しているコミュニティの権利について、より大きな敬意と保護を主張しているこうしたコミュニティ出身の活動家は、他の市民権をめぐる運動の制限および否定と同様に、恣意的な逮捕から不公平な裁判の後での死刑にまで及ぶ数多くの人権侵害のリスクにさらされている。このようなパターンは、政府の政策に対するほとんどの形式の異議申し立てについての幅広く一般化した抑圧の文脈の中で持続している。」 [9x] (p33-34)

20.09 2012年3月6日付のイラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連特別報告者 (Special Rapporteur) レポートには、以下の記載がある。

「特別報告者は、法律上および実際の場合で民族マイノリティに影響を与える人権侵害についての報告を依然として受けている… マイノリティも、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」 (International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination) および「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) に違反する土地と財産の没収、雇用の否定、および社会的、文化的、言語的権利の制限を含めて、強烈な社会・経済的差別と圧力を受け続けている。」 [10d] (p18)

20.10 2012年5月23日に、国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) (FIDH) 副会長で人権擁護のためのイラン同盟 (Iranian League for the Defence of Human Rights) (LDDHI) 会長の Karim Lahidji は以下のように述べている。

226 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「イラン当局は、バルーチ族、アラブ人、およびアゼリー人を含む、いくつかのイランの民族マイノリティのコミュニティに対する抑圧の新たな波を開始させた。国連人種差別撤廃委員会は2010年8月の最終所見において、イランにおける「アラブ人、アゼリー人、バルーチ族、クルド人コミュニティ、および非市民のいくつかのコミュニティ」の権利の否定を強く批判し、彼らを効果的に保護する措置を講じるようイラン当局に求めたが、当局は委員会が行った勧告を完全に無視して行動している。」[56f]

民族マイノリティの扱いに関する詳細については、下の「クルド族」、「アラブ系部族」、「バルーチ族」、「アゼリー人」、および「カシュガイ族」のセクションを参照。また、イランを去ることを望んでいる民族マイノリティが直面しうる差別の詳細については、「出入国」のセクションも参照。

イラン・チェンバー・ソサイアティ (Iran Chamber Society) のウェブサイトも、イランの民族グループに関してのさらなる背景情報を提供している。[58f]

## クルド族

### 背景

20.11 2012年4月11日に発行されたイラン人権記録センター (Iran Human Rights Center) (IHRDC) のレポート、「社会の周縁で：今日のイランにおけるクルド族活動家の逮捕、懲役、および処刑」には以下の記載がある。

「今日、クルド系イラン人はイランの総人口の約10%を占めており、イラン北西地域のクルジスタン、ケルマーンシャー、イラーム、および西アゼルバイジャン地方一帯に分布している。ほとんどのクルド族はかつては半遊牧民であったけれども、現在、クルド族住民の多くはクルジスタンの州都、サナンダージュのような都市中心部、およびケルマーンシャー、Mariwan、Saqqez、マハーバード、およびPavehを含む他の都市に集中している。イランの遠隔地である北西地方に集中しているクルド人は、イランのアゼリー民族人口に続いて、イランの境界内で2番目に多い民族マイノリティ人口として位置付けられる。」[51e] (p3)

20.12 同じIHRDCレポートには以下の記載もある。

「イランのクルジスタン州はその面積が29,137平方キロメートルである（イランの国土の総面積は1,648,195平方キロメートル）。クルジスタン州に10の主要な都市がある。サナン

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 227

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ダージュ、Saqqez、Marivan、Baneh、Bijar、Sarvabad、Qorveh、Kamyaran、Divandarreh、および Dehgolan。」

「正確な統計は入手困難であるものの、かなりのマイノリティがシーア派イスラム教（イラン・イスラム共和国の公式宗教）の支持者である一方、クルド系イラン人の大多数はスンニ派イスラム教徒であると推定される。シーア派クルド族人口と Yaresan または Ahl-i Haqq の宗教的伝統に従うより小規模なマイノリティは主としてケルマーンシャーおよびイラム州に集中している。イランのクルド族地域で話されている主要な言語は、南 Kurmanji(Sorani としても知られる)、北 Kurmanji(Bahdinani としても知られる)、および Gorani である。学校でこれらの言語を教えてもよいかどうかは、テヘランのクルド族住民と中央政府の間で久しく論争の的となっている。」

「イランのバルーチ族とアラブ人の民族マイノリティが抱える経済的に不利な立場に似て、クルド人は前世紀を通して相対的に貧困な境遇で暮らしていた。1970 年代の中頃には、クルド人家族の約 30%がイランの中央地域の家族の約 21%に比べて貧困線以下の生活を送っていた。イラン中央政府による地方地域への投資の相対的な不足は、従来、不十分で、それゆえに未開発の地方資源と結びついた問題であり、部族の封建制度、田園趣味、および不完全な農地改革プロジェクトの永続的な遺産は、停滞する経済の不安定性と高い失業率を結果としてもたらした。」 [51e] (p3)

20.13 2012 年 4 月 11 日の IHRDC レポートは以下のように続ける。

「[イラン・イスラム共和国]が前者の初めにさかのぼるクルド系イラン人との困難な歴史をもつ一方で、証人は、過去 10 年間における「クルド人の抑圧は、アハマディネジャド大統領の最初の在職期間における[2005 年の]就任を受けてかなり増加したと主張する。イラン全国での集団市民デモとその後の政府の取り締まりを結果として招いた 2009 年 6 月の選挙後の出来事に続いて、IRI と政府が伝統的に政治的反对者とみなしてきたイランの民族マイノリティグループとの関係はかなり緊張した。」

「今日、クルド族マイノリティに対する IRI の疑惑は、クルド族の行動主義が、国家の完全性に挑む分離主義者の流れを汲んでいるとの懸念に基づいている。クルド族のアイデンティティを主張するような、または IRI に対する社会的・政治的批判を行うような多くの政治活動家は、国家安全保障を危険にさらすとの口実による恣意的な逮捕と告訴の主要な標的になっている。一部のクルド人政治活動家はイラン国家に対する暴力的な行動に従事するか、または PJAK (Partiya Jiyana Azad a Kurdistanê、もしくはクルジスタンの自由な生活党) –武装したクルド族政治グループーに関与する一方で、その他は平和的な市民活動に携わ

るか、さもなくばより大きな集団の結社のせいで被害に苦しむのみである。」 [51e] (p8)

イランのクルド人に関してのさらなる歴史的情報とクルジスタンの地図については、[IHRDC レポート](#)を直接参照のこと。 [51e]

## 差別予備人権侵害

20.14 2012年4月11日のIHRDCレポートには次の記載がある。「イスラム共和国憲法はクルド系イラン人または他のすべてのマイノリティを標的としたいかなる差別的条項も含んでおらず、事実、そのような虐待を禁止している。しかし、実際には、IRI当局はしばしばクルド人をこの民族の文化、言語、または伝統が公の場で人の目に触れるような仕方で標的にしている。」 [51e] (p3)

20.15 2008年11月25日付の外国政策センター (Foreign Policy Centre) (FPC) のレポート、「権利のない革命? イランで平等を求める女性、クルド人、およびバハーイ族」には以下の記載がある。

「… [クルド族は] 特に2つの主要な理由のためにイランのマイノリティ住民として無防備である。一部のクルド人はイランでの国家自治権を巡る長い苦闘の歴史を持っており、彼らはたいいスンニ派イスラム教徒 (シーア派が主流のイランにおけるマイノリティ) である。彼らが住む国境エリアは比較的開発が遅れており、[1979年]革命以前も、そしてそれ以後も暴力的な抑圧に苦しんできた。イラン・イスラム共和国は、少数民族の反体制者に非寛容な、強力な集権的国家を築き上げた前の政権から、その確立されたパターンを受け継いでいる。」 [49b] (p16)

20.16 マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (Minority Rights Group International) (MRGI) レポート 2012 には以下の記載がある。

「土地の権利に関して、北西イランのクルド族地域—イラン・クルジスタン、ケルマーンシャー、およびイラム州—で高いレベルの財産没収と政府の無視が続いている。クルド族地域には豊富な水資源がある。ダムは、水灌漑を促進する政府によって、そして水力の発電のために建造されているものの、クルド族は一般にこの投資の恩恵から除外される。周辺環境を汚染する大規模な農業プランテーションと石油化学プラントのために、彼らは強制された再定住と田舎の土地の収用による粗末な住宅と生活状態を経験している。」 [46c] (p197)

20.17 2008年11月のFPCレポートには以下の記載がある。

「クルド族活動家に向けられる容疑はしばしば国家安全保障に関する不特定の違反または道徳上の違反についての告発を含んでおり、憲法で概説される人権保護の尊重からの法的例外を生みだしている。例えば、表現の自由は、「それがイスラム教の根本原理または国民の権利を損なう場合を除いて」許される。イスラム教またはイスラム共和国「に反して」と説明される活動は、地方自治体または政府の目的に応じて非常に広い意味に定義することができる。そのような罪は、あらゆる種類の批判、行動主義、または異議申し立てを取り締まることにかこつけて使用される。」 [49b] (p42)

20.18 2009年11月12日に、アムネスティ・インターナショナルは、クルド人男性の Ehsan Fattahian が、左翼クルド族組織 Komala のメンバーであることを理由に「神に対する敵意」で有罪宣告された後で、一昨日北西イランの Kordestan で処刑されたと報告している。[9s] 国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) (FIDH) と人権擁護のためのイラン同盟 (Iranian League for the Defence of Human Rights) (LDDHI) による2010年10月に発行されたレポート、「イランの隠された一面：民族・宗教マイノリティに対する差別」には次の記載がある。「クルド人の教師で文化的活動家の Farzad Kamangar は2006年6月に逮捕され、2年間にわたって拷問を受けてから2008年2月に死刑を宣告された。彼は他の4人の政治犯とともに2010年5月に処刑された(そのうち3人はクルド人であった)。」[56c] (p18) 2012年3月6日付のイラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連特別報告者 (Special Rapporteur) レポートには次の記載がある。「Farzad Kamangar は…弁護士と家族への連絡を拒絶された。家族による数多くの要求にもかかわらず、当局は、彼の遺体を家族のもとに返すことも、彼の墓所を突き止めるのを手伝うことも断った。」 [10d] (p19)

20.19 2012年4月のIHRDCレポートは以下のように報告している。

「今日の世代のクルド族活動家の多くが、彼らの権利を主張するために非暴力的な方法を用いている一方、1970年代の末期から1980年代初期にかけてのクルド族戦闘員(またはペシュメルガ：peshmerga)はIRIとの武装闘争に活発に関与していた。現在、IRIは平和的なクルド族活動家でさえ、イラン国家を脅かす暴力的な分離主義者とみなしている。Kamangarのようなイランのクルド族マイノリティの出身である多くの平和的な政治、市民、および人権活動家は、イランの憲法とイランが署名人である市民的および政治的権利に関する国際規約(ICCP)に銘記されている権利を保護するために講じるだけの手段を巡る嫌がらせや処刑の脅威に直面し続けている。」

「証拠は、IRIによるクルド族活動家の逮捕がパターン化していることを証明する。第一に、

230 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

他の違法行為と関連した告発など、政府の情報・治安機関の地方支部は一般に逮捕のための口実を導入する。非常に多くの場合、こうした口実はスパイ活動、武器その他の所有、または麻薬取引と関係している。しかし、そのような口実はいつも使われるわけではない - 一例として、クルド族マイノリティは単にクルド族政党によって作成されたパンフレットまたは CD を所有しているだけで標的とされる。」 [51e] (p2)

20.20 同じ IHRDC レポートには以下の記載もある。

「IHRDC からインタビューされたたくさんの証人は、イランのスパイが、クルド族の文化的な演劇と集会を組織し、クルド族の文化遺産と歴史を守るグループによる、クルド族の文化的な新聞や雑誌の記事を緊密に監視していたと述べた。これらの出版物の記事やこれらの集会のイベントは、これらを IRI 憲法の直接的な違反とみる政府当局によって密接に監視されている。herasat--大学のキャンパスを含めて、すべての政府機関に姿を現す情報収集機関および道徳警察--は、クルド族活動家についての情報を収集し、その時々、彼らについて地方の情報当局に報告する。これらの出版物と集会が当局の注意を引き付けた場合、それらはしばしば閉鎖される。時々、活動家自身が逮捕と懲役の標的となる。」

「政党と関連した平和な活動に従事する活動家もイラン当局の主要な標的である。殺されたクルド族政党のメンバーの家族に金銭的援助または情熱的支援を提供したグループのメンバーは、彼らが違法なグループを援助したの理由でイラン当局に告発され、逮捕されたと述べた。詩と著作物--論調において政治的ならば--でさえ、政治的な反体制グループに共感しているとの理由で作者を刑務所に送ることができる。」

「クルド族活動家が逮捕と懲役の標的になったら、彼らは、イラン国内で政治犯が耐えているものと同じパターンの虐待と正当な法手続きの剥奪を受ける。」

「彼らの政治的イニシアチブのために当局による嫌がらせの危険な状態にとどまっているのはその活動家自身だけではない。対象の拡大により、イランのクルド族地域の活動家の家族もしばしば脅迫されて、威嚇されて、さもなければ嫌がらせを受ける。より極端な場合には、家族は、IRI の情報機関が愛する人に圧力をかけたことによって収監されるか、または逮捕の脅威の結果として隠れることを強いられる。」 [51e] (p13-14)

20.21 2012年6月28日に発行されたマイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (Minority Rights Group International) によるレポート (MRGI レポート 2012)、「世界の少数民族と先住民の状態 2012」には以下の記載がある。

「2011年にイラン政府は、「国家安全保障に反対する行動」と「神に対する戦争遂行」など

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 231

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

の漠然とした罪でクルド族活動家に有罪宣告して、彼らを迫害し続けた。15 人の収監されたクルド族活動家は、死刑囚監房にいると信じられている。Zainar および Loghman Moradi、そして Habibollah Latifi に対する死刑判決は、2011 年に控訴の棄却を受けて支持された。別のクルド族活動家、Sherko Moarefi も処刑が差し迫った危険な状態にあった。」 [46c] (p197)

20.22 2012 年 3 月 6 日付のイラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連特別報告者 (Special Rapporteur) レポートにも次の記載がある。「2011 年 10 月 31 日時点で、15 人のクルド族活動家が「国家安全保障に反対する行動」、「現世の腐敗」、およびスパイ活動を含む罪で死刑囚監房にいたという。」 [10d] (p18) ICHRI は 2012 年 8 月 10 日に次のように報告している。「彼らの調査によれば…現在、Sanandaj、Orumiyeh、Semnan、Rajae Shahr、および Saghez 刑務所に、政治・安全保障関連の罪で死刑を宣告された、少なくとも 28 人のクルド族受刑囚がいる。これらの 17 人は確定した死刑判決を受け取っており、11 人は下級裁判所での裁判で死刑を宣告されていて、現在、最高裁判所による上訴判決を待っている。」 [52w]

特別報告者のレポートに記載の、その時死刑を宣告された 15 人のクルド族拘留者の詳細については、2012 年 3 月 6 日付の[国連特別報告者のレポート](#)を参照。 [10d] (表 II, p29)

20.23 2013 年 4 月 10 日に発行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) (AI) によるレポート、「2012 年の死刑判決と処刑」には次の記載がある。「少なくとも 19 人のクルド人男性が、禁止されているクルド組織の一員であり、その組織の活動に関与したとの疑惑で死刑の判決を受けたものとみられている。」 [9y] (p32)

20.24 2012 年 4 月 11 日の IHRDC のレポートは、クルド族活動家の扱いについての包括的な説明を示しており、次のように結論する。

「今日における IRI の[イラン・イスラム共和国の]クルド人活動家の扱いは、文字通りにも比喩的にもイラン社会の周縁に生きるイランのクルド族に対する差別の長期的なパターンの継続である。本レポート中の証人の証言によって示されるように、IRI 当局はクルド民族の文化、言語、または伝統のいかなる公的な表示にも敵対しており、クルド族政党による平和的な活動でさえ疑惑の目で見ている。クルド族の権利を擁護しようと努める多くの活動家は、逮捕、懲役、さらには処刑さへの標的とされている。」 [51e] (p54)

クルド人とクルド人活動家の歴史および扱いに関する詳細情報については、[IHRDC レポート](#)を直接参照のこと。 [51e]

20.25 イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) (ICHRI)

232 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



は 2013 年 3 月 12 日に以下のように報告している。

「現地の情報筋がイラン人権国際キャンペーンに語ったところでは、マハーバード情報局 (Mahabad Intelligence Office) の局員は過去数週間に数名のクルド族市民活動家とジャーナリストを逮捕して、彼らをマハーバード情報局の情報ユニットに移送し、彼らの家族に逮捕について話さないように命じたという。逮捕された数名の身元はまだ確認されていないものの、現地の情報筋は、少なくとも 10 名が逮捕されていると報告している。」

「クルド人市民活動家の広範囲に及ぶ逮捕はここ数ヶ月で増大している。[2013 年]2 月に、数名の Marivan 学生活動家が逮捕された。彼らは 1 ヶ月後に仮保釈された。」 [52h]

20.26 クルド族の政治活動、その家族、およびクルド族の政治文書資料の普及に関する詳細については、2013 年 2 月に発行された、デンマーク移民局 (Danish Immigration Service)、ノルウェー LANDINFO (Norwegian LANDINFO)、およびデンマーク難民評議会 (Danish Refugee Council) によって 2012 年 11 月 9 日から 20 日まで、および 2013 年 1 月 8 日から 9 日まで実施されたイラン・テヘラン、トルコ・アンカラおよび英国・ロンドンについての事実調査任務による 共同報告書、「法的問題および出国手続、並びにキリスト教への改宗、クルド族に関する問題、および 2009 年の選挙後の抗議者について」を参照。[86a] (セクション 3、p40-45)

「反体制グループおよび政治活動家」セクションの中のクルド人政治グループ：KDPI、Komala および PJAK も参照。

## アラブ系部族

20.27 2012 年 6 月 28 日に発行されたマイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (Minority Rights Group International) によるレポート (MRGI レポート 2012)、「世界の少数民族と先住民の状態 2012」には次の記載がある。「イランの Ahwazi アラブ人コミュニティのほとんどは南西部の Khuzestan 州に存在する。この地はイラクと接しており、イランの油井の 90 パーセントを抱えている。Ahwazis は社会的に無視されており、教育、雇用、適正な住宅、および政治参加へのアクセスにおいて差別を受ける。」 [46c] (p198)

20.28 2011 年 4 月 19 日に、アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) は次のように述べている。「Khuzestan 地域では 2005 年以来治安部隊がますます情報の流れに厳しい規制を維持しているため、この地域の出来事の詳細を確認することは極めて難しい。ほとんど[の Ahwazis]はシーア派イスラム教徒であるが、一部はスンニ派イスラム教に

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 233

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

改宗したと報告されており、このことが Ahwazis に対する政府の疑念を高めている。Ahwazis は社会的に無視されており、教育、雇用、適正な住宅、政治参加、および文化的な権利へのアクセスにおける差別を受ける。」 [9i]

「スンニ派イスラム教徒」も参照。

20.29 FIDH レポート 2009 には次の記載がある。「2005 年 4 月に起きた Khuzestan の騒乱では、超法規的処刑が疑われるものも含めて、多くのアラブ人が命を落とした。 [56b] 2010 年 10 月の FIDH/LDDHI レポートは、「2005 年の抗議活動以来、毎年かなりの数に上るアラブ人が処刑されているとの報告がある。」 [56c] (p15)

20.30 MRGI レポート 2012 には次の記載がある。「2011 年 4 月に、HRW [ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch)] は、数十人の Ahwazi 抗議者が国による差別と経済的・文化的権利の否定に対して Ahwazi マイノリティが抗議したデモの最中に治安部隊によって殺害されたと伝えた。当局は数百人を逮捕して起訴し、弁護士との接触が限られたものであるかまたは皆無の状態の不備のある裁判が行われ、何人かは処刑された。」 [46c] (p198)

20.31 2011 年 4 月 29 日の HRW のレポートには以下の記載がある。

「[2011 年]4 月 26 日に、IMHRO [イラン・マイノリティ人権組織 (Iranian Minorities Human Rights Organisation)] はヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) に、暴力の勃発以来イランの治安部隊によって殺害された 27 人の人々の指名を記載したリストを渡した。同グループはまた、当局が数百人の抗議者と権利活動家を逮捕したと伝えた。同じ日に、同じくロンドンを本拠地としている Ahwazi 人権防衛組織 (Ahwazi Organization for the Defense of Human Rights) (AODHR)の代表はヒューマン・ライツ・ウォッチに、2011 年 4 月 15 日以来、イラン治安部隊が「48 人の無実の抗議者を殺害し、10 人を負傷させて、数百人の Ahwazis を逮捕した」と語った。

「ヒューマン・ライツ・ウォッチは、Khuzestan における安全保障状況と独自の報告が伝える同地域での政府の過酷な制約によって殺害され、負傷して、逮捕された人々の数と身元を独自に検証することができなかった。」 [8b]

20.32 AI レポート 2013 は、「Ahwazi アラブ人は…他のイラン人と比べて法律と慣行において差別され、雇用、教育、およびその他の経済的、社会的、文化的権利へのアクセスが否定されているマイノリティの中に数えられる」と述べている。 [9h] 同じレポートはまた、

234 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「[2012年]4月に Jabbar Yabbari と少なくとも 24 人の他の Ahwazi アラブ人が 2005 年の差別反対デモを記念したデモ活動の最中に逮捕された」とも述べた。[9h]

20.33 2013 年 4 月 19 日に発行された、米国国務省の「人権慣行についてのカンントリーレポート 2012、イラン」(USSD レポート 2012) は、「Ahwazi アラブ人は、彼らのコミュニティの南西部における人口が 150 万から 200 万人の間であると推定され、抑圧と差別に直面していると主張した」と述べている。[4a] (セクション 6)

20.34 2013 年 4 月 10 日に発行されたアムネスティ・インターナショナル (AI) のレポート、「2012 年の死刑判決と処刑」には以下の記載がある。

「[2012年]6月19日かまたはその前後に、Taha Heidarian とその他の 3 人のイランの Ahwazi アラブマイノリティが、南西イランの Khuzestan での広範な抗議活動のさなかの 2011 年 4 月に法執行当局者の殺害に関与した「神に対する敵対」と「現世の腐敗」の罪で有罪とされた後に処刑されたという。彼らの遺体は家族のもとに返されなかった。7月7日に、他の 5 人の男性が Ahwazi アラブ民族マイノリティのための活動に関連して死刑を宣告された。彼らは、2005 年 4 月に起きた、広範囲に及んだ反政府デモ活動の 6 周年記念日の直前の 2011 年初頭に逮捕された。そのうちの 2 人、教員の Hashem Sha'ani Amouri と Hadi Rashidi は、以前に、彼らに対する告発を「自白する」ところをイランの国家が管理する英語テレビ局、プレステレビで放映された。2005 年のデモの間に抗議活動を組織したとして有罪宣告された 3 番目の男、Mohammad Ali Amouri が当局によって探し出された。」[9y] (p32-33)

20.35 2013 年 1 月 31 日に発行されたヒューマン・ライツ・ウォッチの 2012 年の出来事をカバーする「世界レポート 2013、イラン」には以下の記載がある。

「治安部隊は 2011 年以来南西部の Khuzestan 州で数十人のアラブ活動家を拘留し、拷問し、処刑した。アラブ人マイノリティ権利活動家によると、少なくとも 6 人が、2011 年 4 月から 2012 年 2 月にかけて Khuzestan 州を席卷した反政府デモに関与して獄中で死ぬまで拷問されている。」[8a] (p542)

20.36 2013 年 2 月 28 日付のイラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連特別報告者のレポートには以下の記載がある。

「特別報告者は、社会権、経済の権利、文化的な権利、言語使用の権利、および環境権を促進する保護された活動による逮捕、拘留、および告訴について、アラブコミュニティのメンバーから寄せられる報告に不安を募らせ続けている。被面接者の大多数は、彼らが令

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 235

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

状不在のまま逮捕されて、逮捕の間に虐待されたと報告した。被面接者は、彼らが数日から数週間に及ぶ期間にわたって、告訴されないまま拘留されたと主張した。何人かは、むち打ち、殴打、および他人を巻き添えにする処刑、家族に対する脅迫、そして家族の実際の拘留を目撃することや、当局に報告することを他に強制させられることを含めて、彼らの尋問の間に心理的および肉体的に拷問されていたと報告した。」 [10n] (p16)

個別のケースの情報については、特別報告者のレポートを参照。 [10n] (p16)

Ahwazi アラブ人のさらなる背景情報については、2010年10月付のFIDHレポート、「イランの隠された一面： 民族・宗教マイノリティに対する差別」を参照。 [56c]

## バルーチ族

20.37 2012年5月16日付の代表なき国家民族機構（Unrepresented Nations and Peoples Organization）（UNPO）による声明は次のように述べている。「適正な国家データは不足しているが、イランのバルーチ族は、約400万人であると推定されている。数十年の過程を経て、彼らは文化的、社会的、経済的権利を組織的に奪われている。イラン国内で、バルーチ族は特に政治参加、教育、および雇用見込みについての差別に直面している。」 [71a]

20.38 2012年6月28日に発行されたマイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル（Minority Rights Group International）の2011年をカバーするレポート、「世界の少数民族と先住民の状態2012」は結論として次のように述べている。「バルチスタンはイランでの一人当たりの収入が最も低く、幼児死亡率が高く、平均余命は全国平均より少なくとも8歳低い。スンニ派イスラム教徒であるバルーチ族も、就職先を見つけてより良い教育を受けたいならばシーア派イスラム教に改宗するよう政府からの圧力を受けた。」 [46c] (p198)

20.39 2010年10月に発行されたFIDH/LDDHIレポート、「イランの隠された一面」は、「イスラム革命以来バルーチ族出身の大臣、総督、または大使はいない。軍隊はバルーチ族を下級のランクにさえ任命しない」と述べている。 [56c] (p16)

20.40 2013年2月28日付のイラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連特別報告者のレポートには以下の記載がある。

「シスタンバルーチスタンは間違いなくイランで最も低開発の地域であり、貧困率や幼児と子供の死亡率は最も高く、平均余命と識字率は最も低い。バルーチ族は組織的な社会的差別や、人種、宗教、および経済の差別を受けており、また、国家機構の中にほとんど進

236 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

出できていないという。また、バルチスタン人の言語の権利は、イラン憲法第 15 条と ICCPR[市民のおよび政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights)] の第 27 条に違反して、バルチ語出版物の組織的な拒絶と彼らのネイティブ言語の公的および私的な使用の制限によって徐々に蝕まれていると報告されている。さらに、イスラム教への、そして *velayat-e faqih* (イスラム法学者の保護) の概念への忠誠を実演することを国家当局と職員に要求する *Gozinesh* 基準の適用は、さらに雇用機会を制限することによって、彼らの社会経済的状況を悪化させている。」

「…バルチ族活動家は恣意的な逮捕と拷問を受けているという。公正な裁判が不在の中で、「神に対する敵意」を構成するとみなされる麻薬関連の違反または犯罪のために、シスタンバローチスタン州では処刑率が高くなっている。政府が、州で反対者を抑制する方法として死刑を利用したという非難も受け取った。国際社会に向けた嘆願書の中で、バローチスタン人民党 (Balochistan People's Party) は、Zahidan 刑務所の 2 人のバルチ族受刑囚が、2012 年 5 月のラスク市や Sarbaz 地区その他の町でのデモに続いて、死刑を宣告されたと報告した。死刑判決に抗議したとされている拘置所の政治犯は追放によって罰せられた。」 [10n] (p16-17)

20.41 USSD レポート 2012 は、「バルチ族ジャーナリストと人権活動家は、多くの場合処刑で幕が下りる、恣意的な逮捕、身体的な虐待、および不公平な裁判に直面していた。」 [4a] (セクション 6)

20.42 2011 年 5 月 16 日付のディプロマット (The Diplomat) の記事「イラン国内の最も謎に包まれた地域」は次のように報じている。「地方のバルチ族の権利を要求して 2002 年に設立された宗教的・政治的組織である Jundallah の創生を促したのは厳しい経済と政治の情勢であった。Jundallah は、自爆攻撃と 2010 年 9 月のイランの原子物理学者の誘拐疑惑などのより選択的な攻撃を含めて、その動機を支えに広範囲に及ぶ破壊的活動を組織すると考えられている。」 [123a]

イラン人民抵抗運動 (People's Resistance Movement of Iran) (PMRI) または「Jundallah」 のセクションも参照。

20.43 FIDH の 2012 年 5 月 23 日の最新報告は、「近年、多くのバルチ族スンニ派牧師と同様に多くのバルチ族政治犯が同地域で処刑されており、多数の人々が超法規的処刑において殺害されているという」と伝えている。 [56f]

20.44 MRGI レポート 2012 には次の記載がある。「バルチ族の民族問題ブロガーで反体

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 237

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

制派指導者 Mir-Hossein Mousavi のキャンペーンスタッフの元メンバーだった Sakhi Rigi は、「国家安全保障に反対する行動」と「政権に反対する宣伝」の罪で 6 月に 20 年の刑期を宣告された。彼は 2009 年に最初に逮捕された。」 [46c] (p198)

20.45 2012 年 5 月 16 日の UNPO 供述書は先月の逮捕者について以下のように報告している。

「先週のレポートは、イラン政権が、イラン・イスラム共和国におけるバルーチ族の人々の表現、言論の自由、および平和的なデモの権利に対して加えられた最新の制限によって 60 人にもものぼるバルーチ族の人々を逮捕したことを示唆している。」

「2012 年 5 月 14 日の Abdula Fatah 氏の逮捕に続いて、人々は、彼の釈放を要求して、南東イランのシスタンおよびバローチスタン州の Sarbaz 地区知事のオフィスの前に集まった。いかなる反応も受けずに、人々のグループは、警察署の前に抗議しに行った。警察は抗議に激しく対応したため、少なくとも 1 人が死亡したと見られている。 [71a]

UNPO の供述書には、逮捕されて身元を追跡可能な者の氏名も含まれている。 [71a]

バルーチ族コミュニティに関するさらなる背景情報については、2010 年 10 月付の FIDH レポート「イランの隠された一面：民族・宗教マイノリティに対する差別」を参照。 [56c]

「信教の自由」のサブセクション、「スンニ派イスラム教徒」も参照。

## アゼリー人

20.46 USSD レポートには以下の記載がある。

「約 1300 万人または人口の 16 パーセントを構成している民族アゼリー人は政府と社会によく組み込まれており、最高指導者を彼らの数に含めていた。それにもかかわらず、アゼリー人は、政府が学校でアゼリー語を禁止し、アゼリー人活動家または組織者に嫌がらせをし、アゼリー語の地名を変更することによって、彼らを差別したと報告した。アゼリー人グループはまた、多くのアゼリー人政治犯が、アゼリー人の文化的権利と言語の権利を主張したせいで拘留されたと主張した。政府は「イスラム国家に対する反乱」で彼らの何人かを告発した。」 [4a] (セクション 6)

20.47 2012 年 5 月 23 日更新の FIDH には次の記載がある。「アゼリー人の文化と権利の活

238 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

動家は何年もの間厳しい迫害に直面している。アゼリー人ジャーナリストでマイノリティの権利の活動家、Sa'eed Matinpour は、2007年に懲役8年の判決を受けて服役中であり、医学治療を必要としていると伝えられる。」 [56f]

20.48 MRGI レポート 2012 には次の記載がある。「イランのアゼリー人は、地域のエコロジカルで経済的な資源を破壊しているウルミア湖の支流へのダム建設に抗議するために結託した… 2011年4月に、湖を救うことを政府に求めて抗議するために、アゼリー人はウルミア [Oromieh] とダブリーズに結集した。」 [46c] (p199) アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) は2011年4月4日に次のように報告した。「4月2日に約70人のイラン・アゼルバイジャン人がダブリーズでの平和的なデモの最中に逮捕されたという。そして北西イランの Oromieh では約20人が逮捕されたという。抗議者は、ダムの建築によって干上がる危険性があるため、Oromieh 湖を救うよう要求していた。多くは釈放されているものの、少なくとも5人の抗議者が行方不明のままとなっている。」 [9r]

20.49 2011年9月10日に、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) は同地域におけるさらなる逮捕について報告した。

「家族や他の証人はヒューマン・ライツ・ウォッチに、数百人の抗議者と活動家が2011年8月末以来逮捕されていると語った。治安部隊がダブリーズ (東アゼルバイジャン州の首都) で Sadeq Avazpour の自宅での内々の集まりを強制捜査した逮捕の第1ラウンドは8月24日であった… 治安部隊は約30人の人々を逮捕した。家族は、拘留者の誰も釈放されなかったと述べた。」

「いくつかが警察機動隊と衝突した数千人のデモンストレーターは8月26日にウルミアで大きな集会に出席した。地元の活動家はヒューマン・ライツ・ウォッチに、当局はウルミアだけで約300人のデモ参加者を逮捕したけれども、その後数十人を釈放したと語った。地元の活動家が追加のデモを要求した後に、他の数十人が9月3日にダブリーズ、ウルミア、および他のいくつかの都市で逮捕された。」 [8c]

20.50 2012年3月6日付のイラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連特別報告者のレポートには以下の記載がある。

「特別報告者は、2011年にウルミア湖を干上がりから救うための抗議の間に逮捕された57人の人々が、最近合計で26年の懲役と1,390回のむち打ちを宣告されたことを知った。全部で112人が裁判にかけられ、そのうちの55人が無罪を言いわたされて、57人が懲役か、むち打ちか、またはその両方の判決を受けた。有罪宣告を受けた者には18歳未満の5人と

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 239

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

9人の女性が含まれていた。特別報告者は、逮捕されて有罪宣告された者の多くが尋問の間に非人道的な扱いを受けたとの報告を受け取った。」 [10d] (p19)

20.51 USSD レポート 2012 には次の記載がある。「[2012年]3月19日に、法廷は、Azeri activist Faranak Farid に、外国メディアとのインタビューに応じたことための「政権に反対する宣伝」と「最高指導者への侮辱」の罪により 91 日間の収監の判決を下し、ウルミア湖の環境被害についての抗議活動に参加して公共の秩序を乱したことで 1,000 万トマン (8,200 ドル) の罰金を科した。年の終わりに、彼女は、刑務所から釈放されたとのことである。[4a] (セクション 1c)

イランのアゼリー人に関する詳細な背景情報については 2010 年 10 月付の FIDH レポート「イランの隠された一面：民族・宗教マイノリティに対する差別」を参照。 [56c]

## 21. レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルおよび トランスジェンダーの人々

女性間の同性愛者および女性の両性愛者については、イラン社会における一般的な女性の地位に関する情報を扱った「女性」のセクションと並行して本セクションを読むのが望ましい。

21.01 ロンドンに拠点を置く非営利調査団体であるスモール・メディア・ファウンデーション (Small Media Foundation) による 2012 年 5 月のレポートには以下の記載がある。

「イランは否定の国である。同性間性交はそれだけで死刑を伴うけれども、イランの男性専用の刑務所の守衛によってレイプが促進されているとの報告がある。同性愛は犯罪であるが、それは精神の病でもあり、したがってイランにおける嫌われ者の兵役義務の免除に適用される正当な理由でもある。同性愛はイラン社会において常にタブーであったが、革命以前には、人々はそれを見て見ぬふりをしていた。しかし、1979 年に君主政治が倒されて以来、イラン社会とイラン刑法の両方は大幅に変わってきている。」 [108a] (p3)

## 法的権利

21.02 2012 年 5 月付の国際レズビアン・ゲイ協会 (International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association) (ILGA) によるレポート、「国が後押しする同性愛嫌悪」、(ILGA レポート 2012) は、男性と女性の同性間の関係はイランでは違法であると述べている。」 [104a]

240 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



(p43)

21.03 2010年12月に発行されたヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) (HRW) のレポート、「葬られた世代」には以下の記載がある。

「イランの法律は伝統的な夫婦の絆の外で行われたすべての性的関係を有罪とする。同性間の営みは、合意の上であるか、または強制されたものかどうかにかかわらず、イラン刑法では特別に対処される。イランのイスラム刑法によれば、同性間の犯罪は、*hudud*、すなわち *Shari'a* または神の[イスラム]法律に従って定められる処罰の等級に従属する。この時、原告は神であると考えられる。同性間の営みに従事したことによって有罪宣告された個人は、死刑を含めて、重い罰を受ける。」

「イランのイスラム刑法は男性間の *lavat* (男色) を、貫通的であるか否かを問わず、完全な性的行為と定義する。女性間の同性関係または *mosaheqeh* も処罰に値する。いずれの場合も、当事者が成熟していて、健全な精神をもっていて、参加者を望んでいると判断されるならば、被告人は罰せられるしかない。」

「2人の男性間の同性交際関係は、両方のパートナーがこれらの基準を満たしていると判断されるならば、死刑に値する。処刑の方法は判事の裁量にある。成人男性が未成年者との同性の交際関係に関与したことで有罪宣告された場合、当事者は処刑されることになるが、一方で未成年者は、彼が自らの意志で行為に参加したのではないと判断されない限り、最高74回までのむち打ちを受けることとする。互いに同性の交際関係に従事したことについて有罪宣告された未成年者は、彼らのいずれか1人が自らの意志で行為に参加したのではないと判断されない限り、最高74回までのむち打ちを受ける。[8m] (p19-20)

21.04 2012年5月に発行されたスモール・メディア・ファウンデーション (Small Media Foundation) のレポートには以下の記載がある。

「高等臨時評議会 (High Expediency Council) が1991年11月28日に批准したイラン刑法によれば、男色 (ペルシア語では *lavvat*) に対する処罰は死であり、*Sharia* (法典) 判事は、処刑の形式を決定する権限を付与される (第110条)。」

「刑法は「男色」を2人の男性に関係する性行為と定義しており (第108条)、*Sharia* 法の下で有罪宣告されるならば、「能動的」および「受動的」パートナーの双方が死刑を宣告される (第109条)。男色は、自白 (第114条) を通して、または発生 (第117条) を観察した4人の人の証言を通して証明される。両方のパートナーが「円熟していて」交際関係が

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 241

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

合意の上であるならば男色は死刑に値する（第 111 条）が、ただし健常な精神をもつ成熟した男性が未成年の男性との「性行為に関与する」ならば、「実行者は殺害され」て、かつ受動的パートナーは「強制の下でないならば」74 回のむち打ちの処罰を受ける（第 112 条）。」

「2 人の未成年の男性が合意の上で性交を行い、捕まえられるならば、彼らの双方は 74 回のむち打ちを宣告される（第 113 条）。*tafhiz*（フロタージュ、貫通的でない性）に対する処罰は各当事者への 100 回のむち打ちである（第 121 条）が、ただし *tafhiz* は 3 回までの関与において同様に処罰され、4 回目の有罪判決は結果として死刑を招く（第 122 条）。」

「男色または *tafhiz* が自白によって証明されて、犯人が後悔しているならば、*Sharia* 判事は当事者を許すように最高指導者に依頼することができる（第 126 条）。*Mosahegheh*（同性愛）は、自白によって、または発生を観察した 4 人の人の証言を通して証明される（第 128 条）。」

「レズビアン（女性間の同性愛）に対する処罰は各当事者への 100 回のむち打ちであり（第 129 条）、実行者と対象者との見分けがつかないこと、または当事者がイスラム教であるか、あるいは非イスラム教徒であるかどうかの区別が宣告に盛り込まれなかったことを条件とする（第 130 条）。レズビアンの行為が繰り返されて、全部で 3 回までの有罪宣告を結果として生じているならば、4 回目の有罪宣告は死刑につながる（第 131 条）。」 [108a] (p 34-35)

21.05 2012 年 6 月 27 日に閲覧したイラン人権確立監視団（Mission for Establishment of Human Rights in Iran）（MEHR Iran）のウェブサイトにはイラン刑法（Iranian Penal Code）（IPC）についてのさらなる詳細が盛り込まれており、より詳細な情報を求めて閲覧するのがよい。同性間の関係に関連する法制は、主に、1991 年に批准された第 2 巻に記載されている（Haads—*Sharia*（イスラム法）によって規定された処罰）。しかし、刑法の第 5 巻における一部の条項も、同性間の関係に対する処罰が適用しうる状況に言及している。第 5 巻は *Sharia* によって規定されていない処罰に言及しており、これは 1996 年 5 月に批准されたものである。」 [66a]

21.06 IPC に加えて、イラン民法の第 1258 条、第 1321 条、および第 1324 条は、個人が彼らに対する告訴において有罪であると認められる場合に要求される証拠の基準に言及している。 [51a]

21.07 2010 年 12 月の HRW レポートは以下のように説明している。

「口頭または書面のいずれによるかを問わず被告人が判事の前で行為について 4 回自白するならば、または 4 人の「公正な男性」が行為を目撃したことを証言するならば、同性間

242 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

の行為は、男性間または女性間のいずれであるかを問わず、イランの法律の下で証明されたものとみなされる。自白によって同性間の関係について有罪宣告された個人のケースでは、本人が反省しているならば、判事は、被告人が許されるように命令することができる。イランの法律によれば、交際関係以外の同性間の活動のために告発された男性、または *mosaheqeh* のために告発された女性は、証拠の提示の前に反省しているならば、有罪宣告は破棄される。自白または目撃者による有効な証拠が不在である場合、判事は「見識」に基づいた *lavat* によって有罪判決を下すことができる。法律は、判事の「見識」に基づいた判決が、被告が犯罪について有罪であるという単に個人的な確信ではなく証拠から派生することを要求する…」

「同性間の行為を確定するためにイランの法律の下で必要とされる証拠が一見したところ高水準のものであるにもかかわらず、成文化されている証拠についての規定は、実際には、幅広く多様な解釈と乱用を招いている。判事の「見識」または自白に基づいた有罪判決を許している規定は特に問題の多いものである。イラン刑法の第 120 条は、*Sharia* 判事が彼の見識に基づいて、「通例の方法を通して引き出される」ように、男色についての評決に達することを許している。このことは、実際には、犯罪が起こったかどうかを判断するために判事が希薄な状況証拠に依存することを可能にする。この規定は、実際には、被告の外見または物腰に対する判事の個人的偏見が彼の判決を偏らせることも容易にする。」 [8m] (21-22)

下の「罪、判決および処罰」と「判事の見識」も参照。

21.08 HRW による 2012 年 8 月に発行されたレポート、「抑圧の成文化：イランの新刑法の評価」は、(まだ署名によって法が成立していないものの) 改正刑法の新しい規定が、「…婚外のある種の合意に基づく異性愛または同性愛の性的関係を、姦通および男色と同様に、死刑の下で有罪とし続けている」と述べている。[8j] (p2) より多くの詳細な情報については、HRW レポートを直接参照のこと。[8j] (p25-26)

21.09 2013 年 2 月 28 日付の国連特別報告者 (Special Rapporteur) によるイラン・イスラム共和国の人権状況に関するレポート (特別報告者レポート 2013) には以下の記載がある。

「特別報告者は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、およびトランスジェンダー・コミュニティ (LGBT) のメンバーが嫌がらせ、迫害、残酷な処罰に直面していて、基本的人権を否定されているという人権規約委員会 (Human Rights Committee) の懸念を依然として共有している。新しいイスラム刑法の草案は、合意のある成人間の同性愛の関係を有罪とする。新刑法の第 232~233 条は、男色に関与した「受動的な」男性について、彼の役割が合

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 243

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

意の上であったかどうかを問わず死刑判決を下すものである。新しい法律の下で、「能動的な」イスラム教徒と未婚の男性は、彼らがレイプの当事者でない限り、100回のむち打ちの刑に処せられるかもしれない。既婚および／または非イスラム教徒の男性は、同じ行為のために死刑に処せられるかもしれない。貫通的でない同性間の行為に関与した男性または同性間の行為に従事した女性は、新刑法に従って、やはり100回のむち打ちの刑に直面する。」 [10n] (p19)

刑法も参照。

## 政府当局による扱い、態度

### 罪、判決および処罰

21.10 国際ゲイ・レズビアン人権委員会 (International Gay and Lesbian Human Rights Commission) (IGLHRC) による第103回国連人権規約委員会 (UN Human Rights Committee) (2011年10月17日～11月4日) への提出書には以下の記載がある。

「2人の男性または2人の女性間の性的な行為の証拠は、1) 裁判所の判事の前で疑義の行為を目撃したことを自らの意志で証言する4人の信頼できる男性の証人が存在する場合、または2) 告発された当事者が - 自由意志の下で、かつ完全な知的能力によって - 疑義の行為について4回自白した場合にのみ有効である。」

「しかしながら、個人は公判前の自供、53件の取り消された証拠、拷問によって引き出された自白、4人未満の証人による証言に基づいて、そして時にはいかなる証拠または自供もないまま、男色について有罪宣告されている。男色のために告発された者が、彼らに対する訴状を理解せずに有罪宣告される場合もある。被告が法律相談を利用できないまま有罪宣告される場合もある。人権擁護者が、彼らの評判を悪くするために策略として男色で告発されているという報告がある。男色で告発されたクライアントを弁護する弁護士は、彼らのクライアントとの接触が制限されていると報告している。これらの訴訟についてあえてはっきりと話すか、法廷の判決に挑もうとする報告者、弁護士、または家族は政府による嫌がらせと迫害にさえ直面する場合がある。これらの場合に、被告の有罪を決定するために、判事はしばしば「判事の見識」に頼っているが、法律によれば、「判事の見識」は事実の代用物ではなく事実と証拠に基づくはずである。」 [99a] (p11)

LGBTの人々に関連する法律およびそうした人々の扱いに関するより詳細な情報については、IGLHRC 提出書を直接参照のこと。 [99a]

244 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

21.11 2010年12月のHRWレポートには以下の記載がある。

「近年、何人の個人が同性愛の行為に関与したために国家によって処刑されているかについて、処刑された者が合意の上での性交（あるいはどのような性交であっても）に従事したかどうか、そして国家が特に同性愛者を処刑の標的としているかどうかにかかわらず、かなりの論争が生じた。こうした論争にもかかわらず、イランの法律が合意上での同性間の行為に死刑を適用し、処刑の脅威がとりわけそうした行為に従事するイラン人につきまとい、イランの性的マイノリティがこれらの差別的な法律によって過度に影響を受けるといふ事実は変わっていない。」 [8m] (p27)

21.12 2012年5月のスモール・メディア・ファウンデーション (Small Media Foundation) のレポートには以下の記載がある。

「同性愛のパートナーの間の親密行為は、もしあなたにその傾向があるならば（我々のコンサルタントの経験と観察に基づいて）一般的で比較的入りやすいものであるけれども、むち打ちのような重大な刑罰や、場合によっては、死刑を結果として招くことがある。正確には何人のゲイの男性と女性がイランで処刑されているかについて、公式統計がまったく存在しない一方で、同性愛者への日常的な嫌がらせと組織的な拷問は、1979年のイラン革命以来、少なくとも1,000人の同性愛のイラン人が有罪の宣告を受けて、死刑に処されているという控えめな推計に重みを加える。」

「イランの極端に保守的な政府がそのような問題についての公式統計を公開することは極めてありそうにないだけでなく、LGBTのイラン人は彼らの処刑を「正当化する」ためにレイプ、詐欺、または反逆罪などのねつ造された罪で頻繁に起訴されてもいる。このことは、処刑されたか、収監されたか、または拷問されたLGBTの個人についての正確な数字を一覧表で示すことが不可能であることを意味している。」 [108a] (p36-37)

21.13 同じレポートには次の記載もある。「イラン・イスラム共和国が設立されて以来、何人の同性愛のイラン人が処刑されているかを詳説する公認記録はまったく存在しない。非公式な推計は400人から5,000人に及んでいるけれども、これらのどれが真実により近いかわかる方法はまったくない。」 [108a] (p36, 脚注8)

21.14 イラン・クィア・オーガナイゼーション (Iranian Queer Organization) (IQO) による2011年9月のレポートには以下の記載がある。

「…男色訴訟の事実を暴くこと、特に合意による同性愛の行為に対して下された処刑判決

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 245

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

の数を評価することはほとんど不可能な作業である。合意による同性愛の行為に関する罪は、通常、性的暴力、レイプ、および性と関係のない麻薬に関する罪、そして政治犯罪と合成される。裁判は多くの場合カメラの前で行われており、公開論争と非難の恐怖から自白が促される。そして家族は同性愛にまつわるタブーを念頭に、正確かつ詳細な情報を口にするのを避ける。」

「にもかかわらず、同性愛関連の処刑事件に関する報告は時々国営の新聞やウェブサイト上に浮上する。男色事件を監督する判事は、しばしばイラン刑法の厳密なガイドラインを無視し、代わりに、訴訟を決定するために、問題のある調査方法や認められない証拠を使用する。頻繁に、有罪判決は、極度の心理的なプレッシャーと拷問の下で形成されて、自白の強要に基づいている。法廷は、独立的なオブザーバーが事件を調査することを許可しない。」 [129a] (p6)

「判事の見識」も参照。

21.15 同じ IQO レポートは、報告のあった「同性愛関連の処刑事件」の詳細を含めて次のように述べている。「しかしこれらの事件はほんの氷山の一角を構成しているのに過ぎず、すべての報告された事件に対して、報告されていない事件がまだ 10 倍以上はあるものと仮定することができる。これらの事件のすべてでないにしてもほとんどにおいて、任意の処刑判決は、ほとんど手続への固執なしに急いで行われた裁判に続いて下されている。」 [129a] (p6)

21.16 2013 年 4 月に発行された「人権と民主主義：2012 年英国外務省レポート、イラン」には次の記載がある。「イランにおいてレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、およびトランスジェンダーの問題は依然としてタブーであり、同性愛者の間の行為は死刑を呼び寄せる。[2012 年]5 月には、4 人の男性が同性愛の罪でひそかに絞首刑に処されたということである… この領域は、公正な裁判の不足とそのような罪が時として誤って適用されるという疑惑に関する懸念も尽きない。」 [26f] (p179)

21.17 ゲイの男性が男色のために告発されている場合の公正な裁判へのアクセスに関して、ゲイ・シティ・ニュース (Gay City News) の 2009 年 12 月 10 日付の記事は、Masomeh Tahmasebi 弁護士との電話での会話を報じている。

「Tahmasebi は、男色訴訟の被告が有能な弁護士を見つけることはしばしば非常に困難であると説明した。「男色訴訟に付随した社会的汚名のため、多くの弁護士は、彼ら自身がゲイであるかもしれないという告発の心配のためにそうした事件を快く引き受けない」と、彼

246 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

女はゲイ・シティ・ニュースに語った。「そして、この同じ社会的な恥辱のため、家族は、被告人を弁護するために弁護士に連絡しないことが多い。したがって、最後の手段として、法廷は裁判当日まで訴訟について何も知らないことが多い無料奉仕の弁護士を割り当てる。このようにして、男色訴訟のほとんどで弁護はひどいものとなる。」

「それが意味するのは」と **Thamasebi** は付け加えて、「被告に残されている唯一の本当のチャンスは死刑の適用に対する国際的な人権圧力と抗議である—しかし、多くの場合、こうしたことが起こるのは時すでに遅くなってからのことなので、これらの処刑を防止する機会の窓口は非常に小さい。」 [44a]

21.18 2011年10月17日から11月4日まで開催された第103回[国連]人権規約委員会 (Human Rights Committee) (HRC) の結びの言葉は次のように述べている。「当委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、およびトランスジェンダー・コミュニティのメンバーが嫌がらせ、迫害、残酷な処罰、および死刑にさえ直面していることを懸念する。また、コミュニティにおける社会的な排除と同様に、雇用、住宅、教育、および医療へのアクセスに関する事柄を含めて、これらの人が性的嗜好に基づいた差別に直面していることを懸念する…」 [10t] (パラグラフ 10)

21.19 国連人権理事会に提出すべき最初のレポートにおいて、2012年3月6日付の国連特別報告者 (Special Rapporteur) によるイラン・イスラム共和国の人権状況に関するレポートには以下の記載がある

「特別報告者は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、およびトランスジェンダー・コミュニティのメンバーが嫌がらせ、迫害、残酷な処罰に直面していて、生存権を含めて基本的人権を否定されているという人権規約委員会 (Human Rights Committee) の懸念を共有している。現在の刑法は合意による個人間の同性愛の関係を有罪としている一方、イスラム刑法の第109条は、「ゲイの性の両当事者は等しく刑事上の責任を有し、死刑を含めて、重大な処罰に直面しうる」と定めている。2011年9月に、3人の男性が同国の男色法に基づいて処刑されたという。」 [10d] (p19)

21.20 2011年9月7日に、ガーディアン (the Guardian) [16n] とインディペンデント (the Independent) [27a] は、同性愛の罪による3人のイラン人男性の処刑についての詳細を掲載した。ガーディアンは以下のように報じている。

「半官民の通信社によると、3人のイラン人男性が同性愛に関与した罪で有罪を宣告された後に処刑されている。イニシャルによって識別されただけのこれら3人は、南西部の都市

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 247

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

アフワーズ（イランの **Khuzestan** 州の首都）で日曜日に絞首刑に処された。「3人の被告はイスラム法に反する行為および悪い行為のためにイランのイスラム刑法の第 108 条と第 110 条に基づいて死刑を宣告された」と、Isna 局は **Khuzestan** の司法当局の言葉を引用した。」

「3人の男性の処刑は、長年にわたってイラン人がそのセクシュアリティに基づいて死刑判決を与えられてきた中でもはじめてのことであると信じられている。」

「過去に、イランは同性愛で有罪判決を受けた者を処刑してきたが、そのような者は、男による男に対するレイプといった死刑に値する他の罪状で同時に有罪判決を受けているのが一般的だった。」 [16n]

21.21 2011 年 9 月 7 日のインディペンデントの記事は以下のように報じている。

「人権団体は、法廷に引き出されるゲイの男性が通常性的暴力とレイプなどの行為—2人の自発的な参加者の間の合意の上での性交というよりも強要の要素をはらむ犯罪—で告発されるため、このような事件が重要であると述べた。」

「しかし、最近のアフワーズ (**Ahvaz**) 処刑は、特にイラン刑法の第 108 条と第 110 条に係っている。第 108 条は男色を法典 (**Sharia**) 法に基づいて定義しており、後者は **lavat** に対する処罰が死であると規定する。ゲイの男性のかつての処刑は、通常、「**lavat leh onf**」—強制による男色—を参照するイラン刑法の条項を引用していた。」

「イラン・ヒューマン・ライツ (**Iran Human Rights**) の調査員で処刑について調査している **Mahmood Amiry-Moghaddam** は、インディペンデントに次のように語った。「イラン当局は、処刑をより容認可能なものとするため、そしてあまりにも多くの国際的な注目を避けるためにかつてはレイプのようなケースを提出したけれども、今回、ニュースはレイプとして示されていない」

「彼はさらにこう言った。「死刑判決のための唯一の基礎はイスラム刑法の第 108 条と第 110 条に関して 2 人の男性の間に性的関係があったことであり、このケースは近年唯一のものである。これらの記事は非常に明快である。」 [27a]

21.22 2011 年 9 月 12 日の人権のための医師団 (**Physicians for Human Rights**) の記事には次の記載がある。「イランでは、政府が男色のかどで男性を公然と告発し、次に処刑する意欲を示したことで、数千人の人々に危害を加えうる方針への危険な移行の前兆が示されている。イラン大統領マハムード・アハマディネジャド (**Mahmoud Ahmadinejad**) は、ゲイが

248 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



彼の国に存在することを自ら否定しているせいで悪名高いが、彼の否定の状態は今やゲイ人口に対する活発な迫害に転換したようである。」 [113a]

21.23 2011年9月7日のインディペンデントの記事は以下のように報じている。

「2005年に、Mashad市の中心にある広場でクレーンから公然と絞首刑に処された2人のティーンエイジャー、Mahmoud Asgari と Ayaz Marhoni の処刑のために、イランは様々な方面から非難を浴びた。ゲイの権利団体は、この2人が合意の上での性交のために国家によって殺されたと主張したけれども、彼らに対する告訴は実際には13歳の少年に対しての「lavat beh onf」であると説明された。2人の少年がなぜ処刑されたかに関して、多くの人権団体はゲイの権利団体とは意見が異なっていたけれども、にもかかわらず問題の殺害を国連子どもの権利条約 (UN Convention on the Rights of the Child) と市民的および政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights) の違反と非難した (イランはその両方に調印している)。」 [27a]

21.24 2012年5月12日にピンク・ニュース (Pink News) は以下のように報じた。

「イランの人権活動家通信 (Human Rights Activist News Agency) (HRANA) のレポートによれば、「Saadat Arefi」、「Vahid Akbari」、「Javid Akbari」、および「Houshmand Akbari」という名の4人の男性が、彼らの評決が最近高等裁判所判事によって承認されてから間もなく処刑される予定である。4人の男性は、イランの Kohgiluyeh および Boyer-Ahmad 州の Choram という町の出身だということである。」

「HRANA および JOOPEA によれば、これらの4人の男性は Sharia (法典) 法に従って男色のために絞首刑に処されるという。」

「ロンドンに拠点を置くイラン人の人権派弁護士、Mehri Jafari は次のように語った。「…このケースには2つの重要な問題がある。すなわち、疑義の発生した場所と、Hodud (厳密な法典処罰) が高位であるという Sharia 法の解釈である。Kohgiluyeh および Boyer-Ahmad はイランでも最も開発の遅れた州の一つであり、弁護士との接触や公正な裁判の欠落がこのようなケースで重大な問題とみなされうるのは明らかである。この件が広報された後ですぐにも処刑が実行されるだろうということ、そして僻地の立地がそのプロセスに何らかの影響を及ぼすことが困難であるということも容易に予測がつく。」 [79a]

「児童に対する死刑」も参照。

## 逮捕および虐待

21.25 2013年4月19日に刊行された米国国務省の2012年人権慣行に関するカントリーレポート、イラン（USSD レポート 2012）には次の記載がある。「司法組織のボランティアユニットである特別保護局（Special Protection Division）は、同性間の性的行為を含めて、「道徳的な犯罪」を監視して、報告した。[4a]（セクション 6）「主に失業した元兵士から構成されているこの組織は、「逸脱した個人」と同様に「各近隣および地域」の社会悪を規制するために設立された。」（HRW, 2010年12月）[8m] (p46)

21.26 2010年12月のHRW レポートには以下の記載がある。

「警察と強硬で準軍事的な basij 部隊を含むイランの治安部隊は、ゲイであるとの疑いをかけた個人に嫌がらせを行い、逮捕し、拘留するために差別的な法律に依存している。事件はしばしば公園やカフェで発生するが、ヒューマン・ライツ・ウォッチが報告してきたケースでは、不適切な性的行為またはジェンダーの表現に従事しているとの疑いのある人々を拘留するために、治安部隊は家宅を強制捜査したり、インターネットサイトを監視したりしていた。」[8m] (p4)

21.27 HRW レポートは続ける。

「イランの街中での性的なマイノリティに対する虐待は、言葉の侮辱行為や嫌がらせから、殴打、恣意的な逮捕、および性的暴力にさえに及ぶ場合がある。公園でうろついている、ゲイであるとの疑いをかけられた者の一斉逮捕が報告されている。時として性的マイノリティは、basij または警察によって、これらの機関が管理する留置所に連行され、手続きを進められて、ta'hod（約束）と呼ばれる書類に署名するように強制される。この書類において、彼らは、例えば特定のエリアに集まったり、化粧をして公然と出歩いたりしないしないことを誓約する。それから、彼らは釈放されるものの、当局によって言葉の嫌がらせや暴行を受ける場合もある。しかし、ほとんどの場合、治安部隊は、実際には個人を逮捕したり正式な拘留施設へ移送したりするまでには至らないものの、街頭ではそうした人々に嫌がらせをしたり、虐待したりしている。」[8m] (p46)

21.28 さらに、

「ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）は、イランの治安部隊によって行われる虐待が、イランの性的マイノリティを識別して根絶するための組織的な標的キャンペーンの一部であることを示唆する証拠を明らかにできていない。しかし、調査は、イラ

250 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ンの性的マイノリティが公の場に現れた場合に、彼らに対して治安部隊が行う嫌がらせ、恣意的な逮捕、および虐待が珍しくないことを明らかにする。これらの悪弊の一部は、表面上はイラン刑法の口実の下で実際に起きている一方、他は、自らの手で制裁を加える治安部隊の反乱分子によって実行されている。」

「ヒューマン・ライツ・ウォッチは、これらの部隊がイランの性的マイノリティに対して暴力を振るう理由が、一つには、彼らによる被害者が、保護または正義のために頼るべきものが何もないことを、部隊がわかっているからであると考える。」 [8m] (p49)

21.29 逮捕および拘留された者の扱いに関して、2010年12月のHRWレポートには以下の記載がある。

「治安部隊は、LGBTの人々に嫌がらせをして威嚇するために、また、彼らから自白と ta'hod を引き出すために、言葉によるものや、心理的・身体的な虐待を用いた。ヒューマン・ライツ・ウォッチのインタビューに答えてくれた、治安部隊と口論をした経験のある LGBTの人々の大多数は、彼らの逮捕、移送、および／または拘留中に受けた、何らかの形式の言葉による虐待または嫌がらせについて訴えた。何人かは、拷問を構成するのに十分なほど過酷な虐待について詳細に語った。この虐待には性的暴力またはレイプが含まれていた。」 [8m] (p61)

21.30 HRWによる2009年6月11日付のレポート、「つかず、離れず (Together, Apart)」は、イランや中東の他の国では、「…男性の容疑者の同性愛を「証明する」ために、医師が拷問のような法医学的肛門試験を実施している」と伝えている。 [8i] (セクション II: 中東および北アフリカ)

21.31 カナダのゲイとレズビアンに関するオンラインのニュース・ソースである Xtra.ca の2009年8月21日付の記事は次のように伝えている。「政府による街頭デモの流血を伴う取り締まりの一部として、何人かのゲイのイラン人が逮捕されているという。すでにゲイであると知られている人々は、イランの有名な刑務所システムでの服役または虐待を受ける危険性があると Parsi は語る。 [Arsham Parsi、トロントに拠点を置くイラン・クィア・レイルロード (Iranian Queer Railroad) の事務局長]。 [41a]

21.32 同じ記事には以下の記載もある。

「イスラム共和国における法典法（それはゲイの性に死刑を宣告する）の確立されたシステムを考慮すれば、クィアの権利の向上は、通常、当局がどのくらい見て見ぬふりをする

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 251

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

かによって測定されると、Purdue 大学の歴史学と女性学の教授で『現代イランにおける性の政治学 (Sexual Politics in Modern Iran)』の著者、Janet Afary は語る。」

「1997 年から 2005 年にかけての改革主義者モハマド・ハタミ (Mohammad Khatami) 大統領のリーダーシップの下、当局は、「何も訊くな、何も言うな (don't ask, don't tell)」という方針をゲイとの関係において貫き、クィアの新聞の出版を許しさえした。」

「「彼らは同性愛者を受け入れてはいなかったが、同時に積極的に追いかけてもいなかった」と Afary は語る。」

「かたやアハマディネジャド (Ahmadinejad) は、ゲイを突きとめるためにインターネットを使った開拓者であり、一方では、2007 年にコロンビア大学で米国の学生たちを前に、逆説的にもこう述べている。「イランには、あなた方の国のようなホモセクシャルはおりません。」 [41a]

21.33 2009 年 8 月 21 日の Xtra.ca の記事は、保護を求めてイランを離れた男性のケースについても報告している。その記事には以下の記載がある。

「政治活動に携わっている多くのゲイのイラン人の状況を、Hamid はよく表している。彼は 29 歳で Mir-Hossein Mousavi 大統領候補の選挙運動でボランティアをしていた。」

「Hamid (彼の正体を保護するための仮名) は、2007 年に、ゲイのチャットルームを標的としたトラップ・キャンペーンの最中に警察に逮捕された。拘留中に彼の尋問者は彼に同性愛について自白する文書に署名させた。」

「したがって、Hamid が先月シーラーズ (Shiraz) での親 Mousavi デモに参加した時、当局は、間髪入れずに彼をみせしめとした。彼は 48 時間にわたって拘留されたが、この時彼は電気バトンで殴打されたと主張している。」 [41a]

政治的反対者の政治的権利と扱いに関する情報については、「政治的所属」のセクションを参照。

21.34 2010 年 12 月の HRW レポートは 2007 年の強制捜査の詳細を示している。

「おそらく、ゲイの集会に対する最も不名誉な強制捜査は 2007 年 5 月 10 日の午後 10 時ごろに起こった。警察と basij 部隊がイスファハン市にあるアパートでの私的な誕生会を強制

252 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

捜査した時、彼らは 87 人を逮捕しており、その中には 4 人の女性と、反対の性の衣服を着用していたとして非難された少なくとも 8 人が含まれていた。警察と basij の捜査官は逮捕者を街頭へ連れ出し、腰から上の衣服をはぎ取って、顔や背中から流血するまで殴打した。複数の情報筋がヒューマン・ライツ・ウォッチに語ったところによれば、逮捕された者のうち何人かは骨折していたという。当局は翌日、子供 1 人とともに 4 人の女性を釈放した。」

「家族は、拘留された者と面会することを許されず、多くは弁護士を許されなかった。逮捕された者のうち、24 人の男性が、結局、アルコールを所有して飲んだことに加えて、「不道徳と性的非行の促進」のために裁判にかけられた。2007 年 6 月に、イスファハンの法廷はこれらの様々な罪の組み合わせについて、それらのすべてに有罪の判決を下した。ほとんどが最高 80 回までのむち打ち、そして 1,000 万～5,000 万リアル（1,000～5,000 米ドル）を宣告された。」

「イスファハンでのパーティーへの強制捜査は、服装規定と指導を強制する全国的な取り締まりの一部であるらしかった。強制捜査の後で、警察は 87 人の逮捕者と関係のある個人への監視、嫌がらせ、および虐待を強めた。何人かの個人はヒューマン・ライツ・ウォッチに、警察によって拘束され、関係を明らかにするために尋問されたと語った。」 [8m] (p52)

21.35 2011 年 9 月の IQO レポートには以下の記載がある。

「2010 年 7 月 1 日に、警察は、シーラーズの Pondouk Neighborhood でのパーティーを強制捜査して、「サタン崇拝、アルコール飲料の消費、および同性愛」の罪で 17 人を逮捕した。逮捕された者は、彼らが拘留されていた数ヶ月間に、肉体的・心理的に暴行された。彼らは 2010 年 9 月 9 日に釈放された。同性愛は彼らの法廷文書において罪状として言及されなかった。釈放されるために、彼らは、自らの電子メールとメッセージの ID とパスワードを教えて、彼らが内容を知ることが許されなかった手紙に署名するよう強制された。彼らは、また、公然またはプライベートのいずれかにかかわらず、その時点から互いと交際するべきではないと警告された。」 [129a] (p11)

21.36 2010 年 12 月の HRW レポートには以下の記載がある。

「この最近のシーラーズ事件は、ゲイとバイセクシャルの男性、そして時にはトランスジェンダーの人々が逮捕されるという、治安部隊によって実施された強制捜査を代表している。ヒューマン・ライツ・ウォッチは数十人のゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、および普通の性志向者が逮捕・拘留された、ここ数年に起きた同様の強制捜査のいくつかを文書化した。強制捜査が私邸の標的とされた監視に続いて行われたかどうか、また

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 253

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

はそれらが（例えば底意のある隣人からの）密告に呼応して実行されたかどうかは、常に明らかではない。少なくとも 1 つのケースでは、チェックポイントでアルコールによって捕えられた二人の男性が、その後に basij によってテヘラン市内でのゲイ・パーティーについて教えるように強要されたと、片方の当事者が語った。証言によれば、basij 部隊はもしそのような情報を提供してくれたら罪を軽くしてやると約束したという。」[8m] (p51)

21.37 2010 年 12 月の HRW レポートには以下の記載もある。

「イラン国外のいくつかの LGBT 権利グループによると、疑いをもたないゲイの人をおびき出し、わなにかけるために、治安部隊は定期的に Manjam などのゲイの人と普通の人の両方にとってポピュラーなインターネット出会い系サイトを監視した。ヒューマン・ライツ・ウォッチは政府が LGBT のサイトを監視しに来る際の政府の方法と能力を確認することができておらず、イランの治安部隊または司法組織がゲイの男性またはイランの LGBT コミュニティの他のメンバーをターゲットとしてわなをかけるための組織的なキャンペーンに携わっていることを示唆する証拠も確保することができていない。にもかかわらず、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、何年もかけて、インターネット上のトラップの仕掛けによって捕えられたと主張する複数の個人、主にゲイの男性から、詳細な説明を収集している。」[8m] (p54-55)

インターネットを通じてわなにかけられたという個人の説明について、および当局によって逮捕された LGBT コミュニティのメンバーのさらなる説明についても、2010 年 12 月の HRW レポート「葬られた世代」を直接参照のこと。[8m] (p55-60)

21.38 特別報告者レポート 2013 には以下の記載がある。

「このレポートのためにイランの LGBT コミュニティの 24 人のメンバーとの間で実施されたインタビューは、イランについての人権規約委員会の定期的な見直しによって進められた総括所見の多くを補強する。15 人の被面接者が、彼らの性的嗜好のために、または他の LGBT のメンバーと交際したために、少なくとも 1 回は逮捕されたと考えていた。13 人が、拘留中に 1 度は、警備員から、例えばパンチ、蹴り、および棒による頭や胴への打ち付け、そして 2、3 のケースでは性的暴力とレイプを含む、ある種の拷問または身体的な虐待を受けたと報告した。何人かの人々は、供述書に無理やり署名させられたと報告した。イランにおける同性愛の関係の犯罪化は、国内の背景においても身体的な虐待を容易にする。これらの個人の大多数は、彼らが家で家族によって殴打されたことを報告したけれども、彼ら自身が犯罪行為で告発されるであろうという心配からこれらの暴力を当局に報告することができなかった。」[10n] (p20)

254 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

LGBT コミュニティのメンバーのために弁護する者の扱いに関する情報については、セクション 17、「人権活動家および弁護士」も参照。

## 政府当局の見解

21.39 2011 年 9 月の IQO レポートには次の記載がある。「一般に、イラン政府の公式な戦略は、イランの LGBT の人々が直面する重大な人権侵害を非問題化するために、イランにおける同性愛者の存在と同性愛を完全に否定することであった。マハムード・アハマディネジャド (Mahmoud Ahmadinejad) 大統領のコロンビア大学でのあまり知られていない発言「イランにはホモセクシャルはおりません」は、この戦略をはっきりと表すものであった。」 [129a] (p4)

21.40 2009 年 4 月 29 日に、ラジオ・フリー・ヨーロッパ/ラジオ・リバティ (Radio Free Europe/Radio Liberty) (RFE/RL) は、シーラーズ (Shiraz) での演説でアハマディネジャド大統領は、ホモセクシャルを人間が参加しうる「最も醜い」振る舞いの一つであると説明した。2007 年に、彼はニューヨークのコロンビア大学で聴衆を前に、イランには同性愛者が一人もいないと述べたと報じている。」 [42e]

21.41 イラン政府によるジェンダー再割当てプログラムについて報告する 2008 年のドキュメンタリー、「他人と同じくあれ (Be Like Others)」に関するカナダ放送協会 (Canadian Broadcasting Corporation) (CBC) ニュースの記事は以下のような所見を示している。

「…同性愛は死刑に値する犯罪である。しかし、政府は国内のゲイとレズビアンに出口を提供した。すなわち、性転換手術である。国家が代金を完全に支払うというこの手続は、これらの人々をセクシュアリティについてのイラン神政の基準に対応させることを可能にするであろう。…[ドキュメンタリーは]同性愛の最終的な解決策への抜け道として性転換手術を推進している政権の苦痛と残忍性を捕らえている。… 映画が暴き出すものは、性転換を単に性的嗜好の受け入れ違いよりも望ましいと考えるほど、ゲイとレズビアンに対する憎悪に浸り尽くした文化である。政策の変更は 20 年以上前に訪れたが、その時、アヤトラ・ホメイニ (Ayatollah Ruholla Khomeini) は、「診断された性倒錯者」に性転換を許容することを宣言した fatwa (宗教命令) を発動した。「他人と同じくあれ (Be Like Others)」は我々を、このようなレッテルを貼られた数多くの人々に引き合わせる。ある者はそうした運命を受け入れて、性転換を、さらなる迫害を避ける方法であると考えた。またある者は、そうした発想にすっきりと納得したわけではないものの、単に強烈な外圧のせいで性転換手術に同意した。1 人の若い女性が嘆き悲しんだ。彼女のボーイフレンドは、彼女がもはや男性ではないゆえに、彼女にもう興味がないようである。」 [83a]

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 255

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

下の「トランスジェンダーの人々」も参照。

21.42 IGLHRC による第 103 回国連人権規約委員会 (UN Human Rights Committee) (2011 年 10 月 17 日～11 月 4 日) への提出書は、アハマディネジャド大統領の上述のコメントについて述べてから、さらに次のように述べている。「同様に、イランの最高指導者アヤトラ・アリ・ハメネイ (Ayatollah Ali Khamenei) は、ホモセクシャルを「スキャンダラス」で「恥知らずな行為」で「話題にするのにふさわしくない行動」で、しかも「道徳的腐敗」であると言って何度も攻撃した。」 [99a] (p3)

21.43 2012 年 3 月 6 日の特別報告者レポートは次のように述べている。「イラン当局はしばしば同性愛に病気としての資格を与えており、事実上同性愛と見なされた行為に厳格な処罰を適用することを強く主張している。例えば、2011 年に、2 人の著名なイランのサッカー選手が、得点した後の祝福の間に互いに親密に触れ合うような行為をしたことによって無制限に停職させられて、フィールド上で「不品行」を犯したかどで罰金を科された。」 [10d] (p19)

21.44 第 103 回国連人権規約委員会 (UN Human Rights Committee) (2011 年 10 月 17 日～11 月 4 日) への提出書において、IGLHRC は次のように報告している。「…イラン刑法は、合意の上での同性愛の行為を、レイプ、幼児虐待、および性の取引と同様に扱う。これは、イラン政府が同性愛をどのように見ているかの痛烈な表れである。」 [99a] (p2)

21.45 2012 年 9 月 25 日に IGLHRC は以下のように報告している。

「マハムード・アハマディネジャド・イラン大統領は、放送された[2012 年 9 月 24 日]月曜の夜の番組の中で、ピアーズ・モーガン (Piers Morgan) とのインタビューで「同性愛は出産を止める」と述べた。以前、イランには同性愛が存在しないと主張し、その政府が死によって同性愛を罰しているアハマディネジャドは、「あなたは、男性同性愛者が子供を持つことができると思うか」と尋ねて、自らをゲイまたはレズビアンであると信じている者に対しての矯正措置を示唆した。大統領自身の子供がゲイであったならば、大統領はどのように対応するであろうかと尋ねられた時に、彼は、「適切な教育が提供されなければならない」と答えた。アハマディネジャドはまた、「あるグループが不快な行動または醜い行為を合法であると認識するからといって、あなたは、他の国または他のグループがそれに同じ認識を与えることを期待してはならない」と述べ、文化相対主義としての同性愛を退けた。」 [99d]

21.46 2013 年 4 月 19 日に刊行された米国国務省の 2012 年人権慣行に関するカントリーレ

256 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



ポート、イラン (USSD レポート 2012) は、「政府は LGBT 問題に関連したすべての資料を  
検閲した」と述べている。[4a] (セクション 6)

21.47 2013 年 3 月 14 日に、ガーディアン (the Guardian) のジャーナリストは以下のよう  
に報告している。

「国連特別報告者が、イランのゲイ、レズビアン、バイセクシャル、およびトランスジェ  
ンダー・コミュニティに対する組織的な迫害について懸念を表明した後に、人権を保護す  
ることがその職責であるイラン当局者は同性愛を病気と評した[上の「法的権利」を参照]。」

「我々の社会において、同性愛は病気とみなされている」と、権利乱用の告発に対してイ  
スラム共和国を防御することに責任を負う司法機関であるイラン高等人権評議会の事務局  
長、Mohammad Javad Larijani は述べた。」 [16c]

## 兵役

21.48 2010 年 12 月の HRW レポートには以下の記載がある。

「兵役は、18 歳に達するすべてのイラン国民が負うべき義務である。しかし、服務規定は、  
ゲイ、トランスジェンダーのイラン人、および MSM[男と性交をする男]が軍隊で勤務する  
ことを禁止する。彼らは「行動障害」によって道徳的、性的な逸脱者と見なされるため、  
このような個人は兵役を恒久的に免除される。兵役に不適當であると分類されるために、  
男子は、一連の心理学的かつ身体的な試験を受けて、彼らがゲイであるか、トランスジェ  
ンダーであることを証明するために数多くの行政上の障壁を打破しなければならない。関  
係する長く、退屈で、時に屈辱的なプロセスにもかかわらず、数百人の個人が、兵役を回  
避するために免除を求めることを選択する。」 [8m] (p23-24)

この HRW レポートも免除プロセスの詳細とそれを受けた個人のケーススタディを提供す  
る。

21.49 2012 年 5 月のスモール・メディア・ファウンデーション (Small Media Foundation)  
(SMF) のレポートには以下の記載がある。

「同性愛はイスラム共和国の死刑に値する犯罪であるかもしれないが、精神病および人格  
障害としても分類される。これは、イランのゲイの男性が、彼らのセクシュアリティに基  
づいて、軍隊の免除、つまり生涯にわたる迫害におけるほんの小さな執行延期となる免除

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 257

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

を申し込む権利を持っていることを意味している。」 [108a] (p39)

21.50 SMF レポートは記入された軍隊の免除カードのサンプルも記載している。「免除の理由：医学上の理由、項 33、群 8。」 [108a] (p39) さらに、「イラン警察公式サイトにおける解説は、項 33 が「様々な精神疾患」を持つ人々のために免除を容易にするものであり、群 8 が次にに関するものであると説明している。

「性転換などの道徳的または性的な逸脱と同様に軍隊の階級と矛盾する何らかの行動を示す行動障害（神経学的および心理学的不均衡）を抱えるすべての人。」

「これらの条件に適する資格を有することを十分に証明することができるいかなる者も「兵役を恒久的に免除される」者である。」 [108a] (p41)

SMF レポートも免除プロセスに関する情報を提供している。

## 社会の扱い、態度

21.51 USSD レポート 2012 は以下の所見を示している。

「多くの個人が自身を識別するのを恐れたため、LGBT コミュニティの規模は未知であった… 同国には活動的な未登録の LGBT NGO[非政府組織]があったが、しかし、LGBT コミュニティをサポートするほとんどの活動は国外で行われた。HRW の 2010 年のレポートによれば、宗教学者、学校、およびコミュニティ年長者の嫌がらせに直面していた多くのゲイの若者を、家族もまた脅迫し、虐待した。同性間の性的行為への関与を疑われたために大学から退学させられた者もいた。 [4a] (セクション 6)

21.52 第 103 回国連人権規約委員会 (UN Human Rights Committee) (2011 年 10 月 17 日～11 月 4 日) への提出書において、IGLHRC は次のように述べている。「同性愛を性犯罪として分類し、また、道徳の退廃の例として挙げることによって、当局は国家と非国家の両方の能動者によって LGBT のイラン国民に対しての広範囲に及ぶ社会的な汚名と迫害を作り出し、永続させていた。敵意がとてつもないため、かなりの数の LGBT イラン人は、彼らの母国から移り、他の国で保護を求めることを余儀なくされている。」 [99a] (p3)

21.53 2012 年 5 月のスモール・メディア・ファウンデーション (Small Media Foundation) のレポートは、LGBT コミュニティに対するインターネットの影響を調査して、以下のよう

258 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「調査を通して、我々は、LGBTのイラン人が、彼らに最も近い者さえ信頼することが難しいと気付いていることを明らかにした。セクシュアリティがタブーである社会の中では友人と家族からの反応が予測不可能であるため、カミングアウトすることは問題が多い。我々が話をしたLGBTのイラン人は、バーチャルな世界に依存していた。彼らにとってそれは周囲の社会よりも安全に感じられるからである。しかし、LGBTのイラン人が直面する現実のリスクのいくつかはバーチャルな世界の中にも交差していた。」 [108a] (p5)

21.54 同じ情報源は次のようにも述べている。「同性愛嫌悪はイランのコミュニティにおいてオンラインでもオフラインでも流行しており、それに関しては何もなされていない。多くの場合、同性愛嫌悪は促進されるか、許されさえる。」 [108a] (p54)

LGBTコミュニティにおける個人のケーススタディについては、スモール・メディア・ファッションのレポートを直接参照のこと。

21.55 2010年12月のHRWレポートには以下の記載がある。

「他の多くの国と同様に、イランの性的マイノリティは、彼らの家族と社会全体のメンバーを含めて、個別の関係者から数々の嫌がらせ、差別、および虐待を被っている。ヒューマン・ライツ・ウォッチによって調査の間にインタビューされた個人の圧倒的多数は、家庭での虐待と無視から生じる、性的マイノリティが被っている問題の多くを維持していた。」

「しかもイランでは、国の法律が同性間の行為を有罪とし、一定の同性間の行為には死刑を課すので、性的マイノリティは特にそのような乱用に無防備である。性的マイノリティは、法律の下でもたらされる一般的な保護に便乗することを妨げられるだけでなく、彼らが万一当局に助けを求めるならば、彼らは法律に基づく告訴の可能性をも恐れなければならない。したがって、イランの法律は、被害者が自らに対する乱用を報告する能力（そして欲求）への「身も凍る効果」を作り出し、彼らを個別の関係者による嫌がらせ、虐待、恐迫、およびゆすりに対してより無防備にする。」 [8m] (p33)

21.56 2009年12月10日のゲイ・シティ・ニュース (Gay City News) の記事は以下のことを報じている。2005年に設立されたイランの人権報告者委員会 (Committee of Human Rights Reporters) (CHHR) は、

「…イランでの人権侵害に関する最も重要な消息筋のうちの1つになり、最近では、性的マイノリティの迫害に対処するためにクィア委員会を創設して、LGBTの権利闘争を公式に認めるためのイランの最初の人権組織になった。(「クィア (Queer)」は Alizadeh [IGLHRC

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 259

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

の中東および北アフリカプログラムのコーディネーター] が好む訳語であり、その他のゲイのイラン人は「異なる」という意味でゲイ、レズビアン、およびトランスの人々を包括的にとらえるペルシア語の言葉「degar-bash」を好んでいる。）」

「21歳でCHRRのクィア委員会の指導的メンバーである Hesam Misaghi は、イラン第3の都市イスファハンからの通訳者を介した電話で話しながら、ゲイ・シティ・ニュースに、この委員会は5ヶ月ほど前に設立されたと語った。CHRRによるクィア委員会の設立は、「新世代のイラン人はもはや性的マイノリティについての政権の反動的な見解に同調しないので、新しい文化的な自覚の合図である」と Misaghi は述べた。彼はこのレポーターとのインタビューに本名を名乗って勇敢に強い口調で主張した。彼は、「この新しい態度を持つ者の重要な一部が現世的である一方、クィアの権利を認めたい新世代の保守的イスラム教徒さえいる。CHRRの活動家のほとんどは20代、30代、および40代であり、そうした人の多くが人権保護活動のために治安部隊によって逮捕され、嫌がらせを受けている。」 [44a]

21.57 同じ記事の中でCHRRのクィア委員会の Hesam Misaghi も次のように述べている。

「学生運動の大多数は保守的なイスラム教徒によって支配されている。彼らは、現在の政権を批判することさえあるが、イスラム共和国を弁護し、イスラム共和国における同性愛のタブー的性質により、クィアの権利に同情的ではない。左翼の学生グループは、もっとクィアの闘争をサポートしたがっている。しかし、これはゼロ寛容政権であり、そのイスラム教徒イデオロギーを共有する学生批判者でさえ逮捕と迫害を受ける。」 [44a]

「学生運動家」も参照。

21.58 しかし、2010年12月のレポートにおいて、HRWは、2009年12月の「ゲイ指向の米国出版物」との Hesam Misaghi のインタビュー [上を参照] を受けて、以下のように報告している。

「数日以内に、情報省は Misaghi と彼の CHRR の同僚の何人かを召喚した。Misaghi は召喚状を無視し、隠れることに決めた。彼は結局イランから逃げて、トルコで亡命者としての身分を求めた。」

「後に、2010年の夏にヒューマン・ライツ・ウォッチに宛てられた手紙の中で、Misaghi は、信頼できる情報筋から得た情報として、情報省が彼と彼の同僚の何人かを逮捕する計画を立てていたと説明した。彼はヒューマン・ライツ・ウォッチに、当局が彼と CHRR の他のメンバーの両者を、一つには性的マイノリティの問題を取り上げるという彼の組織の

260 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

決定を理由に、法律の最大の範囲まで起訴することを恐れていたと語った。」

「同国の人権組織として存続している数少ない組織の 1 つである CHRR は、今年早くに政府によって事実上閉鎖された。そのメンバーのすべては現在刑務所にいるかまたは亡命している。」 [8m] (p89)

## レズビアン

21.59 第 103 回国連人権規約委員会 (UN Human Rights Committee) (2011 年 10 月 17 日～11 月 4 日)への提出書において、IGLHRC は、レズビアンおよび女性と性交をする女性(WSW)に関する状況についてコメントしながら、次のように述べている。

「レズビアンと WSW が経験した人権侵害の関連書類はあきれるほどわずかしかない。家長政治と同性愛嫌悪との交差は、高い水準の脆弱性と不可視性を生み出すレズビアンにとって危険な交差である。例えば、レズビアンは、行動の自由の完全な権利を享受することがあまりできそうにはないので、ゲイの男性よりも恣意的な逮捕を受けそうには見えないものの、彼女らが必然的により安全であるとか、またはより十分な人生を導くなどと推論することは間違いであろう。異性愛者の女性の人生を取り囲むすべての生き方において、したがって、また、レズビアンの人生も取り囲むすべての生き方において、レズビアンだけが、戦うべき同性愛嫌悪という、余計で、複雑な要素を持っている。女性の伝統的な役割についての社会的な期待と、十分な経済的および法律的独立性を許す権利を女性に授けることの国家の不履行のため、レズビアンは、彼女らの生物学的家族により依存しがちであるものと見られ、男性と結婚することをより強制されるものと見られる。こうした限界の結果は、レズビアンが人間としての尊厳と表現についての基本的な権利を許されないことを意味している。同時に、これらの障壁はレズビアンを、彼女らの意志に反して異性愛の男性との性的行為に追い込むかもしれない。家庭内暴力は、親の家かまたは嫁ぎ先の家かどうかにかかわらず、あまりにも多くの女性の人生における現実であり、ジェンダーと典型的な性行動様式を超える女性が暴力に対してより多くでないにしても等しく無防備であると仮定する理由は十分にある。」 [99a] (p4)

## トランスジェンダーの人々

21.60 2010 年 12 月に発行されたヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) (HRW) のレポート、「葬られた世代」には以下の記載がある。

「1979 年のイスラム革命に先がけて、イラン政府は一度も公式にトランスジェンダーのこの出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 261

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

人々の問題に対処したことがなかった。1979 年以降に、新しいイスラム共和国の政府は性転換者および服装倒錯者とゲイおよびレズビアン（その行為は有罪とされた）とを分類した。トランスジェンダーであるとみなされた人々は、体罰（すなわちむち打ち）と場合によってはイランの反男色法の下での死に直面した。しかし 1987 年に、アヤトラ・ホメイニ（Ayatollah Khomeini）が Maryam Khatoun Molkara に fatwa、または宗教の布告を発行して、彼女に女性として生きるための、そして男性から女性への性転換手術（SRS）を受けるための許可を与えた時に状況は変わった。彼女は 1997 年に手術を受けた。」

「一部のイスラム教徒多数派国がユニセックスの個人に SRS を許している一方で、イランも精神医と臨床医が「ジェンダー身体違和感」または「性的自己同一性障害」と呼ぶものに関して SRS を許している。2008 年までに、イランはタイを除いた世界の他のどの国家よりも多くの性転換手術を実施していた。」 [8m] (p79-80)

21.61 同じ HRW レポートは続ける。

「ある女性が「ジェンダー身体違和感」にかかっていると医学の専門家によって診断されて、SRS を受けることに合意したならば、彼女らは、実際の手術に先がけて女性の身なりをして公の場に姿を現すことを彼女らに許す地方自治体からの許可証を確保することができる。しかし、この許可なしで、異性のような身なりをする個人は服装倒錯者と見なされて、法律違反になる。」

「トランスジェンダーの個人がイランで SRS を受けたら、その人は法律上「新しい」性になる—transmen（トランスマン）の場合は男性に、transwomen（トランスウーマン）の場合は女性になる。出生証明書とパスポートなどのすべての法律書類はそれに応じてまた変更される。しかし、それらの移行を完遂した後に、多くのトランスジェンダーのイラン人は、彼らの過去についての慎重さを維持するようにアドバイスされる。これは主流のイランの社会の中でトランスジェンダーであることと SRS 経験者であることに関連したネガティブな汚名のためである。」 [8m] (p80)

21.62 ガーディアン（The Guardian）は、2009 年 9 月 11 日付のニュース記事の中でイラン初の性転換者の結婚について報じながら、「このケースは、イランの同性愛に対して抑圧的であることで悪名高い政策（それは同国の厳格な神政法典の下で違法である）の背景と対立する」と述べている。 [16e]

21.63 USSD レポート 2012 には次の記載がある。「法律はトランスジェンダーの人々を精神障害をもつと定義するけれども、政府は 450 万トマン（3,670 ドル）までの補助金と 550

262 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

万トマン (4,486 ドル) までの貸付金という形でトランスジェンダーの人々がジェンダー確認手術を受けるための財政援助を提供した。しかし、人権活動家と NGO は、一部の LGBT の人々が、法的・社会的結果を避けるためにジェンダー確認手術を受けるようにアドバイスされたと報告した。」 [4a] (セクション 6)

21.64 HRW による 2009 年 6 月 11 日付のレポート、「つかず、離れず (Together, Apart)」は、イランはジェンダー確認手術とほぼ 20 年間の身分証明の変更を許可しているものの、「警察は医療証明書を持っている場合でさえ、トランスジェンダーの人々を逮捕して拷問している」と伝えている。」 [81] (p18)

21.65 2010 年 12 月の HRW レポートは次のように述べている。「トランスジェンダー／性転換者のイラン人、特にトランスウーマンは、彼らがより容易に識別可能なので、より治安部隊によって標的とされて、犠牲にされそうであることを調査は示唆する。」 [8m] (p83) さらに、「トランスジェンダーのイラン人に与えられた「宿泊施設」にもかかわらず、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、トランスジェンダー被面接者が非常に高い割合で彼らの家族、安定雇用を保持する能力のなさ、およびジェンダーベースの暴力からの拒絶を含めて各種要因の結果としてトラウマを経験したと気付いた。」 [8m] (p82)

21.66 第 103 回国連人権規約委員会 (UN Human Rights Committee) (2011 年 10 月 17 日～11 月 4 日) への提出書において、国際ゲイ・レズビアン人権委員会 (International Gay and Lesbian Human Rights Commission) (IGLHRC) は以下のような所見を示している。

「イラン政府は、性の性再割当て手術を法的に許可し、法律の下で完全に性転換者を認知して、世界で最初のイスラム教国に含められることをまさに誇りに思っている。トランスジェンダー女性と男性にとって、これは彼らの基本的人権の重要な確約である。」

「しかし、イランには服装規定を制御している厳しい法律があり、法律を蔑視していると認められた個人は懲役によって罰せられる可能性がある。イラン当局は時に、彼らがそうであるところのものとしてトランスジェンダーの人々を認知することに失敗し、代わりに服装倒錯者または男色の法の下で彼らを逮捕する。これらの例において、イラン当局はトランスジェンダーの人々を憎悪スピーチから暴行までに及ぶ範囲の侵害に従属させるかもしれない。特に、拘置されたトランスジェンダー女性は男性のために意図されている刑務所および刑務所の設備に頻繁に押さえられるので、国の保護におけるレイプを含むトランスジェンダー女性の性的暴力は特に厳しい脅威である。」

「ジェンダー認識についての国家の見たとく確約的な政治の背後に、身体的な完全性と

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 263

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ジェンダー表現についての個人の権利を保護することよりも同性愛者に対する偏見とジェンダー二形性を守ることにに関してより多くの論理的根拠が横たわっているかもしれない。」

[99a] (p4-5)

21.67 2010年1月7日に、国際ゲイ・レズビアン人権委員会 (International Gay and Lesbian Human Rights Commission) (IGLHRC) のウェブサイトに掲載された国営のファールス通信社 (Fars News Agency) によって書かれた記事の翻訳には以下の記載がある。

「国家国民健康局 (State Agency for National Well-Being) の社会的に脆弱なグループの長は、イラン国軍がもはや (兵役義務から放たれた医療に関する有資格者である) トランスジェンダーの人々を精神に混乱をきたした人々とは分類しないと述べている。」

「[2010年]1月6日のインタビューで、Hasan Mousavi Chelk氏は次のように述べた。「これまで、トランスジェンダーの人々は「精神的に障害がある」という彼らの状況に基づいて兵役を免除されていた。しかし、彼らの解放論文の中にこの分類を含めることによって、彼らはたくさん問題に直面した。したがって、実践を終えることが決定された。」

「新しい政策は国家国民健康局とイラン国軍との間の2年間の諮問の後で成立した。新しい規則は、トランスジェンダーの人々が「ホルモンの失調した人々」または「糖尿病患者」として分類されることを可能にするであろう。」

「Chelk氏は、イランの一般大衆のほとんどが、彼が「性同一性障害を持つ人々」と評するトランスジェンダーの人々について知らされていないと述べている。彼は、イラン政府がトランスジェンダーの人々をその市民と考えて、彼らに好意的な見解を持っていると述べている。」

「Chelk氏によれば、イランには現在、4,000人の自己識別されたトランスジェンダーの人々がいる。」 [99c]

21.68 IGLHRCは上記の発表についてコメントしながら、こう述べている。「トランスジェンダーの人々を精神的に障害のある状態として分類しないという政府の決定は重要な前進である一方、政府当局が用いた言葉は両方とも残念なものであり、トランスコミュニティがイランにおいて直面している課題を示す。」 [99c]

## 22. 障害者

264 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



22.01 2013年4月19日に刊行された米国国務省の2012年人権慣行に関するカントリーレポート、イラン (USSD レポート 2012) には以下の記載がある。

「法律は一般に、政府関係者が障害によって人を差別することを禁じている。法律を施行する上での当局の有効性に関して有用な情報は何もなかった。しかし、法律は個別的関係者には適用されず、選挙法は、目が不自由で、耳が聞こえない人がイスラム諮問評議会 (Islamic Consultative Assembly) の議席をめぐる立候補することを禁じている。法律は障害者のために国が資金を拠出して職業教育を行うよう定めている一方で、国内のニュース報道によれば、職業センターは都市部に制限されており全人口のニーズを満たすことができなかった。」

「政府資金による建物を国民が利用しやすいように確保する法律があり、新しい構造物はこれらの規定の基準に適合しているようであった。また、史跡を障害者が訪れる機会を増やすための努力もあった。しかし、現在の接近可能性基準よりも以前に建てられた政府の建物はおおむね利用しづらいままであり、障害者のための総合的な建物の利用しやすさは広範囲に及ぶ問題となっている。同国の障害者による情報、教育、および地域社会活動への接近には限りがあった。」

「イラン福祉機構 (Welfare Organization of Iran) は、障害者の権利保護を担う主要な政府機関である。」 [4a] (セクション 6)

22.02 イランの障害者の状況に関するより詳細な分析については、2011年11月に発行された スティムソン・センター (Stimson Centre) によるレポート、「障害者の権利の推進：法律、政策、および弁護に関する米国・イランの対話 (Advancing the Rights of Persons with Disabilities: A US–Iran Dialogue on Law, Policy, and Advocacy)」を参照。 [101a]

「精神衛生」 のセクションも参照。

## 23. 女性

### 概観

少女に関する情報については、「児童」 のセクションを参照。

23.01 2010年3月3日に発行されたフリーダムハウス (Freedom House) (FH) によるレポート、「中東・北アフリカにおける女性の権利 2010—イラン」には以下の記載がある。

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 265

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「革命への女性の大規模な参加と、その後の女性の社会的進出と教育到達度の水準および形式の増加にもかかわらず、イスラム共和国は多くのネガティブな変化を女性の権利と個人的自由にもたらした。性の分離と強制的なベール着用、刑法と民法における差別、および個人のステータスと家族法における後退は、家父長的なジェンダー関係と文化的態度をさらに制度化した。」

「イスラム共和国の差別的な国家イデオロギーと政策は、特に都市部の、高等教育を受けた、中流家庭の女性の数の増加に関して、この国の現代の社会経済的な、そして人口統計上の現実と衝突する。[112c] (序論)

23.02 同じ情報源には以下の記載もある。

「2005年のマハムード・アハマディネジャド (Mahmoud Ahmadinejad) 大統領の選挙は強硬派に権力への回帰を示し、女性の社会的生活のほとんどすべての領域に悪影響を及ぼした。一般に人権侵害、特に女性の権利の侵害は強まり、検閲は増大した。女性用ドレス、集会の自由、社会的擁護、文化的創造性、そして学術的活動と経済活動さえもが、復活した社会・政治的制約の対象となり、イランの女性にとっての全体的な条件も損なわれることになった。女性の権利に関する法律改革の試みは妨げられており、一夫多妻制と一時的な結婚を補強しようとする提案を政府がバックアップしたことにより、広範囲にわたる女性にとって女性の権利についての懸念はより緊急性の高いものとなった。」

「同時に、成長するグローバリゼーション、新しい通信技術への関心の増大、および最近の人口上の変化は、こうしたネガティブな傾向のいくつかに対抗した。イランは急速な都市化を受けて、その人口の70パーセントを30歳未満の人が占めるようになり、このことが性的役割の変化に寄与している。これらの要因は、女性と若者による抵抗や、平等の権利に向けた彼らの集団的なキャンペーンと結びついて、聖職者やその他の支配エリート層の間にジェンダー問題についての派閥の衝突と差異を喚起した。女権運動は、それが展開していく背景にある抑圧的な条件を考慮に入れれば、適度にうまく組織化されて、驚くほど効果的なものとなる。女権擁護者は、高い水準で政策に影響を及ぼすために、変化を推進してしばしば世論にてこ入れをする一方で、政権にも挑みながら差別的な法律を取り巻く国民の議論に影響を与えている。」 [112c] (序論)

23.03 国際宗教自由に関する米国委員会 (US Commission on International Religious Freedom) (USCIRF) の2013年4月30日に発行された2013年年次レポートには次の記載がある。「シーア派イスラム教の公式的解釈の政府による強制は、イラン女性の人権に対し、宗教また

266 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

は信仰の問題における強制からの自由と同様に、行動の自由や結社の自由、また、思想、良心、および信教の自由を含めて、悪い影響を与える。」 [88a] (イラン章、p9)

23.04 2013年8月6日に閲覧した国連人口基金(United Nations Population Fund)のイラン・カントリー・プロフィール (Iran Country Profile) には以下の記載がある。

「女性の健康と教育における重要な業績にもかかわらず、MDG 3 [ミレニアム開発目標 (Millenium Development Goals) 3] および関係する国際会議とコンベンションに従ってジェンダーの公平、平等、および女性のエンパワーメントを促進することには、多くの課題がある… 女性の教育到達度において達成された重要な進歩は経済参加の増加に反映されていない。労働市場では、女性の雇用機会のニーズが増大しており、男女平等も改善されている。」 [10s]

23.05 社会制度とジェンダー指数 (Social Institutions and Gender Index) (SIGI) は経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development) (OECD) のジェンダー、制度と開発のデータベース (Gender, Institutions and Development Database) に基づいた男女平等の複合指標である。2013年8月6日に閲覧した、社会制度とジェンダー指数 (SIGI) に関する情報のウェブサイトには次の記載があった。「イラン憲法は第20条で法の前での男女の平等を要求しているものの、これは女性を従属させている差別的な民法と刑法の施行によって取り消される。イランは女性差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women) (CEDAW) について、それはイスラム法を否定するものであるとの根拠に立って、調印も批准もしていない。」 [39a] (背景)

23.06 2013年8月6日に閲覧した SIGI ウェブサイトには、さらに次の情報もあった。「イランは1つ以上の SIGI 変数に関するデータが消失しているため2012年の SIGI にランク付けされていない。同国は2009年の社会制度とジェンダー指数において、102ヶ国中95位にランク付けされていた。」 [39a]

23.07 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) (AI) の2013年5月23日に発行された、2012年の出来事をカバーする「年次レポート2013」には以下の記載がある。

「女性は結婚と離婚、相続、監護権、国籍、および海外旅行に関連する法律と慣行において差別に直面していた。義務的な服装規定を破る女性は大学から排除された。一部の高等教育センターはジェンダー分離を導入したり、女性がある特定のテーマについて勉強することを制限したり、禁止したりした。」

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 267

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「差別を増大させるであろう家族保護法案については議会での審議が継続中であった。刑法の草案は、例えば、女性の証拠が男性の証拠の半分の価値しかもたないことが維持されるなど、既存の差別に対処することに失敗していた。」 [9h]

23.08 2012年8月2日のAIによる国連経済社会理事会 (United Nations Economic and Social Council) (ECOSOC) 女性の地位委員会 (Commission on the Status of Women) への提出書には以下の記載がある。

「法律に記されている差別に加えて、抑圧的な手段のカタログは、[女性の]この状況に挑み、女性が国際的に認められているすべての女性の権利を享受することができるようにキャンペーンを行う女性の権利の擁護者に対しても用いられる。これらの抑圧的な手段は、他の女性、特に彼女らの民族の起源または信仰のために、もしくは彼女らが等しく、そしてイランの国際的な人権義務に沿って扱われるべき彼女らのコミュニティの権利のいずれかを標的とされているような、民族または宗教マイノリティ出身の女性に対しても用いられる。」 [9p] (p2)

2012年8月2日の AIの提出書は、人権擁護者とイラン当局によって逮捕された民族・宗教マイノリティ出身の女性についてのケーススタディも提供する。 [9p]

23.09 世界男女格差指数 (Global Gender Gap Index) は、「…ジェンダーベースの格差の度合いと範囲を捕らえて、それらの進歩を追跡するための枠組である。」 [124a] 2012年10月に発行された世界男女格差レポート (Global Gender Gap Report) 2012は、男女の平等に関してイランを135か国中127位 (2011年の125位から後退) にランク付けした。」 [124a]

23.10 2013年6月のロウハニ大統領の選挙を受けて、RFE/RLは以下のように報告している。

「著名なイランの女権活動家と知識人のグループは、選挙運動中に性差別反対の発言をし、女性と男性が同じ権利と機会に恵まれるべきであると語った次期大統領のハッサン・ロウハニ (Hassan Rohani) への主な要求のいくつかを概説した。」

「同グループは、次期大統領が彼の選挙公約を適切に実現できるかどうかを確かめるために--女性問題省 (Women's Affairs Ministry) を設立すると約束した--新大統領を、多くのイラン国民と同様に、密接に見守ろうとしている。」

268 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「フォーカス・オン・イラニアン・ウイミン (Focus on Iranian Women) のウェブサイトにおけるレポートによれば、ロウハニの代理人のうちの 2 人が出席したテヘランでの 7 月 10 日の会合において、活動家らは彼らの要求と懸念を表明した。同グループには、変化を主張して国の圧力を受けた複数の著名人もいた。」

「参加者は、任期が終わろうとしている大統領マハムード・アハマディネジャドの下でイラン女性の状況が悪化し、控えめに遂げていた前進の一部が過去に巻き戻されてしまったと告げた。」

「活動家らは、イランの次期政府が、8 年間にわたるアハマディネジャド大統領の任期中に作り出されたすべての「障害」を取り除くべきであると述べた。」

「社会学者で大学教授の **Shahla Ezazzi** は、こうした障害が、女性の公的・社会的な生活を制限することに向けられた手段と方針を含んでいると主張した。「見たところ、[当局は、] もし男性が女性を管理したくなく、家にいるように強制したくもないのであれば、政府が父や祖父の役目を果たし、女性を管理するべきであるとの結論に至ったようだ」と彼女は述べた。」 [42f]

民族・宗教マイノリティ出身の女性に関する状況についてさらに考察するには、「民族グループ」と「宗教の自由」のセクションを参照。「女性保護団体に対する政府の抑制」と「人身売買」も参照。

## 法的権利

23.11 2010 年 3 月 3 日に発行されたフリーダムハウス (Freedom House) (FH) によるレポート、「中東・北アフリカにおける女性の権利 2010—イラン」には以下の記載がある。

「憲法とイスラム法に基礎を置く刑法と民法、特に家族と個人の地位に関するその条項は、不平等な権利によって女性を二流市民として扱い、女性の従属を公認する。女権活動家は、神権政治によって確立されたパラメータの中で成功している、広く公表された平等の権利のキャンペーンをスタートさせた。しかし、その進歩的で民主的な要素を一貫して取り消している国の神政的土台によって、全体的な法律の枠組は差別的なままである。[112c] (非差別と正義へのアクセス)

23.12 2013 年 4 月 19 日に刊行された米国国務省の 2012 年人権慣行に関するカントリーレポート、イラン (USSD レポート 2012) には以下の記載がある。

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 269

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「憲法は、イスラム教への適合性において、法律とすべての人道的、政治的、経済的、社会的、および文化的な権利の下での女性の平等な保護について規定する。しかし政府は実際には法律を施行せず、イスラム民法と刑法、特に家族および財産法を扱う節の条項は女性を差別している。差別は女性の経済的、社会的、政治的、学究的、および文化的な権利を制限した。政府の女性と家族のためセンター（Center for Women and Family）は、宗教の保守的な斜線が引かれた女性の権利についてのレポートを発行し続けており、女性の問題についての議論を家族と関連した問題に制限した。同センターは政府またはそのイスラム教解釈に反対する発想は起こさなかった。」 [4a] (セクション 6)

23.13 2012年8月28日に閲覧した、イランの原理主義に反対する女性フォーラム（Women's Forum against Fundamentalism in Iran）のウェブサイトには、2005年にまとめられた「イランにおける女性に対する公的法律（official laws against women in Iran）」の一覧が掲載されている。」 [59a]

23.14 2013年4月10日に発行された、2012年の出来事をカバーするFHレポート、「世界の自由 2013—イラン」（フリーダムハウス・レポート 2013）には次の記載がある。「女性は離婚、相続、および監護権を統制する、Sharia に基礎を置く法令の下で平等の権利を享受していないが、しかし、これらの不平等の一部には男性にとってより大きな家族および財政への義務が伴っている。」 [112f] 100万人の署名キャンペーン（別称、平等へのキャンペーン（Campaign for Equality））の創始者の一人、Shirin Ebadi による2009年10月6日付のガーディアン（Guardian）のニュース記事は、「女性も、働いて、旅行して、国を去ることへの夫の許可を必要としている」と述べている。 [16d]

イランを去る女性と児童に関する詳細については、「出入国」も参照。

23.15 イラン人権記録センター（Iran Human Rights Documentation Center）（IHRDC）による2010年8月のレポート、「イランの女権運動の沈黙（Silencing the Women's Rights Movement in Iran）」には以下の記載がある。

「イラン女性はいくらか進歩したものの、イランの法律の下ではまだ不平等に扱われる。女性は、その宗教を問わず、公共の場では hejab の服装規定に従わなければならない。法定の結婚年齢は女性が13歳、男性が15歳である。男性は4人の永久的な妻に加え、常に無限数の一時的な妻と結婚することができる。男性は離婚について絶対的な権利を有する一方で、女性は一定の条件を満たした場合にのみ離婚手続きを開始することができ、そうした条件の一部は結婚契約において同意されていなければならない。母親は子供が7歳に達

270 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

するまで親権をもつことができるが、その後は父親が自動的に親権をもつことになる。母親は再婚すれば親権を失う。親権紛争が生じた場合、法廷は子供の福祉に基づいて決定する。子供の父親が死亡した場合、父親と父方の祖父が子供に対する絶対的な監護権をもち続ける。母親には決して監護権は付与されない。民法は、イラン人の父親だけが彼らの市民権を彼らの子供に渡すことができると規定する。」 [51c] (p11)

23.16 IHRDC レポートにも次の記載がある。「女性は妻、母、姉妹、または娘として公平な相続権をもたない。妻が夫の地所についての唯一の生存者であっても、妻は地所の 4 分の 1 までしか相続してはならない。妻が唯一の生存者ではないならば、妻の相続分は地所の 8 分の 1 に制限される。」 [51c] (p11)

23.17 2010 年 3 月 3 日の FH レポートには以下の記載がある。

「イランのより広範な経済の難題と結びついた離婚、一夫多妻制、*sigheh*、および親権の喪失についての女性の広範な法律上の弱点により、これから妻になる女性とその家族は、保護手段として極めて多額の *mehriyeh*[結婚持参金]を要求するようになっている。これは結婚生活、所与の失業の増加、および住宅費についての将来の夫の不安と新たな家族を財政的に養う夫の義務に順に加わるものである。結果として、結婚年齢の遅れや不安定な結婚がこの国の社会問題に追加されている。」 [112c] (個人の自律性、安全保障および自由)

下の「Mehriyeh」および「Sigheh または臨時結婚」を参照。

23.18 2010 年 3 月 3 日に発行された女性の権利に関する FH レポートには以下の記載がある。

「個人の地位および家族法の下で女性の権利を改善することを意図した措置が数年前から制定されている。女性がよりよい結婚と離婚の条件を確保するのを助けるために、民法の第 1119 条の下で想像された婚前の「条件」が、印刷された標準的な結婚契約に追加される。同条は、女性が離婚する権利や彼女の夫の親族とは別の住居の権利などの一定の条件を要求することを可能にするイスラム的伝統を反映している。これらの規定の妥当性は将来の夫の承認を条件としているけれども、にもかかわらず重要な潜在的保護を提供する。将来の花嫁と彼女の家族は、結婚交渉の間にそれらを要求することを気まづいと感じるかもしれない。男性は、そうした要求を受け入れることを単純に断るかもしれない。さらに、多くの女性はこの分野における彼女らの法的な権利に気づいていない。これらの要因は、慣行によって提供される潜在的な保護を弱めるものであり、そのような条件が婚姻法に完全に組み込まれない限り、多くの男性は条件の提出を拒むことができるのを「特別な権利」ま

たは「特権」であると考えらるであろう。[112c] (個人の自律性、安全保障および自由)

23.19 2013年2月28日付の国連特別報告者 (Special Rapporteur) によるイラン・イスラム共和国の人権状況に関するレポートには次の記載がある。「多くのイランの法律は、女性を差別し続ける。例えば、イラン民法の第1108条は女性に夫への服従を強要する。さらに、女性はその夫または子供に国籍と市民権を移すことができない。このことは、非イラン人と結婚したイラン人女性を追放することだけでなく、アフガニスタンまたはイラクからの難民と結婚したイラン人女性の子供たち数千人を無国籍にする結果をもたらした。[10n] (p15)

23.20 2010年3月3日に発行された、女性の権利に関するフリーダムハウスのレポートには以下の記載がある。

「成人女性は一般に法廷で完全な人間とは認められない。民事訴訟 (女性の証拠は男性の証拠と同じ価値を持つ) を除いて、2人の女性の証言は1人の男性の証言と等しい。それにもかかわらず、何が容認できる証拠を構成しているかを決定することにおいて、判事は広い裁量を保持している。殺人などの重大犯罪に関係している場合に、女性の証拠は法廷では容認されない。」

「イラン社会のほとんどの部分における習慣的な慣行は、同国のわずかな低開発地域のいくつかの民族と部族共同体を除いて、しばしば法律よりも進歩的である。法律と社会との間のこのギャップのため、女権活動家は法律の改革を最優先事項としている。[112c] (非差別と正義へのアクセス)

23.21 2009年10月29日付のAI記事は次のように述べている。女性は「イランにおいて男性よりも文盲率が高く、自らが関与しなかった犯罪の供述書に署名してしまう可能性も高いため、特に不公平な裁判に対して無防備である。他の面では、女性に対する差別が、女性を姦通についての有罪判決をより受け易い立場に追いやっている。」 [9m]

23.22 2012年8月2日のアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) による国連経済社会理事会 (United Nations Economic and Social Council) (ECOSOC) の女性の地位委員会 (Commission on the Status of Women) への女性の地位に関する提出書には次の記載がある。「2010年と2011年の女性の地位委員会へのアムネスティ・インターナショナルの提出書において強調されるように、イランの女性は法律の下で広範囲に及ぶ差別に直面している。女性に対する差別を増大させるであろう家族保護法案については議会での審議が継続中である。」 [9p] (p1)

272 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



23.23 イラン人権記録センター (Iran Human Rights Documentation Center) (IHRDC)によって2013年3月8日に発行されたイラン人弁護士 Mohammad Hossein Nayyeri による分析、「男女の平等と差別： イラン人女性の場合」も家族保護法案についてのコメントを記載しており、以下のように述べている。

「2007年8月に最初に提出された、家族保護法の新しい50条法案は、2008年7月9日にIRI議会の司法法律委員会 (Judicial and Legal Commission) によって可決された。多くの女権グループによる猛烈な反対がこれまで法案の批准を阻止してきた。さらに、いくつかの段階において、そして最近では2012年6月6日に、護憲評議会 (Guardian Council) はいくつかの条項に反対し、法案をさらなる改正のため議会に差し戻した。法案とそれが立案された精神は女権グループによって批判されたものの、いくつかの具体的な条項はより多くの注意と批判を呼び寄せた。」 [51l]

結婚と一夫多妻制に関してのより物議をかもしている規定の一部を含めて、法案に関するさらなる情報については [IHRDC の分析](#) を直接参照のこと。 [51l]

[家族保護法案](#) (2011年8月に改正) のコピーは、赤で示してテキストに追加された状態で、IHRDC ウェブサイト上で見つけることができる。 [51m]

23.24 2012年8月2日付のAIによるECOSOCへの提出書には以下の記載がある。

「残念なことに、議会によって承認されたがまだ制定されていない新刑法は、例えば、女性の証言を男性の証言の半分の価値しかないと見ることによって女性を差別し続ける。投石は指定処罰から除かれたものの、それはやはり結婚外の合意による性的関係を有罪とし続けるであろう。イラン憲法の第167条が、成文化した法律が不在である事件を支配するために、イスラム法に関する知識を使うことを判事に要求する場合、投石--女性に対して差別的な影響を持っている刑罰--はいまだに科される。これらの方法で、刑法は、女性に対して差別的な影響を持ち続ける。」

「4年間にわたってイラン議会による議論の下にあったこの新刑法は、2012年1月に憲法とイスラム法との互換性について立法を審査する監督者評議会によって承認された。しかし、イラン当局は、女性に対するすべての差別的な法律を刑法から取り除く機会として審査プロセスを用いなかった。改正された刑法は、いつのことになるかはまだわからないものの、監督者評議会の承認に続き、大統領によって署名されて効力を発するであろう。 [9p] (p1)

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 273

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

新刑法の進歩に関する詳細については「[刑法](#)」も参照。

## 政治的権利

23.25 2010年3月3日に発行されたフリーダムハウス (Freedom House) (FH) によるレポート、「中東・北アフリカにおける女性の権利 2010—イラン」には以下の記載がある。

「イランの女性は投票権利をもっており、立候補することもできるけれども、主な権力機関最高指導者のオフィス、専門家会議、護憲評議会、公益判別会議、司法部門、および大統領府などの主な権力機構の中で指導的役割を保持することから除外される。これらの地位は男性に独占的に確保されている（そのほとんどはまた聖職者である）。イスラム共和国の設立後に、女性は判事として勤務することを禁止され、「イランの地方裁判所の最初の女性裁判長を務めた Shirin Ebadi を含めて」既存の女性判事は行政職の地位に降格された。2003年に起きた変化は、女性が判事の地位と法律のカウンセラーとして勤務する権利を保持することを可能にしたものの、女性が最終的な評決を下すこと、および署名することは禁止され続けている。[112c] (政治的権利および市民の声)

23.26 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「女性は政治参加に対する重要な法律的、宗教的、および文化的な障壁に直面した。護憲評議会の解釈によれば、憲法は女性と外国出身者に最高指導者または大統領に就任すること、専門家会議、護憲評議会、または公益判別会議（イスラム諮問評議会と護憲評議会を仲介することに責任を負い、最高指導者のための諮問評議会としての役目を果たす団体）の委員を務めること、および判事を務めることを禁止する。3人の女性が内閣の中で役割を果たしていた。すなわち、法務副大臣と科学技術副大臣、そして保健大臣である。全国青少年組織 (National Youth Organization) の長も女性が務めている。」 [4a] (セクション 3)

23.27 2010年3月3日に発行された女性の権利に関する FH レポートには以下の記載がある。

「女性の家庭内での義務を強調する性の分離、差別的な法律、および国策があるとはいえ、イランの女性は公共圏でかなりの、また非常に可視的な役割を果たしている。すべての利用可能な空間と法的権利を用いて、女性はフォーマルとインフォーマルの両方の政治的・市民社会的組織の中で行動主義を示した。特にこの 10 年間における女権運動の成長は、女性が高いレベルでの意思決定と政治権力に加わることを妨げるものを含めて、生活の様々

274 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

な領域で差別的な法律および方針と競合している。女性の活動は特にアハマディネジャド (Ahmadinejad) の大統領任期においていくつかの文化的な伝統と国の抑制によって制約されている。」 [112c] (政治的権利および市民の声)

また、「女性保護団体に対する政府の抑圧」に関する段落も参照。

23.28 2012年6月30日付の列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union (IPU)) によってまとめられたデータは、2012年5月に、下院 (Majlis) の290の議席のうちの9議席を女性が占めた (3.1パーセント) ことを示している。 [117a] USSD レポート 2012 は、この数字が「前回の議会よりも1議席増えた」ことを表していると述べた。 [4a] (セクション3)

23.29 2013年8月3日のイラン新大統領ハッサン・ロウハニ (Hassan Rohani) の就任を受けて、ラジオ・フリー・ヨーロッパ/ラジオ・リバティ (Radio Free Europe/Radio Liberty) は翌日のロウハニ大統領の就任式典の最中に彼が新内閣に指名された人を初公開したと報じてから、「ロウハニの次期内閣にはどの大臣のポストにも女性は一人も指名されなかった」と伝えた。 [42i] しかし、2013年8月29日に、ガーディアンは、イランがその最初の外務省スポークスウーマンを任命したと報じた。 Mohammad Javad Zarif 外務大臣は、国の外交機構のスポークスマンに Marzieh Afkham を任命したと述べたと報じられた。」 [16j] 同じガーディアンの記事は、「ハッサン・ロウハニ大統領は女性のためにより多くの機会を約束した。先週、彼は法務担当の副大統領として別の女性、Elham Aminzadeh を任命した」とも伝えている。 [16j]

## 社会的・経済的権利

23.30 USSD レポート 2012 は、「差別は、女性の経済的、社会的、政治的、学術的、および文化的権利を制限した」と述べている。 [4a] (セクション6)

## 中絶

23.31 2010年3月3日に発行された女性の権利に関する FH レポートには以下の記載がある。

「中絶は、母親の生命が脅かされていて、「イスラム法で定められているような生存のきざしによって表される」「入魂」が胎児に起きなかった場合を除いて刑法上違法のままである。母親の生命を脅かしているけれども入魂に進歩した妊娠が法律上中絶されることが可能かどうかは不明である。違法な中絶は *diyeh* または刑法の補償に関する節の下で処罰に値する

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 275

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ものの、それが入魂の後に起こるならば、あるいは *qisas* または報復を通して罰せられる。父親または父方の祖父は胎児の保護者であり、従って殺人報酬と報復を与えられる。」

「母以外の誰かが中絶を起こすならば、胎児が「人の精神」を得るまで、*diyeh* の量は胎児の成長期に依存する。その時点を過ぎると、刑法の第 487 条は、男の胎児が男性の人間の完全な *diyeh* を引き込んでおり、女の胎児がその半分の量を引き込んでいて、性別の不確かな胎児が男の場合の合計の 4 分の 3 に値していることを示す。第 623 条と第 624 条によると、医師または違法な中絶で役割を果たす他のすべての個人も、3 ヶ月以上 5 年以下の範囲に及ぶ刑期の懲役刑と *diyeh* の支払いによって罰せられる。母が彼女自身の妊娠を中絶するならば、第 489 条は、父または彼の家族に胎児のすべての *diyeh* を支払うことを彼女に要求する。 [112c] (社会的および文化的権利)

23.32 2011 年 11 月 20 日に、テヘラン・ビューロー (the Tehran Bureau) は、「厳しい法的規制にもかかわらず、中絶はテヘランで一般的である」と暴露した雑誌、*International Perspectives on Sexual and Reproductive Health* に掲載された調査結果について報じた。[118a] 同じ記事には次の記載もある。「イランにおいて中絶は、母親の生命が危険な状態にあるか、または国の法医学機構 (Legal Medical Organization) が、法律上認められたいくつかの疾患または欠陥のうちの 1 つが胎児に見られると診断した場合にのみ合法である。そのような厳しい制限は、これらの要件を満たしていない中絶を求める女性を、内々で、しばしば危険な手続を捜すことに駆り立てる。」 [118a]

「女性」、サブセクションの「保健と福祉」および「保健医療状況」も参照。

## 結婚

23.33 イラン民法の第 7 巻は結婚と離婚に関連する。[51a]

23.34 2010 年 3 月 3 日に発行されたフリーダムハウス (Freedom House) (FH) によるレポート、「中東・北アフリカにおける女性の権利 2010—イラン」には以下の記載がある。

「民法の第 1034 条によると、結婚は男性と女性の間で生じると定義されており、男性はどのような適格な女性の原告にもなりうる。女性ではなく男性が結婚を提案するべきであるという考えは法律において暗黙であり、文化的態度によって補強される。民法の第 1070 条は、結婚契約が有効であることを花嫁と新郎の両方の相互の同意に要求する。しかし、実際には、非常に若い、もしくは未亡人になった女性 (特に地方および農村地域に住む者)

276 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

は、貧困か、伝統または部族の習慣のいずれかに基づいて結婚に追い込まれる場合がある。男子も彼らの家族によって結婚に駆り立てられる場合があるものの、地方の女子はそのような習慣にはるかに影響され易い。」

「同意の法定年齢は女子が 13 歳、男子が 15 歳であるものの、父または父方の祖父の法廷への要請に基づき、より若い女子または男子の結婚のために許可証を取得することもできる。すでに低い法定の結婚年齢と結びついたこの柔軟性は、財政上の理由から、より年上の男性と結婚する若い女子の可能性を増大させる。しかし、イランのより最近の社会文化的な傾向は、そのような法律が新しい現実にはるかにおくらせていることを示す。現在、女性と男性の最初の結婚の平均年齢は、実際にはそれぞれ 24 歳と 27 歳である。[112c] (個人の自律性、安全保障および自由)

23.35 児童結婚に関して、2012 年 9 月 13 日付のイランの人権状況に関するレポートにおいて、国連特別報告者は「イラン議会の法務委員会が、13 歳未満の女子の結婚を禁止する法律が、「非イスラム的で違法」であると考えられると発表したという報告について深く懸念」していた。いくつかの統計は、2012 年 6 月と 7 月に、10 歳未満の 75 人を超える少女が、かなり年上の男性との結婚を強制されていたことを示している。このようなケースの大多数は、ホルモズガン (Hormozgan)、シスタンおよびバルチスタン (Sistan and Baluchestan) そしてフージスターン (Khuzestan) を含む南部の諸州で報告されている。[10p] (パラグラフ 73)

23.36 2010 年 3 月 3 日の FH レポートには以下の記載がある。

「女性の最初の結婚の妥当性は、女性の年齢にかかわらず、女性の父または父方の祖父の承認を条件としている。女性に父または祖父が一人もいないか、または彼らが正当な理由なしに彼女の選択を拒絶したと主張することができるならば、娘は法廷に上訴し、法廷の承認によって彼女の結婚を登録することができる。そのような制限は男性に適用されない。若い女性が親の (特に父の) 承認なしに結婚することは珍しく、概して不適當であり、それが彼女の親族と彼女をコミュニティから追放することになるかもしれない。」

「男性だけが、複数の配偶者と結婚することを許される。彼らは最高 4 人までの妻をもつことができ、無制限の回数 of 臨時結婚 (sigheh または mutá) を行うことができる。現実には、一夫多妻は日常茶飯事ではなく、ほとんどの人々は sigheh に反対する。しかし、結婚外の性的関係が刑法第 63 条の下で有罪とされるので、sigheh は、他の点では不法な性的行為に対する処罰を避けるために時に俗人や非国教徒の若者のメンバーによって利用される。」 [112c] (個人の自律性、安全保障および自由)

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 277

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

23.37 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) (AI) は 2011 年 11 月 30 日に次のように報告している。「イランの法律は現在、イスラム教徒の男性が最高 4 人までの妻を持つことを許しているけれども、最初の配偶者の許しとすべての妻を平等に扱う夫の能力を証明する裁判所命令を得てはじめて可能となる。夫の収入に完全に依存している女性の場合、その収入を 2 番目、3 番目または 4 番目の妻と共有することは、厳しい財政難を意味する可能性がある。」 [91]

23.38 USSD レポート 2012 には次の記載がある。「政府は彼らの市民権とは無関係にイスラム教徒の女性と非イスラム教徒の男性の間の結婚を認めていない。法律は、結婚することを望んでいる処女の女性または少女は、彼女が 18 歳以上であっても、彼女の父または祖父の同意もしくは法廷の許可が必要であると定めている。 [4a] (セクション 5)

下の Sigheh (臨時結婚) および上の「法的権利」も参照。

## **Sigheh (シゲー) (臨時結婚)**

23.39 2010 年 3 月 3 日に発行されたフリーダムハウス (Freedom House) (FH) による女性の権利に関するレポートの脚注 31 には次のように書かれている。「Sigheh はシーア派イスラム教内の規定でありアル期間の性的関係に、またそれによる子孫にも合法性を与えるものである。それは女性に支払われる指定された合計金額に基づいた男性と女性との間の契約である。世界のイスラム教徒の多数派 (スンニ派) と多くのシーア派信徒さえ、この慣行には賛成しない。」 [112c] (個人の自律性、安全保障および自由)

23.40 同じレポートには次の記載もある。「結婚外の性的関係が刑法第 63 条に基づき有罪とされるので、sigheh は、他の点では違法な性的行為に対する処罰を避けるために時に俗人や非国教徒の若者のメンバーによって利用される。」 [112c] (個人の自律性、安全保障および自由)

23.41 USSD レポート 2012 は次のように述べている。「法律は、4 人の妻を持つ男性と女性が結婚の条件を概説する簡単な宗教儀式と市民契約の後でイスラム教徒の男性の期間限定的な妻になることができるというシーア派の慣習に基づいて無制限数の「臨時の妻」(sigheh) を許している。臨時の妻と結果として生まれたすべての子供には伝統的な結婚に関連した権利を与えられないものの、契約は執行可能である。 [4a] (セクション 6)

23.42 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) (AI) は 2011 年 11 月 30 日に次のように報告している。

278 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「シーア派イスラム教によれば、イラン人男性は、すでにいる彼らの最初の妻に知らせずに任意の数の「臨時の妻」を得ることができる。臨時結婚の期間はあらかじめ決められており、数時間から数十年までの間にいつ終わってもかまわない。臨時妻は一般に社会的追放に直面し、彼らの子供は、そうした結婚が未登録であり、母親に父性を証明することが困難な場合があるので、教育のような社会サービスの利用において困難に直面するかもしれない。」 [9]

23.43 2010年8月のIHRDCのレポートには以下の記載がある。

「イランの臨時結婚 (siqih または nikah-i munqati') は、男性 (既婚または未婚) と未婚の女性との適法契約である。結婚時に、女性は未婚の処女であるか、離婚者か、または未亡人でなければならない。契約の中で、両当事者は関係の期間と女性に支払われるべき結婚祝い (mihriyyih) について合意する。男性は、望みのままに多くの女性と臨時結婚を通して結婚することができる。女性は一度に複数の臨時結婚に関与することができず、法律によって義務付けられた待機期間を完了する前に新たな臨時結婚を行うことができない。」 [51c] (p4, 脚注 11)

23.44 2012年6月4日に、Payvand イラン・ニュースは次のように報じている。

「「臨時結婚に関するテヘラン公式センター (Tehran Official Center for Temporary Marriage)」は、「sighe」(シーア派の教義の中では是認された一時的な結婚の取り決め) 概念を伝達するためにスタートした新しいサイトの名前である。ここ数年間に、他にも同様のサイトが数十も開設しており、そのすべてが臨時結婚と、法定許可証の取得を容易にすることを目的としている。」

「イラン民法第 1075 条は臨時結婚を是認している。臨時結婚許可証を発行するための条件は、永久的結婚に必要とされるものと同じ条件に加え、結婚期間の指定と女性に対する離婚手当としての金額の指定である。臨時結婚に対する制限も、永久的結婚の既存の制限と同じである。」

「オンライン申込用紙を登録および提出し、そのような関係の成立を容易にしたい志願者に、これらのサイトはそのメンバーについての情報を提供する。」

「これらのサイトの多くがイスラム指導省やそうしたサイトの活動を完全に合法化する他の適切な官庁に届け出られた一方で、政府当局者の中には時々こうしたサイトを批判する

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 279

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

者もいる。」 [130a]

同じ [Payvand イラン・ニュースの記事](#)は、ジャーナリストで女権活動家の [Asieh Amini](#) との臨時結婚をめぐるインタビューの抜粋文も掲載しており、さらなる情報のためにはサイトに直接アクセスするのがよい。 [130a]

23.45 2013年3月6日に、Payvand イラン・ニュースは次のように報じている。

「イラン議会は臨時結婚の登録を要求して物議をかもし家族保護法の第 22 条を可決した。しかし、同条は、臨時結婚の登録を妊娠に関係している場合のような一定の場合にだけ義務化するように改正されている。」

「どのような条件もなしで臨時結婚の登録を要求している同条は、男性の 2 番目または 3 番目の妻になる女性の権利を守ることを目的に書かれた。結婚が登録されない場合、そのような結婚によって生まれた子供は法的権利をまったくもっていない。」

「議会の文化委員会のスポークスウーマンである [Setareh Hedayatkah](#) は、臨時結婚の登録にいかなる条件もつけるべきではなく、登録は臨時結婚の当事者すべてに強制的であるべきことを提案した。「登録の不足と登録する義務の不足は人々の生活、特に女性の生活を損なうであろうし、それは無責任な男性に役立っているだけである。」

「しかし、彼女の提案は拒絶された。議会の法律司法委員会の委員である [Mohammad Dehghan](#) が、臨時結婚の主な魅力は、それが未登録であり続けることにありと述べたことによる。彼は次のように述べた。「家族問題、特に結婚は個人の生活において最も私的な問題に含まれるものであり、議員は人々の私事にそのように深く干渉してはならない。」 [130f]

## Mehriyeh (メフリエー) (婚姻の贈り物／婚姻継承財産設定)

23.46 2010年3月3日に発行された、フリーダムハウスによる女性の権利についてのレポートには以下の記載がある。

「女性の夫権に加えられる改善の多くは、結婚の間にそして離婚の際に、女性に提供される財政援助に集中している。女性には、*mehriyeh*、すなわち夫が彼の妻に支払うことを義務づけられている、結婚契約の中で指定された合計金額または金銭価値の対象についての権利がある。一般に、持参金は離婚において支払われるものであり、男性に、離婚を開始することを思いとどまらせるか、それがなければ、離婚した女性に財政援助を提供させるこ

280 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



とを意図している。民法第 336 条は、妻が彼らの結婚の間に実行した家事労働について、特にその男性が妥当な口実なしに離婚を開始するに、妻が金銭的補償を彼女の夫に要求することを可能にするために、2006 年に改正された。最終的に、離婚した女性には、彼女の jahiziyeh (彼女が結婚時に家に持って来たアイテム) を与えられる。」

「これらの規定は潜在的に女性の経済的な安全性を保護するけれども、実際には、mehriyeh または家事労働に対する補償を確保することは難しい。婚姻法におけるその他の不均衡、特に、離婚する権利がほとんど独占的に男性の側にあるという事実を考慮してみた場合、女性はしばしば、不幸な、または虐待的な結婚から彼らの自由を購入して、離婚と引き換えに彼女らの mehriyeh や他の金銭的利益を喪失する。[112c] (個人の自律性、安全保障および自由)

mehriyeh (mahriyeh または mahr と呼ばれる) に関してのより詳細な情報については、see 2013 年 3 月 8 日に発行された IHRDC レポート、「男女の平等と差別：イラン人女性の場合」を参照。[511] (セクション 2.1.4.1)

「離婚」のセクションも参照。

## 姦通

23.47 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) (AI) のウェブページ、「投石による処刑 (Execution by stoning)」(最終更新 2012 年 2 月 23 日) には以下の記載がある。

「投石は、イランの法律の下で「既婚者による姦通」について有罪宣告された男性と女性の両方に対して強制される。」

「死刑を宣告される者は多くの場合貧しいか、さもなければ、社会の周縁に位置している。死刑を宣告された者のほとんどは女性であり、それは彼女らが刑事司法制度の中で不利な立場にあり、特に結婚と離婚に関する法律において広範囲にわたる差別に直面しているという簡単な理由による。しかし、近年、女性よりも多くの男性が、死ぬまで投石されたことがわかっている。」 [9aa]

23.48 イランのイスラム刑法 (IPC) 第 2 巻は姦通について定義しており、姦通への関与に対する処罰に言及している (第 63 条～第 102 条)。処罰はむち打ち、投石、および一定の状況における死を含む。(イラン人権確立監視団 (Mission for Establishment of Human Rights in

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 281

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

Iran) [MEHR]) [66a]

イランでの姦通に対する処罰における詳細については、2013年3月8日に発行された IHRDC レポート、「男女の平等と差別：イラン人女性の場合」を参照。[511] (セクション 1.3)

23.49 2012年5月21日から25日にかけて開催された経済的、社会的および文化的権利委員会会期前作業部会 (Committee on Economic, Social and Cultural Rights working group) に提出された子どものあらゆる体罰に終止符を・グローバルイニシアチブ (Global Initiative to End all Corporal Punishment of Children) による報告資料には次の記載がある。「刑法は、姦通の場合にむち打ちがどのように実施されるべきかを規定する—男性には、裸の体に対して「厳しく」、ただし両手と顔は除いて、立った状態で行われる。女性には、座ったまま、体に布切れを縛りつけた状態で行われる (第 100 条)。4人以上の「信心深い人々」が立ち会わなければならない (第 101 条)。」 [13a] 同じ報告資料は、IPC の条項の下でのむち打ちの実施に関してのさらに詳しい情報も提供している。 [13a]

23.50 USSD 2012 は次のように述べている。「女性は時々、死刑判決を含めて、姦通などの犯罪に対する不釣り合いな処罰を受けた。」 [4a] (セクション 6) 同じレポートは続ける。「姦通は投石による死刑で処罰され続けた。反体制派の Melli-Mazhabi のウェブサイトにおける [2012年]11月3日の未確認報道は、司法組織の治安捜査官が、テヘランの保健医のオフィスに投石された4人の女性の遺体を移送したと主張した。このウェブサイトによれば、遺体には顔へのものも含めて、拷問、殴打、および投石を示すような可視的な傷があった。当局はこのレポートを否定したものの、4人の女性の死因として代わりの説明を何も示さなかった。彼女らは「違法な関係」と麻薬の使用に従事した罪を科せられていたという。AIによれば、少なくとも15人の女性が投石される危険のある状態にいた。」 [4a] (セクション 1a)

23.51 2012年8月に発行された HRW レポート、「抑圧の成文化：イランの新刑法の評価」は、(まだ署名によって法が成立していないものの) 改正刑法の新しい規定についてコメントしながら、以下のように述べている。

「新刑法の第 222 条～第 231 条は、一般に結婚外での男性と女性間の合意によるまたは強要された貫通的な性交と定義される zena の罪 (関与している個人の配偶者関係に依存している「姦通」または「密通」) に対処する。新刑法は投石の処罰を科すことを削除するけれども、特に禁止していない。投石は旧刑法の中の姦夫に関して明示的に確保されている。しかし、この分野において、改正は主として、彼らの既婚の配偶者以外の誰かと進んで性に従事する (すなわち姦通) すべての個人、近親相姦に従事する人々、彼らの継母と性交をする男性、および彼の配偶者関係を問わずイスラム教徒女性と性交をする非イスラム教

282 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

徒男性について死刑を義務化している旧刑法の規定をそっくりそのまま残している。判事は、成熟年齢に達していない犯罪者には矯正と社会復帰の手段だけを宣告することができる。[8j] (p2)

より多くの情報については、[HRW レポート](#)を直接参照のこと。[8j] (p24-25)

[「投石の刑」](#)、[「名誉殺人」](#)、[「判事の見識」](#)、[「刑法」](#) および [「死刑」](#) のセクションも参照。

## 離婚

23.52 [イラン民法](#)の第 7 巻は、結婚と離婚に関連している。民法の第 1133 条は、「男性は彼がそうすることを望む時はいつでも彼の妻と離婚することができる」と述べている。[51a]

23.53 第 1120 条は、「結婚は、取り消し、離婚、または臨時結婚の場合には残りの期間の棄権証書によって、解消することができる」と述べている。[51a] 民法の第 1121 条～第 1132 条は、離婚が成立しうる状況について定めている。[51a]

23.54 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「女性は、彼女の夫がその権利を与える契約に署名するか、彼の家族を養うことができな  
いか、または麻薬常用者であり、精神に異常を来たしているか、または虚弱者である場合  
にのみ、離婚する権利を有する。夫は、彼の妻と離婚するために理由を挙げることを要求  
されない。イスラム法の伝統的な解釈は共有された財産の一部と離婚手当に対する離婚し  
た女性の権利を認める。これらの法律は施行されなかった。2011 年 6 月に、最高裁判所は、  
夫が、個人的な生活扶助を支払うことを断るならば、女性は彼らの夫に対して性を保留す  
ることができる」と判決した。法律の下で、そのような手当は離婚の後だけでなく結婚の間  
にも要求することができる。ISNA [イラン学生通信 (Iranian Students News Agency)] によ  
れば、手当が支払われないならば、妻は彼女の夫への「すべての法律上、宗教上の義務を  
拒絶する」ことができる。手当が離婚の後に支払われないならば、女性は法廷で彼女の前  
の夫を訴えることができる。この判決にもかかわらず、離婚を求める女性の能力はまだ実  
際には極めて制限されている。」

「法律は離婚した女性に、7 歳までの子供の親権における優先権を提供する。離婚して再婚  
する女性は子供の親権を父親に与えなければならない。子供が 7 歳に達した後は、父親が  
子供を育てることについて不適當であると証明されない限り、親権は父に与えられる。法  
廷は訴訟事件において親権を決定する。[4a] (Section 6)

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

283

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

下の「子供の親権」を参照。

23.55 2010年3月3日のFHレポートには以下の記載がある。

「離婚の権限が主として夫にある一方で、彼は家庭裁判所を通じてその必要とされる手続をせずに彼の妻と離婚することができない。和解を確保する試みにおいて、法廷は通常カップルの親族の中から仲裁人を任命する。夫が離婚を強く主張するならば、法廷はその承認を与えるであろう。カップルが相互の合意を基にして離婚の書類を提出するならばその手続はさほど困難なものにはならないが、妻が彼女自身で離婚を申し込む場合にははるかに困難である。民法の第1130条によると、彼女は、結婚の継続が彼女を「困難で、切迫した条件」にさらすだろうということを証明するのに重荷を背負う。これらは夫の中毒、無力、姦通、放棄、および身体的な虐待を含みうる。一夫多妻は、それがカップルの結婚契約における条件に違反しない限り、離婚の理由としては挙げることができない。女性のための別のオプションは *khula* と呼ばれる離婚のタイプである。民法の第1146条によると、彼女が彼女の *mehriyeh* を喪失するか、等しい合計を彼に支払うならば、女性は、夫への彼女の嫌悪に基づいて、そのような離婚を申し立てることができる。夫が容認する時にだけ、*khula* が可能であることは注目されるべきである。

「夫によって開始された離婚において、妻の意志にかかわらず妻に戻り、*eddeh* として知られている待ち期間(3ヶ月または3つの月経の周期)の途中で結婚を調停することは彼の特権である。離婚した妻は結果として、離婚する意思が述べられた後に3ヶ月の間にわたって夫の住居にとどまる必要がある」 [112c] (個人の自律性、安全保障、および自由)

23.56 ニューヨークタイムズは2010年12月6日に次のように報じている。

「離婚はイランで急増している。公式な数値によると、10年間に、数は毎年増え、2000年の約50,000人から2010年には150,000人よりもう少し多くまでおおまかに三倍になった。全国的に見て、7回の結婚ごとに1回の割合で離婚が生じている。政府は、テヘランの比率は3.76回の結婚ごとに1回の離婚であると報告した。

「離婚率の変化が顕著な一方、その背後の主要な力はよりいっそう驚くべきである。すなわち、望まれない結婚を免れるためにイランの法律制度も操作するイラン女性の増大する自発性。」 [77a]

## 子供の親権

284 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

23.57 2010年3月3日に発行されたフリーダムハウス (Freedom House) (FH) による女性の権利に関するレポートには以下の記載がある。

「離婚後、女性の子供の親権は子供の年齢に基づいて法律によって決定される。民法第 1169 条は元来、男子が 2 歳になるまで、また、女子が 7 歳になるまで、子供についての主な親権を女性に付与していたが、後に、男子の年齢も 7 歳までに変更された。子供が所定の年齢に達した後は親権は父親に移るが、ただし父親の精神異常または他の失格要因が法廷で証明されないことを条件とする。第 1170 条によれば、「母親の親権保有期間に母親が精神に異常を来たすか、または別の男性と結婚するならば」、母親は幼児に対する親権を奪われる。第 1174 条は子供の子親権を持たない親の子供との接触を保証している。」 [112c] (個人の自律性、安全保障および自由)

23.58 UNHCR (国連難民高等弁務官) は、2005 年 8 月の「2005 年 4 月のイラン・カントリーレポートについてのコメント (Comments on the Iran Country Report of April 2005)」の中で、親権と監護権との間の相違に関して以下のように論じている。

「イラン民法は親権と監護権を区別する。子供の親権が母親にある時でさえ、「自然な」監護権は父親 (または父方の祖父) に存続している。したがって、子供が母親の親権の下にあっても、母親は子供の父親の許可なしにイラン国外へ旅行することできない。(ACCORD、イラン・カントリーレポート: 第 7 回ヨーロッパ出身国情報セミナー、2001 年 6 月) [3h] (p5)

23.59 2006 年 1 月 27 日の国連特別報告者 (UN Special Rapporteur) のレポートには以下の記載がある。

「親権法は女性よりも男性を優先する。原則として、物理的な親権(hezanat)と子供の法的監護権(velayat)はともに父親に属している。一定の状況において、女性は物理的な親権を付与される一方で、子供の幸福に関する決定への権限を含む法的監護権は父親にほとんど独占的に付与される。最近まで、離婚後の物理的な親権は、女子については 7 歳まで、男子については 2 歳まで母親に付与されていた。2003 年に、男女両方の子供が 7 歳まで母とともに残ることを可能にするために法律が変更されており、親権はその後父親に、または父親が不在であるか無資格者ならば、父親の家族の中の別の男性に自動的に譲渡される。母親が再婚すれば、その時物理的な親権は父親に移る。頻繁に暴力を受けている女性は、子供を失うリスクを負いたがらず、そのような可能性に直面すると、女性はしばしば、暴力的なパートナーとの関係にとどまるしかないと考える。」 [10ad] (p14)

23.60 イラン人権記録センター (Iran Human Rights Documentation Center) (IHRDC) の 2010 年 8 月に発行されたレポート、「イランの女権運動の沈黙 (Silencing the Women's Rights Movement in Iran)」には以下の記載がある。

「母は子供が 7 歳に達するまで子供の親権を保持することができ、その後は父親が自動的に親権を保持する。母親が再婚すれば、母親の親権は退けられる。親権紛争が生じた場合、法廷は子供の福祉に基づいて決定を下す。子供の父親が死亡した場合、父親と父方の祖父は子供についての絶対的な監護権を保持し続ける。母親には決して監護権を付与することはできない。」 [51c] (p11)

子供の親権および監護権に関してのさらなる情報については、2013 年 3 月 8 日に発行された IHRDC レポート「男女の平等と差別：イラン女性の場合」を参照。[51](セクション 2.3)

## 服装規定および性差別

23.61 2010 年 3 月 3 日に発行されたフリーダムハウス (Freedom House) (FH) によるレポート、「中東・北アフリカにおける女性の権利 2010—イラン」には以下の記載がある。

「イスラム共和国は、その形成における数年間に、この国の文化的なアイデンティティの証明として意図的に性の分離とヒジャーブ (hijab : ベール) の着用義務を提案した。しかし、イスラムヒジャーブの意味と範囲についてウラマー [ulema : イスラム教学者] の間で合意を見たことはいまだかつて一度もない。ヒジャーブの着用はコーランの下での義務ではないと考える者もいる。保守的な聖職者と当局はチャドル (chador : 外出着の上からすっぽりとかぶる黒いマント) を最も望ましいヒジャーブとみなしており、この衣装をまとうことがイスラムの義務であると考えている者もいる。しかし、より制限的ではないマント rusary (長いオーバー、ズボン、そしてヘッドスカーフ) がますます容認されるようになっており、チャドルを身にまとう女性の数は減少してきている。主要な都市の多くの女性はマント rusary の鈍い色と形をカラフルでスタイリッシュなファッションに変えており、ともすれば処罰の対象となるおそれがあるものの、化粧品を使用する者も数多くいる。 [112c] (社会的および文化的権利)

23.62 2010 年 3 月 3 日の女性の権利に関する FH レポートにも以下の記載がある。

「女性の頭部と体の覆いは刑法第 638 条の下で義務とされている。同条では、hijab shar'ee (Sharia に基づくベール) に従わない者は 10 日以上 2 ヶ月以下の懲役、または 50,000 リアルから 500,000 リアル (5 米ドルから 50 米ドル) の間の罰金に処すると規定されている。法

286 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

律は、違反を構成するものについての特定性を欠いているものの、実際には、女性は以下のすべてについて罰せられる。すなわち、毛髪の一部の露出、化粧品の使用、サングラスの着用、体にぴったりしたまたは短いマント（コートまたはガウン）の着用、手首または足首の肌の露出、首筋の露出、およびズボンの上（下ではなく）のブーツの着用。女性の衣服を監視し、規制することは国家の特権であるため、どの私的な原告も告訴には必要とされない。」

「より厳しい強制は近年恣意的な逮捕と拘留の数を増大させた… 2006 年以来、男性と女性の監視官は、謙虚さの不十分な衣類または「悪いヒジャーブ」を着用していた数千人の女性と何人かの若者を立ち止まらせ、口頭で叱り、身体的に攻撃し、逮捕するか、または一時的に拘留してきた。」 [112c] (非差別と正義へのアクセス)

23.63 フリーダムハウス・レポート 2013 には次の記載がある。「女性は厳密な服装規定に対応しなければならず、一部の公共の場で男性から分離される。慎みのない服装をしているとみなされた女性に対する取り締まりが近年あった。」 [112f] アムネスティ・インターナショナルは 2012 年 2 月のレポートで次のように述べている。

「当局は近年、純潔と謙虚さの文化を促進するために 2005 年の法律を実施するよう努めている。これにより、一部の大学では、服装規定に従わない学生を、学業の完遂を禁止するといつて脅迫するまでに至っている。しかし、服装規定はまだ一度も完全に定義されたことはなく、多くの女性が伝統的な形式の服装を身につけている一方で、その他は、また別の方法でこの規定を解釈することを選択している。このような者らは、特に 2005 年以来増えた夏季の取り締まりの間に、警察や、Basij 民兵組織を含む他の治安部隊から嫌がらせを受けるような危険な状態に身を置いている。」 [9x] (p15)

23.64 2011 年 9 月 23 日の国連特別報告者によるイラン・イスラム共和国の人権状況についてのレポートには以下の記載がある。

「…服装に関する道德規定の厳密な実施と不適切なベールを有罪とする試みは、公共的で社会的な活躍の場への女性の参加を制限した。被害者が身体的完全性に違反したせいで攻撃者の暴力を招いたのだと言って被害者を非難するような、当局によって出された声明は等しくやっかいである。こうした声明には、2011 年 6 月にイスファハンで最近起こった攻撃の原因として女性の服装を挙げている政府当局のレポートも含まれる。この時には 14 人の女性が私的なパーティーに参加している最中に拉致されて輪姦された。政府声明は、女性の服装が、彼女らに対して行われた暴力の発生源であり、犯人を裁判にかけることにおける行動の不足に対する論理的根拠であったと断言した。」 [10e] (パラグラフ 56)

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 287

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

23.65 USSD レポート 2012 は、「刑法は、適切な頭部のスカーフ(ヒジャーブ)を着用せずに人前に入る女性はむち打ちを宣告されて、罰金を科されることがあると規定する。しかし、「適切なヒジャーブ」または処罰についての明快な法律の定義がない時、女性は規律部隊または判事の意見に左右された」と述べている。[4a] (セクション 6)

23.66 2012 年 4 月の国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) (FIDH) と人権擁護のためのイラン同盟 (Iranian League for the Defence of Human Rights) (LDDHI) による国連経済的、社会的及び文化的権利委員会 (UN Committee on Economic, Social and Cultural Rights) (CESCR) への提出書には以下の記載がある。

「警察や他の治安部隊によって強要されている「ヒジャーブと efaf」として知られる服装規定を女性に強制する計画は、女性に対する暴力の使用と結びついている。警視が暴力の使用を否定したのに対して、インターネットに投稿されたビデオクリップはそれと反対の証拠を提供する。また、寮からの排除を含めて、「適切な」服装規定に従うことを怠った女子大学生に対する懲戒処分と身体的な暴力についての報告があった。」[56a]

23.67 USSD レポート 2012 も次のように述べている。「政府は、治療中の患者を含めて、ほとんどの公共的空間においてジェンダーの分離を強制し、女性が未婚男性や女性と親戚関係にない男性と公然と交際することを禁止した。女性は公営バスの中では確保された一画に乗り、公共の建物、大学、および空港などでは別々の入口から中に入らなければならない。」[4a] (セクション 6)

分離に関するさらなる情報については、「女性：保健と福祉」と「教育」も参照。

## 職場の女性

23.68 世界銀行 (World Bank) のイランに関するカントリー・ブリーフィング (Country Brief on Iran) (2012 年 4 月更新) には、「イランの女性は市場参加と雇用率では制限され続けているものの、経済においてますます重要な役割を果たすようになっている」との記載がある。[36a]

23.69 2010 年 3 月 3 日の女性の権利に関する FH レポートには以下の記載がある。

「1991 年労働法の第 38 条は、同一労働同一賃金を義務とし、賃金の決定において性に基づいた差別を禁止している。しかし、この要件はいつも強制されるわけではなく、女性労働

288 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



者は男性と同じ退職と家族の手当を受け取らない。労働法の第 75 条によると、女性は危険な仕事と危険な労働条件から排除される(その定義は労働・社会政策省によって定められる)。この法律は、妻が家族の利益あるいは夫または妻の尊厳と互換性がない雇用に従事することを防止する夫の権利によって補強される。」 [112c] (経済的権利および機会均等)

23.70 2013 年 6 月に発行された国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) (FIDH) および人権擁護のためのイラン同盟 (Iranian League for the Defence of Human Rights) (LDDHI) によるレポート、「イラン：貧困の増加と労働者の権利の減退」には以下の記載がある。

「夫に、雇用に従事することを彼らの妻に禁止するための権限を与える民法典の第 1117 条は別として、女性の雇用に特に調節している法律がある。これらの法律と規則のすべては、基本的に、母および妻としての女性の役割を強調し、促進することに焦点を合わせており、女性の社会的な役割を軽くみている。こうした法律や規則は、出産における男性と女性の身体的かつ具体的な違いを過度に強調し、女性を家に引き留めようとする努力の中で、経済的および社会的な生活への女性の参加を促進し、削減する誘因を提供する。」 [56h] (p21)

女性の雇用に規定する法律に関するより詳しい情報については、[FIDH/LDDHI レポート](#)を直接参照のこと。 [56h] (p21)

23.71 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「社会的および法的制約は女性の専門的機会を制限する。女性は立法機関、市議会、警察、そして消防士などの多くの分野に姿を表すようになってきているものの、女性が家の外で働くには、まず彼女の夫の同意を求めなければならない。大学における女性の高い比率にもかかわらず、女性の失業率は男性の約 2 倍にのぼる。世界経済フォーラム (World Economic Forum) の 2012 年版世界のジェンダー・ギャップについてのレポート (Report on the Global Gender Gap) によれば、労働力における平均的な女性の収入は平均的な男性よりも 4.5 倍少なく、女性は労働力全体の 20 パーセント未満しか構成していない。女性は、多くの高い政治的地位で、または、判決を下す権限のない諮問判事や調査判事を除いて、判事として勤務することができない。」 [4a] (セクション 6)

23.72 2013 年 2 月 28 日付の国連特別報告者 (Special Rapporteur) によるイラン・イスラム共和国の人権状況に関するレポートには以下の記載がある。

「イラン女性の学業成績は彼女らの現在の経済状態にまだ反映されていない。統計は、労

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 289

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

働市場への参加に重要なジェンダー格差が存続していることを証明しており、上級管理職で見ると、女性はいまだにわずかな割合を占めるだけである。世界の労働力における 52% と比べて、労働市場で活躍しているイラン女性はわずか 32%にとどまっており、それに引きかえ男性は 73%にのぼると報告された。」 [10n] (p15)

23.73 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) の施行に関するイランについての第 2 回定期報告の検討に続いて、2013 年 5 月 17 日に発行された経済的、社会的および文化的権利委員会 (Committee on Economic, Social and Cultural Rights) (CESCR) の総括所見には以下の記載がある。

「委員会は、労働力における女性の参加率が低く、さらに低下傾向にあることを懸念する。委員会は、公共部門の中で意志決定のできる立場にいる女性の数が少ないこと、また、女性が法廷を統轄する判事のポストなどの一定の公式的地位から除外されていることを懸念する。委員会は、家族保護法が、裁判所命令の受領に基づいて他の配偶者が配偶者の就職を妨げる可能性について規定している (第 3 条) ことも懸念する。 [10I] (パラグラフ 10)

## 教育

23.74 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「女性は第一級の先進的教育を利用でき、大学生の約 65 パーセントは女性である一方で、国連統計によると、同国の女性の 5 人に 1 人は読み書きができなかった。割当てや他の制限は、修士号と博士課程だけでなく医学やエンジニアリングなどの一定の分野への女性の大学入学を制限した。」 [4a] (セクション 6)

23.75 2012 年 8 月 22 日の国連事務総長のレポートには以下の記載がある。

「当局は大学や他の高等教育機関での包括的なジェンダー分離に取り組んでいる。2011 年 9 月に、科学技術大臣は文化革命最高評議会の決定に基づいた包括的なジェンダー分離計画を明らかにした。計画は、公共の場での全体的なジェンダー分離を迫っていた聖職者たちから支持された。2011 年 9 月以来、いくつかの大学は、ジェンダー分離を実施する認可を受けた。当局は女子学生に、出身地で学業に就くことを奨励し、それ以外の場所で学業に就くことを望む場合は父親または夫からの認可を得る必要があることにした。女性の高等教育への就学は大学の割当てシステムによってさらに短縮される。大学入試のためのガイドラインは、現在の学年度 (2011 年～2012 年度) における一定の公立工科大学への男子と

290 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

女子の入学許可の割当てを規定する。それらの制限に基づいて、入学を許可された学生の 32 パーセント未満が女性であったと推定された。2007 年～2008 年度におけるその割合は 45 パーセントであった。」 [10ac] (p7)

23.76 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) による女性の地位委員会 (Commission on the Status of Women) への 2012 年 8 月 2 日の提出書には、以下の記載がある。

「レポートは、2011 年～2012 年度の学年の開始時に、イランのいくつかの大学が、すでにジェンダー分離を実施しはじめていたことを示している。テヘランの科学文化大学(USC)では、男子学生と女子学生の入口が分離された。USC の女子学生は、大学への入構許可が与えられる前にボディチェックを受けたということである。調査の建前の目的は、女子学生らがイスラムの服装に対応しているかどうかを確認するために衣服と化粧の有無を検査することであったが、男子学生は同様の検査を受ける必要はなかった。検査を受けた多くの女子学生は、学生 ID カード、現在の出生証明書、または運転免許証を提示するように要求された。学生 ID を携帯していなかった学生は、授業に出席することを許されなかった。2012 年 3 月の初頭に、テヘランにあるイラン科学技術大学で、10 人を超える女子学生が「イスラム服装規定遵守の不履行」のため停学処分になったと報告された。」 [9p] (p2)

23.77 2013 年 2 月 28 日の国連特別報告者 (Special Rapporteur) によるレポートには以下の記載がある。

「2012 年 6 月に、科学技術省は、全国で大学入学試験を受ける女性が全国の 36 公立大学における 77 の研究分野に登録することを禁止すると発表した。イランの公立大学で 2012 年～2013 年の学年度に提供されていた数百のコースへの女性の登録は、石油エンジニアリング、データ管理、通信、救急医療技術、機械工学、法律、政治学、政策、社会科学、および宗教研究に関するコースを含めて、大幅に制限されると報告された。

「さらに、男性または女性の受験者のいずれかの受験を完全に禁止する代わりに、ジェンダー分離を強制する政策として、学期を交替制にする、「単一ジェンダー」大学専攻を提供する。説明を要求していたイランの議院法学者からの批判に応じて、科学・高等教育大臣は、学位の 90%がまだ男女双方に開き続けており、どちらか一方の性のためのコースは「バランス」を作成するために必要で、「いくつかの分野は女性の性質にあまり適当ではない」と答えた。ICESCR とイラン憲法の下でのイランの国際的な義務を考慮して、特別報告者は、差別的であるかもしれない政策を精査し、それが女性の教育において達成された進歩を妨げないよう政府に勧告する。」 [10] (p14)

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 291

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「児童」、「教育」も参照。

## 女性に対する暴力

23.78 2010年3月3日に発行されたフリーダムハウス（Freedom House）（FH）によるレポート、「中東・北アフリカにおける女性の権利 2010－イラン」には以下の記載がある。

「1997年から2005年まで続いた改革時代に、メディアは、イラン全国での女性に対する様々な形の暴力を明らかにした調査報告を実施することができた。しかし、近年ではメディアへの制約が強まり、報道はもっと制限されている。散在するレポートは様々な地域で進行中の「名誉殺人」と女性の連続殺人を示唆している。Abadan、Karaj、Varamin、および Gilan で報告された4件の連続殺人事件で2008年の間におよそ50人の女性が殺害された。ある報告によると、国営新聞「イラン」でさえ、これらの殺人と関連した情報を公開することを控えるように強いられたという。[112c] (個人の自律性、安全保障、および自由)

23.79 2009年5月22日に発行されたノルウェー母国情報センター（Norwegian Country of Origin Information Centre）（Landinfo）によるレポートには以下の記載がある。

「家庭内での問題と暴力を私的な家庭内の事案とみなすイスラム教文化の伝統は、一般的であるとともに広範囲に及ぶ問題でもある。これはイランの文化と社会においても事実である。宗教的な、そして社会文化的な状況は、多くの女子と女性が、一家の外部からまたは本来の選択肢としての当局から助けを得るオプションを当てにできないことを意味している。家族との強いつながりに結びついた法的権利の欠如の自覚、社会的な恥辱に対する恐怖、そして非難、脅迫、および財政的依存のために、多くの少女と女性が、彼らの家族の希望に従い、不幸な結婚にとどまるか、自殺を願望せざるを得ないような状況に導かれている。」 [33b] (p9)

23.80 2006年1月27日付のイランに対する事実認定調査のレポートにおいて、国連特別報告者は女性に対する暴力について次のように述べている。

「イラン女性に対する暴力は男女の不平等において植えつけられており、次の2つの要因によって支持され、永続している。(a) 男性支配の観念に基づいた家父長的な価値観と態度、および (b) イスラム原理のジェンダー偏向的、強硬な解釈に基づいて国家により促進された制度的構造。前者が一般的で、歴史的に定着した現象である一方、後者はイランにこだわっていて、同国で流行しているジェンダー政治と政策に定着している。しかし、両方の

292 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

要因は、ともに男性権限委譲的な法律と習慣によって男性支配化した社会を表象している。この国のジェンダー・ダイアログについての公式なイデオロギーの土台が、イスラム共和国の女性は名誉と当然与えられるべき威厳に起因しているという前提の上に成立している一方、まさしくそのイデオロギーは、従属させている女性を合理化するのに役立ち、彼女らを差別し、彼女らを暴力に服従させている。さらに、このようなイデオロギーは、反抗の声を沈黙させて、服従を強制することに役立っている。」

「支配層の聖職者は、彼らの、制度上の構造だけでなく態度としての構造も形成する法典の読み込みにおいて、保守的で、ジェンダー偏向的な解釈に陥る傾向にあった。」

「これは強硬論者と改革主義者との政治的舞台上においてあつれきを招く討論の発生源になっている。第 6 回 Majlis はイランのジェンダー改革を目指す政治的な発信にとつての分岐点であったと言われている。このプロセスの内部で…法律と司法行政にある種のポジティブな変化が生じた。しかし、公的領域と同様に私的領域においても暴力に対する女性の脆弱性を促すジェンダー偏向的な規定と慣行はいまだに規範となっている。」 [10ad] (p10)

23.81 2010年3月3日の女性の権利に関する FH レポートには以下の記載がある。

「ある種の法律と文化的習慣は女性に対する暴力を増長する。一夫多妻制や臨時結婚は、家庭内暴力の可能性を増大させて、配偶者の関係を不安定にする。さらに、レイプは特異な違反として有罪とされない。代わりに、それは男性と女性との「互いに禁じられる」性行為として、刑法第 63 条の姦通の定義に入る。レイプの被害者は、彼女が強制の下で姦通を犯したと断言し、処罰を免れることができるけれども、判事はしばしば服装をレイプの「原因」としてとらえ—犯人の侵略というよりも—女性の挙動に目を向けるので、この権利は立証しづらい。夫の性的欲求を満足させることが妻の義務と考えられているため、配偶者によるレイプは犯罪とはみなされない。 [112c] (個人の自律性、安全保障および自由)

23.82 有罪判決の前のレイプ事件の証人に関する厳格な要件について、国連特別報告者による 2006 年 1 月 27 日付のレポートには次のように記されている。「女性に対するほとんどの暴力が私的領域の中で起こると仮定すると、女性が暴力行為にそのような目撃者を提供することは極めて難しい。被告が無罪になるならば、被害者の方が誣告(qazf)または不純異性交遊(zina)についての罪を科されて、有罪宣告されるリスクがある。」 [10ad] (p16)

23.83 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「レイプは違法であり、処刑を含む厳しい刑罰が課せられるけれども、それは問題であり

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 293

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

続けて、政府は法律を効果的に執行しなかった。拘留中の個人を政府軍が強姦しているとの報告があった… 夫婦間のセックスは、定義によって合意であると考えられており、したがって、配偶者によるレイプは強要された結婚の場合も含めて対処されない。」

「法執行部隊 (Law Enforcement Forces) 司令官の Esma'il Ahmadi-Moghaddam によると、2011 年 3 月から 2012 年 3 月までの間に 900 件のレイプが報告された。レイプ事件は、報復または被害者に対する社会的な汚名の可能性から、結果として報告されない事件であるため文書化しづらかった。ほとんどのレイプ被害者は、同伴者のいない状態での、猥褻な、または不道徳な行動である一方、無関係な男性の存在によって姦通で告発される可能性があることから、強姦されたがために処罰されること恐れていたため、犯罪を当局に報告しなかった。被害者はまた、排斥などの社会的報復を恐れていた。刑法によると、レイプは死罪であり、有罪判決のためには 4 人のイスラム教徒男性または 3 人の男性と 2 人の女性の組み合わせがレイプを目撃していることを要求される。厳格な証人要件は、報告されたレイプ件数が比較的少ないことの理由となる可能性がある。レイプを誣告していると認められた女性または男性は 80 回のむち打ち刑に処される。」 [4a] (セクション 6)

23.84 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「法律は家庭内暴力を特に禁止していない。政府機関である国勢調査局は、国際機関が同国の家庭内暴力について調査することを許さず、同調査局自体も一度も女性に対する暴力の調査を行ったことがない。2011 年 6 月に公開されたテヘラン大学の研究によると、イランでは女性が 9 秒ごとに 1 人の割合で身体的虐待を受けており、推定で毎年 300 万人から 400 万人の女性が彼らの夫によって殴打されていて、夫婦の半数に少なくとも 1 回の家庭内暴力の例が認められた。2011 年 11 月に、ナショナル・ソーシャル・エマージェンシー・ユニット (National Social Emergency Unit) のディレクター、Majid Arjomandi 医師は、学生協会通信社 (Pupils Association News Agency) に、彼の組織に約 8,000 件の家庭内暴力事件が報告されていると述べた。」

「家族内の虐待は私的な問題と考えられており、公然と議論されることはめったになかった。一部の非政府シェルターとホットラインが年間を通して被害者を支援している。」 [4a] (セクション 6)

23.85 2011 年 10 月 17 日から 11 月 4 日までの国連人権規約委員会 (UN Human Rights Committee) の総括所見において、同委員会は「刑法における家庭内暴力についての具体的な規定の不在、並びに調査、家庭内暴力の犯人の告訴と処罰の不足に関して懸念を表明した。同委員会は、夫が姦通の疑いで彼の妻を殺害した場合に、夫が故意の殺人に対する処

罰を免除されることについても懸念している（第2節、第26節）。」[10t] (パラグラフ 11)

23.86 2010年3月3日に発行された、女性の権利に関するFHレポートには以下の記載がある。

「イランではどの具体的な法律も家庭内暴力を有罪とせず、虐待された女性のための公的または私的なシェルターがまったく存在しない。法律の欠点、社会の態度、およびそのような虐待のまさしくその性質のため、家庭内暴力は私的な困難であり続ける。警察に向かう被害者は、未知の人物によって襲われた者と変わらない扱いを受ける。被害者は証人と医学的報告書を提出すれば、刑法の *diyeh* [*diyat*] 制度を通じて補償される可能性がある。身体傷害の被害者は刑法第273条に基づいても処罰を求めることができる。公共の場でのセクシャル・ハラスメントは刑法第619条の下で禁止されており、同条は一般に公共の場での女性または子供への言葉によるまたは身体的な嫌がらせを禁止する。この法令の下で有罪宣告されたならば、被告は2ヶ月以上6ヶ月以下の懲役刑と最高74回までのむち打ち刑に処される。」[112c] (個人の自律性、安全保障および自由)

23.87 イスラム刑法の第4巻は所与の *diyeh* (殺人報酬) の実行を殺人に対する補償と称する。第300条は次のように定める。「イスラム教徒女性の第一級または第二級殺人における殺人報酬は殺害されたイスラム教徒男性のその半分の額である。」(MEHR) [66a] これは、殺害された女性の家族に支払われる殺人報酬は男性に対して支払われる額の半分の額であるとの所見を示したUSSDレポート2012によってあらためて表明されている。」[4a] (セクション6)

23.88 家庭内虐待の被害者の保護に関して、2009年5月22日のLandinfoのレポートは以下の所見を示している。

「女性のための電話緊急相談センター／シェルターという西欧モデルはイランには存在しない。しかし、家から逃げ出した独身女性、売春婦、麻薬常用者、および子供と若者のための国家制度は存在する。このような組織は国の福祉組織によって運営されており、段階に応じて様々な品質の保護、福祉サービスと社会復帰プログラムを提供する。このような施設が常時どのくらいの数で存在するのか、およびどの地域に行けば見つけられるのかといったことは、周知のことではない。イラン当局は、一般に、イスラム法とイスラム共和国に対する批判を生み出すかもしれない社会的状況と問題についての情報を進んで国民に提供しようとはしない。」[33b] (p10)

23.89 2013年1月29日に、Shahzadnewsは以下のように報じている。

「イランではあらゆる形の暴力が増加している。これには家庭内暴力も含まれるが、そのうちの75%が社会サービスや警察のいずれにも決して報告されない。」

「高名な社会学者で Alzahra 大学学長の Afsaneh Kamali は Salamt ニュースに次のように語った。「多くの女性は毎日家庭内暴力を経験しており、人生の一部としてそれを認めて、扇動者をかばっている。そのようなケースの30%だけが報告されているが、実際には、政府が状況の改善に向けていかなる手段も導入しないため、報告するだけ無駄であるように見受けられる。」

「Kamali 博士（イラン社会学学会のメンバー）は、それほど多くの女性が家庭内で暴力の被害にあっている主な理由が女性の権利を保護するために活動する NGO の不足であると考えている。「テヘラン市長はこの種のいくつかの組織を創設したけれども、それらは十分ではない」と彼は述べた。「そして、小さな町や地方都市にはそのような NGO がまったくない。」 [93c]

## 名誉殺人

23.90 イラン人権記録センター（Iran Human Rights Document Center）が出版し、2013年3月8日に発行された、イラン人弁護士 Mohammad Hossein Nayyeri の執筆による法律注釈書、「男女不平等と差別：イラン人女性の場合」には以下の記載がある。

「名誉殺人は、家族全員に対する不名誉をもたらしたと認められた家族の一員を罰するために夫、父親、兄弟、または他の親族によって実行される殺人の行為である… 文化やその他の要因のため、女性と少女は名誉殺人の主要な犠牲者である…」

「そのような習慣の内々の性質、政府報告の不足、およびその他の要因のため、イランには名誉殺人の比率についての正確な統計がまったくない。しかし、いくつかの公式なデータがニュースにおいて時々明らかにされる。例えば、ある警視によると、ペルシア暦1387年[2008年3月20日から始まる]の最初の7ヶ月で50人の名誉殺人が実行された。さらに、Khuzestan、Kordestan、Azerbaijan、Fars、Lorestan、Eilam、および Kermanshah などの州では、こうした慣行をさらに頻繁に行う地方の部族共同体の居住圏があるため、名誉殺人の比率はイランの他の地域よりも高くなっている。Khuzestan の司法府の長、Abbas Jafari-Dolatabadi によれば、「名誉殺人はこの州の深刻な問題であり、これはこの地域では認められた習慣である。したがって、犯罪者は告訴を免れ、犠牲者の家族は犯罪者に対する不満を口にしない - または追及しない - ことが多い。」 Khuzestan 州の主都、Ahvaz では、ペルシア暦1388年（2008年/2009年）に名誉殺人によって15名の女性が殺害されたと言われる。」



「この非人道的な慣行は、第一に様々な文化的・社会的要因によって起こされる—そしてイランの法律が、名誉殺人の徹底的な実施を要求しているわけではないながらも、それについての厳しい処罰を規定していないことも怠慢である。さらに、ある特定のケースでは、名誉殺人は刑法によって許されさえする。旧刑法の第 630 条は明確に、夫が彼の妻と彼女の恋人を殺すことを、彼が *flagrante*（「現行犯で」という意味のラテン語。罪を犯している最中に犯人が捕まることを示す法律用語）で彼らを捕まえたならば可能にしていた。しかし、夫は、彼の妻が強制の下で行動したと知っているならば、夫は妻の強姦者しか殺すことはできない（第 630 条）。新しい刑法においても第 630 条は不変である一方、第 300 条には、再び、夫が *flagrante* で彼の妻と妻の恋人を殺す場合には、*qisas*（報復）からの夫の免除を強調する項が追加されている。実のところ、第 630 条は廃止されていないだけでなく、IRI はこの慣行についての国の承認を強固なものにした。」 [511] (セクション 1.4)

現行の刑法と新刑法（まだ発効していない）に関してのさらなる情報については、「刑法」のセクションを参照。

23.91 2009 年 5 月 22 日に発行されたノルウェー母国情報センター（Norwegian Country of Origin Information Centre）(Landinfo) によるレポートには、「名誉関連の暴力」と「名誉殺人」についてのイランからの情報へのアクセスは非常に制限されているとの記載もある。同レポートは続ける。

「入手可能な資料は、名誉殺人が第一にクルド族、ロリー、アラブ、バルーチ族の、そしてトルコ語を話す部族などの部族民の間で起こることを示唆する。これらのグループは、ペルシア人よりも社会的に保守的であると考えられており、態度においても慣行においても、女性に対する差別は部族文化に深く定着していると考えられる。これらのグループの大多数はスンニ派イスラム教徒であり、彼らはイランの社会経済的に最も開発の遅れた、そして地理的に最も孤立した地域に住んでいる。」 [33b] (p7)

23.92 Landinfo レポートには以下の記載がある。

「首都テヘランで実行されている名誉殺人についての情報もある。イランの関係筋によると、2008 年に大テヘランで殺された女性の大半は彼らの夫によって殺されていた。このタイプの殺人は 6 ヶ月間における大テヘランでのすべての殺害の 35 パーセントを占めた。(IHRV [イラン・ヒューマン・ライツ・ボイス (Iran Human Rights Voice) ] 2008b). 入手可能な情報に基づけば、イラン当局が積極的に名誉殺人と戦おうとすることを示唆するものは何もない… 名誉殺人によって脅迫されるか、他の形の暴力を受ける女性は彼女自身で助けを求めなければならない。彼女が直接助けを求めない限り、彼女のまわりのコミュニテ

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 297

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ィは彼女を助けてはくれないであろう。助けを求めることが可能であるかどうかは、女性がどこに住んでいるかに左右される。イランの一部の地方では、物理的・地理的条件は、実際には逃げるのが不可能なほどである。」

「女性が助けを得ることができる範囲は多くの要因に左右される。事件が何に関係するか、彼女が何才であるか、彼女はどこに住んでいるか、彼女は何を望んでいるか、および彼女はどの程度、彼女の事件を弁護し、紛争において交渉するために彼女自身の家族ネットワークの一部を動員することができるか、などである。事件の性質に応じて、彼女は例えば女性のネットワークに助けを求めることができるが、ただし、彼女が住んでいる場所にそのようなネットワークが存在し、彼女がその存在に気づいていることが条件となる。あるいは、彼女は家庭裁判所に訴訟を起こすか、問題を警察に通報することができる。彼女が警察に行くならば、暴力と脅威の範囲は、彼女が助けを受け取るかどうか、そして彼女がどんな種類の助力を申し出ようと決定するかが極めて重要になる。彼女は、実際に、暴力によって脅迫されているという証拠を見せることに責任があるが、それは場合によっては不可能かもしれない。警察または地方判事の態度は彼女に本当の保護が与えられるチャンスにとって決定的な影響を与えるかもしれない。」 [33b] (p9-10)

23.93 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「法律によれば、父親または父方の祖父が彼の子供または孫を殺しても、彼が有罪宣告されて殺人のために罰せられることはない。法律は、ある男性が彼の偽物の妻と彼女の配偶者を殺すことを、彼女が同意したと男性が確信しているならばこれを許す。姦通について有罪宣告された女性は、投石によるものを含めて、死刑を宣告される可能性がある。「名誉」によって動機づけられた殺人についての公式の報告はその年に 1 件もなかったが、人権活動家はそれが起きたと報告している。」 [4a] (セクション 6)

23.94 国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) (FIDH) の 2009 年 4 月 28 日のレポート、「イラン／死刑：国家によるテロ政策」には以下の記載がある。

「明言できるわけではないが、IPC[イラン刑法]は IPC の家父長的な規定の下ですべての殺人者を平等に扱うわけではない。「自分の子供（または孫）を殺した父親」（または父方の祖父）は、*qesas* [応報または報復の処罰] の判決を受けないが、犠牲者の遺族に *diyeh* [補償] を支払い、*ta'zir* [自由裁量の処罰] を受ける(第 220 条)。犠牲者の遺族、すなわちもし父親が殺人者であれば母親は（または、もし祖父が殺人者であれば両親は）一般に処罰の要求を差し控える。」 [56b] (p15-16)

298 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

23.95 2005年1月29日から2月6日までの本人のイラン訪問に基づいた国連特別報告者の2006年1月27日のレポートは次のように述べている。Ilam市におけるいくつかの自己犠牲の事件は、

「…暴力による女性犠牲者のための法的保護の不足、シェルターの不足、離婚（父親を擁護する親権法）を確保することの困難さ、および社会にわたって普及した性差別と結び付いていた。」

「自己犠牲の事件は、場合によっては、特にIlamおよびKhouzistan州において一般的な、名誉殺人と関連していると言われる。2003年にコンサルタントによってKhouzistan州知事に提供された統計によれば、1つの部族だけで20歳未満の女性の名誉殺人が45件発生していた。2001年には、全部で565人の女性が名誉関連の犯罪によって命を失った。そのうちの375人は、自らに火をつけることを強要された女性の自己犠牲事件として計画的に実行されたという。」 [10ad] (p11)

23.96 イランにおける自己犠牲に関してのさらなる情報については、国際火傷・トラウマジャーナル（International Journal of Burns and Trauma）による自己犠牲についての調査結果を掲載し、2012年9月15日にオンラインで公開された「イランと発展途上コミュニティにおける女性の自己犠牲の悲劇：レビュー」を参照。 [125a]

23.97 2010年11月1日に、Shahrzad ニュースは次のように報じた。「数千人のイラン人女性が毎年殺害されている。特にイランの地方新聞の家庭ニュースのページは恐ろしい殺人事件の話でいっぱいである。警察統計によると、国内でのすべての殺人の20%は名誉関連だというのが、つまりそうした殺人は宗教や文化に根差した動機によるものである」。同じ記事は、ニュースが名誉殺人についての調査を実施しようとしたところ、「主要なイランの都市の300人の被面接者のうち、ほんの25人しか意見を述べる心構えができておらず、残りの人は、事件についてどう思うかと尋ねたところ、記事にされることを拒んだうえ、「何も」と答えた」とも伝えている。 [93a]

23.98 2013年8月5日のShahrzad ニュースの別の記事は次のように伝えている。

「Kerman州司法府のスポークスマン、Ali Tavakoli は、イラン南部の都市での多くの殺人が、女性が家族の知らない男性と関係をもってしまったために、家族の者によって殺害される、いわゆる名誉殺人であると述べている。」

「こうした家族は、そのような関係を非イスラム的であるとみなす傾向があるけれども、

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 299

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

そのような反応はまったく非人道的であり、我々の宗教の教えと反対のものである」と彼は述べた… Tavakoli は、地方の精神性を変える努力をしようと、州の部族の長、宗教指導者、および文化的アドバイザーらに訴えた。」 [93b]

## 女性保護団体に対する政府の抑圧

サブセクションは「政治的所属」、「言論と報道の自由」、および「人権組織、団体および活動家」と併せて読むのが望ましい。

23.99 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) は 2010 年 3 月 6 日に次のように報告した。「30 年以上にわたって、女権運動はイランの人権と男女の平等に向けた苦闘の最前線にあった。」 [8f] フリーダムハウスの 2010 年 3 月のレポートは、近年の状況についてコメントしながら、次のような所見を示している。

「アハマディネジャド (Ahmadinejad) 政権の下で増大した抑制は、女性運動の拡大を妨げ、女性の政治的な権利と公民権を守ろうとすれば、よりいっそう大きな犠牲を払うことを活動家に強要した。それにもかかわらず、活動家らが現在享受しているジェンダー意識のレベル、女性の権利への要求の範囲、そして（国際的なレベルと国内レベルの両方での）ネットワークとリソース動員における組織的技術は、イランにおける女性運動の歴史においても前例がないほどになっている。」 [112c]

23.100 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) (AI) の 2009 年 12 月 10 日に発行されたレポート、「議論を呼ぶ選挙、複合的な抑圧 (Election contested, repression compounded)」も、女性活動家は特に 2009 年 6 月の大統領選挙への準備段階においても、そして議論を呼んだ選挙結果に続く、当局による厳しい取り締まりで標的とされた時にも、常に抗議者の中にいたと報じている。[9t] (p15 and 24) AI レポートは続ける、「女性の権利の擁護者は、特にここ数年活発となっているが、選挙の前と最中の平和的な活動に対する報復に直面したこともあった。そうした抑圧のパターンは今なお続いている。」 [9t] (p31-32)

23.101 イラン人権記録センター (Iran Human Rights Documentation Center) (IHRDC) による 2010 年 8 月のレポート、「イランの女権運動の沈黙 (Silencing the Women's Rights Movement in Iran)」には次の記載がある。2009 年 6 月の議論を呼んだ大統領選挙に続いて、

「一部のデモ活動家が最初に街頭に出た。しかし、多くの女権活動家と擁護者は市民抗議のベテランであった。これらの女性は数年間にわたって繰り返し尋問を受けて、拘留されてきた。多くの人は、草の根サポートを結集し、激しい抑圧の面前で報道機関に連絡した

300 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

経験があった。イラン政権は、このようなつながりと、これらのベテラン活動家が積み重ねてきた見識、組織的な専門知識、および、より大きな規模ではあったもののまだそれほどうまく組織されていなかった環境保護運動についての経験が示す危険性を認識していた。」

「したがって、政権は直ちに女権活動家を目標に捕らえた。政権は、国内と国外の両方の指導者を沈黙させて、積極的な活動家と比較的積極的でない活動家の両方を逮捕し、拘留することによって運動を解体しようと試みた。」

「女権活動家を沈黙させるという目標は、2009年8月の、そして活動家への取り調べの最中における一連の集団見せしめ裁判の第一回で読まれた告発文において確認された。告発文は、女権運動が「ベルベット・クーデター」におけるリーダーであったと主張した。」 [51c] (p16-17)

23.102 同じ情報源は次のように結論する。「イラン政府は、イランの法律と国際法に違反した運動を排除するために女権活動家を標的とし続ける。政府のエージェントは、活動家としての信念、組織への加入、デモへの参加、およびその他の支援運動を理由に活動家らを逮捕し、尋問し、虐待し、脅迫し、収監し続ける。活動家は、隠れることを強要され続けているか、または亡命し続けている。 [51c] (p50)

イランにおける女権運動に関するより多くの予備知識について、および2009年6月の選挙に続いて当局によって逮捕された女権活動家とその扱いに関する詳細情報については、[IHRDC レポート](#)を参照。 [51c]

23.103 2010年3月3日に発行されたフリーダムハウス (Freedom House) (FH) によるレポート、「中東・北アフリカにおける女性の権利 2010-イラン」にも次の記載がある。「女権グループの個人メンバーは国営メディアによる中傷攻撃キャンペーン、言葉による、および身体的な嫌がらせ、旅行の禁止、およびその他の形式の抑圧と同様に恣意的な逮捕と拘留を被っている。」 [112c] (非差別と正義へのアクセス)

23.104 2013年2月28日付のイラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連特別報告者のレポートには以下の記載がある。

「女権活動家は、政策や政府の措置を批判する声明を出したことに對して嫌がらせを受け続けているとの報告が寄せられている。組織的な会合は解散させられ続けている。平和的に集会を開くために必要とされる許可証の拒絶が続いている。そして、嘆き悲しむ母親た

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 301

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ち (Mourning Mothers) や 100 万人の署名キャンペーン (One Million Signatures Campaign) といった団体と関係があると推測された女性は、嫌がらせ、逮捕、および拘留に直面し続けている。女性の権利の支持者は頻繁に国家安全保障犯罪と「体制に反対する宣伝」で告発されている。」

「活動家は保護された活動のために旅行禁止やその他の形式の抑圧を受けていると伝えられており、女権活動家で「平等を求める 100 万人の署名キャンペーン」のメンバーである Maryam Behraman 女史は、「国家に反対する宣伝」の罪で最近執行猶予 8 ヶ月の実刑判決を宣告された。彼女は、「指導者とイラン・イスラム共和国の創立者への侮辱」の罪については無罪となった。Behraman 女史は、2011 年 3 月の第 55 回国連女性の地位委員会(UNCSW) に彼女が参加したことに関係があるものと思われる「国家安全保障に反対する行動」の罪で 2011 年 5 月 11 日に Shiraz で逮捕されて、Shriz の情報拘置所に 128 日間拘留された。2011 年 9 月 15 日に、彼女は 300,000 ドルの保釈金によって釈放された。Behraman 女史の弁護士は、彼女は自分の事件ファイル 8 巻分を読む機会を得て、メモを取り、3 回の比較的長い法廷の間に彼女の答弁書を提出することを許されたと語ったという。」 [10n] (p15)

23.105 2012 年 2 月に発行された AI のレポート、「「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大 (We are ordered to crush you, Expanding repression of dissent in Iran)」には以下の記載がある。

「何人かの女権活動家は平和的な活動のために、しばしば国家に対する犯罪に関連した漠然と言葉で表現された罪において、現在も拘留されているか、または服役して刑期を勤めている。その多くは、100 万の署名キャンペーン (別称、平等へのキャンペーン。法律における女性に対する差別の中止を要求し、イラン人百万人分の署名を集めることをめざして 2006 年から始まった草の根運動) に係っている。彼らの拘留、裁判、および釈放についての司法手続は尊重されていない。多くは独房監禁において、または彼らの家族や弁護士との接触を極めて制限された状態で拘束されている。虐待を受けて、治療を拒絶された者もいる。その他の者は、外国へ旅行することを禁止されている。」 [9x] (p32)

23.106 2012 年 8 月 2 日の AI による国連経済社会理事会 (United Nations Economic and Social Council) (ECOSOC) の女性の地位委員会 (Commission on the Status of Women) への提出書は、

「…彼女らの民族的起源、彼女らの信仰、表現および結社の自由の権利の平和的な行使のための平和的な人権または政治運動に対する、または、イラン当局によって容認できるとみなされるものと異なる見解を表した者との彼女らの関係に対する報復としてイランの女

302 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

性が経験した人権侵害の継続的パターンに委員会の注意を引き付けることを意図したものであった。」 [9p] (p1)

23.107 2012年8月2日の AIの提出書は、イラン当局によって逮捕および収監された10人の女権擁護者の扱いに関する詳細な情報を提供している。 [9p]

23.108 2012年6月28日に発行されたマイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (Minority Rights Group International) のレポート、「世界の少数民族と先住民の状態 2012 (State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2012)」には次の記載がある。「100万の署名キャンペーン (女性に対する差別を終わらせることに向けられた女性の草の根運動) の活動家は2011年に国家によって標的とされた。何人かの女性は彼女らの活動のために現在拘留されるか、または刑期を勤めていて、その多くは独房監禁の状態で拘束されているか、または彼女らの家族や弁護士との接触を制限されている。」 [46c] (p197)

23.109 AI レポート 2013 には次の記載がある。「Evin 刑務所に収監されている Bahareh Hedayat、Mahsa Amrabadi、およびその他7人の女性は、守衛による屈辱的なボディチェックと個人的な所有物の除去に抗議して、2012年10月にハンガーストライキに突入した。その後、33人の女性政治犯が、体腔検索を一種の性的虐待と呼び、刑務所当局からの謝罪と彼女らがさらなる虐待を受けないとの約束を要求する公開状に署名した。」 [9h]

23.110 2013年2月28日付のイラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連特別報告者のレポートには以下の記載がある。

「2012年4月に、ノーベル平和賞受賞者の Shirin Ebadi 女史によって設立された人権擁護センター (Centre for Human Rights Defense) (CHRD) の共同創始者、Narges Mohammadi 女史は、「国家安全保障に敵対する結社と共謀」、「人権擁護者センターへの加入」、および「体制に反対する宣伝」のために6年の懲役刑に服しはじめた。Mohammadi 女史は逮捕されて、Evin 刑務所に連行され、そこで何日も独房に監禁されていたと報告された2012年6月11日に、Mohammadi 女史は何の説明もなしに Zanzan 刑務所の分離されていない監房へ移送された。Mohammadi 女史は筋麻痺と発作に苦しみ、医療休暇のため2012年7月31日に釈放された。しかし、彼女の判決は所定の場所にとどまっており、彼女はしたがっていつでも再拘置される可能性がある。 [10n] (p7)

23.111 イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) (ICHR) のウェブサイトには、女権活動家に状況についての詳細を提供する、女性の権利についてのセクションがある。 [52]

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

303

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「言論と報道の自由」「人権組織、団体および活動家」も参照。

## 保健と福祉

23.112 2013年8月6日に閲覧した国連人口基金(United Nations Population Fund)のイラン・カントリー・プロフィール (Iran Country Profile) には以下の記載がある。

「妊産婦死亡率 (Maternal Mortality Rate) (MMR) = 100,000 普通出産に 30 人

粗出生率 (Crude Birth Rate) (CBR) = 18.3%

粗死亡率 (Crude Death Rate) (CDR) = 6%

熟練介助者 (Skilled Birth Attendance) = 97.3%

乳児死亡率 (Infant Mortality Rate) (IMR) = 17.9 死亡/1,000 普通出産

出生時平均余命 (Life Expectancy at Birth) =

総人口: 70.86 歳

男性: 71.1 歳

女性: 73.1 歳

合計特殊出生率 (Total Fertility Rate) (TFR) = 1.78 出生時/母」 [10s]

女性に関するさらなる統計は国連児童基金(ユニセフ)のウェブサイト上にも掲載されている。 [10m]

23.113 2013年8月6日に閲覧した UNFPA のウェブサイトには以下の記載がある。

「イランは産児調節の成功談として知られている。1986年には女性1人あたり生涯に平均7人の出産という多産から国内での劇的な低下へと転じ、現在では都市部と農村部の差が最小のギャップしかなく、全国平均で1.96人というレベルに達した。戦略の多くは、国の膨張する人口に対処するために20年前に実施した、農村部の保健所の強力なネットワーク、産児調節方法についての義務的な結婚前カウンセリング、そして無料の産児調節サービスと避妊器具提供が、まだイラン家庭一般によく寄与しており、母子の健康を促進している。」 [10s]

23.114 2010年3月3日に発行されたフリーダムハウス(FH)の女性の権利に関するレポートには次の記載がある。「産児制限と妊娠介護へのアクセスは近年増大したけれども、大き

304 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



な外科手術のために夫または父からの書面による許可が必要な場合、女性は自らのケアに対しては限られた管理しか得られていない。」 [112c] (社会的および文化的権利)

23.115 USSD レポート 2012 には次の記載がある。「政府は、治療中の患者も含めて、ほとんどの公共スペースにおいてジェンダー分離を強制し、女性が未婚男性または親戚でない男性と公然と交際することを禁止した。 [4a] (セクション 6)

23.116 2010 年の論文、「イラン、Fars の北部における女性の精神衛生」は、イランのサンプルにおける女性の精神衛生について人口統計係数の効果を調査するためにイラム Azad 大学によって行われた地域研究の結果を提供している。」 [115a]

「保健医療状況」 も参照。

## 24. 児童

### 概観

24.01 外国政策センター (Foreign Policy Centre) (FPC) の 2009 年 6 月 30 日に発行されたレポート、「揺りかごから棺まで: イランの児童処刑に関するレポート」は、「イランは 1991 年 9 月 5 日に子どもの権利条約 (Convention on the Rights of the Child) (CRC) の締約国になった」と述べている。

「しかし、1994 年 7 月 13 日に同条約を批准した際、イランは、「イスラム法および有効な国内法」と矛盾するいかなる条項または規定も無視する権利を確保し、「国内法が」条約条項と「大きく異なる」場合、「条項がイスラム法典の原則を否定しないならば」、条項は「改訂される」ことが可能であることを明確にする作業に取り掛かった。そのような留保は CRC のまさしくその目的と精神を徐々に蝕むものである… イランの漠然とした留保は同国の国際的な関与と人権の記録の間に増大するギャップを結果として生じさせていた。イランは、この条約をその完全性において実施するのに必要な立法をまだ可決していない。」 [49a] (p19)

24.02 イランにおける状況についての 2010 年国連人権理事会 (UN Human Rights Council) の普遍的定期的審査 (Universal Periodic Review) (2010 UNHRC UPR) に対する国連児童基金 (ユニセフ) のインプットは、以下の点に注意を向けている。

「イランは 2005 年に子供の権利委員会 (Committee on the Rights of the Child) にレポートをこの出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 305

提出した。委員会の主な懸念は、子どもの権利条約の狭い解釈が人権の実現を妨げていたことであり、委員会は同国政府が条約の実施についての全国的な行動計画を採用するように勧告した。これは以下を含む。すなわち、権利を監視するための独立な組織の設立。市民社会、子供、思春期の子供、および子供と共同で取り組む専門家グループのためのより多くのトレーニング・プログラム。そして、計画がどこで条約と調和することができたかを確かめるための立法の審査。措置は全国的な行動計画を通してではなく、代わりに既存の社会開発プログラムの中への統合を通してであるが、これらのすべての領域で採用されている。」 [10w] (p1-2)

24.03 上で言及された国連子供の権利委員会 (UN Committee on the Rights of the Child) (UN CRC) の総括所見は 2005 年 3 月 31 日に発表されており、委員会の調査結果についてのより詳細な情報を求めて直接閲覧することができる。 [10ag]

24.04 イランは 2007 年 9 月 26 日に、児童の売買、子供買春、および幼児ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書を批准した。(国連条約集成 (United Nations Treaty Collection)、2012 年 10 月 31 日に閲覧) [10ah] イランは 2010 年 9 月に武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書 (Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Involvement of Children in armed conflict) に調印した。(2011 年 3 月 14 日の事務総長中間報告) [10aa] (p3)

24.05 2012 年 3 月 15 日付の子どもの権利ポータル<sup>1</sup>のイランページには以下の記載がある。

「子供の生命はイランの難しさにはまり込んでいる。毎月 100 人を超える子供が飢饉、街頭での戦闘、および病気の結果亡くなっている。全国の当局は、児童の密売と児童労働の流れをチェックする方法を探している。しかし、子供の権利の最も多くの基礎に自ら違反するのは時に当局である。イランは 18 歳未満の者への死刑を許している、世界で最後の国の 1 つである。」 [53a]

24.06 同じ情報源はまた、イランで子供に影響する主要な問題が、貧困、医療、教育、18 歳未満の者への死刑の刑事司法制度および保持、児童の結婚、売買、ストリートチルドレン、および児童労働に対処することであったとも述べた。 [53a]

児童結婚に関するさらなる情報については、「女性」の中の「結婚」のセクションを参照。

児童に関するさらなる情報については、子どもの権利ポータル (Children's Rights Portal) [53a] と下のサブセクションも参照。

306 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

UNICEF のウェブサイトもイランの子供に関する一般的情報を盛り込んでいる。UNICEF の 2012 年 2 月に発行された 世界の子ども状況 2012 レポートは、イランの子供についての一連の統計を提供している。

## 基本的な法的情報

24.07 2010 UNHRC UPR に対する UNICEF のインプットは次の点に注意を向けている。「イランの犯罪責任年齢は、Sharia 法に従って思春期の年齢と結び付けられており、女子では 8 歳 9 ヶ月 (9 太陰年)、および男子では 14 歳 7 ヶ月 (15 太陰年) である。[10w] (p3) 2010 年 9 月 15 日付の国連総会への事務総長レポートは以下の所見を示している。イランの犯罪責任年齢は、「…差別的であるだけでなく国際基準よりも低い。しかし、イラン当局は、18 歳未満の者によって犯されたすべての罪が児童法廷によって審理されると述べている。[10u] (p6)

24.08 2005 年 3 月 31 日に発行された最新の国連子どもの権利委員会 (UN Committee on the Rights of the Child) (UN CRC) の総括所見は次のように述べている。「委員会は、(男子の年齢が 15 歳にとどまっている一方で) 9 歳から 13 歳までの女子の結婚年齢の増加に注目しており、非常に低い最低年齢と強制された、早期の、一時的な結婚に関連した慣行に著しい懸念を抱いている。[10ag] (para 22)

24.09 2013 年 4 月 19 日に刊行された米国国務省の 2012 年人権慣行に関するカントリーレポート、イラン (USSD レポート 2012) には以下の記載がある。

「法律は、13 歳未満の若い女子と 15 歳未満の若い男子に、結婚のための法廷承認を要求する。NGO 子どもの権利を保護する社会 (Society for Protecting the Rights of the Child) は、2009 年に 15 歳未満の 43,459 人の女子が結婚しており、2010 年には 10 歳未満の 716 人の女子が結婚したと述べた。政府がこれらの事件を調査したという報告はまったくなかった…」

「合意の上の性交に関する法定年齢要件は結婚についてのもと同じで、婚外交渉は違法であると考えられている。法律は、幼児ポルノを含めて、あらゆる形のポルノを禁止している。」 [4a] (セクション 6)

24.10 2012 年 8 月 2 日の国連経済社会理事会 (United Nations Economic and Social Council) (ECOSOC) の女性の地位委員会 (Commission on the Status of Women) に対するアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の提出書は次のように報告している。「未

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 307

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

婚の女子および女性は、結婚するために彼女らの父または保護者の許可を得なければならず、父は彼らの娘が 9 太陰年の年齢から結婚するように許可を法廷に申請することができると報告されている。」 [9p] (p2)

## 法的権利

24.11 2010 UNHRC UPR への UNICEF のインプットは以下のように述べている。

「児童の懸念は 2002 年の児童保護法によってカバーされる。同法は、幼児虐待、児童の売買、児童労働搾取、および密輸を含む違法な活動への児童の使用をカバーする 9 つの条から成る。イラン刑法と刑事訴訟法第 5 章は 18 歳未満の子供と若者のものを含めて犯罪の問題をカバーする。少年司法法案は現在議会で審議されている。子供の問題をカバーする専門の全国的な組織が何もない一方で、これらの懸念は関連する省庁を横断して広がっている（例えば、小児保健および国家福祉機構(厚生省の一部)に対処する健康医療教育省は、困窮児童、孤児、ストリート・チルドレン、およびその他の脆弱な子供における子供の権利に対処するよう委任される)。全国的な若者組織は、若者関連の政策を監督するために大統領執務室の中に設立される。」 [10w] (p2)

24.12 2008 年 9 月 23 日のウィミンズ・ニュース・ネットワークは次のように述べている。「既存の家族法によれば、市民権は母親から子供に譲渡することができない。アフガニスタンとイラクの男性と結婚した多くのイラン女性は彼女らの子供のために出生証明書を取得することができない。それゆえ、これらの子供は学校に行くことができない。教育への基本的人権を否定されている出生証明書のない子どもは、今日イランに 100,000 人いると推定されている。 [34a]

居住権と市民権、育児と保護と関連書類に関するさらなる情報については、「市民権」のセクションおよび「児童ケアおよび保護」と「書類」も参照。 .

## 司法制度および刑罰制度

本セクションおよび他のセクションに関連する情報源の一部は、新刑法を参照している。しかし、本レポートの草稿の執筆時に現行のまたは旧イラン刑法いまだ効力を発していたことに注意すべきである。新刑法は大統領による署名を待っており、まだ効力を発していない。

308 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

24.13 2005年3月のUN CRC レポートには以下の記載がある。

「委員会は、既存の法律の下で、犯罪に関与した18歳未満の者が体罰にさらされ、様々な種類の拷問、または切断、むち打ちもしくは投石のような、司法当局によって組織的に科される、および委員会が全体的に第37条(a) その他の条約の規定と互換性がないとみなすところの、悲惨な、非人道的なまたは劣悪な扱いまたは処罰についての判決を下される可能性があることに深く遺憾である…」 [10ag] (Para 45)

24.14 UN CRC レポートは次のように結論する。

「委員会は、法律に、特に少年裁判所の設立に関する法案に抵触した18歳未満の者に関連する法律を改善する締約国の努力を歓迎する。…しかし、委員会は、…第2回目の定期レポートの検討中になされた派遣団の声明にもかかわらず法案に鑑み、18歳未満で犯罪に関与した者の処刑、拷問およびその他の悲惨な、非人道的なまたは劣悪な扱いまたは処罰が保留されており、かかる処刑および劣悪な扱いが締約国の最初のレポートについての委員会による検討以来継続しているとの参照された情報を嘆くものである。委員会は、とりわけ、統計資料の不足、使用できる専門的な少年裁判所と判事の限定性、犯罪責任年齢の低さ、収監を伴う刑に対する適正な代案の不足、および拷問や他の残酷なまたは非人道的な処罰の、そして特に死刑の賦課を反映した少年司法制度における既存の規則と慣行の品質の低さに依然として懸念を抱いている。」 [10ag] (Para 72)

24.15 2010年1月27日に、英国外務省 (FCO) は以下の助言を与えた。

「一般に、犯罪に関与したことによって告発されるか、または司法手続に続いて有罪宣告された少年は、「少年矯正・リハビリテーションセンター (Juvenile Correction and Rehabilitation Centres) (JCRC)」または Kanoon-e Eslaah va Tarbiat (ペルシア語) に拘留される。」

「各州に1つずつ、刑務所庁 (Prisons' Organization) の下位部門である JCRC が存在する。刑務所庁は司法府の主要機関の1つである。司法府の長は刑務所庁の長官を任命する。」

「法律に違反したすべての児童と少年は管轄裁判所を通して JCRC に送致される。JCRC は、このような少年について宣告や釈放を決定する上でいかなる役割も果たさない。少年犯罪者は、彼らの事件について決定が下される時までセンターに拘留される。決定は判決や放免の執行となりうる…」

「JCRC は子どもの権利に関連する問題について国際機関 (例えばユニセフ)、政府機関 (例

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 309

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

えば教育・労働省)、NGO と協力する。」

「センターへの入所と承認後すぐに、少年は一時的な入居房に置かれて、健康診断を受ける。その時、司法書類が各人について確認される。」 [26b]

24.16 FCO は次のようにも述べている。

「JCRC は死刑を宣告された、すなわち死刑囚監房にいる少年の事件にも関係している。JCRC スタッフは、犠牲者の家族の許し、および／または *dieh* (殺人報酬) の回収と支払いを得ることを通じてこれらの事件の解決を視野に入れながら、管理的および／または技術的レベルでそのような事件の調停と解決に大きく関与している。18 歳に達した元少年を成人刑務所に移送することを控えるために、彼らは刑務所庁とともに内部で調整も行う。」 [26b]

24.17 FCO はさらに、殺人の容疑者であるか、殺人で有罪宣告された少年のために JCRC が隔離された房を準備するように助言した。しかし、隔離された場所で拘束されているにもかかわらず、こうした少年が、法律に違反した他の少年が受けるものと同じサポート／保護サービスを受けることは強調されるべきである。 [26b]

殺人事件の司法プロセスに関するさらなる情報については「死刑」も参照。

24.18 2005 年 3 月の UN CRC レポートは、「委員会が、母親とともに刑務所で暮らす多くの子どもたちについて懸念しており、もし彼らが刑務所で母親から引き離されたならば、彼らの生活条件および彼らの世話の規制も懸念される」と記録している。 [10ag] (Para 51)

24.19 2012 年 2 月 22 日に、イラン人権記録センター (Iran Human Rights Documentation Center) (IHRDC) は少年犯罪者に関連するイランの新刑法の側面について説明した。レポートは、犯罪と処罰(*hudud*、*qisas*、および *ta'zir*)のカテゴリー分けと結びつけられた 4 つの年令グループの下で子供のカテゴリー分けについて説明し、新刑法の下で起こるかもしれない 8 つの可能な状況を提示した。レポートは以下のように結論する。

「…新刑法によれば、*ta'zir* の処罰に関連していくつかの望ましい変化があった。結果として、子供は 18 歳になる前に *ta'zir* の犯罪に関与するならば、彼らが少年または少女のどちらであるか、そして彼らが成人の年齢に達したかどうかは、単に矯正と安全の対策について宣告されることとする。したがって、子供と少年におとなの *ta'zir* の処罰を適用する可能性はまったくない旧刑法では成人年齢に達することが、完全な犯罪責任を結果としてまねい

ていたのに比べて、これらの変化は特に女子にとって肯定的であるとみなされるかもしれない。さらに、精神発達の不足が証明される状況において hudud と qisas を回避する可能性は別の肯定的な変化であるが、ただし、これには議論の余地があり、問題を完全に解決するわけではない…新刑法のもとで 18 歳未満の者への hudud と qisas の処罰の適用の可能性が存続しており、また、明らかにそれは廃止されなかった。さらに…新刑法は、旧刑法と同様に、少年と少女とを明確に区別する。[51f]

## 児童に対する死刑

24.20 2012 年 8 月に出版されたヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) (HRW) のレポート、「抑圧の成文化 (Codifying Repression)」には、以下の記載がある。

「18 歳になる前に罪を犯した個人を処刑することにおいて、イランは依然として世界のリーダーである。過去 3 年間に、イランは、世界中の他のどの国よりも未成年の犯罪者を処刑したと考えられている。当局は 2011 年に少なくとも 3 人の子供を、2010 年に 1 人を、および 2009 年に 5 人を処刑した。2011 年に、レイプと殺人を含む犯罪容疑で、イランの刑務所の死刑囚監房には、少なくとも 143 人の子供の犯罪者がいた。2009 年にはその数は 5 人だった。2008 年には 7 人、そして 2007 年には少なくとも 8 人いた。」 [8j] (p19)

24.21 2013 年 1 月 31 日に発行された HRW 世界レポート 2013、イランには以下の記載がある。

「女子が 9 歳、そして男子が 15 歳と定義される思春期に達した者について、イランの法律は死刑を許可する。2012 年後期に、死刑囚監房には 100 人を超える未成年の犯罪者がいた。」

「2012 年 1 月に、護憲評議会は、改正された刑法の最終的な条文を承認した。麻薬関連の犯罪などの「自由裁量的犯罪」のために有罪宣告された子供は、改正された刑法の下ではもはや死刑を宣告されないだろうが、しかし、判事が、子供が乱用に影響され易い漠然とした基準の犯罪の性質と結果を理解していると判断するならば、レイプ、男色、および殺人などの犯罪について有罪宣告された少年に対し、いまだに死刑を宣告することができる。」 [8a] (p538)

24.22 2011 年 10 月 17 日から 11 月 4 日までの国連人権規約委員会 (UN Human Rights Committee) の総括所見は次のように述べている。「委員会は、条約の第 6 条第 5 項によって禁止されている、未成年者に対して引き続き執行されている処刑と、18 歳未満で犯罪に関与したと認められる者への死刑の宣告について深く懸念している (第 6 節)。」 [10t] (パラグ

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 311

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ラフ 13)

24.23 2012年3月20日の国連事務総長のレポートは、イラン当局の見解を示しながら次のように述べている。

「… 2011年12月のテヘランへの訪問の際、OHCHRの代表団は、イラン当局によって、若者の処刑の数が劇的に低下し、18歳未満の者によって犯された罪が、少年法廷において寛大な処罰によって裁かれるよう努力が傾けられていると知らされた。当局は、イランの法律の下で犠牲者の家族の私権として考慮され、司法によって却下されることができない罰(qisas)の場合にさえ、司法府の調停委員会が犠牲者と犯人の家族に diyah(殺人報酬)の和解に達するよう奨励する広範な努力が傾けられていると述べた。当局はまた、政府の方針で、親族に qisas の権利を放棄させることが奨励されており、有罪宣告された者が diyah の和解金を支払うのを補助するために毎年特別な資金を法務省が確保していると OHCHR 代表団に告げた。」 [10ai] (p6)

24.24 2013年4月10日に発行されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) のレポート、「2012年の死刑判決と処刑」には次の記載がある。2012年の間に「未成年犯罪者の処刑を確認することはできなかった。当局筋からのレポートは、処刑された者のうち最多で4人までが犯罪容疑に関与した時点で18歳未満であったかもしれないと示しているようだが、この点については確認することができなかった。しかし、当局筋によると、少なくとも2人の未成年犯罪者が死刑を宣告された。」 [9y] (p31)

24.25 まだ効力を発していない新刑法に関して、2012年8月22日の国連事務総長のレポートには次のような言及がある。

「未成年犯罪者の処刑を制限する努力が次第に高まっている。これから、承認されることになっている改正イスラム刑法は少年の処刑を廃止してはいないものの、少年の死刑を制限する新たな施策を設けている。麻薬の密輸などの一定の犯罪で告発された18歳未満の者については、死刑を撤回する。未遂に終わった計画殺人の場合、少年はやはり処刑される可能性は残るものの、新刑法は、死罪が下される判決についての重要な要素として、精神的成熟度という考え方と判断能力を導入している。改正イスラム刑法の第90条は、hudud および qisas の範疇の下で犯罪に関与した18歳未満の少年が、裁判所の証拠を通じて、被告人は適正な精神的成熟と判断能力を有していなかったと法廷が決定すれば死刑の判決を下されないと規定している。しかし、新刑法は少年の刑事責任年齢を取り上げていない。報告のあった最も新しい少年の処刑は2011年9月のことであり、17歳の Alireza Molla-Soltani が公開の場で絞首刑に処された。

312 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



「さらに、自由裁量の刑罰 (tazir) というカテゴリーの下で、刑法は体罰刑を廃止して、代わりにコミュニティサービスを盛り込み、それによって、少年から自由を奪う機会を最小限に抑える刑罰を導入する。また、刑罰を決定する際に年齢と犯罪の深刻さを考慮して、判事が少年犯罪者の矯正の進捗を査定して、特に自由が奪われるような場合、最終的に刑罰を打ち切ることのできる権限を与えている。その上、これから採用される予定の改正刑事訴訟法は、子供の権利を守る規定を含んでいる。改正刑事訴訟法は、児童や 18 歳未満の個人が関与したすべての犯罪を審問する少年裁判所の設立についても規定している。」

[10ac] (p6)

24.26 上述の Alireza Molla-Soltani を含めて、イランで処刑された少年についてのケーススタディについては、イラン人権記録センター (Iran Human Rights Documentation Center) のウェブサイトにおけるイランの人権派弁護士、Mohammad Mostafaei による 2012 年 8 月のレポート、「イランの子供に対する犯罪」を参照。[51j]

24.27 イランの新刑法について報告しながら、イラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran) は 2012 年 2 月 27 日に、イラン政府は新刑法が 18 歳未満の子供の処刑を廃止すると主張していると述べている。しかし、この主張は精査に耐えない。つまり、新刑法の下で、少年の処刑はまだ完全に廃止されるわけではない。同法は hodoud または qesas の犯罪において未成年犯罪者に対する死刑の適用をまだ許している。[52t]

24.28 やはり新刑法について論評している 2012 年 8 月の HRW レポートは、次のように述べている。「新しい改正法についての査定は、議員が麻薬所持または取引などの「自由裁量の犯罪」について死刑を廃止したのに対して、判事は「神に対する犯罪」または「報復犯罪」について児童犯罪者に死刑を宣告することによってまだ彼らの裁量をふるうことができることを明らかにしている。」 [8j] (p19)

「刑法」と「死刑」および LGBT のセクション、「裁判評決および判決の宣告／施行」も参照。

## 児童に対する暴力

24.29 2012 年 5 月 21 日から 25 日まで開かれた経済的、社会的および文化的権利委員会 (Committee on Economic, Social and Cultural Rights) に提出された子どものあらゆる体罰に終止符を・グローバルイニシアチブ (Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children) によるブリーフィングには以下の記載がある。

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 313

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「イランでの子供への体罰は、学校で、そして刑務所の中でも違法であるらしい（未確認の情報）が、しかし、体罰は家庭で、法廷の判決として、そして代用的なケアの環境において合法である。民法（1935年、1991年改正）第1179条は、両親が「矯正の限度」内で「彼らの子供を罰する権利を与えられる」と述べている。イスラム刑法（1991年、1996年改正）第59条は、矯正のための両親による行動は犯罪を構成しないと述べている。児童保護法（Law on the Protection of Children）の第7条は、民法と刑法における「矯正手段」を暴力の禁止から免除する。」

「法律と矛盾する行動を取る少年について、イスラム刑法第49条は、未成年者が犯罪に関与したならば、親／保護者が、「限度があつて、適切でなければならない」「体罰」を含めて、当事者の「矯正」に責任を負うと定めている。未成年者は思春期に達していない者と定義されており、民法（第1210条）に従えば、それは女子で9歳、男子で15歳である。それよりも年上で、犯罪について有罪宣告された子供は、性、誣告、酒類、および身体への傷害に関連する犯罪に対する体罰－むち打ちと切斷－によるものも含めて、刑法に基づき罰せられる。」 [13a]

24.30 2010年5月20日に、ラジオ・フリー・ヨーロッパ（Radio Free Europe）／ラジオ・リバティー（Radio Liberty）のラジオ・ファールダ（Radio Farda）は、著名なテヘランに本拠を置く弁護士、Nastrin Sotoudeh が、「イランで幼児虐待の問題に対処することを怠ったとして政府を告発し」と報じた。報道では、同弁護士が、「男性が妻または子供を殴打した場合、法廷はそれを「プライベートな家族内のもめ事」とみなし、事件の内容を調査するのを避ける」と述べたことを大きく取り上げた。国の福祉庁は、記録によれば、最近6ヶ月間にイランではほぼ150,000件の幼児虐待事件があつたことを今月初め発表した。」 [42b]

Nastrin Sotoudeh の拘留に関する情報については「人権活動家と弁護士」に関するセクションを参照。

24.31 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「政府がどのように児童虐待を扱ったかを考察するために入手可能な情報はほとんどなかった。虐待は主として私的な家庭の問題とみなされていた。ISNA[イラン学生通信社 (Iranian Student's News Agency)]によれば、2012年の間に7,000件以上の児童虐待事件が公式に報告された。2011年12月に、弱い立場の市民保護局 (Office for Protection of Vulnerable Citizens) の代表は、同組織が2011年の間に215,000人を超える人から電話があつたと述べた。そのうちの約93,000件は犠牲者からの直接の電話であり、47,000件が、急患を扱った医師によ

314 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

るものだった。[4a] (セクション 6)

## 児童労働およびストリート・チルドレン

24.32 イランは…「ILO [国際労働機関 (International Labour Organisation)] の「最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための即時の行動に関する条約 (Convention concerning the Prohibition and Immediate Action for the Elimination of the Worst Forms of Child Labour)」(条約第 182 号) (2002 年 5 月 8 日に批准)」を批准している。(事務総長による国連総会へのレポート、2009 年 9 月 23 日) [10g] (p16)

24.33 2013 年 1 月 25 日に更新された米国議会図書館 (US Library of Congress) のウェブサイトには次の記載がある。「1969 年 2 月の絨毯産業における 12 歳未満の児童の雇用に関する処罰を厳罰化する法律 (Law Aggravating Punishment for Employing Children under 12 Years of Age in the Carpet Industry of February, 1969) は、違反者に対して禁固 6 ヶ月以上 1 年以下および 5000 リアル以上 5 万リアル以下の罰金を定めている。絨毯産業以外について、労働法 (Labor Law) は 15 歳を雇用の最低年齢と定めている。」 [7a]

24.34 USSD レポート 2012 は、「家族およびその他が働くことを子供に強制した」ことに注目している。[4a] (セクション 7b) 同じレポートは続ける。

「法律は 15 歳未満の未成年者の雇用を禁止しており、重労働や夜勤の禁止令のように 18 歳未満の未成年者の雇用に制限を設けている。しかし、法律は、児童が 12 歳から農業、家事、およびいくつかの中小企業において働くことを許している。政府は児童労働についての法律を適正に監視したり実施したりせず、児童労働は深刻な問題として存続した。」

「主要な都市ではかなりの数の子供が街頭の物売りとして働いているという。児童労働は絨毯の生産にも用いられているという。子供は物乞いとしても働いており、犯罪組織で働くことを強要された子供もいたとの報告があった。」 [4a] (セクション 7c)

24.35 2011 年 3 月 17 日付の戦争と平和報道研究所 (Institute for War and Peace Reporting) による記事は、アフガニスタンの子供がイランの治安部隊によって街頭から一掃されて、アフガニスタンに戻すために拘留され、追放されていたと報じた。「これらの子供の一部は過去に一度もアフガニスタンに行ったことがなく、両親も知らないうちにイランから追放されたようである。」 [120b]

24.36 2012年11月28日に、Payvand イラン・ニュースは次のように報じた。

「イランの子供の権利活動家 Ali Akbar Esmailpour は、イランにおける児童労働の厳重な監督の不足に抗議した。火曜日に、Esmailpour は ILNA に対し、イラン政府は、正確に、まさに何人の未成年労働者がイランの工場で働かされているかを報告することを怠っていると語った。」

「彼はこう言った。「彼らは非常に可視的であるため、手近な唯一の情報はストリート・チルドレンについての統計であるけれども、これは正確な全体像を示すものではない。」

「子供の権利保護協会 (Association for the Protection of Children's Rights) のトップは、労働省は定期的に工場を査察し、児童労働者の状況を追跡調査することに責任があると述べたから、「児童は時に少しの安全上または衛生上の配慮がなされていない劣悪な条件の下で 12～16 時間働いている」と付け加えた。」

「Esmailpour は、第 6 回議会が、従業員が 10 人未満の工場は労働法の遵守から免除されるという法律を承認したと説明した。彼は「そのようなわけで、同省はそうした工場の児童労働者についての責任を果たしていない」と強調した。」

「テヘラン市当局は、市内全体の児童労働者の合計数が 15 パーセント増えており、その数が継続的に増え続けていることを[2012年]9月に報告した。」 [130c]

「人身売買」と「就業の権利」も参照。

24.37 2013年1月19日のイラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights) (ICHR) による法的分析では以下の所見が示されている。

「イラン統計センター (Statistical Center of Iran) は、イランの労働力統計の最後のシリーズにおいて、公式失業率を人為的に下げるために、2つの根本的な定義を変更した。すなわち、「労働」と「雇用」についての定義である。マハムード・アハマディネジャド (Mahmoud Ahmadinejad) の内閣の下でイラン統計センターによって用いられた新しい定義では、15歳未満の児童が雇用統計に追加されており、それによって公式失業率の引き下げが行われている。これらの新しい定義は、イランだけでなく、国際的な労働法にも反している。」

「2012年の夏に発表された統計によれば、10歳から14歳までの児童の経済への参加率は2.9% (レポートの35ページ) であるとされる。レポートにおいて規定された定義 (18ペー

316 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ジ)によれば、経済参加は同じ年令層の総人口と比較して、この年令層の中で活動中であるグループの比率を示す。この人口の雇用率が 91.2% (35 ページ) とされるため、イランの 10 歳~14 歳の全人口の 2.5%以上が、イラン統計センターによって示された定義に従えば、「雇用されている」とみなされると言ってもさしつかえない。しかし、国際法およびイランの国内法によれば、この年令層の就業は違法であるとみなされるため、イランの雇用統計に追加することはできない。[52z]

24.38 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) の実施に関するイランの第 2 期レポートについての考察に従って、2013 年 5 月 17 日に発行された経済的、社会的および文化的権利委員会 (Committee on Economic, Social and Cultural Rights) の総括所見では以下のように述べられている。

「委員会は、非常に多くの子供たちが、特にテヘラン、イスファハン、Mashdad、および Shiraz で、路上で生活したり、働いたりしており、こうした子供が公共医療サービスと教育を受ける機会が限られていることを懸念する (第 10 節) …」

「委員会は、児童労働が、絨毯織工や他の伝統的な家内工業を含めて、特に農村部で流行していることを懸念している。委員会は、国内の立法が一貫して雇用で最低年齢を設けないこと、および児童労働が農業、家事、および一部の中小企業において容認されていることも懸念している。委員会は、また、児童労働立法が効果のないやり方で、不適切に監視され、施行されていることにも懸念を抱いている。(第 10 節)」 [10I] (パラグラフ 19-20)

## 人身売買

24.39 2005 年 3 月 31 日の国連子どもの権利委員会 (UN Committee on the Rights of the Child) の総括所見は、「隣接する国、特にアフガニスタンからイランに同伴者もないまま搾取されるために連れてこられたと言われている子供についてのレポートに…懸念」を表明している。[10ag] (p12-13) フォースト・ミグレーション・レビュー (Forced Migration Review) の 2009 年 4 月号には、「最近の新聞報道は、麻薬や小火器だけでなく、人身の取引にも関与している組織的犯罪ネットワークの存在を認めており、司法および法執行当局の発表もそのことを裏付けている。このような背景において、子供 (イラン人に加え、アフガニスタン人も) の取引に関するレポートは、イランからペルシア湾岸地域にかけての一带で特に懸念されている」ことを取り上げた記事が掲載されている。[121a]

24.40 戦争と平和報道研究所 (Institute of War and Peace Reporting) (IWPR) による 2011 年

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 317

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

の調査では、アフガニスタンの子供が、国境を越えてイランでヘロインを売買する密輸団によって使われているのが判明した。さらに詳しい情報については、[IWPR レポート](#)を直接参照のこと。[120a]

24.41 2013年6月19日のUSSDの「人身売買」レポートでは以下のように報告されている。

「イランは、性的人身売買や強制労働に従事する男性、女性、および子供の発生源であり、通過国であり、さらには行先国であると思われる。イランに住んでいるイランとアフガニスタンの少年少女は、この国で強制的に売春させられているという。テヘランでは、売春に携わる10代の少女の数が、最近著しく増加していると伝えられる。イランの女性や少年少女は、イラン国内だけでなく、パキスタン、ペルシア湾岸地域、およびヨーロッパにまで性的人身売買の対象として流出していると噂されている。アゼルバイジャンの女性と児童も、イランで性的人身売買の対象になっていると考えられている。」[4f] (p201)

24.42 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「この国では、家族の借金を返したり、家族に収入を提供したり、家族の者の麻薬中毒を支えたりするために、児童が商業的な性的搾取のために売買されており、時には強制された結婚を通じて、少女の新しい「夫」に売春や物乞いまたは労働者といった不本意な労役に追いやられてもいる。外国人の人身売買犠牲者は、政府の政策によって拘留され、追放されており、市民が保護を求めようとしても、警察によって収監されるか、または追い払われてしまう。政府は一年を通して、人身売買犯罪者を罰するためのいかなる法律の執行努力も報告せず、どのような犠牲者保護措置も存在していなかった。人身売買に関する刑罰についての入手可能な情報はまったくなかった。[4a] (セクション 6)

「人身売買」も参照。

## 女性器切除 (FGM)

24.43 2010年8月11日付でGozaarのウェブサイト公開された記事には、イランでの女性器切除(FGM)に関する報告に基づいて、次の記載があった。「女性の割礼は、その多くがKhuzestan、Lorestan、およびKurdistan州で普及しているようである。Hormozgan市と港町のBandar Kang およびJaskは、女性の割礼が慣習化している南部の都市に含まれる。」[94b] さらに、

318 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「南イランでは、この慣習がインドおよびソマリアとの海運取引を通してこの国に伝わったと一般的に信じられている。女性の割礼は西イランでも行われおり、Uramanat (Kurdistan 州)、Baneh、Nosud、Paveh、Piranshahr などで、また、Orumiyeh の近郊でさえ見受けられる。実のところ、それは一部のスンニ派およびシャーフイー派イスラム教徒の間でイスラムの伝統と考えられる。これらの地域では、女子は通常 4~6 歳の間に、ナイフかよく切れるかみそりによって割礼を施され、割礼が終わった性器には灰が塗布される。」 [94b]

24.44 クルド語が優勢な言語となっている Kermanshah 州 Ravansar 市で実施された研究の結果は、2012 年 5 月に女性医療ジャーナル (Journal of Women's Health Care) に発表された。研究の結果、女性における FGM の普及率は 55.7%であることがわかった。FGM 手術 (87.7%) の大多数は、伝統的な地方の女性割礼作業者によって行われていた。回答者は、将来自分の娘に FGM を施すつもりがあるかどうかとも尋ねられた。回答者の約 47%が、自分の娘も FGM を受けるべきであると答えた。 [122a]

## 児童ケアおよび保護

24.45 2005 年 3 月の第 38 回国連総会の CRC レポートには以下の記載がある。

「委員会は、同国の当事者のレポートについての、第 95 節および第 96 節における、「その優先事項の 1 つは、合法的な形式における児童採用の開発であり、それに関するカウンセリングサービスについての規定であるが、里親または kafalah のような、様々な形の代替的ケアに関する明確な法律上および政策上の枠組が欠けていることには懸念が残る」とする情報を歓迎する。委員会は、非嫡子であるため孤児になった多くの児童、現在施設で暮らしている Bam 地震による多くの長期孤児、およびこれらの施設のスタッフの質が低い監督、監視、および訓練に加えて、長期にわたって施設で暮らすことを義務づけられるかもしれない麻薬常用者の児童の一時的な配置には、特に懸念を抱いている。また、これらの施設における一定数の女子が、適齢期 (13 歳) になると結婚しているとの報告にも懸念を抱いている。」 [10ag] (Para 49)

24.46 2010 UNHRC UPR への UNICEF のインプットには以下の記載がある。

「…法的保護の領域に係る新しい児童保護法案は、効果的なヘルパーの不足、児童の家族または法律上の保護者の機能不全、児童虐待、売春への児童の関与、ポルノ、麻薬密輸、中毒、および強制労働といったリスクを児童に背負わせる状況に対処するために 2007 年に立案された。この法案は、保護を必要とする犯罪の被害者や証人である子供の立場を考慮し、危険な状態にいて保護を必要とする児童を保護するための一定のメカニズムについて

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 319

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

規定しており、現在議会で審議されている。」 [10w] (p3)

このレポートの執筆時には、上述の法案に関してのさらなる進展を示す情報は何も見いだされなかった。

24.47 イラン厚生省 (Ministry of Health and Medical Education) の国家エイズ委員会事務局 (National AIDS Committee Secretariat) による 2010 年 2 月のレポートには以下の記載がある。

「イラン・イスラム共和国の政府は、なんらかの理由で親を失ったすべての子供や適切でない世帯主のいる子供にサポートを提供することを義務づけられている。現在のところ、福祉庁がそのようなサービスを担当している。こうした子供の一部は HIV 感染者であり、そのまた一部はこの病気で親を失っている。これらの児童は一般的な監視サービスに加え、サポート的、社会的、情動的、および医学的サービスのような追加サービスを受ける。」 [85a] (p59-60)

ケアホームとシェルターに関してのさらなる情報については、「女性に対する暴力」のセクションも参照。

## 家族捜索

24.48 イランにおける家族捜索の可能性に関して、2013年5月30日付の英国外務省 (Foreign & Commonwealth Office) (FCO) からの書簡は次のように助言している。

「英国外務省 (Foreign and Commonwealth Office) (FCO) および在外英国大使館 (British Embassies overseas) は、英国および非英国の国籍者の両方について、行方不明者が生じた場合、これを捜索または捜査することができないことに留意されたい。これは当該国において当該国の当局が担う案件である。」

「イラン国民の捜索に関して、我が国は、彼らがインターポール経由で問い合わせを行うことができるかどうかを確かめるために、英国における最寄りのイラン伝道団体または地元警察に連絡するように勧めている。」

「誰かが海外で行方不明となった場合におそらく援助を提供しうる慈善団体と NGO の一部の名称と連絡先の詳細については、我が国の行方不明者広報に記載されている。これは次のリンクにおいて閲覧できる。 <https://www.gov.uk/government/publications/missing-persons>」 [26d]

320 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



## 教育

24.49 中央情報局 (Central Intelligence Agency) (CIA) の 2013 年 8 月 22 日に更新されたワールド・ファクトブック (World Factbook) は、「2008 年に、総人口の推定 85 パーセントは読み書きができた (男性では 89.3 パーセント、女性では 80.7 パーセント)」と伝えている。  
[111a]

24.50 2005 年 3 月の第 38 回国連総会の CRC レポートには以下の記載がある。

「委員会は、イランにおける読み書き能力の高さと学校への入学を増やして退学率を下げるために国家当局が講じた措置に注目しているものの、すべての児童が入学するわけでも、小学校を卒業するわけでもないことに、依然として懸念を抱いている。働いている児童、路上で生活している児童、および完全な個人文書のない児童 (特に、互いに国籍の異なる両親をもつ難民の児童) は学校に通う割合が低い。また、難民児童は現在、彼らの両親が当局に登録している場合に学校に入学できるだけであり、難民児童の登録が現在無料で提供されていないことも懸念される。多くのバハーイ族学生が彼らの宗教的所属を理由に大学への入学を許可されていないことも文書で十分に裏付けられた情報であり、さらに懸念される。」

「委員会は、また、男子と女子の間に存続する格差、思春期に達した時期の地方の学校における女子の高い退学率、農村地域における女性教員の不足、家から学校までの距離の長さにも懸念を抱いている。最後のものは女子を自宅に引き留める要因となっていて、特に小学校卒業後と遊牧民の児童のための移動学校の不足によるものであり、同様に都市部と農村部の学校間の、そして最も開発の進んだ地域と最も遅れた地域との、個人的・物質的環境における顕著な格差も教育機会の不平等を招いている。」 [10ag] (Paras 59-60)

バハーイ族に対する制約に関してのさらなる情報については、「バハーイ族」も参照。

24.51 イラン・マイノリティ人権組織 (Iranian Minorities' Human Rights Organisation) (IMHRO) は 2008 年 2 月 18 日に、イランでの教育はペルシア語でのみ提供されると報告している。同組織は、これが、多くのペルシア語を話せない児童が卒業前に学校を離れてしまう事態、およびマイノリティの識字率の著しい低さを結果として招いていると述べる。  
[109a] 「イランには別個の言語を持ついくつかの民族マイノリティのコミュニティがある一方で、彼らは彼ら自身の母国語による教育の権利を得ていない。イラン憲法 (第 15 条) は、学校で非ペルシア語の文学を教える権利だけを許している。」 (国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) (FIDH)、2012 年 5 月の国連経済的、社会的および文化的権利

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 321

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

## 委員会への提出書) [56a]

24.52 USSD レポート 2012 には次の記載がある。「11 歳までの初等学校教育はすべての生徒に無料であり、強制的であるけれども、メディアや他の情報筋は、特に女子に関して農村部では入学率が低いと報告している。小学校入学年齢にある難民の子供の 25 パーセント以上は学校の身分証明書または利用可能な場所の欠如により学校に入学しなかった。UNHCR は、難民の学校登録者数が一般に、キャンプと定住地の外部の方が、そこでより多くの資源が入手可能であるために高かったと述べた。[4a] (セクション 6)

24.53 2013 年 6 月 10 日に、国連経済的、社会的および文化的権利委員会 (Committee on Economic, Social and Cultural Rights) は、同委員会の第 15 回会議 (2013 年 4 月 29 日～5 月 17 日) で導入されたイラン・イスラム共和国についての第 2 回定期報告における総括所見で次のように述べている。

「委員会は、多くの児童が、特に農村部で、学校への入学の障害となる、出生児登録をされていないことを懸念する。難民の児童は、個人文書の不足と彼らの両親の当局への非登録、並びに登録料の賦課のために初等教育への就学率が低くなっていることが懸念される。委員会は障害を持つ児童と遊牧民のコミュニティの児童の教育機会の不足にも懸念を抱いている (第 13 節および第 14 節)。」 [10I] (パラグラフ 28)

24.54 国連教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization) (UNESCO) の 2011 年 7 月の 世界教育データ (World Data of Education) 第 7 版、2010/11 は、イランの教育制度に関する法律、規則、構造および組織についての詳細情報を、前初等教育、初等教育、中等教育、および高等教育における教育過程を含めて提供している。[10z]

24.55 世界教育ニュース&レビュー (World Education News and Reviews) の 2013 年 4 月版の「イランの教育の概要 (An Overview of Education in Iran)」は、イランの教育制度に関するさらに包括的な情報を提供している。[54a]

「学問の自由」 も参照。

## 保健と福祉

24.56 世界保健機関 (World Health Organisation) (WHO) のレポート、「世界健康統計 (World Health Statistics) 2012」は、5 歳未満の死亡率が 1000 人の普通出産あたり 26 人であったと記録している。熟練した医療従事者が担当した普通出産の数は 99 パーセントであった。[28a]

322 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

2012年7月に、WHOとUNICEFは、2011年にイランの児童の99パーセントがはしかに対して免疫があったと推計している。[28f]

イランの免疫計画のさらなる詳細については、[WHO/UNICEF レポート](#)を参照。[28f]  
さらなる情報は[WHOの世界健康統計2012](#)においても認められる。[28a]

24.57 2012年7月18日に閲覧したUNICEFのウェブサイトにおける日付不詳の記事には以下の記載があった。

「近年、イランは一次健康保険と児童死亡率の低下によって小児保健の分野で顕著な業績を記録した。前初期治療と教育のサービスは、条件不利地域の児童を主要な開発目標として著しく向上した。」

「にもかかわらず、児童のニーズ、特に中央のサービスからの距離やヘルパーの失業のいずれかによる窮乏によって脆弱になっている児童のニーズに十分な範囲にわたって満たす上で、国は多くの課題に直面している。」[10j]

24.58 2011年に出版された「WHOの国別協力戦略(Country Cooperation)とイラン・イスラム共和国2010-2014」には次の記載がある。「現在、母の死亡率は1990年の100000普通出産あたり91に比べて100000普通出産あたり23.6を示している。MOHMEは2007年における乳幼児と5歳未満の児童の死亡率をそれぞれ1000の普通出産あたり18.9および22であると報告している。」[28d] (p29) 2012年3月15日に更新された子供の権利ポータル(Children's Rights Portal)における情報は、「イランでは5歳未満の児童の死亡率が非常に高い。早産、肺炎、骨盤内鬱血、および下痢は乳児死亡率の主要な原因である」と伝えられている。[53a]

24.59 ガーディアン(The Guardian)は2012年11月14日に次のように報じている。

「血友病に罹っていたイランの10代の少年は国の医薬品の不足によって亡くなった。最初の民間人の死は、西側諸国の経済制裁がイスラム共和国に与えている影響と直接結び付いていると言われる。Manouchehr Esmaili-Liouiは、イラン南西部のKhuzestan州にあるDezful市に近い山岳地帯に拠点を置く遊牧民族出身で15歳だった。彼は自分の病気に絶対必要とされる重要な医薬品を家族が手に入れられなかったことから、病院で亡くなったと、イランの国営報道機関は水曜日に伝えた。」[16l]

医療品についての制裁の影響に関する詳細については、「[保健医療状況](#)」も参照。

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

323

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

## 書類

24.60 包括的な 2005 UNICEF レポート、「イランの出生登録」には以下の記載がある。

「イランは 1918 年に出生登録法を採用し、出生登録を義務化した。登録法の第 12 条は、イランで誕生したすべての児童の出生は、彼／彼女の両親の国籍を問わず、出生登録機関の公式代表者または代理人に（15 日以内に）報告されるものとし、イラン国外に居住するイラン国民の児童の出生は、イラン・イスラム共和国の現地領事館に報告されるものとするが、現地にイラン領事館が存在しない場合には、その出生は最も近いイラン領事館またはイランの出生登録機関に報告されるものとする」と規定する。児童の出生の公表に関する法律上の据置期間は出生日から 15 日以内である。規定された期間の満了後に出生の事実が記録されていない場合は、法律に拘束される者は法律違反者と見なされて、公益判別会議（Council of Expediency）によって制定された個人の地位の登録に関する違反、犯罪、および処罰に関する法律（Law on Contravention, Crimes and Punishments concerning Registration of Personal Status）（1991 年 8 月）の第 3 条に従って起訴される。有罪判決の場合、違反者は出生届にだけでなく罰金の支払いにも責任があるものとする。しかし、これらの法律は十分に包括的でないことが多く、実施されず、機能しない。」 [10h] (p5)

この UNICEF レポート は出生登録手続についての詳細情報を含んでおり、詳細については直接閲覧することが望ましい。

24.61 2008 年 9 月 23 日のウィミンズ・ニュース・ネットワーク（Women's News Network）は、現行家族法によると、市民権は彼らの母から児童に手渡されることができないことに注目している。アフガニスタンとイラクの男性と結婚した多くのイランの女性は、子供のために出生証明書を取得することができない。それゆえ、これらの児童は学校に行くことができない。[34a] 2012 年 8 月 22 日付の国連事務総長のレポートは、「登録済みの難民から誕生した児童も、出生証明書を拒否され続けた」と述べた。[10ac] (p10)

出生証明書を配付されなかった児童の含意に関しては、上の「教育」を参照。

## 25. 人身売買

25.01 2013 年 6 月 19 日に発行された、2012 年をカバーする米国国務省の「人身売買レポート」（USSD TIP 2013）には、以下の記載がある。

「イランは、性的人身売買や強制労働に従事する男性、女性、および子供の発生源であり、

324 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

通過国であり、さらには行先国であると思われる。イランの女性や少年少女は、イラン国内だけでなく、パキスタン、ペルシア湾岸地域、およびヨーロッパにまで性的人身売買の対象として流出していると噂されている。イランに住んでいるイランとアフガニスタンの少年少女は、この国で強制的に売春させられているという…」

「イラン政府は人身売買の根絶のための最低基準に従っておらず、それを実現するための本当の努力をしていない。政府はその反人身売買努力についての情報を報告期間に国際社会と共有しなかった。このことは、同国の人身売買問題とそれを抑制する政府の努力についての情報の収集を妨げる。NGO[非政府組織]からの公然と入手可能な情報、報道機関、国際機関、および他の政府は、イラン政府が、その広い範囲にわたる人身売買課題に対処するために十分な措置を講じていないことを示す。」 [4f] (p201)

25.02 立法について、**USSD TiP 2013** は、イランが 2000 年の国連 TiP プロトコルの当事者ではないことに注目した。さらに、

「イラン政府は報告期間に、人身売買について見てすぐにわかるような法執行努力をまったく示さなかった。2004 年の法律は、武力の脅威または行使、弾圧、権力の濫用、または売春の被害者の弱い立場、奴隷制度または強制された結婚による人身の売買を禁止する。この法律の下で規定されている刑罰は 10 年の懲役に及ぶと伝えられるが、それは十分に厳格ではあるけれどもレイプなどの他の重罪についてイランの法律の下で規定されている刑罰と同等でない。憲法と労働法規は強制労働と債務による束縛状態を禁止する。罰金および 1 年以下の懲役と規定された刑罰は、これらの重罪を阻止する上で十分ではない。さらに、労働法規は家庭内での労働には適用されない。NGO は、これらの法律が政治的な意志の欠如と広範囲に及ぶ腐敗のために施行されないままであると報告した。人身売買事件の捜査または告訴、あるいは人身売買犯罪者の有罪判決についての報告はまったくなかった。女性の人身売買被害者が裁判を得ることは極めて難しかったという。イランの法廷は、女性による法的証言に、男性による証言の半分の価値しか認めない。また、性的虐待の被害者である女性は、姦通の理由で起訴されやすかった（姦通は結婚外の性的関係と定義され、死刑に値する）。政府は、人身売買に関連する犯罪に共謀した政府職員を捜査したり、処罰したりする努力について報告しなかった。女性や少女の性的人身売買に関与している政府高官もいるとの報告があった。家出少女のためのシェルターを運営する政府高官が、少女らを売春組織に送り込んだと伝えられている。」 [4f] (p201-202)

**USSD TiP 2013** は、政府による人身売買の犯罪者および被害者に対する扱いについてのより詳細な情報も記載している。 [4f]

25.03 2011 年 10 月 17 日から 2011 年 11 月 4 日にかけての国連人権理事会の総括所見ではこの出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 325

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

以下のように述べられている。

「委員会は、しばしば臨時結婚（“siqeh”）によって容易にされる、とりわけ農村部出身の若い少女を中心とした、女性と子供の持続的な人身売買について懸念している（第8節）。」  
「締約国は、18歳未満の者を対象とした人身売買と戦い、防止するための措置を講じるべきである。また、締約国は、人身売買と戦うために2004年の法律に基づく逮捕と有罪判決の数について、年間ベースで、統計値を伴う次回の定期レポートを委員会に提出することが求められる。」 [10t] (パラグラフ 20)

「児童」、サブセクション「人身売買」、「女性」および「腐敗」も参照。

## 26. 保健医療状況

### 医学的治療と薬品の利用可能性についての概観

26.01 2011年に発行された「WHO (世界保健機関 (World Health Organisation)) の国別協力戦略 (Country Cooperation Strategy) およびイラン・イスラム共和国 2010-2014」は次のように述べている。「イラン・イスラム共和国の保健成果はこの30年間に大幅に改善し、現在では地域の平均を概ね上回っている。この成功の鍵となったのは、政府の強力な関与と一次医療の効果的な実現であった。さらに、質の高い一次医療の優先と効果的な実現の結果として、農村部の保健成果は都市部のそれとほとんど同等である。」 [28d] (p29)

26.02 2013年8月6日に閲覧した国連人口基金 (United Nations Population Fund) (UNFPA) の「イラン・カントリー・プロフィール (Iran Country Profile)」は次のように述べている。「1979年の革命以来、イランは主要な目標の1つとして、必須医薬品およびワクチンの現地生産によって完全なジェネリックベースの国家医薬品政策 (National Drug Policy) (NDP) を採用した。MOHME は、全国民が入手可能な、安全で、効果的で、高品質で、十分な量の医薬品利用を提供する任務を担っている。」 [10s]

26.03 イランの必須医薬品リストは、2009年9月に最後に更新された。(WHO、2013年7月15日に閲覧) [28e]

26.04 2013年8月6日に閲覧した UNFPA、「イラン・カントリー・プロフィール」は次のように述べている。

「厚生省 (The Ministry of Health and Medical Education) (MOHME) は、イラン政府内で保健  
326 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

および医療教育についての管理責任を負っている。同省は、民間保健部門の活動を監督し、ライセンスを交付し、規制する法的権限を有する。」

「医療ネットワークの精巧なシステムはイラン国民の大多数に一次医療(PHC)を提供する。MOHME はイラン最大の医療実施ネットワークと医学校を保有し、運営している。MOHME は、そのネットワークを通しての医療サービスの提供、医療保険、医療教育、国内の医療システムの監督と規制、政策決定、医薬品の生産と流通、そして研究開発を担当する。」[10s]

26.05 2011年に発行されたWHOの国別協力戦略 (Country Cooperation Strategy)には以下の報告が記載されている。

「現在、国内には70の製薬会社があり、そのうちの10社は2000年以降に設立された。さらに、2008年に国内には原料メーカー44社と天然・ハーブ医薬品メーカー45社があった。1993年に4000軒だった国内の薬局は、2008年には8000軒になった。この15年間に、国内企業は、1979年の革命後から続いた独占状態を解消する一方で、基本的な医薬品の国内生産を高めてきたおかげで、医薬品に関する国内需要全体の95%を賄えるようになっていく。新種の、まれにしか処方されない薬は、赤新月社 (Red Crescent Society)、民間部門や、特定の不法行為に悩まされる人々を支援するために組織されたボランティア協会と提携している特別な店舗を通じて個別に輸入されるか、または製造されて、提供されている。現時点で、国内企業は1200品目を生産しており、MOHME は医薬品メーカーに3800の生産ライセンスを交付している。」

「しかし、製薬業界は、医薬品のコストを低く、手ごろな価格に抑えておくためにMOHMEによって課された価格統制戦略による制約を受けている。隣国の国内で生産されるジェネリック医薬品がかなりの低価格ということもあり、薬の不合理的な使用と密輸が促進されている。MOHME は過去数年にわたって製薬業界への助成金を徐々に引き下げており、このことが医薬品価格の値上がりを招いている。」[28d] (p27)

26.06 2008年8月のWHO公報は、イラン国内に約17,000軒ある「ヘルスハウス」の設立について、次のように報告している。「厚生省と提携する医療促進センター (Centre for Healthcare Promotion) の所長、Mohammad Esmael Motlaq 医師によれば、イラン・イスラム共和国の農村部に住む2300万人の90%以上が、地域医療従事者の職員を配置したヘルスハウスを通じて医療サービスを楽しんでいる。「人々は無料で一次医療サービスを楽しんでいる」と Motlaq 医師は述べる。」[28c]

農村部の「ヘルスハウス」と都市部の「ヘルスポスト」を含めて、イランにおける保健サ

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 327

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ービスに関してのより詳細な情報については、WHO の 2011 年国別協力戦略 (Country Cooperation Strategy) を参照。[28d] (p23)

26.07 2011 年の BioMed Central のある記事は、「国民の大多数は健康保険によってカバーされているものの、一部の医薬品と非医学的療法がカバーされていないという事実は、一部の貧しい患者がこうした医薬品や療法を利用する機会を妨げるかもしれない」と報じている。[126a] (p9)

26.08 2011 年 10 月の国際移住機関 (International Organisation for Migration) による「国別データ表、イラン (Country Fact Sheet, Iran)」には以下の記載がある。

「イラン・イスラム共和国が世界的な医薬品製造国の 1 つであり、新薬の生産と試験におけるペースメーカーであるという事実にもかかわらず、厚生省の監督の下で医薬品は大量に輸入されている。」

「赤新月社は一部の特定医薬品輸入の焦点として定められており、指定された薬局を通じて特別な患者にそのような医薬品を提供する。一般に、イランではあらゆる医薬品が入手可能である。医薬品は通常、ブラックマーケットでの再販売を避けるために、少量ずつしか分配されない。」 [48a] (p5)

26.09 2012 年 10 月 15 日に、ラジオ・フリー・ヨーロッパ/ラジオ・リバティ (Radio Free Europe/Radio Liberty) は次のように報じた。

「その物議をかもした核関連の活動についてイランに課された制裁は、必要な薬を入手することがますます難しくなると認めている重病患者を含めて、国民に損害をもたらすとされている。」

「イランのメディアは、同国が、癌や心臓病のような命にかかわる病気、呼吸器系疾患、血友病、および多発性硬化症を含めて、多くの病気の治療に必要とされる医薬品の不足に直面していると報じている。」

「イランの業界誌、「Tejaratnews」は、週末に、経済制裁の結果として入手困難になったと伝えられる 50 品目の輸入薬のリストを公開した。何種類かの抗生物質と少なくとも 2 種類の経口避妊薬も不足している。」

「同ウェブサイトは、国内で製造される約 40 品目の医薬薬も、入手しづらくなっていると



報告している。報告によれば、一部の癌患者と糖尿病患者が、死につながる結果を招きかねない薬の供給の停止や遅れを避けようとして、薬局から大量の薬を購入しようと試みているという。」 [42d]

26.10 BBC ニュースも 2012 年 11 月 24 日に医療品に対する制裁の影響について報じた。

「政府は国際制裁を理由に保健医療関連の財政的支援をカットしているため、イランの病院、診療所、および薬局は薬を使い果たしており、何千人もの人々の生活を危険な状態に追い込んでいる。」

「医薬品の取引は国連安全保障理事会（UN Security Council）によって課された国際制裁と米国および EU によって発表された一方的制裁を免除されているものの、イランの輸入業者は、西側の銀行が取引を処理することを拒否していると述べている。」

「血液疾患サラセミアや血友病などの疾病と様々なタイプの癌に苦しんでいるイラン人が、今のところ最もひどい打撃を受けている。」 [21r]

26.11 イラン人権国際キャンペーン (ICHRI) による 2013 年 4 月のレポート、「高まる危機：制裁の影響とイランの「経済的・社会的権利」に関する政権の方針 (A Growing Crisis: the Impact of Sanctions and Regime Policies on Iranians' Economic and Social Rights)」には以下の記載がある。

「イランの医療システムにおける危機は特に厳しくなった。イランのこの部門は、輸入に極めて大きく依存している。医療機器の在庫はほとんど完全に輸入品であり、製薬業界は、製品を製造するために使用する原料の 80 パーセントを輸入に頼っている。」

「命にかかわる病気（約 600 万人のイラン人が罹患している）を治療するために使われる高度な薬はすべて輸入される。それでも、SWIFT による金融制裁とイランの排除のため、西側の供給業者への支払いを実行することが可能なチャンネルが存在しない。」

「イラン政府は、医療部門に必須のハードカレンシーを割り当てないことによって状況を大いに悪化させている。結果として、薬と機器の深刻な不足とイランへの医薬品の輸送に大幅な遅れが生じている。癌やその他の重い病気のための最も重要な薬は現在利用できない。こうした不足とリアル値の切下げは、医療費に 350 パーセントものインフレートを生み出し、ほとんどのイラン人にとって医療はますます手が届かないものになりつつある。」 [52aa] (p13-14)

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

329

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

制裁の影響とイラン政府の方針に関する詳細については、ICHRI レポートの医薬品と医療に関する部分を参照。[52aa] (p143-151)

26.12 2013年8月20日付の外務省(FCO)からの情報は、以下の助言を伝えている。

「イランの医療部門の状態は、以前よりも流動化している。同部門はインフレ、補助金縮小、保健部門に対する部分的で遅れの生じた財政支援を含む政府の不適切な管理、および輸入にまつわる困難により、過去数年来、課題に直面してきた。しかし、イランはよく発達した、包括的な医療部門を維持している。」

「イランには民営と公立の2種類の病院がある。治療費は公立病院の方がかなり安いかもしれないが、状況に応じて、民営と公立の両方の病院を誰でも利用することができる。英国と同様に、イランでも個人の入院費、治療費、手術費は非常に高価となる場合がある。」

「雇用者が従業員のために補助金を支払う社会保障計画に患者が加入しているならば、この計画は補助金による治療と医薬品を受ける資格を患者に与える。この保険の補償はすべての公立病院と一部の民営病院に適用される。患者の寄与は相対的条件と絶対的条件の両方で増大したと伝えられる。」

「テヘランと Shiraz やイスファハンなどの他のすべての大都市には、多くの評判の良い病院がある。こうした病院には、そのほとんどが非常に経験豊かな、国際的に訓練を積んだ医師と専門家が職員として配置されている。テヘランでは、民間と公立の両方の部門で専門的なケアが受けられる。」

「国内では治療が受けられない複雑な病状について、患者は海外での医療費の支払いのために最高医療評議会 (Supreme Medical Council) に財政援助を申し込むことができる。最高医療評議会は、そのような出資援助が割り当てられるべきかどうかを決定するために、各事案を評価し、審査する専門医のグループから成る。」

「ほとんどの医薬品の価格はここ2年でかなり値上がりした。一部の特定医薬品、特に輸入ものの一時的な不足が日常的に報告されている。しかし、ほとんどの薬はイランで入手可能である。また、イランの製薬産業は過去10年間にかなりの発展を遂げた。大多数の薬の必須の原料は海外から輸入されており、医薬品は国内で生産されて、包装される。これにも政府からの補助金が与えられる。輸入薬に関しては、ヨーロッパから中国とインドの供給品への変化があった。処方されるが国際標準に従うよう気をつけるべきである。」 [26a]

330 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

制裁の影響に関するさらなる情報については、「児童」、「保健と福祉」のサブセクションも参照。

## エイズー抗レトロウイルス治療

26.13 2013年8月21日に閲覧したUNAIDSのウェブサイトにおける最近の有効な統計は2011年に関するものであり、こうした統計は、イランにはの推定96,000人のHIV罹患者が存在することを示した。そのうちの約13,000人が15歳以上である。さらに、推定8,300人の人々がエイズで亡くなった。[10v]

26.14 2012年11月20日に発行された「2012年の世界的なエイズの流行に関するUNAIDSレポート」は、イランのエイズに関するさらなる統計を含んでいる。[10o]

26.15 イラン厚生省（Ministry of Health and Medical Education）の国家エイズ委員会事務局（National AIDS Committee Secretariat）による2012年3月のレポートには、以下の記載がある。

「ARV治療：ARV薬の調達と配布は1997年に全国保健治療制度の枠組の中で始まった。イランには現在、入手可能な14種類のARV薬がある。この多様性はイランでの様々な3薬組み合わせ治療の提供を可能にしている。ARV薬の処方、前記のガイドラインを遵守する医学・科学・大学の連携による行動疾病カウンセリングセンターを通して全国どこでも無料である。患者の性別、年齢、または社会階層に基づいた利用の割当てまたは優先度のいずれについても制限はない。（国のガイドラインに従って）ARV治療を指示するように識別されて、治療を受けることを希望するすべての患者は、無料でARV治療の対象となる。[85b]

26.16 同じ国家エイズ委員会事務局のレポートには以下の記載もある。

「2010年の年末に、（518人の女性と1691人の男性から成る）2209人の患者が抗レトロウイルス治療を受けていた。2011年12月に、その数は2752人（684人の女性と2068人の男を含む）まで増えた。[85b] 同じレポートには、「スペクトルソフトウェア（Spectrum Software）による推計では、全国でARTが必要な人の数は2010年と2011年にそれぞれ2万1620人と3万5255人であった。2010年12月と2011年12月に、抗レトロウイルス治療を必要とする人全体のそれぞれ10.2%と7.8%がこの治療を受けた。」[85b]

26.17 米国国務省 (US Department of State) の 2013 年 3 月に発行された 2012 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をカバーする、「国際麻薬規制戦略レポート (International Narcotics Control Strategy Report) (INCSR) 2013」には以下の記載がある。

「イラン国内の [麻薬] 中毒率は、世界でも最も高い部類に含まれる。イラン政府は 120 万人の登録常用者と 80 万人の不定期使用者がいることを公式に発表している。他の情報筋の推計によれば、その数はもっと多いという。イランの需要縮小と治療計画は、この地域で最も可視的で、包括的な部類に入る。常用者は患者として扱われており、治療機関には数百の解毒センターとメタドン代用クリニックが含まれる。イラン厚生省によれば、静脈注射による薬物の常用は、1986 年以来同国における HIV 患者の約 70 パーセントの感染を引き起こしている。」 [4b]

26.18 2013 年 8 月 21 日に閲覧した国連薬物犯罪事務所 (UN Office on Drugs and Crime) (UNODC) のウェブサイトの情報には以下の記載がある。

「イラン・イスラム共和国は、アヘン補充療法と HIV/AIDS 予防・治療の分野のパイオニア国である。多くのコミュニティは福祉計画、ドロップインセンター、および他のイニシアチブから便益を得ている。麻薬依存者に施される治療、リハビリ、および社会的サポートのほぼ 88% が民間部門または NGO によって提供される。HIV 予防と治療で成功したプログラムは刑務所でも展開されている。」 [10c]

26.19 USSD レポート 2012 は、「HIV/AIDS の罹患者は学校や職場で差別にさらされていると伝えられる」と述べている。 [4a] (セクション 6)

イランにおける薬の入手可能性と制裁による影響に関する最新情報については、「医学的治療と薬品の利用可能性についての概観」も参照。

## メンタルヘルス

26.20 世界保健機関 (World Health Organization) による 2006 年の精神衛生システムの評価尺度 (Assessment Instrument for Mental Health Systems) [WHO-AIMS] レポートには次の記載がある。「精神衛生方針とプログラムは 1986 年に最初に編成された。主要な構成要素は提唱、促進、予防、治療、およびリハビリである。中心となる戦略は、一次医療システムの中に精神衛生プログラムを統合することであった。」 [28b] (p8) 同じレポートは、次のようにも言及している。イランの精神衛生方針の中で「必須医薬品のリストを示す。必須医薬品には、(1) 抗精神病薬、(2) 抗不安薬、(3) 抗鬱病剤、(4) 精神安定剤、および (5) 抗癲癇

332 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

薬が含まれる。」 [28b] (p10)

26.21 2011年のBioMed Centralによる調査記事は、テヘランで実施された調査の結果について報告している。同記事には以下の記載がある。

「1980年代の末期以来、イランは国民の一次医療構造の中に精神衛生ケアを完全に統合することを目指した。その目標は、階層的な、ピラミッド型の照会システムを確立して、精神衛生サービスを物理的な方法によっても充実させ、改善することであった。レポートは、非常に不十分なケースの検出を示しながら都市部での限定的な統合を指摘した。プログラムの都市部での普及率も農村部と比べて低かった（それぞれ21.7%と82.8%、2004年）。すべての精神医を含む精神衛生の専門家の大多数が現在大都市で働いているという事実にもかかわらず、サービスの実施は混乱しており、ほとんどのサービスは病院とクリニックベースである。利用者の大多数は医療志向の外来患者クリニックと精神科の病院で治療を受けている（10万人あたりの患者数はそれぞれ948人と129.4人）。リハビリやカウンセリングなどの追加サービスが提供されるデイサービス治療施設とコミュニティ居住施設で受診する利用者の率は低い（10万人あたりの利用者数はそれぞれ2.8人と6.0人）」 [126a] (p2-3)

26.22 BioMed Centralの記事は、テヘランの精神衛生施設についても次のように報告している。

「公立医科大学による監督の下で包括的な精神衛生サービスを提供している5軒の精神衛生病院がある。同市は5つの主要なエリアに分けられており（北、南、東、西、および中央）、病院は各エリアに1軒ずつある。違う部門からの、そして他の都市からの照会是一般的である。これらの病院は外来診療と同様に入院診療を提供する。大学の精神衛生病院は最も高い照会レベルを保っており、それらの設備のすべては精神衛生外来患者用施設と統合されている。患者は、彼らがどこで、治療を受けたいかを自由に決めることができる。医療費は社会健康保険によってカバーされている。保険で補償されない患者の場合も、サービスに対する料金は民間部門の病院よりも安い。」 [126a] (p3)

26.23 WHOの「精神衛生アトラス 2011、イラン・プロフィール」は、同国における精神衛生サービスに関する情報を提供している。同プロフィールには以下の記載がある。

「公式に承認された精神衛生方針は2011年に存在し、承認されたか、または最近改正された。精神衛生も一般保健方針において特に言及されている。政府の保健庁／省による精神衛生予算は保健予算全体の3.6%である。精神科病院の予算は精神衛生予算全体の16.69%である。処方規則は、一次医療医に精神治療薬の処方箋を処方するためや、継続するための権限を与える。」 [28g]

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

333

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

26.24 イランにおける精神衛生サービスの利用可能性に関して、WHOの「精神衛生アトラス 2011」は、次のように述べている。1074 の精神衛生外来患者用施設があった。92 のデイサービス治療施設があった。総合病院に 1487 の精神科用ベッドがあった。82 のコミュニティ居住施設があった。コミュニティ居住施設には 4350 のベッド／場所があった。41 の精神科病院と同病院内に 5505 のベッドがあった。[28g]

より詳しい情報と統計については、WHO 精神衛生アトラス 2011、イラン・プロフィールを直接参照のこと。

26.25 1986 年以來のイランにおける一般的な精神衛生サービスの提供に関してのさらなる予備知識については、イラン精神医学行動科学ジャーナル (Iranian Journal of Psychiatry and Behavioral Sciences) (IJPBS) の 2009 年春・夏版に掲載されている、Vandad Sharifi 医師によるレビュー記事、「イランの都市精神衛生：課題と将来の方向性 (Urban Mental Health in Iran: Challenges and Future Directions)」を参照。[17a]

制裁による影響も含めたイランにおける医薬品の利用可能性に関する最新情報については、「医学的治療と薬品の利用可能性についての概観」も参照。

## 27. 移動の自由

イランの出入国の移動に関するより多くの情報については、「出入国」を参照。

27.01 2013 年 4 月 19 日に刊行された米国国務省の「人権慣行に関するカントリーレポート 2012、イラン (Country Report on Human Rights Practices 2012, Iran)」(USSD レポート 2012) には、以下の記載がある。

「憲法は、国内の移動、海外旅行、移住、および本国帰還の自由について規定している。政府はいくつかの制限をこれらの権利に設けている。政府はアフガニスタンとイラクからの難民について国連難民高等弁務官事務所 (Office of the UN High Commissioner for Refugees) (UNHCR) と協力した。」

「国内移動：女性は、特に農村部において、一人で旅行する場合、時に公式および非公式な嫌がらせに直面した。農村部の女性の家または村の外への移動の自由は特に制限され、しばしば男性の保護者の許可または男性の付添いを必要とした。」

334 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「難民は、同国の 31 州（前年[2011 年]よりも 2 州増えた）のうち少なくとも 19 州における旅行と居住地の制限を含めて、国内移動における制限に直面した。[2012 年]4 月に、マーザンダラーン（Mazandaran）州の副知事は、アフガニスタン人が、7 月 2 日までに同州から退去するよう要求されるであろうと発表した。」

「外国旅行： 政府はすべての市民に海外旅行のための出国許可証を要求した。一部の市民、特に、その才能に需要があり、政府費用によって教育を受けた者は、出国許可を得るために担保を提出する必要がある。政府は一部の宗教指導者、宗教マイノリティのメンバー、および慎重を期する分野の科学者の海外旅行を制限した。政府は以前にも増して、ジャーナリスト、学者、野党政治家、および活動家—女権活動家を含む—のターゲットを同年に旅行禁止とし、パスポートを没収した。」

「例えば、6 月 20 日に、内務省当局は収監中の人権派弁護士 Nasrin Sotoudeh の夫、Reza Khandan と 13 歳になる娘の Mehraveh に海外旅行を禁止した。Sotoudeh が家族への嫌がらせに抗議するため、ハンガーストライキを開始してから 49 日後の 12 月に、当局は Mehraveh に対する旅行禁止を解除した。」

「追放： 多くの反体制者が自由に彼らの信念を表現するために自主亡命を実行する一方で、政府はめったに強制的な国外への追放を用いなかった。しかし、有名な女優の Golshifteh Farahani は、フランスの新聞 Le Figaro に掲載された写真で胸を露わにした後に、イランへの帰国を禁止された。彼女の Facebook ページによると、「検閲に抗議するために」彼女はポーズを取ったという。その後、Le Figaro と Facebook は問題の写真をそれぞれのウェブサイトから削除し、彼女の両親は写真が合成であったと主張した。」 [4a] (セクション 2d)

27.02 2011 年のイラン人権記録センター (Iran Human Rights Documentation Center) (IHRDC) のウェブサイト上の情報、「イランにおける移動の自由の基礎 (Fundamentals of freedom of movement in Iran)」には次の記載がある。「イランは、政治活動家と国家当局にとって脅威であるとみなされるその他の者の、同国の境界内における移動の自由を制限する。イランは、元拘留者を頻繁かつ恣意的な逮捕の対象とすることによって、または彼らに裁判所または警察署への登録を要求することによっても、個人の移動の自由を妨げる。イランは、個人が同国から出国することを恣意的に妨げることによって、個人の移動の自由を妨げる。」 [51g]

## 28. 外国人難民

28.01 2013 年 4 月 19 日に刊行された米国国務省の「人権慣行に関するカントリーレポート

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 335

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ト 2012、イラン (Country Report on Human Rights Practices 2012, Iran) (USSD レポート 2012) には次の記載がある。「同国の法律は有資格の志願者に保護施設または亡命者としての身分を与えるのための方法を提供する。同国政府は難民に保護を提供するためのシステムを保持していると伝えられる一方で、UNHCR[国連難民高等弁務官 (United Nations High Commissioner for Refugees)] は、同国がどのようにして保護施設の決定を下したかについていかなる情報も得ていなかった。」 [4a] (セクション 2d)

28.02 2012年11月7日に閲覧した、日付のない2012年のUNHCRによるイランのカントリー・オペレーション・プロフィールには以下の記載があった。

「イラン・イスラム共和国は、30年以上にわたって同国に住んでいるアフガニスタン人から成る、世界最大級で、最も長期間滞在する難民人口を抱えている。イラン・イスラム共和国のほとんどの難民は都市部で生活しており、定住地で暮らしているのはわずか約3パーセントにしか過ぎない。」

「UNHCRは2002年以来、ほぼ886,000人のアフガニスタン難民が自発的に帰国するのを援助してきた。イラン・イスラム共和国、アフガニスタン、およびUNHCRによって署名された三国協定の保護の下で本国送還は続いている。」 [10r]

28.03 2013年6月に発行されたそのグローバルレポート2012の中で、UNHCRは、824,100人のアフガニスタン人と44,100人のイラク人を含めて、イランには全部で868,300人の難民がいると述べている。」 [10y]

28.04 2012年7月25日付の平和紛争研究所 (Institute of Peace and Conflict Studies) によるレポートは、アフガニスタン難民に対するイランの方針を考察して、以下のように述べている。

「イラン政府は、アフガニスタン難民にいくつかの制限を課し、同国での彼らの生活費を増大させる措置を講じることによって本国送還を誘発しようと試みている。そのような措置としては、医療、失業保険、および無償の教育の利用に対する補助金の削減と、イラン人が不法滞在のアフガニスタン人を雇うことを禁止する法律の制定が挙げられる。同時に、政府からアフガニスタン難民に交付される労働許可証の数は大幅に削減されており、以前に出された許可証を更新するためのコストは急に引き上げられている。このことで、より多くのアフガニスタン難民が追放に影響され易くなっている。また、一部のイランの州—最近ではマーザンダラーン (Mazandaran) 州—または都市にアフガニスタン人が暮らすことを禁止することによって、「アフガニスタン人のいない州」の数がかなり増えている。これ



らの措置は政府に対する批判者によって人種偏見的であり、差別的であると弾劾されている。」

「イランは近年多くの強制的な本国送還の動きを示しており、政府は不法滞在の難民を追放するように努めているだけであると主張するものの、適切な法律書類を備えたアフガニスタン人の追放に言及しているレポートもある。」 [127a]

28.05 USSD レポート 2012 には次の記載がある。「報告によれば、ほとんどの州は難民の移動に制限を課しており、国内の 31 州のうち 19 州は、難民に対して部分的にまたは完全に閉ざされている。当局は一般に、「立入禁止区域」にいる登録済みの難民に対し、時に同国の他の地域の難民定住地に再転居するか、または本国へ帰国するかのいずれかを要求する。」 [4a] (セクション 2d)

28.06 2012 年の UNHCR カントリー・オペレーション・プロフィールは以下のように報告している。

「2011 年 6 月に、イラン政府は[身分証明]カードの有効性を 1 年間に延長し、Amayesh 居住許可を労働許可証の発行と結び付けて、アフガニスタン難民を再登録しはじめた。UNHCR から財政支援を受けられるこうした施行の間に、政府は、地方自治体税と学校授業料の支払いを免除されるべき弱い立場の難民を識別した。このような料金は、登録されたアフガン難民にとっては通常義務化されている。」

「2011 年 5 月に、政府と民間保険会社との協定に続いて、UNHCR はイランで難民の健康保険計画を開始した。計画は、難民に無料の一次医療を提供する厚生省のプログラムに対する UNHCR の支援を補強する。UNHCR は各政策コストの約 40 パーセントに寄与しており、難民が残りを支払うことによって、それは二次、三次の医療保健ケアをカバーする。保険計画によって、難民の医療請求書の 70 パーセントを保険会社が返済することが可能になる。」 [10r]

28.07 2012 年の UNHCR カントリー・オペレーション・プロフィールは次のように報告している。「2011 年 6 月に、イラン政府は[身分証明]カードの有効性を 1 年間に延長し、Amayesh 居住許可を労働許可証の発行と結び付けて、アフガニスタン難民を再登録しはじめた。」 [10r] 2012 年に、「UNHCR とイラン・イスラム共和国政府はアフガニスタン難民の再登録を完了し、合計で約 850,000 枚の Amayesh 難民カードを発行した。Amayesh カードとアフガニスタン国民のパスポートの保持者は、一時的な労働許可証を申請することができた。」 (UNHCR、グローバルレポート 2012、2013 年 6 月) [10y]

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 337

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

28.08 USSD レポートには次の記載がある。「法律上登録されたアフガニスタン難民 (Amayesh カード保有者)は、同国で働くことを許された。多くの難民は日雇い労働者として、または農業などの他の未熟練の仕事に就いて働いた。」 [4a] (セクション 2d)

28.09 2013年6月に発行された UNHCR グローバルレポート 2012 には次の記載がある。「難民は、以前よりも国の教育施設への登録が認められるようになり、330,000人以上が学校に入学している。850,000人を超える難民が基本的な一次医療を利用できるようになっており、およそ 330,000人が UNHCR と厚生省との協力の結果、二次、三次の健康保険の対象として便益を受けている。」 [10y]

28.10 しかし、同じ UNHCR のレポートは、2012年における次のような制約についても言及している。

「イラン・イスラム共和国の難民の社会・経済的状況は、国、インフレ、および国際制裁による経済の変化のせいで影響を受けている。報告期間に、銀行は、本国帰還補助金を難民に支払うために UNHCR にハードカレンシーを提供することができなかった。ハイパーインフレーションは活動のコストを増大させており、そのせいで UNHCR は、当初の計画よりも少数の難民にしか補助金を提供することができなかった。公共医療サービスの値上がりするコストは、政府が、多くの重大な病状に苦しんでいる難民に直接的な補助を提供するのを停止すると決めた理由の1つであった。」 [10y]

28.11 基本的サービスへのアクセスに関して、USSD レポート 2012 は以下のように記載している。

「UNHCR と組んで実施された健康保険システムを通して登録された難民は、厚生省から無料で一次医療を受けた。保険制度はほとんどの難民に専門的なケアも提供した。難民キャンプは避難民に教育サービスも提供した。NGO のジャスティス・フォー・イラン (Justice for Iran) は、6月20日のレポートにおいて、難民カードのない者は、彼らが違法な出稼ぎ労働者と見なされた場合、公的な学校教育または医療の資格を有しないと主張した。ジャスティス・フォー・イランは、政府が時に登録されたアフガニスタン難民の児童についての授業料を課し、難民の児童が、政府が時に閉鎖を強制する違法な、自主運営の学校で勉強するように一部の児童を促したことも報告した。国内のほとんどの州は難民に居住地制限を課した。それは事実上、そうした州における難民の公共サービスへのアクセスを禁止した。」 [4a] (セクション 2d)

28.12 USSD レポート 2012 には次の報告がある。「出稼ぎ労働者、ほとんどの場合アフガニスタン人は、最低賃金報酬未満、賃金の不払い、および強制的な残業を含めて、虐待的な労働条件に従わせられた。」 [4a] (セクション 2d)

## 身分証明書

28.13 2009 年 6 月 17 日に発行された米国難民・移民委員会 (United States Committee for Refugees and Immigrants) の「イランにおける世界難民調査 (World Refugee Survey on Iran) 2009 (USCRI 2009)」には次の記載がある。「イランは、神学生、イラン・イラク戦争で障害を受けた者、聖戦での殉教者の親族、またはイラン国民の配偶者に対して、特殊な身分証明書(SID)を発行して特権を認める。登録された難民の児童は、学齢に達すると難民カードを受け取る。法執行当局、司法組織、地方自治体はすべて 2008 年の登録で発行した住居カードを認めている。」 [35a]

28.14 イラン国内のアフガニスタン人の第 2 世代について調査するアフガニスタン人調査評価部 (Afghanistan Research and Evaluation Unit) が 2008 年 4 月に発行したレポートは、外国人・外国からの移民局 (Bureau for Aliens and Foreign Immigrants Affairs) (BAFIA) が複数種類の ID カードを発給している理由を、以下のように説明している。

「身分証明 (ID) カードとは個人の識別に関して外的な手段となるとともに、その個人の性格をも記録するものである。1970 年代末にアフガニスタン人がイランに来るようになって以来、BAFIA は色の異なる各種の ID カードを発給している。たとえば 1979 年から 92 までは、イランに入国する大半のアフガニスタン人には「ブルーカード」を発給していた。これは、自分の意思によらない移民つまり *mohajerin* としての身分を示すものである。ブルーカードの所持者には、無期限で合法的にイランに滞在する許可が与えられた。1995 年まで、ブルーカードの所持者はヘルスケアと食料については補助を受けることができ、初等・中等教育は無料であったが、自分の事業を営営することや街頭で販売をすることは禁じられた。また彼らが雇用してもらえらる仕事は、低賃金の単純作業に限定された・・・子供を学校に就学させるため、また ID カードに登録されている場所以外に旅行するには、ID カードが必要とされる。回答者には BAFIA から各種の色 (ピンク、赤、緑、ゴールド) ID カードが発給されていた。各色は、発行年と有効期限を表している。・・・こうした回答者が所持するカードの各色の特徴を、以下に示す」

「・ Amayesh ID (ピンクカード) : BAFIA が 2003 年から発給しており、イランに住むアフガニスタン人の過半数はこの Amayesh ID カードを所持していると言われる」

「・ Amayesh ID (ゴールドカード) : BAFIA の発給するゴールドカードを所持する者に

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 339

は、イランで銀行口座を開設する権利など特別な権利が認められる。アフガニスタンの聖職者や政府要職にあったものなど、位の高いアフガニスタン人に対して発給される」

「・ 教育パスポート： 大学や宗教学校がアフガニスタン人学生に対して発行するもので、フルタイムの在籍学生であることを示す」

「・ イラン国籍 ID (shenasnameh)： アフガニスタンのパスポートを持つアフガニスタン人と（イラン人と）の国際結婚による子供で 18 歳以上の者に対して、BAFIA が発給するカードである」 [110] (p49)

## 29. 市民権と国籍

29.01 米国人事院 (US Office of Personnel Management) (USOPM) の 2001 年のレポート、「世界の市民権法」は、イランでの市民権はイラン民法に基づいて以下のように規定されると述べている。

「出生によって： 一般には、イラン領土内で生まれたからといって自動的にイラン市民権が得られるわけではない。以下に、イラン領土内での出生によってイラン市民権が得られる例を示す。

「出生児の親が不明である場合」

「イラン領土内で生まれたが市民権のないいずれかの親から生まれた子供」

「イラン市民権のないいずれかの親から生まれた子供で、18 歳になった時点以降に引き続きイランに 1 年以上居住する者」

「血縁によって： イラン国籍の父親の子供は、その出生地とは無関係に、血縁上の理由からイラン国籍となる。

「結婚： イラン国籍の男性と結婚する外国籍の女性はイラン国籍を取得できる。

「帰化によって： イラン国籍は以下の各条件を満たせば取得できる。少なくとも 18 歳に達し、5 年以上イランに居住しており、兵役を不当に逃れておらず、出身国においても居住国においても重い犯罪の有罪判決を受けていないこと。帰化した市民の妻や（18 歳未満）の子供も、イラン国民と見なされる。」 [32a]

29.02 同じ出典は、二重国籍は認められないとしながら、以下の例外について述べている。

「イラン人の父親を持つ子供は、イラン国内で出生しようとも海外で出生しようとも、イラン市民と考えられる。外国籍の女性がイラン人男性と結婚した場合、申請があろうとも

340 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

なかろうとも、彼女は自動的にイラン市民と考えられる。」 [32a]

29.03 市民権の喪失に関して、USOPM レポートは自発的および非自発的喪失について以下のように言及している。

「自発的：自発的にイランの市民権を放棄しようとする者は25歳に達し、兵役を履行し、イラン国内においてすべての問題を解決し、閣僚評議会（Council of Ministers）の許可を取得していなければならない。市民権の放棄のための規則はイランの国内法において定められているものの、実際の経験では、評議会の許可を得ることが困難であり、したがってイラン市民権の法律上の放棄が妨げられることを示している。

「非自発的：外国籍の自発的な取得はイラン国籍の自動的な喪失を導かない。イランの国内法によれば、訴訟手続をしかるべく遵守せずに外国籍を取得するイラン国民はイラン政府によって認められる市民権の放棄を果たせない。政府の見地から、男性（そして、場合によっては彼の妻と子供）は、市民権についての新しい国の個々の立場を問わず、いまだにイラン国民と見なされる。」 [32a]

29.04 2006年9月24日に、イラン議会はイラン国籍の母親と外国籍の父親とのあいだに生まれた子供が、18歳に達した時点でイラン国籍を取得できる法律を可決した。（Gulfnews.com, 2006年9月25日） [20a]

29.05 2005年7月付のユニセフ（United Nations Children's Fund）（UNICEF）のレポート、「イランの出生記録」は、イラン国籍に関する法律について説明している。

「民法第976条は下記の人間をイラン国籍とみなしている。

「1. 外国籍が証明された者以外のすべてのイラン在住者。これは、国籍の書類がイラン・イスラム共和国により異議を申し立てられないもので、外国籍が確実なものを指す。

「2. 出生地を問わず、父親がイラン国籍である者。

「3. 両親が不明だがイランで出生した者。

「4. 両親はイラン国籍ではないが、両親のいずれかがイランで出生し、当人もイランで出生した者。

「5. 18歳に達する前に少なくとも1年間イランに居住したことがある、イラン国籍ではない父親を持ちイランで出生した者。

「6. イラン国籍の男性と結婚したイラン人ではない女性。

「7. イラン国籍を法律に従い取得した、以前はイラン国籍ではない者。

「注：両親が外交官や領事館職員の子供はこの条の4と5の対象にはならない。」

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

341

「民法第 977 条では、第 976 条 4 に規定される者が 18 歳になり父親の国籍を取得したいと希望する場合、この者は、取得申請書を作成し、父親の国籍の国の政府が同人の国籍を認めることを声明した父親の国の政府の承認をその申請書に添付して、1 年以内に、外務省に送らなくてはならない。」

「第 976 条 5 に規定される者が 18 歳になり父親の国籍を取得したいと希望する場合、この者は、取得申請書を作成し父親の国籍の国の政府が同人の国籍を認めることを声明した父親の国の政府の承認をその申請書に添付して、1 年以内に、外務省に送らなくてはならない。」

「国籍の授与・・・大部分の国家は生地主義（文字通りに訳すと土地の法律となる）や血統主義（血統の法律）やこれらの 2 つの組み合わせに従い、国籍を与えている。民法では、イランの国籍は、ほとんどの場合父系の血統に従い与えられ、子供は母親の国籍を得ることができない。」

「イランは、他の国家が国籍を与えない場合や子供がこの権利取得の申請ができずに、両親のいずれかの国籍を授与されなくてはならない場合、子供はその子供の生まれた国の国籍を取得しなくてはならないと定めた 1961 年無国籍削減協定を批准していない。これまでは、そうしなければ、無国籍になる子供の国籍取得を保障するためのイラン登録法は何の対策も講じなかった。外国人と結婚して捨てられた女性の子供たちは、法律が優先するため、しばしば国籍や出生証明書がないままである。」

「民法第 1060 条に従うと、外国人とイラン人女性の結婚について法律上の禁止事項はないが、政府が特別許可書を与えた場合のみ、許可される」 [10h] (p7-8)

29.06 USSD レポート 2012 には以下の記載がある。

「市民権は、子供の出生国を問わず、子供の父親に由来する。一般には、国の領土内で生まれたからといって自動的に市民権が得られるわけではないが、出生児の親が不明である場合、両親に市民権がなくても、少なくともいずれかの親が国内で出生している場合、または、市民権のない親から生まれた子供が 18 歳になった時点以降に引き続き国内に 1 年以上居住する場合を除く。出生登録法は、すべての出生児が 15 日以内に登録されることを要求している。UNICEF によれば、2005 年には出生児の 13 パーセントが届け出られていなかった。より新しい統計で利用可能なものはない。」 [4a] (セクション 6)

342 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

29.07 同じレポートには次の記載もある。「女性は市民権を彼らの子供または非市民の配偶者に与えることができない。報道によれば、アフガニスタン人の男性と結婚したイラン市民の女性は公式には 30,000 人いるとされるが、実際の数はおそらくはるか多い。結果として、難民身分証明書を持たない子供が 32,000 人以上も存在している。こうした子供は実質的に無国籍状態にあり、政府による支援、教育、医療、または旅行証明書を受けることを禁止されている。」 [4a] (セクション 2d)

29.08 2010年3月3日に発行されたフリーダムハウス (Freedom House) (FH) によるレポート、「中東・北アフリカにおける女性の権利 2010—イラン」には以下の記載がある。

「女性は国籍と市民権を子供や夫に引き渡すことができない。子供の国籍と市民権は父親を通じてのみ決定される。イスラム教徒の男性は法律の問題または国の介入なしで非イスラム教徒の女性と結婚することができるが、その場合、妻の宗教と市民権は彼女の夫を通して決定されると仮定される。イスラム教徒の女性は、以前に非イスラム教徒だった男性と、男性がイスラム教に改宗したことが証明される場合にのみ結婚できるが、このような場合でさえ、非イラン国籍の男性は彼のイラン国籍の妻を通して市民権を得ることはできない。これらの市民権の制限は数千人のイラン人女性に影響しており、特にアフガニスタンまたはイラクの難民と結婚したイラン人女性を中心に、非イラン国籍の男性と結婚したイラン国籍の女性を国外に追いやることにつながっている。イランは近年、数百万人にのぼるそのような難民に母国へ帰還することを強制しているため、多くのイラン人女性はその出身国と非イラン国籍の夫と子供のいずれかを選択することを強いられている。」 [112c] (非差別と正義へのアクセス)

29.09 2012年5月7日に、Payvand ニュースは次のように報じている。

「イラン議会が可決した新立法は、イラン国籍の母親と外国籍の父親から出生した子供に永住権を認めている。Khaneh Mellat のウェブサイトは、同法はこのような子供に、教育、健康保険、社会保障、政府からの現金給付についての権利を付与するものだが、それでもこうした子供に自動的にイラン市民権が与えられるわけではないと伝えている。」

「以前の法律によれば、イラン国籍の女性と外国籍の男性に誕生した子供は 18 歳に達した時点以降にイランの市民権を申請することができたものの、それまでは居住権とすべての市民権に関する権利を許されなかった。新しい法律は、そのような子供に市民権を与えることを広く期待されていたものの、そうはならなかった。現在までのところ、イラン国籍の母親と外国籍の父親に誕生した子供は、イランに旅行するためにはビザを取得する必要があり、子どもが母親と一緒に恒久的にイランに暮らしたくても、居住許可問題に直面す

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 343

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

る。イラン国籍の父親と外国籍の女性に誕生した子供にはそのような制限はない。」 [130e]

## 身分証明書

29.10 2012年5月4日にテヘラン・ビューロー (Tehran Bureau) のウェブサイトに投稿された、イラン人のある選挙アナリストによる記事には以下の記載がある。

「長年にわたり、イラン国民は彼らの shenasnameh (パスポートに類似する文書) を提示することによって投票を行ってきた。一般に、有権者は、shenasnameh を提示することによって国内のどこでも投票をすることができ、そのような時にはスタンプが押された。イランは個別の有権者登録リストを管理しておらず、また、国は有権者が特定の場所で投票をすること要求していない。shenasnameh は一般に、人の出生時に出生地で発行されるため、イラン人はしばしばこれを「出生証明書」と称する。特に地方では、あまり系統的に実施されているようには見受けられない shenasnameh の発行について、発行を担当する地方の官庁は国家当局に報告することを責務としている。shenasnameh を紛失したとの報告があれば、通常は地方の官庁が再び新しい文書を発行することができる。その事実や他の多くの理由から、内務省は 2008 年以来、shenasnameh に加えて、固有の番号と写真によって全国的なデータベースに記録される国民身分証明書 (cart-e melli) を 15 歳以上のイラン人各自に発行した。」 [118b]

29.11 2012年9月9日付の中東コンサルタント・サービス (Middle East Consultancy Services) のウェブサイトにおける情報には以下の記載がある。

「イラン当局は、ほぼ 10 年前に国民 ID の発行を開始した。今日、すべてのイラン国民は、出生証明書に加えて国民 ID カードも持つ必要がある。各国民 ID カードは、各カードの所有者専用の 10 桁の ID 番号を記載している。イランの国民 ID カードは、Sazman Sabte Ahval、個人出生登録庁によって発行される。この ID 番号は、パスポートや結婚証明書、土地の登記書の発給などの様々な機会に当局が提示を要求する。各個人はこの ID 番号によって追跡され、特定されうる。」 [57a]

## 30. 偽造文書および不正入手文書

30.01 2013年2月に発行された、デンマーク移民局 (Danish Immigration Service)、ノルウェーLANDINFO (Norwegian LANDINFO)、およびデンマーク難民評議会 (Danish Refugee Council) によって 2012年11月9日から20日まで、および2013年1月8日から9日まで実施されたイラン・テヘラン、トルコ・アンカラおよび英国・ロンドンについての事実調

344 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



査任務による共同報告書、「法的問題および出国手続、並びにキリスト教への改宗、クルド族に関する問題、および 2009 年の選挙後の抗議者について」（デンマーク事実調査レポート 2013）には以下の記載がある。

「ある西側の大使館職員 (1) は、イランで法律書類を購入し、不正な方法で本物の文書を得ることは可能であると述べた。情報筋は偽情報を含む本物の文書と偽造文書を区別していた。通常、どのようなスペルミスもない文書は偽物であると見抜かれるものだという。」

「イランからの出国の問題について、国際社会とのつながりを持つある高学歴のイラン女性性は、偽造文書を購入することは可能であるものの、これが例えばパキスタンなどの他の国ほど一般的ではないと述べた。彼女は、Schengen ビザを売った、つまり、国の中に人を入れるためにサービスを提供した会社について耳にした。これは、例えば 15~20 人のより大きなグループが「大きさに応じて」ビザを得ることを可能にする、外国でのイベントまたは展示会を手配している会社であった。ビザの一部は、その後、彼らがイランには戻ってこないであろうと知っていた人に 7~8 米ドルで売却された。」

「アンカラの米国大使館の領事官によれば、文書は、贈収賄とコネを通せばイランへ持ち込みやすいという。贈収賄を通じて文書を交換することもやはり可能である。例えば、米国の市民との結婚による移住の申請者が、公務員への賄賂によって彼らの文書からイランでの現在の配偶者に関する言及を消去することができたケースを関係筋は目撃している。」

「アンカラの米国大使館の領事官は、公民履歴書の場合も同じであるとコメントした。情報筋は、しばしば所与の公民履歴書を、彼らに現実的ではないほど短期間にその文書入手させることだけを目的として、申請者に要求した。情報筋は、一部の文書が簡単に偽造される一方、その他は、申請者が証明する必要のあるものは何でも記載するために贈収賄によって不正に得られた本物の文書であろうと推測する。」 [86a] (p68)

30.02 2009 年 5 月 6 日付のカナダ移民難民委員会 (Canadian Immigration and Refugee Board) (CIRB) による回答で、イランの偽造法廷文書に関する以下の情報が述べられた。「AI [アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International)] は、イランにおいて偽造または虚偽の法廷文書を手入手することが比較的困難であるとの情報を何も得ていない。事例証拠は、イラン国内では、文書の起源が法廷または官庁の登記官への参照によって容易にチェックされうるため、偽物がめったに使われないことを示唆する。イラン国外で見つかった偽造法廷文書がイランの国内で作成されているかまたは国外で作成されたものかを判断することは不可能である。」 [2a]

30.03 2009年5月6日付の同じ回答でCIRBによって意見を求められた他の2人の情報源、イラン人権国際キャンペーンとロンドンに法律事務所をもつ弁護士は、イランの偽造文書の情報にはまったく信用が置けないと述べた。[2a]

「出入国」と「汚職」も参照。

## 31. 出入国

このセクションは、「移動の自由」と関連して読むこと。

### 合法出入国

31.01 2013年2月に発行された、デンマーク移民局（Danish Immigration Service）、ノルウェーLANDINFO（Norwegian LANDINFO）、およびデンマーク難民評議会（Danish Refugee Council）によって2012年11月9日から20日まで、および2013年1月8日から9日まで実施されたイラン・テヘラン、トルコ・アンカラおよび英国・ロンドンについての事実調査任務による共同報告書、「法的問題および出国手続、並びにキリスト教への改宗、クルド族に関する問題、および2009年の選挙後の抗議者について」（デンマーク事実調査レポート2013）では以下のように報告されている。

「パスポート・ビザ局の局長、Hossein Abdy氏によると、イラン国民が取得することができるパスポートには3種類ある。すなわち、政府の役人に発給されるサービスパスポート、外交旅券、および一般のパスポートである。すべてのイラン人は、パスポートを取得する権利を持っており、必要な文書をすべて完備した各自の申請書を提出することによって取得することができる。申請書は、警察の一部である総合パスポート局に提出する。そのような申請に必要とされる文書は、申請書自体、国民身分証明書の写しと写真2枚、Shenashameh、および国民IDカードを含む。申請者は、各自の身分証明書の原本を持参して、パスポートの申請書の受理を担当する警察の部署に自ら赴き、申請書を提出しなければならない。この過程で、当人の身元証明は当人についての書類を自分自身で提出することによって立証される。」

「Mr. Hossein Abdy氏は、文書に示されている情報が、国家身分登録データベースで入手可能な情報（これに基づいてパスポートが発行される）と一致していることをパスポート局はチェックするであろうと説明した。パスポートは5年間有効である。」

「各自のパスポートがいったん発給されたら、当人はイラン国外を旅行することができる。」

346 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

イラン民法によれば、18歳未満の者は出国のために、従ってパスポートを発給されるために各自の保護者の同意を得なければならない。」[注。Hossein Abdy氏は、「イランの法律によると、18歳未満のすべての人は、パスポートの発給を受けるために父親の同意を得ることを要求される」と述べたとも伝えられている。[86a] (p73)]

「出口のスタンプについて、Hossein Abdy氏は、出国スタンプはイランからの出国時に出発日を記載してパスポートに押されると説明した。これはイランへの入国時にも同様であり、入国日を記したスタンプがパスポートに押される。」[86a] (p70-71)

31.02 2013年6月20日に閲覧した2013年付のイラン外務省 (MFA) の領事館部門のウェブサイトはパスポートに関する情報を提供しており、より詳細な情報を求めて直接アクセスすることができる。[128a]

31.03 妻の海外旅行に対する夫の同意に関して、デンマーク事実調査レポート2013は次のように報告している。

「パスポート・ビザ局の局長、Hossein Abdy氏によれば、夫の同意は、妻のパスポート交付申請書の提出に関連して妻に夫が同伴して本人が直接同意を示すことによって与えることができるという。または代わりに、夫が公証人のもとを訪れて同意書に署名をし、これをパスポートの申請時に妻が提出することによっても可能である。」

「Hossein Abdy氏は、夫の同意の規則は、イラン国内に住居を有する女性に適用されると述べている。イラン国外に住居する女性については、この規則は適用されず、外国に住んでいる女性は、パスポートの発給を受けるために彼女の夫による同意を提示することは一切要求されない。法律の目的は、エンティティとしての家族を保護することである。」

「Hossein Abdy氏によれば、夫によって与えられた同意は5年間有効である。すなわち、パスポートの有効期限と同じ期間である。夫によって与えられたそのような同意が無効にされうるかどうかという質問に対しては、夫が妻との間に未解決の問題を抱えていて、同意を無効にさせるために法廷に訴えるという選択肢があると、さらに説明された。しかし、夫がイラン国外に住んでいるならば、彼は自らの同意を無効にさせることができない。」

「Hossein Abdy氏はさらに、パスポート保持者の住居の場所が各自のイランのパスポートに記載されると説明した。ある人の住居の場所がイラン国外、例えばデンマークにあるならば、これはパスポートに記載される。Hossein Abdy氏は、女性がイラン国外に彼女の永久的な住居の場所を持っているならば、誰からの許可も必要ではないと説明した。」[86a] (p71)

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 347

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

31.04 デンマーク事実調査レポート 2013 には以下の報告もある。

「女性が旅行するために彼女の夫から得る必要がある許可について、国際社会とのつながりを持つある高学歴のイラン女性は、夫が公証人の前で書類に署名すればよいと説明した。夫は「一度限り」のチェック欄か「恒久的」のチェック欄のどちらかに印を付けることによって、パスポートの有効期間にわたって 1 回の出国か、または無制限の出国のいずれかに同意する。しかし、同意が「恒久的に」与えられても、妻がイランから出るのを妨げるには、空港セキュリティに電話をかけるか、または手紙を届けるだけである。夫は、空港セキュリティのどのようなレベルの人でも呼び出し、適切な人に向けて同意を撤回すれば、彼の妻が去るのを妨げることができる。彼は彼の身分証明書 (Kart e- Melli) のコピーと手書きの供述書を提出するように求められる。これは、妻が家を出た時点から彼女が空港に到着する前までに手配することができる。彼女はパスポートコントロールから出ることを許されず、彼女が出国できるようになる前に問題を解決するように命じられる。この状況は、主に高所得層と中間所得層の女性に影響する。低所得層の女性はまだあまり影響されなかった。これらの女性は旅行することに慣れておらず、他の言語を知らないため、自分自身でイランの国外へ旅行する勇気がないだろう。高所得層と中間所得層の女性は、例えば離婚または夫からの虐待を理由に国を去ることに決めている者もあるだろう。そして、離婚と虐待は共にかなり数が多いので、相当の数の女性に影響されているというのが彼女の印象だった。」 [86a] (p71-72)

31.05 同じ情報源はさらに述べている。「子供について、イラン国外で自分の子供を引き取れることを望む母親は、そうするために子供の父親から同意を得なければならない。パスポート・ビザ局の局長、Hossein Abdy 氏は、法廷が他に裁定しない限り、父親は子供の法律上の保護者であるため、いつでも彼の子供と一緒にイラン国外に旅行できると述べている。」 [86a] (p72)

父親の同意なしに国外へ子供を連れ出す女性に起こりうる結果に関するさらに詳しい情報については、デンマーク事実調査レポート 2013 を直接参照のこと。 [86a] (p72-73)

31.06 デンマーク事実調査レポート 2013 はイマームホメイニ (Imam Khomeini) 国際空港における保安対策についての情報も示している。

「ある西側の大使館 (5) の職員によれば、十分な関連書類がそろっていないまま、少なくとも彼らの知らないうちに、イマームホメイニ国際空港で空港当局を通過することは可能ではないという。彼の知る限りでは、結局のところ違法な移民として終わるほとんどのイラン人が彼らの原本とともにイランを去ったとのことである。情報源は、一定の国への本

348 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

物のビザを取得することによって、または偽造されたビザを得ることによって、このような事態は起こると説明した。さらに、イラン人にとってビザ要件がまったく存在しないトルコに多くは進み、そこから偽造文書を使って先へと進む。多くのビザ不正が偽造されたビザまたは偽情報によって得られたビザという形で行われていると付け加えられた。情報源は、偽造されたパスポートによってイマームホメイニ国際空港から出国することが可能だとは考えていなかったものの、賄賂を使って空港から抜け出すことができる者がいる可能性を除外しないだろう - その金額はおそらく高いだろうが。情報源は、その額が8千~1万ユーロほどであるかもしれないと示唆した。情報源は、空港から抜け出る道を買収するには、それなりのコネも重要に思われると付け加えた。平均的なイラン人が必要な賄賂を贈ることができるかどうかと質問されると、職員はこう言った - イランでは誰もがコネを持っている、と。情報源は、多くの違法なイラン移民がオリジナルの国家パスポートを使ってイランから国外へ去ったと指摘したが、外国の偽造パスポートを使用する者の例もあった。」 [86a] (p67)

31.07 保安手順に関して、デンマーク事実調査レポート 2013 は次のように説明している。

「ある西側の大使館 (5) の職員は、イマームホメイニ国際空港における保安手順に関して、空港当局と航空会社がパスポートとビザの両方で別個の文書チェックを実施していると説明した。しかし、航空会社によって実施されるチェックは、具体的に言ってみれば、かなりの程度、航空会社次第で決まる。当局によるビザのチェックに関して、情報源は、当局はこの点について有能ではないので、チェックは全然役に立っていないと気付いていた。」 [86a] (p67)

31.08 デンマーク事実調査レポート 2013 はさらに次のように説明している。

「人がいつイランから出国できなくなるかという問題について、Hossein Abdy 氏は、パスポートが発給されて当人にわたされる場合、その人は出国することができると述べた。当人についての出国を防止する法廷評決があるならば、警察は、その事実を当人に知らせようとするだろう。警察が問題の人物と接触することができなければ、その人は、自分自身が出国することができないことを所定の当局から出発の間に伝えられるだろう。問題が法廷で解決された後に、その人は再び旅行することができる。法廷によって判決が下される前に保釈された人はイランから出国できるのかどうかと質問されると、Hossein Abdy 氏は、そのような人が出国できるかどうかは保釈の内容次第であり、この点に関して起こりうる問題について、保釈を認めた法廷によってはっきりと述べられている事柄によって決まると説明した。」 [86a] (p69)

イランから出国する若者に対する制限に関する情報については「兵役」も参照。

31.09 デンマーク事実調査レポート 2013 はさらに次のように言及する。

「AIIS [アムネスティ・インターナショナル国際事務局 (Amnesty International International Secretariat)] は、同組織はイランからの出国に関する問題についてほとんど知識を得ていないと述べた。係争中の刑事事件があれば、法律は、人が公式な経路を通じて出国することを許さない反面、当局は、実際には 2009 年以来そのような個人がイランを去ることを可能にするために、そうした制限を解除しているように見受けられる。」

「デモ活動に参加した人が出国を認められる可能性の有無について、西欧諸国の某大使館職員(3)が述べたところによると、著名なデモ活動家が合法的に出国できるという例もあり得るが、当局が単に彼らを追い払っただけという場合がそうである。」

「ある人に対して旅行禁止命令が出されているかどうかを出国間際でチェックする方法を当局は持っているかどうかと質問されると、パスポート・ビザ局の局長、Hossein Abdy 氏は、場合によって法廷は、禁止命令を出すまでに最高 3 ヶ月かかるかもしれないと述べた。出国のような禁止を実施するのに時間がどれくらいかかるのかは、個々のケースの状況に大きく依存している。例えば殺人に関係する事件で、国境地点にできるだけ速く警報を出す必要があるような、緊急のケースが生じるかもしれない。政治的な活動に携わっている者はいかなる出口禁止も受けないと、Hossein Abdy 氏は言う。」 [86a] (p70)

31.10 イラン人権記録センター (Iran Human Rights Documentation Center) の 2010 年 8 月のレポート、「イランの女権運動の沈黙 (Silencing the Women's Rights Movement in Iran)」には以下の記載がある。

「イランの刑事訴追手続の第 133 条は、自らの係る告訴事件が進行中であれば（そして当人が保釈かまたは第三者の財政的保証によって仮釈放中であれば）、個人は外国を旅行することを禁止される場合があると規定する。イラン旅券法によれば、「人は出国のためにパスポートを発給されないであろう…（もし）司法当局の告示書によって当人が出国を禁止されていれば」。このような人物が、この法律によって、出国しようと試みてすでにパスポートを発給されているならば、「パスポートは没収されて」当該者に対する旅行の制限が解除されるまで「当人は国を離れることを許可されない。」

「…イランからの出国を禁止されている人々の代理人を務めるイランの弁護士、Mohammad Saleh Nikbakht は、最近のケースでは、禁止を導入する判事命令はなかったように見受けら

350 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

れると報告している。「政治・人権の活動家、アーティスト、作家、および他の市民活動家は…出国を禁止されている。しかし、これまでのところ彼らに対する出国禁止の理由は発表されていない。Nikbakht は、そのような人々は彼らのケースを追跡するために様々な機関に照会されるものの、無駄に終わると言い足している。Nikbakht によれば、禁止命令を出す当局は決して公表されない。」

「訴訟手続が行われていない活動家は空港で彼らのパスポートを没収された。例えば 2010 年 3 月に、83 歳のイランの詩人 Simin Behbahani は、パリへの旅行を阻止された。彼女のケースと同様に、禁止された個人が彼らの活動または彼らの所属のいずれかに基づいて合法的な安全保障上の脅威を構成していることを示すものはほとんど、あるいはまったくない。そのようなものとして、これらの旅行禁止は、イラン国内の、および国際的な人権法に違反しているように見受けられ、単に活動家を威嚇して規制する役目しか果たしていない。」  
[51c] (p49-50)

31.11 2010 年 1 月 7 日付のクリスチャン・サイエンス・モニター (Christian Science Monitor) (CSM) の記事は、革命防衛隊の保護の下で 2007 年に再開されたテヘランのイマームホメイニ国際空港 (IKIA) の保安手順についてコメントしている。記事は次のように述べている。

「…数人の著名なジャーナリストと人権活動家は空港に拘留されているものの、官僚的な遅れのおかげで、また、テヘランの新空港が国のセキュリティネットワークにうまく統合されていないことにより、政府監視リストに載せられていると考えられる、驚くほど大勢の人物が空港をすり抜けてきた。出入国する旅行者は情報治安省 (MOIS) と革命防衛隊によって発行された 2 つの監視リストと照合される。旗を掲げられた者はその場で逮捕されるか、通過することを許されてイラン国内にいる間監視されるか、あるいはパスポートを没収されて、MOIS のオフィスでの審問会議に出席するという条件においてイランに入国する。」

「リストに載っている者は通常、国内での彼らの移動を監視されていて、彼らがイランから出国する際に、後に空港で逮捕されるためだけに空港への進入を許されると、ワシントンに拠点を置くイラン問題の専門家でアフガニスタンについての米国政府のコンサルタントを務める Nader Uskowi は語った。」 [68a]

31.12 同じ CSM の記事は次のようにも述べている。

「ローマが本拠地のグローバルスタディ研究所 (Institute for Global Studies) の所長でイランへの頻繁な訪問者である Nicola Pedde は、トルコ人が建設した IKIA は「トルコまたはエジ

プトの空港のような中間レベルのセキュリティ基準の国際空港」であると述べた。カメラは取り付けられているものの、顔認識テクノロジーまたはパスポートの機械読み取り機器が装備されているかどうかはわかっていない。空港職員は名前とパスポートコードを手動でコンピュータと照合する。」

「当局は関心を抱いている人物について、彼らの追跡されている携帯電話が空港携帯電話タワーのカバーエリアに入ってくると注意をうながされるかもしれない。」

「最終的に関心を引く人物を識別する最も簡単な方法の 1 つは、最も時の試練を受けたものの 1 つでもある。監視人は、彼らが写真を記憶している最高 200 人までの容疑者を警戒する。」 [68a]

## 違法出入国

31.13 カナダ移民難民委員会 (Canadian Immigration and Refugee Board) (CIRB) は、2006 年 4 月 3 日付のレポートの中で次のように述べている。

「テヘラン在住の UNHCR (国連難民高等弁務官) の職員から入手した (イランでの) 不法出入国に関する情報は、以下のとおりである」

「他国に入るには、パキスタンやアフガニスタンに入るほうが容易である。これは、国境周辺に住むパキスタン人やアフガニスタン人が容易に、しかも継続的に国境を越えているためである。イラン南東部の貧困にあえぐ地域に住む人たちの過半数は、密輸や人身売買といった儲けになる不法行為で収入を得ている」

「イラン・トルコ国境の両側に住むクルド人たちは、人々が国境を越えるのを手助けしている。この関係で、クルド人たちは絶えず国境を渡って暮らしてきたこと、また Kurdistan という山岳地域の国境を警備するのは大変困難であることが、人や物資の密輸商人たちにとっては好都合となっている」

「UNHCR ではアゼルバイジャンとの間での移動に関してはなんら情報を得ていない。これはあるいは、こうした移動があまり多くはないことによるのかも知れない」

「オマーンならびにアラブ首長国連合については、イラン南部からこの両国に地元の船舶を使って入国するのは、歴史ある慣習である。ペルシア湾の両岸に住む住民たちは最低限の機器を積んだ船舶を所有しており、それによって輸送活動を営んでいる」 (2006 年 3 月

352 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



31 日)

「この地域の不安定さを理由に、この地域の不安定性を鑑み、旅行情報の各種ウェブサイトにはイラン・パキスタン間の国境を陸路で越える移動は慎むよう求める警告が見られる。(カナダ 2006 年 1 月 27 日、英国 2006 年 3 月 9 日、Yahoo! トラベルガイド、日付なし)。さらに、ロンリープラネット (Lonely Planet) というトラベルガイドのウェブサイトではイランに関する報告を見ると、「陸路で旅行すると、時期を問わずいつ何時障害物に妨害されるか分からない。特に主要都市の近郊では顕著だ。だがパキスタンやアフガニスタンとの国境地帯のような辺鄙な場所でも、ときおりこうした障害が点在している」(日付なし)。

「海路での移動では、イランとアラブ首長国連邦、バーレーン、クウェート、カタールを結ぶペルシア湾フェリーが運航しているようだ。(Yahoo! トラベルガイド、日付なし)。さらに不定期ではあるが貨物船でアゼルバイジャンの首都バクーからカスピ海を渡ってイランの Bandar-é Anzali に行くこともできる (前記)。」

「各種の陸・海上国境からの不法入出国に関する情報の多くは、非合法移民就労者 (国連 2004 年 12 月 23 日、第 12 段落、BBC 2005 年 9 月 8 日) や人身売買 (USSD 人身売買レポート 2005 年 6 月 3 日、Iran Daily 2006 年 1 月 29 日) に関する報告から入手したものである。2004 年の国連特別報告者による移民労働者の人権に関する報告書には、次の記載がある。

「その地理的特性のため、主にバングラデシュやアフガニスタン、パキスタンから何名かが国境を越え、イランに定住あるいはイランを不規則に通過してアラブの周辺諸国に入ろうとしている。主な入国地点は Baloushistan 州あるいはオマーン湾である。国境で逮捕されると、こうした不規則移民たちはまず警察により「特別キャンプ」ないし「閉鎖キャンプ」に拘留され、その後強制送還され本国の当局に引渡される。イラン国内で逮捕された場合には、裁判官のもとに連れて行かれ、強制送還される。その前に罰金を科される場合もある。(2004 年 12 月 23 日、第 12,7 段落)」 [2b] (p3)

31.14 デンマーク事実調査レポート 2013 は当局への賄賂の可能性について報告している。

「イマームホメイニ (Imam Khomeini) 国際空港での贈収賄の問題に関係して、ある西側の大使館員 (1) は、イランから違法に出国するのにより簡単な方法があると述べて、トルコとの国境付近について指摘した。情報源は、保安対策が効率的で、航空会社は文書の管理を厳密に行っていると説明したが、イランではどんなことも可能であるとも言いつけた。この大使館員によれば、イランでは賄賂を使って空港を抜け出すこともあり得ないことではないという。」

「誰かを買収して空港を通り抜ける可能性については、国際社会とのつながりと教養があるイラン女性によって、非常に厳密なセキュリティを引き合いに出しながら否定された。これは極めて難しいことだと考えられる。偽造されたパスポートによって空港を出ることが可能であるかどうかについて、もしそのようなことが少しでも起こるならば、非常に質の高い偽造品でなければならないという。」

「賄賂を使ってイランから出国できるかという問題について、AIIS [アムネスティ・インターナショナル国際事務局 (Amnesty International's International Secretariat)] は 2009 年以降に報告のあったあるケースに言及し、ある女性が事前に 1 万ドルを支払って、空港を通り抜けることができたと言った。また、トルコとイラクに接する国境は穴だらけで、確立した密輸者のルートがあるとも述べた。多くの人が違法に国から去ることができている。」

「ある人物がイランから不法出国したが、後に手を尽くしてパスポートにトルコへの偽造入国スタンプを得て、トルコ国内のシステムに自らの身元をうまく入り込ませ、それによって通常の出国を容易にしていたというケースが挙げられた—その人物は Schengen ビザを保有していた。AIIS はそのような出来事の頻度に関する情報をまったく得ていなかったが、そのようなコストの高い取引は、おそらくそうしたものを作るための十分な財源を持たない人々にとって、手の届く範囲の外にある。」 [86a] (p67-68)

「汚職」と「偽造文書と不正入手文書」も参照。

国外にしながらイラン政権を批判している者の扱いに関しては、「イラン国外にいる政治的  
反体制活動家とその家族」も参照。

「偽造文書と不正入手文書」と「汚職」も参照。

## 難民申請を却下された人

31.15 2011 年 5 月 6 日の Amnesty International (アムネスティ・インターナショナル)(AI) による報告によれば、19 歳の学生活動家 Arash Fakhravar は、亡命を希望していたフランスから帰国した後のテヘランでの到着時に逮捕されたという。彼がフランスから出国した状況については詳しくわかっていない。彼の現在の所在は不明であり、強制的な失踪を強いられているかもしれない。[9q] AI レポートは以下のように詳述している。

「Mohammad Reza Fakhravar (別名 Arash) は、Ashoura 宗教祭の期間中の 2009 年 12 月末にイランで起きた当局に対するデモ活動に参加し、その後 2010 年 12 月 31 日に逮捕された。

354 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

彼は独房で 30 日間監禁された。家族はアムネスティ・インターナショナルに、彼は 2011 年 1 月 19 日に、「最高指導者を侮辱し、暴動と騒乱に参加した」罪で裁判にかけられたと言った。彼は執行猶予付きの実刑判決を下されて、その後 5 年間にわたり、同様な行動に携わったらいつでも有罪となって判決が発動することになった。」

「2011 年 1 月末に、彼はイランから、彼が亡命希望者として UNHCR に登録したイラクへ逃げた。彼は 1 月 29 日から 30 日にかけてフランスに渡り、そこで彼は 3 月に亡命希望者となり、2011 年 4 月に、Arash Fakhrafar はフランスでイラン政府に対するデモに参加した。」

「イラン内外にいる彼の家族は現在でも、彼が帰国して以来どこにいるのかわからないままであり、彼の帰国の状況に関して懸念を抱いている。」 [9q]

31.16 同じ情報源による次の報告もある。「2011 年 2 月に同伴者もなく未成年者としてノルウェーに到着した、イランのクルド族マイノリティに属し、その亡命要求がノルウェー当局によって拒絶された 19 歳の Rahim Rostami は、ノルウェーからイランに強制送還されて、帰国したところを逮捕されたと伝えられている。彼は現在も拘留されていると考えられており、保釈申請も却下されたという。」 [9q]

31.17 2012 年 2 月に発行された AI のレポート、「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大 (“We are ordered to crush you”, Expanding repression of dissent in Iran) には以下の報告がある。

「亡命に失敗した者は…彼らがイランに戻るならば、特に、強制的に戻されるならば、亡命申請をしたことが当局に知られている場合、逮捕の危険にさらされる。」

「亡命希望者は、イランまたは外国で政治活動に携わっていたかどうかにかかわらず、帰国時に尋問を受ける。彼らが、イランに反対する宣伝を実施しようとしたならば、彼らは有罪とされ、判事が言い渡すべき刑の程度を決めるまで、拘留される。近年、多くの者がイランの名声を台なしにしようとしており、これは停止しなければならない。そのような者は反体制グループを支援しており、彼らの有罪は明らかである。したがって、彼らが政治的な活動に関与していないと警察が確信するまで、帰還者は数日間拘留される。警察が、その人物が活動に係っていないことを証明することができて、イスラム共和国の評判を傷つけようなことを何もしたり言ったりしていなければ、非拘留者は解放される。もしその人物が、出国前にイランで政治的に活動に従事していたか、または外国で従事していたならば、そのような者は裁判にかけられ、そうした活動に関して適切な処罰を受けなければならない。」

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 355

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「このレポートは、イラン政府によって発行される日刊紙の *Iran newspaper* に 2011 年 2 月 17 日に掲載された、最高裁判所判事の執筆による記事に続くものだった。イランの司法組織がイラン国外にいながらイランの法律に違反した容疑でイラン人を告訴することを可能にする現行法に言及しながら、この記事は、失敗した亡命希望者を、疑わしい迫害の話をねつ造したことにに関して起訴することができる」と述べている。2011 年 4 月 26 日に、最高指導者局（Office of the Supreme Leader）によって管理される *Kayhan newspaper* も、イラン国民は、「反対派を支援する口実において」亡命を求めていると報じた。」 [9x] (p56)

数名のイラン人が英国からイランに帰国した際に受けた扱いの報告に関する情報については、「拷問」のセクションも参照。

31.18 文書入手する可能性について、2013 年 9 月 10 日に閲覧した英国外務省の *Gov.uk* のウェブサイトには以下の記載がある。

「2011 年 11 月 29 日のテヘランの英国大使館に対するイラン政府に後援された民兵組織による攻撃以来、テヘランの英国大使館とロンドンのイラン大使館は両方とも閉鎖されている。これは両国の完全性における外交関係の断絶には相当しない。外交関係の維持と一致して最も低いレベルにイランとの我々の関係を低下させるのは行動である。」

「スウェーデンはテヘランのスウェーデン大使館を拠点として英国関係セクションを設立した。このセクションはイランにおいて制限されている英国国民への領事援助の提供を含む。英国におけるイランの関係はロンドンのオマーン大使館によって代表されている。」 [26e]

*Gov.uk* のウェブサイトには、英国とイランの大使館に関する状況についての最新情報のために直接アクセスすべきである。 [26e]

## 32. 就業の権利

32.01 2013 年 4 月 19 日に刊行された米国国務省の「人権慣行に関するカントリーレポート 2012、イラン (Country Report on Human Rights Practices 2012, Iran)」(USSD レポート 2012) には、以下の記載がある。

「憲法は結社の自由を定めているが、憲法と労働法のいずれも労働組合を結成する権利を保証していない。労働法は、労働者がいかなる職場でもイスラム労働評議会またはギルド

356 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

を設立することができるものと定めるものの、これらの組織の権利と責任は労働組合に関する国際基準と比べてかなり不足している。イスラム労働評議会が設立された職場では、他の形式の労働者の代表は許されない。法律は、労働協約を組織し、締結するためには事前の認可を要件としており、ストライキ権については規定していない。民間部門の労働者は職場の中で「平和な」キャンペーンを実施することができるけれども、ストライキはすべての部門で禁止されている。労働法は5人未満の従業員の施設には適用されない。」

「結社の自由と団体交渉の権利は実際には尊重されていない。政府は結社の自由を厳しく制限し、労働者の団結する試みに干渉している。政府と司法府は労働活動家を収監し、沈黙させることをめざしている。」

「国際的なメディアレポートによると、治安部隊は恣意的な逮捕と暴力によって、ストを計画するか、または実施しようとする労働者の試みに対応し続けた。ストと労働者による抗議はしばしば警察の深刻な対応を促し、治安部隊は主要な職場を日常的に監視した。Sanandajでは、治安部隊が催涙ガスと警棒によってメーデー行進を攻撃したという。」[4a] (セクション 7a)

個人の扱いに関するのさらなる情報については [USSD レポート 2012](#) を直接参照のこと。[4a] (セクション 7a)

32.02 2013年4月10日発行のフリーダム・ハウス (Freedom House) によるレポート、「世界の自由 2013 - イラン (Freedom in the World 2013 - Iran)」には以下の記載がある。「イランの法律は独立的な労働組合を許していないが、労働者評議会は唯一の合法的な労働同盟であるワーカーズ・ハウス (Workers' House) に代表者を送り込み、また労働者の公的な抗議とメーデー集会は、治安部隊によって日常的に抑制されている。2012年に、当局は、5年連続でメーデー大会を開催する権利を労働者に許さなかった。」 [112f]

32.03 2012年6月6日に発行された AI の「労働組合の権利の侵害に関する 2012年度調査 - イラン (2012 Annual Survey of Violations of Trade Union Rights - Iran)」には以下のような報告が記載されている。

「2011年に当局は、前年と同様に、労働者の権利活動をめぐって多数の人々を拘留し、尋問し、嫌がらせをし、脅迫して、収監した。活動家は極めて高額な保釈保証金を支払った場合のみ、しばしば釈放された。例えば、2011年1月8日に、Pedram Nasrollahi (労働運動と女性運動の活動家) は4000万トマン (29,300ユーロ) の保釈保証金を支払ったことによって釈放された。イラン労働者自由組合 (Free Union of Workers in Iran) によって発行さ

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 357

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

れたレポートによれば、1月初めに、拘留された労働活動家 Behnam (Asad) Ebrahimzadeh は禁固 20 年を宣告された。Behnam は労働者のグループ、労働組織結成追跡委員会 (Pursuit Committee for the Formation of Labour Organisations) のメンバーである。Behnam はテヘランの郊外にあるポリエチレンパイプ製造工場で働いていた。彼は 2010 年 6 月に逮捕されて以来、刑務所ですでに約 7 ヶ月を過ごしていた。彼はレイバー・デー 2009 年大会によって、他の多数の労働活動家とともに以前にも拘留されていた。」 [9n]

労働組合員と労働活動家の扱いに関するより詳細な情報については、AI による 2012 年 6 月 6 日の「労働組合の権利の侵害に関する 2012 年度調査－イラン (2012 Annual Survey of Violations of Trade Union Rights - Iran)」を参照。 [9n]

32.04 2012 年の出来事に関するさらなる情報については、国際労働組合総連合 (International Trade Union Confederation) (ITUC) により 2013 年 6 月 6 日に発行された「労働組合の権利の侵害に関する 2013 年度調査－イラン (2013 Annual Survey of Violations of Trade Union Rights - Iran)」を参照。 [19a]

32.05 2013 年 6 月に発行された国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) (FIDH) と人権擁護のためのイラン同盟 (Iranian League for the Defence of Human Rights) (LDDHI) によるレポート、「イラン： 貧困の増大と労働権の低下 (Iran: Rising poverty, declining labour rights)」には以下の記載がある。

「より小さな組合と同様に広い支持者を持つ多くのやや規模の大きな独立組合は、組合員の利益を代表することに努めて近年出現した。当局はこれらの団体を認めることを拒絶した。」

「しかし、この新しい運動の活動家と指導者は、彼らの活動に対して高い代償を払った。彼らは職を解雇されて、刑務所に行き、家族に対するものも含めて、その他の形の嫌がらせと迫害に直面している。これらの労働活動家は、司法レベルも含めて嫌がらせと迫害に直面した。イランは、同僚を組織することに努めている独立した労働組合員が「国家安全保障に反する行動」や「体制に反する宣伝」などの罪で収監される、世界でも数少ない国の 1 つであるかもしれない。」 [56h]

労働組合員と当局による彼らの扱いに関してのさらなる情報については、FIDH/LDDHI レポートを直接参照のこと。 [56h] (セクション 7)

「政治的所属」、「経済」、「児童」も参照。

# 附属書 A

## 主要出来事年表

紀元前 550 年～330 年から 2013 年 6 月までの重要な出来事の年表は、英国放送協会 (BBC) ニュースのウェブサイト上の「[年表：イラン](#)、2013 年 6 月 17 日更新」で閲覧することができる。[21p].

# 附属書 B

## 政治団体

2013年7月24日に最後に更新されたプリンストン大学のイラン・データ・ポータルには、イランの主要な政党のプロフィールと派閥が記載されている。同ポータルでは、「イラン・イスラム共和国には活動を禁止された多くの政党がある。中でも最も著名な政党の一つが Mojahedin-e Khalq-e Iran (イラン人民モジャヘディン組織 (the People's Mojahedin of Iran)) である。ここに示されている政党はイランの選挙に参加している政党しか含んでいない」と説明している。

リストに記載する政党は以下のとおりである。

- ・ Association of the Devotees of the Islamic Revolution (Isargaran)
- ・ Assembly of Militant Cleric (MRM)
- ・ Assembly of Researchers and Lecturers of Qom Seminary
- ・ The Association of the Women of the Islamic Republic
- ・ Executives of Construction Party
- ・ The Freedom Movement of Iran
- ・ Islamic Coalition Party (Motalefeh)
- ・ Islamic Iran Participation Front (IIPF)
- ・ National Trust
- ・ The Office for Strengthening Unity (DTV)
- ・ Organization of the Mojahedin of the Islamic Revolution of Iran
- ・ The Society of the Militant Clergy of Tehran (JRM) [102a]

上記の政党のプロフィールについては、[イラン・データ・ポータル \(Iran Data Portal\)](#) を直接参照のこと。同ポータルには、政党法 (Law of Political Parties) と登録政党のリストも記載されている。[102a]

イラン・スペクトラム (Iran Spectrum) のウェブサイトには、2012年7月17日付の「[イランの政党についての寸評](#)」も記載されている。[114a]

イランの政党の詳細については、2013年8月22日に更新された[米国中央情報局 \(Central Intelligence Agency\) \(CIA\) のワールド・ファクトブック \(World Factbook\)](#) も参照。[111a] (政



府、政党)

以下はその他の一部の政党についての簡単な説明である。

#### **Anjoman-e Padeshahi-e Iran (API)、別称 Kingdom Assembly of Iran**

API は禁止されている君主制主義者グループである。(英国放送協会(BBC)ニュース、2010年1月28日)[21g] 「API は、イスラム教徒政権を倒し、君主政治の復活を求めている。また、忠実な反イスラム主義を主張し、イスラムの代わりにイランの前イスラム的なペルシアの遺産を標榜して、自らの闘争をペルシアン・ルネッサンスの喚起であると強調する。後に Froud Fouladvand 博士が、彼の支持者がイランの「解放」と称する任務の間にトルコ＝イラン国境で 2007 年 1 月 17 日に失踪する前に海外にも API を設立した。Fouladvand はロンドンから反政権活動を行っていた。」(Jamestown Foundation、2008 年 5 月 20 日)[23a]

#### **Daftar-e Tahkim-e Vahdat (Office for Strengthening [Fostering] Unity)**

「1997 年にハタミ (Khatami) の大統領選挙活動を支援し、2000 年には改革派の議会候補者を支援したイスラム教徒大学生の全国組織。その後 2002 年に、同組織は戦術上、イデオロギー上の問題で分裂した。Neshast-i Allameh と呼ばれる多数派は主流政治からの撤退を望んだ一方で、Neshast-i Shiraz と呼ばれる少数派は改革主義者への支援を継続する道を選んだ。」(ジェーンの安全保障監視評価 (Jane's Sentinel Security Assessment)、2012 年 6 月 25 日)[61a] (国内問題)

「学生運動家」 も参照。

#### **Free Life Party of Kurdistan (Partiya Jiyana Azada Kurdistan – PJAK)**

「Partiya Jiyana Azada Kurdistan (PJAK) 別名 Kurdistan Free Life Party または Party of Free」 のセクションを参照。

#### **Hezb-e Etemad-e Melli (National Trust Party)**

「英語名が国民信頼党としても知られるこの党は、2005 年に元 Majlis 議長の Mahdi Karrroubi によって設立された。同党はリベラルな視点をもつ改革主義者とポピュリストの政党と見られている。同党は同じ名前の機関紙 (Etemade Melli Newspaper) を発行していたが、どちらも 2009 年に禁止された。」(Iran Spectrum、2012 年 7 月 17 日)[114a]

#### **Hezb-e Islami-ye Kar (Islamic Labour Party)**

「この [改革派の] 政党は、その設立を 1999 年 2 月に発表した。同党の初期の基本方針は

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 361

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

「労働者と労働者の権利を守ること」であると説明されていた。スポークスウーマンの Soheila Jelodarzadeh は女性問題の擁護者でもあった。創立メンバーの一部は、ハタミ (Khatami) が 1997 年に大統領になるのを支えた Workers House (Khaneh-yi Kargar) に所属していた。」ジェーンの安全保障監視評価 (Jane' s Sentinel Security Assessment)、2012 年 6 月 25 日) [61a] (国内問題)

### **Islamic Revolution Mujahideen Organisation**

BBC ニュースは、この主要な改革派政党が禁止されたことを 2010 年 9 月 27 日に報じた。同党は 2009 年の大統領選挙において野党指導者の Mir Hossein Mousavi を支持して、一部の党員は選挙に続いて起きた大規模な抗議活動の間に収監された。[21d]

### **Jebhe-yi Mosharekat-i Islami-i Iran (Islamic Iran Participation Front - IIPF)**

「この組織の創設は、Executives of Construction の元メンバー、Tehran Militant Clergy Association (Jameh-yi Ruhaniyat-i Mubarez-i Tehran) のメンバー、および元学生活動家とのパートナーシップとして 1998 年 9 月に発表された。現在の事務総長、Mohsen Mirdamadi は Mohammad Reza Khatami (前大統領の兄弟) から 2005 年の初頭に引き継いだ。(ジェーンの安全保障監視評価 (Jane' s Sentinel Security Assessment)、2012 年 6 月 25 日) [61a] (国内問題)

2010 年 4 月 18 日に、Agence France Presse は、同党の指導者、Mohsen Mirdamadi が、国家安全保障に危害を加え、政権に反対する宣伝を行った罪で有罪とされた後で懲役 6 年の判決を受け、政治とジャーナリズムへの関与を 10 年間禁止された。」[14b]

BBC ニュースは、主要な改革派政党である Islamic Iran Participation Front が活動を禁止されたことを 2011 年 9 月 27 日に報じた。同党は 2009 年の大統領選挙において野党リーダー Mir Hossein Mousavi を支持し、党のメンバーは選挙後の大規模な抗議活動の間に収監されていた。[21d]

IIPF に関するより多くの情報についてはプリンストン大学の [イラン・データ・ポータル](#) も参照 [102a]。

### **Jundullah (Soldiers of God) 別称 People' s Resistance Movement**

イラン南東部のスンニ派バルーチ族マイノリティを擁護するために 2002 年に設立された。[21h] 指導者は 2010 年 6 月 20 日まで Abdolmalek Rigi だったが、彼はこの日にテロリスト活動のため処刑された (BBC ニュース、2010 年 6 月 20 日)。[21s] 同組織は、革命防衛隊のメンバーを殺害した 2009 年 10 月 18 日の自爆攻撃を実行したせいで告発された。(BBC ニュース、2009 年 10 月 19 日) [21h] Jundullah は Sistan-Baluchistan 州でまた他の幹部を狙っ

た攻撃についての犯行を宣言した。[21s]

「People's Resistance Movement of Iran (PMRI) (イラン人民抵抗運動) 別名 Jundallah または Jundallah」 も参照。

### **Komala Party of Iranian Kurdistan、または Komalah、または the Revolutionary Organisation of the Toilers of Iran**

「Komala [Komalah, Komalah]」 のセクションを参照。

### **Kurdistan Democratic Party of Iran (KDPI) または Democratic Party of Iranian Kurdistan (DPIK)**

かつては Komala と呼ばれた。1984 年以来イラクに拠点を置く。1991 年に武装闘争を放棄した。(ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch)、2009 年 1 月 9 日) [8h] KDPI の指導者、Abd al-Rahman Qasemlu 医師は 1989 年にウィーンで暗殺された。もう一人の指導者、Sadeq Sharafkandi 医師も 1992 年にベルリンで暗殺された。」(Chatham House、2007 年 12 月) [73a] (p6)

「KDPI」 のセクションも参照。

### **KDPI (Revolutionary Leadership) (KDPI RL)**

KDPI 指導部が 1988 年に分裂した結果、組織された。(Chatham House、2007 年 12 月) [73a] (p6)

### **Lejnat al-Wefaq al-Eslami (Islamic Unity Party - IUP)**

国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) (FIDH) と人権擁護のためのイラン同盟 (Iranian League for the Defence of Human Rights) (LDDHI) によるレポート、2010 年 10 月に発行された国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) (FIDH) と人権擁護のためのイラン同盟 (Iranian League for the Defence of Human Rights) (LDDHI) によるレポート、「イランの隠された一面：民族・宗教マイノリティに対する差別 (Hidden Side of Iran: Discrimination against ethnic and religious minorities)」は、この党はアラブ人を代表しており、その指導者は Jasem Shadidzadeh Al-Tamimi であったと述べている。[56c] (p13) 「2004 年に議会選挙への立候補に失格となった Shadidzadeh 氏は拘留され、後に無罪となって釈放された。IUP は、アラブ人の権利を代表するために合法的で平和的な活動に従事し、すべてアラブ人からなるその候補者は 2003 年の Ahvaz での市議会選挙で 1 人を除いて全員が議席を勝ち取った。にもかかわらず、当局は 2006 年 11 月に IUP を禁止した。」[56c] (p14)

**Majma-yi Ruhaniyun-i Mubarez (Militant Clerics Association)**

「このグループは元の Tehran Militant Clergy Association から分裂して起こり、現在では左派寄りの聖職者協会とみなされている。このグループの著名なメンバーとしては、元大統領の Mohammad Khatami、Mehdi Karroubi (元議会議長) および Mohammad Asqar Musavi-Khoeniha が挙げられる。」(ジェーンの安全保障監視評価 (Jane's Sentinel Security Assessment)、2012年6月25日) [61a] (国内問題)

**Mujahidin-e-Khalq (MEK) (Holy Warriors of the People) または People's Mojahedin Organisation of Iran (PMOI)**

「MEK/MKO」のセクションを参照。

**National Council of Resistance of Iran (NCRI)**

2013年9月9日に閲覧した NCRI の ウェブサイト は次のように述べている。

「イランの民主主義的な組織、グループ、および人材の幅広い連立である National Council of Resistance of Iran は 1981 年に、Iranian Resistance の指導者、Massoud Rajavi のイニシアチブによってイランのテヘランで設立された。」「NCRI は、クルド人、バルーチ族、アルメニア人、ユダヤ人、およびゾロアスター教徒などの民族と宗教のマイノリティの代表を含めて、500 人を超えるメンバーを抱える、包括的で、複合的な亡命議会であり、イランにおける広範な政治的偏向を代表している。NCRI は、宗教と国家の分離に基づいて、イランに現世の民主主義共和国を設立することをめざしている。メンバーの 50 パーセントを女性が占めている。イラン最大の最もポピュラーな抵抗グループ、People's Mojahedin Organization of Iran (PMOI/MEK) を含めて、NCRI には代表的な 5 つの組織がある。」 [138a]

**Nehzat-e Azadi-ye Iran (Liberation Movement of Iran or Freedom Movement of Iran)**

2011年3月20日に、Voice of America は、Freedom Movement of Iran の指導者 Ibrahim Yazdi が刑務所から釈放され、同組織の指導者を辞任することを表明したと報じた。同組織は「イランの聖職者規則に反対する禁止された反体制グループであり、民主的な変化を求めている。マハムード・アハマディネジャド (Mahmoud Ahmadinejad) 大統領の問題視された再選に続いた騒乱の波の間に、イラン当局は 2009 年に Yazdi を拘留した。Yazdi は、彼が不正な選挙とみなすものに抗議した。 [98a]

**Sazeman-e Mujahidin-e Enqelab-e Islami (Mujahedin of the Islamic Revolution)**

「このグループはイスラム革命の少し後でいくつかの地下組織が合併した時に出現し、その組織構成の多くは Mujahidin-e-Khalq organisation の元メンバーから成る。同組織は 1980 年代の初期に分解したけれども、1990 年代の末期に再出現した。そのメンバーの一部はイ

スラム革命防衛隊で勤務していた。その復興の責任を担った者は、元重工業大臣の Behzad Nabavi-Tabrizi、元内務副大臣の Mostafa Tajzadeh、議会議員の Mohsen Armin、Hashem Aghajari 教授および元テヘラン市議会議員の Said Hajjarian である。(ジェーンの安全保障監視評価 (Jane' s Sentinel Security Assessment)、2012 年 6 月 25 日) [61a] (国内問題)

「政治制度」と「政治的所属」も参照。

# 附属書 C

## 著名人

下のリストはイランの著名人を選抜したものある。イランにおける政治的、社会的、経済的、または文化的なすべての重要人物の包括的なリストを意図したものではない。

## 政治指導部

最高政治指導者 (Wali Faqih):	Ayatollah Sayed Ali Khamenei [21e]
大統領:	Hassan Rouhani [21w]

執筆時に、新内閣は、2013年6月の Hassan Rouhani 大統領の選挙に続いて、合意されていなかった。

### AHMADINEJAD, Mahmoud (マハムード・アハマディネジャド)

2005年6月から2013年8月までイラン大統領。2013年6月の大統領選挙の勝利を受けて Hassan Rouhani が大統領を引き継ぐ。(Congressional Research Service、2013年6月17日) [78c]

「Mahmoud Ahmadinejad は、1979年のイスラム革命以来同国で起きた最も深刻な内乱の引き金となった激しい選挙戦の結果、2009年6月にイラン大統領として再選された。」(BBC News カントリー・プロフィール、イラン、2012年9月2日更新) [21e]

### EBADI, Shirin (シーリーン・エバーディー)

「イランの弁護士で元判事の Shirin Ebadi は、特に女性と児童のために民主主義と人権を促進する彼女の先駆的な努力によって2003年にノーベル平和賞を受賞した。彼女は、ノーベル賞を受賞した初のイラン人であり、初のイスラム教徒女性であった。Ebadi 女史はその率直なキャンペーンのせいで、特に2009年6月の物議を醸した大統領選挙以来、しばしばイラン政府やこの国の保守的な聖職者たちと衝突している。彼女はノーベル賞受賞者になって以来逮捕されていないものの、彼女の親しい仲間の多くが標的とされており、昨年[2008年]には彼女が2001年に設立した主要な非政府組織であるテヘラン人権擁護者センター (Human Rights Defenders Centre in Tehran) を当局が閉鎖させた。」

「Ebadi 女史は Mahmoud Ahmadinejad 大統領の再選の前日に会議に向けてイランを出国し、以来戻っていない。彼女は、人権のために働き、改革を要求するのをやめるようにと警告

366 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

する「威嚇的なメッセージ」を送り付けられている一方で、テヘランにいる彼女の夫は最近逮捕されて「激しく殴打された」と述べている。それにもかかわらず、彼女は、反対抗議に対する抑圧について当局を批判し、国際社会に成果を拒絶するように勧めて、国連によって監視される新たな選挙を要求した。(BBC News、2009年11月27日)[211]

#### **KARRUBI (KAROUBI), Mehdi**

「左派の Association of Combatant Clerics の創始者である… Mehdi Karrubi は、1989年～1992年、および2000年～2004年の期間に Majles の議長を務めた。2005年の選挙に負けた後に、別個の改革派「ナショナルトラスト」派閥を組織した。2009年に再び出馬したけれども、票がほとんど集まらず、その後、グリーン運動のリーダーとして Musavi とともに出現した。彼は2011年2月以来ずっと自宅監禁下にある。(Congressional Research Service、2013年5月28日)[78a] (p5)

#### **KHAMENEI, Sayed Ali**

2012年9月2日に更新された BBC News カントリー・プロフィール、イランは、次のように述べている。Ayatollah Ali Khamenei は、

「最高指導者—この国で最高の権力者であり、司法府の長、軍の指導者、ラジオ局とテレビ局の長、および金曜日礼拝の指導者を任命する。彼はイランの大統領選挙も確認する。さらに、最高指導者は、護憲評議会（すべての立法を承認しなければならず、選挙候補者の志望者を拒否することができる有力な団体）の12人のメンバー構成のうち6人のメンバーを選定する。指導者は、専門家会議を構成する聖職者によって選ばれる。Ayatollah Ali Khamenei (アヤトラ アリ・ハメネイ) は、Ayatollah Khomeini (アヤトラ・ホメイニ) (イスラム共和国の創立者) に続いて、1989年6月に生涯にわたって任命された。彼は以前、1980年代に大統領を連続して2期務めた。Mohammad Khatemi (モハマド・ハタミ) 前大統領や他の改革主義者との紛争に入って保守主義者のために介入した。」[21e]

#### **KHATAMI (KHATEMI), Mohammed (モハマド・ハタミ)**

Congressional Research Service (CRS) の2012年9月5日のレポートには以下の記載がある。

「Mohammad Khatemi は69%の得票率によって1997年5月に改革主義を基本方針として大統領に選出された。2001年6月には77%で再選を果たした。彼は、再び大統領に立候補することを2009年の選挙において辞退し、仲間の改革主義者 Mir Hossein Musavi を承認した。Khatemi は、2013年の大統領選挙に立候補することを辞退した。まだ改革主義者であるけれども、Khatemi は、政権交代の手前で止まる政治的妥協を受けやすいと見なされて、改革主義者のボイコットを無視した2012年3月2日の選挙において可決された。現在は国際文明

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 367

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

間対話センター (International Center for Dialogue Among Civilizations) の所長を務める。2006年9月には「文明の対話」について話すために米国を訪問したけれども、彼は改革主義／グリーン運動とのつながりのため2009年以来イラン国外に出ることを許されていないと言う。」 [78a] (p5)

#### **KHOMEINI, Ruhollah (Ayatollah) (アヤトラ・ホメイニ)**

2013年9月11日に閲覧したBBCヒストリーには、「Khomeiniは1979年に、イランを世界初のイスラム共和国にしたイランの宗教と政治の指導者であった。ホメイニは1989年6月4日に亡くなった」との記載があった。 [21k]

#### **LARIJANI, Ali**

2013年5月28日のCRSレポートには以下の記載がある。

「Ali Larijaniは2008年以来Majles議長を務めているが、2005年に負けた後に、2013年の選挙では再び大統領に立候補しなかった。国営放送局会長 (1994 - 2004)、文化・イスラム指導大臣 (1993)、および最高安全保障委員会委員長 (Supreme National Security Council) と核交渉担当責任者 (chief nuclear negotiator) (2005 - 2007) を歴任した。国際社会との核の取引に従順であると考えられる。政治的にはKhamene'iに近く、Ahmadinejadの主要な敵対者である。」 [78a] (p4)

#### **LARIJANI, Sadeq (Ayatollah)**

2013年5月28日のCRSレポートには、Ayatollah Sadeq Larijaniは「2009年8月以来司法府の長である。兄弟のAli Larijaniと同様、最高指導者に近く、Ahmadinejadの敵対者である。反体制者に対して強硬路線を取る」との記載がある。 [78a] (p5)

#### **MONTAZERI, Hussein Ali**

彼は有力な反体制派の聖職者であり、2009年12月の彼の死は、8人の人々が死んだ反体制派支持者と治安部隊との衝突の引き金となった。(BBC News、イラン - タイムライン、2013年6月17日) [21p]

#### **MOUSAVI [MUSAVI], Mir Hossein**

2013年5月28日のCRSレポートには以下の記載がある。

「今やグリーン運動の有名無実のリーダーとなったMir Hossein Musavi (非聖職者) は約70歳である。訓練を積んだ建築家であり、Ayatollah Khomeiniの弟子である彼は、外務大臣 (1980年) と首相 (1981年～1989年) を歴任した。首相在任中には、イラン・イラク戦争による窮乏の時代にあって国の配給プログラムを管理したが、当時の大統領Khamene'i としばしば

368 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。



反目しあっていた。当時の彼は国家管理経済の支持者だった。彼のポストは 1989 年の憲法改正において廃止された。」

「Musavi は政治的・社会的な自由とイランの国際的な孤立の緩和を支持する一方で、労働者と下層階級に便益をもたらすために、経済への強力な国家の介入を支持する。2009 年には何度か抗議活動に姿を現し、時には政権側の治安要員によって妨害されたり、抑制されたりした。しかし、彼は、政権との和解を歓迎する彼の声明を批判した、より強硬路線の野党指導者からは尊敬されていない。彼と彼の妻（著名な活動家 Zahra Rahnevard）は、仲間のグリーン運動指導者 Mehdi Karrubi とともに、2011 年の半ば以来自宅監禁状態にある。」  
[78a] (p5)

「Mousavi は 2009 年の大統領選挙に穏健派として立候補し、Ahmadinejad 大統領への有力な挑戦者だった。」 (BBC News、2009 年 6 月 16 日) [21q]

#### **PAHLAVI, Mohammad Reza Shah**

テヘランで 1919 年に誕生する。イラン国王 (Shah) 1941～1979 年。1978 年から 1979 年にかけて広範囲に及んだ暴動に続いて Shah の政府が崩壊し、その後イスラム共和国が設立された。彼は 1979 年 1 月にイランを去り、1980 年 7 月 27 日に亡命先のエジプトで死去した。  
(Iran Chamber Society、2009 年) [58b]

#### **PAHLAVI, Reza**

2013 年 5 月 28 日の CRS レポートには以下の記載がある。

「米国を含めて、イラン国外にいる一部のイラン人は、米国に住むかつての Shah の息子であり、米国で訓練を積んだ戦闘機パイロットである Reza Pahlavi を指導者とする立憲君主制政権への交代を望んでいる。57 歳である Shah の息子は、2009 年選挙後の取り締まりについて政権を非難する声明を発表し、世界各国の政府が自国の代表をテヘランから引き戻すようにを要求した。弟の Ali Reza Pahlavi は 2011 年 1 月に自殺した。」

「Pahlavi はイランで、特により年輩の世代による一定の支持を常に得てきたが、彼は民主主義を主張し、自分がイランで君主国を再建することには努めないと断言することによって彼に対する支持を広げようとしていると伝えられる。2011 年 3 月以来、彼はより若い学生リーダーらと一ことによると取り込もうと試みて一ますます協力しあうようになっている。2013 年の初め以来、彼はリビアとシリアで革命を標榜している似たような団体をモデルにした「イラン国民評議会 (National Council of Iran)」(NCI)を結成している。彼と 30 を超える反体制グループは、2013 年 4 月 27 日～28 日にパリでの会議において評議会を正式

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 369

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

に発足させた。NCIの反体制派グループによって選出された35人の「理事会」のメンバーを有するNCIは、民主主義と人権保護を主張するイスラム共和国後のイランの基本綱領を立案した。」[78a] (p13)

### **QALIBAF, Mohammad Baqer**

2013年5月28日のCRSレポートにはQalibaf氏について以下の記載がある。

「テヘランの現在の市長であり、2013年6月の選挙において2回目の大統領候補となった。元革命防衛隊空軍司令官および警察署長であり、Ahmadinejadの批判者である。安定性と強いリーダーシップの時代を喚起して、彼自身とReza Shahとの比較を促している。2005年の大統領選挙では敗北したものの、支持者は、彼をテヘラン市長になるように推進して、2006年12月の選挙でテヘラン市議会の15議席のうち9議席を勝ち取った。」[78a] (p4)

Qalibafは2013年6月の大統領選挙をHassan Rouhaniに次ぐ2番目で終えた。(BBC News、2013年6月15日)[21v]

### **RAFSANJANI, Ayatollah Ali Akbar Hashemi (アヤトラ・ラフサンジャニ)**

2013年5月28日のCRSレポートにはRafsanjani氏について以下の記載がある。

「長期にわたる重要な政権の戦略担当者にしてKhomeiniの弟子、さらに米国とのすべての未解決の問題を解決する「偉大な取引」の提唱者は、1944年に誕生した。1981年～1989年にMajles議長、そして1989年～1997年には大統領を務めた。イランで最も金持ちの1人であり、家族はイラン全体のピスタチオ生産に大きなシェアを占めている。2011年に専門家会議議長の身でありながら追放された原因は、2009年のAhmadinejad再選に対するグリーン・チャレンジの暗黙のサポートによるものだった。RafsanjaniはMusaviの選挙運動に多額の出資を行い、グリーン抗議活動に対する取り締まりを批判した。これらの行動は疑いなく2013年の大統領選挙への彼の立候補をCOG[監督者評議会]が拒絶する動きに寄与したが、それでもKhamene'Iは2012年3月に彼を公益判別会議の議長に再任命した。」

「彼の子供たちの政治活動は、政権の輪の中でRafsanjaniにとってマイナスに作用し続けている。娘のFaizahは2009年のいくつかの抗議活動に参加し、そうした活動への関与を理由に2011年2月に一時的に拘留され、さらに反体制活動のために2012年9月にも拘留された。彼女は2013年初期の時点で独房監禁に移された。2009年6月にはRafsanjaniの家族5人が逮捕されており(そしてもう一人が2010年3月に短期間だけ拘留された)、彼の息子Mehdiは2012年12月に保釈によって釈放された。」[78a] (p4)

**RAJAVI, Massoud**

Mojahedin-E Khalq (MEK) (別名 MKO および People's Mojahedin Organization of Iran (PMOI)) のリーダー。(CRS、2013年6月17日) [78c] (p13) 2012年9月29日に、BBC News は、米国が MEK をその「テロ・ブラックリスト」から削除したと報じた。[21c]

上述の「Mujahidin-e-Khalq (Holy Warriors of the People)」を参照。

**RAJAVI, Maryam**

Massoud Rajavi の妻。夫の Massoud Rajavi とともに MEK (別称 MKO および PMOI) のリーダー。(CRS、2013年6月17日) [78c] (p13)

上述の「Mujahidin-e-Khalq (Holy Warriors of the People)」を参照。

**REZA'I, Mohsen**

元革命防衛隊最高司令官。現在公益判別会議の事務局長。(CRS、2013年5月28日) [78a] (p4) 2009年と2013年の両方の大統領選挙に候補者として承認される。(CRS、2013年5月28日) [78a] (p9, 11) 2013年6月の大統領選挙で得票第4位に終わる。(BBC News、2013年6月15日) [21v]

**ROUHANI, Hassan (ハッサン・ロウハニ)**

2013年8月4日の BBC News プロフィールは次のように伝えている。「Hassan Fereydoon Rouhani、64歳は、2013年6月にイランの大統領に選ばれた一投票を争った唯一の聖職者だった。彼が8月に就任した時も、彼のキャンペーン・スローガン「節度と知恵」は依然としてテーマだった。選挙遊説中に彼が約束した改革、制裁を緩和するための取組み、政治犯を解放するための援助、公民権の保証、そして「国家への威信」の回復は大衆を引き付けた。」 [21w]

**SOLTAN, Neda**

「1983年1月23日生まれの Neda Agha Soltan は、2009年6月20日土曜日にテヘランの Amirabad 付近の Khosravi 通りと Salehi 通りとの交差点で、2009年の大統領選挙の結果に対する抗議のさなかに銃で撃たれて亡くなった。これまで、誰が彼女を撃ったのか、そして殺したのかははっきりとせず、誰も彼女の死についての責任を取らなかった。彼女の死後数か月間にわたって、国営ラジオとテレビ、そして一部のイラン当局が、事あるごとに彼女の死について様々な憶測を述べていた。この4年間に、警察と治安部隊は、彼女のために追悼の儀礼を捧げようとして彼女の墓を訪れる人々を制限するか、または暴力を示して

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 371

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

きた。」(International Campaign for Human Rights in Iran、2013年6月24日)[52x]

### **Soltani, Abdolfattah**

「著名な弁護士で CHRD: Centre for Human Rights Defenders 人権擁護者センター] の共同設立者である Abdolfattah Soltani は、2011年9月の逮捕以来テヘランの Evin 刑務所に収監されており、現在懲役13年の刑に服役中である。」(Amnesty International、2012年10月1日)[9ab]

# 附属書 D

## 略語集

- AI Amnesty International (アムネスティ・インターナショナル)
- CEDAW Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women (最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための即時の行動に関する委員会)
- CPJ Committee to Protect Journalists (ジャーナリスト保護委員会)
- EU European Union (欧州連合)
- EBRD European Bank for Reconstruction and Development (欧州復興開発銀行)
- FCO Foreign and Commonwealth Office (UK) (英国外務省)
- FGM Female Genital Mutilation (女性器切除)
- FH Freedom House (フリーダムハウス)
- FIDH International Federation for Human Rights (国際人権連盟)
- GDP Gross Domestic Product (国内総生産)
- HIV/AIDS Human Immunodeficiency Virus/Acquired Immunodeficiency Syndrome (ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群)
- HRW Human Rights Watch (ヒューマン・ライツ・ウォッチ)
- IAG Illegal Armed Group (違法武装グループ)
- ICG International Crisis Group (国際危機グループ)
- ICHRI International Campaign for Human Rights in Iran (イラン人権国際キャンペーン)
- ICRC International Committee for Red Cross (赤十字国際委員会)
- IDP Internally Displaced Person (国内避難民)
- IFRC International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies (国際赤十字赤新月社連盟)
- IMF International Monetary Fund (国際通貨基金)
- IOM International Organisation for Migration (国際移住機関)
- IRGC Iranian Revolutionary Guards Corps (イラン革命防衛隊)
- ISNA Iranian Student' News Agency (イラン学生通信)
- LDDHI Iranian League for the Defence of Human Rights (人権擁護のためのイラン同盟)
- MSF Médecins sans Frontières (国境なき医師団)
- NGO Non Governmental Organisation (非政府組織)
- OCHA Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (国連人道問題調整事務所)
- OECD Organisation of Economic Cooperation and Development (経済協力開発機構)
- OHCHR Office of the High Commissioner for Human Rights (国連人権高等弁務官事務所)

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 373

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

- RSF Reporters sans Frontières [Reporters without Borders] (国境なき記者団)
- TB Tuberculosis (結核)
- TI Transparency International (トランスペアレンシー・インターナショナル)
- UN United Nations (国際連合、国連)
- UNAIDS Joint United Nations Programme on HIV/AIDS (国連合同エイズ計画)
- UNESCO United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (ユネスコ、国連教育科学文化機関)
- UNHCR United Nations High Commissioner for Refugees (国連難民高等弁務官)
- UNICEF United Nations Children's Fund (ユニセフ、国連児童基金)
- UNODC United Nations Office on Drugs and Crime (国連薬物犯罪事務所)
- USAID United States Agency for International Development (米国国際開発庁)
- USSD United States State Department (米国国務省)
- WFP World Food Programme (国連世界食糧計画)
- WHO World Health Organization (世界保健機関)

# 付属書 E

## 出典文献の参考資料リスト

英国内務省は外部ウェブサイトの内容に責任を負うものではない。

出典文献の番号は、一部の古い出典が本レポートを更新する過程で削除されてしまったため、常に連続的であるわけではない。

### 1 Time and date.com <http://www.timeanddate.com/>

a Holidays in Iran in 2013 (2013年のイランの休日)

<http://www.timeanddate.com/holidays/iran/>

閲覧日 2013年9月9日

### 2 Immigration and Refugee Board of Canada (カナダ移民難民委員会)

<http://www.irb.gc.ca/eng/pages/index.aspx>

a イラン：法廷召喚状と没収物文書が法廷によって発行される状況。保釈についての情報。有罪判決の通知がイスラム革命法廷によって発行される状況。偽造された法廷文書の普及率。IRN 102981.E、2009年5月6日、以下を経由して閲覧

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,IRBC,,IRN,,4b7cee7e1e,0.html>

閲覧日：2012年12月3日

b Canadian Immigration and Refugee Board (カナダ移民難民委員会)、IRN101054.E. 2006年4月3日。パスポート。その機能とパスポートを断られた申請者への通知、依頼を持つかどうかを含む申請のための手続。イランを出国するための不正な、または偽造のパスポートの使用と普及率。不法入国と陸路でのパキスタン、トルコ、およびアゼルバイジャン、海路でのオマーンとアラブ首長国連邦への・からの不法出入国の容易さ。出国を妨げるために当局がある個人からパスポートを押収するかどうか。(2004年～2006年2月)、以下を経由して閲覧

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,IRBC,,IRN,,45f1475214,0.html>

閲覧日 2012年12月3日

c

d Canadian Immigration and Refugee Board (カナダ移民難民委員会)、IRN101299.E. 2006年6月20日。逮捕状や他の法廷文書。刑事事件の欠席裁判。反革命家を助けた罪で告発された人に対する処罰。誰かが保証として行動する手続。管轄庁または法廷のどちらが犯罪者に死刑判決を宣告するための法的権限を有するか。「封印警告」文書が発行される状況と文書

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 375

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

で名指される人の結果。個人宅が「封鎖」される状況。裁判所命令に従っているかどうか、もしそうなら関係者に配付される法律書類または法定代理人を通じたこれらの書類の入手可能性。居住者への封鎖の影響（2004年～2006年）。

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,IRBC,,JRN,,485ba8651f,0.html>

閲覧日 2012年12月3日

### 3 United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) (国連難民高等弁務官)

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/home>

h UNHCR Comments on the Iran Country Report of April 2005 (2005年4月のイラン・カンントリーレポートについてのコメント)、2005年8月、以下を経由して閲覧

<http://apci.homeoffice.gov.uk/PDF/apci511unhcr.pdf>

閲覧日 2012年10月9日

### 4 US Department of State (米国国務省) <http://www.state.gov/>

a Country Reports on Human Rights Practices 2012 - Iran (人権慣行に関するカンントリー・レポート 2012 - イラン)、2013年4月19日

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dclid=204359#wrapper>

閲覧日 2013年5月14日

b International Narcotics Control Strategy Report (INCSR) 2013 (国際麻薬統制戦略報告書 2013)、2013年3月

<http://www.state.gov/j/inl/rls/nrcrpt/2013/vol1/204050.htm#Iran>

閲覧日 2013年6月25日

c Background Note: Iran. Bureau of Near Eastern Affairs (バックグラウンド・ノート：イラン。近東問題局)、2012年2月1日更新

<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/5314.htm>

閲覧日 2013年6月3日

d

e International Religious Freedom Report for 2012 (国際宗教の自由レポート 2012)、2013年5月20日

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2012&dclid=208388#wrapper>

閲覧日 2013年5月29日

f Trafficking in Persons Report 2013 (人身売買レポート 2013)、2013年6月19日

<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2013/index.htm>

閲覧日 2013年6月20日

### 5 Reuters (ロイター) <http://www.reuters.com/>

376 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



a Kurdish rebels kill 4 Guards in western Iran – report (クルド族反乱軍が西イランで4人の防衛隊員を殺害—レポート), 2012年4月25日

<http://af.reuters.com/article/worldNews/idAFBRE83O0YS20120425>

閲覧日: 2012年6月25日

b Iran suspends computer programmer's death sentence: report (イランがコンピュータプログラマーの死刑判決を中断: レポート), 2012年12月2日

<http://www.reuters.com/article/2012/12/02/us-iran-malekpouridUSBRE8B106220121202>

閲覧日: 2012年12月3日

c Unemployment mounts as Iran's economy falters (失業がイラン経済の停滞に拍車), 2012年9月19日

<http://uk.reuters.com/article/2012/09/19/us-iran-unemploymentidUSBRE88I0TA20120919>

閲覧日: 2013年5月14日

#### **6 Independent Advisory Group on Country Information** (国別情報に関する独立諮問グループ)

a Commentary on the January 2013 Country of Origin Information (COI) Report on Iran Prepared for the Independent Advisory Group on Country Information (IAGCI) (国別情報に関する独立諮問グループのために作成したイランに関する2013年1月の出身国情報レポートの論評), Dr. Mohammad Hedayati Kakhki, School of Law, Durham University, 2013年3月11日

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/reviews-of-countryinformation-reports/2013-reviews-of-country-information-reports/>

閲覧日: 2013年7月16日

#### **7 US Library of Congress** (米国議会図書館) <http://www.loc.gov/index.html>

a Children's Rights: Iran (子どもの権利: イラン), 2013年1月25日更新

<http://www.loc.gov/law/help/childrights/iran.php>

閲覧日: 2013年7月15日

#### **8 Human Rights Watch** (ヒューマン・ライツ・ウォッチ) <http://www.hrw.org>

a World Report 2013 – Iran (ワールドレポート2013—イラン), 2013年1月31日発行

[https://www.hrw.org/sites/default/files/wr2013\\_web.pdf](https://www.hrw.org/sites/default/files/wr2013_web.pdf)

閲覧日: 2013年6月25日

b Iran: Investigate Reported Killings of Demonstrators (イラン: デモ活動家の殺害報告調査), 2011年4月29日, 以下を經由

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,IRN,,4dbfa406c,0.html>

閲覧日: 2011年5月4日

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

377

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

c Hundreds Arrested in Azerbaijan Region (アゼルバイジャン地域の数百人の逮捕者), 2011 年 9 月 10 日

<http://www.hrw.org/news/2011/09/10/iran-allow-peaceful-protests-over-lake-sdestruction>

閲覧日: 2012 年 7 月 3 日

d Iran: Government Assault on Academic Freedom (イラン: 政府が学問の自由を猛攻撃), 2012 年 5 月 31 日

<http://www.hrw.org/news/2012/05/31/iran-government-assault-academic-freedom>

閲覧日: 2012 年 10 月 24 日

e Iran's "Islamicisation" programme at universities threatens civil society (大学でのイランの「イスラム化」プログラムが市民社会に与える脅威), 2012 年 10 月 5 日

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,IRN,,5073ceae2,0.html>

閲覧日: 2012 年 11 月 6 日

f Iran: Stop undermining women's rights (イラン: 女性の権利侵害の阻止), 2010 年 3 月 6 日

<http://www.hrw.org/en/news/2010/03/05/iran-stop-undermining-women-s-rights>

閲覧日: 2010 年 6 月 1 日

g Iran: Appoint Special UN Envoy to investigate rights crisis (イラン: 国連特使に権利危機の調査を依頼), 2009 年 9 月 21 日

<http://www.hrw.org/en/news/2009/09/21/iran-appoint-special-un-envoy-investigaterights-crisis?print>

閲覧日: 2009 年 12 月

h Iran: Freedom of Expression and Association in the Kurdish Regions (イラン: クルド族地域における表現と結社の自由), 2009 年 1 月 9 日

via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4967579a2.html>

閲覧日: 2009 年 6 月 11 日

i Together, Apart: Organizing around sexual orientation and gender identity worldwide (つかず離れず: 世界中の同性愛者とジェンダーアイデンティティが団結), 2009 年 6 月 11 日

<http://www.hrw.org/en/reports/2009/06/10/together-apart-0?print>

閲覧日: 2010 年 3 月 18 日

j Codifying Repression: An Assessment of Iran's New Penal Code (抑圧の成文化: イランの新刑法の評価), 2012 年 8 月, 以下を經由

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,HRW,,IRN,,50475a5a2,0.html>

閲覧日: 2012 年 9 月 4 日

k World Report 2010 – Iran (ワールドレポート 2010 – イラン), 2010 年 1 月 20 日発行

<http://www.hrw.org/en/node/87713>

閲覧日: 2010 年 3 月 30 日

l The Islamic Republic at 31, Post-election abuses show serious human rights crisis (31 年目のイスラム共和国、選挙後の虐待は深刻な人権危機を示す), 2010 年 2 月 11 日

378 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

<http://www.hrw.org/en/reports/2010/02/11/islamic-republic-31-0>

閲覧日：2010年4月6日

m We are a buried generation (葬られた世代), 2010年12月

<http://www.hrw.org/en/reports/2010/12/15/we-are-buried-generation>

閲覧日：2012年12月20日

n Iran: Sufi Activists Convicted in Unfair Trials (イラン：不公平裁判におけるスーフィ教活動家への有罪宣告), 2013年7月25日, 以下を經由

<http://www.refworld.org/country,...IRN,,51f275bf4,0.html>

閲覧日：2013年8月5日

o Iran: Proposed Penal Code Retains Stoning (イラン：刑法改正案が投石刑を維持), 2013年6月3日

<http://www.hrw.org/news/2013/06/03/iran-proposed-penal-code-retains-stoning>

閲覧日：2013年8月6日

p Iran: Threats to Free, Fair Elections (イラン：自由で公正な選挙に対する脅威), 2013年5月24日

<http://www.hrw.org/news/2013/05/24/iran-threats-free-fair-elections>

閲覧日：2013年8月14日

**9 Amnesty International** (アムネスティ・インターナショナル) <http://www.amnesty.org.uk/>

a

b Iran: Executions by stoning (イラン：投石による処刑), 2010年12月

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE13/095/2010/en%20968814e1-f48e-43eabee3-462d153fb5af/mde130952010en.pdf>

閲覧日：2011年3月2日

c Sayed Ziaoddin (Zia) Nabavi, Iran, 2010年5月

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE13/041/2010/en/93f7cc49-e4ff-4f9d-91da-704e52c6bce0/mde130412010en.pdf>

閲覧日：2012年3月29日

d Challenging Repression: Human Rights Defenders in the Middle East and North Africa (抑圧への挑戦：中東と北アフリカの人権擁護者), MDE 01/001/2009, 2009年3月11日, 以下を經由

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/49b8d9662.html>

閲覧日：2011年4月20日

e

f

g Document – Iran Woman sentenced to stoning still risks death: Sakineh Mohammadi Ashtiani: Further information (ドキュメントー投石刑を宣告されたイラン女性はいまだに死のリスクを

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 379

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

負う : Sakineh Mohammadi Ashtiani : 追加情報) , 2010 年 7 月 9 日

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE13/075/2010/en/c1d0a18d-f582-4a89-ae38-2c1d0196b7c8/mde130752010en.html>

閲覧日 : 2011 年 6 月 6 日

h Annual Report 2013, Iran (年次レポート 2013、イラン) , 2013 年 5 月 23 日

<http://www.amnesty.org/en/region/iran/report-2013>

閲覧日 : 2013 年 5 月 29 日

i Iran Arab minority protest deaths must be investigated (イラン・アラブ民族マイノリティの抗議死は調査されなければならない) , 2011 年 4 月 19 日

<http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/iran-arab-minority-protest-deaths-mustbe-investigated-2011-04-19>

閲覧日 : 2011 年 4 月 19 日

j Adoption of restrictive NGO law postponed (制限的な NGO 法採択の延期) , 2011 年 4 月 15 日

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE13/045/2011/en/ed40e564-fe2d-416dbaed-6f46d0f1174d/mde130452011en.pdf>

閲覧日 : 2011 年 4 月 19 日

k Addicted to death: Executions for drugs offenses in Iran (死に至る中毒 : イランの麻薬犯罪に関する処刑) , 2011 年 12 月 15 日

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE13/090/2011/en/0564f064-e965-4fadb062-6de232a08162/mde130902011en.pdf>

閲覧日 : 2012 年 9 月 3 日

l Iranian women fight controversial “polygamy” bill (イラン女性は物議をかもし「一夫多妻」法案と戦う) 2011 年 11 月 30 日

<http://www.amnesty.org/en/news/iranian-women-fight-controversial-polygamy-bill-2011-11-30>

閲覧日 : 2012 年 8 月 28 日

m Iran: Woman at risk of being stoned to death after being driven into prostitution by poverty (イラン : 貧困のせいで売春に追いやられた後に投石で命を奪われる危険のある女性) , 2009 年 10 月 29 日 [http://www.amnesty.org.uk/news\\_details.asp?NewsID=18472](http://www.amnesty.org.uk/news_details.asp?NewsID=18472)

閲覧日 : 2011 年 4 月 20 日

n 2012 Annual Survey of Violations of Trade Union Rights – Iran (労働組合権の侵害に関する 2012 年度調査ーイラン) , 2012 年 6 月 6 日, 以下を經由

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4fd889475.html>

閲覧日 : 2012 年 11 月 8 日

o From Protest to Prison: one year after the election (抗議から刑務所へ : 選挙の 1 年後) , 2010 年 6 月 9 日

380 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,,,IRN,,4c0f36d12.0.html>

閲覧日：2011年1月25日

p Amnesty International's submission to the Commission on the Status of Women regarding concerns about the harassment and imprisonment of women, including rights defenders and members of minorities, in Iran (イランにおける権利擁護者とマイノリティ・メンバーを含む女性への嫌がらせと収監に関する懸念についてのアムネスティ・インターナショナルによる女性の地位委員会への提出書), 2012年8月2日, 以下を經由

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,IRN,,50210e0e2.0.html>

閲覧日：2012年8月22日

q Student activists held in Iran (イランで拘束されている学生運動家), 2011年5月6日

<http://www.amnesty.org/en/library/info/MDE13/047/2011/en>

閲覧日：2011年5月11日

r Iran: Azerbaijanis arrested in lake protests (イラン：湖水抗議において逮捕されたアゼルバイジャン人), 2011年4月4日

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE13/038/2011/en/c7c83079-e9a4-4822-a344-46cd2635c489/mde130382011en.html>

閲覧日：2012年7月3日

s Iranian Kurdish man executed (処刑されたイランのクルド人), 2009年11月12日

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE13/121/2009/en/2321fa1d-b74e-4a17-ace9-03e77cbff64a/mde131212009en.html>

閲覧日：2011年4月20日

t Election contested, repression compounded (議論を呼ぶ選挙、複合的な抑圧), 2009年12月10日

<http://www.amnesty.org/en/library/info/MDE13/123/2009/en>

閲覧日：2011年5月11日

u

v Death sentences and executions in 2010 (2010年の死刑判決と処刑), 2011年3月28日, 以下を經由

<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4d9026931.pdf>

閲覧日：2011年3月28日

w

x 'We are ordered to crush you', Expanding repression of dissent in Iran (「弾圧命令」、イランにおける反対意見抑制の拡大), 2012年2月

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE13/002/2012/en/2b228705-dfba-4408-a04b-8ab887988881/mde130022012en.pdf>

閲覧日：2012年7月5日

y Death sentences and executions in 2012 (2012年の死刑判決と処刑), 2013年4月

<http://www.amnesty.org/sites/impact.amnesty.org/files/PUBLIC/2012DeathPenaltyAI.pdf>

閲覧日: 2013年6月25日

z Iran: Sakineh Mohammadi Ashtiani's fate unclear while lawyer languishes in jail (イラン: Sakineh Mohammadi Ashtianiの不透明な運命、弁護士は刑務所で衰える), 2012年7月25日

<http://www.amnesty.org.au/news/comments/29297/>

閲覧日: 2012年8月21日

aa Execution by stoning, Iran (投石による処刑、イラン), 2012年2月23日

<http://www.amnesty.org.uk/content.asp?CategoryID=12139>

閲覧日: 2013年8月8日

ab Iran must release human rights defender Mohammad Ali Dadkhah (イランは人権擁護者 Mohammad Ali Dadkhahを釈放しなければならない), 2012年10月1日

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,IRN,,506a98d92,0.html>

閲覧日: 2012年10月25日

#### **10 United Nations (国連) (UN) <http://www.un.org/>**

a UN General Assembly, The report of the Secretary-General on the situation of human rights in the Islamic Republic of Iran (国連総会、イラン・イスラム共和国の人権状況に関する事務総長レポート), 2008年10月1日, 以下を經由

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/490032342.html>

閲覧日: 2011年8月17日

b

c UN Office on Drugs and Crime, Drug Prevention, Treatment and HIV/AIDS Situation Analysis, 2012 (国連薬物犯罪事務所、麻薬防止、治療およびHIV/AIDS状況分析2012)

<http://www.unodc.org/islamicrepublicofiran/drug-prevention-treatment-and-hiv-aids.html>

閲覧日: 2013年8月21日

d Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in the Islamic Republic of Iran (イラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連特別報告者レポート), 2012年3月6日

[http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session19/AHRC-19-66\\_en.pdf](http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session19/AHRC-19-66_en.pdf)

閲覧日: 2012年5月28日

e Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in the Islamic Republic of Iran, presented to the UN General Assembly by the Secretary-General (イラン・イスラム共和国における人権状況についての特別報告者レポート、事務総長によって国連総会に提出), 2011年9月23日

[http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/66/374](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/66/374)

382 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

閲覧日：2012年6月18日

f UN Human Rights Council's Report of the Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances, covering the period 13 November 2010 to 11 November 2011 (2010年11月13日から2011年11月11日までの期間をカバーする国連人権理事会の強制的または非自発的失踪に関する作業部会報告書), 2012年3月2日発行

[http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session19/AHRC-19-58-R-ev1\\_en.pdf](http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session19/AHRC-19-58-R-ev1_en.pdf)

閲覧日：2012年8月17日

g UN General Assembly, The situation of human rights in the Islamic Republic of Iran: report of the Secretary-General (イラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連総会への事務総長レポート), 2009年9月23日

<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,,IRN,,4ad87b962,0.html>

閲覧日：2011年8月17日

h Birth Registration in Iran, (イランの出生登録) 2005年

[http://www.unicef.org/iran/IRN\\_resources\\_BR\\_engword.pdf](http://www.unicef.org/iran/IRN_resources_BR_engword.pdf)

閲覧日：2011年8月17日

i Cartographic section, Iran (Islamic Republic of) (地図制作部門、イラン), 2004年1月

<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/iran.pdf>

閲覧日：2013年5月13日

j UNICEF – Child health and nutrition (ユニセフー子供の健康と栄養)

[http://www.unicef.org/iran/iecd\\_1645.html](http://www.unicef.org/iran/iecd_1645.html)

閲覧日：2012年7月18日

k Anti Drugs Law of Iran (イランの麻薬取締法), 2010年12月

英国外務省によって提供されたオリジナルのイラン人文書からの UNODC 公式英訳, 2011年4月21日 ハードコピーのみ; 要請に応じて利用可能

l Concluding observations on the second periodic report of the Islamic Republic of Iran, adopted by the Committee at its fiftieth session (29 April-17 May 2013) (第50回国連総会(2013年4月29日～5月17日)に委員会が提出したイラン・イスラム共和国についての第2回定期報告の総括所見), 2013年5月17日, 以下を經由

<http://www.fidh.org/iran-rising-poverty-declining-labour-rights-13403>

閲覧日：2013年7月1日

m UNICEF – The State of the World's Children: Statistical Tables (ユニセフー世界の児童の状態: 統計表), 2009年11月

<http://www.unicef.org/rightsite/sowc/statistics.php>

閲覧日：2013年8月6日

n Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in the Islamic Republic of Iran

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 383

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

- (イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者レポート) , 2013年2月28日  
<http://www.shaheedoniran.org/english/english/dr-shaheeds-work/latest-reports/3135-special-rapporteurs-february-2013-report-on-the-situation-of-human-rights-in-theislamic-republic-of-iran.html>  
閲覧日 : 2013年6月18日
- o UNAIDS Report on the global AIDS epidemic 2012 (世界的なエイズの流行に関する UNAIDS レポート 2012) , 2012年11月20日  
<http://www.unaids.org/en/resources/publications/2012/name.76121.en.asp> 閲覧日 : 2013年8月21日
- p Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in the Islamic Republic of Iran (イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者レポート) , 2012年9月13日  
<http://www.shaheedoniran.org/english/english/dr-shaheeds-work/latest-reports/3078-special-rapporteur-s-september-2012-report-on-the-situation-of-human-rights-in-theislamic-republic-of-iran.html?print>  
閲覧日 : 2013年8月14日
- q The Anti-Narcotics Law of the Islamic Republic of Iran (consolidated as of 1997) (イラン・イスラム共和国の麻薬取締法(1997年時点で統合)) , 1997年11月8日  
<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4c35b0a52.pdf>  
閲覧日 : 2011年8月17日
- r 2012 UNHCR country operations profile – Islamic Republic of Iran (2012年 UNHCR カントリー・オペレーション・プロフィールーイラン・イスラム共和国) , 日付なし  
<http://www.unhcr.org/pages/49e486f96.html>  
閲覧日 : 2012年11月7日
- s United Nations Population Fund, Iran Country Profile (国連人口基金、イラン・カントリー・プロフィール)  
<http://iran.unfpa.org/Country%20Profile.asp>  
閲覧日 : 2013年8月6日
- t Concluding observations of the Human Rights Committee, 17 October – 4 November 2011 (2011年10月17日～11月4日、人権理事会の総括所見) ,  
<http://www.ohchr.org/en/countries/asiaregion/pages/irindex.aspx>  
閲覧日 : 2012年6月21日
- u UN General Assembly, The situation of human rights in the Islamic Republic of Iran : report of the Secretary-General (国連総会、イラン・イスラム共和国の人権状況: 事務総長レポート) , 2010年9月15日  
<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4d2b0bd42.pdf>  
閲覧日 : 2011年8月17日
- v UNAIDS, Islamic Republic of Iran, HIV and AIDS estimates (UNAIDS、イラン・イスラム共



和国、HIV、およびエイズ推計値) (2011 年)

<http://www.unaids.org/en/regionscountries/countries/islamicrepublicofiran/>

閲覧日：2013 年 8 月 21 日

w Human Rights Council's Universal Periodic Review 2010, UNICEF's input (人権委員会の世界定期レビュー2010、ユニセフのインプット)

[http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session7/IR/UNICEF\\_UPR\\_IRN\\_S07\\_2010\\_UnitedNationsChildrensFund.pdf](http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session7/IR/UNICEF_UPR_IRN_S07_2010_UnitedNationsChildrensFund.pdf)

閲覧日：2011 年 8 月 17 日

x UNODC: Islamic Penal Code, 1370 the Commission of Judicial and legal affairs (UNODC: イスラム刑法、第 1370 回司法・法律問題委員会) (1991 年 11 月 28 日) 第 1 巻、一般問題、第 1 章、総論

<https://www.unodc.org/tldb/showDocument.do?documentUid=6418&country=IRA&language=ENG>

閲覧日：2011 年 8 月 17 日

y UNHCR Global Report 2012, Islamic Republic of Iran (UNHCR グローバル・レポート 2012、イラン・イスラム共和国), 2013 年 6 月, 以下を經由

<http://www.refworld.org/cgi-bin/tehis/vtx/rwmain?page=country&docid=51c01cbf16&skip=0&coi=IRN&querysi=health&searchin=fulltext&sort=date>

閲覧日：2013 年 7 月 15 日

z UNESCO World Data on Education, 7th Edition, 2010/11, Islamic Republic of Iran (教育についてのユネスコ世界データ、第 7 版、2010/11、イラン・イスラム共和国), 2011 年 7 月

<http://unesdoc.unesco.org/images/0021/002113/211304e.pdf>

閲覧日：2012 年 7 月 16 日

aa UN Human Rights Council, Interim report of the Secretary-General on the situation of human rights in Iran (国連人権理事会、イランの人権状況に関する事務総長の中間報告), 2011 年 3 月 14 日

[http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/16session/A.HRC.16.75\\_AUV.pdf](http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/16session/A.HRC.16.75_AUV.pdf)

閲覧日：2011 年 8 月 17 日

ab UN Human Rights Council, Report of the Working Group on the Universal Periodic Review: Islamic Republic of Iran (国連人権理事会、世界定期レビュー作業部会レポート：イラン・イスラム共和国), 2010 年 3 月 15 日

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/tehis/vtx/refworld/rwmain?page=country&docid=4c0ce5a72&skip=0&coi=IRN&querysi=periodic%20review&searchin=title&display=10&mp;sort=date>

閲覧日：2011 年 8 月 17 日

ac Situation of human rights in the Islamic Republic of Iran, Report of the Secretary-General (イラン・イスラム共和国の人権状況に関する事務総長レポート), 2012 年 8 月 22 日

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 385

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/50a107f02.pdf>

閲覧日：2012年11月12日

ad Commission on Human Rights, Integration of the Human Rights of Women and a Gender Perspective: Violence against Women, Report of the Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences, Yakin Ertürk. Addendum –Mission to the Islamic Republic of Iran (29 January to 6 February 2005) (人権委員会、女性の人権とジェンダーの視野の統合：女性に対する暴力 女性に対する暴力とその原因および結果に関する特別報告者レポート), 2006年1月27日

[http://www.ecoi.net/file\\_upload/227\\_tmpphpI5UbnU.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/227_tmpphpI5UbnU.pdf)

閲覧日：2011年8月17日

ag Committee on the Rights of the Child, thirty-eighth session CRC/C/15/Add.254, concluding observations: The Islamic Republic of Iran (第38回子どもの権利委員会 CRC/C/15/Add.254 総括所見：イラン・イスラム共和国), 2005年3月31日

[http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/898586b1dc7b4043c1256a450044f331/816601ca7398c9b3c1257021004d0583/\\$FILE/G0540872.pdf](http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/898586b1dc7b4043c1256a450044f331/816601ca7398c9b3c1257021004d0583/$FILE/G0540872.pdf)

閲覧日：2012年10月31日

ah Treaty Collection: Ratifications and Reservations (条約集成：批准国と保留国)

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/ratification/index.htm>

閲覧日：2012年10月31日

ai Report of the Secretary-General on the situation of human rights in the Islamic Republic of Iran (イラン・イスラム共和国の人権状況に関する事務総長レポート), 2012年3月20日

[http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session19/A.HRC.19.82\\_AUV.pdf](http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session19/A.HRC.19.82_AUV.pdf)

閲覧日：2012年7月18日

**11 Iran Human Rights Voice (IHRV)** (イラン・ヒューマン・ライツ・ボイス(IHRV)),

<http://www.ihrv.org/inf/>

a Disturbing Conditions in Iranian Prisons, Fariab Davoodi Mohajer (イランの刑務所における憂慮すべき状態、Fariab Davoodi Mohajer), 2011年3月27日

<http://www.ihrv.org/inf/?p=4617>

閲覧日：2012年7月30日

**12 Associated Press** (AP 通信) <http://www.ap.org/>

a Iran court upholds 4 death sentences over fraud(イラン法廷が詐欺罪の4人の死刑判決を支持), 2013年2月18日, 以下を經由

<http://news.yahoo.com/iran-court-upholds-4-death-sentences-over-fraud-202603924.html>

386 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

閲覧日：2013年6月3日

**13 Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children** (子どものあらゆる体罰に終  
止符を・グローバルイニシアチブ)

<http://www.endcorporalpunishment.org/>

a Briefing on Iran for the Committee on Economic, Social and Cultural Rights, Pre-Sessional Working Group - May 21 - May 25 2012 (経済的、社会的および文化的権利委員会会期前作業部会のイランに関するブリーフィング 2012年5月21日-25日), 2012年4月, 以下を經由

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/cescrwg49.htm>

閲覧日：2012年8月30日

**14 Agence France Presse** <http://www.afp.com/afpcom/en/>

a Iran hangs woman, four other “enemies of God” – reports (イランが絞首刑にした女性、その他4人の「神の敵」 – レポート), 2010年5月10日, 以下を經由

[http://www.dailystar.com.lb/article.asp?edition\\_id=10&categ\\_id=2&article\\_id=114683#axzz0nVpfkurm](http://www.dailystar.com.lb/article.asp?edition_id=10&categ_id=2&article_id=114683#axzz0nVpfkurm)

閲覧日：2010年5月10日

b Three reformists get six-year jail terms in Iran: agency (イランの3人の改革派に懲役6年：エージェンシー), 2010年4月18日, 以下を經由

<http://www.france23.com/en/20100418-three-reformists-get-six-year-jail-terms-iranagency>

閲覧日：2011年1月20日

**15 The Times** (ザ・タイムズ) <http://www.thetimes.co.uk/tto/news/>

a

b Tehran court gives British Embassy “plotter” a four-year sentence (テヘラン法廷が英国大使館の「プロッター (策謀者)」に4年の判決), 2009年10月29日

[http://www.timesonline.co.uk/tol/news/world/middle\\_east/article6894601.ece](http://www.timesonline.co.uk/tol/news/world/middle_east/article6894601.ece)

閲覧日：2010年12月22日

c

d 2,000 protest in heart of London over “rigged” Iranian election (「不正な」イランの選挙に対してロンドン中心部で2,000人が抗議), 2009年7月11日

<http://www.timesonline.co.uk/tol/news/uk/article6684840.ece>

閲覧日：2010年12月22日

**16 The Guardian** (ザ・ガーディアン) <http://www.guardian.co.uk/>

a Iran election results cause major setback for Mahmoud Ahmadinejad (イランの選挙結果をマハ

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 387

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ムード・アハマディネジャドが大妨害) , 2012 年 5 月 5 日

<http://www.guardian.co.uk/world/2012/may/05/iran-election-results-mahmoudahmadinejad>

閲覧日 : 2012 年 8 月 29 日

b Iranian Christian pastor released from jail (刑務所から釈放されたイランのキリスト教牧師) , 2012 年 9 月 8 日

<http://www.guardian.co.uk/world/2012/sep/08/iranian-christian-pastor-released-jail>

閲覧日 : 2012 年 9 月 10 日

c Iranian human rights official describes homosexuality as an illness (イランの人権当局、同性愛を病気と表現) , 2013 年 3 月 14 日

<http://www.theguardian.com/world/iran-blog/2013/mar/14/iran-official-homosexualityillness>

閲覧日 : 2013 年 8 月 20 日

d Iran's women are not afraid (イランの女性は恐れない) , 2009 年 10 月 6 日

<http://www.guardian.co.uk/commentisfree/2009/oct/06/iran-women-rights-votediscrimination>

閲覧日 : 2009 年 11 月 24 日

e Iran set to allow first transsexual marriage (イラン、最初の性転換者の結婚を許す準備が整う) , 2009 年 9 月 11 日

<http://www.guardian.co.uk/world/2009/sep/11/iran-transsexual-marriage>

閲覧日 : 2009 年 11 月 24 日

f Iran's president and supreme leader in rift over minister's reinstatement (大臣の復帰をめぐって紛糾するイラン大統領と最高指導者) , 2010 年 4 月 27 日

<http://www.guardian.co.uk/world/2011/apr/27/iran-president-supreme-leader-rift>

閲覧日 : 2011 年 5 月 3 日

g Iran bans contact with foreign organisations, including the BBC (イランが BBC を含む外国機関との接触を禁止) , 2010 年 1 月 5 日

<http://www.guardian.co.uk/world/2010/jan/05/iran-bans-contacts-foreign-organisations>

閲覧日 : 2010 年 6 月 7 日

h

i Hassan Rouhani sworn in as president of Iran, urging moderation and respect (節度と敬意を旗印に、ハッサン・ロウハニがイラン大統領に宣誓就任) , 2013 年 8 月 4 日

<http://www.theguardian.com/world/2013/aug/04/hassan-rouhani-sworn-in-president-iran>

閲覧日 : 2013 年 8 月 6 日

j Iran appoints first foreign ministry spokeswoman (イランが初の外務省スポークスウーマンを任命) , 2013 年 8 月 29 日

<http://www.theguardian.com/world/2013/aug/29/iran-appoints-foreign-ministryspokeswoman>

閲覧日 : 2013 年 9 月 4 日

k Iranian Sunni protesters killed in clashes with security forces (治安部隊との衝突において殺さ

れたイランのスニ派抗議者) , 2011 年 4 月 18 日

<http://www.guardian.co.uk/world/2011/apr/18/iranian-sunni-protesters-killed>

閲覧日 : 2011 年 4 月 19 日

l Haemophiliac Iranian boy “dies after sanctions disrupt medicine supplies” ( イランへの「制裁が医療供給品を粉砕した後に」血友病患者の少年が「死亡」) , 2012 年 11 月 14 日

<http://www.guardian.co.uk/world/2012/nov/14/sanctions-stop-medicines-reaching-sick-iranians>

閲覧日 : 2012 年 12 月 4 日

m Ahmadinejad sworn in for second term amid walkouts and protests (ストライキと抗議の最中に 2 度目の任期を宣誓したアハマディネジャド) , 2009 年 8 月 5 日

<http://www.guardian.co.uk/world/2009/aug/05/mahmoud-ahmadinejad-sworn-iran-president>

閲覧日 : 2011 年 8 月 17 日

n Iran executes three men on homosexuality charges (イランが同性愛の罪で 3 人を処刑) , 2011 年 9 月 7 日

<http://www.guardian.co.uk/world/2011/sep/07/iran-executes-men-homosexuality-charges>

閲覧日 : 2011 年 9 月 8 日

o Iran's prisoners of conscience – an interactive guide (イランの良心の囚人ーインタラクティブ・ガイド) , 2013 年 5 月 21 日

<http://www.theguardian.com/world/interactive/2013/may/21/iran-prisoners-of-conscience-interactive>

閲覧日 : 2013 年 8 月 15 日

**17 Iranian Journal of Psychiatry and Behavioral Sciences** (イラン精神医学行動科学ジャーナル) (IJPBS) <http://ijpb.hbi.ir/>

a 第 3 巻, 第 1 号, 春・夏 2009 年: 9-14 ページ

Urban Mental Health in Iran: Challenges and Future Directions (イランの都市精神衛生 : 挑戦と未来方向) , Vandad Sharifi, MD,

[http://www.sid.ir/en/VEWSSID/J\\_pdf/118620090110.pdf](http://www.sid.ir/en/VEWSSID/J_pdf/118620090110.pdf)

閲覧日 : 2013 年 8 月 21 日

**18 House of Commons Library** (英国下院議会図書館)

<http://www.parliament.uk/business/publications/research/research-papers/>

a The Islamic Republic of Iran: An introduction (イラン・イスラム共和国 : 序論) , 2009 年 12 月 11 日

<http://www.parliament.uk/documents/commons/lib/research/rp2009/rp09-092.pdf>

閲覧日 : 2010 年 12 月 22 日

**19 International Trade Union Confederation** (国際労働組合総連合) <http://www.ituc-csi.org/>

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 389

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

a 2013 Annual Survey of Violations of Trade Union Rights – Iran (労働組合権の侵害に関する2013年度調査－イラン), 2013年6月6日, 以下を經由

<http://www.refworld.org/docid/51b8516da0.html>

閲覧日: 2013年7月16日

**20 Gulfnews.com** <http://gulfnews.com/>

a Citizenship for children of foreign paternity (外国人父親の子供の市民権), 2006年9月25日

<http://archive.gulfnews.com/articles/06/09/24/10069977.html>

閲覧日: 2011年5月12日

**21 British Broadcasting Corporation (BBC) News** (BBC ニュース: 英国放送協会)

<http://www.bbc.co.uk/>

a Iran's opposition: Gagged by years of intimidation (イランの反体制派: 長年にわたる威嚇による口封じ), 2012年2月28日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-17177726>

閲覧日: 2012年9月3日

b British Embassy worker in Iran has sentence commuted (イランの英国大使館職員に減刑), 2010年10月4日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-11465770>

閲覧日: 2011年1月19日

c US removes Iran group MEK from terror list (米国がイランのグループ MEK をテロのリストから削除), 2012年9月29日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-us-canada-19767043>

閲覧日: 2012年10月22日

d Iranian court bans two leading opposition parties (イラン法廷が2大野党の活動を禁止), 2010年9月27日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-11421538>

閲覧日: 2011年1月19日

e Iran country profile (イラン・カントリー・プロフィール), 2012年9月2日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-14541904>

閲覧日: 2012年12月4日

f Iran MPs reject three Hassan Rouhani cabinet choices (イラン MP がハッサン・ロウハ二内閣の3人の閣僚を拒絶), 2013年8月15日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-23719888>

閲覧日: 2013年9月4日

g Iran "executes two over post-election unrest" (イランが「選挙後の騒乱に関して2人を処刑」),

390 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

2010年1月28日

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/8484478.stm>

閲覧日：2011年3月29日

h Profile: Iran's Jundullah militants (プロフィール：イランの Jundullah 戦士) , 2009年10月19日

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/8314430.stm>

閲覧日：2009年12月23日

i Profile: Iran's Revolutionary Guards (プロフィール：イランの革命防衛隊員) , 2009年10月18日

[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/7064353.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/7064353.stm)

閲覧日：2011年3月15日

j Deadly rocket attack on Iranian exile camp in Iraq (イラクのイラン人亡命者キャンプに破壊的ロケット攻撃) , 2013年2月9日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-21393162>

閲覧日：2013年6月17日

k History, Ayatollah Khomeini (1900-1989) (外伝、アヤトラ・ホメイニ(1900-1989)) , 2013年

[http://www.bbc.co.uk/history/historic\\_figures/khomeini\\_ayatollah.shtml](http://www.bbc.co.uk/history/historic_figures/khomeini_ayatollah.shtml)

閲覧日：2013年9月11日

l Profile: Shirin Ebadi (プロフィール：Shirin Ebadi) , 2009年11月27日

[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/3181992.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/3181992.stm)

閲覧日：2009年12月15日

m Iran parliament questions President Ahmadinejad (イラン議会がアハマディネジャド大統領に質問) , 2012年3月14日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-17364370>

閲覧日：2012年11月27日

n

o In pictures: Zoroastrians in Iran (写真：イランのゾロアスター教徒)

[http://news.bbc.co.uk/1/shared/spl/hi/picture\\_gallery/05/middle\\_east\\_zoroastrians\\_in\\_iran/html/1.stm](http://news.bbc.co.uk/1/shared/spl/hi/picture_gallery/05/middle_east_zoroastrians_in_iran/html/1.stm)

m

閲覧日：2010年12月22日

p Timeline: Iran (歴史上の出来事：イラン) , 2013年6月17日更新

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-14542438>

閲覧日：2013年7月11日

q Profile: Mir Hossein Mousavi (プロフィール：Mir Hossein Mousavi) , 2009年6月16日

[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/8103851.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/8103851.stm)

閲覧日：2009年11月30日

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

391

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

r Iran sanctions disrupt medicine supplies (イランへの制裁が医療供給品を粉砕), 2012年11月24日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-20471492>

閲覧日: 2012年12月4日

s Iran hangs Sunni militant leader Abdolmalek Rigi (イランがスンニ派闘士リーダーAbdolmalek Rigiを絞首刑に処する), 2010年6月20日

<http://www.bbc.co.uk/news/10359415>

閲覧日: 2010年6月21日

t Iran currency crisis: Sanctions detonate unstable rial (イラン通貨危機: 制裁が不安定なリアルを爆発させる), 2012年10月2日

<http://www.bbc.co.uk/news/business-19800532>

閲覧日: 2013年5月14日

u Iranians defy clampdown for Student Day protests (イラン人はスチューデント・デイ抗議の取り締まりに反抗する), 2010年12月7日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-11941781>

閲覧日: 2011年4月5日

v Hassan Rouhani wins Iran presidential election (ハッサン・ロウハニがイラン大統領選挙に勝利), 2013年6月15日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-22916174>

閲覧日: 2013年8月6日

w Profile: Hassan Rouhani (プロフィール: ハッサン・ロウハニ), 2013年8月4日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-22886729>

閲覧日: 2013年8月15日

x Google detects Iran phishing attacks ahead of election (Googleがイランの選挙の前にフィッシング攻撃を検出), 2013年6月13日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-22884006>

閲覧日: 2013年8月15日

## 22 Journal of Financial Crime (金融犯罪ジャーナル)

<http://www.emeraldinsight.com/products/journals/journals.htm?id=jfc>

a The ne bis in idem rule in Iranian criminal law, Mansour Rahmdel (イラン刑法における一事不再理規則), 2004年, 以下を經由

<http://www.emeraldinsight.com/journals.htm?articleid=1537300> Abstract only

閲覧日: 2011年6月6日

## 23 Jamestown Foundation <http://www.jamestown.org/>

392 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



a Iranian Monarchist Group Claims Responsibility for Shiraz Mosque Attack (イラン君主制主義者グループが Shiraz のモスク攻撃についての犯行声明を出す) , 2008 年 5 月 20 日

[http://www.jamestown.org/single/?no\\_cache=1&tx\\_ttnews%5Btt\\_news%5D=4936](http://www.jamestown.org/single/?no_cache=1&tx_ttnews%5Btt_news%5D=4936)

閲覧日 : 2011 年 4 月 6 日

b Iran Uses Cross-Border Incursions to Pressure Iraqi Kurds to End PJAK Insurgency (イラクのクルド人に PJAK 暴動の終結の圧力をかけるため、イランが国境を越えて侵入) , 2011 年 8 月 19 日, 以下を經由

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,IRN,,4e5213e02,0.html>

閲覧日 : 2011 年 8 月 25 日

c Probing the Reasons behind Iran's "Pre-emptive" Military Offensive against Kurdish Rebels, published in the Terrorism Monitor (テロリズム・モニターで発表されたクルド族反乱軍に対するイランの「先制」軍事攻撃の背後にある理由を精査する) 第 9 巻, 第 36 号, 2011 年 9 月 22 日

[http://www.jamestown.org/single/?no\\_cache=1&tx\\_ttnews%5Btt\\_news%5D=38440&tx\\_ttnews%5BbackPid%5D=7&cHash=6557ff162fd105ac42c1ea69feb45b83](http://www.jamestown.org/single/?no_cache=1&tx_ttnews%5Btt_news%5D=38440&tx_ttnews%5BbackPid%5D=7&cHash=6557ff162fd105ac42c1ea69feb45b83)

閲覧日 : 2012 年 6 月 25 日

d "Heeding the Call for Jihad": The Sudden Resurgence of Baloch Nationalist Militancy in Iran (「聖戦の呼び掛けに注意」: イランのバルーチ族国家主義者による突然の戦闘再開) , 2012 年 11 月 15 日

[http://www.jamestown.org/single/?no\\_cache=1&tx\\_ttnews%5Bwords%5D=8fd5893941d69d0be3f378576261ae3e&tx\\_ttnews%5Bany\\_of\\_the\\_words%5D=Iran&tx\\_ttnews%5Btt\\_news%5D=40119&tx\\_ttnews%5BbackPid%5D=7&cHash=cdef37009e8e4c7509eb0133446c585a](http://www.jamestown.org/single/?no_cache=1&tx_ttnews%5Bwords%5D=8fd5893941d69d0be3f378576261ae3e&tx_ttnews%5Bany_of_the_words%5D=Iran&tx_ttnews%5Btt_news%5D=40119&tx_ttnews%5BbackPid%5D=7&cHash=cdef37009e8e4c7509eb0133446c585a)

閲覧日 : 2012 年 12 月 3 日

**24 Economist Intelligence Unit** (エコノミスト・インテリジェンス・ユニット) (登録者専用)

<http://www.economist.com/index.cfm>

a

b Political forces at a glance (政治勢力通覧) , 2012 年 7 月 16 日

<http://country.eiu.com/article.aspx?articleid=779319262&Country=Iran&topic=Summary&subtopic=Political+forces+at+a+glance>

閲覧日 : 2012 年 8 月 29 日

**25 War Resisters' International** (戦争抵抗者インターナショナル)

<http://www.wri-irg.org/from-off.htm>

a Refusing to bear arms: a world survey of conscription and conscientious objection to military service (兵役の拒否 : 徴兵と兵役に対する良心的参戦拒否についての世界調査)

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 393

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

[http://www.wri-irg.org/programmes/world\\_survey/country\\_report/en/Iran](http://www.wri-irg.org/programmes/world_survey/country_report/en/Iran)

閲覧日：2010年6月30日

b Iran to shorten military service from 2011, 1 July 2009 (2011年、2009年7月1日から兵役を短縮するイラン)

<http://www.wri-irg.org/node/8180>

閲覧日：2011年2月21日

## 26 Foreign and Commonwealth Office (FCO) (英国外務省)

<https://www.gov.uk/government/organisations/foreign-commonwealth-office>

a FCO letter to UK Border Agency: Medical facilities (FCO から英国国境局への書簡: 医療施設), 2013年8月20日 附録Fを参照

b FCO letter to UK Border Agency: Juvenile penal process (FCO から英国国境局への書簡: 少年刑罰のプロセス), 2010年1月27日 附録Fを参照

c FCO letter to the UK Border Agency: Rule of law (FCO から英国国境局への書簡: 法の支配), 2010年5月11日 附録Fを参照

d FCO letter to the UK Border Agency: Family tracing in Iran (FCO から英国国境局への書簡: イランにおける家族捜索), 2013年5月30日 附録Fを参照

e UK for Iranians (イラン国民のための英国), 日付なし

<https://www.gov.uk/government/world/organisations/uk-for-iranians>

閲覧日：2013年9月10日

f Human Rights and Democracy: The 2012 Foreign & Commonwealth Office Report (人権と民主主義: 2012年外務省レポート), 2013年4月

g Country updates: Iran (カントリー・アップデート: イラン), 2013年6月30日最終更新

[http://www.hrdreport.fco.gov.uk/human-rights-in-countries-of-concern/iran/quarterlyupdates-iran/?s\\_howall=1](http://www.hrdreport.fco.gov.uk/human-rights-in-countries-of-concern/iran/quarterlyupdates-iran/?s_howall=1)

閲覧日：2013年9月2日

h Quarterly Updates: Iran (四半期アップデート: イラン), 2012年3月31日

<http://fcohrdreport.readandcomment.com/human-rights-in-countries-of-concern/iran/quarterly-updates-iran/>

閲覧日：2012年7月10日

## 27 The Independent (ジ・インディペンデント) <http://www.independent.co.uk/>

a Iran executes three men for sodomy (イランが男色のかどで3人を処刑), 2011年9月7日

<http://www.independent.co.uk/news/world/middle-east/iran-executes-three-men-for-sodomy-2350671.html>

閲覧日：2012年6月28日

394 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

**28 World Health Organisation** (世界保健機関) <http://www.who.int/en/>

a World Health Statistics 2012 (世界健康統計 2012)

[http://www.who.int/healthinfo/EN\\_WHS2012\\_Full.pdf](http://www.who.int/healthinfo/EN_WHS2012_Full.pdf)

閲覧日：2012年7月12日

b A report of the assessment of the mental health system in the Islamic Republic of Iran using the World Health Organization - Assessment Instrument for Mental Health Systems (WHO-AIMS) (世界保健機関による2006年の精神衛生システムの評価尺度を用いたイラン・イスラム共和国の精神衛生システムの評価レポート), 2006年

[http://www.who.int/mental\\_health/evidence/who\\_aims\\_report\\_iran.pdf](http://www.who.int/mental_health/evidence/who_aims_report_iran.pdf)

閲覧日：2011年5月9日

c Iranian health houses open the door to primary care (イランのヘルスハウスは一次医療に門戸を開放), 2008年8月

<http://www.who.int/bulletin/volumes/86/8/08-030808/en/#>

閲覧日：2011年6月6日

d Country Cooperation Strategy for WHO and the Islamic Republic of Iran 2010-2014 (WHOとイラン・イスラム共和国の国家協力戦略2010年-2014年), 2011年発行

[www.who.int/countryfocus/cooperation\\_strategy/ccs\\_irn\\_en.pdf](http://www.who.int/countryfocus/cooperation_strategy/ccs_irn_en.pdf)

閲覧日：2013年8月1日

e Iran Drug List 2009 (イラン薬品リスト2009)

[http://www.who.int/selection\\_medicines/country\\_lists/irn/en/index.html](http://www.who.int/selection_medicines/country_lists/irn/en/index.html)

閲覧日：2013年7月15日

f WHO vaccine-preventable diseases: monitoring system 2012 global summary (WHO ワクチンで予防可能な疾病：監視システムの2012年グローバル・サマリー)

[http://apps.who.int/immunization\\_monitoring/en/globalsummary/timeseries/tswucoveragemcv.htm](http://apps.who.int/immunization_monitoring/en/globalsummary/timeseries/tswucoveragemcv.htm)

閲覧日：2012年11月5日

g Mental Health Atlas 2011 (精神衛生アトラス2011)

[http://www.who.int/mental\\_health/evidence/atlas/profiles/en/index.html#I](http://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/profiles/en/index.html#I)

閲覧日：2013年8月1日

**29 Committee to Protect Journalists** (ジャーナリスト保護委員会) <http://cpj.org/>

a Attacks on the Press in 2012 – Iran (2012年の報道機関への攻撃－イラン), 2013年2月14日

<http://www.cpj.org/2013/02/attacks-on-the-press-in-2012-iran.php>

閲覧日：2013年7月11日

b As election nears, Iran's journalists are in chains (選挙が近づく時、イランのジャーナリスト

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 395

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

は拘束される) , 2013 年 5 月 8 日

<http://www.cpj.org/reports/2013/05/as-election-nears-irans-journalists-are-in-chains.php>

閲覧日 : 2013 年 8 月 15 日

**30 Conscience and Peace Tax International** (コンシエンス・アンド・ピース・タックス・インターナショナル)

a Submission to the 101st Session of the Human Rights Committee: March 2011 for the attention of the Country Report Task Force on Iran: Conscientious objection to military service and related issues

(国連自由権規約人権委員会の第 101 回会議への付託書 : イランのカントリーレポート・タスク・フォースによる注意 2011 年 3 月 : 兵役への良心的参戦拒否と関連問題) , 2010 年 12 月作成、以下を經由

[http://search.ohchr.org/search?q=cache:x7Rpu8mdOUgJ:www2.ohchr.org/english/bodies/hrc/docs/ngo/CPTI\\_Iran\\_HRC100.doc+CPTI+Iran&client=default\\_frontend&output=xml\\_no\\_dtd&ie=UTF-8&proxystylesheet=en\\_frontend&site=default\\_collection&access=p&oe=UTF-8](http://search.ohchr.org/search?q=cache:x7Rpu8mdOUgJ:www2.ohchr.org/english/bodies/hrc/docs/ngo/CPTI_Iran_HRC100.doc+CPTI+Iran&client=default_frontend&output=xml_no_dtd&ie=UTF-8&proxystylesheet=en_frontend&site=default_collection&access=p&oe=UTF-8)

閲覧日 : 2011 年 9 月 12 日

**31 Iran Primer** (イラン・プレミア) <http://iranprimer.usip.org/>

a Patterns of Iran Human Rights Abuses 2010 (イラン人権侵害のパターン 2010) , 2010 年 12 月 16 日

<http://iranprimer.usip.org/blog/2010/dec/16/patterns-iran-human-rights-abuses-2010>

閲覧日 : 2012 年 2 月 9 日

b The Basij Resistance Force (Basij 抵抗勢力) , 2010 年 10 月 21 日

<http://iranprimer.usip.org/resource/basijresistance-force>

閲覧日 : 2011 年 3 月 15 日

c The Green Movement, by Abbas Milani, director of Iranian Studies at Stanford University and co-director of the Iran Democracy Project at Hoover Institution (Abbas Milani (スタンフォード大学のイラン研究ディレクター) およびフーバー研究所のイラン民主主義プロジェクトの共同ディレクターによるグリーン運動) , 日付なし

<http://iranprimer.usip.org/resource/green-movement>

閲覧日 : 2011 年 5 月 10 日

d The Islamic Judiciary, by Hadi Ghaemi, executive director of the International Campaign for Human Rights in Iran (Hadi Ghaemi (イラン人権国際キャンペーンの事務局長) によるイスラム司法府) , 更新

<http://iranprimer.usip.org/resource/islamic-judiciary>

閲覧日 : 2012 年 6 月 21 日

e

396 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

f The Youth (若者たち), Omid Memarian と Tara Nesvaderani の報告, 2010 年 9 月

<http://iranprimer.usip.org/resource/youth>

閲覧日: 2013 年 5 月 14 日

**32 US Office of Personnel Management** (米国人事院) <http://www.opm.gov/>

a Citizenship Laws of the World (世界の市民権法), 2001 年 3 月

<http://www.multiplecitizenship.com/worldsummary.html>

閲覧日: 2010 年 12 月 23 日

**33 Landinfo** <http://www.landinfo.no/id/162.0>

a Iran: Christians and Converts (イラン: キリスト教徒と改宗者), 2011 年 7 月 7 日

[http://www.landinfo.no/asset/1772/1/1772\\_1.pdf](http://www.landinfo.no/asset/1772/1/1772_1.pdf)

閲覧日: 2012 年 8 月 2 日

b Honour killings in Iran (イランの名誉殺人), 2009 年 5 月 22 日

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,LANDINFO,,IRN,,4a704f352,0.html>

閲覧日: 2010 年 12 月 23 日

**34 Women News Network** (ウイミンズ・ニュース・ネットワーク)

<http://womennewsnetwork.net/>

a Iran Women Say No to Polygamy (イランの女性は一夫多妻制にノーと言う), 2008 年 9 月 23 日

<http://womennewsnetwork.net/2008/09/23/iran-women-say-no-to-polygamy/>

閲覧日: 2010 年 12 月 23 日

**35 U.S. Committee for Refugees and Immigrants** (米国難民・移民委員会)

<http://www.refugees.org/>

<http://www.refugees.org/about%20uscri.aspx>

a World Refugee Survey 2009 – Iran (世界避難民調査 2009 – イラン), 2009 年 6 月 17 日

[http://www.refugees.org/countryreports.aspx?\\_VIEWSTATE=dDwtOTMxNDcwOTk7O2w8Q291bnRyeUREOkdvQnV0dG9uOz4%2BUwqzZxIYLI0SfZCZue2XtA0UFEQ%3D&cid=2329&subm=&ssm=&map=&searchtext](http://www.refugees.org/countryreports.aspx?_VIEWSTATE=dDwtOTMxNDcwOTk7O2w8Q291bnRyeUREOkdvQnV0dG9uOz4%2BUwqzZxIYLI0SfZCZue2XtA0UFEQ%3D&cid=2329&subm=&ssm=&map=&searchtext)

閲覧日: 2010 年 12 月 23 日

**36 World Bank Group** (世界銀行)

<http://web.worldbank.org>

a Country Brief (カントリー・ブリーフ), 2012 年 4 月更新

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

397

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/MENAEXT/IRANEXTN/0,,menuPK:312966~pagePK:141132~piPK:141107~theSitePK:312943,00.html>

閲覧日：2012年7月12日

**37 Church in Chains** (チャーチ・イン・チェインズ) <http://www.churchinchains.ie/>

a Iran: Pastor arrested and church closed in Tehran (イラン：テヘランにおける牧師の逮捕と教会の閉鎖), 2013年5月27日

<http://www.churchinchains.ie/node/621>

閲覧日：2013年7月23日

b Iran: Pastor Robert Asserian conditionally released from prison (イラン：刑務所から条件付きで釈放された Robert Asserian 牧師), 2013年7月4日

<http://www.churchinchains.ie/node/630>

閲覧日：2013年7月23日

**38 Reporters sans Frontières / Reporters without Borders** (国境なき記者団) (RSF)

<http://en.rsf.org/>

a News providers decimated in 2012 (2012年に大量殺戮されたニュース提供者), 2012年12月19日発行; 2013年3月19日更新

<http://en.rsf.org/2012-journalists-netizens-decimated-19-12-2012,43806.html>

閲覧日：2013年8月14日

b Internet Enemies 2012 – Iran (インターネットの敵 2012 – イラン)

[http://en.rsf.org/IMG/pdf/rapport-internet2012\\_ang.pdf](http://en.rsf.org/IMG/pdf/rapport-internet2012_ang.pdf)

閲覧日：2012年6月14日

c Press Freedom Index 2013 (報道の自由指数 2013)

[http://fr.rsf.org/IMG/pdf/classement\\_2013\\_gb-bd.pdf](http://fr.rsf.org/IMG/pdf/classement_2013_gb-bd.pdf)

閲覧日：2013年7月11日

d Journalists going missing in Iran, those based abroad getting death threats (殺害の脅迫を受けてイランで行方不明になっている外国に拠点を置くジャーナリスト), 2011年3月1日

<http://en.rsf.org/iran-journalists-going-missing-in-iran-01-03-2011,39647.html>

閲覧日：2011年3月2日

**39 Social Institutions and Gender Index** (社会的組織とジェンダーの指数) (SIGI)

<http://genderindex.org/>

a Iran, Islamic Rep. (イラン・イスラム共和国), 2012年

<http://genderindex.org/country/iran-islamic-rep>

閲覧日：2013年8月6日

398 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

**40 xe.com** <http://www.xe.com/>

a Universal currency converter (世界通貨コンバーター)

<http://www.xe.com/ucc/convert/?Amount=1&From=GBP&To=IRR>

閲覧日：2013年9月2日

**41 Xtra.ca** <http://www.xtra.ca/public/National.aspx>

a Gay Iranians face stark decisions, slim hopes in election unrest (ゲイのイラン人は純然たる決定に直面、イスラム教徒は選挙騒乱に望み), 2009年8月21日

[http://www.xtra.ca/public/National/Gay\\_Iranians\\_face\\_stark\\_decisions\\_slim\\_hopes\\_in\\_election\\_unrest-7335.aspx](http://www.xtra.ca/public/National/Gay_Iranians_face_stark_decisions_slim_hopes_in_election_unrest-7335.aspx)

閲覧日：2010年3月18日

**42 Radio Free Europe / Radio Liberty** (ラジオ・フリー・ヨーロッパ/ラジオ・リバティ) (RFE/RL) <http://www.rferl.org/>

a

b Iranian government 'failing to address' child abuse problem (イラン政府、児童虐待問題への「対処を不履行」), 2010年5月20日

[http://www.rferl.org/content/Iranian\\_Government\\_Failing\\_To\\_Address\\_Child\\_Abuse/2048293.html](http://www.rferl.org/content/Iranian_Government_Failing_To_Address_Child_Abuse/2048293.html)

閲覧日：2012年12月4日

c Tehran condemns U.S. for removing MKO from terror list (MKOをテロのリストから削除したことで、テヘランが米国を非難), 2012年9月30日

<http://www.rferl.org/content/tehran-condemns-us-for-removing-mko-from-terrorlist/24724236.html>

閲覧日：2012年10月22日

d Iranian media say sanctions taking toll on seriously ill patients (イラン・メディアが重病患者に深刻な打撃を与えていると制裁を非難), 2012年10月15日

<http://www.rferl.org/content/iran-media-say-sanctions-taking-toll-seriously-illpatients/24740542.html>

l

閲覧日：2012年10月24日

e Ahmadinejad calls homosexuality among 'ugliest acts' (アハマディネジャドが同性愛を「最も不快な行為」と表現), 2009年4月29日, 以下を經由

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/49fb10fd23.html>

閲覧日：2012年11月5日

f Women's Rights Activists Tell Rohani What They Want (女性の権利活動家が何を望んでいるかについてロウハニに伝える), 2013年7月13日

<http://www.rferl.org/content/iran-rohani-women-demands/25045159.html>

閲覧日：2013年8月13日

g Iranian Sufi Dervish killed amid crackdown (取り締まりの最中に殺されたイランのスーフィ教徒 Dervish) , 2011年9月7日

[http://www.rferl.org/content/iranian\\_sufi\\_dervish\\_killed\\_amid\\_crackdown/24321287.html](http://www.rferl.org/content/iranian_sufi_dervish_killed_amid_crackdown/24321287.html)

閲覧日：2012年7月4日

h Sufi page yet another website that Iran really doesn't like (イランが毛嫌いするウェブサイトをスーフィ教徒がまたもや立ち上げる) , 2013年7月24日

<http://www.rferl.org/content/iran-sufi-internet/25055364.html>

閲覧日：2013年7月29日

i Iran's Rohani takes Presidential oath, unveils new cabinet (イランのロウハニが大統領の就任宣誓後に新内閣を初公開) , 2013年8月6日

<http://www.rferl.org/content/iran-rohani-presidency-oath/25065650.html>

閲覧日：2013年8月6日

j In a first, top Iranian government official admits to being on Facebook (イランの最高の政府高官が Facebook にページを開いていることをはじめて認める) , 2013年8月21日

<http://www.rferl.org/content/iran-minister-facebook-blocked/25082467.html>

閲覧日：2013年8月27日

#### **43 The Daily Telegraph** (デイリー・テレグラフ) <http://www.telegraph.co.uk/>

a Mahmoud Ahmadinejad: Jews in Iran (マハムード・アハマディネジャド：イランのユダヤ人) , 2009年10月3日

<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/middleeast/iran/6257611/Mahmoud-Ahmadinejad-Jews-in-Iran.html>

閲覧日：2011年2月23日

b Iranian police shoot at unarmed protesters during Tehran demonstrations (イラン警察がテヘランでのデモの最中に非武装抗議者を銃撃) , 2009年12月7日

<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/middleeast/iran/6753445/Iranian-policeshoot-at-unarmed-protesters-during-Tehran-demonstrations.html>

閲覧日：2009年12月9日

#### **44 Gay City News** (ゲイ・シティ・ニュース) [http://www.gaycitynews.com/gay\\_city\\_news/front/](http://www.gaycitynews.com/gay_city_news/front/)

a Twelve men face execution for sodomy in Iran (イランで男色のために12人が処刑に直面) , 2009年12月10日

[http://gaycitynews.com/articles/2009/12/10/gay\\_city\\_news/news/doc4b2109624f65c652502853.txt](http://gaycitynews.com/articles/2009/12/10/gay_city_news/news/doc4b2109624f65c652502853.txt)

閲覧日：2011年4月26日



**45 World Security Network** (ワールド・セキュリティ・ネットワーク)

<http://www.worldsecuritynetwork.com/>

a The Intelligence and Security Services of Iran (イランの情報・安全保障部隊), 2010年11月29日

[http://www.worldsecuritynetwork.com/showArticle3.cfm?article\\_id=18470&topicID=44](http://www.worldsecuritynetwork.com/showArticle3.cfm?article_id=18470&topicID=44)

閲覧日: 2012年7月24日

**46 Minority Rights Group International** (マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル) <http://www.minorityrights.org/>

a Seeking justice and an end to neglect: Iran's minorities today (正義と無視の終焉を求めて: 今日のイランのマイノリティ), 2011年2月16日

<http://www.minorityrights.org/>

閲覧日: 2011年2月24日

b Peoples under threat 2012 (脅威下の人民 2012), 2012年5月24日

<http://www.minorityrights.org/11338/press-releases/minorities-face-attack-as-revolutions-sour-in-middle-east-and-north-africa-says-new-global-peoples-under-threat-survey.html>

閲覧日: 2012年6月14日

c State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2012 (世界のマイノリティと先住民の状態 2012), 2012年6月28日

<http://www.minorityrights.org/11374/state-of-the-worlds-minorities/state-of-the-worlds-minorities-and-indigenous-peoples-2012.html>

閲覧日: 2012年7月3日

**47 Daneshjoonews** <http://www.daneshjoonews.com/english>

a Report on violation of right to education of students in Iran (イラン学生の教育への権利の侵害に関するレポート), 2013年6月, 以下を經由

<http://persian2english.com/wp-content/uploads/2013/06/The-Right-to-Education-En.pdf>

閲覧日: 2013年8月15日

**48 International Organisation for Migration** (国際移住機関)

<http://www.iom.int/cms/en/sites/iom/home.html>

a Country Fact Sheet, Islamic Republic of Iran (国別データ表、イラン・イスラム共和国), 2011年10月

閲覧日: 2013年7月15日

**49 Foreign Policy Centre** (外国政策センター) <http://fpc.org.uk/>

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

401

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

a From Cradle to Coffin: A Report on Child Executions in Iran (揺りかごから棺おけまで: イランの児童処刑に関するレポート), 2009年6月30日

<http://fpc.org.uk/fsblob/1063.pdf>

閲覧日: 2009年12月10日

b A revolution without rights? Women, Kurds and Bahais searching for equality in Iran (権利のない革命? イランで平等を模索する女性、クルド人、およびバハイ教), 2008年11月25日

<http://fpc.org.uk/fsblob/1006.pdf>

閲覧日: 2011年5月5日

**50 Tehran Times** (テヘラン・タイムズ) <http://www.tehrantimes.com/Index.asp>

a "Iran firm to smash terrorist Jundullah group" (テロリストの Jundullah グループを打ち砕くイラン企業), 2011年2月8日

[http://www.tehrantimes.com/index\\_View.asp?code=235403](http://www.tehrantimes.com/index_View.asp?code=235403)

閲覧日: 2011年2月24日

**51 Iran Human Rights Documentation Center** (イラン人権記録センター)

<http://www.iranhrdc.org>

a The Civil Code of the Islamic Republic of Iran (イラン・イスラム共和国の民法)

<http://iranhrdc.org/httpdocs/English/pdfs/Codes/TheCivilCode.pdf>

閲覧日: 2011年4月4日

b Legal Commentary: A look at criminal procedure in Iran, by Behnam Daraeizadeh (法律論評: Behnam Daraeizadeh によるイランの刑事訴訟の展望), 2010年11月

<http://www.iranhrdc.org/english/publications/legal-commentary/3008-a-look-at-criminal-procedure-in-iran.html>

閲覧日: 2011年1月25日

c Silencing the Women's Rights Movement in Iran (イランの女権運動の沈黙), 2010年8月

<http://www.iranhrdc.org/english/publications/reports/3007-silencing-the-women-s-rights-movement-in-iran.html>

閲覧日: 2011年5月13日

d Witness Statement of Mahdis (Mahdis の証人供述書), 2010年4月19日

<http://www.iranhrdc.org/english/feed/publications/witness-testimony/3181-witnessstatement-mahdis.rss>

閲覧日: 2013年8月24日

e "On the Margins: Arrest, Imprisonment and Execution of Kurdish Activists in Iran Today" (周縁にて: 今日のイランにおけるクルド族活動家の逮捕、懲役、および処刑), 2012年4月11日

<http://www.iranhrdc.org/english/publications/reports/1000000089-on-the-margins-arrestimprisonme>

402 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

[nt-and-execution-of-kurdish-activists-in-iran-today.html](#)

閲覧日：2012年7月5日

f Criminal Responsibility of Children in the Islamic Republic of Iran's New Penal Code (イラン・イスラム共和国の新刑法における児童の犯罪責任), 2012年2月22日

<http://www.iranhrdc.org/english/publications/legal-commentary/100000054-criminalresponsibility-of-children-in-the-islamic-republic-of-irans-new-penal-code.html>

閲覧日：2012年7月16日

g Fundamentals of Freedom of Movement in Iran (イランにおける行動の自由の基礎), 2011年

<http://www.iranhrdc.org/english/news/features/3428-freedom-of-movement.html?p=3>

閲覧日：2012年8月21日

h Surviving Rape in Iran's Prisons (イラン刑務所でのレイプを生き抜く), 2011年6月

<http://www.iranhrdc.org/english/publications/reports/3401-surviving-rape-in-iran-sprisons.html?p=1>

閲覧日：2012年9月4日

i English Translation of the Islamic Republic of Iran's Criminal Code of Procedure for Public and Revolutionary Courts, Approved on September 19, 1999 with amendments (「1999年9月19日に改正が承認された、一般法廷および革命法廷の訴訟手続に関するイラン・イスラム共和国の刑事訴訟法の英語訳)

<http://www.iranhrdc.org/english/human-rights-documents/iranian-codes/100000026-english-translation-of-the-islamic-republic-of-irans-criminal-code-of-procedure-for-publicand-revolutionary-courts.html>

閲覧日：2013年6月25日

j Crimes against Children in Iran, Mohammad Mostafaei, Iranian Human Rights Lawyer (イランの児童に対する犯罪、イランの人権派弁護士 Mohammad Mostafaei), 2012年8月

<http://www.iranhrdc.org/english/english/publications/legalcommentary/1000000183-crimes-against-children-in-iran.html>

閲覧日：2013年7月11日

k Chart of Executions by the Islamic Republic of Iran – 2013 (イラン・イスラム共和国による処刑の流れ－2013年), 最終更新 2013年7月9日

[http://www.iranhrdc.org/english/publications/1000000225-ihrc-chart-of-executions-bythe-islamic-republic-of-iran-2013.html?gclid=CIGfzfyPubgCFbHKtAod\\_ToAtA](http://www.iranhrdc.org/english/publications/1000000225-ihrc-chart-of-executions-bythe-islamic-republic-of-iran-2013.html?gclid=CIGfzfyPubgCFbHKtAod_ToAtA)

閲覧日：2013年7月18日

l Gender Inequality and Discrimination: The Case of Iranian Women (男女不平等と差別：イランの女性のケース), 2013年3月8日

<http://iranhrdc.org/english/publications/legal-commentary/1000000261-genderinequality-and-discrimination-the-case-of-iranian-women.html#8>

閲覧日：2013年8月6日

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

403

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

m Family Protection Bill (家族保護法案) (2011年8月改正)

<http://www.iranhrdc.org/english/human-rights-documents/iranian-codes/3199-familyprotection-act.html>

閲覧日：2013年8月8日

**52 International Campaign for Human Rights in Iran** (イラン人権国際キャンペーン)

<http://www.iranhumanrights.org/>

a Accelerating Slide into Dictatorship: Human rights in Iran since 12 June 2009 (独裁制への加速的スライド：2009年6月12日以降のイランにおける人権), 2009年9月21日

<http://www.iranhumanrights.org/2009/09/report09/#sec5>

閲覧日：2010年6月2日

b Members of Sunni Religious Group Receive Heavy Prison Sentences (スンニ派宗教団体のメンバーに重い懲役判決), 2012年10月23日

[http://www.iranhumanrights.org/2012/10/sunni\\_kurds/](http://www.iranhumanrights.org/2012/10/sunni_kurds/)

閲覧日：2012年10月25日

c Punishing Stars: systematic discrimination and exclusion in Iranian higher education (スターの処罰：イランの高等教育における体系的な差別と排除), 2010年12月

<http://www.iranhumanrights.org/wp-content/uploads/punishing-starsenglish-final.pdf>

閲覧日：2011年3月14日

d Joint Statement on the Right to Education and Academic Freedom in Iran (イランにおける教育の権利と学問の自由に関する共同声明), 2012年5月31日

<http://www.iranhumanrights.org/2012/05/joint-statement/>

閲覧日：2012年9月4日

e Two Post-Election Protestors Hanged (選挙後の抗議者2名が絞首刑に), 2011年1月24日

<http://www.iranhumanrights.org/2011/01/two-protestors-hanged/>

閲覧日：2011年3月29日

f Human rights group demands closure of Evin prison court (人権団体が法廷に Evin 刑務所の閉鎖を要求), 2010年4月14日

<http://www.iranhumanrights.org/2010/04/close-evin-court/>

閲覧日：2010年5月6日

g Political Executions Indication of Government's Insecurity (政府の不安は政治的処刑の指標), 2010年5月9日

<http://www.iranhumanrights.org/2010/05/iran-political-executions-indication-ofgovernments-insecurity/>

閲覧日：2010年5月11日

h Large Scale Arrests of Kurdish Civil Activists in Mahabad and Sanandaj (マハーバードとサナン

ダージュでのクルド族市民活動家の大量逮捕) , 2013 年 3 月 12 日

[http://www.iranhumanrights.org/2013/03/kurds\\_mahabad/](http://www.iranhumanrights.org/2013/03/kurds_mahabad/)

閲覧日 : 2013 年 7 月 23 日

i No Information About Christian Converts, Continued Pressure on Members of Evangelical Churches (キリスト教改宗者についての情報なし、福音教会の信者への継続的な圧力) , 2013 年 7 月 8 日

[http://www.iranhumanrights.org/2013/07/christian\\_converters/](http://www.iranhumanrights.org/2013/07/christian_converters/)

閲覧日 : 2013 年 7 月 18 日

j More Christian Converts Arrested in Tehran and Isfahan (テヘランとイスファハンで逮捕された多数のキリスト教改宗者) , 2013 年 8 月 15 日

[http://www.iranhumanrights.org/2013/08/christian\\_arrests/](http://www.iranhumanrights.org/2013/08/christian_arrests/)

閲覧日 : 2013 年 8 月 27 日

k Arbitrary Detention of Government Critics – Distortion & Disinformation (政府批判者の恣意的な拘禁 – 歪曲と意図的誤報) , 2011 年 3 月 4 日

<http://www.iranhumanrights.org/2011/03/distortion-disinformation-arbitrary-detention/>

閲覧日 : 2012 年 8 月 22 日

l Using photographs of protests outside Iran to intimidate arriving passengers at the airport (イラン国外での抗議の写真を用いて、空港で到着乗客を威嚇) , 2010 年 2 月 7 日

<http://www.iranhumanrights.org/2010/02/using-photographs-of-protests-outside-iran-to-intimidate-arriving-passengers-at-the-airport/>

閲覧日 : 2010 年 6 月 8 日

m Fulfilling Promises, A Human Rights Roadmap for Iran’s New President (約束の実行、イランの新大統領の人権ロードマップ) , 2013 年 8 月 21 日

<http://www.iranhumanrights.org/wp-content/uploads/Fulfilling-Promises-English-web.pdf>

閲覧日 : 2013 年 8 月 27 日

n Officials Should Stop Denying the Existence of Political Prisoners (当局は政治犯の存在を否定するのをやめるべきである) , 2012 年 7 月 12 日

<http://www.iranhumanrights.org/2012/07/larijani-denies-political-prisoners/>

閲覧日 : 2012 年 7 月 30 日

o Official distortion and disinformation: a guide to Iran’s human rights crisis (当局による歪曲と意図的誤報 : イランの人権危機案内) , 2011 年 3 月

<http://www.iranhumanrights.org/wp-content/uploads/distortion-disinformation-final.pdf>

閲覧日 : 2011 年 5 月 11 日

p Saeed Malekpour’s Death Sentence Commuted to Life Because “He Repented” (Saeed Malekpour の死刑判決は「彼は後悔していた」ため終身刑に減刑) , 2013 年 8 月 29 日

[http://www.iranhumanrights.org/2013/08/saeed\\_malekpour/](http://www.iranhumanrights.org/2013/08/saeed_malekpour/)

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

405

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

閲覧日：2013年9月2日

q Dangerous Borders, Callous Murders: Documenting the Killings of Couriers in Iran's Western Provinces (危険な境界、無感覚な殺人：イラン西部の諸州における急使の殺害記録), 2012年8月

[http://www.iranrights.org/english/attachments/doc\\_4043.pdf](http://www.iranrights.org/english/attachments/doc_4043.pdf)

閲覧日：2012年9月3日

r Protestant Church Shutdown Sparks Fears of Coming Closure Spree (プロテスタント教会の閉鎖来る閉鎖騒動の恐怖を引き起こす), 2012年6月8日

<http://www.iranhumanrights.org/2012/06/protestant-church/>

閲覧日：2012年9月3日

s Protestant Christians in Shiraz Sentenced to One Year in Prison (禁固1年を宣告されたシーラーズのプロテスタントキリスト教徒), 2011年9月14日

<http://www.iranhumanrights.org/2011/09/protestant-christians-sentenced/>

閲覧日：2012年7月4日

t Half Measures: Juvenile Execution Under Iran's New Penal Code (中途半端な手段：イランの新刑法の下での若者の処刑), 2012年2月27日

<http://www.iranhumanrights.org/2012/02/new-penal-code-commentary/>

閲覧日：2012年7月9日

u Iranian Lawyers Need Independence (イランの弁護士は独立性を必要とする), 2012年2月26日

<http://www.iranhumanrights.org/2012/02/iranian-bar-anniversary/>

閲覧日：2012年8月22日

v

w Twenty Eight Kurdish Prisoners Sentenced To Death (死刑を宣告された28人のクルド族受刑囚), 2012年8月10日

<http://www.iranhumanrights.org/2012/08/execution-list/>

閲覧日：2012年10月25日

x Four Years Later, Still No Justice for Neda's Murder (4年後、ネダの殺人にはいまだに正義が訪れない), 2013年6月24日

[http://www.iranhumanrights.org/2013/06/neda\\_anniversary/](http://www.iranhumanrights.org/2013/06/neda_anniversary/)

閲覧日：2013年6月25日

y Supreme Court Says "Do-over" in Death Sentence Case (最高裁判所が死刑判決訴訟の「やり直し」を命じる), 2012年1月25日

<http://www.iranhumanrights.org/2012/01/lari-lawyer/>

閲覧日：2013年6月27日

z (Legal Analysis): Children Illegally Counted in Inflated Iranian Labor Statistics ((法的分析)：違

法に数に含められた児童がイラン労働統計を膨らませる) , 2013 年 1 月 19 日

[http://www.iranhumanrights.org/2013/01/child\\_labor/](http://www.iranhumanrights.org/2013/01/child_labor/)

閲覧日 : 2013 年 7 月 15 日

aa A Growing Crisis: The Impact of Sanctions and Regime Policies on Iranians' Economic and Social Rights (高まる危機: イラン経済と社会的権利に対する制裁と政府方針の影響) , 2013 年 4 月

<http://www.iranhumanrights.org/wp-content/uploads/A-Growing-Crisis.pdf>

閲覧日 : 2013 年 7 月 16 日

ab Astonishment at Kahrizak Ruling: Mortazavi Sentenced to \$60 Fine and Five Years' Dismissal From Government Jobs (Kahrizak 判決の驚き: 60 ドルの罰金と官庁関係の仕事からの 5 年の退去を宣告された Mortazavi) , 2013 年 7 月 3 日

[http://www.iranhumanrights.org/2013/07/mortazavi\\_sentence/](http://www.iranhumanrights.org/2013/07/mortazavi_sentence/)

閲覧日 : 2013 年 7 月 16 日

ac The Cost of Faith: Persecution of Christian Protestants and Converts in Iran (信仰の代償: イランのキリスト教プロテスタントと改宗者の迫害) , 2013 年

[http://www.iranhumanrights.org/wp-content/uploads/Christians\\_report\\_Final\\_for-web.pdf](http://www.iranhumanrights.org/wp-content/uploads/Christians_report_Final_for-web.pdf)

閲覧日 : 2013 年 7 月 16 日

**53 Children's Rights Portal** (子どもの権利ポータル) <http://childrensrightsportal.org/>

a Realizing Children's Rights in the Islamic Republic of Iran (イラン・イスラム共和国における子どもの権利の実現) , 2012 年 3 月 15 日

<http://childrensrightsportal.org/iran/>

閲覧日 : 2013 年 8 月 21 日

**54 World Education Services** (世界教育サービス) [www.wes.org/](http://www.wes.org/)

a An Overview of Education in Iran, World Education News and Reviews (イランの教育の概要、世界教育ニュースおよびレビュー) , 2013 年 4 月, 第 26 巻, 第 3 号

<http://www.wes.org/ewenr/13apr/feature.htm>

閲覧日 : 2013 年 8 月 21 日

**55 The Observer** (オブザーバー) <http://www.guardian.co.uk/theobserver>

a Iran defiant as three more given death penalty over election protests (選挙の抗議活動に 3 人以上の死刑宣告で対抗するイラン) , 2009 年 10 月 11 日

<http://www.guardian.co.uk/world/2009/oct/11/iran-defiant-over-death-penalties>

閲覧日 : 2011 年 5 月 12 日

**56 FIDH - Federation Internationale des Ligues des Droits de l'Homme (International Federation for Human Rights)** (国際人権連盟) <http://www.fidh.org/spip.php?rubrique2>

a Submission to the UN Committee on Economic, Social and Cultural Rights on the Second Periodic Report of the Islamic Republic of Iran (イラン・イスラム共和国について第2回定期報告に関する国連経済的、社会的および文化的権利委員会への提出書), 2012年4月

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/cescrwg49.htm>

閲覧日: 2012年8月28日

b Iran/Death Penalty: a State Terror Policy (イラン/死刑: 国家の恐怖政策), 2009年4月28日, 以下を經由

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/49f9ad372.html>

閲覧日: 2012年7月3日

c The hidden side of Iran: discrimination against ethnic and religious minorities (イランの隠された一面: 民族・宗教マイノリティに対する差別), 2010年10月, 以下を經由

<http://www.refworld.org/docid/4cc034f42.html>

閲覧日: 2013年8月5日

d

e Iran/death penalty: A state terror policy, Special edition for the 4th World Congress against the death penalty (イラン/死刑: 国家の恐怖政策、第4回世界死刑反対会議のための特別版), 2010年3月16日

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=country&docid=4bac7f442&:skip=0&:coi=IRN&:quersy=freedom%20of%20movement&:searchin=fulltext&:display=10&:sort=date>

閲覧日: 2011年5月3日

f New wave of repression launched against ethnic communities (少数民族コミュニティに対する新しい抑圧の波が始動), 2012年5月23日

<http://www.fidh.org/New-wave-of-repression-launched>

閲覧日: 2012年5月30日

g Iran: Suppression of freedom, prison, torture, execution... A state policy of repression (イラン: 自由の抑圧、刑務所、拷問、処刑... 抑制の国策), 2011年12月

[http://www.fidh.org/IMG/pdf/iran580anglaisversiondef\\_3\\_.pdf](http://www.fidh.org/IMG/pdf/iran580anglaisversiondef_3_.pdf)

閲覧日: 2012年9月4日

h Iran: Rising poverty, declining labour rights (イラン: 貧困の増大と労働権の低下), 2013年6月

<http://www.fidh.org/iran-rising-poverty-declining-labour-rights-13403>

閲覧日: 2013年7月1日



**57 Middle East Consultancy Services** (中東コンサルタントサービス)

<http://www.mideastconsultancy.com/>

a Iranian National ID card (イランの国民 ID カード) , 2012 年 9 月 9 日

<http://mideastconsultancy.com/new/mecs/auth.php?sid=3&id=26>

閲覧日 : 2012 年 11 月 7 日

**58 Iran Chamber Society** (イラン・チェンバー・ソサイアティ) <http://www.iranchamber.com/>

a Iranian Calendar Converter (イラン・カレンダー・コンバーター)

[http://www.iranchamber.com/calendar/converter/iranian\\_calendar\\_converter.php](http://www.iranchamber.com/calendar/converter/iranian_calendar_converter.php)

閲覧日 : 2013 年 5 月 13 日

b Historic personalities: Mohammad Reza Shah Pahlavi (歴史的人物: モハマド・レザ・シャー・パーレビ)

[http://www.iranchamber.com/history/mohammad\\_rezashah/mohammad\\_rezashah.php](http://www.iranchamber.com/history/mohammad_rezashah/mohammad_rezashah.php)

閲覧日 : 2011 年 1 月 18 日

c History of Iran (イランの歴史)

[http://www.iranchamber.com/history/historic\\_periods.php](http://www.iranchamber.com/history/historic_periods.php)

閲覧日 : 2013 年 6 月 3 日

d The Structure of Power in Iran (イランの権力構造)

[http://www.iranchamber.com/government/articles/structure\\_of\\_power.php](http://www.iranchamber.com/government/articles/structure_of_power.php)

閲覧日 : 2013 年 6 月 20 日

e The Constitution of Islamic Republic of Iran (イラン・イスラム共和国憲法)

<http://www.iranchamber.com/government/constitutions/constitution.php>

閲覧日 : 2013 年 8 月 27 日

f Iranian Ethnic Groups (イランの民族グループ)

[http://www.iranchamber.com/people/articles/iranian\\_ethnic\\_groups.php](http://www.iranchamber.com/people/articles/iranian_ethnic_groups.php)

閲覧日 : 2011 年 2 月 24 日

**59 Women's Forum against Fundamentalism in Iran** (イランの原理主義に反対する女性フォーラム) <http://www.wfafi.org/>

a Official laws against women in Iran (イランの女性に対する公式な法律) , 2005 年編纂

<http://www.wfafi.org/laws.pdf>

閲覧日 : 2012 年 8 月 28 日

**60 Hands Off Cain** (ハンズ・オフ・ケイン) <http://www.handsoffcain.info/chisiamo/>

a 2013 World Report (2013 年ワールドレポート) , 2013 年 7 月 31 日

<http://www.handsoffcain.info/bancadati/index.php?tipotema=arg&idtema=17308119>

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

409

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

閲覧日：2013年8月14日

**61 Jane's Sentinel Security Assessments** (ジェーンの安全保障監視評価) (登録者専用)

a Iran: Internal Affairs (イラン：国内問題), 2012年6月25日

[http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/GULFS\\_doc\\_view.jsp?Sent\\_Country=Iran&Prod\\_Name=GULFS&K2DocKey=/content1/janesdata/sent/gulfsu/irans070.htm@current#toclink-j0011080002795](http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/GULFS_doc_view.jsp?Sent_Country=Iran&Prod_Name=GULFS&K2DocKey=/content1/janesdata/sent/gulfsu/irans070.htm@current#toclink-j0011080002795)

閲覧日：2012年9月3日

b Iran: Non-state Armed Groups (イラン：非国家武装グループ), 2013年1月30日

<https://janes.ihs.com/CustomPages/Janes/DisplayPage.aspx?DocType=Reference&ItemId=+++1303464>

閲覧日：2013年6月26日

c Iran: Armed Forces (イラン：軍隊), 2013年3月11日

<https://janes.ihs.com/CustomPages/Janes/DisplayPage.aspx?DocType=Reference&ItemId=+++1516348>

閲覧日：2013年6月26日

d Iran: Security And Foreign Forces (イラン：安全保障と外国軍), 2013年1月30日

<https://janes.ihs.com/CustomPages/Janes/DisplayPage.aspx?DocType=Reference&ItemId=+++1303484>

閲覧日：2013年6月26日

**62 Transparency International** (トランスペアレンシー・インターナショナル)

<http://www.transparency.org/>

a Corruption Perceptions Index 2012 (腐敗認識指数 2012), 2012年11月15日

<http://cpi.transparency.org/cpi2012/results/>

閲覧日：2013年7月15日

**63 Rooz Online** (Rooz オンライン) <http://www.roozonline.com/english/about-us.html>

a Reactivation of Iran's Dissident Assassinations Program (イランの反体制派暗殺プログラムの再活動化), 2012年2月10日

<http://www.roozonline.com/english/news3/newsitem/article/reactivation-of-iransdissident-assassinations-program.html>

閲覧日：2012年9月3日

b Rooz Exclusive Report on Ramin Pourandarjani's Murder (Ramin Pourandarjani の殺人に関する Rooz 独占レポート), 10 June 2010

<http://www.roozonline.com/english/news3/newsitem/article/rooz-exclusive-report-onramin-pouranda>

410 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

[rjanis-murder.html](#)

閲覧日：2013年7月16日

**64 Council on Foreign Relations** (外交問題評議会) <http://www.cfr.org/>

a The Lengthening List of Iran Sanctions (イラン制裁の延長リスト), 2012年7月31日更新  
<http://www.cfr.org/iran/lengthening-list-iran-sanctions/p20258>

閲覧日：2012年5月23日

b Mujahadeen-e-Khalq (MEK) (別称 People's Mujahedin of Iran または PMOI), 2012年7月18日  
<http://www.cfr.org/iran/mujahadeen-e-khalq-mek-aka-peoples-mujahedin-iranpmoi/p9158>

閲覧日：2012年10月22日

**65 Article 19** (アーティクル 19) <http://www.article19.org/>

a Islamic Republic of Iran: Computer crimes law (イラン・イスラム共和国：コンピュータ犯罪法), 2012年

[http://www.article19.org/data/files/medialibrary/2921/12-01-30-FINAL-iran-WEB\[4\].pdf](http://www.article19.org/data/files/medialibrary/2921/12-01-30-FINAL-iran-WEB[4].pdf)

閲覧日：2013年7月4日

**66 Mission for Establishment of Human Rights in Iran** (イラン人権確立監視団) (MEHR IRAN) <http://www.mehr.org/>

a Islamic Penal Code of Iran (イランのイスラム刑法), 1991年11月28日批准, 第5巻 (Ta'azirat) 1996年5月22日批准 [http://mehr.org/Islamic\\_Penal\\_Code\\_of\\_Iran.pdf](http://mehr.org/Islamic_Penal_Code_of_Iran.pdf)

閲覧日：2012年6月27日

**67 Globalex** <http://www.nyulawglobal.org/globalex/about.htm>

a Update: A Guide to the Legal System of the Islamic Republic of Iran (更新情報：イラン・イスラム共和国の法律制度案内), 2011年2月, the Hauser Global Law School Program at New York University により発行

[http://www.nyulawglobal.org/globalex/iran1.htm#\\_The\\_Court\\_System](http://www.nyulawglobal.org/globalex/iran1.htm#_The_Court_System)

閲覧日：2011年5月11日

**68 Christian Science Monitor** (クリスチャン・サイエンス・モニター)

<http://www.csmonitor.com/>

a How Iranian dissidents slip through Tehran's airport dragnet (イランの反体制者はいかにしてテヘランの空港の地引き網をすり抜けるのか), 2010年1月7日

<http://www.csmonitor.com/World/Middle-East/2010/0208/How-Iranian-dissidents-slipthrough-Tehran-s-airport-dragnet>

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

411

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

閲覧日：2010年6月8日

b Iran uses Internet as tool against protesters (イランは抗議者に対抗するツールとしてインターネットを使う), 2010年1月4日

<http://www.csmonitor.com/World/2010/0104/Iran-uses-Internet-as-tool-againstprotesters>

閲覧日：2011年5月17日

69

**70 Global Security.org** <http://www.globalsecurity.org/>

a Political parties (政党), 2012年10月27日

<http://www.globalsecurity.org/military/world/iran/political-parties.htm>

閲覧日：2013年8月31日

b Pasdaran - Iranian Revolutionary Guard Corps (Pasdaran - イラン革命防衛隊) (IRCG), 2012年3月26日

<http://www.globalsecurity.org/military/world/iran/pasdar.htm>

閲覧日：2012年9月3日

**71 Unrepresented Nations and Peoples Organization** (代表なき国家民族機構) (UNPO)

<http://www.unpo.org/>

a Arbitrary Arrest of Baloch People in Iran, May 2012, Statement by UNPO General Secretary Mr. Marino Busdachin, Brussels (イランのバルーチ族の恣意的な逮捕、2012年5月、ブリュッセルにおける UNPO 書記長 Marino Busdachin 氏による声明), 2012年5月16日

[https://docs.google.com/viewer?a=v&q=cache:wFW4jA2c6bUJ:www.unpo.org/downloads/453.pdf+Arbitrary+Arrest+of+Baloch+People+in+Iran,+May+2012,&hl=en&gl=uk&pid=bl&srcid=ADGEE SjuzHzFf3SKEDmfDrIqh7EucruXMK4Gpk7yQ19Pw9258SR3r7CGLWXFTIIVV7Z43KCEXnnTc KQAIUxn1ZrQGndm8MQrUVvpOFkLiFEblvDJD0AZ2YJNEbsio8XtWqmWjF\\_OmCZ8&sig=AHIEtbSxCNZ0mVsmhgpIHFtwADWPT5tq6A&safe=images](https://docs.google.com/viewer?a=v&q=cache:wFW4jA2c6bUJ:www.unpo.org/downloads/453.pdf+Arbitrary+Arrest+of+Baloch+People+in+Iran,+May+2012,&hl=en&gl=uk&pid=bl&srcid=ADGEE SjuzHzFf3SKEDmfDrIqh7EucruXMK4Gpk7yQ19Pw9258SR3r7CGLWXFTIIVV7Z43KCEXnnTc KQAIUxn1ZrQGndm8MQrUVvpOFkLiFEblvDJD0AZ2YJNEbsio8XtWqmWjF_OmCZ8&sig=AHIEtbSxCNZ0mVsmhgpIHFtwADWPT5tq6A&safe=images)

閲覧日：2012年12月3日

**72 Maplandia.com** <http://www.maplandia.com/>

a Map of Tehran (テヘランの地図), 2012

<http://www.maplandia.com/iran/tehran/tehran/>

閲覧日：2013年5月13日

**73 Chatham House** (チャダムハウス) <http://www.chathamhouse.org.uk/>

a Middle East Programme: The Kurdish Policy Imperative (中東プログラム：クルド族方針命令),

412 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

2007年12月

<http://www.chathamhouse.org/research/middle-east/current-projects/kurdish-policyimperative>

閲覧日：2012年12月20日

#### 74 Mohabat News

a Six Christian Converts Convicted Amid Presidential Election Fuss! (大統領選挙の最中に有罪宣告された6人のキリスト教改宗者が騒ぎたてる!) 2013年6月16日

[http://www.mohabatnews.com/index.php?option=com\\_content&view=article&id=7009:six-christian-converts-convicted-amid-presidential-election-fuss-&catid=36:iranianchristians&Itemid=279](http://www.mohabatnews.com/index.php?option=com_content&view=article&id=7009:six-christian-converts-convicted-amid-presidential-election-fuss-&catid=36:iranianchristians&Itemid=279)

閲覧日：2013年6月27日

#### 75 Interpol (インターポール) <http://www.interpol.int/en>

a Iran (イラン), 2013年

<http://www.interpol.int/Member-countries/Asia-South-Pacific/Iran>

閲覧日：2013年9月2日

#### 76 Embassy of the Islamic Republic of Iran (イラン・イスラム共和国大使館)

<http://www.iran-embassy.org.uk/>

a Medical Exemption (extract), English translation by Dr Mohammad M. Hedayati-Kakhki, Durham Law School (医療免除(抜粋)、Mohammad M. Hedayati-Kakhki 博士による英訳、ダラム・ロー・スクール), 2011年6月9日 ハードコピーのみ, 要求に応じて入手可能

b Kefalat Exemption (extract), English translation by Dr Mohammad M. Hedayati-Kakhki, Durham Law School (Kefalat 免除(抜粋)、モハマド M. Hedayati-Kakhki 博士による英訳、ダラム・ロー・スクール), 2011年6月9日 ハードコピーのみ, 要求に応じて入手可能

#### 77 New York Times (ニューヨーク・タイムズ) <http://global.nytimes.com/>

a Iran's Divorce Rate Stirs Fears of Society in Crisis (イランの離婚率は社会の危機的状況において恐怖をかき立てる), 2010年12月6日

<http://www.nytimes.com/2010/12/07/world/middleeast/07divorce.html?pagewanted=1&r=1>

閲覧日：2011年4月4日

#### 78 US Congressional Research Service (米国議会調査部) [www.crs.gov](http://www.crs.gov)

a Iran: U.S. Concerns and Policy Responses (イラン：米国の懸念と政策反応), 2013年5月28日

<http://www.fas.org/sgp/crs/mideast/RL32048.pdf>

閲覧日：2013年6月18日

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

413

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

b Iran Sanctions (イラン制裁), 2013年6月13日

<http://www.fas.org/sgp/crs/mideast/RS20871.pdf>

閲覧日: 2013年5月14日

c Iran: U.S. Concerns and Policy Responses (イラン: 米国の懸念と政策反応), 2013年6月17日

<http://www.fas.org/sgp/crs/mideast/RL32048.pdf>

閲覧日: 2013年6月27日

### 79 Pink News

a Four Iranian men due to be hanged for sodomy (男色のために絞首刑に処される予定の4人のイラン人), 2012年5月12日

<http://www.pinknews.co.uk/2012/05/12/four-iranian-men-due-to-be-hanged-for-sodomy/>

閲覧日: 2012年6月28日

### 80 Crown Center for Middle East Studies (中東研究クラウンセンター)

<http://www.brandeis.edu/crown/index.html>

a The Ideological-Political Training of Iran's Basij (イランの Basij のイデオロギー的・政治的訓練), 2010年9月, 以下を經由

<http://www.scribd.com/doc/38315692/The-Ideological-Political-Training-of-Iran%E2%80%99s-Basij>

i

閲覧日: 2011年3月15日

### 81 Internet World Stats <http://www.internetworldstats.com/>

a Usage and Population Statistics, Iran (用法と人口統計、イラン), 2012年12月11日更新

<http://www.internetworldstats.com/middle.htm>

閲覧日: 2013年8月15日

### 82 Iran Tracker (イラン・トラッカー)

a The Assassination of Iranian Quds Force General Hassan Shateri in Syria (シリアでのイランの Quds 部隊司令官 Hassan Shateri の暗殺), 2013年2月28日

<http://www.irantracker.org/analysis/fulton-assassination-iranian-quds-force-generalhassan-shateri-syria-february-28-2013>

閲覧日: 2013年7月16日

### 83 Canadian Broadcasting Corporation (カナダ放送協会) <http://www.cbc.ca/news/canada/>

a Iran's gay plan (イランのゲイ計画), 2008年8月26日

414 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

<http://www.cbc.ca/arts/film/story/2008/08/26/fhomosexuality-iran-sex-change.html>

閲覧日：2011年5月18日

**84 Harm Reduction International** (ハーム・リダクション・インターナショナル)

<http://www.ihra.net/>

a The Death Penalty for Drug Offences: Global Overview 2012 (麻薬犯罪に対する死刑：グローバル・オーバービュー2012) , 2012年11月27日

<http://www.ihra.net/files/2012/11/27/HRI - 2012 Death Penalty Report - FINAL.pdf>

閲覧日：2013年7月9日

**85 National AIDS Committee Secretariat, Ministry of Health and Medical Education, Iran** (イラン厚生省国家エイズ委員会事務局)

a Islamic Republic of Iran Country report On Monitoring of the United Nations General Assembly Special Session on HIV and AIDS (HIV とエイズについての国連総会特別部会の監視に関するイラン・イスラム共和国国レポート) , 2010年2月

[http://www.unaids.org/en/dataanalysis/monitoringcountryprogress/2010progressreportsubmittedbycountries/iran\\_2010\\_country\\_progress\\_report\\_en.pdf](http://www.unaids.org/en/dataanalysis/monitoringcountryprogress/2010progressreportsubmittedbycountries/iran_2010_country_progress_report_en.pdf)

閲覧日：2011年5月9日

b Islamic Republic of Iran AIDS Progress Report On Monitoring of the United Nations General Assembly Special Session on HIV and AIDS (HIV とエイズについての国連総会特別部会の監視に関するイラン・イスラム共和国エイズ進捗レポート) , 2012年3月

[http://www.unaids.org/en/dataanalysis/knownyourresponse/countryprogressreports/2012countries/IRIran%20AIDS%20Progress%20Report%202012%20English%20final1\\_1.pdf](http://www.unaids.org/en/dataanalysis/knownyourresponse/countryprogressreports/2012countries/IRIran%20AIDS%20Progress%20Report%202012%20English%20final1_1.pdf)

閲覧日：2012年11月7日

**86 Danish Immigration Service, the Norwegian LANDINFO and Danish Refugee Council** (デンマーク移民局、ノルウェーLANDINFO、およびデンマーク難民評議会)

[http://www.nyidanmark.dk/en-us/authorities/the\\_danish\\_immigration\\_service/](http://www.nyidanmark.dk/en-us/authorities/the_danish_immigration_service/)

a Iran: On Conversion to Christianity, Issues concerning Kurds and Post-2009 Election Protestors as well as Legal Issues and Exit Procedures. Joint report from the Danish Immigration Service, the Norwegian LANDINFO and Danish Refugee Council's fact finding mission to Tehran, Iran, Ankara, Turkey and London, United Kingdom, 9 November to 20 November 2012 and 8 January to 9 January 2013 (デンマーク移民局、ノルウェーLANDINFO、およびデンマーク難民評議会によって2012年11月9日から20日まで、および2013年1月8日から9日まで実施されたイラン・テヘラン、トルコ・アンカラおよび英国・ロンドンについての事実調査任務による共同報告書、「イラン：法的問題および出国手続、並びにキリスト教への改宗、クルド族に

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 415

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

関する問題、および 2009 年の選挙後の抗議者について」), 以下を經由

<http://www.refworld.org/country...COUNTRYREP,IRN,,519c99d14,0.html>

閲覧日 : 2013 年 6 月 18 日

**87 International Centre for Prison Studies** (国際刑務所研究センター)

<http://www.prisonstudies.org>

a Prison Brief for Iran (イランの刑務所についての短評), 2012 年 12 月時点

[http://www.prisonstudies.org/info/worldbrief/wpb\\_country.php?country=96](http://www.prisonstudies.org/info/worldbrief/wpb_country.php?country=96)

閲覧日 : 2013 年 7 月 11 日

**88 US Commission on International Religious Freedom** (国際宗教自由に関する米国委員会)  
(USCIRF)

<http://www.uscirtf.gov/>

a Annual Report 2013 – Countries of particular concern: Iran (年次レポート 2013 – 特に懸念される国 : イラン), 2013 年 4 月 30 日

<http://www.uscirtf.gov/images/Iran%202013.pdf>

閲覧日 : 2013 年 6 月 20 日

**89 Open Net Initiative** (オープン・ネット・イニシアチブ) <http://opennet.net/>

a After the Green Movement: Internet controls in Iran (グリーン運動後 : イランのインターネット規制), 2013 年 2 月

<https://opennet.net/sites/opennet.net/files/iranreport.pdf>

閲覧日 : 2013 年 7 月 4 日

**90 The Dubai Initiative** (デュバイ・イニシアチブ) (DI)

[http://belfercenter.ksg.harvard.edu/project/53/dubai\\_initiative.html](http://belfercenter.ksg.harvard.edu/project/53/dubai_initiative.html)

a Iranian Youth in Times of Economic Crisis by Djavad Salehi-Isfahani, Professor of Economics at Virginia Tech, Nonresident Guest Scholar at the Brookings Institution and an Associate at the Dubai Initiative during 2010-2011 (バージニア工科大学経済学教授 Djavad Salehi-Isfahani とブルッキングズ研究所の非在住のゲスト研究者および同僚による、2010 年～2011 年におけるドバイイニシアチブによる経済危機の際のイランの若者), 2010 年 9 月

[http://belfercenter.ksg.harvard.edu/files/Salehi-Isfahani\\_DI-Working-Paper-3\\_Iran-Youth-Crisis.pdf](http://belfercenter.ksg.harvard.edu/files/Salehi-Isfahani_DI-Working-Paper-3_Iran-Youth-Crisis.pdf)

閲覧日 : 2011 年 9 月 6 日

**91 Wall Street Journal** (ウォールストリート・ジャーナル) <http://europe.wsj.com/home-page>

a Iranian crackdown goes global (イランの取り締まりのグローバル化), 2009 年 12 月 4 日

416 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



<http://online.wsj.com/article/SB125978649644673330.html>

閲覧日：2011年5月3日

**92 Taghvim.com** <http://taghvim.com/>

a Nowruz - Iranian new year date and time worldwide (新年 - イラン人の新年と世界中の時間), 2013年3月

<http://www.taghvim.com/norooz.html>

閲覧日：2013年5月13日

**93 Shahrzad News** <http://www.shahrzadnews.biz/index.php?page=>

a Survey on honour-killings in Iran finds few willing participants (イランでの名誉殺人に対する調査で自発的な参加者はほとんど見つからない), 2010年11月1日

<http://www.shahrzadnews.biz/index.php?page=2&articleId=2494&Language=en>

閲覧日：2013年8月13日

b Honor-killings in southern Iran responsible for high proportion of murders (高い殺人発生率の原因となる南部イランにおける名誉殺人), 2013年8月5日, 以下を經由

<http://www.hriran.com/en/women-human-rights/68-women-rights/3395-honorkillings-in-southern-iran-responsible-for-high-proportion-of-murders.html>

閲覧日：2013年8月13日

c 70% of Iran's domestic violence goes unreported (イランの家庭内暴力の70%が報告されないままである), 2013年1月29日

<http://www.hriran.com/en/women-human-rights/68-women-rights/2492-70-of-iransdomestic-violence-goes-unreported.html>

閲覧日：2013年8月13日

**94 Gozaar** <http://www.gozaar.org/english/>

a The Women's Ward in Evin Prison (Evin 刑務所の女性監房), 2010年6月29日

<http://www.gozaar.org/english/articles-en/Women-s-Ward-in-Evin-Prison.html>

閲覧日：2011年2月21日

b Female Circumcision: Elegy for a Dream (女性の割礼：夢の悲歌), 2010年8月11日

<http://www.gozaar.org/english/articles-en/Female-Circumcision-Elegy-for-a-Dream.html>

閲覧日：2012年11月1日

**95 BioInfoBank Library** <http://lib.bioinfo.pl/>

a Iranian Judicial System(イラン司法制度), 2008年6月3日 <http://lib.bioinfo.pl/threads/view/556>

閲覧日：2011年5月11日

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

417

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

**96 Kurd Net** (クルド・ネット) <http://www.ekurd.net/>

a Q&A with Iran's Kurdish Komala leader Abdullah Mohtadi (イランのクルド族 Komala のリーダー Abdullah Mohtadi との一問一答) , 2013 年 6 月 29 日

<http://www.ekurd.net/mismas/articles/misc2013/6/irankurd943.htm>

閲覧日 : 2013 年 9 月 2 日

b Kurdish PJAK rebels claim to kill seven Iranian soldiers (クルド族 PJAK 反乱軍は、7 人のイランの兵士を殺すと主張する) , 2013 年 8 月 26 日

<http://www.ekurd.net/mismas/articles/misc2013/8/irankurd960.htm>

閲覧日 : 2013 年 9 月 2 日

**97 The Baloch Hal** <http://www.thebalochhal.com/>

a Editorial: Why is Iran Unhappy? (論説 : イランはなぜ不幸か?) 2010 年 12 月 22 日

<http://www.thebalochhal.com/2010/12/editorial-why-is-iran-unhappy/>

閲覧日 : 2011 年 2 月 24 日

**98 Voice of America** (ボイス・オブ・アメリカ) <http://www.voanews.com/english/news/>

a Iran Frees Dissident Ibrahim Yazdi (イランが反体制派の Ibrahim Yazdi を解放) , 2011 年 3 月 20 日

<http://www.voanews.com/english/news/middle-east/iran/Iran-Frees-Dissident-Ibrahim-Yazdi--118327494.html>

閲覧日 : 2011 年 4 月 5 日

**99 The International Gay and Lesbian Human Rights Commission** (国際ゲイ・レズビアン人権委員会) (IGLHRC)

<http://www.iglhrc.org/cgi-bin/iowa/home/index.html>

a Human Rights Violations on the Basis of Sexual Orientation, Gender Identity, and Homosexuality in the Islamic Republic of Iran, Submission to the 103rd Session of the Human Rights Committee (17 October- 4 November 2011) (イラン・イスラム共和国における性的志向、ジェンダーアイデンティティ、および同性愛に基づく人権侵害、2011 年 10 月 17 日-11 月 4 日の第 103 回人権委員会への提出書)

<http://www.iglhrc.org/cgi-bin/iowa/article/publications/reportsandpublications/1437.html>

閲覧日 : 2012 年 11 月 5 日

b

c Iran: Transgender people no longer classified as “mentally sick” (イラン : もはや「精神病」として分類されないトランスジェンダーの人々) , 2010 年 1 月 7 日

418 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

<http://iglhrc.wordpress.com/2010/01/07/iran-transgender-people-no-longer-classified-asmentally-sick/>

閲覧日：2010年1月7日

d Iranian President Claims that Homosexuality Ceases Procreation (イラン大統領は同性愛が出産を止めると主張する), 2012年9月25日

<http://www.iglhrc.org/cgi-bin/iowa/article/pressroom/pressrelease/1587.html>

閲覧日：2012年11月5日

**100 United States Institute of Peace** (米国平和研究所) <http://www.usip.org/>

a Iran's Youth: The protests are not over, Peacebrief 36 (イランの若者：抗議は終わらない、ピースブリーフ 36), 2010年6月8日

[http://www.usip.org/files/resources/pb36\\_0.pdf](http://www.usip.org/files/resources/pb36_0.pdf)

閲覧日：2011年3月9日

**101 Stimson Center** (スティムソンセンター)

a Advancing the Rights of Persons with Disabilities: A US-Iran Dialogue on Law, Policy, and Advocacy (障害者の権利の前進：法律、政策、および擁護についての米国とイランの対話), 2011年11月

[http://www.stimson.org/images/uploads/researchpdfs/Iran\\_and\\_America\\_A\\_Dialogue\\_on\\_Disability.pdf](http://www.stimson.org/images/uploads/researchpdfs/Iran_and_America_A_Dialogue_on_Disability.pdf)

閲覧日：2012年9月4日

**102 Princeton University** (プリンストン大学)

a Iran Data Portal (イラン・データ・ポータル), 最終更新 2013年7月24日

<https://www.princeton.edu/irandataportal/parties/>

閲覧日：2013年9月10日

**103 Eurozine** <http://www.eurozine.com/>

a The Green Movement and nonviolent struggle in Iran, Ramin Jahanbegloo (イラン、ラミン・ジャハンベグローでのグリーン運動と非暴力的な苦闘), 2012年9月5日

<http://www.eurozine.com/articles/2012-09-05-jahanbegloo-en.html>

閲覧日：2012年9月6日

**104 International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association** (国際レズビアン・ゲイ協会) <http://ilga.org/>

a State Sponsored Homophobia (国が後押しする同性愛嫌悪) 2012年5月

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

419

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

[http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA\\_State\\_Sponsored\\_Homophobia\\_2012.pdf](http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2012.pdf)

閲覧日：2012年6月11日

#### **105 Freedom from Torture** (フリーダム・フロム・トーチアー)

<http://www.freedomfromtorture.org/>

a “We will make you regret everything”, Torture in Iran since the 2009 elections (「我々はあなたにすべてを後悔させる」2009年の選挙以来のイランにおける拷問), 2013年3月

[http://www.freedomfromtorture.org/feature/iran\\_report/7203](http://www.freedomfromtorture.org/feature/iran_report/7203)

閲覧日：2013年6月24日

#### **106 International Foundation for Electoral Systems** (国際選挙制度財団) (IFES)

<http://www.ifes.org/>

a Duality by Design: The Iranian Electoral System (故意の二重性：イラン選挙制度), 2011年3月

[http://www.ifes.org/Content/Publications/Press-Release/2011/~media/Files/Publications/Books/2011/Duality\\_by\\_Design\\_The\\_Iranian\\_Electoral\\_System.pdf](http://www.ifes.org/Content/Publications/Press-Release/2011/~media/Files/Publications/Books/2011/Duality_by_Design_The_Iranian_Electoral_System.pdf)

閲覧日：2011年9月6日

b Election profile, Iran (選挙プロフィール、イラン), 2012年3月19日

<http://electionguide.org/election.php?ID=2223>

閲覧日：2012年8月29日

c Election profile, Iran, Presidential (選挙プロフィール、イラン、大統領選), 最終更新2013年6月18日

<http://www.electionguide.org/results.php?ID=2029>

閲覧日：2013年8月6日

#### **107 Heidelberg Institute for International Conflict Research** (ハイデルベルク国際紛争研究所)

<http://www.hiik.de/en/index.html>

a Conflict Barometer 2011, analysed period 1 December 2010 to 31 December 2011 (紛争バロメータ2011、分析期間2010年12月1日～2011年12月31日), 2012年2月

[http://hiik.de/de/konfliktbarometer/pdf/ConflictBarometer\\_2011.pdf](http://hiik.de/de/konfliktbarometer/pdf/ConflictBarometer_2011.pdf)

閲覧日：2013年9月2日

b Conflict Barometer 2012, covering 2012 (紛争バロメータ2012、2012年を網羅), 2013年3月

<http://www.hiik.de/en/konfliktbarometer/>

閲覧日：2013年9月2日

420 この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

**108 Small Media Foundation** (スモール・メディア・ファウンデーション)

<http://smallmedia.org.uk/>

a LGBT Republic of Iran: an online reality? (LGBT イラン共和国 : オンラインの現実?) 2012年5月

<http://issuu.com/smallmedia/docs/lgbtrepublic>

閲覧日 : 2012年6月27日

**109 Iranian Minorities' Human Rights Organisation** (イラン・マイノリティ人権組織)

(IMHRO)

<http://www.iranianminorities.org/>

a Education in Mother tongue is forbidden for Minorities in Iran (イランのマイノリティに対する母国語教育の禁止) , 2008年2月18日-ハードコピーのみ

b IMHRO condemns the execution of 13 Baluchi men (IMHRO は 13 人のバルーチ族男性の処刑を非難する) , 2009年8月27日

<http://iranianminorityshumanright.blogspot.com/2009/08/imhro-condemns-execution-of-13-baluchi.html>

閲覧日 : 2011年5月11日

**110 Afghanistan Research and Evaluation Unit** (アフガニスタン人調査評価部)

<http://www.areu.org.af/>

a Second-generation Afghans in Iran: Integration, Identity and Return (イランの第二世代アフガニスタン人 : 統合、アイデンティティ、および帰国) , 2008年4月, 以下を經由

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?docid=4846b2062>

閲覧日 : 2013年8月14日

**111 CIA World Factbook** (CIA ワールド・ファクトブック)

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/>

a Iran (イラン) , 最終更新 2013年8月22日

<https://www.cia.gov/library/publications/the-worldfactbook/geos/ir.html>

閲覧日 : 2013年9月11日

**112 Freedom House** (フリーダムハウス) <http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=1>

a Countries at the Crossroads 2012: Iran (岐路に立つ国々2012 : イラン) , 2012年9月20日

<http://www.freedomhouse.org/sites/default/files/Iran%20-%20FINAL.pdf>

閲覧日 : 2012年10月18日

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

421

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

b Freedom of the Press 2013 - Iran (報道の自由 2013－イラン) , 2013 年 8 月 29 日, 以下を經由

<http://www.refworld.org/country,...IRN,,5220658c8,0.html>

閲覧日 : 2013 年 9 月 2 日

c Women's rights in the Middle East and North Africa 2010 – Iran (中東と北アフリカの女性の権利 2010－イラン) , 2010 年 3 月 3 日

<http://www.unhcr.org/refworld/country.COI,...IRN,,4b990124c,0.html>

閲覧日 : 2010 年 5 月 26 日

d Freedom on the Net 2012 – Iran (ネット上の自由 2012－イラン) , 2012 年 9 月 25 日

<http://www.unhcr.org/refworld/country,...IRN,,5062e8a2c,0.html>

閲覧日 : 2012 年 10 月 18 日

e

f Freedom in the World 2013 – Iran (世界における自由 2013－イラン) , 2013 年 4 月 10 日, 以下を經由

<http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=country&docid=5171049218&skip=0&coi=IRN&querysi=blogger&searchin=fulltext&sort=date>

閲覧日 : 2013 年 6 月 3 日

**113 Physicians for Human Rights** (人権のための医師団) <http://physiciansforhumanrights.org/>

a Iran's Barbaric Execution of Three Gay Men Signals Dangerous Direction (イランの 3 人のゲイに対する野蛮な処刑は危険な方向を示す) , 2011 年 9 月 12 日

<http://physiciansforhumanrights.org/blog/irans-barbaric-execution-of-three-gay-mensignals-dangerous-direction.html>

閲覧日 : 2012 年 6 月 28 日

**114 Iran Spectrum** (イラン・スペクトル)

a Political Parties in the Islamic Republic of Iran: A Short Review (イラン・イスラム共和国の政党 : ショートレビュー) , 2012 年 7 月 17 日

[http://www.iranreview.org/content/Iran\\_Spectrum/Political-Parties-in-the-Islamic-Republic-of-Iran-A-Short-Review.htm](http://www.iranreview.org/content/Iran_Spectrum/Political-Parties-in-the-Islamic-Republic-of-Iran-A-Short-Review.htm)

閲覧日 : 2013 年 9 月 10 日

**115 Khodarahimi, S et al.**

a Women's Mental Health in The North of Fars, IRAN, Islamic Azad University-Eghlid Branch and Islamic Azad University-Arsanajan Branch (イスラムアーザード大学 Eghlid 校、およびイスラムアーザード大学 Arsanajan 校によるイラン、ファールス北部の女性の精神衛生) , 2010 年

422 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

[www.mjpsychiatry.org/index.php/mjp/article/viewFile/63/61](http://www.mjpsychiatry.org/index.php/mjp/article/viewFile/63/61)

### **16 Christian Solidarity Worldwide** (世界キリスト教連帯) (CSW)

<http://www.csw.org.uk/portal.htm>

<http://www.csw.org.uk/indepth/home.htm>

a Religious Freedom Profile: Iran (宗教自由プロフィール：イラン), 2009年9月

<http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=report&id=117>

閲覧日：2010年5月6日

b Iran: Summary of Concerns and Recommendations (イラン：懸念と勧告の要約), 2012年6月

<http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=report&id=164>

閲覧日：2013年7月8日

c Why was Pastor Nadarkhani arrested and sentenced to death? (Nadarkhani 牧師はなぜ逮捕されて、死刑を宣告されたか?) 2013年3月8日

<http://www.csw.org.uk/nadarkhani.htm>

閲覧日：2013年7月18日

### **117 Inter Parliamentary Union** (列国議会同盟) <http://www.ipu.org/english/home.htm>

a Women in National Parliaments (国会における女性), 2012年6月30日

<http://www.ipu.org/wmn-e/arc/classif300612.htm>

閲覧日：2012年8月28日

### **118 Tehran Bureau** (テヘラン・ビューロー)

<http://www.pbs.org/wgbh/pages/frontline/tehranbureau/>

a Study: Iranians have abortions, too (研究：イランにも中絶はある), 2011年11月20日

<http://www.pbs.org/wgbh/pages/frontline/tehranbureau/2011/11/study-iranians-haveabortions-too.html>

閲覧日：2012年8月28日

b Virtual Votes: Questions over New Electronic Election System (バーチャルな投票：新しい電子選挙制度の問題)

<http://www.pbs.org/wgbh/pages/frontline/tehranbureau/2012/05/comment-virtual-votesquestions-over-new-electronic-election-system.html>

閲覧日：2013年6月27日

### **119 Komala.org** <http://www.komala.org/english/eindex.htm>

a Komala Party of Iranian Kurdistan, an Introduction (イラン・クルジスタンの Komala 党、序論),

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。 423

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

2009 年

[http://www.komala.org/english/sidor/2011/Introduction\\_eindex.htm](http://www.komala.org/english/sidor/2011/Introduction_eindex.htm)

閲覧日：2012 年 9 月 4 日

**120 Institute of War and Peace Reporting** (戦争と平和報道研究所) <http://iwpr.net/>

a Afghan children ensnared in heroin trade with Iran (陥れられたアフガニスタンの児童はイランとヘロインの取引をする), 2012 年 2 月 10 日

<http://iwpr.net/report-news/afghan-children-ensnared-heroin-trade-iran>

閲覧日：2012 年 10 月 31 日

b Afghan Children Deported Alone From Iran (イランから一人で運ばれてきたアフガニスタン児童), 2011 年 3 月 17 日

<http://iwpr.net/report-news/afghan-children-deported-alone-iran>

閲覧日：2012 年 10 月 31 日

**121 Forced Migration Review** (フォースト・ミグレーション・レビュー)

<http://www.fmreview.org/>

a Iran: Migrant smuggling and trafficking in persons, by Nasim Sadat Hosseini-Divkolaye Issue 32 (イラン：N 人間の密輸と売買に係る移民, asim Sadat Hosseini-Divkolaye による、第 32 号), 2009 年 4 月, 以下を經由

[http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/CB470F90D11059A54325759200425AB7-FMR\\_apr2009.pdf](http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/CB470F90D11059A54325759200425AB7-FMR_apr2009.pdf)

閲覧日：2012 年 10 月 31 日

**122 Journal of Women's Health Care** (女性医療ジャーナル)

<http://www.omicsgroup.org/journals/aimsandscopeJWHC.php>

a Related Factors of Female Genital Mutilation (FGM) in Ravansar (Iran) (Ravansar(イラン)における女性の性器切除(FGM)に関連する要因), 2012 年 5 月 22 日

<http://www.omicsgroup.org/journals/2167-0420/2167-0420-1-108.php>

閲覧日：2012 年 11 月 1 日

**123 The Diplomat** (ザ・ディプロマット) <http://thediplomat.com/>

a Inside Iran's most secretive region (イラン国内の最も秘密主義的な地域), 2011 年 5 月 16 日

<http://the-diplomat.com/2011/05/16/inside-iran%E2%80%99s-most-secretive-region/>

閲覧日：2012 年 11 月 1 日

**124 World Economic Forum** (世界経済フォーラム) <http://www.weforum.org/>

424 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。



a The Global Gender Gap Report 2012 (世界ジェンダー・ギャップ・レポート 2012) , 2012 年 10 月 24 日

[http://www3.weforum.org/docs/GGGR12/MainChapter\\_GGGR12.pdf](http://www3.weforum.org/docs/GGGR12/MainChapter_GGGR12.pdf)

閲覧日 : 2012 年 11 月 6 日

**125 International Journal of Burns and Trauma** (国際火傷・トラウマジャーナル)

<http://www.ijbt.org/>

a Tragedy of women's self-immolation in Iran and developing communities: a review (イランと発展途上コミュニティにおける女性の自己犠牲の悲劇 : レビュー) , 2012 年 9 月 15 日オンライン公開

<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC3462521/>

閲覧日 : 2012 年 11 月 6 日

**126 BioMed Central (BMC)** <http://www.biomedcentral.com/>

a Testing the WHO responsiveness concept in the Iranian mental healthcare system: a qualitative study of service users, BMC Health Services Research 2011, Forouzan et al. (イランの精神医療システムにおける WHO 反応性概念の試験 : サービス利用者の質的研究、BMC 公共医療サービス研究 2011、Forouzan 他)

<http://www.biomedcentral.com/content/pdf/1472-6963-11-324.pdf>

閲覧日 : 2012 年 11 月 8 日

**127 Institute of Peace and Conflict Studies** (平和紛争研究所) <http://www.ipcs.org/>

a Iran: Understanding the Policy towards Afghan Refugees (イラン : アフガニスタン難民に対する政策の理解) , 2012 年 7 月 25 日

<http://www.ipcs.org/article/Afg-Iran/iran-understanding-the-policy-towards-afghanrefugees-3683.html>

閲覧日 : 2012 年 11 月 8 日

**128 Ministry of Foreign Affairs, Iran** (イラン外務省)

<http://www.mfa.ir/index.aspx?siteid=3&pageid=1997>

a Consular Services (領事館) , 2013 年

<http://www.mfa.ir/index.aspx?siteid=3&pageid=2070>

閲覧日 : 2013 年 6 月 20 日

**129 Iranian Queer Organisation** (イラン・クィア・オーガナイゼーション)

<http://irqo.org/?lan=en>

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

425

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

a Humanity Denied: The Violations of the Rights of Lesbian, Gay, Bisexual and Transgender Persons in Iran (否定された人間性：イランのレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、およびトランスジェンダーの人々の権利の侵害), 2011年9月

<http://ilga.org/ilga/static/uploads/files/2011/9/29/29014233.pdf>

閲覧日：2012年11月12日

**130 Payvand Iran News** <http://payvand.com/news/>

a Tehran Launches Center for Temporary Marriages: Concubism, the Product of Discrimination and Inequality (テヘランでは臨時結婚のためのセンターを開始：Concubism、差別と不均衡の生成), 2012年6月4日

<http://www.payvand.com/news/12/jun/1028.html>

閲覧日：2012年12月3日

b

c Iranian government slammed for rise in child labour (イラン政府は児童労働の増加に歯止めをかける), 2012年11月28日

<http://www.payvand.com/news/12/nov/1247.html>

閲覧日：2012年12月4日

d Not all judges are corrupt: Iran's Judiciary chief (すべての判事が墮落しているわけではない：イランの司法府の長), 2010年12月9日

<http://www.payvand.com/news/10/dec/1094.html>

閲覧日：2013年6月26日

e Iran's rules change for children born to foreign fathers (外国人の父親に誕生した児童に関するイランの規則の変更), 2012年5月7日

<http://www.payvand.com/news/12/may/1070.html>

閲覧日：2013年6月27日

f Controversial family law passes in Iranian Parliament (物議をかもし家族法がイラン議会で可決), 2013年3月6日鳩山

<http://www.payvand.com/news/12/mar/1064.html>

閲覧日：2013年8月8日

**131 Roshan Institute for Persian Studies** (Roshan ペルシア人研究所)

<http://www.ricps.umd.edu/index.html>

a What is Persian? (ペルシア人とは何か?) 日付なし

<http://www.ricps.umd.edu/language-history/persian-handbook/1/index.html>

閲覧日：2013年5月8日

**132 Kwintessential.com** <http://www.kwintessential.co.uk/>

a Iran - Language, Culture, Customs and Etiquette (イラン - 言語、文化、関税、および礼儀) ,  
日付なし

<http://www.kwintessential.co.uk/resources/global-etiquette/iran-country-profile.html>

閲覧日 : 2013 年 5 月 13 日

**133 CATO Institute** (CATO 研究所) <http://www.cato.org/>

a Iran's Lying Exchange Rates (イランの裏為替レート) , 2012 年 10 月 10 日

<http://www.cato.org/blog/irans-lying-exchange-rates>

閲覧日 : 2013 年 5 月 14 日

**134 Payvand** <http://www.payvand.com/>

a Final judgement in the Iran Tribunal (イラン裁判所での最終的な判断) , 2013 年 2 月 7 日

<http://www.payvand.com/news/13/feb/1063.html>

閲覧日 : 2013 年 6 月 17 日

**135 Iran Tribunal** (イラン裁定委員会) <http://www.irantribunal.com/index.php/en/>

a Judgment of People's International Court of Iran Tribunal (イラン裁定委員会の人民国際法廷の  
判決) , 2013 年 2 月 5 日発行

<http://www.irantribunal.com/index.php/en/sessions/court/402-judgment>

閲覧日 : 2013 年 6 月 17 日

**136 France 24** (フランス 24) <http://www.france23.com/en/>

a Iran unveils machine for amputating thieves' fingers (イランが泥棒の指を切断するための機械  
を初公開) , 2013 年 1 月 25 日

<http://observers.france23.com/content/20130125-iran-machine-amputating-thievesfinger>

閲覧日 : 2013 年 6 月 17 日

**137 Christians in Parliament All Party Parliamentary Group** (英国議会キリスト教徒超党派議員  
連盟) (APPG)

<http://www.christiansinparliament.org.uk/>

a Report on the Persecution of Christians in Iran (イランにおけるキリスト教徒迫害レポート) ,  
2012 年 10 月

<http://www.christiansinparliament.org.uk/publications/>

閲覧日 : 2013 年 7 月 1 日

**138 National Council of Resistance of Iran** (イラン国民抵抗評議会) (NCRI)

a Our resistance (我々の抵抗), 2013 年

<http://www.ncr-iran.org/en/about>

閲覧日 : 2013 年 9 月 9 日

## 附属書 F

### 英国外務省 (Foreign and Commonwealth Office) (FCO) からの通信

[26a]

出身国情報サービス、内務省 (Country of Origin Information Service, Home Office)

2013年8月20日

件： 出身国情報 - イラン - 医療施設

イランの医療部門の状態は、以前よりも流動化している。同部門はインフレ、補助金縮小、保健部門に対する部分的で遅れの生じた財政支援を含む政府の不適切な管理、および輸入にまつわる困難により、過去数年来、課題に直面してきた。しかし、イランはよく発達した、包括的な医療部門を維持している。

イランには民営と公立の2種類の病院がある。治療費は公立病院の方がかなり安いかもしれないが、状況に応じて、民営と公立の両方の病院を誰でも利用することができる。英国と同様に、イランでも個人の入院費、治療費、手術費は非常に高価となる場合がある。

雇用者が従業員のために補助金を支払う社会保障計画に患者が加入しているならば、この計画は補助金による治療と医薬品を受ける資格を患者に与える。この保険の補償はすべての公立病院と一部の民営病院に適用される。患者の寄与は相対的条件と絶対的条件の両方で増大したと伝えられる。

テヘランと Shiraz やイスファハンなどの他のすべての大都市には、多くの評判の良い病院がある。こうした病院には、そのほとんどが非常に経験豊かな、国際的に訓練を積んだ医師と専門家が職員として配置されている。テヘランでは、民間と公立の両方の部門で専門的なケアが受けられる。

国内では治療が受けられない複雑な病状について、患者は海外での医療費の支払いのために最高医療評議会 (Supreme Medical Council) に財政援助を申し込むことができる。最高医療評議会は、そのような出資援助が割り当てられるべきかどうかを決定するために、各事案を評価し、審査する専門医のグループから成る。

ほとんどの医薬品の価格はここ2年でかなり値上がりした。一部の特定医薬品、特に輸入

この出身国情報レポートには、2013年8月31日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

429

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

ものの一時的な不足が日常的に報告されている。しかし、ほとんどの薬はイランで入手可能である。また、イランの製薬産業は過去 10 年間にかなりの発展を遂げた。大多数の薬の必須の原料は海外から輸入されており、医薬品は国内で生産されて、包装される。これにも政府からの補助金が与えられる。輸入薬に関しては、ヨーロッパから中国とインドの供給品への変化があった。処方されるが国際標準に従うよう気をつけるべきである。

[26b]

外務省

2010 年 1 月 27 日

英国国境局 (UK Border Agency) は、殺人で有罪宣告された少年の状況に関する情報について、英国外務省 (Foreign & Commonwealth Office) (FCO) と連絡を取った。FCO はこの問題についてテヘランで国連児童基金(ユニセフ) (United Nations Children's Fund (UNICEF)) に相談した。彼らは我々に以下の情報を提供してくれた。

一般に、犯罪に関与したことによって告発されるか、または司法手続に続いて有罪宣告された少年は、「少年矯正・リハビリテーションセンター (Juvenile Correction and Rehabilitation Centres) (JCRC)」または Kanoon-e Eslaah va Tarbiat (ペルシア語) に拘留される。

各州に 1 つずつ、刑務所庁 (Prisons' Organization) の下位部門である JCRC が存在する。刑務所庁は司法府の主要機関の 1 つである。司法府の長は刑務所庁の長官を任命する。

法律に違反したすべての児童と少年は管轄裁判所を通して JCRC に送致される。JCRC は、このような少年について宣告や釈放を決定する上でいかなる役割も果たさない。少年犯罪者は、彼らの事件について決定が下される時までセンターに拘留される。決定は判決や放免の執行となりうる。

JCRC の定款の第 19 条では、「JCRC は、結婚適齢未満の児童と 18 歳未満の犯罪者を監督し、矯正し、教育するためのセンターである」と宣言している。

JCRC は子どもの権利に関連する問題について国際機関 (例えばユニセフ)、政府機関 (例えば教育・労働省)、NGO と協力する。

センターへの入所と承認後すぐに、少年は一時的な入居房に置かれて、健康診断を受ける。

430 この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

その時、司法書類が各人について確認される。

### 死刑囚監房の少年

JCRC は死刑を宣告された、すなわち死刑囚監房にいる少年の事件にも関係している。JCRC スタッフは、犠牲者の家族の許し、および／または *dieh*（殺人報酬）の回収と支払いを得ることを通してこれらの事件の解決を視野に入れながら、管理的および／または技術的レベルでそのような事件の調停と解決に大きく関与している。18 歳に達した元少年を成人刑務所に移送することを控えるために、彼らは刑務所庁とともに内部で調整も行う。

殺人の容疑者であるか、または殺人で有罪宣告された少年の状況について、センターはこれらの法律侵犯者のために隔離された区画を備えている。しかし、隔離された場所で拘束されているにもかかわらず、こうした少年が、法律に違反した他の少年が受けるものと同じサポート／保護サービスを受けることは強調されるべきである。

何人も、殺人事件について、それが司法制度に終了されるのにどれくらいの時間がかかるかを正式に、および／または正確に言うことは、各個人のケースの複雑さと独自性のためにできない。一般に、殺人事件には、様々な関連組織、すなわち警察の専門的な部局、法医学庁（Forensic Medicine Organization）、および刑事法廷（初級簡易裁判所、控訴裁判所、最高裁判所を含む）によって考慮されるべき多くの面がある。

qesas（処刑）の処罰の対象となる殺人事件に関して、刑事事件の規定に則った司法手続全体が完了した後で、判決執行部（Judgement Enforcement Department）は、処刑／qesaas を実行するために司法府の長（Estizaaan）の認可を求める必要がある。

司法府の長のレベルにおけるこの最終フィルターは以下のものとなる可能性がある。

a) 第 1 段階、すなわち初級簡易法廷に、最初から事件を審議し直すために事件を差し戻す。

または

b) 処刑を実施する前に事件を解決しようとして、州レベルの紛争解決評議会（Dispute Settlement Councils）に事件を送る。

この点についての例外は、国家安全保障に反する行為への関与によって告発された、法律違反者の少年の事件である。そのような場合、特別な機構を適用して、訴訟は始まってから 1 ヶ月以内に最終決定されるかもしれない。

[26c]

2010年5月11日

Foreign and Commonwealth Office (英国外務省)  
King Charles Street  
London  
SW1A 2AH

出身国情報サービス (Country of Origin Information Service)  
英国国境局 (UK Border Agency) (UKBA)

拝啓

件： イラン： 法の支配 (Rule of Law)

イラン憲法、刑事訴訟法、および民事訴訟法は、拘留者の権利と正当な法の手続きの基礎について定めているものの、これらは日常的に無視されている。2009年8月のテレビ放送された見せしめ裁判と2010年初期における7人のバハーイ教指導者に対する裁判は、すべてイランの訴訟法に違反するものであった。とりわけ政治的な事件において、弁護士は法律によって保証されている権利、特に、クライアントと接触し、関連書類を入手し、証人を取り調べから解放する権利を正規に与えられない。判決が下されても、常に被告人または被告人の弁護士に伝達されるわけではない。逮捕された者はしばしば告訴されずに何ヶ月も拘留される。

かつてはイラン弁護士協会 (Iranian Bar Association) によってある程度保護されていた弁護士の独立性は、同協会の活動と会員の地位を厳密に規制する指令によって脅かされている。2010年2月に、弁護士理事会 (Bar Board of Directors) の約40人の候補者が政治的な理由から資格を失った。第二に、司法府に直属する並行的な弁護士会 (第187条弁護士) が設立された。イランで実務を行うために、すべての弁護士はこれらの2つの組織のうちどちらか1つの会員でなければならない。

2009年の大統領選挙以来、恣意的な逮捕と拘留をめぐって、数多くの信用できる報告があった。しばしば政治的な理由で拘留されている者は起訴されず、またある者は、スパイ活動、国家安全保障に対する脅威、外国の機関との接触などの一切合切を含む罪状を課される。下で述べるような資質を適用するための規則は存在するものの、特に2009年の大統領選挙以来、司法手続への政治的な干渉をめぐり、数多くの信用できる報告がある。資質の適用にはかなりの柔軟性もある。訴訟手続についての権利はあれども、訴訟は異なる判事



によって監督される。

ある犯罪に関する罰則が成文化すると同時に、判事は判決の決定にほとんど（あるいはまったく）自律性を発揮できなくなるように見える。しかし、判事は、例えば国家安全保障への脅威、または *moharebeh*（神の敵）といったある種の訴訟に資質を応用するための能力を備えている。そのような資質の適用をめぐるはいくつかの規則があり、例えば *moharebeh* の場合、当該の犯罪は国家に対しての武装した活動に関係していなければならない。しかし、資格の使用は、おそらく、被告人に推定される「意図」にのみ基づいており、適用は判事の裁量次第である。さらに、*moharebeh* の場合、「武器」の正確な性質をめぐる論争が起きるのも必至である。最近では、Ashura 抗議の間に石を投げた被告人に対して *moharebeh* の判決が下されたと報道機関が報じている。*moharebeh* の刑罰は自動的に死を意味する。

成文化した法律に空隙が存在する場合、判事は、処罰を決定するために（彼らの解釈において）法典に頼ることができる。英国と違って、判例法の強力なシステムはまったく存在しない。さらに、例えば姦通に対する投石のような、ある種のイスラム刑罰が適用される場合もある。司法府の以前の長が投石の使用を非難する巡回状を出したことがあるにもかかわらず、巡回状は法的強制力を備えておらず、一部の（州の）判事は投石による死刑を人々に宣告し続けている。

殺人事件の場合、*qyas* [*qesas*]の判決が宣告されることは一般的である。*qyas* の判決は、犠牲者の家族への殺人賠償金の支払い（この時点で被告人は釈放される）または死刑判決のいずれかを意味している。いずれかを決定するのは犠牲者の家族次第である—家族は第 3 の選択肢（例えば刑期の延長）を選ぶことはできない。

敬具

イラン連携グループ (Iran Co-ordination Group)

[26d]

2013 年 5 月 30 日

Foreign and Commonwealth Office (英国外務省)

Consular Directorate (領事局)

King Charles Street

London

この出身国情報レポートには、2013 年 8 月 31 日現在で公に入手可能な最新情報を記載している。

433

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

SW1A 2AH

関係者各位

件： イランにおける家族捜索

英国外務省（Foreign and Commonwealth Office）（FCO）および在外英国大使館（British Embassies overseas）は、英国および非英国の国籍者の両方について、行方不明者が生じた場合、これを捜索または捜査することができないことに留意されたい。これは当該国において当該国の当局が担う案件である。

イラン国民の捜索に関して、我が国は、彼らがインターポール経由で問い合わせを行うことができるかどうかを確かめるために、英国における最寄りのイラン伝道団体または地元警察に連絡するように勧めている。

誰かが海外で行方不明となった場合におそらく援助を提供しうる慈善団体と NGO の一部の名称と連絡先の詳細については、我が国の行方不明者広報に記載されている。これは次のリンクにおいて閲覧できる。<https://www.gov.uk/government/publications/missingpersons>

敬意

領事局

外務省